



第九輯

吉備群書集成

吉備温故秘録　利上巻

凡例

一、本書に收載せる紀事（十一卷）は、底本として東京帝國大學史料編纂所本を採つたが、その外五卷は、土肥經平氏の著書備前軍記であつたから、本輯には收錄しない事とした。（本集成第三輯所載、土肥經平著備前軍記參照。）そして、編纂所本の缺漏せる所は、岡山縣立圖書舘本・池田家文庫本（原本及木畑本）によつて補つた。

一、山狩・御國目付御巡見・學習武技は、史料編纂所本を、東照宮御祭禮傳聞大概・來客は、岡山縣立圖書舘本を底本とした。

一、本書錄載の第五十四卷紀事四以下は、原本に卷數を缺いでゐたが、本書は、紀事に就ては、年代の序によりて卷數を入れ、順次、山狩・東照宮御祭禮傳聞大概・御國見附御巡見・來客・學習武技と卷數を附加したが、固より原本に卷數なきものは、割註を以て無卷數の意を明かにした。

九月中旬　　森田敬太郎識

吉備群書集成第九輯目次

吉備温故秘録 自巻之五十一 至巻之七十一 利之巻

原本巻數

吉備群書集成第九輯（吉備温故秘録利之卷）目次終

吉備温故秘録

（紀事）

紀事に就て

白吉備溫故秘錄卷之六十二（紀事十二）
至吉備溫故秘錄卷之六十六（紀事十六）

五卷は、本集成第三輯戰記部に收載してゐる土肥經平の著、備前軍記を錄載したものである
から、本輯は、記述の重複を避ける爲めに、該軍記を採錄せぬ事とした。

無適生記

生島間別有一字
原本字闕

吉備温故秘錄 巻之五十一

大澤惟貞輯錄

紀事 一

神代卷曰、生大日本豐秋津洲、次生伊豫二名洲、次生筑紫洲、次雙生隱岐洲與佐渡洲、世人或有雙生者象此也、次生越洲、次生大洲、次生吉備子洲、由是始起大八洲國之號焉。

舊事紀曰、先產生淡路洲爲胞、意所不快、故曰淡道州、卽謂吾恥也。次生伊豫二名州、次生筑紫州、次生壹岐州、次生對馬州、次生隱岐州、次生佐渡州、次生大日本豐秋津州、因玆以先所生謂大八州矣。然後還坐之時、生吉備兒島、次生小豆嶋、次生大嶋、次生女島、次生血鹿島、次生兩兒島。

凡產生十四島、其處々小島、皆是水沫潮凝而成者也。

又同書曰、次生六小島、兒吉備兒島謂建日方別、次小島謂大野手上比賣。頭書曰、手字下注上字者、上古之音、切而別有口授。

古事記も、亦舊事紀に同じ、故にこれを略す。

神代卷一書曰、素盞嗚尊斷蛇之劍、今在吉備神部許也。舊事亦同頭書、引延喜式神名帳曰、備前國赤坂郡石上布都之魂神在。

日本紀曰、神武天皇乙卯年春三月甲寅朔已來、從安藝國埃宮徙入吉備國、起行宮以居之、是曰高島宮、積三年間、脩舟檝蓄兵食、將欲以一擧而平天下也、戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師卽遂東、舳艫相接。

舊事記は、日本紀に同じゆえに略す。

古事記曰、神倭伊波禮毗古命、從安藝國還上幸而於吉備之高島宮八年坐、故從其國上幸之時、乘龜甲爲釣、乍打羽擧來人遇于速吸門、命喚歸問之、汝者誰也、答曰僕者國神、又問汝者知海道乎、答曰能知、又問從而仕奉乎、答曰仕奉、故爾指度槁機引入其御船、卽賜名號槁根津日子。此者、倭國造等之祖。

日本紀に三年、古事記に八年と有、三年といふ是ならんか。

大成舊事本紀曰、神武天皇時居二高島宮一、庭中一夜生二八蕨一、其長一丈二尺一其太二尺五寸、其色濃黃也。國有二人神一云二黃光命一、即朝奏曰、此草異草也、當治二八洲一祥、是天爲レ瑞軍卒競レ之、故道以レ國號二黃薇國一、作者作二吉備之守一。

此書、據とすべきものならねど、世に知るものなれば、爰に記す。

古事記曰、孝安天皇娶二姪忍鹿比賣一、生二御子大吉備諸進命一。

此皇子も、吉備國を給りしならん、故に爰に記す、下是にならん。

同書曰、大倭根子日子賦斗邇命 孝靈天皇 皇子大吉備津日子命與二若日子建吉備津日子命一、二柱相副而於二針間氷河之前一居二忌瓮一而針間爲二道口一、以言二向和吉備國一也。故此大吉備津日子命者、吉備上道臣之祖也。次若日子建吉備津日子命者、吉備上道臣笠臣之祖也。（針間、爲道口。播磨國、山陽道之始也。）

同書曰、大吉備津日子命、亦名比古伊佐勢理毗古命。

日本紀曰、崇神天皇十年九月丙戌朔甲午、以二大彦命一遣二北陸一、武渟川別遣二東海一、吉備津彦遣二西道一、丹波道臣命遣二丹波一、因以銘レ之曰、若有二不レ受レ教者一、乃擧レ兵伐レ之、既而共授二印綬一爲二將軍一、未二幾時一、武埴安與二妻吾田媛一謀二反逆一、興レ師忽至、各別レ道、而夫從二山背一、婦從二大坂一、共入欲レ襲二帝京一、時天皇遣二五十狹芹彦命一、（吉備津彦也。）擊二吾田媛之師一、即遮二於大坂一、皆大破レ之、殺二吾田媛一悉斬二其軍卒一、冬十月乙卯朔詔二群臣一曰、今反者悉伏レ誅、畿內無レ事、唯海外荒俗、騷動未レ止、其四道將軍等、今忽發之丙子將軍等共發路。十一年夏四月壬子朔己卯、四道將軍以下平二戎夷一之狀上奏焉、是歲異俗多歸、國內安寧。

倭姬命世記曰、八年辛酉正月、即建二都橿原一、經二營帝宅一天皇孫尊乃美豆御舍乎造仕奉弖天御蔭日御蔭止隱坐弖四方國乎安國止平久知食須天津璽乃劍鏡乎捧持賜弖言壽宣弖志天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾護利奉レ祐留稱辭竟奉、凡神倭伊波禮彥天皇以往九帝歷レ年六百三十餘歲、當二此時一帝與レ神其際未レ遠、同レ殿共レ床、以レ是爲レ常、故

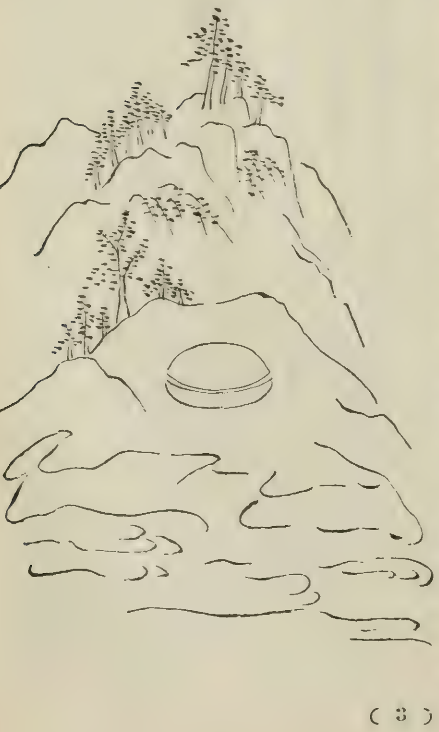
神物宮物亦未ニ分別ー焉、御間城入彦五十瓊殖天皇即位六年己丑秋九月就ニ於倭笠縫邑ー、殊立ニ磯城神籬ー、奉レ遷ー天照太神及草薙劍ー、令下ニ皇女豐鍬入姬命ー奉上レ齋焉、其遷祭夕部宮人皆參、終夜宴樂歌舞、然後隨ニ太神之敎ー、國々處々仁大宮處乎求給倍利。天皇以往九帝同レ殿共レ床、然漸畏ニ其神勢ー、共住不レ安、改令ニ齋部氏ー率ニ石凝姥神裔天日一筒裔二氏ー、更鑄ニ造鏡劍ー、以爲ニ護レ身神璽ー焉、是今踐祚之日所レ獻神璽鏡劍是也。三十九年壬戌三月三日遷ニ幸但波吉佐宮ー、積ニ四年ー奉レ齋、從レ此更倭國求給、此歲豐宇介神天降坐奉ニ御饗ー留、四十三年丙寅九月九日遷ニ倭國伊豆加志本宮ー、八年奉レ齋留、五十一年甲戌四月八日遷ニ木乃國奈久佐濱宮ー、積ニ三年之間ー奉レ齋、于レ時紀國造進ニ舍人紀麻呂地口御田ー留、五十四年丁丑遷ニ吉備國名方濱宮ー、四年奉レ齋、于レ時吉備國造進ニ采女吉備都比賣又地口御田ー留、五十八年辛巳遷ニ倭彌和乃御室嶺上宮ー、二年奉レ齋、是時豐鍬入姬命吾日足止白支、爾時姪倭比賣命事依奉利御杖代止定弖、從レ此倭姬命奉レ戴ニ天照太神ー而行幸。相殿神天兒屋命太玉命御戶開闢神天手力雄神栲幡姬命御戶神豐石窓櫛石窓命並五部伴神相副奉レ仕矣。

元々集曰、五十四年丁丑遷ニ吉備國名方濱宮ー、神崎岩上殘水御壺坐、四年奉レ齋。

同書曰、景行天皇八坂入媛爲レ妃、生ニ七男六女ー、畧中弟十一曰ニ吉備兄彥皇子ー。

舊事紀曰、景行天皇所レ生男女總八十一皇子之中、男五十五女二十六、就中際留ニ六皇子ー男五女一以外皆封ニ州縣ー矣、吉備兄彥命。他皇子畧。

同書御遷幸指圖



古事記曰、景行天皇娶二吉備臣等之祖若建吉備津日子之女(ムスメ)、名針間之伊那毗能大郎女(イナビノオホイラツヒメ)一。云々。

日本紀曰、景行天皇二十七年十月丁酉朔己酉、遣二日本武尊一令レ撃二熊襲一、時年十六、中略十二月悉斬二其黨類一無レ餘、唯一既而從二海路一歸レ倭到二吉備一、以渡二穴海一、其處有二惡神一、則殺レ之、中略二十八年春二月乙丑朔、日本武尊奏二平熊襲之狀一曰、臣賴二天皇之神靈一以レ兵一擧頓誅二熊襲之魁帥一者、悉平二其國一、是以西洲既謐、百姓無事、唯吉備穴濟神及難波柏濟神、皆害心以放二毒氣一、令レ苦二路人一、並爲二禍害之藪一、故悉殺二其惡神一、並開二水陸之徑一、天皇於レ是美二日本武尊之功一而異愛。

古事記曰、穴戸神皆言、向レ和而參上。云々。

此時日本武尊しばらく爰にましませしによつて、吉備武彥の女をさいあいし玉ふて、後は妃にし玉ふと見へたり。

日本紀曰、日本武尊娶二兩道入姬皇女一爲レ妃、中略又妃吉備武彥之女吉備穴戸武媛生二武鼓王與十城別王一、其王武鼓王是讃岐綾君之始祖也、弟十城別王是伊豫別君之始祖也。

舊事紀も亦同じ、但武鼓王を武卵王に作る。

古事記曰、倭建命娶二吉備臣建日子之妹大吉備建比賣一、生二御子建見兒王一。

國造本紀曰、吉備穴國造纏向日代朝御世和邇臣同祖彥訓服命孫八千足尼定賜國造。

穴國、何れの處といふ事未審、され共兒島などなるらんか。日本武尊熊襲を平げ、倭國に遷玉ふ時、當國穴海・穴濟の惡神を殺して、水陸をひらき玉ひ、都に上り玉ひてこれを奏せられしにより、この八千足尼を國造になし玉ひて、其處を治め玉ふと見へたり。又兒島と天城との間の海、昔藤戸の渡といひて甚狹間なる海東西へ通したる故に、穴門といひ、穴戸と言ひたるか、此藤戸の渡りを穴海といひ、東に串村の米崎より藤戸迄の內海を穴海といひしものならんか、すれば穴國は兒島にてもあらんかなれ共、何の據もなきまゝに、委しく記さず、後人これを正せ。又此國吉備津宮の緣起、兒島郡通生村般若院の紀等に有、此邊のあしき神々を討玉ひし神軍の事どもをいふは、大吉備津日子命を若日子建吉備津日子命の二柱、此國を言向和し玉ふと、日本武尊の穴海の惡神を平げ玉ふを記せしものならんか、後人これをたゞせ。

此條歌詞旁訓校本史而改寫一二文寫與原本異者亦同

古事記曰、景行天皇亦頻詔倭建命、言向和平東方十二道之荒天流神及摩都樓波奴人等、而副吉備臣等之祖名御鉏友耳建日子而遣之。云々。

姓氏錄曰、廬原公稚武彥命之後也、孫吉備津彥命景行天皇御世被遣東國伐毛人及鬼神、到于阿倍廬原國、復命之日以廬原國給之。

日本紀曰、仲哀天皇九年遣吉備臣祖鴨別、令擊熊襲國、未經浹辰而自服焉。

本朝神社考曰、神功皇后船過備前海上時、大牛出有欲覆船、住吉大明神化老翁取其角投倒之、名其所曰牛轉今言牛窓訛也。其牛蓋塵輪鬼之所化也。落死塵輪亦射帝、帝遂崩。

舊事紀・古事記・日本書紀ともに此事なし、春齋の正保の犬追物には、道春の神社考のごとく此事を記て、此事風土紀に有つらんと書たるにて考れば、道春の書れしは、備前風土紀の文を以て、其儘記せるなるべし。

姓氏錄曰、神功皇后征伐新羅凱旋明年車駕還都、于時忍熊別皇子等竊構逆謀於明石界、備兵待之、皇后鑑識遣弟彥王於針間吉備界造關防之所謂和氣關是也。太平後錄從駕勳、酬以封地仍被吉備磐梨縣始家之焉、光仁天皇寶龜五年四月丙申、改賜和氣朝臣姓也。

日本紀曰、應神天皇二十二年春三月甲申朔戊子天皇幸難波居於大隅宮、丁酉登高台而遠望時、妃兄媛侍之、望西以大難、兄媛者吉備臣祖御友別之妹也。於是天皇問兄媛曰、何爾歎之甚也、對曰近日妾有戀父母之情、便因西望而自歎矣、冀暫還之、得省親歟、爰天皇愛兄媛篤溫情之情則謂之曰、爾不視二親、既經多年、還欲定省、於理灼然則聽之、仍喚淡路御原之海人八十人、爲水手送于吉備、夏四月兄媛自大津發船而往之、天皇居高台、望兄媛之船、以歌曰、

阿波旎辭摩、異椰敷多那羅弭阿豆枳辭摩、異椰敷多那羅弭豫呂辭枳辭摩、之魔儴伽多佐例阿羅智之、吉備那流伊慕賜阿比彌菟流莫能。

大八州記註曰、下道今爲二備中之郡一也、上道今爲二備前之郡一也、香屋今爲二備中之郡一、作二賀夜一也、三野今爲二備前之郡一、作二御野一也、波區藝今未レ詳焉。

本史標註言、波區藝疑也擧直誤作丘今改之。

苑縣、按、和名抄備中下道郡有曾能是也、備前邑久郡備中賀夜郡共有二服部郷一也

秋九月辛巳朔丙戌天皇狩二于淡路島一、是島者横レ海在二難波之西一、峯巖紛錯、陵谷相續、芳草薈蔚、長瀾潺湲、亦麋鹿鳧雁多在二其嶋一、故乘輿屢遊レ之、天皇便自二淡路一轉以幸二吉備一遊二小豆島一。庚寅亦移二居於葉田葦守宮一、時御友別參赴レ之、則以二其兄弟子孫一爲二膳夫一而奉饗焉、天皇於レ是看二御友別謹惶侍奉之狀一而有レ悅、因以割二吉備國一封二其子等一也、則分二川島縣一封二長子稻速別一、是下道臣之始祖也、次以二上道縣一封二中子仲彥一、是上道臣香屋臣之始祖也。次以二三野縣一封二弟彥一是三野臣之始祖也、復以二波區藝縣一封二御友別弟鴨別一、是笠臣之始祖也、即以二苑縣一封二兄浦凝別一、是苑直之始祖也、即以二織部一賜二兄媛一、是以其子孫於レ今在二于吉備國一是其緣也。

姓氏錄曰、應神天皇巡幸二吉備國一、登二加佐米山一之時、飄風吹放二御笠一、天皇怪レ之、鴨別命言、神祇欲レ奉二天皇一、故其狀示、天皇欲レ知二其眞僞一、今獵二其山一所レ得甚多、天皇大悅、賜二名賀佐一。

舊事紀國造本紀曰、大伯國造輕島豐明（應神天皇）朝御世神魂明七世孫佐紀足庄定二賜國造一。（頭書曰、今備前國邑久郡。）

同書曰、上道國造輕島豐明朝御世元、封二中彥命一兒多佐臣始國造。（同、今備前國邑久郡。）

同書曰、三野國造輕島豐明朝御世元封二弟彥命一、次定二賜國造一。（同、今備前國御野郡。）

同書曰、笠臣國造輕島豐明朝御世元封二鴨別命一、八世孫笠三枝臣定二賜國造一。

頭書曰、備中國郡縣今無二笠名一。姓氏錄云、應神天皇巡二幸吉備國一登二加佐米山一之時、飄風吹放二御笠一とあり、是は笠の名備中國に無くて、備前に笠目山有る故に、笠臣國造は此笠目山と見て頭書をしたるものならん。按ずるに、當國津高郡に加茂郷あり、昔は鴨の字を書し由、鴨別命も此鴨縣に居たるを、應神天皇初而鴨別命を波區藝縣を以て封じ、その八世の孫に笠三枝臣を國造に定賜ふとあれば、波區藝縣はいまだ詳ならざれども此加佐米山の邊りならんか。此鴨別命の子孫、笠井村に居住と見へたり。又當郡中に鴨神社四ケ所あり、是も鴨別命此處に居たる故に、後に神にいわゐて鴨神社とするならんか。上古は津高郡の名なくて鴨縣といひしもしれず、此鴨神社も古き社と見えて式內の神なり、然れ共、此波區藝縣他の書に所見なし、後人是を證せ。

故事紀曰、大雀命（仁德）其太后石之日賣、甚多二嫉妬一、故天皇所レ使之妾者不レ得レ臨二宮中一言爾天皇聞看二吉備海部直

之女名黑比賣、其容姿端正、喚而上使也、然畏其太后之嫉、逃下本國、天皇坐高台、望瞻其黑日賣之船出浮海、以歌曰、

淤岐幣邇波、袁夫泥都羅々之。玖文漏邪能、摩佐豆古和氣毛、玖邇幣玖陀良須。

故太后聞是之御歌、大忿遣人於大浦、追下而自步追去、於是天皇戀其黑日賣、欺太后曰、欲見淡道島、而行幸之時、坐淡道島、遙望歌曰、

於志氐流夜、那爾波能佐岐由伊傳多知氐、和賀玖邇美禮婆阿波志摩、游能碁呂志摩、阿遲摩佐野志摩、母美由佐氣津志摩美由。

乃自其島傳而幸行吉備國、爾黑日賣命令大坐其國之山方地、而獻大御飯、於是爲煮大御羹、採其地之菘菜、時天皇到坐其孃子之採菘處、歌曰、

夜麻賀多邇、麻祁流阿袁那母、岐備比登々、等母邇斯都米婆、多怒斯久母阿流迦。

天皇上幸之時黑日賣獻御歌曰、

夜麻登幣邇、邇斯布岐阿宜底、玖毛波那禮、曾々岐袁理登母、和禮和須禮米夜。

又歌曰、

夜麻登幣邇、由玖婆多賀都麻、許母里豆能、志多用波閇都々由久婆多賀都麻。

●同書曰、仁德天皇六十七年吉備中國川嶋河派有大虬、令苦人、時路人觸其處而行必被其毒以死亡、於是笠臣祖縣守爲人勇悍而强力、臨派淵以三全瓠投水曰、汝屢吐毒令苦路人、余殺汝虬、汝沈是瓠則余避之、不能沈者仍汝身時水、虬化鹿以引入瓠、瓠不沈、卽擧劍入水斬虬、更求虬之黨類、乃諸虬族滿淵底之岫穴、悉斬之河水變血、故號其水曰縣守淵也。

●同書曰、雄略天皇元年春三月庚戌朔、立草香幡梭姫皇女爲皇后、是月立三妃、元妃葛城圓大臣女（中略文）有吉備上道臣女稚媛、生二男、長曰磐城皇子、少曰星川稚宮皇子、云々。二十三年八月庚午朔丙子、天皇疾彌甚、與百寮辭訣、握手歔欷、崩于大殿、云々。吉備稚媛陰謂幼子星川皇子曰、欲登天下之位、先取大藏之官、長子磐城皇子、聞母夫人教其幼子之語曰、皇太子雖是我弟、安可欺乎、不可爲也、星川皇子不聽、輙隨母夫人之意、遂取大藏官、鏁閉外門、式備乎難、擁勢自由、費用官物、於是大伴室屋大連言於東漢掬直曰、大泊瀬天皇之遺詔今將至矣、宜從遺詔奉皇太子、乃發軍士圍繞大藏、自外拒閉、縱火燔殺、是時吉備稚媛磐城皇子異父兄兄君城丘前來目（名闕）、隨星川皇子而被燔殺焉、云々。吉備上道臣等聞朝作亂、思救其腹所生星川皇子、率船師四十艘來浮於海、既聞被燔殺、自海而歸、天皇即遣使嘖讓於上道臣等、而奪其所領山部。

●同書曰、雄略天皇七年、吉備上道臣田狹侍於殿側、盛稱稚媛於朋友曰、天下麗人莫若吾婦、茂矣、綽矣、諸好備矣、曄矣、溫矣、種相足矣、鉛花弗御、蘭澤無加、曠世罕儔、當時獨秀者也、天皇傾耳遙聽而心悅焉、便欲自求稚媛爲女御、拜田狹爲任那國司、俄而天皇幸稚媛、田狹臣娶稚媛而生兄君弟君也、田狹既之任所、聞天皇之幸其婦、思欲求援而入新羅、于時新羅不事中國、天皇詔田狹臣子弟君與吉備海部直赤尾曰、汝宜往罰新羅、於是西漢才伎歡因知利在側、乃進而奏曰、巧於奴者多在韓國、可召而使、天皇詔群臣曰、然則宜以歡因知利副弟君等、取道於百濟、並下勅書、令獻巧者、於是弟君御命率衆行到百濟、而入其國、國神化爲老女、忽然逢路、弟君就訪國之遠近、老女報言、復行一日而復可到、弟君自思路遠不伐而還、集聚百濟所貢、今來才伎於大嶋中、託稱候風、淹留數月、任那國司田狹臣乃喜、弟君不伐而還、密使人於百濟、戒弟君曰、汝戸領項有何牢錮而伐人乎、傳天皇幸吾婦、遂有兒（盤城皇子 星川皇子）今恐禍及於身、可蹻足待、吾兒汝者跨據百濟、勿使通於日本、吾者據有任那、亦勿通於日本、弟君之婦樟媛國家情深、君臣義切、忠踰白日、即冠青松、惡斯謀叛、盜殺其夫、隱埋室內、乃與海部直赤尾、將百濟所獻手末才伎在大島、天皇聞弟君不在、遣日鷹吉士堅磐固安錢使共復命。

日本紀、雄略天皇九年、新羅を紀乃小弓の宿禰等に討しむ、是時に紀小弓宿禰使大伴室屋大連憂陳於天皇曰、臣雖拙弱敬奉勅矣、但今臣婦命過之際、莫能視養臣者、公冀將此事具陳天皇、於是大伴室屋大連具爲陳之、天皇聞悲頽歎、以吉備上道采女大海賜於紀小弓宿禰、爲隨身視養、遂推轂以遣焉、紀小弓宿禰即入新羅、行屠傍郡、新羅王夜聞官軍四面鼓聲、知盡得喙地、與數百騎、馬軍亂走是以大敗小弓宿禰追斬敵將陣中、喙地悉定、遺衆不下、紀小弓宿禰亦收兵與大伴談連等會兵、復大振與遺衆戰、（中略）小弓宿禰値病而薨（中略）於是采女大海從小弓宿禰喪到來日本、遂憂諮於大伴室屋大連曰、妾不知葬所、願占良地、大連即爲奏之天皇、勅大連曰、大將軍紀小弓宿禰龍驤虎視旁眺八維、掩討逆節、折衝四海、然則身勞萬里、命墜三韓、宜致哀矜、充視喪者、又汝大伴卿與紀卿等同國近隣之人由來尚矣、於是大連奉勅使土師連小鳥作冢墓於田身輪邑而葬之也、由是大海欣悦不能自默、以韓奴室兄麿弟麿、御倉小倉針六口送大連、吉備上道蚊嶋田邑家人部是也。

同書曰、雄略天皇二十年八月天皇病彌甚、與百寮辭訣、握手歔欷、崩于大殿（中略）是時征新羅將軍吉備臣尾代行至吉備國過家、後所率五百蝦夷等聞天皇崩、乃相謂之曰、領制吾國天皇既崩、時不可失也、乃相聚結侵寇傍郡、於是尾代從家來、會蝦夷於娑婆水門、合戰而射蝦夷等、或踊或伏能避脱、箭終不可射、是以尾代空彈弓絃於海濱上、射死踊伏者二隊、二嚢之箭既盡、即喚船人索箭、船人恐而自退、尾代乃立弓執末而歌曰（歌略）、唱訖自斬數人、更追至丹波國浦掛水門、盡逼殺之。

同書曰、欽明天皇十六年秋七月己卯朔壬午、遣蘇我大臣稻目宿禰穗積磐弓臣等使于吉備五郡置白猪屯倉、

同十七年秋七月甲戌朔己卯、遣蘇我大臣稻目宿禰等於備前兒島郡置屯倉、以葛城山田直瑞子爲田令。

同書曰、敏達天皇三年冬十月戊子朔丙申、遣蘇我馬子大臣於吉備國増益白猪屯倉與田部、即以田部名籍授于白猪史膽津。

十二年秋七月丁酉朔詔曰、屬我先考天皇之世、新羅滅内宮家之國（天國排開廣庭天皇二十三年任那爲新羅所滅、故云新羅滅我内宮家也。）先考天

皇謀復任那、不果而崩、不成其志、是以勝當奉助神謀、復興任那、今在百濟火葦北國造阿利斯登子達率日羅賢而有勇、故朕欲與其人相計、乃遣紀國造押勝與吉備海部直羽嶋、喚於百濟、冬十月紀國造押勝等還自百濟、復命於朝曰、百濟國主奉惜日羅、不肯聽上、是歳復遣吉備海部羽島、召日羅於百濟、羽嶋既之百濟、欲先私見日羅、獨自向家門、應俄而有家裏來韓婦、用韓語言、以汝之根入我根內、卽入家去、羽嶋便覺其意、隨後而入、於是日羅迎來把手使坐於座、密告之曰、僕竊聞之、百濟國主奉疑天朝、奉遣臣後留而弗還、所以奉惜不肯奉進、宜勅時現嚴猛色催急召焉、羽嶋乃依其計而召日羅、於是百濟國主怖畏天朝、不敢違勅、奉遣以日羅恩率德彌余怒歌奴知參官柂師德率次干德水手等若干人、日羅等行到吉備兒島屯倉、朝廷遣大伴糠手子連而慰勞焉。

● 同書曰、舒明天皇又娶吉備國蚊屋采女、生蚊屋皇子。

● 同書曰、孝德天皇大化元年九年丙寅朔戊辰、古人皇子與蘇我田口臣川堀物部朴井椎子吉備笠垂倭漢文直麻呂朴市秦造田來津謀反、丁丑吉備笠垂自首於中大兄曰吉野古人皇子與蘇我田口臣川堀等謀反、臣預其從、中大兄卽使菟田朴室古高麗宮知將兵若干、討古人大市皇子等。

● 同書曰、齊明天皇七年春正月丁酉朔壬寅、御船西征始就于海路、甲辰到于大伯海、時大田姬皇女產女焉、仍名是女曰大伯皇女、庚戌御船泊于伊豫熟田津石湯行宮。

大伯皇女は、天武天皇の皇女也、天武天皇の二年四月欲遣侍大來皇女于天照大神宮而令居泊瀨齋宮、是先潔身稍近神之所也とあり。（文武天皇大寶元年、靑大伯內親王薨。）

● 同書曰、天武天皇元年大友皇子返逆、遣樟使主盤磐手於吉備國、令興兵、仍謂磐手曰、吉備國守公廣嶋元有隸大皇弟、疑有反黨、若有不服色、卽殺之、於是磐手到備國、授符之日紿廣嶋令解刀、磐手仍拔刀以殺也。

同八年三月辛巳朔乙丑、吉備大宰石川王病之薨於吉備、天皇聞之大哀、則降大恩云々、贈諸王二位、同十一

年七月壬辰朔戊午、信濃國吉備國並言、霜降亦大風害五カ穀不ㇾ登。
日本書紀三十卷、持統天皇十一年に終る。

續日本紀曰、文武天皇元年閏十二月己亥、備前國他國略ㇾ之。飢賑ニ給之一又勿ㇾ收ニ負稅一。

同二年夏四月壬辰、侏儒備前國人秦大兄ハタノオホエ賜ニ姓勧登臣トノミチ一。同年七月己未朔乙亥、下野備前二國獻ニ赤鳥一。同年九月戊午朔乙酉、令ニ備前國獻ニ朱沙一。余國略ㇾ之。

同四年冬十月己未、直廣參上野朝臣小足爲ニ吉備惣領一。

同大寶元年三月壬寅、賜ニ右大臣從二位阿部朝臣御主人、絁五百疋、絲四百鈞、布五千段、鍬一萬口、鐵五萬斤、備前・備中・但馬・安藝國田二十町一。同年八月辛酉、備前國他十六國略ㇾ之。蝗大風壞ニ百姓廬舍一、損ニ秋稼一。

同三年秋七月甲午、正五位下緒名眞人石前爲ニ備前守一。

慶雲元年五月甲午、備前國獻ニ神馬一、西樓上慶雲見、詔大ニ赦天下一、改元爲ニ慶雲元年一、高年老疾並加ニ賑恤一、又免ニ壬寅年以往大稅及出ニ神馬一郡當年調上、又親王諸王百官使部已上賜ㇾ祿有ㇾ差、獻ニ神馬一國司守正五位下猪名眞人石前進ニ位一階一。

同三年夏四月壬寅、備前國他國略ㇾ之。飢疫、遣ㇾ使賑ニ恤之一、元明天皇和銅元年五月乙未、山背・備前二國疫、給ㇾ藥療ㇾ之、同月丙午從四位下百濟クダラ王南典爲ニ備前守一。

同五年秋七月、令ニ備前國他二十國略ㇾ之。始織ニ綾錦一。

同六年春正月戊辰、備前國獻ニ白鳩一。同年夏四月乙未、割ニ備前國六郡一始置ニ美作國一。

元正天皇靈龜二年十一月乙亥、以ニ正五位下夜氣王一爲ニ備前守一。

養老三年秋七月、始置ニ安察使一、令ニ播磨國守從四位下鴨朝臣吉備麻呂一、管ニ備前・美作・備中・淡路・四國一他國略ㇾ之、其所ㇾ管國司若有ニ非違及侵ニ漁百姓一、則安察使親自巡省量ㇾ狀黜陟、其徒罪以下斷決、流罪以上錄ㇾ狀奏上、若有ニ聲教條修部內肅清一、具記ニ善最一言上。

同五年夏四月丙申分二備前國邑久・赤坂二郡之郷一、始置二藤野郡一。按、野之字者原之字誤歟。

聖武皇帝神龜元年十一月己卯大嘗、備前國爲二由機一播磨國爲二須機一。

同二年春正月丙辰、山背・備前國獻二白鷁各一一。

同三年十一月己亥、改二備前國藤原郡名一爲二藤野郡一。

類聚三代格曰、天平三年六月廿四日勅。

戸・座・

阿波國 阿曇郡 壬生中臣郡 右男帝御宇之時供奉。 備前國 生壬 海部 生壬部 右女帝御宇之時供奉。 備中國 海野首 生部臣 笠朝臣 右皇后宮供奉。

以前戸座等給二時服料一 各人別、橡絁一疋、綿六屯、夏人別、橡三丈。 月料 人別、三斗六升。

天平四年九月辛丑朔乙巳、外從五位下土師宿禰千村爲二備前守一。

同十年夏四月庚申、外從五位下柿本朝臣濱名爲二備前守一。

同十五年夏四月備前國言、邑久郡新羅邑久浦漂二著大魚五十二隻一、長二丈三尺已下一丈二尺已上、皮薄如レ紙、眼似レ朱、泣聲如二鹿鳴一、故老皆云未二嘗聞一也。

同十八年九月庚戌朔己巳、從五位上多治比眞人屋主爲二備前守一。

同十九年二月丁卯、以二去年亢旱年穀不一レ稔、詔爲レ治二産業一、賜二大臣已下諸司才長上已上稅布並鹽一、各有レ差、戊辰備前他國略一十五國飢饉因賑恤。

孝謙皇帝天平勝寶二年六月癸亥、備前飢賑、賑二給之一。

同八年十二月庚辰朔己亥、備前他國略等二十六國國別須下二灌頂幡一具、道場幡四十九首、緋綱二條一、以充二周忌御齋莊餝一、用了收二置金光明寺一、永爲二寺物一、隨レ事出用レ之。

天平寶字元年六月甲辰、是日夕、中衞舍人從八位上上道臣斐太都告二內相一云、今日未時備前國前守小野東人喚二

謹按、五下間疑脱位字。

斐太都謂云、有王臣謀殺皇子及内相、汝能從乎、斐太都謂曰、有王臣謀爲誰等耶、東人答云、黄文王・安宿王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂等徒衆甚多、斐太都又問云、衆所謀者將若爲耶、東人答云、所謀有二、一者驅率精兵四百、將圍田村宮、二者陸奥將軍大伴古麻呂、今向任所、行至美濃關、詐稱病請欲相見一二親情蒙官聽許、仍卽塞關、斐太都良久答云、不敢違命、先是去六月右大辨巨勢朝臣堺麻呂、密奏爲問藥方詣答本忠節宅、忠節因語云、大伴古麻呂告小野東人言、有人欲劫内相、汝從乎、東人答云、從命、忠節聞斯語以告右大臣、大臣答云、大納言年少也、吾加教誨、宜莫殺之、是日内相藤原朝臣仲麻呂、具奏其狀、警衞内外諸門、乃遣高麗朝臣福信等率兵追捕小野東人、答本忠節等、並皆捉獲禁著左衞士府、又遣兵圍道祖王於右京宅、庚戌詔更遣中納言藤原朝臣永手等、窮問東人等、款曰每事實也、無異斐太都語、中略小野東人他略之杖下死。辛亥從八位上上道臣斐太都授從四位下、乙卯從四位下上道朝臣斐太都爲中衞少將、○閏八月癸丑以從四位上上道朝臣斐太都爲吉備國造、○十二月壬子太政官奏曰、旌功錫命、聖典攸重、褒善行封、明王所務、我天下也、乙巳以來、人々立功、各得封賞、但大上中下雖載令條、功田記文或落其品、今故比校昔今、議定其品、中略從四位下上道朝臣斐太都天平寶字元年功田二十町、知人欲反告令芟除、論實雖重、本非專制、依令上功合傳三世。

廢帝天平寶字三年五月壬午、從五位阿倍朝臣繼人爲備前守。　同年秋七月丁卯、從四位下佐味朝臣轜麻呂爲中宮大夫備前守如故。　同年十一月丁卯、右衞士督從四位下上道朝臣正道爲兼備前守。

同四年八月辛未轉播磨國糒一千斛、備前國五百斛備中國五百斛、讃岐國一千斛、以貯小治田宮。

同六年五月己丑、備前國飢賑給之。

同七年正月甲辰朔壬子、從五下上甘南備眞人伊番爲備前守。　同年五月戊申、大和上鑒眞物化和上者、揚州龍興寺之大德也、中略聖武皇帝師之受戒焉、及皇太后不悆、所進醫藥有驗、授位大僧正、俄以綱務煩雜、改授大和上之號、施以備前國水田一百町、又施新田部親王之舊宅、以爲戒院、今招提寺是也。和上預記終日、至期端坐怡然遷化、時年七十有七。　同年秋七月丁卯、備前・阿波二國飢、並賑給之。　同年十二月己丑、攝津・播磨・備前

三國飢、並賑ニ給之一。

同八年正月甲寅播磨・備前兩國飢、並賑給之。　同月己未、從五位下藤原朝臣藏下麻呂爲ニ備前守一。　同年十二月癸亥朔、以ニ從五位上石川朝臣名足一、爲ニ備前守一。

高野天皇天平神護元年三月癸巳、備前・備中・備後三國、多年元旱荒弊尤深、因レ玆所負正税不レ得ニ進納一、宜ニ天平寶字八年以前官稻未納咸悉免一レ之。　同年同月甲辰、備前國藤野郡人正六位下藤野別眞人廣虫女右兵衞少尉從六位上藤野別眞人清麻呂等三人賜ニ姓吉備藤野和氣眞人一、藤野郡大領、藤野別公子麻呂等十二人吉備藤野別宿禰、近衞從八位下別公薗守等九人吉備石成（イハナス）別宿禰。

同二年五月丁丑、太政官奏曰、備前國守從五位上石川朝臣名足等、解偁藤野郡者、地是薄塉、人尤貧寒、差ニ科公役一、觸途恊劇、承ニ山陽之驛路、使命不レ絶、帶ニ西海之達道一、迎送相尋、馬疲人苦、交不ニ存濟一、加以（シカノミナラズ）頻遭ニ旱疫一、戸纔（ワヅカ）三鄕人少役繁、何能支辨、伏乞割ニ邑久郡香登鄕、赤坂郡珂磨。佐伯二鄕、上道郡物理・肩脊・沙石三鄕一、隷ニ藤野郡一。又美作國守從五位上巨勢朝臣淨成等、解偁勝田郡鹽田村百姓遠ニ隔治郡一、側ニ近他界一、差科供承、極有ニ艱辛一、望請隨ニ所住處一、便隷ニ備前國藤野郡一者、奏可。　同年冬十月癸未朔丁未、備前國人外少初位下三財部毗登方麻呂等九烟賜ニ姓笠臣一。

神護景雲元年秋七月丁巳、備前守正五位下石川朝臣名足、爲ニ兼陸奥鎭守副將軍一。　同八月戊戌、從五位下藤原朝臣雄依、爲ニ備前權守一。　同九月戊申朔庚午、備前國造從四位下上道朝臣正道卒、正道者本中衞勝寶九歲、以レ告ニ橘奈良麻呂密一、授ニ從四位一、賜ニ姓朝臣一、語在ニ勝寶九歲記中一、歷ニ美濃・播磨・備前等國守、宮內太輔右兵衞督一。

同二年二月丙子朔癸巳、從五位下藤原朝臣雄依爲ニ備前守一。

同三年五月乙未、從五位下吉備藤野和氣眞人清麻呂等賜ニ姓輔治能眞人一、外從八位上吉備藤野宿禰子麻呂、從八位下吉備藤野宿禰牛養等十二人輔治能宿禰、近衞無位吉備石成別宿禰國守等九人石成宿禰。　同六月丁酉朔壬戌備前國藤野郡人別部大原少初位上忍海部興志・財部黑士、邑久郡人別部比治、御野郡人物部麻呂等六十四人賜ニ姓

石生別公、藤野郡人母止理部奈波、赤坂郡人外少初位上家部大水石野連。 同月癸亥美作・備前兩國家部母等理部二氏人等盡頭賜二姓石野連一。 同月乙丑改二備前國藤野郡一爲二和氣郡一。 同九月己丑詔曰、從五下因幡國員外介輔治能眞人清麻呂、其我姉法均止甚大爾惡久奸流妄語乎作旦其罪乎治給穢奴旦(止之)退給爾依色(奈)賜之(弊利)姓方取旦別部止成給旦其我名波穢麻呂止給比法均我名毛廣虫賣止還給止詔布御命乎衆諸聞食止宣。

初大宰主神習宜阿曾麻呂、希レ旨方媚二事道鏡一、因矯二八幡神教一言、今道鏡卽二皇位一天下太平、道鏡聞レ之深喜自負、天皇召二清麻呂於床下一勅曰、昨夜夢八幡神使來云、大神爲レ令レ奏二事請尼法均一、宜三汝清麻呂相代而往聽二彼神命一、臨レ發道鏡語二清麻呂一曰、大神所二以請一レ使者、蓋爲レ告二我卽位之事一、因重募以官爵、清麻呂行詣二神宮一、大神託宣曰、我國家開闢以來君臣定矣、以レ臣爲レ君未二之有一也、天之日嗣必立二皇緒一、無道人宜二早掃除一、清麻呂來歸奏如二神教一、於レ是道鏡大怒、解二清麻呂本官一出爲二因幡員外介一、未レ之二任所一尋有レ詔、除レ名配二於大隅一、其姉法均還俗配二於備後一。

王代一覽曰、道鏡怒て、清麻呂が名を穢麻呂とつけかへよと足の筋をたちて大隅國へ流す、路次にて清麻呂を殺すべしと道鏡はかりけれども、其折節雷雨甚くしてためろううちに勅使來て死罪をなだむ、清麻呂足の筋たゝれて行歩叶はざりしが、宇佐八幡へ參詣しければ不思議の事どももありて、足の筋忽ちなをりて行歩本のごとくなりたりと云傳たり、藤原の百川と云へる人、清麻呂が忠節をあはれみて、備後國に其私領ありけるを分て清麻呂が配所へ贈る。右清麻呂が事跡、備前國に預らぬ事なれ共、爰に記す。

寶龜元年二月壬午、內掃部司員外令史正六位上秦力良、本是備前國仕下、巧造狹疊直レ司三十餘年、以レ勞授二外從五位下一。 同年八月天皇崩二于西宮寢殿一、春秋五十三、九月乙丑徵二和氣清麻呂廣虫於備後大隅一、詣二京師一。

同二年閏三月戊子朔、內廐頭正五位下藤原朝臣雄依、爲二備前守一。

同三年夏四月庚午、從五位下紀朝臣大純爲二備前守一。

同五年三月甲辰、從五位上三方王爲二備前守一、外從五位下秦忌寸眞成爲レ介。

同六年夏四月癸卯、備前國飢、賑二給之一。　同冬十月辛酉朔壬戌、前右大臣正二位勳二等吉備朝臣眞備薨。年八十三。

同八年春正月甲寅朔戊寅、外從五位下竪部使主人主、爲二備前介一。

同九年二月辛巳、從五位下大中臣朝臣諸魚爲二備前介一。

同十年二月甲午、從五位下藤原朝臣眞綴爲二備前介一。

同十一年三月丙寅朔壬午、正五位下山邊王爲二備前守一。

天應元年夏四月己丑朔、皇太子桓武天皇受レ禪、即位十一月丁卯、御二太政官院一、行二大嘗之事一、以二越前國一爲二由機一、備前國爲二須機一、兩國獻二種々翫好之物一、奏二土風歌舞於庭一、五位已上賜レ祿有レ差。

桓武天皇延曆二年二月壬申、井南備眞人豐攻爲二備前介一。

同三年三月乙酉、中宮大夫内藏頭從四位上紀朝臣家守爲二兼備前守一。　同冬十月庚午、勅備前國兒島郡小豆島所レ放官牛有レ損二民產一、宜レ遷二長島一、其小豆島者任レ民耕作レ之。

同四年九月辛酉、近衞少將從五位下紀朝臣兄原爲二備前守一、冬十月甲戌、爲二近衞少將備前介一如レ故。

同六年二月、正五位上當麻王爲二備前守一、少納言從二位下藤原朝臣繩主爲二兼介一、右衞士佐如レ故。　同三月甲子、中宮大夫從四位上兼民部大輔攝津大夫和氣清麻呂言、河内・攝津兩國之堺、堀川築レ堤、自二荒陵一南導二河内川一西通レ海、然則沃壤益廣、可二以墾闢一矣、於レ是便遣二清麻呂一勾二當其事一、應レ須二戰功二十三萬餘人一、給レ粮從レ事矣。　同六月癸未、美作・備前二國國造中宮大夫從四位上兼攝津大夫民部大夫和氣清麻呂。言、和氣郡河西百姓一百七十餘人款曰、己等元是赤坂・上道二郡東邊之民也、去天平神護二年、割和氣郡今是郡、治在二藤野鄉一、中有二大河一、毎レ遭二雨水一公私難レ通、因茲江西百姓屢闕二公務一、請河東依レ舊爲二和氣郡一、河西建二磐梨郡一、其藤野驛家遷二置河西一、以避二水難一兼均二勞逸一、許レ之。

同九年夏四月辛丑、備前・阿波二國飢、賑給レ之。

同十年秋七月庚申朔癸亥、從四位下當麻王爲二左大舍人頭一、備前守如レ故。丁亥從五位下藤原朝臣大繼爲二備前

介一。同九月甲戌、作二越前・丹波・但馬・播磨・美作・備前・阿波・伊豫等國壤レ軍平城宮諸門一、以移二作長岡宮一矣。續日本紀、上始自二文武天皇丁酉一下終二於桓武天皇延曆十年一而通計亘二帝王九主及年九十餘歲一。

日本逸史曰、延曆十二年六月庚午、令二諸國造二新宮諸門一、備前國一造二陽明門一、若犬耳（カヒ）氏也（拾芥抄。他國略レ之。）日本後紀曰、桓武天皇延曆十五年六月壬戌、木工元上道廣成、授二外從五位下一、褒二採備前國銀之功一也。

同十一月庚子、太政官符應三停二止備前國進二鍬鐵一事右被二大納言正三位紀朝臣古佐美宣一、偁奉レ勅納貢之本、任二於土宜一、士宜物非レ所レ出レ民、是爲レ患、今聞作國元無二鍬鐵一、每至二貢調一、常買比國、自今以後、宜レ停二收鐵一、非レ絹則係隨二便輸一。

日本逸史曰、延曆十七年秋七月甲戌、從五位下藤原朝臣貞嗣任二備前守一。（公卿補任。）

同書曰、同十八年二月乙未、從三位行民部卿兼造宮大夫美作・備前國造和氣朝臣清麻呂薨（類聚國史第百四十七文部下、撰書及日本紀略。）公卿補任云、薨時年六十七。

同書曰、同年六月甲戌朔戊寅詔曰、惟王經レ國德政爲レ先、惟帝養民嘉穀爲レ本、朕以二寡薄一忝承二洪基一、懼甚履氷慄乎御二朽昧一、且不レ顯日是聽、朝思二弘政治一、冀宣二風化一、而時雍未レ洽、陰陽失レ和、去年不レ登二稼穡一、被害皆言、其弊有レ憫、于懷宜敷二寬恩一、咎彼咎祥、其被レ損尤甚之處、美作。備前・備後　南海道諸國・肥前・豐後等十一國、去年田租時全三免レ之一。（類聚國史第八十三政理部五免租稅。）

同書曰、同二十二年春正月癸丑朔壬午、太政官符應令二招提寺一、爲レ例講律事四分、律一部七十卷、疏一部十卷、華嚴經一部八十卷、涅槃經一部三十卷、大乘經一部三十卷、摩訶般若波羅密經一部三十卷已上在寺、內田地十三町在二備前國一、水田六十町在二越前國一、由二知識物所一レ買。右件寺者、斯唐大和上鑒眞、奉爲二聖朝一所建也、去天平寶字三年、勅以沒二宮地一賜レ之名二招提寺一、令二修學戒法一。（帝王編年記。）

同二十三年丁丑朔戊戌、律師傳燈大法師位如寶言、招提寺者、斯唐大和尙鑑眞爲二聖武皇帝一所レ建也、天平寶字三年、勅以沒二宮地一賜レ之、名爲二招提寺一、又以二越前國水田六十町、備前國田地十三町一宛二給供料一、令レ學二戒法一、爾

來殆五十年雖下厝ニ律藏一未上レ經ニ披講一、一則乖ニ和尙之素意一、一則闕ニ弘法之至志一、伏望令ニ永代傳講一、便用ニ賜田一宛レ律供レ儲、然則招提之宗、久而無レ廢、先師之旨沒而不朽、許レ之。

平城天皇大同二年二月己未朔辛酉、將有ニ大嘗之事一衍伊勢國爲ニ由貴一、備前國爲ニ須貴一。　同夏四月戊午朔壬申、太政官符應レ借ニ貸正稅諸國書生等一事大國一萬束、上國八千束、中國六千束、下國四千束、右得山陽道觀察使正四位下皇守大弟傳兼行宮內卿勳五等藤原朝臣園入解偁備前國解偁書生等申、己等自丁課役之民而長直ニ公事一不レ顧ニ私業一、或久經ニ京下一、永妨ニ農業一、或巡ニ行部內一、私費ニ人馬一、身勞不レ異ニ郡司一、榮祿還無レ所レ頼、伏望時被申レ官借ニ貸正稅一、各以救乏者、國司勘レ之、事有合務、仍諸使レ裁者、使等商量、實則招レ人、餌則聚レ思、若不レ加ニ優矜一則郡內公文將レ託ニ誰人一、望請當道諸國大國隨レ小、正稅一萬二千束以下八千束以上、每年借貸令ニ自勸勉一、謹請ニ處分一者、右大臣宣奉レ勅宜作レ差給レ之、若有ニ未納一、令ニ國司一塡レ之、立爲ニ恒例一、五畿內七道諸國亦宜准レ此。　同十月壬午、東駕觀葛野川依大嘗會地、癸未繫ニ宗成於左衞士府一按驗ニ反事一、宗成云、首謀叛逆是親王也、遣左近中將安陪兄雄・左兵衞督巨勢野足等率兵百四十人、圍ニ親王第一、十一月乙酉停ニ大嘗會一、亂故也。是日徙ニ親王幷母夫人藤原吉子於川原寺一、幽ニ之一室一、不レ通ニ飮食一。

日本逸史曰、大同三年十一月辛卯奉ニ幣於伊勢大神宮一、以行ニ大嘗會一也、是夜御ニ朝堂院一行ニ大嘗之事一、壬辰於ニ豐樂殿一宴五位已上、二國奏ニ風俗歌舞一、賜ニ五位已上物一、及二國獻物班ニ給諸司一、癸巳宴飮終レ日、賜ニ五位已上衣衾一、甲午奏ニ雜樂並大歌五節舞等一、賜ニ由貴・主貴兩國國郡司郡役夫物一、各有レ差、國史第八神祇部八大嘗會、及第九十九職官部四叙位四。

同書曰、同四年六月丙申勅觀察使兼帶外任暫停ニ食封一以ニ公廨一、而陸奧國官多料少、宜ニ按察使公廨給ニ便近之國一、又太宰帥公廨二萬束、給ニ因幡・備前・備中・讚岐・伊豫等五國一、省ニ遠運費一、但非レ帶ニ觀察使一、一依ニ前例一、若大貳缺間、其料者準ニ師闕時一、充ニ用蕃客料一。國史第八十四政理部六公廨。

嵯峨天皇大同五年夏四月庚午朔戊子、近江國穀三百斛、播磨國三百斛、備前國二百斛、賜ニ石上內親王一、近江國穀三百斛、播磨國三百斛、備前國二百斛、賜ニ大原內親王一、備前國穀一百斛、賜ニ叙奴內親王一。

弘仁二年七月庚子、備前守正四位下藤原朝臣眞雄卒、年四十五。乙卯以ニ參議從三位兼右大將巨勢朝臣野足一爲ニ兼備前守一。

日本逸史曰、同三年正月庚申朔丙寅、參議從三位巨勢朝臣野足爲ニ中納言一、辛未參議從四位上秋篠安人兼ニ備前守一。

日本後記曰、三年正月以ニ參議正四位下左衞門督藤原朝臣冬嗣一爲ニ兼備前守一。公卿補任曰、是月藤原朝臣冬嗣兼ニ美作守一、とあり。按に、補任の方是也。

日本逸史曰、同四年十一月庚午、勅文中在ニ備前介從五位下高階眞人眞仲一。

同七年正月丁卯朔丙子、以ニ參議從三位右衞門督文室朝臣綿麻呂一爲ニ兼備前守一。

同九年六月癸丑朔戊辰、參議從三位左大辨秋篠朝臣安人爲ニ兼備前守一。

日本逸史曰、九年六月安人復任ニ備前守一、十一年正月兼ニ近江守一、十二年正月薨、時年七十。都任。

文德實錄曰、弘仁十四年正月、治部大輔興世朝臣書主叙ニ從五位上一、爲ニ備前守一。

淳和天皇天長元年八月丁丑朔壬申、以ニ高雄寺一爲ニ定額幷定得度經業等、正五位下行河内守和氣朝臣眞綱、從五位下彈正少弼和氣朝臣仲世等言、臣聞父構子終、謂ニ之大孝一、營レ公獻レ可、謂ニ之至忠一、惟忠惟孝不レ可レ不レ順者也、昔景雲年中僧道鏡以ニ佞邪之資一、登ニ玄扈之上一、辱僭ニ法王之號一、遂懷ニ窺覦之心一、偏ニ邪幣於群神一、行ニ權謀於佞黨一、爰八幡大神嗣ニ天神之傾弱一、憂ニ狼奴之將興一、神兵尖鋒鬼戰連年、彼衆我寡、邪強正弱、大神數自我之難當、仰ニ佛力之奇護一、乃入御夢諸使者有敕進引臣等、故考從三位行民部卿淸麻呂、面ニ宣御夢之事一、仍以下天位讓ニ道鏡一之事上令レ言、大神淸麻呂奉ニ詔旨一向ニ宇佐神宮一、于レ時大神託宣、夫神有ニ大小好惡一不レ同、善神惡ニ淫祀會一、貪神受ニ邪幣一、我爲下紹ニ隆皇緒一、扶中濟國家上、寫ニ造一功經及佛諷誦最勝王經萬卷一、建ニ一伽藍一、除ニ凶逆於一旦一、固ニ社稷於萬代一、汝承ニ此言一、莫レ有ニ遺失一、淸麻呂對ニ太神一誓言、國家平定之後、必奏ニ後帝一、奉レ果ニ神願一、粉レ身殞レ命、不レ錯ニ神言一、還奏ニ此言一、遭ニ時不遇一、身降ニ刑獄一、遂流ニ荒隅一、幸蒙ニ神力一、再入ニ帝都一、後田原天皇寶龜十一年、數奏ニ此事一、天皇感歎

八疑四字歟

親製二詔書一、未行之間遇二讓位之事一、天應二年亦奏レ之、栢原先帝卽以二前詔一、普告二天下一、至二延暦年中一、和氣清麻呂仏建二伽藍一名曰二神願寺一、天皇追二嘉先功一、以二神願寺一爲二定額一。今此寺地勢汙穢不レ宜二壇場一、伏望相二替高雄寺一、以爲二定額一、名曰二神護國祚眞言寺一、佛像一依二大悲胎藏及金剛界等一、簡下解二眞言一僧二七人上、永爲二國家一修二行三密法門一、其僧有レ闕、擇下有二道行一僧上補レ之、又簡二貞操沙彌二七人一、令レ轉二讀守護國界主經及調和風雨、成熟五穀經等一、晝夜更代不レ斷其聲七年之後、預二得度一、一則果二大神之大願一、二則除二國家之災難一者、敕一代之間、毎年聽度一人、又備前國水田二十町賜二傳二世一、爲二功田一者、入二彼寺一充二果神願一者更延二二世一、餘依レ請。

同三年二月癸丑、備前國停二田原池一、築二神崎池一。

類聚國史曰、同五年備前國墾田四町六段、爲二大瀧寺田一。

三代實錄曰、天長四年從五位下滋野朝臣貞雄、除二備前權介一、承和五年改レ權爲レ正。

同七年十一月丁酉備前國空閑地五十町、充二勅旨田一。　同十二月乙巳、備前國穀四百五十石、爲二橫串勅旨田料一。

日本逸史曰、同十年十二月丙子之條下、有三從四位下右近衞少將兼二備前權守一者。

何年授領せしや未詳。　日本後紀上始二桓武天皇延暦十一年一、下終二淳和天皇天長十年二月一。　日本逸史•同後紀、後世之作なれども、大略國史及三代格、公卿補任に依て紀す、正き書なり。

續日本後紀曰仁明天皇天長十年八月戊戌、備前國人直講博士正六位上韓部廣公、賜二姓眞道宿禰一也、廣公之先、百濟國人也。　同六月辛未、罪人藤原永主•同山主藤守等、天長二年從二日向國一遷二配豐前國一、今移二備前國一。

承和二年正月丁未朔丁巳、從五位下小野朝臣篁爲二備前權守一、遣唐副使彈正尹如レ故。　同五月癸酉、太政官處分、伊賀•尾張•出雲•美作•備前•備中•備後•安藝•紀伊•阿波等國年料貢賦練絲等、宜下減二其色一令上レ進二上絲一。

同三年六月戊戌朔壬戌、備前國空閑地、此四町賜二三品彈正尹秀良親王一。　同九月丁卯朔丙申、備前國人外從八位上石生別公諸上等、改二本居貫一、附二右京八條三坊一。

同四年二月甲午朔癸丑、備前國飢、賑二給之一。

文德實錄曰承和四年春、從四位上南淵朝臣永河爲二備前守一、其年秋爲二大宰大貳一。

同六年二月癸丑朔庚午、從四位上紀朝臣名虎爲二兼掃部頭一、備前守如レ故。

同七年六月乙巳朔甲子、擇二諸司史生高年者七人一、其歷名賜二式部省一令除二近江・播磨・備前等國權史生一、恤レ耆也。

同八年二月己酉、備前國邑久郡安仁神預二名神一焉。

同九年八月壬戌朔甲戌、遣二參議正躬王一、送下廢二太子一於淳和院上、備前守從四位上紀朝臣長江自院逢二迎其儀駕一、小車出二禁中一、到二神泉一艮角駕牛車。長江何の年授補せしや、然共備前守とあるに依て爰に記す。

同十三年春正月癸卯朔乙卯、從五位下良岑朝臣宗貞爲二備前介一。

同十四年二月丁卯朔丁丑、從五位上野眞人永名爲二備前守一。

嘉祥二年春正月丙辰朔戊辰、從四位下藤原朝臣諸成爲二備前守一。

右同日に從五位下天枝朝臣直臣を爲二備前守一、外從五位下三統宿禰直淨を爲レ介とあれど、二人一度に備前守に授領あるべからず、疑らくは、前中後の誤ならんか。

續日本後紀は、仁明帝一代の紀や。

同三年春正月庚辰朔甲午、正五位下藤原朝臣貞守爲二兼備前介一。同年三月正五位下行式部少輔兼備前介藤原朝臣貞守を爲二左右兵庫使一とあり。

文德實錄曰、文德天皇嘉祥三年六月乙丑、從五位上藤原朝臣大津爲二備前守一、外從五位下山田宿禰文雄爲二備前介一。同秋七月丙子朔丁丑、備前國獻二白龜一、備前國守從四位下藤原諸成等奏、備前管磐梨郡少領、外從八位上石生別公長貞於二郡下石生鄉雄神河一護(獲カ)二白龜一枚一、九月乙亥朔乙酉備前國磐梨郡免二當年之庸一、獲龜之人賜レ物准レ例。

同十一月甲戌朔壬寅、正五位下藤原朝臣貞守爲二右中辨一、備前守如レ故。

仁壽元年秋七月辛未朔戊寅、外從五位下蕃良朝臣豐持爲二備前權介一。

同二年正月戊辰朔壬午、從五位上藤原朝臣仲統爲二備前介一。

齊衡元年六月甲寅朔乙巳、備前國貢ニ一伊蒲塞（イラソク）一、斷レ穀不レ食、有レ勅安ニ置神泉苑一、男女雲如會、觀者架レ肩、市里爲レ之空ニ數日之間一、遍ニ於天下一、呼爲ニ聖人一、各々私一願、伊蒲塞仍有ニ許諾一、婦人之類莫レ不ニ眩一惑奔一咀（響カ）一、得ニ月餘日一、或人曰、伊蒲塞夜人定後、以水飲送ニ數升米一、天曉如ニ厠一、有レ人窺レ之、米糞如レ積、由レ是聲價應レ時減、折兒婦人猶謂ニ之米糞聖人一。　冬十月壬子朔庚辛、正五位下備前守藤原朝臣大津卒。　十一月癸未從五位上小野朝臣千株爲ニ備前守一。

同二年春正月壬午朔丙申、從四位下藤原朝臣仲統爲ニ備前守一、外從五位下蕃良朝臣豐持爲レ介。

同三年春正月乙巳朔丙辰、藤原朝臣貞敏爲ニ備前介一雅樂頭如レ故。從四位下藤原朝臣仲統爲ニ左馬頭一備前權守如レ故。三代實錄曰、貞敏明春加ニ從五位上一、天安二年丁母憂ニ解官一賑レ關、拜ニ掃部頭一。　五月甲寅從五位下藤原朝臣有年爲ニ備前守一。

天安元年正月庚子朔癸丑、正五位下藤原朝臣良繩爲ニ備前權守一、左近衞中將右中辨春宮亮内藏權頭如レ故。

同二年春正月甲午朔巳酉菅原朝臣繼門爲ニ備前權介一。　二月甲子朔戊辰、從五位下坂上大宿禰當道爲ニ備前介一、左近衞少將如レ故。　夏五月辛酉朔辛巳、從四位下菅原朝臣是善爲ニ備前權守一。同年八月廿二日爲ニ播磨權守一。

●●●三代實錄曰、淸和天皇天安二年八月二十二日庚辰、從五位上守右近衞少將兼主殿頭行美濃權介紀朝臣今吉爲ニ備前權守一。

貞觀元年正月十三日庚午、從五位下左近衞少將兼行備前權介坂上大宿禰當道爲ニ陸奥守一、從四位上守刑部卿兼行但馬守藤原朝臣春津爲ニ備前守一。二月十三日己亥、從五位下行伊豫權介源朝臣穎爲ニ備前介一。　五月十三日戊辰、備前國獲ニ白雀一ニ而獻レ之。　七月十三日丙寅、從四位上行備前守藤原朝臣春津卒、時年五十三。　十二月二十一日壬寅、從四位上兼行在ニ近衞中將勘解由長官一、近江守藤原朝臣良繩爲ニ備前守一。

同三年春正月丙子朔十三日戊子、正四位下行右大辨兼左近衞中將備前守藤原朝臣良繩爲ニ左大辨一、左近衞中將備前守如レ故、參議正四位下行左兵衞督兼伊勢守源朝臣多爲ニ備前守一。

同四年五月二十日丁亥、備前國言、進ニ宮米八十斛一、載ニ於一船一差ニ綱丁一進レ上、而遭ニ海賊一悉被ニ侵奪一、所レ殺百

姓十一人、是日下㆓知播磨・備前・備中・備後。安藝・周防・長門・紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊豫・土佐等國㆒差發㆓人夫㆒追㆓捕海賊㆒。

同五年二月十日癸卯、從五位上行少納言兼侍從藤原朝臣直道爲㆓備前守㆒。

同六年正月十六日癸卯、從五位下備前介藤原朝臣是行爲㆓相模介㆒、從四位上大藏大輔兼信濃守在原朝臣行平爲㆓備前權守㆒、從五位下行阿波介藤原朝臣忠宗爲㆑介。

同七年七月二十六日乙巳、進㆓備前國正六位上見上神眞賀山神等㆒並從五位下。

同八年正月戊寅朔二十一日戊戌、參議從四位上行右近衞權中將藤原朝臣常行爲㆓備前守㆒。　四月十一日乙酉、下㆓知攝津・和泉。播磨・備前・備後・安藝・周防・長門・並南海諸國㆒曰、去貞觀四年五月二十日、七年六月二十八日、宣㆘告應㆑追㆓捕海賊㆒之狀㆖、而今者聞賊黨群起掠奪無㆑息、是則國司不㆑勤㆓肅淸㆒也、若追捕猶致㆓殘慕㆒、科㆓罪牧宰㆒、曾無㆑任無㆑宥、其捕獲之數、具㆑狀言上。　五月二十七日備前國旱疫、以㆓正稅十萬束㆒假㆓貸窮身㆒、秋七月十四日丙辰、備前國飢旱、賑㆓給之㆒。　十二月十六日丁亥、參議正四位下行右近衞中將兼備前權守藤原朝臣常行爲㆓右近衞大將㆒、權守如㆑故。

同九年三月十一日辛亥、從五位上備前介源朝臣好爲㆑守。

同十年戊子春正月十六日辛亥、左近衞少將正五位下藤原朝臣良尙爲㆓備前守㆒、少將如㆑故、從五位下行備後權介源朝臣湛爲㆓權介㆒、從五位下行陰陽助兼陰陽博士備前權介笠朝臣名高爲㆓備中介㆒。

同十一年三月二十三日辛巳、從五位上源朝臣好爲㆓備前守㆒、好九年三月任㆓備前守㆒、丁父憂玄職今詔赴㆑之。　八月十三日戊戌、備前國獻㆓嘉禾二莖㆒、一莖十九穗、一莖六穗。

十二年春正月二十五日、從四位上行兵部大輔藤原朝臣仲統爲㆓備前守㆒、兵部大輔如㆑故。

十七年正月二十一日乙巳、授㆓右近衞少將正五位下兼行備前守藤原山陰從四位下㆒。元慶元年二月廿九日爲㆓右大辨㆒。

陽成天皇元慶元年閏二月二十三日乙未、美作國進㆓銅大十兩、備前國二斤九兩㆒、先㆑是從七位上伴宿禰吉備麻呂

言、美作國眞島郡加夫良和利山、大庭郡比智奈井山、備前國津高郡佐々山有銅、故吉備麻呂掘採、進其撰銅、勅遣內匠大允正六位上布勢朝臣安峯與國宰監地、檢校掘採、令安峯還向進所採之銅。七月備前國貢白鹿。十九日有告文中。

同二年春正月十一日丁未、從四位下行伊豫權守大宰朝臣卷雄爲備前守、右近衛少將正五位下藤原朝臣利基爲權介。二月二十八日甲午、勅備前國不動穀一萬斛運、宛河內班給百姓、以去年旱損民多飢餓也。五月二日丁酉、攝津國旱飢、詔轉運播磨・備前兩國不動穀各三千斛、班賦百姓。

同四年春月乙卯朔十一日乙丑、從四位下行右近衛少將兼備前權介藤原朝臣基利爲備前守。

●。。類聚三代格曰、元慶四年十一月五日、太政官符應加置磐梨郡主政一員事、右得備前國解偁、檢案內、件郡元與和氣郡爲一郡、而其間有一大川、吏民往還有煩、仍以去延曆七年六月十二日申官分置件郡、郡卽鄕六戶二百九十七、調丁二千三百六、備調庸書學宮稻郡司少員、濟事之人空、請因循御野郡被置作員、令濟郡望、謹請官裁者、從二位行大納言兼左近衛大將源朝臣多宣奉勅依請。

同五年夏四月二十八日乙巳、先是去年四月八日大膳史生矢田部氏永、姧私作諸司收文、偸取淡路國鹽代米五十斛餘、自此姧作備前・讚岐等未收之文事發露、書納諸司坐此事下獄者衆、而十二月四日大赦、天下皆得出獄。中略矢田部氏永赦前死於獄中、彼月不書追記之。九月二十六日辛未、遠江國稻二千束、近江國穀三百斛、美濃・若狹・出雲・美作四箇國稻各二千束、備前穀二百斛、播磨三百斛、阿波二千束、伊豫三千束、施與福寺、以充造鐘樓僧房新造並通用三寶施料稻穀。

●・・・類聚三代格曰、元慶五年十一月三日、大政官符應置赤坂郡主政一員事、右得備前國解偁件、郡鄕六戶二百九十三、課丁千七百世六、調庸租稅各有其數、與御野郡・磐梨郡殆等、望請准彼兩郡加任主政者正三位行中納言兼右近衛大將皇太后宮太夫陸奥・出羽按察使藤原朝臣良世宣奉勅依請。

同六年二月三日丙子、從四位上行左近衛權中將源朝臣興基爲備前守。

同七年春正月七日甲戌、授備前介源朝淵從五位上。 六月二十九日癸亥、備前國御野郡圓覺寺庄常荒田四十九町百三步永免輸租。 十月十七日庚戌、勅令備前國割國司公廨稻二萬束別出、擧以其息利得充御賊兵士二百二十四人粮。先是國宰言、境內海畔別島是多爲姧賊之所聚、非公私之易制、常殺略人民、掠奪財物、往還之輩被侵害者衆、由是擇浪人有勇幹者二百二十四人、造宿舍於要害之處、給兵器舟楫守禦非常、望請依件出擧以充其粮食、至是聽之。 十二月二十二日甲寅、令山城・大和・河內・和泉・攝津・伊勢・近江・美濃・丹波・播磨・備前・紀伊等國、聽百姓樵於禁野內、勅曰、禁野之興非妨民業、至于草木素不抱制。嘉祥三年四月二十三日、今年正月二十一日須告訖、而預人等、假託威勢、矯峻法禁、或駈略牛馬、無故牧之、便或奪取鎌斧、遂夫樵蘇之利、宜重下知勿更令然、猶致侵擾、必處重科、國司許容亦與同罪。

同八年二月光孝天皇卽位三月九日庚午、散位從五位上源朝臣加爲備前權守。 同月二十二日癸未、定大嘗會國、悠紀伊勢國員辨郡、主基備前國和氣郡、並卜食、是賑給東西京飢民。 十一月二十二日己卯、天皇御朝堂院齋殿、親奉大嘗會祭、先御悠紀殿、後御主基殿、親王・公卿・武文百寮・小齋・大齋・宿侍如式。二十三日未雞鳴、大嘗會祭禮旣訖、天皇幸豐樂殿、巳時御悠紀帳賜宴、悠紀國獻物、未時移御主基帳、群臣移就主基座、悠紀國奏風俗歌舞、日暮以悠紀國所獻衣被賜親王已下五位已上諸司雜色及內外宮未得解由者皆預焉、是夜天皇留御豐樂殿後房、文武百官侍宿、親王已下參議已上侍御在所、琴歌神宴徹夜歡樂、賜御衣。二十四日巳時天皇御悠紀帳、賜宴群臣、主基國獻物、未時移御主基帳、群臣移座及主基國奏風俗歌舞、賜主基國所獻衣被、一如昨日儀、是夜天皇留御、王公已下百官侍宿亦如昨。二十五日撤去悠紀主基兩帳、天皇御豐樂殿廣宴百官、(中略)授從四位上行左近衞權中將兼備前守源朝臣興基、正四位下備前權守源朝臣加備前介源朝臣淵。□衞門權佐兼備前權介藤原朝臣有穗等、並正五位下備前權掾藤原朝臣元佐、備前掾藤原朝臣世武、右近衞將監兼備前權掾山口朝臣連松、備前權掾從六位上藤原朝臣秀高等並從五位下。

仁和元年乙巳春正月十六日壬申、從五位上行相模權守藤原朝臣春幹爲備前介。 二月二十一日丁未、免除伊

勢・備前兩國百姓一、去年調庸以下供二大嘗會一年事多上費也、其卜食郡免二田租一、諸家諸神寺封戸庸物充二正稅替一焉。

九月十日辛卯、備前國津高郡人正七位上田使首良男貫附二山城國愛宕郡一。

同二年六月十三日辛酉、從五位下行主殿助兼播磨掾藤原朝臣末並爲二備前介一、主殿助如ㇾ故。

同三年五月十三日丙戌、從四位下行美濃守藤原朝臣諸藤爲二備前權守一。　六月二日甲辰、備前（他國略ㇾ之。）等十九國、貢ㇾ絹疵惡特甚、不ㇾ如二昔日一、勅譴二國宰一、採二取正倉舊樣絹一、每ㇾ國賜二一疋一、依二舊樣一作。

福井安宅　校閲

吉備溫故秘錄　卷之五十一（紀事一）終

吉備温故秘録　巻之五十二

大澤惟貞輯録

紀事　二

本朝通紀曰。朱雀院承平六年夏六月、南海賊將藤原純友寇二南海一。純友伊豫椽也、爲レ人狼戾而不レ拘二禮法一、自在二伊豫日振嶋一、聚レ黨擁レ衆、南海・山陽處々爲二盜賊一、奪二官物一掠二私財一、國民爲レ之見二苦煩一久矣。今年又純友與二其黨一集二二千餘艘之艦一、備二處々海邊一、奪二取海上往來之課物一、於レ是朝廷議使下紀淑人爲二伊豫守一鎭中其亂上、淑人以二愛惠一親二邦民一、邦民多迎二淑人一背二純友一、至レ是邊賊稍靜焉。天慶三年夏四月征討將軍小野好古等與二純友一戰二南海・西州處々一、純友軍破伏レ誅、時純友與二阿波介國風一戰不レ利、掠二安藝・周防之村里一、直赴二太宰府一、好古等追二到筑紫一戰二博多一、官軍編將慶幸・春實等、忘レ身力戰、縱レ火焚二賊船一、純友又大狼狽還二伊豫一、伊豫警固橋遠保聚レ衆迎討大破レ之、斬二純友及其子重太丸一、并平二餘黨一、南海悉定、好古等歸レ京。

河海抄に、李部王記を引て云、天德四年六月十一日備前使申之賊二艘（純友等也）閣の奈多より舟を捨て脱遁、疑くは京に入歟云々。

備前國釜島城軍之事　前太平記抜書

伊豫掾藤原純友は山陽・西海・南海三道の海賊を集め、我身其張本人として、伊豫國日振島の沖にして千餘艘の舟を艤し海上往來の官物を取り、其外家々の私財雜具、數を盡して奪之、國中これが爲に被惱、一人として居を安んぜず、已に東國には將門威を國中に振ひ暴逆甚し。抑、今當國西國一度に動亂する其由來を尋ぬれば、去る承平二年純友在京の時に比叡山にて將門と行逢、雜談の後、將門聊思ひ立事罷候、如何與し給はんやと申ければ、元來純友欲心熾盛の無骨者なれば稍思案の體もなく、御謎尤に覺候、思召立給へと、事もなげにぞ申ける、將門大きに喜び、然ば先某は東國に下り大軍を催し、不日に上洛せしむべし、純友は伊豫に下り其用意可有にて候と、堅く相約して東西に別れけり。夫より純友は本國に下るとて尼崎より船に乘、翌日暮方播磨の室にて一夜碇を下しける

其夜海賊二三十人乗移りしを、張本二人を搦取、本國へ率ひて歸りけり。扨、純友に伊豫に下り、晝夜旦暮、陰謀の企の外他事なく心を砕くといへども、西海・南海王化の波穏に、一人として朝家をさみする者なかりければ、誰に角と可言出様もなく、如何はせんと案じ煩ひ、空しく光陰を送りけるが、詫と思ひ出したる事ありて、此頃船中にて生捕たりし海賊を庭上に召居て、面を和らげ、言を調へて、召捕しを幸、速に斬罪すべけれ共、聊所存ありて、命を助置ぬ、子細餘の儀に非ずと、將門が隱謀の事いひ聞せ、これをゆるし、二人をかたらひければ、二人ながら貪欲不敵の海賊共なれば大に悦び、我等兄弟の下風に立者大凡五六千人も候へば、此者共を被召なば馳參べしと領掌しける。（此賊徒の内、備前には射富・原。今木等とあり。）是よりして純友山陽・南海・西海の海賊を語ひ、千餘艘の船に乗り、津々浦々にて及狼藉、依之往來すでに絶にけり。扨、京都より式部少輔紀淑人伊豫守に任じ、伊豫國へ下向し、度々合戰ありて、終に賊徒を討従へ、純友落行、其後は死生知れず成にけり。

天慶二年十二月西國の早馬京都へ參着して申けるは、前伊豫掾藤原純友又殘黨を集め、備前國釜島といふ所に城郭を構へ、この處に播磨介島田惟幹並に備前介千高兩勢合せて三千餘騎にて、彼城を攻むといへども賊徒思の外大勢なる故、却て兩介生捕れ畢ぬ、其より純友勢ひ近國に振ひ、播磨・備前兩國は不申及、阿波・讃岐・伊豫・土佐安藝・周防皆彼が手に屬し候、急ぎ御勢を下されずば、御大事に及び候へしとぞ告たりける。去程に公卿僉議有て追討使に左衞門佐藤原倫美を大將として五畿内の勢四千餘騎に、紀伊・淡路の船戰に馴たる兵千五百餘騎を相添て、天慶三年二月備前國へ指向らる。

去程に純友が討手とて山陽道へ向はれし左衞門佐藤原倫實は六千餘騎を引率し、二月十三日都を立て、二百餘艘の兵船を揃へ、同十九日の辰の刻に、備前國釜島に押寄せ、敵の陣を見渡せば、東の洲崎は、海の面十町計笠戸石を以て屏風を立たるが如く、切岸をたゝんで其上に屏を塗り、三重に高櫓をかき、北の方は、海の中に亂株を茂く打て、遠淺に馬を立てさせじとぞ構へたり、南の磯には、兵船二三百艘浮めさせ、横矢に射んと支へたり、城中には近國の武士集りたりと見へて、白旗・赤旗・裾村濃・稻妻・裾濃・月に星・水葵抓・帆懸舟・目結。輪違・村千鳥、雲

に翔り湖に映じ、勢の多少は知らねども、色々の紋繪書たる旗は、四五百流、汐風に翩飜して、錦を洗ふ如くなり。寄手先ず紀伊・淡路の勢の中より水練の達者五六十人を勝つて、各物具脫捨て、海中に飛びひたり、數百本打合せたる亂株、一本も殘らず拔捨、早り雄の兵兵船十艘・二十艘づゝ漕寄々々、遠淺に馬を追下し、ひた〳〵と打乘て、掻楯の際、櫓の下に打寄て、唯一揉にと挑み合ふ。城中には鳴を靜めて横矢・差矢の差引なく散々にぞ射たりける爰に黄糸の腹卷着て、揉烏帽子に白綾の鉢卷着たる男、櫓の狹間の板を開て大音聲にて名乘けるは、是は當國の住人川邊小彌太昌澄と申者にて候、今度遙々の所を多く武士達の御下向にて候哉、何な哉と存ずれ共、如法卑陋の海邊なれば、させる設もなく候、但當國の鍛冶どもに鏃を少々釗はせ置候、是を今日の御饗應に致し候はん、一矢受て物具の眞の程を御試み候へと云儘に、弓の弦をくひしめし、矢束解て押くつろげ、指取引詰射ける矢に、時の間に三十三騎射落され、磯打浪に漂泊す。去こそ寄手進み兼、楯を並べて支へたり。懸りける處に丹波の國の住人葦田與三軌廉と云者あり、今度の催促の勢の中にては無りしが、宿願の事ありて石淸水八幡宮に詣けるに、追討使の下向と聞、たとひ催促なきとても、懸る時節に生れ合、軍功を致してこそ、先祖の名をも顯し、子孫の顏をも悅しめんと思ひ、道より馳加はりて今日の一陣にぞ居たりける。肌には鎖を着て、其上に黑糸の鎧二兩重て、草摺長に着下し、同毛の五枚冑に、半頰懸け、諸小手・臑當・膝鎧、透所もなく鎧ひつゝ、楯の面に顯れ出、高らかに申けるは、川邊殿の御弓勢、聞しに勝て見所多くも遊され候つるもの哉、但し某の鎧は威毛こそ見苦しく候得共、手づから撓拵へて候へば、恐くは誰人の遊され候御矢にてもあれ、左右なく裏をかゝする程の事は有まじと、常々自贊して候を、川邊殿の御矢先にて一矢こゝろみたく候、此を遊し候へと、弦走を敲て二王立にぞ立たりける。昌澄聞て、惡き敵の廣言哉、縱ひ何なる鐵石なりとも、やはか射通さで可有か、おのれ頸骨射切てくれんず物をと、獨言して、亘り三寸に餘りて見へたる大雁股を拔出し鼻油引て、さらば一矢仕り候はん、受て御覽候へとて、三人張に十三束三伏忘るゝ計り引しぼり、弦音高く兵と放す　葦田心早き男にて、身を沈て首を少し傾けたれば、冑の鍬形にはつしと中り、忍の緖ふつゝと切れ、のけ冑に成り、矢の篦は微塵に碎たり、葦田大音聲を揚げ、さしもの

精兵の射給ふ矢の、目中を外し給ふ事、近比詮なき御振舞、但し敵に名乘かけられ、威に奢れ、心臆し給ふかや、實も陣をへだて遠矢に射んとし給ふは、臆病の程あらはれたり、よも寄せ合せて太刀打の勝負などは中々叶ひ申まじと擬ひて、胡籙を叩て笑ひければ、後なる兵船百餘艘、舷を敲き、楯を鳴し、同音に咄とぞ笑ける。川邊は遠矢射損じ、飽まで敵に欺れ、今は命生て何かせん、當の奴原一々に切死にせんとて、一族主從四十餘人一の關戸を闢と開て、鋒を並べ切て出て、寄手の船に乘移り、面も振らず戰ひける。寄手も最前川邊が矢に中りて討れたる者の親類兄弟餘多ありければ、我討留て敎養にせんとて、我も／＼切て掛る。されば暫時の戰に、敵味方の手負死人六七十人に及べり、城中には、是を見て、あれ討すな續とて、權亮純素三百餘騎にて打て出、火を散してぞ戰ける。懸りける處に和泉・紀伊の兵小舟二十餘艘、東の切岸に添て漕寄せ、純素が勢には目も掛ず、直に城中に打て入らんと奮にぞ懸りける、純素は入立じと、濱の敵を打捨、取て返して支へたり、船なる寄手是を見て、付入にせんと追掛る、純素爰を破られては叶はじと、命を無きものにしてぞ戰ひける、城中の兵共、大手の合戰事急なりとて、諸方の攻口を闕て、我先にと馳集る、寄手は爰を不破ば、何の時をか期すべきと、大手の一の關を内外へ、追入ては追出され、追出されては付て入り、午の刻の初より、申の刻の中まで、息をも繼ず揉だりけり、されども寄手の士卒、其身金鐵に非ざれば、悉く戰ひ疲れ、日も西海に沒しぬ、迚も急には落まじき城に、多くの兵を失はんより、先引退て明日こそ勝負をも致さめとて、倫實馬を引返し給へば、官軍皆攻口を引て已が舟に乘て澳中に碇を下して夜を明す。斯て其夜の夜半過て純友が遠見の者、大將の前に來りて申けるは、宵より敵の舟どもに、篝火夥しく見へて候しが、次第／＼に消失て、今は更に敵ありとも見へず候、何なる謀やらんと申、純友聞て、扨は敵落たる眞似をして味方に油斷させ、夜打にすべき術なるべしとて、城中上を下へと返して、今や寄ると待懸けたり。既に月落烏鳴て、東雲近く成けれども、敵敢て寄せず、明行まゝに澳の方を見やりたれば、さしも昨日までは數百艘の兵船舷をきしり浮み並びたる舟一艘もなく、波濤客しく渺々たり。さては昨日の軍に引まじき攻口を敵引たりしは、一定大將倫實が手負たるか、宗徒の者ども數多討れたるかにて有べし、よし何事もせよ、敵の引たるこそ目出度

けれと、喜び合ふ事斜ならず。寄手は宗徒の人々評定せられけるは、此城の樣、今日の如く一方より攻んとせば、敵の防場殺所なれば、假令幾度攻るとも、御方討る計にて、容易落る事有べからず、先敵に落たる體を見せ、日を歷て諸方より牒し合せ、敵の不意を討べしとて、其夜の曉に五十餘艘は、備中の國水島へ漕行、殘る舟どもは八島高松・室飾・磨戶邊に五十艘・三十艘づゝ、思ひ〳〵に漕寄て、相圖の日をぞ待居たる。此事敵いかゞして聞たりけん、純友士卒に向て下知しけるは、思ふに敵は皆五畿內の兵共なれば、陸にては働く共、船中にての戰は、さまで心にくからず、御方の兵は、皆城を出て船に乘、敵寄ば舟と舟との戰にすべし、又權亮純素は、兒島の澳の汐通に舟を寄せて、軍最中のとき、便よからんずる處より、敵の後を遮るべしとて、頓て軍の手分をぞしたりける。かくて倫實は御方の謀、敵に洩て、又手段をかへて待由を聞て、態と寄せんともせず、釜が島の兵ども、始め四五日が程は、今宵や寄る、明夜は定て攻來りなんずるぞとて、夜毎に氣を詰て待懸けれども、敵敢て寄らざりければ、去は虛說にて有りけるよとて、忽氣ゆるまり、或は宿々の傾城・妓女を呼寄、圍碁・雙六を打て日を暮し、或は酒宴に醉を催され、春の夜の手枕の夢計なるをかこちて、一向用心の體は無りけり。倫實是を聞澄し、態と舟に篝をも燒ず、時の聲をも揚ず、二月二十九日の闇の夜に、諸方一度に押寄、敵船近く成て、大鼓を鳴し、舷を叩て、鬨を叫と上げ、敵の舟に乘移り、透間もなく切て懸る。防兵度方を失ひ、俄に事の出來たるよふに驚き騷ぎ、或はもやひたる舟に纜を入れ、或ははづせる弓に矢打番ひ、上を下へとひしめきけり。大將純友は城中より是體を見て、敵を陸へ上立じと、北の濱邊に打て出て、陣を堅て居たりける。かくて敵味方入亂れ、おめきさけんで戰しが、暗さは暗し、敵今可寄とも思ひ懸ず、多くは空肌の武者共にて、此彼に射伏せ切伏せられ、波上に漂ひ、海底に沒し、青海原も皆悉に紅灑ぐ計なり、あはや此城唯今可落とぞ見へたりける。權亮純素汐通に居たりしが、時の聲、矢喚の音、波に響き、谷に答て夥しく聞へければ、去ば軍始りしぞ相圖の時節今なるべしとて、其手の兵船三十餘艘、揉に揉で漕來、犬島の瀨戶を指塞て鯨波を作り掛、洩さじとぞ攻たりけれ。純友が勢、力を得て色を直して戰ひける。官軍前後に敵を受け、進退自在ならざりければ、終に戰負て藤戶の渡りを廻りて、讃岐路へと引たりける。

官軍利あらずして倫實行方を失ふて後、純友彌逆威を振ひ、四國•中國大略彼が有と成ぬ。其中にも阿波介國風ばかりこそ、倘も官軍に屬し、剰へ今度の落人藤原倫美を取立て、近日可攻來由聞ければ、急ぎ押寄て退治すべしとて、其用意をぞしたりける。國風此事を聞て、敵の船より上る處を討べしとて、其勢三千餘騎にて打て出、讃岐國高松に陣取てこそ待懸たれ。去程に同月十四日、前の伊豫掾純友五百餘艘の兵船を揃へ、阿波國へと向ひけり。さて四國にて度々合有、純友戰勝しが、終に山口にて、純友大きに打負、虎口の死を遁て、八島より舟に乗り、はる〳〵備前へ歸りける。

純友は、兼ての評定にには、東國平將門近江邊まで攻上らば、純友も淀•山崎に陣を寄せ、一時に帝都を攻べしとて、將門が上洛を、今や〳〵と待處に、結句東國の一揆悉く滅され、三月十五日には將門が首京都に上り、梟木に懸られぬと聞へければ、精を落し氣を失ひ、いかゞはせんと思ふ處に、去る十三日安藝國に向ひたりし舍弟七郎太夫純行、僅に討成されて、同二十七日に釜島へ引返す。又伊豫國に向ひし前左衛門佐純素も、始めは三千餘騎と聞へしが、二百騎にも足らずして、小舟一艘に乗りて歸りければ、皆色を失ひ、又宗徒の一族寄り集りて、評定異見區々なり。兎角勢を諸方へ分ればこそ、味方小勢に成て利を失ひつれ、今度は味方の軍勢唯一手にして、備中國より始て、次第に攻下り、長門國より筑紫に渡て、九ケ國を切靡け、討手下らば、居ながら敵を討べしとて、先軍勢の着到を付るに、又播磨•備前兩國の勢未だ七千餘騎に餘りければ、これにてはさまで不足はあらじとて、前左衛門佐純素•春宮權介純素に二千五百餘騎にて先陣させ、我身は五千餘騎を引率し、三月二十九日に釜島を打立ける。云々

今昔物語に曰く。天慶三年そのころ藤原純友海賊をもかたらひて、其首となり、常に南海•山陽等の國々に行て、官物をおさへとり、官舍をやきはらふ、將門が謀反のよしを聞て、せめとらんと議す、備前守子高其名を奏聞せんがために、十二月下旬、妻子を召具して陸地より上洛す、純友これを聞て追つきて戰ふに、子高同子郎等文元等攝津兎原郡次岐驛に相さゝへて、つよくふせぎしかども叶はず、子息並に文元以下討死す、子高をばからめて取て、耳鼻をそぎて追放し、かれが妻子をうばひて引かへし、播磨介嶋田惟幹をせめて生捕、南海をかすめ、山陽•山陰•西海をうばはんとす。

資盛來會狼藉の事

王代一覽に曰。天治（大治）四年三月、山陽・南海の海賊起て、往來のさまたげあるよりて、院宣を備前守平忠盛に下されて賊徒を搦捕しむ。

平家物語一の卷に曰く、ある時、たゞもり備前國よりのぼられたりけるに、鳥羽院あかしの浦はいかにと仰せければ、忠盛かしこまつて、「有明の月もあかしの浦風に、波ばかりこそよると見へしか」と申されたりければ、院大きに御かん有て、此歌をきんゑぶ集に入られける。

源平盛衰記曰。嘉應二年七月三日法勝寺へ御幸ありければ、當時の攝籙基房公（號松殿）參り給ひけり、還御の後、殿下三條京極を過給けるに、三條面に女房車あり、夕陽の影に車の中透て蔭なく見へ透る、烏帽子著たる者の乘たりけり、牛飼（居）・御廐の舍人等車より下すべき由責けるに、聞入ずしてやり過さんとしけるを、狼藉也とて前の簾丼に下すだれを切落したりけるに、葛の袴を着たる男あり、車を馳て逃けるを追懸て散々に打けり、車は六角京極の小家にやり入にけり、件の男は大政入道の孫越前守資盛也けり、彼人笛を習はんとて、式部大夫雅盛が家へ行けるが、歸りける間參り會ひにけり。資盛歸て父小松殿にしか申ければ、御出に參り會て車より下りざりけることそ尾籠なれ。中略禮は敬を以て本とせり、傍輩猶以敬すべし、况攝政家に於てをや、か樣の事にこそ世の大事も引出せ、供したる侍共が物に心得ねばこそ、かゝる狼藉をも現し、無禮の日にも合ふとて大に叱り、被教訓けり。中略入道は孫に子細を問ひければ、資盛有の儘に申す、入道安からず思ひ、大に嗔りて宣ひけるは、假令攝政関白におはすとも、淨海が孫といわん者には、などか一度の芳心なかるべき、家貞必ず資盛が耻を雪げとぞいはれける。小松殿此事を聞給ひて、急ぎ入道の許へ參じ、色々諫言等ありて、被歸ければ。入道は猶腹をすへかねて、田舍侍の氣折にはしかしかりけるが、上臈も下臈も辨へず、主より外には恐しき事なしと思ひて、前後を知らざりける。難波・妹尾に下知し給ひけるは、重盛はゆゝしく大樣の者にて、子の耻をも、親の怒りをも不知、樣々制止つれ共、他家の人の思はん事こそ愧しけれ、傍輩の爲に越前守が耻すゝげ、侍にあらん者共がもとゞりをきれとぞ宣ひける、難波・妹尾は興ある事に思て内々其用意あり。關白殿これをば爭て知召さるべきなれば、大内の御直廬へと思食て、常の御出仕

よりも花やかに、前驅・御隨身殊に引繕はせ給て、中御門・東洞院の宿所より、大炊の御門を西へ御出なる、堀川猪熊の邊にて兵具したる者三十騎計走り出て、前驅等を搦捕けり、安藝權守高範ばかりぞ、御車に副て離れざりける、式部大輔長家・刑部大夫俊成・左府生師峯等も本どりを切らる、結句車の簾見打破り、太刀・長刀を進めければ只夢の御心地ぞし給ひける、高範車を廻てあやまり候げるを、難波太刀を振て御車に向けり、高範心うさの餘りに走り寄、狼藉の奴原也、何者ぞと組たをしころびけるが、高範すくやかなる者にて、難波を押へて拳を把り頭を打郎等主人を助んとて、高範が本どりを取り引上たり、經遠力を得て、騂返て、主従二人して手取足取せゝり倒して髻を切とて、是は汝をするに非ずとも罵ける。滝増と云も陳なり。左近將監盛佐は馬を馳て逃げゝるを、打落して是をも搦てけり、御隨身忠友馬より下て、御車の前に進で、可有還御かと申ければ、轅を廻されける間に、武士鏑矢を以て忠友を射る、忠友地に平みて傾きたりければ、其矢頭の上を通る、危きとぞ見ける、御伴の者四方へ逃隱にければ、只御車副二人、殿の出納一人ぞ殘りたりける、掛る樣先代も其例なく、後代も難有。難波・妹尾かく振舞て歸りぬ、高範も本どり切られながら、近く參りて、我君いかに／＼と申ければ、直衣の袖を御顔に押あて泣々還御あり、御出の花臣なりつる御有樣に、淺猿き下部計にて、還り入らせ給ひけるこそ悲しけれ。中略平大納言重盛これを聞、涙ぐみ給ひ、大息つぎて、嗚呼家門の榮花既に盡なんと、あながちに被歎けれ共、入道は、拗物こりし給へとぞ悦びける。（備前の事にはあらざれども、後年松殿下當國へ流され給ふ濫本故に爰に記す。）

王代一覽に曰、治承元年正月內大臣師長左大將を辭す、大納言平重盛左大將に移り、中納言平宗盛右大將に任ず。此頃德大寺大納言藤原實定・花山院中納言藤原兼雅、共に清華たるに依て大將を望めり、又從の別當新大納言藤原の成親も、己が權威を頼み、しきりに大將を望みけれ共、清盛のはからひにて、重盛・宗盛兄弟左右に相並べり。成親が妹は、重盛の妻なり、重盛の嫡男維盛は、成親が婿なり、重縁のよしみありといへども、平家の奢を惡んで、常に法皇へ申て、西光等の黨類と平家を亡さんと謀る。こゝに至りて、宗盛に超へらるゝ事を怒て、東山鹿谷と云處に會合し密議す、法皇も御幸なりて、其事を聞召けるとなん。五月法皇山門の嗷訴を憤りて、座主明雲を伊豆國へ流さる、西光が讒言なりと沙汰有に依て、衆徒起りて、路次に

て明雲を舉取て登山す、法皇彌怒りて成親等に命じて山門を攻んとす、其折節多田藏人行綱と云者、成親に頼れ、平家追討の大將たるべしと約しけるが、忽に心かはりして、同月二十九日六波羅へ行て、成親が密謀を告ぐ、淸盛大に怒りて、六月朔日、成親・西光幷同類悉く捕ふ。西光は忽に誅せられ、其子師高・師經も斬罪せらる、成親も既に誅せらるべきを、重盛教訓して暫くたすけられ、備前の兒嶋へ流さる。淸盛怒りの餘り、法皇の御所法住寺を攻んとしけるを、重盛樣々諫て止みぬ、成親が子成經・平康賴・僧寬俊都鬼界嶋へ流さる。其餘の同類皆流罪。

源平盛衰記曰。六月二日新大納言成親卿をば、公卿の座に出し奉りて物進らせたれども、胸せき喉ふさがりて、聊もめされず、追立の官人來て車さし寄て、とく〳〵と申せ共、すゝまぬ旅の道なれば、座を立て急乘給はざりけるを、御手を取り、あらゝかに引立奉、うしろざまに投のせて、車の簾を逆樣に懸て、門外に遣り出す、大路にて、先火丁寄て車より引落し奉て、誠の楉とて三枚あてたれば、次に看督長殺害の刀とて二刀突まねをして、其後山城判官秀助、宣命を含めさせて、又車に押乘奉て、前後には障子をぞ立たりける。人の上をだにも見給はぬ事なれば、況て我身の上の悲しさは推量られて哀なり。軍兵前後に打圍みて、我方さまの者は一人もみへず、何となり、いづくへ行やらんも知らする人もなし、內大臣に今一度會ひ申さばやと宣へども、これも叶はず、憂身にそふ者とては、盡せぬ淚ばかり也。唐の呂房と云人、旅の空に行しか共、故宮の月に慰みけり。此大納言は車の物見を打塞ぎ、前後に障子を立たれば、月日の光も見給はず、西も東も不知けり。斯樣の數の深さには、晩を待べし共覺へざりければ、難波次郞經遠を以て、成親縱ひいかなる浦島にはなたるとも、責ては月日の光をだにも免れて侍らば、いさゝかなぐさむ方も候なん、さしも罪深き者と思召とも、かばかりの御誡までや候べきなんと、內府へ被申たりければ、大臣の聞給て、こは不便の事也とて、月日の光はゆり給ふ。八條を西へ、朱雀を南へはせ行けば、大內山を遙に顧給ふにも、思出る事のみ多かりける。造道・四塚をも過給へば、今を限りの御名殘、心は都に留れども、車に任せて遣り行く、鳥羽殿を過給ひ、〔中略〕我宿所の前を見入て過給ふに付ても、いとど淚を流されけり、南門を過ぎ、河の端に、御舟の裝束とく〳〵と、ひそめけば、こはいづくへやらん、終に可被失ならば、同じくは只都近

き此邊にても失へかしと思しけるぞ、せめての事と哀なり。（中略）大納言は既に船に乘り、波に流れて漕行けども、心は妻子につながれて、思ひは都に留りけり。（中略）淀の泊の黎明に、白雲かゝる八幡山・木津殿・鵜殿・渚院・江口・神崎漕過て、今夜大物が浦に着給ふ。（中略）同三日のまだ曉に、京より御使有とてひしめきけり、既に失へとにやと聞ば、備前國へと言て、船を可出よし觸る、內大臣より御文あり、大納言泣て見給へば、都邊近き片山里にも置奉らんと樣々誘へ申つれ共、死罪を宥め申だにあるに、其事努々叶まじと、入道堅く宣へば、力及ばず、（中略）妻子に心を留て、晴ぬ闇路に迷ひ給ふな、我世にあらんほどは、人々の事をば可育申なんど遣して、旅の粧ひ樣々に調てぞ奉らる。難波四郎が許へも、能々仕へ申べし、愚にあたり奉るなとぞ被仰下ける、（中略）夜も既に明にければ、大納言は大物が浦より舟に乘り、鹽路遙に漕出し、浪にぞ浮み給ける、難波の里に飛螢、芦屋の沖の舟呼び、武庫山下風福原の京、渚河・和田の御崎・逆手川、行來の人のしげゝれば、小馬の林に隙ぞなき、彼は須磨の關屋にや、行平中納言藻鹽たれつゝと侘にけん、此浦の事ならん。（中略）淡路繪島を見給ふにも、昔廢太子の遷されて、波に朽せぬ繪島をば、誰筆染て寫しけんと、昔語もいと悲し。月、名にしあふ明石浦・ゑひ崎・林崎・小松戶・高砂や尾上の松も過ければ、室の泊りに着給ふ。藻懸の瀨戶・蓬が崎・矢寄りの濱を漕渡り、備前國阿江の浦より內海を通り、兒島と云所に着給ふ。都を出給ひにし後、日數ふれば、遠く成行古里のみ戀しくて、道すがら只涙のみにぞ咽び給ふ、はかなく藥湯水をだにも聞入給はざりければ、ながらうべし共覺えざりけれ共、さすが露の命の消やらで、此まで下り着給ひにけり。民の家の稚しげなるに奉居置。彼所は、後は山、前は磯、岸打浪は滔々として音幽に、松吹風は蕭々として物さびし。未ぬだに旅のうきれは悲しきに、汗に爭ふ涙の色、耳驚かす波の音、いとゞあはれぞ增りける。しばしは兒島にましましけるを、爰は猶津宿近して人繁し、惡しかりなんとて、後には難波と云所へ奉移居けり。

二十日、太政入道、福原より平宰相の許へ被申けるは、丹波少將をば是へ渡し給へ、都に置てはいかにも惡しかりぬと覺侍る、相計て何所へも遣すべしとぞ宣ける。（中略）二十二日に少將は、福原に下り着給へり、妹尾太郎兼康預て、宿所に奉居、是も我方樣の者は、一人も付ざりけり、妹尾は宰相の返り聞給はん事を恐れけるにや、樣々志あ

る體に摎り振[舞]廻けれ共、少將は慰む方もおはせず、都の人の戀しふ思されければ、貴の事には哀聲にて、唯佛の御名を唱へて、夜も晝も、泣より外の事なかりけり。少將は備中國へ配流の由、聞給ひければ、相見奉る事は有間敷けれども、責ての戀しさの餘りに、大納言の御座す國のいくほど近きやらん、いづくとだにも聞まほしく思て、妹尾を召被仰けるは、いかに兼康、汝が候妹尾より、大納言殿の御座すらん所へは、いか程かあると問給へば、大納言の御座する有木別所高麗寺と申は、備前に取ても備中の境、妹尾と云は、備中に取りても備前の境也、兩國の間に御部川とて、川を一つ隔てたり、其間は纔に三十餘町有けるを、知らせ奉りては惡しかりなんとや思ひけん、大納言殿の御渡り候處へは、行程十三日とぞ申ける。

二十三日に大納言は、少しくつろぐ事もやと覺ける程に、少將も福原へ被召下なんと聞へければ、いとゞ重くのみ成ゆけば、姿を不替して、つれなく月日を過さんも憚あり、何事を待にか、猶も世にあらんと思ふやらんと、人の言思はんも恥しければとて、出家の志有よし、小松殿へ被申たりければ、終には其こそ本意なれば、左あるべきにこそと免されて、備中國安養寺に調御房と云僧を請じて、備中國朝源寺にて出家受戒し玉ふ。御布施には、六帖抄と云歌双子をぞ被渡ける。彼抄と申は、村上帝の第八の御子具平親王家の御集なり、御親王をば六條宮とも申、後中書王共申、中務親王共申けり。內に道念御座して、外に仁義を正しくし、管絃の妙曲を極め、詩賦の才藝に長じ給へり、歌道殊巧に御座しけるが、後の世の御形見とて集させ給ひける草子也。大納言も、彼抄をば無類被思ければ、配流の時身に付る物はなけれども、此抄計は是迄も御隨身せられたりけり、旅の空、布施になるべき物なかりければ、泣々被[出]けるにこそ、最哀也。

大納言の北方、北山の栖居、只推量べし、住馴ぬ山里は、さらぬだにも物うかるべきに、柴引結ぶ庵の內、まだしも馴ぬ草枕、過行月日も暮しかね、明し煩ふ形勢なり。女房、侍共の、其數多かりしも、流石身々の捨難ければ、世を恐れ、人目を包む程に、最後を訪ひ奉る者もなかりけり、其中に、大納言の年比身近く召仕ひ給ける源左衛門尉信俊と云侍あり、情ある男にて、時々奉事問けるに、或暮かたとぶらひに參りける次に、北の方御簾近く召寄て宣

けるは、やゝ信俊承れ、大納言殿は備前國兒島とかや云所へ流され給ぬとは聞しか共、此湊より尋參人一人もなし、未生て御座するやらん、亦堪ぬ思に忍煩て、昔語りにもや成給ぬらん、其行末をも不奉知、未生ても御座さば、流石此渡の事いかばかりか聞まほしく覺すらん、又少なき人どもの、住馴ぬ山里の栖は、中々申も愚也、推量給べし、懸る憂身の有樣思出て、無き昔も猶忍がたかるべきに、朝夕の事叶はねば、少なき者共が、うき事をも不知、おそし／＼と進るを、聞に付ても、先立物とては只涙ばかりなり、今は甲斐なき身なれども、露の命の消も失なで、明し暮すなり、聞給ひなば、いとゞ心苦しくこそ覺さんすれども、責ての事には、斯樣のうき事をも、戀き事をも申さばやと思ふに、汝いかなる有樣をもして尋參なんや、御文をも進せ、返事をも待見ならば、限なき心の中をも慰事もやと思ふは、いかゞすべきと宣ひければ、信俊涙を流て申けるは、誠に年頃近く召仕れ進せし身にて候へば、今は限の御供をも申べくこそ候しか共、御下の御有樣、人一人も付進ずる事有まじと承りしかば、思ながら罷留り候き、明暮は、君の御事より外は思ひ出る事侍ず、召れ進せし御聲も耳に留、御諫の御詞も肝に銘じて忘まいらせず、年頃日頃、身を助、妻子を育し事、君の御惠に非と云事候はず、上下品替るといへども、まのあたりの御形有勢共と申、西國御下向の御戀しさと申、袖に餘りたる涙絞煩たる折節、出て承候へば、身は何樣に成候共、いかゞは仕候べき、御文を給り、急尋參んと申せば、北の方無限怡て、細に文遊して賜にけり、信俊給之、泣々小島へ下りけり。既に彼に行着て、預の武士に申けるは、是は大納言殿の年比の侍に源左衛門尉信俊と云者に侍り、君當國へ御下向の時も、御供申度候ひしを、御方樣の者をば、一人も付られずと承り、しかく思ひながら、今は限の御供をも申さず、さしも御いと惜深く食し仕はれまいらせしかば、奉別後は、明暮唯此御事のみ悲しく戀しく、思出でまいらすれば、若今一度奉見事もやと存るうへ、さこそ都の事をも、君達。北方の御事共をも聞まほしく被思召候らめ、音信の便も絕ぬ・傳申人もなくて、空しき御事にも成給なば、如何計の御妄念にかと、罪深く思ひ進らすれば、其御渡の事をも語申て、聊御妄念もはるゝ御心もやと存じて、遙々と罷下れり、然るべくは蒙御免を、今一度最後の見參にいり進ばやと申けるを、始は緊く惟み嗔て、叶まじと云けれ共、泣々搔口說云ければ、武士共涙を流し、

最哀に思つゝ、何かは苦しかるべきとて、終には是を免しけり、信俊不斜悦て、大納言の御座する所へ参て奉見に浅猿く悲かりける事がらなり、奇氣なる小屋に、垣には土を壁に塗廻、戸には藁のこもを懸垂たり、内に差入て見廻せば、藁の束と云物を敷て、痩衰たる法師あり、よく〳〵見れば大納言入道殿にてぞおはしける、下には垢付たる布の服、上には袖やつれたる墨染の衣なり、傍には竹の杖を立て、前には縄緒の足駄を置けり、是やこの賎が伏戸の赤土の小屋、民の住居の草の戸ざしなるらんと、心憂こそ思ひける、中御門高倉の御宿所より始て、所々の御山荘・屋敷を盡し棟を並べ、璫を研、柱を彩、屏風・障子を立交、雲繝高麗を敷滿つゝ、殿には風月の雙紙を取亂、琴瑟の具足も立並べ、庭には四季の草木枝を交はし、合浦の沙、玉を蒔て、或は仙院・仙洞の御幸も有り、或は卿上雲客の遊宴も有しかば、絃歌の妙なる聲絶る事なく、海陸の珍味盡ざりき、車を馳る賓客は、門前事騒しく、踵を繼ぐ男女は、庭上狼藉なり、角こそ榮給ひたりしに、今成給へる有様の悲きに、目もくれ心も消て、前に臥倒て喚き叫ぶ外は、何事も申されず、大納言入道も、信俊を見給ては、墨染の袖を顔に當て給て、唯さめ〳〵とぞ泣給ふ、入道良在て宣けるは、多の者共の中にいかにとして是迄尋下りけるぞや、餘に都の戀しきに、夢なんどに見るやらん、更に現とは覺ずとて、こぼるゝ涙せき敢ず、悲の色ぞ深かりける、信俊泣々申けるは、去し六月一日より、北の御方・君達相具し進せて、北山の雲林院の僧坊、菩提講行ひ候所に忍つゝ、幽なる御住居、若君・姫君の戀かなしみ奉る御事、今度罷下るべき由、懇に仰を蒙候し事ども細に申て、懐より文を取出して進たり、入道は、世にも有がたく、なつかしげにおぼして披き見給はんとしたまへども、落る涙は降雨の如にて、文の上にかゝりければ、筆の跡も見分給はず見えければ、信俊もいとゞ袂を絞りけり、兎角して涙の隙よりほの是を御覽ずるに、若君・姫君の限なく戀悲み奉痛しさに、我身も又月日を過べき心地もなけれども、如何にと結べる露の命やらん、強面消も失なで、焦て物を思ふ事、朝夕の煙たへて心細く幽なる住居、思出る昔の戀しき事、若君・姫君行末いかにと心苦き事、心に任る旅の御住居ならば、共に下て見々え奉たき事、愚なる心にも、今一度上り給はぬ事やは有べきと奉待思事、丹波少將さへ福原へ被召下給へり、悲事共細々と書つゞけ給へるを見給ては、日比覺束なかりしよりも、今

少し悲く思ひ給て、暫し絶入てぞ御座しける、信俊や、労り奉ければ、人心地出來給て、生て物を思ふも悲ければよき次に消果べかりける物をと宣けるこそ、責の事哀れなれ。信俊二三日候て泣々申けるは、角ても付添進て、限の御有様をも見進せて、後の御孝養をも仕へぐ候得共、都にも見續進る便もなし、立隔ぬる御旅の空、又もと思召御睦言も、絶や果なんなれば、今一度御返事をなりとも御覽ぜばやと、罪深思召れて被下遣たるに、日數積らば、跡もなく驗も無やらんと、いか計かは御心苦く思召れんなれば、今度は御返事を賜て、急ぎ罷上て見參に入進て、又こそ罷下り候て、奉公をも申、終の御事をもと申せば、入道世に名殘惜くは被思けれ共、誠にさるべし、疾く還り上りね、都にて待らん事も痛しく、北の方少き者共に、能々宮仕申べし、懸る憂身と成ぬる上は、左にも右にも云計なし、人々の事こそ心苦く覺ゆれ、但汝が又こんたびを待付べき心地もせず、いかにも成ぬと聞ば、後世をこそ吊めとて、返事細に遊ばして、剃髪の有けるを引裹て、是を形見と御覽ぜよ、なからへて世に聞はてられ奉べしともおぼへず、今生にこそ相見事の空く共、後の世には必など心細げに書連てたびてけり、信俊給之て出けるが、行もやらず、又大納言入道も差て宣べき事は皆盡にけれども、慕しさの餘には、度々是を呼返す、還行べき旅だにも、程ふれば故鄕は戀しきに、今を別の心の中被推量て哀也。さても有べきならねば、信俊都へ上にけり、北山へ參て北の方に御返事進たりければ、穴珍や、穴珍や、御命の今迄存へておはしけるなとて、文を披て見給ふに髪の黑々として有けるを一目見て、此人は樣替られにけるよとばかり宣て、又物も不宣、やがて引潜てぞ伏給ふ、其後良起居給ても、此髪を懷に入て、胸に當ては取出し、顏にあてゝはもだへ給へり、移香も未昔に替ざりければ、指向たる樣に被思けれども、主は遠國を隔たれば、只面影ばかりなり、若君・姫君もいづら父の御くしとて、面々に取渡し泣あひ給へり、形見こそ今は還て悔しけれ、是なかりせば、かくばかり覺えざらましと、歎れけるぞいと惜き。新大納言と俊寛僧都とは宗人の事、丹波少將は成親卿の嫡子なれば、罪科實に難遁、首を切れ給ぬ事は小松大臣の御助也、康賴が此類になる事は、何の罪なるらんと無慙也、北面の輩あまたこそは被召誡けるに、他人は指もやは有し、此事は同意の輩鹿ヶ谷の評定の時、瓶子の倒て頸を打折たりけるを、平氏既に倒れたり、頸を取に過ず

とて、様々振廻たりければ、滿座の人此秀句を感じけるに、西光法師折たる瓶子を取合て、猶平氏の首取たり〳〵と言けるを、入道聞給て、かく深き罪には被行けり、契淺からぬ輩こそ其座には有けめ、何として漏けるやらん、後にこそ行綱が讒言とも聞へしか、天可レ度、地可レ度、只不レ可レ度人の心と云り、よく〳〵其を知ずして、左右なく人には人の打とけまじき者と覺へたり、丹波少將成經をば福原へ召下し、妹尾太郎に預け置、備中國へ遣したりけるを、俊寛僧都、平判官康賴に相具して、薩摩方鬼界が島へぞ被放ける。

大納言入道薨去事

大納言入道殿は、少將も琉黃島へ流され、北の方も君達も、此彼に逃隱れて安堵せずなど聞給ひて、いとゞ心憂思召、日に隨て弱り給けり。七月十日比より起臥も輙ず、かく痛み苦み給へども、跡枕に侍て、湯水を進る者もなし、何事に付ても、唯古鄉の人々のみ戀しく、今一度相見る事のなくて、露の命の消なん事をぞ歎給ふ、適々見ゆる物とては、あらけなき武士也、大納言入道をば急ぎ可失と、六波羅より難波が許へ被下知たりければ、直に足手をきり奉刎首こと、流石にかわゆくや思ひけん、不知して奉失とて、深き穢の底に菱を植へ、突落してぞ殺しける只一度に刎首たらば、尋常の習にて有べきに、心うくも計たりけりと、無情こそ云けれ。其より取擧て、備前・備中の境なる有木の別所と云所に送捨、形の如穴を堀、石を疊て奉納。難波が後見に智明と云法師あり、か樣のかまへ此法師ぞ奉行したりける、其故にや、女子三人持たりけるが、俄に物狂しき心地出來て、一人は深き筒井に落入て死ぬ、二人は竹の林に走入て、竹の利杙に貫かれて失にけり、大納言入道の死靈の故にやと、人皆舌を振て怖合けり、智明恐をなし、社を造て怨靈を祝ひ奉る、智明が若宮とて、今にあり。

大納言北の方出家の事

大納言の北の方傳聞給て、相見る事はなけれども、露の命の未だ消え給はずと聞つる程は、心苦しながら賴しくて、ながらへばもの奉見事もやとて、つれなく髮をも落さゞりつるに、隱れ給けるにこそ、今は甲斐なしとて、

康賴熊野詣 附祝言の事

丹波少將上洛の事

自ら髮をはさみ下し、雲林院の菩提講に忍參り、出家して戒を持ち、如形追善をも其處にてぞ營み給ひける。若君闕側をむすぶ日は、姫君花を摘、姫君燈ひを挑ぐる折は、若君香を燒、明ても暮ても兩共に、父の菩提を吊ひ給ふも哀也。昔皇門鳳城に仕へて、恣ひまゝに槐門の春の花を詠ぜしに、今は民烟蝸屋に遷りて、望鄕の曉の露に埋れけり、樂盡て悲來るなる天人の五衰も、角やと覺えて、無慙也。

六波羅の使近付寄りて、是は丹左衛門尉基安と申者に侍る、六波羅殿より赦免の御教書候、丹波の少將殿に進上せんといふ、人々餘りの嬉しさに、只夢の心地ぞせられける。成經是に侍りとて出合れたり、基安、立文二通取出して進する、一通は平宰相の私の消息なり、少將はかり見之、一通は大政入道の免狀也、判官入道披之讀に云、

依二中宮御產御祈禱一被レ行二非常大赦一之內、薩摩方硫黃島流人丹波少將成經、幷平判官康賴法師可二歸洛一之由、御氣色所レ候也、仍執達如レ件。

七月三日

とは有けれども、俊寛僧都と云四の文字こそ無りけれ、執行は御教書取上て、ひろげつ卷つ、卷つ披きつ千度百度しけれども、書かねばなじかは有べきなれば、頓て伏倒れ、絕へ入けるこそ無慙なれ。

治承三年正月十日頃に、丹波の少將は鹿瀨の庄を出でゝ上洛、都に待らん人も心元なかるらんとて、急ぎ給けれども、餘寒猶烈しくて、海上も痛く荒ければ、浦傳ひ島傳ひして、日數を經つゝ、二月十日頃に、備前の兒島といふ所に漕着き給ふ。其邊のものに、故大納言入道殿の御座しけん所は、何の所ぞと尋給へば、始は是に御渡り候しが、猶惡しとて當國の中ひだの如意尻と申所に、難波の太郎俊定と申ものが、古屋に移らせ給ひて侍りしを、早昔語に成らせ給ひにきと申、少將は始御座しける父の御跡と聞て、兒島の宿所を見給へば、柴の庵の奇きに、草の編戶を引立てたり、淺猿氣なる山邊なれば、細谷川の水、岩間をくゞる音幽に、尾上を吹嵐の梢を傳ふも身にしみていか計悲しく御座しけんと、袖もしぼりあへ給はず、其より又如意尻へ尋入て見給へば、是又うたてげなる賤が屋なり、係る所にしばしも御座しけんよと、後迄も傷しくぞ思はれける、內に入て見巡し給ひければ、古障子に手

習し給へる跡あり、父の書給へるよと、涙浮みて目も見へ給はざりければ、少將袖を顏にあてゝ立除、やゝ判官入道殿何と書給へるぞ、それ御覽ぜよと宣ひければ、入道指寄て見れば、前には海水滾々として月浮二眞如之光一後へには巖松森々として風奏二常樂之響一聖主來迎之義有レ便、九品往生之望可レ足と、又荊鞭蒲朽て螢空く去る、諫皷苔深鳥不レ驚とも書れたり、又常に居給ひける後の障子と思しきに、六月二十七日に源左衛門尉信俊下向とも書れたり、其昔都にて殊に不便に思召て、御身近く召仕はるゝ者が下向したりけるを、餘りに嬉しく思召て、其日並を書付られたりけるにこそ、故入道の御手跡と奉見、寄て御覽ぜよと判官入道勤め申ければ、少將寄りて涙の隙より是を見るに、實に父の在生の筆の跡也ければ、其子として是を見給ひけん御心の中、さこそ悲しく思けめ、水莖の跡は、千世も有なんとは、是やらんと思ひ給ひけるにも、いとゞ涙ぞこぼれける。御墓は何の所やらんと問たまへば、有木の別所と云山寺也と申、是やこの備中と備前との境なる、吉備の中山打過て、細谷川を分登り給へば、秋の空にはあらねども、草葉に袖もぬれしほれ、落る涙にあらそひけり。彼別所にて、何の所の程ぞと尋ぬれば、あれに侍る一村松の程と申ければ、少將は萠出る若草を分け入て見給へども、其驗もなければ、卒都婆一本も見へず、實に誰かは立べきなれば、只一村の松の本に、八重の葎引塞ぎ、苔深く築りて、土の少し高かりける所をぞ、其驗とも思はれける。少將は其前に居給て、目にあまる涙をのみぞ流し給ふ、康賴入道も諸ともに、墨染の袖を絞りけり、少將良有て宣ひけるは、備中の國へ可被流と聞へしかば、可奉相見とは思はざりしかども、御渡の國ちかしと承り、よにも嬉しく侍りしに引替、鬼界が島へ流されて、後幾程もなくて空しくならせ給ひぬと、夙に承りしかば、世にも悲く覺へて、生に甲斐なしと迄思つゞけ侍りき、彼島の有樣、一日片時堪へて有べしとも覺へざりき、されども遠き守りとや成らせ給ひたりけん、露の命三年の秋を送り迎へて、都に還り上り、二度妻子を見ん事嬉しく存れ共、ながらへて御質を見進せたらばこそ、不消命の驗にても候はめ、是まではいそがれつる道の、今より後はゆく空も覺へがたしと、生たる人に物を云樣に、墓の前にて通夜、細〳〵と口說宣ひけれども、春風にそよぐ松の響、岩間に落る水の音計にて、答ふ聲もせざりけり、年去年來れども、難忘ものは撫育の昔の恩、如夢如

幻、易漏ものは戀慕の今の涙也、悲ひかな、形を苔の底に埋みて、再び其貌を見ず、恐しき哉、名を松の下に殘せども、終に其音を聞かざる事を、成經が參りたると聞召んには、何なる處に御座しますとも、などかは一言の御返事なかるべき、冥途の境異に、生死の道の隔つるならひこそ、心うけれとて、泣〳〵舊苔を打拂ひつゝ、墓を築て釘貫し廻して、道すがら造られたりけり、卒都婆(墓)の中に立給ひぬ、又參らん事も有難しとて、墓の前に蓬葺の道場しつらひて、僧を請じて、少將と判官入道と相ともに、七日七夜の不斷念佛申、卒都婆經一部書き、過去聖靈成等正覺とぞいのり給ふ、草葉の蔭にても、亡魂いかに嬉れしと思すらん、哀なり、名殘はさこそ惜しかりけれども、投も有べきならねば、泣〳〵其處を出けるに、判官入道哀に思ひ入て、成親を有木の別所に送りたりけるにそへて、釘貫の柱に、朽果ぬ其名計は有木にて、身ははかなくも成親の卿、角て備前の國をも濟出給ひければ、都ちかく成るに付てもさま〲哀れぞ多かりける。按に、此大納言の墓は、今は一宮村本社の南なる神宮寺といふ寺の前にあり。

吉部秘訓に曰、文治六年三月十六日故成親卿の子息等、備前に下向、其骨を取て改葬ありしと見へたり。此時に改葬有し墓なるべし。又異本平家物語に、其配所の跡より東へ十餘町計行て墓ありと云々。是は配所を有木別所として、夫より十餘町東と書きたれば、此一宮村の事ならん。此成親卿は、今の河野家の先祖也。治承元年六月二日に備前國へ配流、同七月十三日難波にて薨と、補註にみへたり。平家物語には、八月十九日失ひ來るとあり。

經俊布引瀧に入る事

治承三年六月、小松殿布引の瀧遊覽の爲、御參あり、景氣實に面白し、山より落る岩波は、糸を亂せるかと疑がはれ、岸にたゝへたる淵水は、藍を染るかとあやまたる、泉の妙美井(しみづ)揚ざれど、影すゞしくぞ思召ける。小松殿仰られけるは、瀧壺實東なし、底の深さを知らばや、此中に誰か剛の者の、しかも水練あると尋給ひければ、備前の國の住人難波六郎經俊進出て、剛臆はしらず候、瀧壺に入て見て參らんと申、然るべしとて免されたり、經俊は紺の襷かき、備前造の二尺八寸の太刀、隨分祕藏したりけるを脇に挾んで、髮を亂してつと入、四五丈もや入ぬらんと思ふ程に、底にいみじき御殿の棟木の上に落立たりけるが、腰より上は水にあり、下には水もなし、穴不思議と思ひながら、さら〳〵と軒へ走り下れば、水は遙に上に有、こは何とある事やらんと胸打騒ぎけれども、心をしづ

めてよく見んと思ひて、軒より庭に飛下り、東西南北見廻せば、四季の景氣ぞ面白き、東は春の心地なり、四方の山邊も長閑にして、霞の衣立渡り、谷より出る鶯も、軒端の梅に囀り、池の氷柱も打解て、岸の青柳絲亂れ、松に懸れる藤の花、春の名殘も惜顏なり、南は夏の心地也、立石遣水底淸く汀に生る杜若、階の本の薔薇も、折知り顏に開けたり、垣根に咲る卯の花、雲井に名乘る杜鵑、沼の石垣水籠て、菖蒲亂るゝ五月雨に、昔の跡を忍べとや、花橘の香ぞ匂ふ、澤邊に亂れ飛螢、何とて身をば焦すらん、梢に高く鳴蟬も、熱さに堪へぬ思ひかは、西は秋の心地也、萩・女郎花・花薄・枝さしかはす籬の內、朝は露に亂れつゝ、夕は風にやそよぐらん、木ずゑに傳ふ鼯、庭の白菊色そへて、窓の紅葉も濃薄し、妻喚鹿の聲すごく、虫の怨も絕〴〵なり、北は冬の心地也、木〳〵の梢も枯れ〴〵にて、燒野の薄霜枯ぬ、降積雪の深ければ、言問ふ道も埋れぬ、池の汀に住し鳥、去てはいづくに行ぬらん、峯吹嵐烈しくて、檐の筧も氷柱せり、庭には金銀の砂を蒔、池には瑠璃のそり橋、溝には琥珀の二橋を渡し、瑪瑙の石立、珊瑚の礎、眞珠の立砂、四面を莊れり、經俊立廻りて、穴目出た、是や此費長房の入ける壺公か壺の內、浦島が子か遊びけん名越の仙宅なるらんと、最面白く思ひつゝ、暫くたちたりけれども、如何にとゝがむる者もなし、良立聞ばほのかに機織音のしければ、太刀取直して聲をしるべに內へ入みれば、年三十計なるが長八尺もあらんと覺ゆる女也、經俊には目も懸ず、機を操て居たりけり、難波の六郎問けるは、これはいづくにて侍ぞ、いかなる人の栖ぞと言ば、女答て云、是は布引の瀧壺の底、龍宮城なり、あやしくも來るもの哉と云て、又も云はざりけり、經俊あさましと思て、御所の上へ飛上り、棟木の上に立たれば、腰より上は水也けり、力を入て踊りたれば、水の中に入、暫く有て瀧壺へ浮出たり、小松殿待得給ひて、いかにや〳〵と問給へば、經俊有の儘にぞ語ける、詞未おはらざりけるに、瀧の面に黑雲引覆ひ、雷鳴上りて、大雨ふり、いなびかりして、目もひらきがたし、經俊は腹卷に太刀を拔き小松殿に申けるは、我は必雷の爲に失なはれぬと覺へ侍り、程ちかく御渡あらば、御あやまちもこそあれ、少し立ち去らせ給ひて、事の樣を御覽候へと申せば、實にさるべしとて、一町計を隔て見給へば、黑雲經俊を引廻し、雷はたと鳴かとすれば、又雷の音にはあらで、はたと鳴音しけり、やがて空は晴にけり、其後小松殿人々相具し給て

近く寄りて見給ひければ、經俊は散〳〵にさけ切れて、うつぶしに臥して死にけり、太刀には血付て、前に猫の足のごとくなるものを切落したり、係りければ、小松殿常に物語りし給ひけるは、是ほどの大剛の者にて有けるを、思慮なく其身をほろぼしたる事、我一期の不覺なりとぞ仰ける。智者に千慮一失ありと云は、か様の事にや、小松殿薨じ給て後は、前右大將の方様のものは、世は此御所へ進りなんとて悦びけり、穩かなるまじき事ともしらず、かよふにのゝしりけるこそ愚かなれ。

治承三年十一月十五日、入道朝家を恨み奉る由聞へしかども、靜憲法印院宣の御使にて、様〳〵會釋申ければ、事の外にくつろぎ給たり、上下大に悦んで、今はさしもやはと人々思ひ申されけるに、四十二人の官職を止て追籠らる、その内、參議皇太后宮權大夫兼右兵衛督藤原の光能卿・大藏卿右京大夫兼伊豫守高階泰經の朝臣・藏人右少辨兼中宮權大進藤原の基親朝臣以上三官とゞめらる、按察使の大納言資賢卿・中納言師家卿・右近衛權少將兼讃岐守資時朝臣・太皇太后宮權の少進兼備中守藤原光憲朝臣已上被止二官、上卿は藤の大納言實國・職事左少辨行隆・別當平大納言時忠とぞ聞へし、當時關白太政大臣基房公松殿と申をば、大宰權帥に移し奉り、筑紫へ流し奉る。住馴し都を別れ、悲しき妻子を振捨、遠旅に出させ給ひければ、かゝる浮世にながらへて、何かはせんとおぼし召、つや〳〵物もまひらず、御命も危く聞へさせ給ひけるが、思召きらせ給ひ、大原の本覺坊の上人を召て、淀に古川と云所にて、御出家授戒あり、御年三十五、世中の御昌りにて、禮義克しろしめし、曇なき鏡にて御座しつ、る御事をと、上下惜み奉る。入道出家の人をば、本の約束の國へ遣はさぬ事にてあるなりとて、筑紫へはさもなくて、備前國湯迫と云所へぞ流し奉りける。

平家物語。いつくしま御かうの條下に、治承四年上皇いつく嶋御幸御下向之節、卯月二日の日は、備前のこじまのとまりにつかせ給ふ、五日の日、天はれて海上ものどけゝりければ、御所の御船をはじめまいらせて、人々の舟ともみなこぎ出す、雲の波、けぶりのなみを、わけしのがせ給ひて、その日は播磨の國やまたのうらにつかせ給ふと。云々。

按るに、治承四年高倉天皇の嚴嶋御幸の時の道の記にも、兒嶋の泊につかせ給ふ、此處より向ひの山のあなたに、入道おとゞ

(松殿關白基房公)おはすると申、又曰、此國に八幡の若宮おはしますときこしめして幣奉るなどあるにて、今考ふれば、兒嶋の泊といふは、波知濱村の事ならんか。

平家物語。養和元年辛丑七月十四日 今日改元)非常の大赦行れて、治承三年に流され給ひし人々、皆都へ召歸さる。入道松殿でんか備前の國より上らせ給ふ。壽永二年八月十日被行除目けり。木曾冠者義仲左馬頭になりて越後國を給る、十郎藏人行家備後守になる、各國を嫌ひ申せば、十六日の除目に、義仲には伊豫を給り、行家は備前守に移る、とあり。

按るに、行家早速當國へ人數を指下すと見へたり。

同年九月十五日、備前守行家申けるは、教盛卿幷成良等、軍船五百艘を以て海上に浮び、國々の船を打取、其威勢甚强くして、舍弟の男賊徒の爲に軍敗られて、備前國を打取られ畢ぬ。急ぎ罷向て可討伐と申けれ共、義仲不免ければ、院より可被下の由、義仲に仰ければ、勅答には、行家は雖爲勇士無冥加、毎度被敗軍、今度之追討使は、尤可有儀かと申ければ、義仲可罷向の由被仰下けり。云々。去程に、平家讃岐國屋嶋に在ながら、山陽道を打靡して、都へ責上るべき由聞へければ、木曾左馬頭義仲、是を聞て、信濃國の住人矢田判官代義淸・宇野平四郎行廣を差遣す、山陽道の者共多く源氏に相從けり、平家は三百餘艘の兵船を調へて、屋嶋の磯に漕出でたり。源氏は備中國水島が途に陣を取て、千餘艘の兵船を構へたり。源平互に海を隔て支へたり、壽永二年閏十月一日、水島にて源氏と平家と合戰を企つ、源氏等計けるは、此嶋の南の地より、嶋の北の際まで三町には過べからず、嶋の東の海上より寄て、嶋の北に船を陸まで組合せて、軍兵隙を諍て攻寄ば、先陣に進ん者、敵の爲に打とらると云ども、幾ばくならじ、後より次第に續て、嶋の上へ責入て、城に火を掛けば、敵は舟へのみこそ競ひ乘らんずらめ、打物に堪たらん輩、續て乘移て打取れ、嶋を攻落しなば、船の寄所なくしては、いかでか海上に日を重ぬべき、浪に引れ、風に隨て漂はんを、浦々渚々に、追詰々々て討取らんと定てけり。平氏は、又船をば嶋の西南に付て、城の東北の木戸口を開て、名を得たらん人々進み出でゝ敵を指招かば、舟を並べて責寄べし、僞て引退かば、嶋の上へ襲ひ來らんか其時舟を嶋の東北へ指廻して、三方より矢前を揃へて可討取、敵不堪して引退かば、舟を指並べて乘移り、分捕せ

んとぞ謀りける。源氏の追手の大將軍は、宇野平四郎行廣、搦手の大將軍は、足利矢田判官代義清也、五千餘人の兵共、百餘艘の兵船、纜を解て押出し、夜の曙に漕寄て、時の聲を發す、平家は待儲たる事なれば、聲を合て戰ふ、兩方の軍兵一萬餘人なれば、鬨の聲海上に響渡て、寄來る波の音も、聲を合するかとぞ覺へける。平家は本三位中將重衡・越前三位通盛卿を大將軍として、七千餘人、二百艘の兵船に乘て、嶋の西南より東北へ二手に指廻す、源氏の兵船、兼て計りたる事なれば、南の地より嶋の北の際まで指並べて、當國の住人を前に立て、二千餘人甲を傾け、冑の袖を振合て、一面に立並べて攻寄る、平家は是を見て、城の東北の木戸口を開て、能登守教經は、紺に白き糸にて、群千鳥を縫たる直垂に、紅威の鎧に、長覆輪の太刀をはけり、越中次郎兵衞盛嗣は、滋目結の直垂に、耳座滋の冑を着たり、上總五郎兵衞忠清は、縫摺の直垂に、赤絨の肩白の鎧を着たり、飛彈三郎兵衞景家は、褐の直垂に、大衿耳袖を赤地の錦をたち入たるに、黑糸威の鎧を着せり、鎧の毛、直垂の色、いづれも取々に、はなやかに見へたり、此外に村田の兵衞盛房・源八・馬允・番を始として、名を得たる勇士三十餘人打出て、敵を招けば、矢田判官代義清・仁科次郎盛宗・高梨六郎高直・海野平四郎幸廣を始めとして、三百餘人、木戸口へ攻寄て戰ふ、平氏僞て引退く、源氏勝に乘て攻蒐り、爰に嶋の兩方の船、南の沖、西の嶋さきより指寄て、敵の舟を打鎰にて掻寄せ、組合せて乘移る、精兵を揃へて城中并兩方の舟より散々に射る、源氏の船不堪して引退く、西風烈しく吹て、船共にゆられて打合せければ、東國・北國の輩、舟軍は習はぬ事なれば、船に立得ずして、船底へのみ重り入る、平家の輩は舟軍自在を得たれば、亂入て散々に切る、面を向る者はすくなし、舟耳に近付者をば取て海に入、底にある者をば冑の袖をふまへて頸を掻、城の中よりは、勝鼓を打て、旬懸る程に、天俄に曇て、日の光も見へず、闇の夜の如くに成たりければ、源氏の軍兵共、日蝕とは知らず、いとゞ東西を失ふて、舟を退けていづちともなく、風に隨つて遁行、平氏の兵共兼て知たりければ、いよ／＼時を造り、重て攻戰、矢田判官代義清は、舟にゆられて立得ざりければ、船端に尻を懸て、甲を脱捨、太刀を拔て戰ふ、越中次郎兵衞盛嗣は是を見て、甲を傾けて打てかゝるを、義清立上りて甲の鉢を打、强く被打て甲脫て落にけり、盛嗣日くれて、太刀の打所は覺へざりけれども、打違へたりける

に、義清が右の頬をすじかへに押付の板に切付たりければ、うつぶしに臥しけるを、引仰のけて首を掻てけり、海野四郎幸廣は、村田の兵衛盛房と船中(端)にて取組で海に入けるを、飛彈三郎兵衛景家は、勇士の者なりければ、盛房が總角を取て引返して、いだき合たりけるを、兩人ながら船へ抛入てけり、幸廣刀を抜て、盛房が起あがらんとするを踏へて、冑の草摺を引上げてさす、景家是を見て、幸廣が甲を仰て首を掻てけり、能登守教經精兵の手きゝなりければ、一として空矢なし、高梨次郎高信を始として、十三人被射取けり、源氏の軍敗れにければ、討殘されたる者どもは、しぶねに乘移りて、飛下〱落行けるを、平家は舟の中に、兼て鞍置馬を用意して、船共の纜切放ち、渚に漕寄せ、舟腹を乘傾け、馬どもおろしひたと乘り、能登守一陣に進んで攻蒐りければ、討るゝ者は多く、助かる者は少し、或は備前國へ落るもあり、或は都へ上るも有、海へ入て死する者は、其數を不知、船にて被討捕源氏には、矢田・高梨・海野を始めとして、千二百人が頸を切懸たり。備前國にも、今水嶋あり、故に爰に記す。

斯りければ、當國の住人等皆平氏に歸伏してけり、都へ落上りたりける者共、木曾に角と云ければ、義仲不安とて、夜を日に繼で備中國へ馳下。去六月北陸道の合戰に虜たりし平泉寺長吏齋明をば、六條河原にて首を切る、妹尾太郎兼康は、木を樵り草を刈までこそなけれども、二心なく木曾に被仕けり、是はいかにもして、再故郷に歸り今一度舊主を見奉り、平家の御方に成て合戰を遂んとの謀也。中略木曾は是をも不知して、齋明と同時に、切べかりけれ共、西國の道しるべとて、宥し給けり。中略壽永二年閏十月四日、木曾は都を出て、播磨路に懸て、今宿に着、今宿より妹尾を先達にて、備中國へ下る、當國の船坂山にて、兼康木曾に云けるは、暇を給て先立て罷下、相親者共に御馬の草をも御意せさせ候ばや、斯る亂の世なれば、俄の事は難治にも侍べしと申間、さも有べしとて許遣す。木曾は爰に三ケ日の逗留と云、兼康すかし仰たりと思て、子息小太郎兼通、郎等宗俊を相具して下けるが、加賀國の住人倉光三郎兼光を招いて云けるは、やゝ倉光殿、兼康御邊に奉取虜、難遁命を生、剰西國の尋承を給、故郷に歸て再妻子を相見ん事も、御恩とのみ奉思、もし人手に懸りたらば、爭か命も生、故郷へも歸るべき、さても兼康虜給たる勸賞に、備中の妹尾は吉所にて侍り、勳功の賞に申賜て下り給へかし、同は打つれ奉らんと云、倉光

三郎誠にと思て、木曾に所望しければ、則下文賜ふ、倉光悦て妹尾に打具して下る、兼康道すがら思けるは、妹尾迄行ぬるものならば、新司とて庄內一はな心にてもてなし、思付者有て勢付なば、如何にも難叶と思て、備前國和氣の渡りより東に、藤野寺と云古き御堂に下居て、兼康申けるは、やゝ倉光殿、妹尾は今は程近し、軈て打具し奉るべけれども、世間の忽々に所も合期せん事難し、兼康先立て所の様をも見廻、又親しき者共にも相觸て、斯る人こそ下向し給へとて、御饗をも用意せさせんと云ければ、倉光は何様にもよき様に相計給へとて、爰に留る、兼康はすかし負(果)て、先立て草壁と云所に馳付て、使を方々へ遣して、親しき者四五人招寄て、夜討せんとぞ出立ける、倉光爭か角と知るべきなれば、今や今やと待處に、夜半計に、兼康は十餘騎の勢にて、藤野寺に押寄て、倉光三郎を夜討にしてこそ歸にける、此倉光と云ふは、隨分健立て、度々の軍にも不覺せず、北國の合戰に妹尾をも虜たりし者が、兼康にすかされて、討れぬるこそ無慙なれ。(中略)兼康は、倉光を夜討にして、後に人を四方に走らかし、兼康こそ北國の軍に被生捕たりつるが、平家の御行末の戀しさに、兎角操て再故鄉にまぬかれ歸りたれ、木曾は、既に舟坂山に着給へり、平家へ參らんと思はん者の、我に志あらん人は、兼康に付て木曾に一矢射よやと觸たりけり、妹尾にも不限、其邊近者共、はかばかしきは、兼て屋嶋へ參ぬ、馬鞍も持たず、具足もたらはぬ輩が、是を聞て柿の袴に、責紐結ひ、布の小袖に東折したり、剝たる弓矢に、鏽たる太刀・刀持などして、馬に乘る者少く、多は步跣にて、此彼より二人三人と走集りたり、其勢三百人計在けれども、そも物に叶べきは、僅十二十人には過ざりけり、此勢を相具して、兼康は西河裳佐の渡を打渡、福輪寺阡を掘切て、菱植逆茂木引などして、馬も人も難通構たり、彼阡と云は、遠さ二十餘町、北は峨々たる山、人跡絕たるが如し、南に渺々たる沼田、遙南海に連たり、西には岩井といふ所あり、是をば打過て、當國の一宮をも過、佐々迫に懸る、此佐々迫と云所は東西高き山、谷に一の細道あり、左右の山の上に弩多く張立たり、後には津高鄉とて、谷いは沼なりければ、究竟の城なり、敵何萬騎向たりとも、輙く責落難き所也、此には兵共を指置て、我身は唐河の宿、板藏城に引籠て、今や〱と木曾を待なり。

去程に倉光三郎の下人、夜討に討漏されたりけるが、船坂山に走歸、木曾に角と告ければ、木曾驚騷て、夜討の

勢は何程か有つると問、闇は闇し、夜目にて一定の數は不知、二三十人にもやと見へ侍き、妹尾が所爲と覺ゆる事は、我身先立て馬の草藁用意して使を進ぜん程は、暫く此に相待給へとて、古御堂におろし置奉り、夜に入まで使もなし、待ども〴〵人も見へず、結句はかくなり給ぬ、此定ならば、一定君をも何進ぜんと覺へ候、其上妹尾は國人也、勢も付增、ゆゝしき大事也、急ぎ兼康を討せ給ふべくや候らんと申、兼康が所爲勿論也、去ば急とて、木曾三百餘騎にて今宿を立、夜を日に繼で馳下給ける程に、其曉に三石に着、明日藤野寺に着、倉光爰にして討れにけると哀に思ひ、爰をも打過、和氣の渡を打渡し、可眞鄕へ打入て、福輪寺阡を見れば、堀を掘切て、逆茂木引、たやすく爰を難通、如何して閑道を知らんとて其邊を打廻て、里人を尋けるに、可眞鄕の住人に、惣官賴隆といふ者を尋出して云けるは、妹尾太郎兼康を、西國の爲ニ尋承ハ、死罪を宥て古里に返し遣す、處に還て義仲に存腹黑、彼を責んとするに、きと道を得ず、通り道ありなんやと宣へば、候ひなんとて、卽賴隆山しるべして、先陣に進み、北路に懸り、鳥岳と云所を廻て、佐々の井より、勝を咄と造り懸て、佐々が迫を責たりけり、妹尾は兼て、木曾は今宿に三日の逗留なれば、縱此事漏聞て寄とも、福輪寺畷きと寄がたし、されば只今の事にてはよもあらじと打延て思けるに、時を造懸て寄たれば、駈武者共は、一矢射るに及ばず、皆散々に落行けり、自先立者は助りけれども、返合する者のたすかるはなし、深田に追入々々、切殺し、射殺す、佐々迫を攻落して、唐皮宿板藏城に押寄て時を造る、妹尾思儲たる事なれば、矢たばね解て散々に射る、木曾は妹尾逃すな、兼康あますな、攻よ〳〵と下知しければ、郎等共入替々々射合たり、妹尾矢種盡ければ、主從三人山に籠り、夫より相構て、屋嶋へ參らんと赴ける程に、子息小太郎兼通は、肥太りたる男にして、步に合期せざりければ、足を痛て山中に留る、兼康は思切、小太郎を捨てゝ落行けれ共、恩愛の道の悲さは、行とも〳〵不步、小太郎又父の兼康を呼ければ、兼康歸りて如何にと問、させる要事は侍らず、爰を最後と存ずれば、今一度見奉らんとてと答、涙を流しければ、兼康も袖をしぼりけり。一年、新大納言成親・丹波の少將成經に情なくあたり奉りたりしに、親子の中の悲しさは、今こそ思知られけれ、敵近く攻め寄ければ、兼康又思切、深く山へ落入けるが、眼は霧雨で進まれず、郎等宗俊を呼て、兼康は數千人の敵に向て戰

行家謀叛によつて木曾上洛の條下

にも、四方晴て見ゆれども、小太郎を捨てゝ落行ば、涙にくれて道見へず、兼ては相構て屋嶋に參て、今一度君をも見奉り、木曾に仕へし事をも申さばやと思ひつれども、今は恩愛の中の悲しければ、小太郎と一所に討死せんと思ふは如何有べきと云、宗俊尤さこそ侍るべけれ、弓矢の家に生れぬれば、人ごとに無跡までも、名を惜む習也明日は人の申さん樣は、兼康殿こそ、いつまでも命を生んとて、山中に子を捨、落行ぬれといはん事も、口惜御事なるべし、主を見奉らんと覺すも、子の末の代を思召故也、小太郎殿亡び給ひなんには、何事も何かはし給ふべき只返合て、三人同心に一軍して、死手の山をも離れず御伴仕らんと云ければ、兼康然るべしとて、道より歸、足病居たる小太郎が許にゆき、前には柴垣を搔、後には大木を木楯にして敵を待所に、木曾左馬頭三百騎にて、跡見に付て尋けるに、兼康爰にありとて、幾程助るべき事ならねど、小太郎を後に立て、我身は矢面に指顯て、指詰々々散々に射る、十三騎に手負せて、馬九疋射殺し、矢種も又盡ければ、今は角とて腹を搔切て失にけり。小太郎兼通も、引取々々射けるが、父が自害を見て、同枕に腹切て臥にけり。郎等宗俊も、手の定り戰て、柴垣に上て、剛者の死ぬる見よやとて、太刀の切鋒口に含み、逆に落貫れてぞ死にける。木曾は妹尾父子が頸を切、備中國鷺森に掛て引退く、萬壽の庄に陣を取、後陣の勢を待儲て、是より平家を爲追討、屋嶋の發向をぞ議定しける。

斯りける處に、木曾西國下向の時、乳母子の樋口次郎兼光をば、京の守護に候へとて留置たりけるが、十一月二日早馬を立て、十郎藏人殿こそ、貴のなき間の紹誇りとかやの樣に、院のきり人して院宣を給り、木曾殿を可レ奉レ誅其聞へ候へと申下したりければ、木曾大きに驚き、平家を打捨てゝ夜を日に繼て馳せ上りけり。

平家物語には、倉光三郎かしこまり、手勢三十騎計り、妹尾太郎をあいぐして、備中國へはせ下り、妹尾が嫡子小太郎宗康は平家の御方に候けるが、木曾殿よりいとま給て下ると聞て、年ごろ郎等共もよふしあつめて、其勢百きばかりて、父かむかひに上りけるが、播磨の國府にて行あふたり、其より打つれ下る程に、備前の國三石の宿にとゞまりたりける夜、妹尾が相知たる者共、酒をもたせて來りあつまり、よもすがらさかもりしけるが、倉光が勢三十き計をしいふせておこしも立ず、倉光の三郎をはじめとして、一々に皆きりころしてける。備前の國は十郎藏人の國也けり、其代官の國府に有けるをも、やがて押寄て

うちてけるとあり。(中略)。(倉光を打しは藤野方是ならんか。)十郎藏人の代官、瀨尾(妹)にうたれて、其下人の逃て京へ上るが、播磨と備前のさかひなる舟坂山にて、木曾殿に行逢奉り、此よしくわしく申ければ、木曾殿にくき瀨尾(は)めを、きつてすつべかりける物を、手のびにしてたばかられぬることこそ、やすからねと後悔せられければ、今井の四郎申けるは、きやつがつらだましひ、たゞものとは見候はず、千度きらふと申候ひしも、こゝ候ぞかし、さりながら何程の事か候べき、かね平まづまかり向て見候はんとて、其勢三千よきにて、備前國へはせ下る。備前の國福りうじなはて(隆寺縄手)は、はたはりゆみつゑ一枚ばかりにて、とをさは西國道の一里なり、さゆうは深田にて馬の足もおよばねば、三千餘騎が心は、さきにすゝめども、力をよはず、馬次第にぞあゆませける。今井四郎押寄て見ければ、瀨尾の太郎はいそぎ高やぐらにはしりあがり、大音聲をあげて、去る五月より、かいなきいのちをたすけられまいらせて候、おの／＼のはうしには、是こそよういつかまつて候へとて、廿四差たる矢をさしつめ引つめ、さん／＼にいる。今井の四郎・宮さき三郎・海野・望月・諏訪・藤澤などいふ一人當千の兵共、是を事ともせずかぶとのしころをかたむけ、射ころさるゝ人馬をば、取入引入、ほりをうめ、或は左右の深田に打入て、馬の草わき、むなかひづくし、太腹に立處をも、事ともせず、むらめかひておしよせ、或は谷ふけをもきらはず、かけ入／＼、おめきさけんでせめ入ければ、瀨尾が方の兵ども、たすかるものはすくなく、うたるゝものぞおほかりけり。夜に入て瀨尾が頼みきつたるさゝのせ(篠の迫)まりの城くはくをやぶられて、叶はじと思ひけん、引しりぞく。備中の國板倉川のはたに、かひたてかひてまちかけたり。(下略)。

●●同書、六ヶ度合戰の條下に、去程に平家一の谷へわたり給ひて後は、四國の者共一向したがひ奉らず、中にもあわ・さぬきのざいちやうども、皆平家をそむひて、源氏に心をかよはしけるか、さすが昨日今日まで、平家にしたがひ奉たる身の、今日はじめて源氏へ參りたりとも、よも用ひ給はじ、平家に矢一ついかけ奉て、それをおもてにしてまいらんとて、門脇の平中納言のりもり・嫡子ゑちぜんの三位みちもり・弟能登守のりつね父子三人、備前國しも津井にましますと聞て、討ち奉らんとて兵船十よそふでぞよせたりける。能登殿大きにいかりて、昨日今日迄、我等が馬の草きつたるやつばらが、いつしか契りをへんずるにこそあんなれ、そのぎならば、一人ももらさず打やとて、小船共をおしうかべて追ければ、四國のもの共、人目ばかりの矢一ついて、のかんとこそ思ひつるに、能登殿にあまりに手いとふせめられ奉て、かなはじとや思ひけん、とをまけにし

て引しりぞき、あわぢの國福らのとまりにつきにけり。(中略)。又豐後國の住人うすきの次郎これたか・おがたの三郎これよし、伊豫の國の住人河野の四郎みちのぶ、一つに成て都合そのせい二千餘人、小船共に取り乘りて、備前の國へおしわたり、今木の城にたてこもる。能登殿福原にて此由を聞給ひて、やすからぬ事成とて、その勢三千餘騎で備前の國へはせ下り、今木の城をせめ給ふ、能登殿、きやつ原は、こはひ御かたきで候、かさねてせいを給はるべきよし申されたりければ、福原より數萬騎の軍兵をさしむけらるゝよし聞へしかば、城の内の兵ども、手のきはたゝかひ、ふんどり高名し、きはめてかたきは多せゐ也、御方は小勢也ければ、取こめられてはかなふまじ、こゝをば落て、しばらくのいきをつけやとて、うすきの次郎これたか・をがたの三郎これよしは、豐後國へおしわたり、河野は伊與(豫)へぞわたりける。能登殿今はせむべきかたきなしとて、福原へこそまいられけれ。

源平盛衰記 能登守所々高名條下に

伊豫國河野四郎・豊後國尾形三郎・海田兵衛宗近(親)・臼杵次郎維高等が、一に成て、備前國今木の城に籠りたりと聞へければ、能登守二千餘騎にて押寄て、一日一夜戰ひ、今木の城を追落す、尾形は豐後へ漕戻す、河野は伊豫へ渡りにけり、能登守は今木の城を追落して、福原にも窘とて歸り給ふ。一谷落城之時、平家討死之連名中に、前備前守國盛とあり、何年受領せしや未審。

東鑑に曰、壽永三年二月十八日丁丑、武衞、被レ發二御使於京都一、洛陽警固以下の事を所被仰也、又播磨・美作・備前・備中・備後已上五箇國へ景時・實平等遣二專使一、可レ令二守護一之由、云々。これより景時・實平、備前・備中に下りて居ると見へたり。(元暦元年五月晦日、當國にて合戰ありけれ共、何の處といふ事しれず。)

四十四卷 三日平氏の條下に

同八日、去晦日平氏備前國に責來ると、云々 同條下に 六月十七日平氏軍兵等船に乘り、攝津國福原の故郷に襲來る由、梶原平三景時、備前國より飛脚を以て申上たりければ、都のさわぎ不斜と、云々 (同)九月二日、參河守範頼平氏追討の爲に、西海道に下向す。相從輩連名略之。其勢十萬餘騎、軍船千餘艘にて、室泊に着、去共十二月二十日の頃迄は、室・高砂に逗留して、遊君に遊宴して、國には正税官物を費し、所には人民百姓を煩はしけり、上下是を不甘心、大名も

小名も急四國に渡て敵を責られよかしと思ひけれども、大將軍の下知による事なれば力及ばず。

盛綱渡藤戸兒嶋合戰 同巻

同十八日に、平家は讃岐の屋嶋に有ながら、山陽道を打靡して、左馬頭行盛を大將軍として、飛彈守景家以下の侍を相具して、二千餘艘にて備前國兒島に着、參河守範賴も室泊に有けるが、船より上て、同國西川尻藤戸の渡りに押寄せて陣を取。平家海を隔て扇をあげて源氏を招、源氏是を見て海を渡せと云にこそ、船なくして叶べきならねば、是も扇を以招合ふ、源平遥に見渡して、其日も徒に晩にけり。爰に佐々木三郎盛綱、夜に入て案じけるは、渡すべき便のあればこそ、平家も招らめ、遠さは遠し、淵瀬はしらず、如何はせんと思ひけるが、其邊を走廻て、浦人を一人語ひ寄て、白鞘卷を取せて、や殿向ひの嶋へ渡瀬はなきか敎へ給へ、悅は猶も申さんといへば、浦人答て云、瀬は二候、月頭には東が瀬になり候、是をば大根渡と申、月尻には西が瀬に成候、是をば藤戸の渡と申、當時は西こそ瀬にて候へ、東西の瀬の間は二町計、其瀬の廣は二段は侍らん、其内一所は深く候と云ければ、佐々木重て淺さ深さをば爭か知べきと問へば、浦人淺き所は、波の音高く侍ると申、さらば和殿を深く憑也、盛綱を具して瀬踏して見せ給へと、懇に語らひければ、彼男裸になり、先に立て佐々木を具して渡りけり、膝に立所もあり、腰に立所もあり、脇に立所もあり、深所と覺ゆるは鬢鬚をぬらす、誠に中二段計ぞ深かりける、向の嶋へは淺く候也と申て、夫より返る。佐々木陸に上て申けるは、や殿暗さは闇し、海の中にてはあり、明日先陣を懸ばやと思ふに、如何して只今のとをりをば知べき、然るべくは、和殿人にあやめられぬ程に、澪注を立て得させよとて、又直垂を一具たびたりければ、浦人斯る幸にあわずと悅て、小竹を切集て、水の面よりちと引入て、立て〻歸て、角と申、佐々木悅て、明るを遲しと待。平家是をば爭か可知なれば、二十六日の辰の刻に平家の陣より、又扇を擧てぞ招たり、佐々木三郎盛綱は、黄生絹の直垂に、緋威の冑、白星の甲、連錢芦毛の馬に金覆輪の鞍置てぞ乘たりける。家の子に和比八郎・小林三郎、郎等に黑田源太を始として十五騎、轡をならべて、海へ颯と打入てぞ渡りける、參河守馬

にて海を渡す事やはある、佐々木制せよと宣ひければ土肥・梶原・千葉・畠山承り續て、諫し給な返せ〳〵と、蟹々に制しけれども、兼て瀬踏して澪注を立たれば、耳にも聞入ず渡しけり、馬の鳥頭・草脇・胸帶盡に立所もあり、深所をば手綱をくれ游せて、淺くなれば物具の水はしらかし、弓取直し、向の岸へさと上る。鎧踏張、弓杖にすたり て名乘けるは、今日海を渡し、敵陣にすゝむ大將軍をば誰とか見る、宇多天皇の王子一品式部卿敦實親王より九代の孫、近江國の住人佐々木源三秀義が三男、三郎盛綱なり、平家の方に我と思はん者は、大將も侍も落合て、組や〳〵と喚て蒐入、散々に蒐。源氏の兵是を見て、海は淺かりけり、佐々木討すな、渡せ者どもと、土肥・梶原・千葉・畠山、我先々と打入々々五千餘騎、向の岸へさと上る。平家は扇を以、度々に招けれども、流石海なれば、爭か渡すべきと思延て有けるに、角押寄せ、時を造りければ、互に時を合せ、喚叫で戰けり。遠をば弓にて射、近きは熊手にかけて取、或は射殺され、切殺され、源平互に亂合て、隙をあらせず、息を繼ず討もあり、被討もあり、取らるもありければ、少時と思時の間に、兩方八百餘騎こそ亡にけん。佐々木三郎家子に、上總國住人和比八郎と、平家の侍、讚岐國住人加部源次と組合て、馬より落、上になり下に成、弓手にころび、馬手に轉びからかひけるが、源平目をすましてぞ見たりける。八郎が從兄弟に小林三郎重隆と云者、加部源次に落合て引組で、是も上に成、下に成轉びけるが、海の中へぞころび入にける。郎等に黑田源太續きたりけれども、共に海へ入りたりければ、水の底へつゞくに及ばず、汀に立て、今やあがる〳〵と待けれども、此者共は、なを水底にて上になり、下になり轉びければ、波の荒き處に弓のほこをさし入れて、彼是を搜りければ、敵の源次弓の筈に取付たり、引上見れば敵也、主の小林も源次が腰にいだき付て上りければ、敵の源次をば頸を切、主をば取上助てけり。平家是を見て、今は叶はじとや思ひけん、船に取乘漕退、矢鋒をそろへて指詰々々散々に射、源氏は勝に乘、汀をまはりて、是も散々に射ければ平家は兒嶋城を落て、讚岐屋嶋へ漕返れば、源氏は、馬を游せて藤戸の陣へ歸りにけり。佐々木四郎高綱が宇治川の先陣を渡したりしをこそ、高名と云たりしに、同三郎盛綱が、馬にて海を渡す事、漢家本朝様し無きとぞ、源平共に感じける、誠にゆゝしくぞ見へたりき。或說に云、平家楯籠備前國兒嶋之時、盛綱遂海上を渡し、先陣を蒐て、群敵を責落畢、依之右大將家の御自筆の御下文云、自古渡河

雖レ有二先例一、未レ聞二逆渡レ海之例一と、即賜二彼島一の上、賜二伊豫・讃岐兩國一畢。昔備前國の海佐介と云けるこそ、兵の聞へ有ければ、西戎を鎭められんが爲に、官兵を指副られたりけるに、官軍は船に乗けれども、佐介は馬に乗ながら、海の面を歩せて、本國に歸りけるが、備前の内海にて、海鹿と云魚に馬を課たれたりけれども、馬すこしもひるまずして、佐介を陸地に着て後に、馬は死けり、其所に堂を立て孝養しけり、馬塚とて今に有。時の人云、馬は龍なり、佐介直人に非ずとぞ申ける、佐介は波の上を歩せて、西戎を從へ、盛綱は水底を渡して、平家を落す。

・・東鑑巻三日、元暦元年十二月二日丁巳、武衞、被レ遣二御馬一疋(葦毛)於佐々木三郎盛綱一、盛綱爲レ追二討平家一、當時在二西海一、而折節無二乗馬一之由、依レ令二言上一、態立二雜色一被レ送二遣之一。云々。　同七日壬戌、平氏左馬頭行盛朝臣、引二率五百餘騎軍兵一、構二城郭於備前兒嶋一之間、佐々木三郎盛綱爲二武衞御使一、爲レ責二落之一、雖二行向一、難レ凌二波濤一之間、濱濟挍レ轡之處、行盛朝臣頻招レ之、仍盛綱勵二武意一、不レ能レ尋二乗船一、乍レ乘レ馬渡二藤戸海路一、(三町餘)。所二相具一之郎從六騎也、所謂志賀九郎・熊谷四郎・高山三郎與野太郎・橘三・橘五等也、遂令レ著二向岸一、追二落行盛一。云々。　同十六日辛未、吉備津宮々仕、今日參二著鎌倉一、供僧行實所レ捧二解狀一也、其趣本宮長日法華經免田、並二季彼岸佛聖田等、依二西海合戰之事一、沒レ例、爲二關東御沙汰一、如レ元可レ被レ奉レ寄レ之由也、武衞相二尋子細一、可二成敗一之由、相二副御消息於件解狀一、被レ遣二實平之許一、云々。實平當時在二備前國一。云々。　同廿六日辛巳、佐々木三郎盛綱、自レ馬渡二備前國兒嶋一、追二伐左馬頭平行盛朝臣一事、今日以二御書一蒙二御感之仰一、其詞曰、

自レ昔雖レ有下渡二河水一之類上、未レ聞下以レ馬凌二海浪一之例上、盛綱振舞、希代勝事也。云々。

玉葉集、全性法師が歌の詞書に、元暦元年世中さわがしく侍りける頃、平行盛備前の道をかたむとて、だんの浦と申所に侍りけるに、八月十日夜、月くまなきに、過にし年は、經正・忠度朝臣などもろともに侍りけるを、いかばかり哀れなるらんと、おもひやられて、そのよし申つかはす。

元暦二年春兒島軍　備前兒島城は、去し冬土肥次郎實平、鹽干に渡瀨を求て、暗夜五十餘騎を率して責寄て、鬨を發しければ、平氏の軍兵、不計ける程なれば、防戰に不及して、舟に爭乗て逃けるを、或虜、或は頸を切ければ、其後備中・備前之輩、悉官軍に相從ける處に、此春又平氏二百餘艘の兵船を調て、夜半に彼城へ寄て、合戰しける程に、實平軍敗て、息男遠平疵を蒙り、家人多く被討捕けり、船軍の事、西國の賊徒は、自在を得たり、東國の官兵は、寸歩を失ふて、實平毎度にやぶられけり。土肥次郎實平が許より飛脚を立て、九郎判官へ申送りけるは、前中納言知盛卿、既に文字關に攻入、安藝・周防已下、皆平氏に

從ふ、其勢甚だ多し、兵船は、百餘艘を以て毎度に襲來、船中には大橋を組て、其身を顯さず、陸地より馳向ふ時は、矢間を開て、馬の腹を射、乘人馬より落時は、歩兵の翟數百人、舟より下降りて打取間、度々の合戰に、官兵皆敗れ畢、親類の者共も、多く被打取畢、實平老體之重病を受、當時と也ては敵對に叶はず、急ぎ軍兵を可被相副と申上せたり。

●東鑑曰、元暦二年五月一日癸未、故伊豫守義仲朝臣妹公(宇菊)自二京都一參上、是武衛令三招引一給之故也、御臺所殊憐給、先日所々押領由事、奸曲之族、假レ名立レ而之條全不レ知二子細一之旨、陳謝云々。豫州爲二朝敵一、雖レ預二討罰一、無二指雜意一之女性、盍レ脩レ之乎云々。仍所レ賜二美濃國遠山庄内一村一也。又武衛被レ遣二御書於左兵衛佐局一、是崇德院法華堂領新-加事也。去年以二備前國福岡庄一被二寄進一之處、牢籠之間、取二替之、被レ進二妹尼一畢、爲二供佛施僧之媒一、可レ被レ奉レ訪二御菩提一之趣、被レ載レ之、件禪尼者武衛親類也」當初爲二彼院御寵女一云々。

文治二年六月二日戊申、刑部卿典侍領事二品、被レ遣二御下文一、云々。

一、備前國事

下文等施行之後、可レ被レ仰二左右一、但一所武士事懸之所、一切不レ叶、國衙下三知之一、以二彼國一、一向被レ充二法勝寺御塔用途一訖、全非二他事一、明年伊勢太神宮山口祭也、件祭被レ行後、不レ可レ及二佛寺沙汰一、仍早速思食、能々可レ被二計下知一也。

同四年戊申二月二日戊辰、所々地頭等所-領已下事、自二京都一或屬二强緣一、或獻二消息一、愁申人々多レ之、仍有二其御沙汰一、而處延尉公朝、自二去年冬一在二鎌倉一、近日可二歸洛一之間、得二其意一、爲レ令二披露一、彼訴條々、載二篇目於一紙一、可レ與二公朝一之由。云々。彼公朝下向之次、消息等、所レ有二其沙汰一也。公朝

備前國吉備津宮領西野田保地頭職、貞光事、任二道理一、停三止論人之妨一、如レ本無二相違一、欲レ令二知行一事。(他國略之。)

已上所々、尤可レ有二御成敗一之處、凡如レ此之訴訟者、觸來者、全不レ可レ致二沙汰一法也、善惡於二御定一者、不レ能二左右一事也、以二緣々一、令二沙汰一者、世間人定似二偏頗一之由、令レ存歟、仍今度無二御沙汰一也。

同六月四日、所々地頭江來書之內文、

一

備前國守廿鄕事、

委尋搜之條尤神妙、以二此旨一、被レ仰二沙汰一畢、役夫工米料、國々庄々注文事、可レ給二行事辨一候。

同十月四日、以右衛門權佐定經奉書、被仰下之、備前國福岡庄事、今日所被進御請文也。

先日所被仰下候之備前國福岡庄事、被入沒官注文、下賜候畢、而宮法印御房被令勸修讃岐院御國忌之由、被歎仰候之間、以件庄、可爲彼御料由申候て、無左右不知子細、令奉進候畢、此條非別之僻事候歟、而令如此被仰下候畢、隨重御定、可令左右候、御定之上、雖一事、何令及緩怠候、以此趣、可令披露給候、賴朝恐惶謹言。

十月四日　賴朝在裏判

進上　右衛門權督殿

建久四年癸丑正月十四日壬午、高雄文學上人傳申云、東大寺造營頗難終功之由、舜乘房愁訴云、舊院御時、雖被寄料米二萬石、國司只貪利潤、敢不致沙汰、於今者關東令執申給者、難成歟云々。仍被預舊院御分國內備前國於文學房、以其所濟可給彼寺之營作之由、可早被申京都。

按に、此時當國磐梨郡梅母木村にて、東大寺の瓦をば燒し由、今に東大寺と銘のある瓦、當國に多く殘りて、民間に所藏す。

同年五月廿八日癸巳子刻、故伊東次郎祐親法師孫子、曾我十郎祐成、同五郎時宗致推參于富士野神野御旅館、殺戮工藤左衛門尉祐經、又有備前國住人吉備津宮王藤內云者、依與于平氏家人瀨尾太郎兼保、爲囚人被召置之處、屬祐經、訴申無誤之由之間、去廿日返給本領歸國、而猶爲報祐經志、自途中更還來、勸盃酒於祐經、合宿談話之處、同被誅也。

按に、大森藤內左衛門種安なり。

承久三年辛巳七月廿五日戊申、冷泉宮令遷于備前國豐岡庄兒島、佐々木太郎信實法師受武州命、令子息等奉守護之云々。阿波宰相中將信成、右大辨光俊朝臣等、赴配所云々。

承久記を以、此亂の大略をこゝに記す。順德院の御宇、承久元年正月廿七日夜、右大臣實朝八幡拜賀の時、若宮の別當公曉、若宮の石橋の邊に隱居て、實朝を弑す、九條殿の三男賴經、二歲なるを立て、實朝の嗣とす、禪尼政子政を聽、平義時(右京權大夫兼陸奧守)威力益盛大也、王位を輕んじ、勅命に違ふ事どもあり、一院(後鳥羽院)憤り思召て、承久三年五月、密に中國の兵を召集め、伊賀判官元季(鎌倉の代官)を召せども不參故に、御所より能登守秀康・平九郎判官胤義已下八百餘騎、五月十五日伊賀判官の宿所へ押寄る、判官いたく防ぎ戰て、嫡子壽王十四歲ともに自殺す。權大夫義時、京師の亂を聞て、速に兵を集

め、五月廿一日出陣。武藏守泰時(義時の子)・相模守時房(義時の弟)等を將とす、一陣時房、二陣泰時、三陣足利の武藏前司義氏、四陣三浦駿河守義村、五陣千葉介胤綱也。關東の士十萬餘騎、東海道を上る、東山道の大將には、武田五郎父子八人、小笠原二郎父子七人、遠山左衛門尉・諏方小太郎・伊具右馬允入道、五萬餘騎、北陸道へは式部丞朝時四萬餘騎、三道ともに十九萬餘騎發向す。都より尾張川へ兵を出して防がしむ。大炊の渡り・鵜沼の渡り・板橋・氣瀨・大豆途・食の渡り・稗嶋・墨俣・市河前有九瀨ともに一萬七千五百餘騎、五月海部を立て向ふ、六月六日、武田五郎手勢、大炊渡へ向い、川を渡して京勢を破る、續て關東、瀨々を渡し、京軍皆敗走して京へ歸る、京師にて軍の手配ありて、勢多へ山田次郎重忠・山法師等二千餘騎、供御瀨へ能登守秀康・平九郎判官胤義・少輔入道近廣等一萬餘騎、宇治橋へ佐々木野、前中納言有雅卿一萬餘騎、此外牧嶋・芋洗・淀・廣瀨へ五百或は千騎にて堅む。海道の先陣相模守平の時房六月十二日勢田の近く野路に陣を取、橋桁二間引落し、山田次郎・山法師等大勢防戰す、東國方の若武者大勢競進で、橋桁を渡して強く戰ふて勝負なし、相模守下知して戰を止む。武藏守泰時宇治へ向ふ、京方橋板をはづして防ぎ、川を隔て矢軍す、泰時奥州の住人芝田橋六をして瀨踏せしむ、芝田槇島の二俣なる所を瀨踏仕をせて歸り、泰時にこたへて、又引返して馬を入、近江國佐々木四郎左衛門尉源信綱同く馬を乘入、馬强敵佐々木一陣に成、芝田之に續て名乘る、これに續て大勢馬を打入て渡す、大半流れ死て五百騎計渡りをゝせて、京方と戰、京軍大に敗走す、宇治の北在家に火を掛たれば、是を見て。供御の瀨・うかひ瀨・槇嶋、所〳〵に向たる勢ども、皆落行て留る者一人もなし、京方の諸士、洛外所々に追せめられて、或は自殺、或は討れて、惣敗軍也、武藏守・駿河守、院の御所へ參らんとすれども、一院より今度の謀に與したる公卿坊門大納言忠信以下六人を出して、六波羅へ渡され、各武士に預けられ、關東に下り、所々にて切害せられ(後鳥羽院)隱岐國へ移奉る、天皇順德院(新院と云)を廢して、佐渡國へ移し奉る、六條宮を但馬國、冷泉宮を備前の兒嶋へ移し奉る、土御門院をば(中院とも申、一院第一の御子也、承元三年御心ならず御位をすべらせ給てか、父にも恨あり)兎角の沙汰にも不及所に、御父法皇の廢所の御住居を歎き思召、都にましますを御心よからず思召によりて、鎌倉へ御望ありて、同十月土佐國へ移し奉る。

寶治二戊申年八月十日甲申、備前國住人服部左衛門六郎可レ致二御所中奉公一之由、就レ望二申之一、於小侍所、先被レ尋二先々奉公之證據一之處、伊豫大夫判官義顯爲二平氏追討使一、下-向二西海一之比、父祖等可レ爲次將之旨、延尉送レ狀、剰賜二乘馬一、又感二軍忠一、

重被レ出二賀章一云々。

仍進二覽件兩通狀一之間、有二其沙汰一今日評定之處、承久元年以來、如二醫陰兩道之類一、被レ召二加御簡一等事者、自二京都一令三祇候二御所一之故也、雖下無二父祖之例一、號中御家人上、今更於下被レ聽二奉公一之條上者、爲二揭焉之背事一歟、遠國住人等帶二廷尉内々消息狀計一、存二御家人募一事者、不レ及二御許容一由、所レ被二仰出一也。 東鑑五十二文永三丙寅年七月終。

木内彌太郎 寫
加藤熊吉 ○校

吉備溫故秘錄 卷之五十二(紀事二)終

吉備温故秘録 巻之五十三

大澤惟貞輯録

紀事 三

備後三郎高徳

高徳、姓は三宅、號は兒島とも、和田ともいふ。父を和田備後次郎範長（後、備後守といふ。）其先は百濟の王子より出で、代々兒島に居住し、邑久郡和田にも居住するによつて號とするなり。（一本の太平記に、今木三郎ともあり、日本記に、垂仁天皇三年三月新羅王子天日槍日本へきたり、播磨國宍粟邑に留り、後但馬國に住す、是三宅連の始祖なる由見へたり。）姓氏錄には、天日拜命とあり。宇喜多の家譜には、百濟國の王子備前兒島郡三宅郷に來るといふ。是等を並考ふるに、播州へ至りしよりは、始に當國兒島郡三宅の郷に來りしに依て、兒島の地名を以て三宅連の姓を給ひしなるべし。然るに武家系圖・中國太平記等には、佐々木の餘流といふ說あれども、是は大なる誤なり。天日槍の後、三宅の姓なる事、諸記に注して明白也。備後守父子其外一族、元弘・建武の亂に、南帝の御味方に參りて忠戰をなす事數度に及ぶ。建武三年五月、範長は播州阿彌陀宿にて討死す。扨高徳は、熊山の戰に深手を負て、播州坂越の邊の僧房に殘りて有しが、其後吉野へ參じて、度々武功あり、此時高徳も備後守と成ると見へたり。晩年入道して志純と改名す。北國に居住して、吉野への書などあり、何國にて死するか、其終をしらず。

又高徳、後には伊勢の國に移り、又三河の國加茂郡に行て住けるが、爰にて男子三人をもふけて、嫡子兒島太郎高秀、二男兒島二郎高久、三男三宅三郎高貞といふ。此太郎高秀は、則宇喜多の鼻祖也。三男三宅三郎は、今の三宅備後守康之の先祖也と、則三宅家の說なり。

按ずるに、此說さもあらんかなれども、高徳備前へ歸り住し事も數年なれば、宇喜多の鼻祖は當國に於て、三宅の元祖は三

河國か、未是非をしらず。備後守父子一族官軍に馳参じ、終始志を變せず忠戰ありし事、太平記中を考るに、楠氏につゞきては兒島父子なり。依て此國にあらぬことも、高德の事跡ある處は、爰に贅するもの也。

●●●●本朝通記曰、高德者備前之人也、采地世在兒島、故號兒島三郎、幼能綴文、手書亦如神、兼達武略、天皇因賊手、正成設落赤坂、以往東戚倍强盛而天下無締義旗應皇命者、到于此高德唯不失忠義之志、踏難忘身命、欲奪天駕再張義旗、可謂至忠也。嗚呼夫偉哉、忠哉、高德示門族之言也、就中遂下高時遷天皇於隱州此誠忠臣効命之時、誰人不感發忠義乎、自然之忠勇拔然古今者、有出高德之右者、如高德之忠勇、豈翅守義發勇、有一時之忠乎、勵起天下後世之士者也、然到高德潛行于作州、書詩於大樹、未可無過夫南風不可無守、武士皆不可不讀書、若守衞之士有悟此意、識有天下念再復之士、衞士豈意守禦疎警固乎、若警固已備、保守已周密、何曷天皇遁于伯州、天軍早征其賊乎、守衞之士不覺詩意者、幸哉。

備後三郎高德が事跡并備前軍

元弘二年三月後醍醐天皇隱岐國へ遷幸

●●●太平記四卷に曰、其比備前國に兒島備後三郎高德といふ者あり、主上笠置に御座有し時、御方に參じて揚義兵しが、事未成先に笠置も被落、楠も自害したりと聞へしかば、力を失て默止けるが、主上隱岐國へ被遷させ玉ふと聞て、無二の一族どもを集めて評定しけるは、志士仁人が無求生以害仁有殺身以爲仁といへり、されば昔衞の懿公が北狄の爲に被殺て有りしを見て、其臣に弘演と云し者、是を見るに不忍、自腹を掻切て懿公が肝を已が胸の中に收めて、先君の恩を死後に報じて失たりき、見義不爲無勇と、いざや臨幸の路次に參り會、君を奪取奉て大軍を起し、縱ひ屍は戰場に曝すとも、名を子孫に傳へんと申ければ、こころある一族ども、皆此義に同ず。さらば路次の難所に相待て、其隙を可伺とて、備前と播磨との境なる舟坂山の嶺に隱れ臥、今や〳〵とぞ待たりける。臨幸餘りに遲かりければ、人を走らかして是を見するに、警固の武士山陽道を經ず、播磨の今宿より山陰道にかゝり遷幸を成し奉りける間、高德が支度相違してけり、さらば美作の杉坂こそ究意の深山なれば、此にて

待奉らんとて、三石の山より直道に、道もなき山の雲を凌ぎて杉坂へ着たりければ　主上早院の庄へ入らせ給ぬと申ける間、無力此より散々に成けるが、せめてと此所存を上聞に達せばやとおもひける間、微服潜行して時分を伺ひけれども、可然隙もなかりければ、君の御座ある御宿の庭に大なる櫻木有けるを押削て、大文字に一句の詩をぞ書付たり。

天莫空勾踐　時非無范蠡

御警固の武士共、朝に是を見付て、何事を何なる者が書たるやらんとて、讀かねて則上聞に達してけり。主上はやがて詩の心を御覺りあり、龍顏殊に御快く笑らせ給へども、武士どもはあへて其來歴を知らず、おもひ咎むる事も無りけり。中略高德此一句の詩に、千般の思ひを述べ、竊に叡聞にぞ達しける。是より高德は備前國へ立歸り、時節を待ける。

同七卷去程に、楠が城强くして、京都は無勢なりと聞へしかば、赤松二郎入道圓心、播磨國苔縄の城より打て出で、山陽・山陰の兩道を差塞ぎ、山里梨ヶ原の間に陣を取る。爰に備前・備中・備後・安藝・周防の勢共、六波羅の催促に依て上洛しけるが、三石の宿に打集て、山里の勢を追拂て通らんとしけるを、赤松筑前守舟坂山に支て、宗徒の敵二十餘人を生捕てけり、然ども赤松是を誅せずして、情深く交りける間、伊東大和二郎の其恩を感じて、忽に武家與力の志を變じて官軍合體のおもひをなしければ、先已が舘の上なる三石山に城郭を構へ、軈て熊山へ取上りて義兵を揚たるに、備前の守護加治源二郎左衛門一戰に利を失て、兒嶋をさして落てゆく、是より西國の路彌塞て、中國の動亂不斜、西國より上洛する勢をば伊東に支させて、後は思も無りければ、赤松軈て高田兵庫助が城を攻落して、片時も足を不休、山陽道を指て責上る。路次の軍勢馳加て、無程七千餘騎に成にけり、此勢にて六波羅を責落さんことは案の內なれども、若戰利をうしなふ事あらば、引退て暫く人馬をも休めんために、兵庫の北に當て摩耶と云山寺の有けるに、先城郭を構て、敵を二十里が間に縮めたり。

大平記七卷、主上隱岐國より還幸成て、船上に御座有と聞へしかば、國々の兵共の馳參る事引も不切、諸國の連名は略す

傳に云、加治は鎌倉殿の御家人也、備前の守護にて國府に有り伊藤より義兵を發し、熊山に旗を擧たるを聞て半時も足をたためさせじと、近邊の御家人を相催、一千餘騎にて熊山に押寄、國府より熊山まで六里を、只一時にと急ぎけるを、伊東是を見すまし、陣をも堅むることをも帶ず、八萬餘騎にて二手になし先をは魚鱗につらね、後陣は二町引さがりて、近々矢一つ射るとぞ見へしが拔つれて懸りにける、遠き道を急にかけし軍兵の備かねたる所へかゝりければ、なにかはたまるべき、加治が陣亂て、忽敗亡しぬ、討るゝ兵その數を知らず。

備前には、今木・大富太郎幸範・和田備後二郎範長・知間二郎親經・藤井・射越五郎左衛門尉範貞・小島・中吉・美濃權介・和氣彌次郎季經・石生彥三郎・此外四國・九州の兵までも聞傳へ、我さきにと馳參りける間、其勢船上山に居餘りて、四方の麓二三里は、木の下草の蔭までも、人ならずと云ぬ所は無りけり。

千種殿京合戰條下 八巻也

同年四月八日、（千種頭中將官軍の大將として六波羅を攻る時。）方々の寄手、或は被討、或は破て、皆桂川の邊迄引たれども、名和小次郎と小島備後三郎とが伺ひたりける一條の寄手は、未引ず、懸つ返しつ、時移るまで戰たり。防は陶山と河野にて、責るは名和と小島なり。小島と河野とは一族にて、名和と陶山とは知人也、日頃の詞をや恥たりけん、後日の難をやおもひけん、死ては屍を曝すとも、逃て名をば失じと、互に命を不惜、をめき叫てぞ戰ける。大將頭の中將は、內野まで引取たりけるが、一條の手、尙相支て戰半也と聞へしかば、又神祇官の前へ引返して使を立て、小島と名和とを被喚返けり、彼等二人陶山と河野とに向て、今日已に日暮候ひぬ、後日にこそ又見參に入らめと、色代して、兩陣ともに引分て、各東西へ去にけり。夕陽に及で軍散じければ、千種殿は本陣峰堂に歸て、御方の手負・討死を被註るに七千人に餘れり、其內に宗徒と賴れたる大田金持（カナヂ）の一族已下數百人被討畢ぬ、仍一方の侍大將とも可成者とや思はれけん、小島備後三郎高德を呼寄て、敗軍の士力疲て、再難戰、都近き陣は惡かりぬと覺れば、少し境を阻てゝ陣を取り、かさねて近國の勢を集めて、又都を責ばやとおもふは如何に計ふぞと宣へば、小島三郎不聞敢、軍の勝負は時の運による事にて候へば、負るも必しも恥ならず、只引まじき處を引かせ、可懸所を懸ざるを、大將の不覺とは申也、如何なれば、赤松入道は、僅に千餘騎の勢を以て、三ケ度まで京都へ責入、叶はぬ時は引退て、遂に八幡・山崎の陣をば去らで候ぞ、御勢縱ひ過半被討て候共、殘る所の兵、尙六波羅の勢よりは多かるべし、此御陣、後は深山にて、前は大河也、敵もし寄來らば好む所の取手なるべし、穴賢、此陣を引んと思召事、不可然候、但御方の疲れたる弊へに乘て、敵夜討に寄する事もや候はんずらんと存候へば、高德は七條の橋詰に陣を取

伊東の先の一軍をば亂して敵を追ひ、跡なる一軍をば備を守て郷まで攻付たり加治は府にもたまらず、小島をさして落しと也

て相待候べし、御心安からんずる兵共を、四五百騎が程、梅津法輪の渡へ差向て、警固をせさせられ候へと申置て則小島三郎高德は三百騎にて七條の橋より西にぞ陣を堅めたる。千種殿は小島に云恥しめられて、暫は峯の堂におわしけるが、敵もし夜討にや寄らんと云つる言に驚されて、いよ〳〵臆病心や付給れけん、夜半過る程に、宮を御馬に乘せ奉て、葉室の前を直違に、八幡をさしてぞ落られける。備後三郎かかる事とは思ひもよらず、夜深方に峯の堂を見遣れば、星のごとくに輝き見へつる篝火次第に數消て、所々燒すさめり、是はあはれ大將の落給ひぬるやらんと怪みて、事の樣を見ん爲に、葉室大路より岸の堂へ上る處に、萩野彥六朝忠淨住寺の前に行合て、大將已に夕べ子の刻に落させ給ひて候間、無力我等も丹波の方へと志て罷下り候也、いささせ給へ、打連れ申さんといゝければ、備後三郎大に怒て、かかる臆病の人を大將と憑みけるこそ越度なれ、さりながらも、直に事の樣を見ざらんは、後難も有ぬべし、早御通り候へ、高德は何樣岸の堂へ上て、宮の御跡を奉見て、追付可申と云て、手の者共をば麓に留めて、只一人落行勢の中を押分〳〵、岸の堂へと上りける。大將の御座しつる本堂へ入りて見れば、能遽て被落たりけりと覺て、錦の御旗・鎧・直垂まで被捨たり、備後三郎腹を立て、あはれ此大將、いかなる堀がけへも落入て死給へかしと獨言して、暫く倘堂の緣に齒嚼をして立たりけるが、今はさてこそ手の者共も待かけたるらめとおもひければ、錦の御旗計を卷て下人に持せ、急ぎ淨住寺の前へ走り下り、手の者打連て馬を早めければ、追分の宿の邊にて、萩野彥六にぞ追付ける、萩野は丹後・丹波・出雲・伯耆へ落ける勢の、篠村・稗田邊に打集て三千餘騎有けるを相伴ひ、路次の野伏を追拂て、丹波國高山寺の城にぞたて籠りける。

（同九巻）足利殿打越大江山事の條下に

追手の合戰は今朝辰の刻より始りて、馬煙東西に靡き、時の聲天地を響かして、攻合けれども、搦手の大將足利殿は、桂川の西の端に下り居て、酒盛してぞおわしける、かくて數刻を經て後、大手の合戰に寄手打負て、大將（名越尾張守）已に討れぬと告たりければ、足利殿さればいざや山を越へんとて、各馬に打乘て、山崎の方を遙の餘所に

見捨て、丹波路を西へ、篠村を指て馬をはやめられけり。爰に備前の國の住人中吉十郎と攝津國の住人奴可四郎とは、兩陣の手合に依て、搦手の勢の中に在けるが、中吉十郎大江山の麓にて、道より上手に馬を打寄て、奴可四郎を呼退て云けるは、心得ぬ樣哉、大手の合戰は火を發して、今朝が辰の刻より始めたり、搦手は芝居の長酒盛にてさて休みぬ、結局名越殿討れ給ぬと聞へぬれば、丹波路を指て馬を早め給ふは、此人如何樣野心を挾み給ふかと覺ゆるぞ、さらんにおゐては、我等いつまでか相從ふべき、いざや是より引返して、六波羅殿に此由を申さんと云ければ、奴可四郎いしくも宣ひたり、我も事の體、怪しくは存ながらも、是も又如何成配立かあるらんと、兎角案じける間に、早今日の合戰には迦れぬる事こそやすからね、但此人敵に成給ぬと見ながら、只引返したらば、餘り云甲斐なく覺ゆれば、いざ一矢射て歸らんと云儘に、中差取て打番、轟懸てかさへ打て廻さんとしけるを、中吉如何なる事ぞ、御邊は物に狂ふか、我等僅に二三十騎にて、あの大勢に懸合て、犬死したらんは本意か、嗚呼の高名はせぬにしかず、唯事故なく引返して、後の合戰の爲に命を全したらんこそ、忠義を存たる者也けりと、後までの名も留まらんずれと、再往制止ければ、げにとやおもひけん、奴可四郎も中吉も、大江山より馬を引返して、六波羅へこそ打歸りけれ、彼等二人馳參て、事の由を申ければ、兩六波羅は楯鉾とも賴まれたりける名越尾張守は討れぬ、是ぞ骨肉の如くなれば、さりとも二心はおわせじと、水魚の思ひをなされつる足利殿さへ敵に成給ひぬれば、賴む木の下に雨のたまらぬ心地して、心細さに付ても、今まで着纏ひたる兵共も、またさこそありめと、心の置れぬ人もなし。

同卷　足利殿着御篠村の條下に

元來高山寺に楯籠たる足立・荻野・小島・和田・位田(インデン)・本庄・平庄の者共計こそ、今更人の下風に立べきに非らずとて、丹波より若狹へ打越て、北陸道より責上らんとは企けれ。

同卷　主上上皇御沈落之條下に

去程に篠目やうやく明初めて、朝霧僅に殘れるに、北なる山を見渡せば、野伏共と覺て五六百人が程、楯をつき、鏃を支て待懸たり、是を見て而々度を失てあきれたり。爰に備前國の住人中原彌八、行幸の御前に候ひけるが、敵近く馬を懸寄て、忝も一天の君關東へ臨幸成る處に、何者なれば斯樣の狼藉をば仕るぞ、心ある者ならば、弓をふせ、甲をぬいで通したてまつるべし、禮義を知らぬ奴原ならば、一々に召捕て、頸切懸て通るべしと云ければ、野伏どもから／＼と笑て、如何なる一天の君にても渡せ給へば、御運已に盡て落させ給はんずるを、通し進ぜんと申まじ、輙く通り度思召ば、御供の武士の馬物具を皆捨させて、御心やすく落させ給ふべしと、云も果てず同音に時をどつと作る。中吉彌八是を聞て、惡き奴原が振廻かな、いでほしがる物具とらせんといふ儘に、若黨六騎馬の鼻を双へ懸たりけるに、欲心熾盛の野伏ども、六騎の兵に懸たてられて、蜘蛛の子を散すごとく、四方八方へと逃散ける、六騎の兵ども六方へ分れて、にぐるを追こと各數十町也、彌八は餘りに長追したりける程に、野伏二十餘人返合て、是を中に取籠む、然れども彌八少しもひるまず、其中の棟梁と見へたる敵に馳並べてむづと組み、馬二匹が間にどふと落て、四五丈計り高き片岸の上より、上に成り下に成り、ころびけるが、共に組も放れずして、深田の中へころび落にけり、中吉下に成り、擧樣に一刀さゝんとて、腰刀を捜りけるに、ころぶ時拔けてや失せたりけん、さやばかり有て刀はなし、上なる敵、中吉が胸板の上に乘かゝりて、鬢の髮を摑んで、頸を搔んとしける處に、中吉刀加へに、敵の小腕を丁と握りすくめて、暫く聞給へ、申べき事あり、御邊今は我をな恐れ給ふぞ刀があらばこそ、はね返して勝負をもせめ、又續く御方なければ、落重て我を助る人もあらじ、さらば御邊の手に懸て、頸を取て出されたりとも、曾て實檢にも及ぶまじ、高名に成るまじ、我は六波羅殿の御雜色に六郎太郎といふ者にて候へば、見知ぬ人も候まじ、無用の下部の首取て、罪をつくり給わんより、我命を助てたび候へ、其悅には六波羅殿の錢を隱して、六千貫埋められたる所を知て候へば、手引申て御邊に取得させ奉らんと云ければ、誠とやおもひけん、拔たる刀を鞘にさし、下なる中吉を引起して、命を助くるのみならず、樣々の引手物をし、酒なんどすゝめて、京へ連て上りたれば、彌八六波羅の燒跡へ行、まさしくこゝに埋められたりし物を、早人が掘て取

たりけるぞや、とくつけ奉らんとおもひたれども、耳のびくが薄くおわしけるとあざむきて、容笑してこそ返しけれ、中吉が謀に道開けて、主上其日は篠原宿に着せたまふ。

六波羅攻の時、高徳こと出たるか未詳。

去程に六波羅は官軍に攻落され、主上・上皇共に御沈落、越後守仲時已下、於二番馬一自害。東國にては新田義貞義兵を擧、鎌倉へ押寄、度々合戰終に打勝、高時并一門已下、於東勝寺自害す。諸將より早馬を以、六波羅鎌倉の次第を船上へ注進ありて、先帝被囘鑾輿、六月五日に還幸ありて重祚あり、正慶の年號は、廢帝の改元なればとて被棄之、本年號元弘に歸さる。公家一統の政道と成りけり。

翌年正月より大内裏造營、同年先、大功の輩へ恩賞を被行けり、然れども國々の欠所の大庄をば、悉公家披官の人々拜領しければ、軍功ある輩も、其賞に預らぬ者多しといふ。

傳いふ、備後三郎父子に、元弘の軍に戰忠有ければ、備前國の守護職を可給由勅約有しに、朝敵ほろびて後、御遊遍（變り）ありて、わづかに兒島計を給わりけり、高德申けるは、兒島は先祖より代々持來る所なり、事新しく今度の御恩賞にてはあらずと申ければ、高德申處理なきにあらずとて、同國鳥取の庄を給ひけり。又一說、元弘に六波羅・鎌倉ともに亡びて、天下一統の代とはなりけりて、高德に備前國兒島を、此度の御恩賞に給る由ありければ、高德申けるは、兒島は昔より取來る所也、此度の御恩賞にはあらずと申ける、依之、新田庄を給わり、父範長を備後守に被成候へども、守護職は勅許なかりしかば、備後守一類迯、朝家を恨み奉るといふ風說有けるを、足利尊氏卿聞給ひて、いろ〳〵に緣を求て、味方に屬せんとせられ、尊氏卿筑前へ被開候折も、備前の兒島へ來り、御方に付かば、恩賞莫大行はんとありけれ共從はず、又筑紫より御敎書を成して、備前國の守護職を無相違可給由など、樣々すかされけれども、高德父子中々隨はず、義を專とせし由。さて高德一族は天下無事に成されば、備前國へ立歸、邑久郡に居住せりといへり。建武二年八月より、新田・足利確執に及び、再ひ大亂起り合戰有りければ、諸國の朝家ども蜂起して、備前・備中・美作共、大方足利家に從ひけれども、高德父子を初、一族は志を勵して官軍なりしが、足利尊氏卿の一族細川律師宗禪、四國より兵船數十艘を艤して、當國の兒島へ打上り、夫より備中閩嗣山の城に楯籠ける時も、定禪より高德に味方の事を色々すかされたりけれども從ざる由。

同卷、千種頭中將忠顯朝臣は、主上隱岐國へ御遷幸の供奉仕て六波羅の討手に上りたりし忠功に依て、大國三ケ國、闕所十ケ所、拜領せられたりと云々。傳に、備前・周防・尾張三ケ國。忠顯は具平親王十一代の孫、從一位内大臣有房公の孫にて、中納言有忠卿の次男也。

傳云、氏賴備前の府に在て、美作諸國の軍勢を催すといへども赤松が外は隨はず、これは今度京都にての戰、捕して勝給ふべき圖をあたへいつし給ふゆへと也。

同十四卷 諸國蜂起之條下

建武二年十二月十一日、備前國の住人兒嶋三郎高德が許より、早馬を立て申けるは、去月二十六日、當國の住人佐々木三郎左衛門尉信胤・同田井新左衛門信高等、細川律師定禪が語らひを得て、備中國へ打越、福山の城に楯籠る間、彼國の目代、先手勢計を以て合戰を致といへども、國中の勢催促にしたがはず、無勢なるに依て引退く刻、朝敵勝に乘りし間、目代が勢數百人討死し畢ぬ、其翌日に小坂・河村・庄・眞壁・陶山・成合・那須・市川已下、悉く朝敵に馳加る間、程なく其勢三千餘騎に及べり。爰に備前國の地頭・御家人等、吉備津宮に馳集りて、朝敵を相待處に、淺山備後守、備後の國の守護職を賜て下向する間、其勢を幷て同二十八日、福山に押寄、責戰し日、高德が一族等大手を責破て、已に城中に打入る刻也、野心の國人等、忽に翻て御方を射ける間、目代淨智が子息七條辨房・小周防の大貳房・藤井六郎・佐井七郎以下三十餘人、搦手に於て討れ畢ぬ、官軍遂に戰負て備前國に引退、三石の城に楯籠ける處に、當國の守護松田十郎盛朝・太田判官全職(ミツトモ)・高津入道淨源、當國に下着して已に御方に加る間、又三石より引返し、和氣の宿に於て合戰を致す刻、松田十郎敵に屬する間、官軍數十人討れて、熊山の城に引籠る、其夜當國の住人内藤彌次郎御方の陣に有ながら、潜に敵を城中へ引入、責刧間、諸卒悉く行方を知らず、沒落候ひ畢ぬ。高德一族等、此時纔に死を免るゝ者、身を山林に隱し、討手の下向を相待候、若早速に御勢を下されずば、西國の亂御大事に及べしとぞ申たりける。

同十六卷 建武三年正月十六日・同廿七日京都二度の合戰に尊氏卿打負都を落給ひ兵庫に在しが、同年二月八日、尊氏卿兵庫を落給ひし迄は、相從ふ兵、僅に七千餘騎有しか共、備前の兒島に着給ひける時、京都より討手馳下らば、三石邊に支よとて、尾張左衛門佐氏賴を、田井・飽浦・松田・内藤に付て留められ、中略。尊氏卿は筑紫宗像大宮司が館に入せ給ふ。

同十六卷 西國蜂起の條下に

去程に將軍筑紫へ沒落し玉ひし刻、四國・西國の朝敵ども氣を損じ、度を失て、或は山林に隱れ、或は所緣を尋

傳云、赤松は、三月十一日備前の路へ三千餘騎にて播磨を打越ぬ國の兵、彼是一萬餘騎、同十三日あわ賀山に陣す、赤松戰ひ負く、此時赤松が頼切たる宗徒の内に、依藤兵衛上•同左衛門、備前には松田十郎中吉小八郎•伊藤和泉守等、討れてけりと云也

て、新田殿の御教書を給はらぬ人は無りけり。此時若義貞早速に被下向たらましかば、一人も降參せぬ者は有まじかりしを、其頃天下第一の美人と聞へし勾當の内侍を、内裏より給ひけるに、暫しが程も別を悲みて、三月の末まで西國下向の事被延引けるこそ、誠に傾國傾城の驗なれ、依之、中略。備前には、田井•飽浦•内藤•頓宮•松田•福林寺の者共、石橋左衛門佐を大將として、甲斐川•三石二ケ所の城を構へて、船路陸路を支へんとす、中略。新田左中將義貞には、十六ケ國の管領を被許、尊氏追討の宣旨をぞ被成ける。義貞綸命を蒙り、已に西國へ立たんとし給ひける刻、瘧病の心地煩しかりければ、先江田兵部大輔行義•大舘相馬助氏明二人を、播磨國へ被指下、其勢二千餘騎、三月四日京を立て、同六日書寫坂本に着にけり。赤松入道是を聞、敵に足をためさせては叶まじとて、備前•播磨兩國の勢を合て、書寫坂本へ押寄ける間、江田•大舘•室山に出向て相戰ふ、赤松利無して、官軍勝に乘しかば江田•大舘勢を得て、西國の退治輙すかるべきよし、頻に拜書を飛せて京都へ注進す。

同巻　新田左中將被責赤松事

左中將義貞の病氣能成てければ五萬餘騎の勢を率して西國へ下り給ふ。中畧。白旗の城に赤松籠る。白旗の城を百重千重に取かこみて、夜晝五十餘日、息を繼ず責たりけり。中略。其上尊氏既に筑紫九ケ國を平て、上洛する由聞へ候へば、中略。御勢を少々被殘、義助に自餘の勢と、中略。宇津宮と菊地が勢を指添て、伊東大和守•頓宮六郎を案内者として、二萬餘騎舟坂山へぞ向れける。彼山と申は、山陽道第一の難所也、兩方は嶺峨々として、中に一つの細道あり、谷深く、石滑にして、蹄羊腸を踐て上る事二十餘町、雲霧窈溟たり、若一夫怒て臨レ關ば、萬侶も難得通、況岩石を穿て細橋を渡し、大木を倒して逆茂木に引たれば、何なる百萬騎の勢にても、責破るべしとは見へざりける。去ば指しも勇める菊地•宇津宮が勢も、麓に扣て不進得、案内者に被賴たる伊東•頓宮の兵共も、山をのみ上て、徒に口をぞ送りける。

同巻　兒島三郎熊山擧旗事付舟坂山合戰事

斯りける所に、備前の國の住人兒島三郎高德、去年の冬細川卿律師、四國より責上りし時、備前・備中數ケ度の戰に打負て、山林に身を隱し、會稽の耻を雪がんと、義貞朝臣の下向を待て居たりけるが、舟坂山を官軍の越かねたりと聞て、潛に使を新田殿の方へ立て申けるは、舟坂より御勢を可被越由承知仕候事、實に候はゞ、彼要害輙く難被破候歟、高德、來十八日、當國の於熊山可擧義兵候、去程ならば、舟坂堅めたる凶徒等、定めて熊山へ寄來らはん歟、敵の勢のすきたる隙を得て、御勢を二手に分けられ、一手をば舟坂へ差向て、可攻勢ひ見せ、一手をば三石山の南に當りて、樵の通ふ路一つ候なる、潛に廻らせて、三石の宿より西へ被出候はゞ、舟坂の敵、前後を被包、定て引方を失ひ候はんか、高德國中に旗を擧、舟坂を先破り候はゞ、西國の軍勢、御方に參らずと云者候べからず、急此相圖を以て、御合戰可有候也とぞ申送りける。其比、播磨より西長門國に至まで、悉く敵陣にて、案内を通ずるものなきに、高德が使者來て、企の樣を申ければ、新田殿悅給ふこと不斜、則相圖の日を定て、其使をぞ返されける。使者備前に返て、相圖の樣を申ければ、四月十七日の夜半計に、兒島三郎高德己が館に火をかけて、僅二十五騎にてぞ打出ける。國を阻て、境を隔たる一族どもは、事急成に依て不及相催、近邊の親類どもに、事の子細を告たりければ、今木・大富・和田・射越・原・松崎の者ども、取物も不取敢、馳着ける間、其勢二百餘騎に成けり、兼ては夜中に熊山へ取上り、四方に篝火を燒て、大勢籠りたる勢ひを敵に見せんと巧みたりけるが、馬よ物具よとひしめく間に、夏の夜程なく明けれども、無力相圖の時刻を違へじとて、熊山へこそ取上りければ、案のごとく三石・舟坂の勢ども是を聞て、國中に敵出來なば、ゆゝしき大事なるべし、萬方を閣て、中略。先熊山へと向たりける。彼の熊山と申は、高さは比叡山の如くにして、四方に七の道あり、其道、何れも麓は少し嶮しく、峰は平なり、高德僅の勢を、七の道へ指分て、四方の敵を防ぎける、追下せば責上り、責上れば追下し、終日戰ひ暮して、態と時をぞ移しける。夜に入ける時、寄手の中に、石戶彥三郎とて、此山の案内者有けるが、おもひも寄らぬ方より拔入て、本堂の後なる峰にて、鬨をぞ揚たりける。高德四方の麓へ勢を皆分て遣しぬ、僅十四五騎にて本堂の庭に控たりけるが、石戶が二百騎の中へ喚て懸入り、火を散てぞ戰ひける。深山の木隱れ月暗して、敵の打太刀分明にも

見へざりければ、高徳が内冑を突れて、馬より倒に落にけり、敵二騎落合て頸を取らんとしける所へ、高徳が甥松崎彦四郎・和田四郎馳合て、二人の敵を追拂ひ、高徳を馬に引乘て、本堂の縁にぞ下しける、高徳は内冑の疵痛手也ける上に、馬より落ける時胸板を馬に强を踏れて、目昏れ魂消ければ、暫絶入たりけるを、父備後守範長、枕の下に差寄て、昔鎌倉の權五郎宗政は、左の眼を射拔れ、三日三夜まで其矢を拔かで、當の矢を射たりとこそ云傳へたれ、是程の小疵一所に弱りて、死ると云事やある、其程無云甲斐心を以て、此一大事をばおもひ立けるかと、あらゝかに耻しめける間、高徳忽生出て、我を馬に舁乘よ、今一軍して敵を追拂はんとぞ申ける、父大に悦て、今は此者よも死なじ、いざや殿原、爰らに有つる敵ども追散さんとて、今木太郎範秀・舍弟次郎範仲・中西四郎範顯・和田五郎範氏・松崎彦四郎範家、主從十七騎にて、敵二百が中へまつしぐらに懸入る間、石戸是を小勢とは知らざりけるにや、一立合をも立合さず、南面の長坂を、福岡までこそ引たりけれ、其儘兩陣相支て互に軍をせざりけり、相圖の日にも成ければ、脇屋右衛門佐を大將として、梨ケ原へ打莅み、二萬騎の勢を三手に分たり、一手には江田兵衛大輔を大將として二千餘騎、杉坂へ向らる、是は菅家南三郷の者共が堅めたる所を追破て、美作へ入らん爲也、一手には大江田式部大輔氏經を大將として、菊地・宇都宮が勢五千餘騎を舟坂山へ差向らる、是は敵を爰に遮り留て、搦手の勢を潜に後より回さん爲也、一手には伊東大和守を案内者として、頓宮六郎・畑六郎左衛門、當國の目代少納言範猷・山良新左衛門・小寺六郎・三津澤山城權守以下、態と小勢を勝て、三百餘騎向けらる、其勢皆轡の七寸(ミツワキ)を紙を以て卷て、馬の舌根を結たりける、杉坂越の北、三石の南に當て、鹿の渡る道一あり、是を知らざりけるにや、堀切たる處もなく、逆茂木の一本をも引ざりけり、此道餘りに木茂りて、枝の支へたる處をば、下て馬を引く、山殊に嶮して、足もたまらぬ所をば、中々乘て懸下す、兎角して三町計嶮岨を凌で、三石の宿の西へ打出たれば、城中の勢も、舟坂の勢も、遙にこれを顧みて、おもひもよらぬ方なれば、熊山の寄手共が歸たるよと心得て、更に仰天もせざりける、三百餘騎の勢共、宿の東なる夷(エビス)の社の前へ打寄り、中黑の旗を差揚て、東西の宿に火を懸、鬨をぞ擧たりける、城中の兵は、大略舟坂へ差向ひぬ、三石に有し勢は、みな熊山へ向ひたる時分なれば、鬪

傳に云、三石・舟坂破れければ、備前・備中所々の城、皆引渡に成り、又降參せんとおもふ者多し、義助の勢の少を見聞て、色を直せしことにや。

はんとするに勢なし、防がんとするに便りなし、舟坂へ向ひたる勢、前後の敵に取巻れて、すべき樣もなかりければ、只馬物具を捨て、城へ續たる山の上へ、はふ〳〵逃上らんとぞ騒ぎける、是を見て大手搦手差合さて、餘すな漏すなと追懸ける間、逃方を失ひける敵共、此彼に行迫りて、自害をする者百餘人、生捕らるゝ者五十餘人也。爰に備前國一宮の在廳に、美濃權介佐重と云ける者、引べき方なくして已に腹を切らんとしけるが、屹とおもひ返す事有て、脫たる鎧を取て著、捨たる馬に打乘て、向ふ敵の中を推分て、播磨の方へぞ通ける、舟坂より打入る大勢ども、是は何者ぞと尋ければ、是は搦手の案內者仕つる者にて候、合戰の樣を悉く新田殿へ申入候也と答ければ、數萬の勢とも目出度候と感じて、道を開てぞ通しける、佐重惣大將の侍所長濱が前に跪いて、備前國の住人に美濃權介佐重、三石の城より降人に參て候と申ければ、惣大將より神妙に候と被仰、則著到にぞ被着ける、佐重若干の人を出抜て、共口の命を助りける、是も暫時の智謀也。舟坂已に破れたれば、江田兵部大輔は三千餘騎にて、美作の國へ打入て、奈義・能仙・菩提寺三ケ所の城を取卷き玉ふ、彼城もすべき樣なければ、馬武具を捨て、城に續たる上の山へぞ逃上りける。脇屋右衛門佐義助は、五千餘騎にて三石の城を攻らる、大江田式部大輔は、二千餘騎にて備中國へ打越、福山の城にぞ陣を取る。

同卷　**將軍自筑紫御上洛事**

多々良濱の合戰の後、筑紫九國の勢一人として將軍に順ひ靡ずといふ者無りければ、中略。四月二十六日太宰府を打立て、同二十八日に順風に纜を解て、五月一日安藝の嚴嶋へ舟を寄られ、（三日逗留ありしに）新田左中將の勢、已に備中・備前・播磨・美作に充滿して、國々の城を責る由聞へければ、鞆の浦より左馬頭直義を大將にて、二十萬騎を差分て、徒路を上せられ、將軍は一族四十餘人、高家の一黨五十餘人、上杉の一類三十餘人、外樣の大名百六十人、兵船七千五百餘艘を漕並て、海上をぞ上られける。同五日に舟路の勢、すでに備前の吹上に着ければ、步路の勢は、備中の草壁の庄にぞ着けり。

同巻　備中福山合戰事

福山に楯籠る處の官軍共、此由を聞て、此城未拵るに不及、彼に付、是に付、大敵を支ん事は可叶とも覺へずと申けるを、大江田式部大輔、且く思案して宣ひけるは、合戰の習、勝負は時の運に依といへども、御方の小勢を以て、敵の大勢に鬪はんに、不負と云事は、千に一も有べからず、年去國を越て足利殿の上洛を支んとて向ひたる者が、大勢の寄すればとて、開逃候は、如何すべき、よしや只一業所感の者共が、此所にて皆可死果報にてこそ有らめ、輕死重名者をこそ人とは申せ、誰々も爰にて打死して、名を子孫に殘さんと被思定候へと諫められければ、紀伊の常陸合田以下は、申にや及候と領掌して、討死を一篇に思儲てければ、中々心中涼しくぞ覺へける。去程に明ければ五月十五日の宵より、左馬頭直義三十萬騎の勢にて、勢山を打越へ、福山の麓四五里が間數百ヶ所に陣を取て、篝を燒てぞ居たりける、此勢を見ては、如何なる鬼神ともいへ、今夜落ぬ事はよも非じと覺けるに、城の篝も燒止ず、猶怺へたりと見へたれば、夜已に明て後、先備前・備中の勢ども三千餘騎にて押寄せ、淺原峠よりぞ懸たりける、是迄も城中鳴を靜めて音もせず、さればこそ落たりと覺るぞ、時の聲を擧て敵の有無を知れとて、三千餘騎の兵共、楯の板を敲き、時を作る事三聲、近付て上んとする處に、城中の西東の木戸口に、大皷を打て時の聲を合せたりける、外所に控たる寄手の大勢是を聞て、源氏の大將の籠りたらんずる城の小勢なればとて、闇落にはよもせじとおもひつるが、果して未怺たりけるぞ、侮て手合の軍し損ずな、四方を取卷て、同時に責よとて、國々の勢、一方々々を請取て、谷々峰々より攻上りける、城中のものどもは、兼てよりおもひ儲たる事なれば、雲霞の勢に圍まれぬれ共、少も不騷、此彼の木蔭に立隱れて、矢種を不惜散々に射ける間、寄手稻麻のごとくに立雙びたれば、あだ矢は一も無りけり、敵に矢種を盡させんと、寄手は態と射ざりければ、城の勢は未だ一人も不手負、大江田式部大輔是を見給て、さのみ精力の盡ぬ先に、いざや打出て、左馬頭が陣一散し懸散さんとて、城中には徒立なる兵五百餘人を留て、馬強なる兵千餘騎引率し、木戸をひらかせ、逆木を引のけて、北の尾の殊に嶮き方より、喚てぞ懸出られける、一方の寄手二萬餘騎、是に被懸立、谷底へ馬を馳候ていやが上に重り臥す、式部大輔是

をば打捨、東のはなれ尾に、二つ引兩の旗の見ゆるは、左馬頭にてぞ有らんとて、二萬餘騎扣へたる勢の中へ破て入、時移るまでぞ鬪れける、是も左馬頭にては無りけるとて、大勢の中を颯と懸拔て、御方の勢を見給へば、五百餘騎討れて、纔に四百餘騎に成にけり、爰にて城の方を遙に見れば、敵早入替りぬと見へて、櫓・掻楯に火を懸たり、式部大輔其兵を一所に集めて、今日の合戰、今は是迄ぞ、いざや一方打破りて、備前へ歸り、播磨。三石の勢と一にならんと、板倉の橋を東へ向て落給へば、敵二千騎三千騎、此彼に道を塞で打留めんとす、四百餘の者ども、遁れぬ處ぞと思ひ切たる事なれば、近付敵の中へ破て入り、懸散し、板倉川の邊より唐皮迄、十餘度までこそ戰ひけれ、されども、兵もさのみ討れず、大將も無恙ければ、虎口の難を遁れて、五月十八日の早旦に、三石の宿にぞ落着ける。左馬頭直義は、福山の敵を追落して、事始よしと悅び給ふ事不斜、其日一日唐皮の宿に逗留ありて、頸の實檢有けるに、生捕討死の首千三百五十三と註せり、當國の吉備津宮に參詣の志おはしけれ共、合戰の最中なれば觸穢の憚有とて、只願書計を取籠られて、翌日唐皮を立給へば、將軍も船を出されて、順風に帆をぞあげられける。五月十八日の晩景に、脇屋右衞門佐、三石より使者を以て、新田左中將の方へ立て、福山の合戰の次第委細に注進せられければ、其使者聽て馳返て、白旗・三石・菩提寺の城、未責落ざる處に、尊氏・直義大勢にて、船路と陸路とより上ると云に、若陸の敵を支ん爲に、當國にて相待たば、船路の敵、差違て帝都を侵さん事疑なし、只速に西國の合戰を打捨て、攝津國邊まで引退、水陸の敵を一處に待請、帝都を後に當て、合戰を致すべく候、急其よりも山の里邊へ出合れ候へ、美作へも此旨を申遣候つる也とぞ被仰たりける、依之、五月十八日の夜半計に、官軍皆三石を打捨て、舟坂をぞ引れける城中の勢ども、是に機を得て、舟坂山に出合ひ、道を塞で散々に射る、宵の間の月、山に隱れて、前後さだかに見へぬ事なれば、親討れ、子討るれども、只一足も前へこそ行延んとしける處に、菊地が若黨に原源五・源六とて名を得たる大剛の者ありけるが、態と跡に引さがりて、御方の勢を落さんと、防矢を射たりける、矢種皆射盡しければ、打物の鞘をばはづして、傍輩どもあらば返せとぞ呼りける、菊地が若黨ども、是を聞て遙に落延たりける者共、某此に有と名乘懸て、返合せける間、城よりおり合せける敵ども、さすがに近付得

高徳が事、傳云、此者元弘の軍に忠ありければ、備前の守護職を給ふべき由を勅約有しに、朝敵亡びて後、御違色ありて、纔に兒島計を給りけり、高徳は代々兒島は持來りし也、今更事新しく、此度の御恩に非らずと申ける、依て同國鳥取の庄を給ひけるといふ。

ずして、只餘所の峰々に立渡りて、時の聲をぞ作りける、其間に數萬の官兵ども、一人も討るゝ事なくして、大江田式部大輔其夜の曙には、山の里へ着にけり、和田備後守範長、子息三郎高德、佐々木の一黨が、舟よりあがる由を聞て、是を防がん爲に、西川尻に陣を取て居たりけるが、福山已に落されぬと聞へければ、三石の勢と成合んがために、九日の夜に入て、三石へぞ騎著ける、爰にて人に尋れば、脇屋殿は早寄に播磨へ引せ給ひて候也と申ける間、さては舟坂をば通り得じとて、先日搦手の廻りたりし三石の南の山路を、たどる〳〵終夜越て、さごしの浦へぞ出たりける、夜未深かりければ、此儘少しの逗留もなくて、打て通らば、新田殿には安く追付奉るべかりけるを、子息高德が、先の軍に負たりける疵、いまだ癒ざりけるが、馬に振られけるに依て、目昏肝消て、馬にもたまらざりける間、さごしの邊に相知たる僧の有けるを尋出して預置ける程に、時刻推遷りければ、五月の短夜明にけり。

去程に、此道より落人の通りけると聞て、赤松入道三百餘騎を差遣して、那波邊にてぞ待せける、備後守僅に八十三騎にて、大道へと志て打ける處に、赤松が勢と、ある山蔭に寄せ合せて、落人と見るは誰人ぞ、命惜くば、弓をはづし、物具脫で降人に參れと、言葉をぞかけたりける、備後守是を聞て、から〳〵と打わらひ、聞も習わぬ言葉哉、降人に可成ば、筑紫より將軍の樣々の御教書を成してすかされて時こそ成らんずれ、それをだに引さきて火にくべたりし範長が、御邊達に向て、降人にならんと、ゑこそ申まじけれ、物具ほしくば、いでとらせんと云ふまゝに、八十三騎のもの共、三百餘騎の中へ喚て懸入り、敵十一騎切て落し、二十三騎に手を負せ、大勢の圍を破て、濱路を東へぞ落行ける、赤松が勢、案內者なりければ、被懸散ながら、前々へ馳過て、落人の通るぞ打留め、物具はげと、近隣傍庄にぞ觸たりける、依之其邊二三里が間の野伏ども、二三千人出合て、此の山の蔭、彼この田の畷に、立渡りて、散々に射ける間、備後守が若黨共、主を落さんが爲に、進ては懸破り、引下りては討死し、那波より阿彌陀が宿の邊まで、十八度まで戰て落ける間、打殘されたる者、今は僅に主從六騎に成にけり、備後守、或辻堂の前にて、馬を扣て、若黨共に向て申けるは、あわれ一族共だに打つれたりせば、播磨の國中をば安く蹴散して通る

べかりつる物を、方々の手分に向られて、一族一所に不居つれば、無力範長討るべき時刻の到來しける也、今は可遁共覺へねば、最後の念佛心閑に唱へて、腹を切らんとおもふぞ、其程敵の近付かぬ樣に防げとて、馬より飛て下り、辻堂の中へ走り入て、本尊にむかひ手を合せ、念佛高聲に三百返が程唱て、腹一文字に掻切て、其刀を口にくわへて、うつぷしに成てぞ臥たりける、其後若黨四人つゞきて自害をしけるに、備後守がいとこに、和田四郎範家と云けるもの、暫思案しけるは、敵をば一人も滅したることそ、後までの忠なれ、追手の敵、若赤松が一族子共にてや有らん、さもあらば、引組て差違へんずる物をと思ひて、刀を拔て逆手に拳り、甲を枕にして、自害したる體に見せてぞ臥たりける、此へ追手に懸りける赤松が勢の大將には、宇野彌左衛門次郎重氏とて、和田が親類なりけり、まさしきに辻堂の庭へ馳來りて、自害したる敵の首をとらんとて、是を見るに、袖に著たる笠符、皆下黑の紋也、重氏拔たる太刀を抛て、あら淺ましや、誰やらんと思たれば、兒島・和田・今木の人々にて有けるぞや、此人達ととく知ならば、命に替ても助くべかりつる物をと、悲みて泪を流して立たりける、和田四郎、此聲を聞て、範家是に有とて、かわと起たれば、重氏肝をつぶしながら立寄て、こはいかにとぞ悅びける、軈て和田四郎をば同道して、助をき、備後守をば葬禮懇に取沙汰して、遺骨を故鄕へぞ送りける、さても八十三騎は討れて、範家一人助りける、運命の程こそ不思議なれ。

同卷　聖主又山門へ臨幸の條下に　供奉の中に今木新藏人範家（和田四郎が事なり）頓宮六郎忠氏等あり。

新田左中將義貞は、備前・美作の勢どもを引連て、兵庫に着玉ひしが、五月廿五日尊氏卿も兵庫へ着船にて、度々合戰ありて、楠判官正成并舍弟帶刀正季湊川にて討死、義貞敗軍、（延元二年なり）四年八月二十八日主上芳野潜幸、其後高德も疵平癒して、同芳野へ走參りて、義貞の手に屬してける、此時高德備後守成るか。

太平記十七。　江州軍條下に　備前の兒島・今木・大富が兵船を揃て、近日上洛とあり。

同二十　兒島備後守高德、義貞朝臣に向て申けるは、先年京都の合戰の時、官軍山門を落され候し事、全く軍の雌雄に非ず、只北國の敵に道をふさがれて、兵粮につまりし故也、向後も其時のごとくに候はゞ、縱ひ山上に御陣を

召れ候とも、又先年の樣なる事決定たるべく候、然れば越前・加賀の宗徒の城々には、皆御勢を殘し置きて、兵糧を運送せさせ、大將一兩人に御勢を六七千騎も差副られ、山門に御陣を召れ、京都を日々夜々攻られば、根を深し蔕を堅する謀成て、八幡の官軍に力を付け、九重の凶徒を亡すべき道たるべく候、但小勢にて山門へ御上り候はゞ、衆徒案に相違して、御方を背く牒者や候はんずらん、先山門へ牒狀を送られて、衆徒の心を伺ひ御覽せられ候へかしと申ければ、此議、誠濃やかにして、慮り遠し、されば牒狀を山門へ送るべしと宣へば、高德兼て心に草案をやしたりけん、則筆を取て書之、其詞に云、

正四位上行左近衛中將兼播磨守源朝臣義貞牒延暦寺衙

請早得山門贔負一諾、誅罰逆臣尊氏・直義以下黨類、致佛法王法光榮狀

式觀秦昔、渺聞玄風、桓武皇帝下詔專一基叡山者、以興化期弘顯密兩宗於億載、傳教大師上表九鎮王城者、以法威為護國家太平於無彊而耳也、然則聞山門衰微悼之、見朝廷傾廢悲之、不九五之聖位、三千之衆徒為執手、去元弘之始、一天革命、四海歸風之後、有源家餘裔尊氏・直義、雖忝負大祿、不付登高官、自誇超涯之皇澤、不顧盜盤之天眞、忽棄君臣之義、猥懷豺狼之心、肆害流于蒸民、禍溢于八極、公義不謹止將行天誅之日、煙塵暗侵九重月、翠花再掃四明之雲、此時貴寺忽輸忠、庸臣謀退暴、雖然守死於善道者寡、求賞於利門者多、因玆官軍戰破、而聖主忝遣羑里之囚、龍城食竭、而君王自臥戰場之刄、自爾以降逆徒彌恣意、嬉刑濫行罰、困戾殘賊、無不惡而疵、自疑天維云絶、日月無所懸、地軸既擢、山川不得載、側耳寄目、苟不忍待時、吞炭含刄、徑欲近敵之處、欵達鬱興幸南山、衆星拱北極、於是蘊思發思、徹憤啓憤、起自險溢之中、終得郡縣之衆、然則驅金牛開路、飛火鶩劫域、其戰未半決勝於一擧、退敵於四方訖、曩昔范蠡開黃地、破吳三萬之旅、周郎挑赤壁、虜魏十萬之軍、把采何足比、如今擧國黃誅朝敵、天應以臣為爪牙之任、肆不違卜吉泰、振曾將發京師、貴山儻若不捐昔舊、拉大敵於隻手中必矣、傳聞當山之護持、亘古亘今、卓擎乾坤、承和修大咸德之法、聞君乃坐玉展、承平安四天王之像、將門遂傳鐵身、是以賴往運於七社之冥應、復舊規於一山之懇祈、孰思量之、凡惡在彼與義在我、孰與天下之治亂山上之安危、早開一諾之群議、以遂合虎符、速屆三軍之卒伍、而為搖龍旗、牒送如件、勸之以狀。

とぞ書たりける、山門の大衆は、先年の春夏兩度山上へ臨幸成たりし時、粉骨の忠功を致すに依て、若干の所領を得たりしが、官軍北國へ落行き、主上京都に還幸成しかば、大望一々に相違して、あはれいかなる不思議も有て、先帝の御代になれかしと祈念する處に、此牒狀到來したりければ、一山擧て悅び合る事限りなし、同七月二十三日に一所住の大衆、大講堂の庭へ會合して、返牒を送る、其詞に云、（返牒之文略之）

とぞ書たりける、山門の返牒、越前に到來しければ、義貞不斜悅びて、頓て上洛せんとし給ひけるが、混(ヒタスラ)に北國を打捨なば、高經如何樣跡より起て、北陸道をさし塞ぬと覺れば、二手に分て、國をも支へ、又京をも責べしとて、義貞は三千餘騎にて越前に留り、義助は二萬騎を卒して、七月二十九日越前の府を立て、翌日には敦賀の津に着にけり。同年壬七月二日義貞朝臣自害。

曆應元年八月十六日、吉野の帝崩ず、此時高德芳野に有しと見へたり。

●同二十一　先帝崩御の條に

世の危を見て、彌命を輕ぜん官軍を數ふるに、諸國連名あり、略之。備前に今木・大富・和田・兒島、皆義心金石の如にして一度も變ぜぬ者共也と、云々。

●同二十二　曆應三年三月ならん。備前の國の住人佐々木飽浦三郎左衛門尉信胤早馬を打て、二月二十三日小豆島に押渡り、義兵を擧る處に、國中の忠ある輩馳加て、逆徒少々打順へ、京都運送の舟路を差塞て候也、急近日大將御下向あるべしとぞ告たりける、諸卿是を聞て、大將進發の道開きて、天運機を得たる時至りぬと悅び給事限なし。抑此信胤と申は、去建武の亂の始に細川卿律師定禪に與力して、備前・備中の兩國を平げ、將軍の爲に忠功ありしかば、武恩に飽て恨を含べき事も無りしに、依何今俄に宮方に成ぞと、事の根元を尋ぬれば、此比天下に禍をなす傾城故とぞ申ける、其比菊亭殿に御妻(オサイ)とて、眉目貌類なき、其品賤しからで、なまめきたる女房ありけり、しかあれ共、元來心輕く、おもひ定めたる方もなければ、何となく引手數多のうき網の、目もはづかなる其喩も、猶事過て、寄瀬何

くにかと、我ながら思ひわかでぞ有渡りける、さはありながら、おぼろげにては、人の近付べきにもあらぬ宮中の深き栖ひなるに、いかゞして心を懸し玉垂の、間求得たる便より有けん、今の世に肩を双ぶる人もなき、高土佐守に通馴て、人知らず思ひ結れたる下紐の、せきとめがたき中なれば、初の比こそ忍びけれ、後は早山田にかゝるひたぶるに、打ひたゝけて、あやにくなる里居にのみまかでければ、宮仕ひも常には疎なる事のみありて、主の左のおほひまうち公も、かく共知らせ給しかば、むづかしの人目の中の關守や、よひ／＼ごとの深過るを待ず共あれかしなどゆるされ、まかで出ける時も有、懸りし程に、此土佐守に元相馴て、子供數多儲たる鎌倉の女房の有けり、是は元來田舍人也ければ、物妬はしたなく、心たけ／＼敷て、彼源氏の雨夜の物語に頭中將の指をくひ切たりし有様共多かりけり、されども子供の親なれば、けしからずの有様哉とはおもひながら、いなと云べき方もなくて、年を送りける處に、土佐守伊勢國の守護に成て下向しけるが、二人の女房を皆共足して下らんとて、元の女房をば先へ下しぬ、御妻を同じ様にと待しか共、今日よ明日よとて、少しうるさげなる氣色に見へしかば、土佐守猶もおもひの色増して、作ひ行かでは叶まじきとて、三日まで逗留して、兎角云恨けるほどに、さらばとて、夜半計にこしさし寄て、几帳指隱して扶け乘せられぬ、土佐守限なくうれしくて、道に少しもやすらはず、軈て伊勢路に趣けり、まだ夜を籠て逢坂の、關の岩角踏鳴し、夕付鳥（木綿附）に送られて、水の上へなる粟津野の、露わけ行ばにほの海、流れの末の河と成る、勢田の橋を打渡れば、いで（衣手）の田上（タナカミ）河の嶺風に、比良の峯わたし吹來て、輿の簾を吹揚たり、出絹の中を見入たれば、年の程八十計なる古尼の、額には皺のみよりて、口には齒一つもなきだ、腰を二重に曲めてぞ乘たりける、土佐守驚て、是は何様古貍か古狐の化たるにてぞ有らん、鼻をふすべよ、蟇目にて射て見よと申ければ、尼泣々、是は化者にて候はず、菊亭殿へ年來參り通ふものにて候、御妻の局へ召れて、斯様にて京に住わびんよりは、我が下る田舍へ行て、しばらくも慰めかしと仰せられし間、さそふ水もがなとおもふ憂身にて候へば、うれしき事に思うて、昨日御局へ參りて候へば、留められまいらせて、妻戸に輿を寄たりしに、それに乘と仰候ひしかば、何心もなく乘たる計にて候とぞ申ける、土佐守、さてはこの女房に出し抜かれたる者也、彼御所に打

入て、奪ひ取ずば下るまじきものをとて、尼をば勢田の橋爪に打捨て、空輿を舁返して、又京へぞ上りける、元來思慮なき土佐守、菊亭殿に推寄て、四方の門を差籠て、殘る所なく捜しける、御所中の人々、こは何かなる事ぞとて、上下周章騷事限りなし、いかに求れどもなければ、此女房の住しあたりなる局に有ける女の童を囚て責問ひければ、其女房は通ふ方多かりしかば、いづくとも差ては知がたし、近來は飽浦三郎左衞門とかや云者にこそ、分て志深く、人目も憚からぬ樣に承り候ひしかと語りければ、土佐守彌腹を据へ兼て、軈て飽浦が宿所推寄て、討んと議りけるを聞て、自科遁れがたきに依て身を隱しかね、多年粉骨の忠功を棄てゝ、宮方の旗をば擧たりける也。

折得ても心許すな山櫻、さそふ嵐に散もこそすれ

と歌に讀たりしは、人心の花なりけりと、今更おもひ知りても、淺ましかりし事ども也。

●同巻 義助豫州下向事

去程に、四國の通路開ぬとて、脇屋刑部卿義助は、暦應三年四月一日勅命を蒙て、四國・西國の大將を奉て下向。中略。三百餘艘の船を汰べ、備前の兒島へ送奉る、此には佐々木薩摩守信胤・梶原三郎、自去年宮方に成て、嶋の內には交る人もなし、されば大船數多汰べて、四月二十三日伊豫國今張の浦に送着奉ると、云々。此時備後三郎も從行四國悉一統しけるが同五月七日義助病死也。

●同二十四 貞和元年 三宅萩野謀叛の條下

其比備前國の住人三宅三郎高德は、新田刑部卿義助に屬して伊豫國へ越たりけるが、義助死去の後、備前國へ立歸り、兒島に隱れ居て、猶も本意を達せんために、上野國に座しける新田左衞門佐義治を呼奉り、是を大將にて旗を擧んとぞ企ける、此比又丹波國の住人荻野彥六朝忠、將軍を奉恨事有と聞へければ、高德潛に使者を通して觸送るに、朝忠悅んで許諾す、兩國已に日を定て打立んとしける所に、忽に漏聞て、丹波へは山名伊豆守時氏三千餘騎にて押寄せ、高山寺の麓、四方二三里を塀にぬり籠て、食攻にしける間、朝忠終に戰屈して、降人に成て出に

けり、兒島へは備前・備中・備後三ケ國の守護、五千餘騎にて寄ける間、高德爰にては本意を遂る程の合戰は叶はじとやおもひけん、大將義治を引具し、海上より京へ上て、將軍・左兵衛督・高・上杉の人々を夜討にせんとぞ巧みける、勢少くては叶まじ、廻文を遣して、同意の勢を集めよと、諸國へこの由を觸遣すに、此筆に身を側め形を替て隱れ居たる宮方の兵千餘人、夜を日に繼で馳參りける、此勢一所に集らば、人に怪しめらるべしとて、二百餘騎をば大將義治に付奉て、東坂本に隱し置き、三百餘騎をば宇治・醍醐・眞木・葛葉に宿し置き、勝れたる三百人をば、京白河に打散し、態と一所には不置けり、已に明夜木幡峠に打寄て、將軍左兵衛督・高・上杉が館へ、四手に分て夜討に可寄と、相圖を定めたりける前日、如何して聞へたりけん、時の所司代都筑入道二百餘騎にて夜討の手引せんとて、究竟の忍びどもが隱れ居たる四條壬生の宿へ、未明に押寄する、楯籠る所の兵共、元來死生不知の者共なりければ、家の上へ走り上り、矢種のある程射盡して後、皆腹掻破て死にけり、是を聞て處々に隱れ居たる與黨の謀叛人共も、皆散々に成りければ、高德が支度相違して、大將義治相共に、信濃國へぞ落行けると、云々。

按ずるに、高德此より北國に居住すと見へたり。

兒島備後守、こしの國より文の事（吉野拾遺に）

いにしきらきのころ、こじまびんごの守高のりのもとよりの使とて尋來れり、ふみいと、こまやかにおもひをのべて、たくましくかき給ひてけり、その中に、さても世はおもふにかなはぬさまかな、いづれの人々も、君に忠をつくし、御敵をほろぼし、ふたたび一統の御せいたてをあをがんとの、まことをのみおもはぬはなし、高のり、いやしくも先帝の御爲には、もろこしの紀信が義にもなぞらへ、子房がはかりごとにもおとらまじなどつとめて、心ばかりはいさぎよく、あけ暮、これのみはかるといへども、御運のつたなきにや、其事ゆかで、やゝもすれば、みかたによからぬ氣色などといまして、いとはおしく候、こしの土ともなりなまじ、さても年ごろのよしみ、わするゝまもなく侍れども、いくさのために、明ればにしひがしにいそぎ、くるれば、きたみなみにはしり、いとまには、たかきいやしき、一所にあつまりせぐゝまる、ばかりごとより外には他事もなし、さればとて、むかし契りしまじはりを、わするゝにはあらねども、をのづから道の程も、敵のためにさし

ふさがれぬれば、心してとぶらふべくもあらず、ひとへに生をへだてたるばかりなげき侍る、そのたよりとてもまれになれば、うへにことなる御事もましまさぬにや、人々はまめやかにつかふまつり玉ふにやと、いと心ならず、いぶかしくなん侍りて、いつしかうつり行とし月にて、何事もおとろへたる世のさまなるに、御うんもそれになぞふべきにやと、一かたならぬさまのみよろしくはかり給うべしは、苦のき申すかいはと、うきいやしきまて待しやと其外のいたはりかぞへすくしかたふ、松田へ侍るなどむかし今の事、心ばせをつくして筆をそめたまへるさま、またなくすせうの事にも思ひ侍る、此文の外に、又したためたる文中の物あり、封をほどき見れば、あらたまのとしをしゆくしたる詩なり。

近猗胡人而吟北陸、遥雖慕南風、音信罔通矣、嗟乎芝蘭今既凋、心友斷交、闇然泣光陰而已、殊舊冬之玄寒、新陽之餘寒、交以徹于肌骨、宜預憐察焉、委回別以狀、歸懷千萬端。

　東風吹暖入家々　相像九衢塵裏嘩　不識世間春色遍　舊爐殘火去年花

比來雖騷劇住莫訪修禪之工夫矣、俗士之隱生者乎。

　　二月甲戌　　兒島高德

　隱　老　机前

いとこまやかなる事なめりかしとおもひて、つゐによろしくゐいらんにそなへ奉りしに、いとやさしきなと勅賞ありしも難有し。

太平記（二十六）　貞和五年、先西國靜謐の爲とて、將軍の嫡男宮内太輔直冬を備前の國へ下さる。　此後、直冬は、左兵衞督欲誅、師直時上洛せんとおもはれけれども、（二十七卷）固心都を立て播磨の國へ馳下り、三千餘騎を二手に分て、備前の舟坂、美作の杉坂、二の道を指ふさぎ、義旗雲龍を靡かして、囘天の機をぞ露しける、されば直冬大勢にて上らんと被議けるが、其支度相違したりけり。直冬は筑紫にて蜂起有ければ、これを爲誅伐とて、　同（二十八）貞和五年十月十三日の早旦に、師直遂に都を立て、將軍を先立奉り、路次の軍勢驅具して、十一月十九日に、備前の福岡に着給ふ、爰にて四國•中國の勢を待けれども、海上は波風荒れて、船も不通、山陰道は雪降積で、馬の跡も立ざれば、馳參る勢不多、さては年明てこそ筑紫へは向はめとて、將軍は備前の福岡にて、徒に日をぞ送られける。

廿六卷、正行參吉野條下に、將軍方運名の中に松田備前三郎•須々木備中守あり。同卷四條繩手合戰條下にも、松田左近將監重明舍弟七郎五郎•子息太郎三郎•須々木備中守高行•松田小次郎等あり。

●同二十九　官方京攻の條下に

南方の勢、已に京へ寄ると聞へければ、京都の警固にて坐しける宰相中將義詮朝臣より早馬を立て、備前の福岡に將軍九州下向の爲とて座しける所へ、急を告ぐる事頻並也、依之、將軍飛脚を以て、越後守師泰が、石見の三角の城退治せんとて居たりけるを、其國は兎も角もあれ、先京都一大事なれば、夜を日に繼て可上洛由を被告ける、飛脚の行歸る程、日數を經ければ、師泰が參否の左右を待までもなしとて、將軍は急ぎ福岡を立て、二千餘騎にて上洛し給ふ。

●同卷　師直出家の條下に、細川陸奥守も三條殿の召によりて、大勢早三石に着とあり。高德入道して志純と改名したると見へたり。

●同三十一　南帝八幡御退失の條下に

主上遙に落延させ給ひにけり、吉津川の端を西に傍て、御馬を早めらるゝ所に、備前の松田、備後の宮の入道が兵ども、二三百騎にて取籠奉る、十方より如雨降射る矢なれば、遁れ給ふべしとも不見けるが、天地神明の御加護も有けるにや、御鎧の袖、草摺に二筋當りける矢も、曾て裏をぞかゝざりける、法性寺左兵衛督、是までも尙離れ進らせず、只一騎供奉したりけるが、跡より敵懸れば、引返して追散し、敵前を遮れば、懸破て主上を落し進らせける所に、何くより來るとも不知、御方の兵百騎計、皆中黑の笠符を着て、御馬の前後に候けるが、近付敵を右往左往に追散して、かき消樣に失にければ、主上は玉體無恙して、東條へ落させ給にけり。中略。今度僞て京都を攻られん爲に、先住吉・天王寺へ行幸成たりし時、兒島三郎入道志純も召れて參りたりけるを、是が一大事なれば、急ぎ東國・北國に下て、新田義貞が甥子共に、義兵を興させ、小山・宇都宮以下便宜の大名を語ひて、天下の大切を卽時に致す樣に智謀を運せと仰出されければ、志純夜を日に繼て關東へ下りたれば、東國の合戰、早事散じて、新田義興・義治は、河村の城に栖籠り、武藏守義宗は、越後の國にぞ居たりける、勅使東國・北國の方へ行向て、君已に大敵に圍れさせ給ひて、助の兵力勞れぬ、、若神龍化して釣者の爲に捕はれさせ給ひなば、天下誰が爲にか爭は

卅二巻、神南合戦の時、備前の國の住人須々木三郎左衛門父子兄弟六人、入替て戦けるが、つゞく御方なければ、是も一所にて討れにけると有。

んと、依義重可輕命習を中ければ、小山五郎・宇都宮少將入道も、勅諚に隨ふ也とて、東國靜謐の計略を可運由約諾す、義興・義治は、尙東國に止て、將軍と戰ひ、新田武藏守義宗・桃井播磨守直常・上杉民部大輔・吉良三郎滿貞・石堂入道、東山・東海・北陸道の勢を率し、二手に成て上洛し、八幡の後攻を致して、朝敵を千里の外に可退と、諸將の相圖を定めて、勅使を先立てぞ上りける。去程に新田武藏守義宗は、四月二十七日越後の津張より立て、七千餘騎越中の放生津に着ければ、桃井播磨守直常三千餘騎にて馳參る、都合其勢一萬餘騎、九月十一日前陣已に能登國へ發向す、吉良三郎・石堂も、四月二十七日駿河國を立て、路次の軍勢を駈催し、六千餘騎を率して、五月十一日に先陣已に美濃の垂井・赤坂に着しかば、八幡に力を勠せんと、遠篝をぞ燒たりける。是のみならず、信濃の下の宮も、神家・滋野・友野・上杉・仁科・禰津以下の軍勢を召具して、同日に信濃を立せ給ふ。伊豫には、土居・得能、兵船七百餘艘に取乘て、海上より責上る。東山・北陸・四國・九州の官軍ども、皆我國々を立しかば、路次の遠近に依て、縱五日三日の遲速は有とも、後攻の勢こそ近づきたれと、云立る程ならば、八幡の寄手は、皆退散すべかりしを、今四五日不待附して、主上は八幡を落させ給ひしかば、國々の官軍も力を落しはて、皆己が本國へ引返しける、是も只天運の時不至、神慮より事起る故とは云ながら、とすれば違ふ宮方の運の程こそ計られたり。此より後年、高德事跡、太平記になし。

同三 十六 ●山名伊豆守落美作城條下

康安元年十月十二日に、山名伊豆守時氏、嫡子右衛門佐師義、次男中務大輔、出雲・伯耆・因幡三ケ國の勢三千餘騎を率して美作へ發向す。中略。倉懸の城を攻る。赤松筑前入道世貞、舍弟律師則祐 達名略す。一族相集て二千騎高倉山の麓に陣を取て、敵倉懸の城を攻ば、弊に來つて後攻をせんと企と聞へければ、山名右衛門佐師義勝れたる兵八百餘騎を率して、敵の近付ん所へ懸合せんと、浮勢に成て扣へたり、赤松は右衛門佐小勢也と聞て、先此敵を打散さんと、打立ける所に、阿保肥前入道信禪、俄に敵に成て、但馬國へ馳越へ、長九郎左衛門と引合て、播磨へ打て入らんと企ける間、赤松さらば東の方に城郭を構へ、路々に警固の兵を置けとて、法華山に城を構へ、大山越の道を切塞で、五

ヶ所へ勢をぞ差向ける、依之、進んで山名に戰はんとするも勢少く、退て但馬へ向はんとするも不叶、進退歩みを失て、前後の敵に迷惑す、さらば中國の大將細川右馬頭頼旨、讃岐の守護を相論じて、四國にをはするに偏遂て、其勢を呼越し、備前•備中•備後、當國四ヶ國の勢を以て、倉懸の城を後攻をせよとて、事の子細を牒送するに、右馬頭大に驚て、九月十日備前へ押渡て、後陣の勢を待けるに、相順ふ四ヶ國の兵共、己が國々の私戰を捨かねて、大將に不屬、備前•備中•備後三ヶ國の勢は、皆野心を含める者共なれば、非可憑とて、大將辛川に陣を取り、徒に月日をぞ被送ける、去程に倉懸の城には、人多して兵粮少かりければ、戰ふ度に軍利有といへども、後攻の憑もなく、食盡矢種盡ければ、無力十一月四日、遂に城を落にけり、是より山名山陰道四ヶ國を併せて、勢備近國に振ふのみに非ず、諸國の闘へおびたゞしかりければ、世の中如何あらんと危くおもわぬ人も無りけり。同巻に、頼旨が事、度々あり、人物部に記すゆへ、爰に記さず、合せ見るべし。

●同三十八巻　備前軍條下に

同年康安二年也。六月三日に山名伊豆守時氏五千餘騎にて、伯耆より美作の院の庄へ打越て、國々へ勢を差分つ、先一方へは、時氏子息左衛門佐師義を大將にて、二千餘騎、備前•備中兩國へ發向す、一勢は、備前の仁の堀に陣立を取て敵を待に、其國の守護•松田•河村•福林寺•浦上七郎兵衛行景等、皆無勢なれば、出合ては叶じとやおもひけん、又讃岐より細川右馬頭頼之、近日兒島へ押渡ると聞ゆるをや相待けん、皆城に楯籠て未曾戰、一勢は多治目備中守猶嶋を侍大將にて、千餘騎、備中の新見へ打出たるに、秋葉三郎多年拵すまして、水も兵粮も卓散（深山）なる松山の城へ、多治目猶嶋を引入しかば、當國の守護越後守師秀が戰べき樣無して、備前の徳倉の城へ引退く刻み、郎從赤木父子二人落止て思程戰て、遂に討死してけり、依之、敵勝に乘て、國中へ亂入て、勢を差向〳〵責出すに、一議をも可申樣無れば、國人一人も願ひ不付と云者なし、只陶山備前守計ぞ、南海の端に添て、僅なる城を拵て、將軍方とては殘りける。

傳に曰く、頼之は備前の國府に陣を取、山名と戰わんとし給ひけれども無勢なりければかゝり得ず、山名師義も松田福林寺・浦上七郎兵衛盛宗四つの城に籠りて敵寄せ來らば戰わんと待懸たるを攻兼て、徒に數日を送りけるに相州四國に渡てければ、阿波讃岐兩國の者とも過半相州の方に馳參候由早馬度々來て申けれど此上は力なくとて四國に渡らんとし給ひけるが猶備前の城に又備中の陶山が城に兵粮を入ける其用意に日數を經けると有。

●同三十八　細川相模守討死條下に

讃岐には、細川相模守清氏と、細川右馬頭頼之と、數月戰けるが、清氏遂に討れて、四國無事故靜まりにける、其軍の様を傳聞に、相模守四國を打平げて、今一度都を傾て、將軍を亡し奉らんと企て、境の浦より船に乘て讃岐へ渡ると聞へしかば、相模守がいとこの兵部大輔淡路の國の勢を率して、三百餘騎にて馳着、其弟掃部助讃岐の國の勢を相催して、五百餘騎にて馳加る。小笠原宮内大輔阿波の國の勢を卒して、三百餘騎にて馳着ける間、清氏の勢は無程五千餘騎に成にけり、其比右馬頭頼之は、山陽道の峰起を靜めんとて、備中國に居たりけるが、此ことを聞て、備中・備前兩國の勢千餘騎を率し、讃岐國へ押渡る。中略。相摸守の陣は、白峰の麓、右馬頭が城は、歌津なれば、其あわひ僅に二里なり、寄やする、待てや戰ふと、互に時を伺ふて、數日を送りける程に、右馬頭の勢、大略遠國の者共なれば、兵粮につまりて窮困す、角ては右馬頭は讃岐國には怺へじと見へける程に、結局備前の飽浦薩摩權守信胤、宮方に成て海上に押浮め、小笠原美濃守、相摸守に同心して渡海の路を差塞ぎける間、右馬頭の兵は、日々に減じて落行き、相摸守の勢は國々に聞へて夥し、只魏の將司馬中達が、蜀の討手に向て、戰はで勝事を得たりけん、其謀に相似たり、七月二十三日の朝、右馬頭帷帳の中より出でゝ、新開遠江守眞行を近付て宣ひけるは、當國兩陣の體を見るに、敵軍は日々にまさり、御方は漸々に減ず、角て猶數日を送らば、合戰難義に及びぬと覺る、依之事をはかるに、宮方の大將に、中の院源少將と云人、西長尾と云所に城を構ておわすなる、此勢を差向て可攻勢を見せば、相摸守定て勢を差分て城へ入べし、其時御方の勢城を攻んずる體にて、向城を取て夜に入らば、篝を燒捨てゝ、こと道より馳歸り、軈て相摸守が城へ押寄、頼之搦手に廻り、先小勢を出し、敵を欺く程ならば、相摸守縱ひ一騎なり共、懸出でゝ、不戰と云事有べからず、是一擧に大敵を亡す謀なるべしとて、新開遠江守に、四國・中國の兵五百餘騎を相添て、路次の在家に火を懸て、西長尾へ向られける、如案、相摸守是を見て、敵は西長尾の城を攻落して、後へ廻らんと巧みけるぞ、中院殿に合力せでは叶まじとて、舍弟左馬助、いとこの掃部助を兩大將として、千餘騎の勢を西長尾の城へ差向けらる、新開元來城を攻むずる爲ならねば、態と日を暮さんと、

足輕少々差向けて、城の麓なる在家所々燒拂て、向陣をぞ取りたりける、城は尙大勢なれば、哀れ新開が寄て責よかし、手負少々射出して後、一度にはつと懸出で、一人も不殘討留んとぞ勇ける、夜已に深ければ、新開向陣に篝を多く燒殘して、山を越る直道が有けるより引返して、相摸守の城のまへ、白峯の麓へ押寄る、兼て定めたる相圖なれば、同二十四日の辰の刻に、細川右馬頭五百餘騎にて搦手へ廻り、二手に分れて、時の聲をぞ擧たりける。中略、相摸守は、毎も己が武勇の人に超たるを憑て、軍立餘りに大早りなる人なりければ、寄手の旗の手を見ると均しく、二の木戸を開かせ、小具足をだにも堅めず、袷の小袖引たをりて、鑓計を取て、肩に拋懸て、馬上にて上帶縮て、只一騎懸出給へば相順ふ兵三十餘騎も、或はほう當をして、未胄をも不着、或は籠手を指して、未鎧をも不着、眞前に裹遁たる敵千餘騎が中へ破て入る、あはれ剛の者やとは乍見、片皮破りの猪武者、おこがましくぞ見えたりける、げにも相摸守、敵を物とも思はれざりけるも理り哉、寄手千餘騎の兵共、相摸守一騎に懸分られて、魚鱗にも不進、鶴翼にも不圍得、此の塚の上、彼の岡に打上りて、人馬ともに辟易せり、相摸守は鞍の前輪に引付て、ねじ頸にせられける、野木備前次郞。柿原孫四郞二人が首を太刀の鋒に貫て差揚、唐土・天竺・鬼海・大元の事は國遠ければ未知、吾朝の秋津島の中に生れて、清氏に勝る手柄の者有とは、誰もやはいふ、敵も他人に非ず、遂く軍して笑はるなと、耻しめて、只一騎、猶大勢の中へ懸入給ふ、飽まで馬强なる打物の達者が、逃る敵を追立〱切て落せば、其鋒に廻る者、或は馬とゝもに尻居に打据へられ、或は甲の鉢を胸板まで被破付、深泥死骸に地を易たり、爰に備中の國住人陶山三郞と、備前の國住人伊賀掃部助と、只二騎田の中なる細道を、しづ〱と引けるを、相摸守追付て切らんと、諸鐙を合せて責られける處に、陶山の中間そばなる溝にをり立て、相摸守の乘給へる鬼鹿毛と云馬の草脇をぞ突たりける、この馬さしもの駿足なりけれども、時の運にや曳れけん、一足もさらに動かず、すくみて地にぞ立たりける、相摸守は近付きて敵の馬を奪はんと、手負たる體にて馬手に下り立、太刀を倒に突て立れたりけるを、眞壁孫四郞馳よせ、一太刀打て當倒さんとする處に、相摸守走寄て眞壁を馬より引落し、ねぢ頸にやする、人飛礫にや打つと思案したる樣にて、中に差上てぞ立れたる、伊賀掃部助高光懸合する敵二騎切

て落し、鐙に餘る血を笠符にて押拭ひ、何くにか相摸守のおはすらんと、東西に目を賦る處に、眞壁孫四郎を中に乍提、其馬に乘らんとする敵あり、あな夥し凡夫とは不見、是は何樣相摸殿にてぞおわすらん、是こそ願ふ處の幸よと思ければ、伊賀掃部助畠を筋違に、馬を蕩地に馳懸て、むずと組で引かつぐ、相摸守、眞壁をば右の手にかい摑で投捨、掃部助を射向の袖の下に押へて、頸を搔んと、上帶延て後に廻れる腰の刀を引廻されける處に、掃部助心早き者なりければ、組と均しく拔たりける刀にて、相摸守の鐙の草摺はねあげ、上げ樣に三刀さす、刺れて弱れば刎返して押へて頸をぞ取たりける、さしもの猛將勇士なりしか共、運盡て討るゝを知る人更に無かりしかば、續て助くる兵もなし、森次郎左衛門と鈴木孫七郞行長と討死をしける外は、一所にて討死する御方もなし。中略。西長尾の城へ向られたりつる左馬助、二十四日の夜明て後、新開が引歸したるを見て、是は如何樣相摸殿の御陣の勢を外へ分させて、差違て城へ寄せんとたばかりけるぞ、軍今は定て始りぬらん、馳歸て戰へとて、諸鐙に策をそへ、千里を一足にと馳歸り給へば、新開道に待受て、難所に引懸て平野に開合せ、入替〳〵戰たり、互に討つ討れつ、東西に地を易へ、南北に逢つ別れつ、二時計戰て、新開遂に懸負ければ、左馬助・掃部助兄弟勝時三聲揚させて氣色ばうたる體にて、白峰の城へ歸給ふ、斯る處に笠符かなぐり捨てゝ、袖中に矢少々射付られたる落武者ども、二三十騎道に行合たり、跡に追付て軍の樣、何と有けるぞと問給へば、皆泣聲にて、早相摸殿は討れさせ給ひて候也とぞ答ける、こは如何とて、城を遥に向上たれば、敵早入替ぬと覺て、不見し旗の紋共幽櫓の上に幽揚す、重て戰はんとするに無刀、楯籠らんとするに城なければ、左馬助・掃部助、落行勢を引具して、淡路の國へぞ被落ける、其國に志有し兵ども、此事を聞て、何しか皆心替りしければ、淡路にも、尙たまり得ず、小舟一艘に取乘て、和泉國へぞ落られける、是のみならず西長尾の城も、被攻ぬ前に落しかば、四國は時の間に靜りて、細川右馬頭にぞ隨順ひける。此一條、備前國の事に非ざれども、備前の人數出て、段々武功ありし故、爰に記す。

赤松家興廢大略 王代一覽・本朝通記を以て、爰に記す。

正慶元年、赤松圓心起二兵於播州一圓心者出レ自二村上天皇一累世領二播州佐用庄一爲レ人素赤驁如、不レ肯二下風一有二三子一長曰二範資一次曰二貞範一季曰二則祐一各皆有二將略一就レ中、則祐之智策長二于兄一則祐初從二護良親王一踐二危難一親王遣レ據二吉野城一奉レ命歸二於播州一勸二圓心一圓心可二其旨一乃夫蔑築二苔縄城一據レ之、時東軍攻二千劍破城一不レ利、頓二兵於城下一察二六波羅兵少一出二苔縄一軍二山里梨原間一塞二山陽・山陰之通路一於レ是備州及安藝周防之兵、應二六波羅之命一擊二圓心一圓心使三長子筑前守範資、逆二擊之一範資侍二舟坂之險一大敗レ之、擒二其將二千餘輩一圓心不二敢誅一之、解レ縛勞遣レ之、於レ是伊東大和次郎感二其恩一剏屬二圓心一築二三石城一（伊東乘地。）塞二西國之往還一絕二京師之糧道一圓心大喜還二殉播州地一國中之兵雲集、響應從二圓心一圓心進據二摩耶城一略二國內一自レ是播州之地悉應、圓心之威勢大振矣。同二年冬、圓心謀反起二兵於播州一。

按、圓心爲二朝家一自レ起レ兵以往、沐雨櫛風之勞、不レ顧二其身一、故碎二强敵一陷二堅陣一數度、可レ謂二冠時之勇將一也、惜哉迨下朝廷剖レ符封二功將一之時上、爲二佞口一陷、惟不レ得二賞賚一、自レ是恨二朝廷一、懮懮遂謀二反矣、圓心之拘二反謀一、實依レ不レ被二帝顧之圓心一者乎、雖レ然怒不レ廢レ禮、怨不レ棄レ義、臣子之常也、圓心有二憂世忠君之誠一、不レ可レ視二帝恩之淺深一、然圓心不レ顧二公義之可否一、怒レ不レ及二恩賞之其身一、輙辯二人臣義一、由レ是見レ之、圓心之戰功、出二名譽利食之際一者、可レ知古人不レ謂乎、人臣爲二利祿一而效レ忠、其忠不レ盡、宜乎圓心之大功、陷二一婦之口一哉。

文和四年則祐の代、備前の守護職を則祐に賜ひし時、其身は白籏城に有て、其臣浦上掃部助宗隆を備前國三石城に置て、當國を治めしむ、應安四年十一月廿九日、則祐卒す、其子上總介義則、續て國を治、應永四年九月廿日卒す、其子左京太夫滿祐續て三國を治。

本朝通記曰、應永三十四年冬十月、赤松滿祐縱二大於我宅一奔二播州一反、義持使二細川持元・山名滿弘擊一レ之、初圓心之三子範資・貞範・則祐、皆仕二尊氏一有二軍功一則祐最大、尊氏以二攝津・因幡・備前・播磨・美作五箇國一賜二三人一則祐之長子曰二義則一義則長子曰二滿祐一相繼領二播州一、貞範之子曰二顯則一顯則長子曰二滿貞一滿貞子曰二貞村一是嫡流也、持貞者顯則第七子也、時滿祐與二持貞一論二采地一、持貞雖二庶流一義持私二蔭持貞一、割二五箇國一使三持貞領二三箇國一從

レ是持貞擅レ奢、無レ禮陳ニ氏族一、滿祐怒レ之、自焚ニ其宅一歸ニ播州一、據ニ白旗城一反、義持怒使ニ持元・滿弘撃レ之、兩將率レ兵赴ニ播磨一圍ニ滿祐一、時在ニ于京師一之諸將疾ニ持貞之驕暴一、列訴擧ニ持貞之惡一救ニ滿祐一、義持猶豫而不レ決、諸將遒レ嗷ー訴、義持不レ得レ止使ニ持貞自殺一免ニ滿祐一、滿祐歸洛。

王代一覽に曰、嘉吉元年六月、將軍義教、赤松滿祐入道性具が所領備前・播磨・美作を分て、其一族赤松伊豆守貞村に授んとす、滿祐が子彥次郎教康是を知て、滿祐に語、滿祐恨を含みて、今月廿四日義教、滿祐が家へ渡御、猿樂を見物し、酒宴を設く、此時滿祐か一族左馬助と教康と相謀り、猿樂酒宴の最中に、厩の馬を放て、其さはぎのまぎれに門を閉て、教康と左馬助と進んで義教の前へ到て、左右の手を取、義教驚く處を、赤松が家人安積後より御頸を賜る、坐中大に騷動す、大內介持世垣を途て逃出る、滿祐・教康は、義教の頸を持て、一族を引連播州へ下向す、義教時に歲四十八、太政大臣を贈らる、普光院と號す、善山と稱す、管領細川右京太夫持之・畠山左衛門督持國・大內介持世等以下相談して、義教の子義勝をもりたて主君とす、時に僅に八歲也、細川讃岐守持常・赤松伊豆守貞村・武田大膳太夫信賢を大手の大將とし、山名右衛門督持豐・同修理太夫教淸・同相摩守教之を搦手の大將とし、播州に發向し、滿祐父子を誅討せしむ、持常・滿祐と中よかりし故に進み攻ず、八月綸旨を播州の寄手に賜て滿祐を誅せひ(させ給)、九月山名持豐・教淸・教之播州を攻破りて、滿祐白籏の城にて自害す、年六十一、安積已下の家人多く死す、教康は伊勢國司を賴み落けるを、國司同心せざる故、教康自害、(年十九)。左馬助は筑前へ逃れ行、朝鮮へ渡るとなん、滿祐が首は獄門に掛る、播磨を山名持豐に賜り、美作を教淸に賜り、備前を教之に賜ふ。

嘉吉元年六月、將軍義教欲下所レ領ニ滿祐一之備前・播磨・美作之內、偂(サイテ)ニ三分之一一、與中其族赤松伊豆守貞村上、然不レ果、滿祐之子彥次郎教康知レ之、密語ニ於滿祐一、滿祐深憾レ之、故欵ニ義教一曰、冀奉レ入ニ我館一、義教許容、渡ニ滿祐之亭一、公卿群臣、悉供奉(時二十四日)。滿祐與ニ猿樂一設レ宴饗レ之、酒酣滿祐之舍人爲レ過(マネシテ)、風レ馬數十、周章(アハテ)閉レ門、於レ是教康及其族左馬助進遂弑ニ義教一、安積小次郎賜ニ其首一、義教時四十八、(賜ニ大政大臣一諡ニ普光院一)座中劫ー騷不レ知レ所レ爲、相撃鬪死者甚多矣、大內持世等逾レ垣而遁出、滿祐教康出ニ奔播州一、於レ是洛中大騷ー動、管領細川持之・畠山持國・大內介持世等相議、立ニ義教之子義勝一、爲レ繼矣、(義勝時八歲)。同八月、細川持常及赤松伊豆守貞村・武田信賢爲ニ大手之大將一、畠山持豐及山名

敎淸・同敎之等爲二搦手將一、各發二向播州一、滿祐聞レ之使二播・備・作之三州兵一、柴二人麻呂岡・大蔵谷・藤江灘三所一拒二持常等一、且守二作州諸城一、防二持豐等一、時京師大軍急發、滿祐之城湟未レ全矣、細川持常素與二滿祐一相善、潜通二於志一爲レ延二戰日一、自爲二先鋒一、不レ使三他人兵納二國中一、支障三十餘日、由レ是滿祐深レ溝高レ壁防二京兵一、於レ是京兵連戰之術殆盡、不レ得二進攻一者十四日、天皇賜二詔於諸將一、勸二追討之遲滯一、秋九月、持豐・敎淸・敎之等率二二萬餘騎一、進レ自二但馬口一、滿祐之兵據二但馬・美作兩州境大山法華山一守、爲二其地勢一、山徑嶕嶢、一夫撫レ劍、萬人難レ過、山上鉤二大石枯木一待レ敵、京兵至レ是不レ能レ進、歷二數日一、持豐計使二野夫二三千人一、每手持二松明一、乘レ夜登二他山一、爲三進入之勢一、守レ嶮兵以爲官軍過二樵路一、分レ兵向レ之、因守レ嶮兵幾減、持豐察二其虛一、斬レ木造二人形二三百一、被二甲冑一集二數十之牛一乘レ之爲レ魁、使三選‐兵數百隨二其後一、鼓譟進、魁牛驚二鼓聲一踰レ嶮、守兵自二山上一下二木石一、牛悉歷死所、後備之兵續至、所レ守レ嶮之兵寡且無二釣石一、故守兵失レ守走、官軍續入城、作州之數城應レ風陷、京兵乘レ勝、守兵棄レ城走、滿祐知レ不レ可二拒防一、欲二自殺一、聚二近士一語曰、我天運盡、戰窮至二于斯一、雖レ死不レ悔、然山名者與レ我不二相快一、數年爲レ彼被レ亡、是一也、是闘濫二觴伊豆守貞村潜訴一、如今天命縮二于斯一、直對レ彼不レ遂二我遺憾一、是一也、此兩事永所レ留二亡念一、雖レ死不レ朽、願爲二靈鬼一報二其恨一而已、瞋レ目切レ齒、自刎死、別所入道・安積伯耆守等殉死、敎康遁亡、山名之兵登レ城、播州悉定。（圓心自二三國之牧一到二于是一四嗣、一百餘年亡。）於レ是賜二播州于持豐一、備前于二敎之一、美作于二敎淸一、賞二戰‐功一。

・・・・後太平記人丸塚合戰の條下に、赤松方連名の内に、宇喜多と有。

頴川良辰　寫
加藤熊吉　校

吉備溫故秘錄　卷之五十三（紀事三）終

吉備温故秘録 巻之五十四（原本、無卷數。）

大澤惟貞輯録

紀事 四（原本、紀事二。）目録

三三、餌指三藏作。
三四、中村加兵衛子出奔。
三五、南部二郎右衛門子出奔。
三六、山伏火罪。
三七、正保三年、今村惣兵衛辭備前。
三八、日置若狭閉門。
三九、備中倉敷者と備前領者と喧嘩。
四〇、松村左内追放。
四一、十三士改易。
四二、佐分利四郎左衛門狂氣。
四三、伊藤十右衛門自殺。
四四、青木六左衛門出奔。
四五、池田久馬之亟狂氣。
四六、若松市郎兵衛・隆田市左衛門口論。
四七、深谷助左衛門殺仲間。
四八、備中加茂方の百姓成敗。
四九、正保四年生駒玄蕃・萩原又六蒙罪。
五〇、若松文大夫出奔。
五一、正木九兵衛辭仕。
五二、鷹師八兵衛彌右衛門口論。
五三、繪師十兵衛御暇。
五四、慶安元年、安井十之亟・大竹三十郎喧嘩。
五五、高橋甚左衛門に死を賜ひ井山奉行喜右衛門斬罪。
五六、赤尾平右衛門出奔。
五七、慶安二年、山脇五郎右衛門改易。
五八、兒島百姓八人磔。
五九、田中次左衛門改易。
六〇、入江源左衛門出奔。
六一、堀大藏御暇。
六二、金山寺・德壽寺爭論。
六三、備中三僧退訴。
六四、慶安三年、丹羽勘左衛門狂氣。
六五、出井三郎右衛門・大西十郎右衛門・齋藤一十郎辭仕。
六六、申樂者御暇。
六七、檍外記父子、中野半左衛門・村山次左衛門改易。
六八、神子田助兵衛家隷梟首。
六九、丹羽勘左衛門狂氣。
七〇、出井三郎右衛門乞暇。
七一、醫師玄同乞暇。
七二、餌指七人御暇。
七三、齋藤市十郎出奔。
七四、慶安年中、安藤圖書子清四郎喧嘩。

七五、慶安四年、國崎段右衛門辭仕。
七六、瀧川五郎兵衛辭仕。
七七、小笠原金三郎出奔。
七八、野澤藤左衛門御暇。
七九、承應元年、菅沼八郎左衛門狂氣。
八〇、岸平之亟・高橋又七郎狂氣。
八一、金森與三右衛門改易。
八二、光珍寺・觀音坊起訴。
八三、本庄杢左衛門辭仕。
八四、鐵砲師丸右衛門成敗。
八五、森川茂左衛門作出走。
八六、觀音坊追放。
八七、承應二年、出雲國罪人來。
八八、本須主水改易。
八九、安積七郎兵衛・殿村多右衛門改易。
九〇、熊田總兵衛子某養母と姦淫。
九一、池田佐渡狂氣。
九二、阿部多右衛門改易。
九三、了意狂氣。
九四、中川小兵衛刑戮。
九五、古田彌三右衛門出奔。
九六、西大寺町扇屋仁兵衛女不義一件。
九七、承應三年、吉田八郎左衛門捕女盜。
九八、堀七郎右衛門改易。
九九、博徒斬罪。
一〇〇、横井玄昌が僕刎首。
一〇一、市田藤兵衛追放。
一〇二、布施官兵衛出奔。
一〇三、兩土改易。
一〇四、明暦元年、香西釆女改易。
一〇五、大宮社僧姦婬。
一〇六、明暦二年、贋作銀者刑せらる。
一〇七、馬場次郎兵衛追放。
一〇八、斬池田信濃殿家僕。
一〇九、寒河彌五兵衛出奔。
一一〇、明暦四年、山川十郎左衛門・坊主宗伯閉門。
一一一、萬治元年三月五日、吉田源兵衛に死を賜ふ。
一一二、同年岡田安之亟・坂本源右衛門喧嘩。
一一三、土方善六・村尾權兵衛・伊庭彌左衛門追放。
一一四、同年安藤家士來東邸。
一一五、伊藤五郎左衛門成敗。
一一六、萬治二年賜死津田半十郎。

一一七、同年村尾又市追放。

一一八、萬治三年三月十四日、御城助番矢部源右衛門不參の事。

一一九、萬治三庚子年、池田美作組松下藤兵衛方浪人兄弟刄傷。

一二〇、同年、新田開作に付奉行人私曲。

一二一、同年、飛脚頭阿部五右衛門私曲。

一二二、同年、稻川少兵衛勝左衛門妹の寡婦と姦淫。

一二三、同年、三宮傳左衛門改易。

一二四、萬治四年正月國守村八郎右衛門不忠御穿鑿。

吉備温故秘錄　卷之五十四（紀事四）目錄終

吉備溫故秘錄　卷之五十四（原本、無卷數）

大澤惟貞輯錄

紀事四（原本、紀事二）

一、元和三年 磔高橋市兵衛　高橋市兵衛といふは、大阪落城の後、諸所流浪し、因州にかくれ居けるがごとし。同國若櫻に來り、江戸よりの藏横目なり。傳馬人夫等を出すべしと云、所の者いぶかしく思ひ、急鳥取に注進しければ、早速鳥取に呼寄、御家老を初め、評定人穿鑿を遂けるに、疑もなき僞にて、資財を欺取べき詐謀なり。まづ獄に下し置、折ふし關東よりの御目付、兩人御國替に付、當國に逗留なれば、此旨をうかゞふ。扨兩人の差圖に、左樣の者廻るべき道理なし、早々刑戮あるべしと申され、吉成といふ所にて磔にす。此市兵衛、素性賤しからぬ老士にやありけん。殊の外能書なりける。此度己が罪條をしるしたる制札を見て、大に笑ひける。扨刑所に至り、人夫共柱に結付少し立、その柱根迄かためけるが、鍬の柄にて市兵衛が足につよく當てければ、市兵衛大に怒り、何とてかくはあてるぞ、痛に堪ずといふ。奉行の士、今少しの間なり、堪忍あるべしといふ。市兵衛いよ／＼怒て、物の義を辨へぬ男かな、死は死、痛きは痛きなり。今死すべきとて、鍬にて足をあてらるゝ條、奇怪なりといふ。奉行の士答語なくて止ぬ。扨市兵衛神色自若として死せり。此時御家中に所緣の者もありけるよし。されども、市兵衛かくなりければ、云出すものもなかりしとぞ。

二、元和四年 神戸平兵衛刺池田出羽　烈公の御幼年の事なれば、池田出羽・日置豐前、萬事心にまかせて、國政を執る。中にも出羽は紀伊守殿の正嫡なれば、威權最盛なり。今としは因州へ初て御入國の御用にて、出羽・豐前江戸にあり、爰に大小姓神戸平兵衛といふ者あり。ことしは因幡に歸るべきあたりなるを、江戸に直詰候へと、定らる。平兵衛これを聞、兩老一座の所に出、同班交代の次第はかやう／＼に候と、事を分て申す。其理明白なれば、左あらば因幡に歸るべしと、あらためて申渡す。平兵衛其座を立て、次の間に出るに、猶ものいゝ聞ゆる跡に

て、出羽、あのよふなる男、大小姓になしおかるゝは、故殿興國公の御違と申たる。平兵衛、聞て其儘立歸り、唯今の御一言早に其意を得ず。私はうつけにも候へ、興國院様御違とは、御目がね違候との御心に候べし、左候はゞ、御自分様仕置なさるゝも、御違にて候はずや、猶も外に御思慮あつて申さるゝやと云。出羽一言の返答なし。豐前から〳〵とうち笑ひ、さても平兵衛、羽州の謀に落されたり、其方よく理窟申と聞及びしかば、場所も憚からず申者にや試んと、羽州の構言なり、案のごとく腹立しよなと、何氣なく申けれ、平兵衛聞て、左様の事ならば、强て申べきにても候はずとて、其席を立つ。それより出羽憤りふかく、神戸がいふ言は毎事はゞみける。殊に此度出羽と一所に歸る者をみな襃しけるに、神戸一人を除けり。扨江戸御老中に出羽窺けるは、新太郎幼年に候へば、諸士の賞罰、武藏守時の通り、同列ども申談申付べきや、又は一度々々に窺ひ申べきかと申す。御老中の差圖には、定式は武州の時のごとく取計らひ然べし、事の重き品は承るべしとなり。これをも神戸聞及び、今か様の結構、全く他の議にあらじ、因幡に歸なば、我等に腹切すべき爲とこそ覺ゆれ、いで此恨はらさでやあるべきと、覺悟を極め、出羽もろともに江戸をたつ。出羽は歸路のつゐで、播州赤穗、右近大夫殿の許に趣ける。時に三月十一日暮頃、正條川の渡場に從ひ行、世話する體にもてなし、近附よりおもひのまゝに出羽を刺し殺したり。出羽が近習の士、加藤助市、平兵衛を一太刀切けれ共、そのまゝ逃走り、側の人なき所に至り、腹かき切り家隷に首うたせ、平兵衛首御入用に候はゞ、進ずべしとて、大勢の中に投込せしと云。此節出羽が家士ども、神戸を切得ざりしは、第一思ひもよらぬ事、殊に薄暮、物の色目も見へ分ず、後は多勢入みだれ、ひた騷にさはぎ合ける所に、主のかたきを目前に打洩しけるとぞ。

一說に、其頃は諸國への御使數多ありしに、大小姓•仲間、大使•小使•中使と三段に分て、代る〴〵つとむる事、近世の御使役の勤に、大やう異ならず。然るに、平兵衛度々遠國への御使にあてられ、不快に思ふ折ふし、今年因幡へ初て御入國、出羽も從ひしが、道中より又平兵衛に京都の御使を申付、御歸國なき内、途中にて御返事申べしとなり。平兵衛思ひけるは、今度ぞれがし當りにもあらで、此御使を命ぜらるゝのみにあらず、急成事にもあらぬに、道中にて御返事申せとは、何事ぞ、是ひとへ

に出羽が所爲なりと思ひ極め、晝夜道を急ぎ、京の御使つとめ、御跡したひ馳歸り、三月十一日播州鹿子川の渡にて追付奉るに、烈公ははや川を渡り給ひ、出羽は床机に腰かけて、惣勢の越を見て居たる所へ行かゝり、從者を頼、しか〳〵と申せば、平兵衞これへ〳〵とまねきける。折こそよけれと思ひ、はしり寄、刀を拔て何の會釋もなく刺殺してけり。平兵衞は腹切らんとする處を、出羽が郎等散々に切殺す。平兵衞が此度の所作、御惡み深く、渾家のこらず刑せられしと云。

又一說に、其頃大小姓ども、江戸詰の內、輪番して國に歸り、或は二年詰などする事成に、ことし詰こし交代等の人別に書付、大小姓の頭に出羽渡せしに、其頃の人申は、平兵衞は今一年詰候あたりなり、如何に候ふと尋ぬ、出羽卒爾に答て、左あれども、平兵衞ごときの不才は、早く歸し候こそよけれと申けるを、平兵衞障子越に聞、口惜き事に思ひながら、先默止して江戸を發す。出羽は五六日過てあとより出立ければ、平兵衞は路次にて此恨を散ぜばやと、態と道中に日を延し、あとより追付るゝやうに歸りける。何事にや、出羽も遲滯にて、日限違ひ、とかくして播州鹿子川まで歸りしに、やう〳〵出羽が從者共來るよしなれば、爰にて事を果さずば、道中にて本意とげんことかなふまじと思ひ、先たち川端に至り、躊躇してありけるを、出羽呼懸け、いかに平兵衞遲かりつると、辭をかけながら、川中に臨みしを、御供申さんとて、する〳〵と進み寄て、一刀に刺洞(通)したりとも云。此刻平兵衞もし一度仕損しなば、本意むなしくならんと、ふかくおもひ入けると覺へて、旅宿(の)ことにて、荷物を寢間に置て、刀にねた刃を合せて、葛籠を刺し試みけるとぞ。

三、寬永七年 放土肥三九郎・宮木玄蕃・森十左衞門

土肥周防子なれば、高木右近（蒲生家の侍後浪人し京師に死す。周防が妻は、此右近がむすめなり）が子左吉（後飛彈）を養ふて子とす。是よりさき、いかなる故にや、宮木玄蕃が子三九郎（一說、玄蕃が弟、名も新介と云）をも養ふて子とし置しかば、去年三月二十三日、周防病て死し、其遺跡相續に付て、左吉・三九郎爭論起りければ、何の御裁斷もなく、去年も暮て今年の冬に至れり。日置豐前、いろ〳〵あつかひけれども、更に承引せず。池田攝津・烈公の御內意を請て、此度の事、申つのるにおゐては、御爲甚然るべからず、いづれ異儀に及ばず同心あるべしと、三九郎に申ければ、御爲とあるうへは、異儀申べからずとぞ答へける。かくて周防が遺領五千石の內、四千二百石左吉に賜り、八百石を三九郎に賜ひぬ。然るに又三九郎ねがひに、左吉同樣に分ち賜るべしと申ければ、何分まづ仰

一說、に父を兒ともいふ

にしたがひあるべしと命あつて、十月十四日織日の御禮をぞ申ける。其後猶玄蕃仰を背き、非禮のふるまひ多く、あまつさへ自身江戸へ趣き（此頃すでに御參勤なり）いろ〳〵の訴申ける。烈公大にいかり給ひて、玄蕃・三九郎・森十左衛門三人共、改易し給ふ。（森も同様に三九郎に荷擔せし故、罪かふむりしと云。此後寛永九年、備前御移封の時、江都御目付島取に下向の時、馳走役人の中に宮木玄蕃をのすごとし。改易ありし者、いかでか九年にめしかへさるべき、されば九年にのする處の玄蕃は、生駒玄蕃なるべし。然るを書傳へあやまりて、宮木玄蕃とせしもしるべからず。いづれ土肥が家譜、或は諸記等聞、寛永七年の書とす故に、今此說にしたがふなり。）

四、（年號不知）因州にて津田圖書・菅沼庄四郎喧嘩

津田圖書・菅沼庄四郎といふ、兒扈從あり。圖書は十九歳、すでに角を入れ、庄四郎は十七歳、丸額なり。此庄四郎元來鄙賤より出て、父は坊主にてありしが、或日殿中の掃除して居けるを、圖書何事やらん、きびしく叱り面目をうしのふ。（一說に、持たる箒を奪て打擲せしともいへり。）庄四郎是を聞て、口惜き事に思ひけるが、或時圖書、御書藏の柱にもたれかゝりて居たる處へ、庄四郎行かゝり、いかにやと問ふ。圖書答に、氣分あしく候といふ。庄四郎、左あらば脉を見てまいらせんと、脉とる體にて右の手をしかと握り、脇指拔て刺殺しける。皆々驚き騷ぎけるに、庄四郎徐々に意趣を述て大小を渡し、少しも常にかはれる氣色なかりしかば、人々も心を安じ靜りける。さてやみぬべき事ならねば、庄四郎は御法の如く切腹仰付られしに、潔よく腹かき切て、介錯人首打し、うたるゝと共儘うつぶしたれば、血夥く流れ、側よりは手際よく切て皮かゝりたる程ならんと見へし。扨死骸を取收て後、棺の中よりひそかに人をよび、疵淺き故甦たるぞ、刺殺せとて、刺せたり。皆人其勇傑を感じおしみあへり。

一說に、鈴田圖書（一に、鈴木。或は、鎌田）と云士、祿四百石、御小姓頭にて寵遇他に超たり。又、御兒扈從に菅沼庄四郎（一に、小次郎）と云者あり。年十八にて首尾よく勤めしが、いかなる故にや、國主と不和なりけるが、兒扈從御免、御式臺の中小姓に被仰付たり。是偏に頭なる圖書があしざまに讒したる故と外よりも云、其身も口惜しき事に思ひけるが、或日當番にて居たりしが、ふと座を立、奥をさして參りたり。此頃まで御兒小姓勤めし者なれば、見る人も何氣も付ざりしに、落檀の間に圖書居けるを見て、急に仕懸、脇指拔て胸板を刺通し、餘る切先疊を突貫き、板敷に止たり。圖書は動もやらず、即時に死す。其近

所に詰合たる雅、庄四郎をさん〴〵に切殺せり。されど、他の者には手向せんともせず、快然として死せりといふ。此時丹羽藏人（此時の稱、成田源五兵衛、祿五百石）も昵臣なりしが、御側へ參り、誤て菅沼庄四郎を圖書さし殺し候と申上しかば、たゞうなづかせ給ふ。藏人重て、唯今の辭は申誤候。圖書を庄四郎刺殺候と申上しかば、驚かせ給ふ。御氣色にて、御刀を取て御次へ立せ給ふ處に、早事果候由聞へしかば、其場へ御出はなかりしとなり。圖書は御發他に異なる者故、甚不便に思召、如此御樣體なりしといふ。（此事は、諸說猶多し。されど大同小異なれば、一々に註さず。）

五、石黑小右衛門從弟狂氣　鳥取城中にて、石黑小右衛門從弟なる者狂氣したるを、押籠て有しが、牢を破て奧の寢殿へ走り入らんとす。其時田中玄順家より出たる客人（是は、烈公の御出生の時より付まいらせて、勤勞ある者なり。元は歷々の女なるよし。烈公寵遇重く、常に客人と呼給ふ。外よりは御城御客と唱へしよし。玄順母か、同人妻の母か未考。）と稱する老女、奧に勤仕して在けるが、側に掛たる長刀おつ取出向ひ、杉戸を閉て大膳（番大膳か、未考。）を招く、大膳走り寄り、其長刀をとり、柄を以て薙倒し縛し得たりと云。

六、石丸雲徹退去附息長三郎切奴　石丸雲徹は、石丸今歸が弟にして、國淸公に仕へ、五百石を賜り、殊に寵ありしが、薨去の後、興國公にも、またしたしき者にし給ひ、寵し給ひけるが、或時興國公、池田河內が家に入らせ給ふ。兼て雲徹御相伴に參るべしとありしに、石丸いかゞしたりけん、遲參しければ、河內饗膳を出すべきやと申上しに、石丸參るべし。今少しまちて然るべしと仰て、御使度々に及び、やう〳〵雲徹參りければ、御膳をまいらせしなり。興國公薨じ給ひて後も、猶河內此事を深く怒り含けるを、雲徹もはら立て、ほどなく出奔せりといふ。雲徹が子長三郎といふ。これも父と同じく去らんとせしを、伊木豐後とゞめて兒小姓となし、伊木の家に仕へける。或時豐後長三郎を呼び、中間の奴不屆あり、此庭に呼出し討捨よとて、刀を長三郎にあたへける、やがて彼奴を庭に出す。長三郎件の旨申聞て切付るに、彼奴こゝろへたりとて、大脇指を拔て立むかふ。双方しばらく切結び、終に奴を切殺し、刀を鞘におさめて本座に歸る。此時豐後は碁を圍み居けるが、始終一度も長三郎が切合ふ方に顧もせざりしといふ。此長三郎、後神某が養子と成て、神權太夫に改む。今も其子孫伊木の家につかへり。

七、寬永十二年　水野吉左衛門賜死　土肥飛彈組に水野吉左衛門といふ士あり。いかなる罪やありけん、飛彈に

預けられ、九月二十五日に切腹を命ぜらる。

八、寛永十四年　正藏奉行の不法　藏奉行共不法の事あつて、段々穿鑿を遂られしに、一々其罪あらはれ、或は死を賜ひ、又は改易せらる。其姓名未詳。川口福島村の新藏の奉行川村傳左衞門も不法あるよし、聞えければ、加藤九左衞門・生駒八左衞門に仰て、川村が手前御吟味あるに、毛頭不法なく、潔白なれば、却て感賞を蒙り、俸米を加え給ひ岡山の藏奉行原六右衞門が跡役になさる。原六右衞門も罪かふむりし中にや、詳ならず。

九、寛永十五年　放右筆市之亟・土岐源五郎　右筆役市之亟姓氏缺。土岐源左郎といふ者、いかなる罪やありけん、八月二十一日、俸米を放されし由、日置豐前に仰下されける。

十、寛永十七年　上坂監物・杉屋五郎右衞門。鈴木佐內。堀內左助、賜死　上坂監物上坂左近養子、實は大原久左衞門が子なり。杉屋五郎左衞門杉屋多左衞門子。鈴木佐內・堀內左助四人の者に死を賜りし由來を尋るに、烈公の御伯父石見守殿、元和元年十一月、播州宍粟三萬石に封ぜられ、同四年同國赤穗を加へ賜る。此年、右京大夫殿逝去に依て、此人の領知三萬石餘加へられし。かゝりければ、一倍餘の祿となられしかば、家士少くては叶ふべからずとて、伊木淸兵衞が弟同姓伊織が浪人にてありしを、五千石にて呼出し、家老とせらる。こゝに菅友白といふ坊主あり、石州殿無類の寵遇なれども、其人實佞姦なり。或とき石州殿、伊織が同役一人抱度よし、物語ありければ、友白が才角として大阪浪人小川四郎右衞門と云者を推擧し、此小川武功もある者なりと稱し、三千石にて呼出し、伊織と肩をならべ、家の權を執り、兩輪のごとくなり。又別所六左衞門といふ新參の士、友白が肝煎にて六百石あたへられ、旗奉行たりへられし。寬永元年かゝ　此旗の者、小頭何がしと云者、六左衞門が妻の銀子なりと稱し、支配の者に銀子を貸しけるが、次第に多く、石丸六右衞門・小川三郎兵衞預の足輕も此銀子を借り、都合三百目ばかりなりしを、追々返辨し、はづか三十目殘り居けるを、去年七月の初つかた、急に返すべしと催促す。然るを、今少し待くれよかしと云けるに、別所が小頭大に怒り、人のものかりたるのみならず、約を失しぬる條奇怪なりとて、盆後に及び、石丸・小川が足輕屋敷近邊へ作の小頭出迎ひ、兩組の足

輕を打擲す。こは喧嘩なりとて、騷動しければ、物頭共出合、様子聞屆、双方の頭がはからひにて、喧嘩せし者の扶持をはなし、先事濟ぬ。かゝる所に、別所六左衛門思ひけるは、元來石丸・小川預の者不屆なり。然るに我小頭も同罪にせし事、不快なれば、家老小川四郎右衛門へ此旨を訴たり。別所も、菅友白が推擧にて呼出され、江戸より宍粟へ參りし時も、四郎右衛門が方に落付、四郎右衛門に萬事肝煎給はるべきよし、友白より賴むゆへ、四郎右衛門最負なる者なり。されば四郎右衛門、或日右喧嘩取扱ひたる物頭十人呼寄、何とぞ別所が組には少々勝を付て、彼が憤りなきやうにせられよかしと談合す。十一人の物頭、更に其意にまかせず。四郎右衛門は別所に荷擔する心あれば、詞と心とは齟齬し、强て別所が申旨に取計らはんとせしを、十一人物頭大にいきどほり、已に不和となる。十一人の者共は、喧嘩は理非によらず、双方同罪たる事大法なり。殊に元來別所が妻の銀子より事起りぬれば、石州殿聞かれても然るべからずと思ひ、同罪にして追放せしといふを、伊織聞、一理あれば彼是取あつかひ、四郎右衛門と十一人の間云なだめ、再び事濟し。其節石州殿は在江戸、菅友伯も江戸にありて、此よしを聞、十一人の取扱甚不埒なり、別所嘸不快に思ふべし、伊織がはからひも曲事なきにあらずとて、八月中旬、友伯江戸より書狀を以て所存の旨を十一人の方に申おくる。十一人の者、一同に立腹し、伊織に付て相談す。かゝりければ、別所をはじめ友白に荷擔する者は、小川四郎右衛門が方にあつまり、評議し、後には家中二つに分れぬ。石州殿へは、友白直に右の趣を申て、伊織其外十一人を讒しければ、石州殿彼者どもをうとみ申する。是よつて、十一人の物頭殘らず宍粟を出奔す。されば十一人の親類はいふに及ばず、同志の輩百餘人暇乞捨て出奔せり。伊織にも出奔を勸ける者あれども、更に領掌せず。只一人留居りけるが、却て臆したる様に沙汰しければ、是非に及ばず、これも出奔す。此事瑣細にあらざれば、江戸執政に達せらる。今年三月二十四日、石州殿より内匠延部成べし。菅友白兩人を使として　伊木伊織、如此書附を出し候。いかゞ候はんやと、烈公に尋られしかば、いかにも御爲の様にと存候。萬事柳生殿肝煎にて候條、頓て荒尾但馬參べければ、其刻談合申べしと答給ふ。五月十八日、烈公柳生に御對面ありし序に、右の事御物語ありければ、柳生答に何ともにが〳〵敷事、何とぞ然るべき様にはからひ度由をぞ申されける。

かくて烈公江戸を發し給ひ、岡山に歸らせ、七月十三日播州室津に參り給ふ時加々爪・野々山兩人、關東の上使としてこゝに來られし事今年遠見番所を置の條にのす。合せ見べし。執政より奉書を以て、石見守儀に付所存あらば、申あぐべしとの趣なり。やがて御使を以て、私式まで御聞られ、忝次第に候樣子の儀、何共可申趣無御座候。御耳かしましき事、御事多半申上も如何と、成程下にてあなたこなた仕候へ共、か樣罷成候儀、致迷惑候と答給ひぬ。此席に、野々山・加々爪兩使の、御請をも申させ給ふと云。　此月江戸にては、執政より伊織幷十一人共召出され、數度御評定所におゐて御穿鑿あり、又小川四郎右衛門・菅友白を出され、對決ありけるに先年友白が僞書を以て伊織を欺きし事あり、此度伊織其書翰を懷中し、對決の席にて披て、御奉行に訴ければ、友白たちまち諦ふさがりて、公事は分る。僞書の趣は、石州殿、友白事念頃に思はれ候に付、堀田加賀守・酒井讃岐守・松平伊豆守召連られ候處、何も懇意に仰下され、郡內の仕置も仰付候樣に挨拶有之候など書のせたる書翰にて、悉皆跡かたもなき虛ごとにて、己が權威をふるはんために、伊織をあざむきしなり。されども、伊織此書翰を今まで他見に及ばず、此度證據に出す事、心底深く、公事を工考にひとしく、畢竟石州殿の家を潰すべき心根なり。右の狀、建部內匠に先日見せし時、何とて石州殿にも披見には入ざりしと、御奉行尋られければ、伊織答に、此書翰を主人に見せ候はゞ、必定引やぶり申さるべし。然れば友白の讒訴の證なく、又寫して見せ候半には、公事をたくむに似たりとて、私の意達しがたきをおもひ、今日持參仕たるよしを申ける。去ながら、終に申拔きなく、同月二十六日、評定一決して、左の通り御裁斷ある。

一、伊木伊織・同治左衛門・同門太郎。　一、十一人物頭は宇都野孫右衛門・大原久左衛門・黑川德左衛門・寺西忠左衛門・山脇又左衛門・杉岡多左衛門・名倉喜左衛門・丸山忠兵衛・鈴木平右衛門・田邊庄右衛門・荒川源右衛門、右不殘切腹。私に曰、伊織妻娘の事、翌年三月朔日、池田出羽・池田河內より、烈公へ申上、備前へ引取度旨申ける。此妻が父を鮎江勘右衛門と云。同十三日大阪御奉行所へ、此旨仰遣されしと云。其後の事不詳。　一、小川三郎兵衛、脇坂中務へ御預け。　一、石丸六右衛門、丹羽左京太夫へ御預け。　一、小川四郎右衛門・別所六右衛門、遠島。　一、菅友白父子共、斷罪。　一、牛尾四郎右衛門、追放。小寺八郎右衛門は、決斷所には出ざれども、十一人の同志なれば自殺す。

右一件に付、江戸執政のかた〴〵よりの奉書、同八月三日岡山に來、是伊木伊織、幷十一人の物頭立退候者の子共に切腹さすべしとの事なり。烈公早速左の通命ぜらる。

大原久左衛門子、上坂左近養子監物、土倉淡路に預らる。　杉屋多左衛門子、五郎右衛門、土肥飛彈に預らる。鈴木平右衛門子、左内も御預けに成べき所、此節赤坂郡に在りければ、水野伊織・茨木彌一右衛門に仰て召寄らる然るに、左内此事を察し、出奔しければ、左内が弟左助、其頃堀内與右衛門養子と成て居けるを、養父與右衛門ともに召れ、岡山に歸る。（堀内も在宅にてありし成べし。）されば左内追手として、組頭（今の番頭の事）池田佐渡、此外に鐵砲頭一人を差向らるやがて左内をも尋得て、同四日、佐渡召具して岡山に歸る。伊木伊織次男門太郎は、かねて長門養子に約しけれ共いまだ長門が方には呼取置ざりしかば、此旨河野刑部を以て御注進あるべき所に、公儀の檢使長崎彌左衛門大阪より下られ、奉行衆よりの書狀持參あり。其書中に、門太郎成敗と申來候。かくて同五日、上坂監物・杉屋五郎右衛門・鈴木左内弟左助、以上四人、某寺（寺名缺ぐ）に於て切腹、檢使長崎彌左衛門、此席へ池田出羽。池田河内・日置豐前、出會ける。寺門の堅め、成田源五兵衛（此源五兵衛は、河村新七子にて、成田の家に養子と成、後丹羽勘解由養子と成、今藏人家。）茨木彌一右衛門なり。同日烈公にも、檢使の旅宿町屋へ御出あり。即刻長崎彌左衛門出船にて、大阪に歸らる。此度御屆江戸執政へ水野助之進を下さる。同き六日、杉屋・鈴木が妻に、家財不殘賜り、何方へなり共參候へと、伊庭左京を以て命ぜらる。堀内與右衛門にも、右の如く仰渡さる。（按ずるに、堀内も上坂同樣なれば、養父には御かまひ有べからず。しかるに與右衛門も同樣とあるは、定て此度の事にかゝはりしか、又は隱居にてもありしかならん。しかれどもくはしく記すものなければ、疑のまゝ記す。）跡改池田佐渡に郡奉行相添て勤む。伊木長門は、門太郎事伊織子に相違なきよしの書附を指上る。其後小堀右衛門兵衛（後一學）を御使として、伊木長門・伊木日向・上坂左近三人に、何も不便のよし、仰下さる。扨右見守殿は領內仕置不行屆、家來まかせにし、此度の騷動に及ぶ事、不調法なりとて、封地沒收せられ、松平相模守光仲殿に預らる。初め宍粟の家中騷動のよし世に風聞ありける頃、或日烈公御物語に、右見守殿家中の一件、始終變に及ぶべし、氣のどく成ことなりと仰ければ、八田豐後守御側にありて、答へ申けるは、我等に御使者仰付られ候はんには、取おさめて罷歸べく候と、のぞみ申す。烈公八田が所存いかにと問給ふ。豐後我等が罷越、御前の御意と申渡し、何も殘らず呼出し、申處承り、不埒の面々は首をはね申べし。我も老年に成候得ば、副使仰付られ候へば、別てよろしく候と申す。誰をか副へ給ふべきぞと、かさねて問せ給ふに、大村伊織を願ひ、此者は務かねぬ者にて

候と申す。やゝ御思案ありて、我輩おもふ家人を失はん事は、同心にあらずとて、ついに此御使者はやめられき。

八田に御使をゆるし給はざる一條を以て論ずれば、伯父の御爲薄情なるに似たり。されども、已に執政より内意ありしほどの事にて、いろ〳〵取扱ひ給へと、始終事やぶれぬべき勢を書記したる物を見たり。八田に答へ給ふは、一時の權にて、士を勵すの御言葉たり。見ん人能考辨せざれば、公の御德を減ずるに至るなり。

十一、尾崎傳左衛門父子切腹　藏奉行共私曲あるによつて、段々吟味あり。成田源左兵衛・多左衛門姓氏缺ぐ兩人、仰をうけて窮鞫す。十一月朔日、尾崎傳左衛門よこめは、このよこめといふは、深田某ならん。に切腹を命ぜらる。檢使生駒八左衛門同二日、傳左衛門が子にも死を賜る。同五日、深田子の義重々とゞかざる者にて候へ共、何も少しかるき由申し、其上子の義にて候條命助國拂候由仰渡されし。同二十一日、石黑・大島共に名未詳兩人、倅米を放されし。

十二、寬永十八年 清水茂兵衛父子成敗　清水茂兵衛・角田藤兵衛といふ者、いかなる故にや、爭論せしかば、八月三日、江邸にて茂兵衛被仰渡されし趣。清水茂兵衛・角田藤兵衛臺所にて申事仕候。三左衛門居申所近所と云、かた〲不屆仕合故、子供迄男子の分成敗申付候。　同四日、臺所まかなひ茂兵衛跡役に、松村兵左衛門を命ぜられ、同六日に、左のごとく命あり。

臺所人次右衛門事、茂兵衛・藤兵衛儀に付てせんさく仕候へば、此度の儀は、越度は無之候へ共、常々不作法儀あらはれ候故、扶持放候。

十三、日吉金左衛門放たる　十月三日、日吉金左衛門倅米を放されし。其時の仰左に記す。

日吉金左衛門、此度の御祝儀に遲參候事、其時きげん惡候處に、おして出、むざと口きゝ候事、げいのへたは是非に不及候。常々げいに心懸候はゞ、不便共可存に、ふせい（不精）成事大（事）一不屆の事、常々不作法、右の段を以扶持放候。

十四、寬永十九年 御船頭放扶持　御歸國の節、六月二十三日、大阪より御船にて御下りありける處に、西の宮あたりより風波甚あらくして、すぐに御船もくつがへらんとするほどなりしが、やう〳〵黃昏に至りて、兵庫の湊に着給ひぬ。烈公大きにいかりたまひ、御船奉行中村主馬を召させられ、御しかりありて仰聞させらるゝは、か樣の天氣見そこなひ候事、船頭ども不屆の仕合に候。きつとせんさく仕り置べし。御國本にて仰付られやうあるべ

きとの命なり。かくて波風やみければ、爰を解纜し給ひて、同二十五日、岡山に御歸城なり。さて中村を召させられ、此度天氣見そこなひ候船頭、せんさく仕候やと、御尋ありければ、中村が御答に、半左衛門東原・勘左衛門兩人にて御座候。大阪出船の刻、私にも知らせ申さず、沙汰の限りと存候と申候へば、同二十七日、三人老中を以仰せ渡されしは、出船を主馬も知らざるほどの無念にては、天氣の事、又萬事に不沙汰存故に候、供船の內成とも、破損仕船候はゞ、成敗可仕候得共、下々まで無事に候條、船頭兩人成敗ゆ免、扶持はなし候。

按るに、主馬も指控たるべし。兩人船頭御扶持放されけれども、此年冬召歸されしならんか、御手留の內に、十一月四日、しかり申候船頭二人免候事、池田河內に申付候とあり。此二人の舟頭ならんか、又それとも別人か、委く知れず。

十五、寛永十九年 丹羽次郎右衛門橫死

丹羽次郎右衛門が家來に、曾根吉十郎といふ者あり、いかなる恨やありけん、六月十六日の夜、日置若狹より來れる書翰なりとて、僞書を持て次郎右衛門寢所に至り出しける。次郎右衛門枕もたげ、件の書を披く所を切付る。次郎衛門起き上り、其儘吉十郎を切殺しけれ共、其身も深手なれば、やがて死す。一説に、次郎右衛門、吉十郎を切伏しは僞にて、そのまゝ吉十郎に切殺され、即死なり共云。　吉十郎が父兵左衛門、兄八郎左衛門と云浪人、御野郡福島村に居ければ、めし捕られ、八月九日腹切らせらる。然るに吉十郎實は江戸へのがれ行、身上のかせぎするよし聞えけるが、江戸の留守居役山內主水・能勢庄右衛門まで、堀田加州の家老より、吉十郎が次郎右衛門を切殺し、退去せし趣の尋ありければ、備前の三老より返答あり。其趣は、

先度堀田加賀樣御內衆兩人より、其方へ書狀の趣、相屆見申候。然ば曾根兵左衛門せがれ吉十郎と申者、丹羽次郎右衛門かたに幼少より數年抱置、心安召仕候處、去る六月十六日の夜、次郎右衛門臥居申處へしのび入、切付候を、次郎右衛門起揚り、手下にて彼者討果候へども、次郎右衛門深手故、無程相果候に付、吉十郎親類穿鑿候へば、當國の內ふく島村と申所に、彼反逆人の親曾根兵左衛門・同惣領八郎左衛門兩人居申候故、捕え置、主人相果候罪料不輕故、兩人共切腹被仰付候。被相尋候かたへ、有姿に可被申聞候。恐惶謹言。

八月十九日　池田河內

山内主水殿　伊木長門
能勢庄右衛門殿　池田出羽

按るに、次郎右衛門は吉十郎に切られ、即死して、吉十郎はそのまゝ逐電し、行かた知らず。其後江戸に行し事實なるべし。此時の事書記せし物、彼これあはせ考ふる。其子某 後次郎右衛門と改む）が書出しに、吉十郎をば即座に切留たるとし申ければ、そのまゝにて事濟しなるべし。是次郎右衛門若時より度々のはたらき人にゆるされ、此度の横死もまことに不慮の事にて、少しもおくれたる事なければ、烈公宥恕を加へ給ひて、吉十郎が父兄を誅せられ、次郎右衛門が始末の御せんさくはなかりしにや、堀田家より尋ありしにも、唯正面の趣を三老より答たると聞ゆ。次郎右衛門が死に付て、いろいろの説もあれ共、信じがたき事のみ多く、殊に書しるすも、はづらはしければ、くはしくは記さず。

これよりさき、同月十日、次郎右衛門嫡子某後次郎右衛門に、父が家繼せられし時、伊木長門・池田出羽・日置若狹をめされ、次郎右衛門が跡は立べし、されば知行共儘遣すべけれ共、死樣あしく、其上、此後も軍中にて、鐵砲にあたる者、戰場にて鎗をし高名したらん者の子には加增遣すべきや、次郎右衛門島原にて手負たる事なり。數多あるべし、それに今次郎右衛門に全く知行宛行はゞ、此理あれば、本地千石此度賜るよし仰ありて、若狹を以て左のごとく仰渡されける。

次郎右衛門儀新參にて候得共、泰公も仕候者に候へば、不便千萬に存候。就夫跡目千石遣候。又弟有之由、いまだせがれの由に候條、以來はよび出可召仕候。以來とても惡くは仕者にて無之候。

同日吉十郎が姉聟當地に居申、如何と三人老中より伺ひければ、御國を拂ひ候へと、仰あり。

十六、尾崎兵五郎辭仕　尾崎兵五郎といふ者、芳賀内藏允を以て御暇を乞ふ。是一昨年、兄傳右衛門が死を賜りしかば、其節願申べけれども、役手勘定濟ざれば延引仕るよしを申けるが、七月二十六日願のごとく御暇賜ひ、七何方に住居せんも勝手次第とぞ命ぜられし。

十七、堀與左衛門出奔、其弟五郎兵衛追放　七月缺日堀與左衛門出奔す。いかなる重き科やありけん。同月十五日、其弟五郎兵衛も俸米をはなされ、與左衛門不屆ものなれば、五郎兵衛たりとも卒示（爾）に他家に仕ふべからざる旨、若原監物に仰渡されし。五郎兵衛は、若原が組なり。　正保元年四月十日、堀與左衛門殊の外致迷惑候條、被召返被下候はゞ可忝由、江戸におゐて坪田又左衛門御家人か賴候由、中村左平太言上しければ、御意に、與左衛門此地に居申候

や、京・大阪・堺・大津・伏見掛申候者にて候。此地に居申候はゞ、成敗可付候。中々歸參は不存寄と仰あり。

十八、松野源之亟追放　閏九月二十五日、松野源之亟といふ者を放逐せられぬ。其故は、有馬中務のもとへ遣はさるべき書狀を、源之亟に仰て書せられしに、大きに書損じければ、叱り給ひ、其後、家老中迄めされ、右の次第御物語あつて、此事は少事ながら、去年江戸留守中、不行儀有よし聞及べり。去ながら己が本役を成とも、せめて能せは少はゆるしもあるべきに、それさへも其職に堪へず、かたゞゝ不屆者なれば、扶持はなし給ふよし仰渡されける。

十九、岸喜三郎・千葉四郎右衞門辭仕　岸喜三郎といふ者、久々煩ひ勤仕成がたき旨、先年も左近[生駒]か、[上坂かの兩人の内なるべし]を以て願ひけるが、養生して勤むべしと仰ありしに、又今年も暇給らんことを願ひければ、定て迷惑におもひ、度々申なるべし。さらば其旨にまかすべしと仰て、十一月四日、御暇賜りし、同十三日、千葉四郎右衞門も願によつて御暇賜ふ。

二十、牧八彌辭仕　牧彌八家貧しく、奉仕しがたしとて、御暇たまはらんことを願ひける。彼が先祖、花熊のいくさに働きありと聞し召るゆへに、召出されて祿給ひしなり。花熊の時より、直に御家につとめし者の子孫さへ、增祿も賜らぬ者又多し。されば牧一人格外に加祿あるべきにあらずとて、暇たまひぬ。

二十一、薄田左馬助出奔幷薄田・古田改易　薄田左馬助[祿千石]。借銀の書付を藏人・孫左衞門・八左衞門三人携て、薄田が宅に行、渡しけるに、當年分ばかり書附を仕るべし、二年の分はいらぬ事なりと、左馬助申ければ、三人の者例年を書付申分いたされ、然るべしと申付、左馬助きゝて、左らば追て書附すべしと申、三人の者歸りけるが、やがて出奔す。是十二月十九日の事なり。同日薄田彌次右衞門[祿四百石]・古田齋[祿六百石]兩人に命あり。左馬助事、武州公御取立の者なれば、強て御穿鑿もなし。か樣に退候事、中々沙汰の限りなり。其儘申分仕るか、又は誤候はゞ、有體に申、然るべし。左あらば、たとひ左馬助事、いか樣に命ありとも、兩人は御構ひも有まじ。然るに退候段、不屆のうへは、兩人も御改易し給ふとなり。[此一件くはしく記す書なければ、いかなる子細にや、詳ならず。右借銀の事に、兩人も荷擔せしにや、右田齋は正保四年五月二十五日にめしかへされ、前のごとく]

御兒小生頭も命ぜられし。此度歸參は羸黑院殿の御佗言なりといふ。

二十二、立髮長脇指の者追放　十二月朔日惣出仕の節、下馬にて立髮長脇指の者捕られし由、同四日に右捕へ候立髮長脇指着の者共人數不知、大阪勢なるべし。おゆび兩方切り、京橋に二日さらし、御國者・他國者共追放せらる。此内に竹腰八郎兵衞者、丸山三郎助者は、先日步行横目見合候て、たて髮の事申候へば、此頃在鄕より罷出候故、不存と申、又朔日に髮をもそり不申候。其上に長脇差さし、かた〳〵に付、二つのゆびに鼻をそがる。

二十三、寛永二十年 放河村與左衞門父子改易　河村與左衞門と云者、いかなる罪やありけん。父子とも改易せられぬ。其月日詳ならず。いづれ二月中旬の事成べし。

二十四、補戈崎三大夫籠舍　才崎三大夫祿二百石、御小姓役勤しが、吉利支丹宗門の事によつて籠舍仰せ付られし。此籠屋は、弓の町中の袋町東側、今三田與右衞門が家なり。天和三年十月六日、籠中病死。子を獨友といひしが、三大夫入籠後、二十人扶持賜はり、先達て死す。孫平次郎に二十口賜はりしが、天和三年閏五月十五日、初て曹源公に御目見申上、岸藤右衞門組に仰付られ、此時才崎を改て山瀨と號し、今に至ると云。

二十五、正保元年 牧野將監遁世　牧野將監、烈公にしたがひ、六月四日江戸を發し、同十六日伏見の驛にて願けるは、某身の病あれば、有馬のゆあみ仕度候へば、御暇賜らんことを乞ふ。此旨聞しめし、明日八幡へ詣でんとおもへば、彼地まで供して、其後有馬に行べしと仰ければ、同十七日、八幡に參り、公には橋本より御船にて下り給ふ。爰にて將監は別れ奉る。將監遁世のこゝろざしあれ共、其事をあらはに申さんには、御ゆるしあらじと思ひて有馬湯治に事よせて、暇を乞けるなり。扨、將監は京江登り、油の小路にしるべあれば、かしこに行て宿もとめ、髮を切、佩刀を共に擲捨、墨の衣を着て、和歌をよみける。

よもやよもながらへ來ぬる我身かな、たのむ刀も今はすてけり

昔人のうき世といへど心には、おもはねばこそいとひかねぬる

同十九日、故鄕へ書を贈りける。其趣は今遁世する事主君幷家老の輩、其外諸士に何のいさゝかもなし。只六十に餘り、身世に望なし。今より後いかなる事ありとも、ふたゝびうき世に交らじとちかひける

此書同二十四日、岡山に至りし。此將監は祿千二百石にて、大阪冬陣に母衣ゆるされ、同き夏陣には鐵砲を預りて先手をつとめしなり。かくて將監名をあらため、風車軒任佗房と云。此後諸國をめぐり、心のまゝにふるまひける同四年、烈公木下肥後守のもとへ御使ありて、ことし參府の道すがら、伏見にて牧野將監に逢べし。其元御誘引あれかしと仰ければ、其よし木下より牧野へ傳へられければ、任佗もとより君にいさゝかの事ある身にしあらねばその仰にしたがひ待ける所に、烈公伏見に着給へば、池田出羽がもとより任佗に知らせければ、木下に伴はれ、御旅館にと參りける。むかしの朋友ども、墨染の姿を見て、おどろきぬ。烈公の御前に出、御物語ありて、やがて退けり。慶安元年六月十三日は、興國公の三十三回の御忌なれば、備前國淸寺にて追福あり。此日任佗、京の庵を立出、先君に香花奉らんと思ひ、同十八日はる〴〵と國淸寺に來り、達源和尙に對面しければ、その志を感じ、上香をゆるしける。扨任佗そのまゝ立出としければ、達源ねんごろにとゞめしかど、世のまじはりの爲に下りたるにあらず、只此上香にこそ參り候へとて其夜直に歸りし。此將監が事は、みづから書記せし任佗記にくはしければ、爰には略しぬ。

二十六、齋藤加右衛門幽居

八月二十一日、諸士に令して家々の先祖の來由、ならびに其身戰功、其他浮沈の事まで巨細となく筆記して奉らしむ。爰に草加五郎右衛門・若松市郎兵衛・齋藤加右衛門三人は、大阪のいくさに、木村長門守が手に屬して、戰功あるつはものなり。落城の後、關東より御下知ありて、大阪牢人を諸家に召置事を制禁ありしが、ほどなく御ゆるしありければ、右の三人御家にめしかゝへられき。されば今度諸士事跡書上べきによつて、或日齋藤加右衛門・草加五郎右衛門・若松市郎兵衛三人、同席の時、加右衛門兩人にむかひ、それがし大阪にて十文字鎗を携、草加より先に三人（尺）進てありしと書べしといふ。五郎右衛門は返答なく微笑せり。市郎兵衛聞て、足下は狂氣しぬるか、三十年前、木村長門が前にて極りたる事なり。其時木村・草加某兩人に感書を賜りけれども、一番鑓といふ詞なければ、其感書をかへさんと云しが、長門かさねて、秀賴公の御感書を申乞べしそれまでの證に請取置べしと申ければ、兩人其書を受取き。此時草加・木村にむかひ、右の鑓仕たる節、拙者脇よ

り十字鑓突出す者あり、御吟味あるべしと申ければ、足下に感書を賜り候。是全く草加の一言による所なり。此一件歴然の事なり。然るを況や、三尺先にありて申さるゝ條、前代未聞の僻事なり。左あらんには、必定穿鑿ありて、御當家に奉公する事も叶はず。他家に行たりとも、其虚また覆はるべからず。ゆめ〳〵僞事なかれと教訓す。齋藤さらば同時に鑓を入たりと書べしといふ。それも僞なれば、然るべからずと制しければ、心得ぬとて去りぬ。然るに書上の文僞多ければ、右の三士爭論起り、九月二十八日、此旨三人老中より申上ければ、段々御吟味ありしに、齋藤が申所非義多く、其感書も僞作なりしかば、十一月十五日、三人老中を以長門宅に草加・齋藤を呼出し、仰を傳ふ。趣は、

草加五郎右衛門

此中の御せんさく被成候へば、けつでう無之條、先監物に御預被成候。（此旨、草加へ申聞候へば、畏候由申上候て、刀脇指出申候。）

齋藤加右衛門

此中の御せんさく被成候へ共、けつでう無之條、先刑部へ御預被成候。

右の如く二人共御預けになりし後、猶もくはしく御穿鑿あらんために、諸國に分散せし大阪牢人、或は諸侯につかへし輩へ、伊木長門・池田出羽より書翰を以て三人の事吟味ありけるに、いよ〳〵齋藤が申所齟齬ありて、草加若松が訟、其理ありければ、五郎右衛門は御預御免あり。加右衛門伜内膳も、河野刑部方へ加右衛門と一所に引取候やうにと命ぜられぬ。十二月（日缺）御裁斷あり。左の如し。

齋藤加右衛門

感狀を作り申事、絕言語候得共、無手鑓なき感狀を申立候て、侍の上に無之程に候はゞ、御成敗可被仰付候へ共、根本有事にて、彼者うつけ故の事に付、少宥免候へ共、一國一家の沙汰を、國々へ申遣候段、旁を以早々御成敗可被成候得共、此起りは武義の事、根本は有之事にて、僞無之候に付、御指免、土倉淡路へ御預け、佐伯へ被遣候。

かくて加右衛門は、土倉が采地佐伯に行、慶安四年此地にて幽死せり。其子內膳（後加介）河野刑部に預けられしが、同二十六日より池田下總に預られて、建部に幽居し、二十年を經て、寬文三年三月三日、建部の內は徘徊をゆるされ

俸米を賜ひ、同五年三月七日、ふたゝび謁見をゆるされ、同八年十一月朔日、祿三百石を賜ふ。貞亨二年十月朔日、加介御旗奉行となる。其日池田大學・日置猪右衛門列座にて、親加左衛門、若き時軍に着せし甲冑、先年加右衛門御預となりし時より、御藏に納ありけるが、父のかたみのもの、無なつかしく思ふべければ、此度返しあたへ給ふ由の仰を傳ふ。加介が少年の時の具足も、此度返し賜りぬ。今に此領共齋藤が家に傳ふといふ。日置若狹家來中村多左衛門といふ者、齋藤にかたんしければ、若狹より出羽・伊賀までいかゞ仕べくやと尋ねければ、兩人の答に、先成敗は無用然るべし、其上の儀は御內意を承り申べしとて、右の段伺ひければ、左の如く仰聞させらる。

加右衛門よりは咎は淺く候へども、又者の分として、我々家中の儀、他國へも申遣候段、以ての外にくき仕合に候。我等の身にたけて見候に、上樣衆の公事を、我等の者さし出、何かと仕候はゞ、成敗可仕候。此はけを存候條、たゞふちはなし申までには、有間敷被存候。けつ所可然候と存候、乍去若狹方へは我等に申聞候へば、成敗は無用、其外けつ所追出候事は、若狹しをき次第に仕候へと可被申聞候。

右の通若狹に兩人より申聞候處、早々けつ所追放に申付る。

二十七、長谷川四兵衛女成敗　長谷川四兵衛といふ者、如何成故にや、七月十五日三人の家老に仰付らるゝ趣。

長谷川四兵衛儀、是非不得申に就、其むすめ成敗、母は國を拂、妻は親類どもに遣可申候。

二十八、村瀨六右衛門辭仕　村瀨六右衛門といふ者、身代不成候間、御暇被下候樣にと申ければ、十月十一日、馬醫上手にても無之候條、暇遣候樣にと、伊木長門を以て仰渡さる。

二十九、備中百姓殺公領者　備中淺口郡小坂村、吉田村は隣鄉にて、吉田は公領なり。此百姓どもやゝもすれば小坂村の山に入て盜みす。今年四月或日、吉田村より五六十人來り、先少し人を出し盜みしを、小坂の百姓八九人出合追拂はんとせしに、大勢出向ひ打擲に及び、小坂のもの半死せり。然れ共吉田の者一人は打殺してけり。吉田の庄屋より、此死骸を小坂に送りかゝりければ、穿鑿のため、野坂八郎右衛門・河合善右衛門彼地に趣く。是よりさき、いつの年にや、池田出雲守殿、此吉田村を領せられし時も、盜に來る人を打殺しけれども、何のかま

ひなく、其翌年又來りしを、二人捕へけるが、一人は少年なれば、其儘ゆるし、一人は捐置しに、種々詫言し、殊に已來盜むべからず。若盜におよびては打殺さるゝ共異儀云べからずざる旨の書物し、今も其書物有事なればさまで六箇敷有べからずとおもひ、野坂・河合發足し、先御代官米村十大夫、下代松野理右衞門が方に行、商談の上、右殺せし場處見分せんよしを云。松野答に、參らるゝに及ばず。山は備前領にうたがひ無之候。此儀に付て、備前領の百姓入牢などは、決て然るべからず。偏に詫言申由申ければ、兩人聞て已來かたく申付らるべしとて、岡山に歸る。烈公いまだ歸國し給はね共、出羽・伊賀のはからひにて、公領の百姓を殺しける事なれば、何分小坂の百姓も、相手の分入牢可然とて、此旨理右衞門へ申遣けるが、平大夫江戸に居候へば、早々申遣すべしと返答す。やがて御歸國ありければ、七月朔日、此旨伊賀より言上し、小坂の百姓最早内々出牢致させ、所へ預け置、米村より何とぞ申來らば、夫にしたがひ申付べしと申ける。此旨聞しめし居られ、小坂の百姓内々にて出牢す。其後如何成けん。未詳。

三十、安田宗右衞門・野村彌二右衞門追放　極月初なり。兩人共に江戸にて不行儀に付、けつしよに仰付られ、御國追放。

三十一、林助右衞門悴兩人共退去

三十二、正保二年 西浦彌左衞門狂氣　彌左衞門は寛永十五年煩出しければ、梶浦がはからひにて押こみ置しが、其後源左衞門に家督相違なく賜りしなり。源左衞門幼少に付、父の跡をつがず。姉聟の彌左衞門家を攝ていたりしなり。正月八日、梶浦大隅が組士西浦彌左衞門、狂氣しける。然るに其子に源左衞門父が祿賜しに、彼狂父を取逃して、行方を知らず。此時烈公親に曲事あつて預置たるを、逃たるとは事替れども、親の逃るをしらぬほどのうつけやある、早く尋ねと仰て暇たまひける。寛文九年、烈公御祝年に依て、源左衞門召歸され、本知百五十石を賜りし。

三十三、餌指三藏悴　十月餌指三藏悴徒者、備中松山にて捕へけるにより、出羽・長門より江戸へ申あげゝれば、十一月四日、烈公よりの御答左の如し。

三蔵せがれ捕候由承届候。とがによりおやへもかゝり可申と存候處に、おやも中たがひ仕候由に候へば、親兄弟はけつしよ
中付、追拂可申事。

三十四、中村加兵衛子出奔　河野刑部組中村加兵衛が子、十月日缺出奔しければ、加兵衛より悴立のき候儀少も前かた不存旨誓紙仕、刑部迄指出す。

三十五、南部二郎右衛門子出發　十月日缺、南部二郎右衛門子出奔、おや迷惑いたし、呼返し度と存、種々申候得ども、歸り不申、何の子細も無之由に候故、歸さへ候へば、くるしからざると存、今まで不申上候。以來歸候はゞ、御前御ゆるし被成候樣にと、土倉淡路迄書附差出、是も誓をも差出す。

三十六、山伏火罪　上道郡村名缺山伏院名缺母をけころしけるにより、火罪に仰付らる。

三十七、正保三年今村惣兵衛辭備前　今村惣兵衛といふ者、兄が役介に成、常に迷惑せしかば、御暇賜はれよと願ふ。十二月十一日、池田出羽を以、其望にまかせられし。

三十八、日置若狹閉門　正月或日、日置若狹が家來、角田左源太と云兒小姓、若狹が屋敷の裏御堀の鴨を鳥銃にてうち取けり。此よしを若狹聞て尋に人を出しける內、角田父子出奔す。此事家老中并横目ども江戸に言上せざりしに、五月二日、御歸國道中かぬまにて聞しめし、早速御書を以、伊木長門が方に仰下さるゝは、若狹家來鐵砲うつ事聞かば、早速みづから追掛召捕べきに、手ぬるき扱ひなれば、歸國の時出仕すべからず。長門も心付なく、横目源內も申出さず。次郎右衛門は必定のことをも覺束なく申なす條、皆其職を練らざるの致す所なり、とありければ、若狹は夫より引籠りて居たりしなり。同八月、戸川土佐守・木下淡路守はび言ありければ、やうやうゆるし給ふと云。

三十九、備中倉敷者と備前領者と喧嘩　九月朔日、備前倉敷百姓と、備中領の百姓と喧嘩し、備前領の者卽死せり。此旨早速御代官彥坂平九郎のもとへ注進ありければ、やがて同人より、野坂八郎右衛門へ使を以、今度の一件聞屆候ひぬ。相手成敗に行ふべし、檢使をさし越さるべきよし申來る。烈公聞し召し、檢使遣すに及ば

す、伯樂市の庄屋見届に遣すべき由、御返事ありければ、早速成敗ありて庄屋見届済しける。望月彦坂のもとへ御禮として、御書を賜らせ給ふ。

四十、松村左内追放　岩生郡普請奉行、松村左内と、土倉隼人小頭口論に及び、左内小頭をちやうちやく、小頭は左内に疵付しに付、双方へ被仰渡、左の通。

岩生郡の普請奉行松村左内と、土倉隼人小頭と申事仕候に付、能々せんさく仕、奉行の申渡儀、小頭の分としていなを申さへ不届事に候に、奉行をきり申段是非可申様も無之候條成敗、男子の分も成敗申付事。又左内儀、奉行にても申付様、むり成儀申付候と存候。其上ちやうちやく仕候段、有まじき事に候。奉行に無之候はゞ、申付様も可有之候へ共、奉行にて候條、改易仰付らるゝとの事なり。

四十一、十三士改易　七月七日、左の輩改易あり。何も親類の者一人づゝ池田出羽宅へ呼寄、伊木長門・池田伊賀・小堀一角・丹羽織人・生駒玄蕃・眞田次郎右衛門・下方甚助・作内記列座にて申渡す。

野村越中
佐橋又左衛門

島原御使の時、早々御改易可被成に候へ共、手に合不申と申事被仰立候儀は有之間敷と被思召て、御延引候。二十七日には何も使者先へ参間敷由、伊豆守殿堅被仰付候由、然共二十七日先へ参、手に合申者數多有之候。二十八日も控居申儀、不及是非、受を以て御改易被仰付候。

八田求馬

傾城ぐるひ仕候に付、御改易。

河原林十左衛門

求馬同様に傾城ぐるひ仕ながら、迷惑に存候て、主膳、松角右衛門を以、出羽・長門へ書附出し、陳申候。おのれが罪をのがれ度とて、組頭の事迄引出書附候事、侍の上に有之間敷事に候。おのれに悪事なくば、人口いか様に候とも、善に不成事に候。おびへ時を作り候段、卑怯至極に候間、御改易被仰付候。

舟戸が書上に、知行所へ蟄居被仰付鐵砲被取上候。同四年三月十五日御捨免被成、瀧川出雲組に被仰付となり

附箋 河原林十左衛門儀一同に不形儀不仕旨、前かた出羽・長門へせいしを上げ申候條、先預け置、せんさくを遂、其品にしたがひ、可申付由仰せ付らる。

右河原林儀、一角甚介遣様子尋候處に、求馬けいせゐぐるひ仕候儀、十左衛門も同仕候様に、御家中風聞候故、あまり迷惑に存、主膳松角右衛門を以、出羽・長門へ申上候由書付仕候。三人老中に被仰聞候は、右書付み申に、風聞有事をおのれがなんをのがれたきとて、組頭の事まで引出し書付候事、侍の上には有まじき事に候。又唯今はかくし申可事、前後首尾の段不及是非候。已に悪事無之ば、人はいかよふに申とも、くにならざる事に候、をびへ時を作り、くみ頭の事まで申ふれ候事、ひきよふ至極の者に候。かいえき申付候由。早々。

百々（どう〳〵）藤兵衛

此の度のごとく、うそをつき申故、御改易。

奉所人 高橋多兵衛

歴々さへ振廻御法度の處、何も呼候故、御追出被成候。

荒木甚五右衛門

荒木太郎右衛門

不行跡に付、御改易。

原六右衛門

惣て悪者、其上郡方御普請奉行の處、御鐵砲の者、私用につかひ候に付、御改易。

吉田與三右衛門

茂左衛門倅 森川惣右衛門

不行跡に付、御改易。

舟戸帯刀（六百石、物頭、六十四歳）

年も寄候に、不作法の様子に聞召候。傾城屋同前に候へば、是非被仰付様無之候。若き者に候はゞ、御改易可被仰付候得ども、年寄候上道閑久々相勤候て、武の御用にも立候儀、爰を以御改易御差免被成候。然共鐵砲は御取上被成候。

梶浦大隅（千七百石、正保元八月家督）

不行儀者改易。

右の通御下知ありて、何も不便ながら國俗あしく成行候はんには、將軍家へ對し、國中不法との御沙汰あるべし。左あらば、不忠なり。ゆへにやむことを得ず、かくは命ぜられしよし仰渡されける。森川惣右衛門父茂左衛門は、

少も御構なきよしも命ぜられぬ。されば其外一類共は不殘不苦候由仰あり。然れ共、右の者共方へ立入を話いたすべき人を定られ、其餘の人一向に參る事を禁ぜらる。則立入肝煎人の覺。

求馬は「堀田六郎兵衛・春田十兵衛・八田彌三右衛門」。　大隅は「美作・織部・數馬・半左衛門」。　越中は「采女・外記」。　又左衛門は「彌五左衛門・香西九郎兵衛」。　藤兵衛は「類母組」。　荒木兄弟は「出雲組」。　惣左衛門は「和泉」。　與三右衛門は「筑後」。　六右衛門は「藏人組」。　帶刀は「半左衛門、是は在鄉へ遣候事」。　十左衛門は「內藏允」。

かく嚴重に令ありしに、熊谷源太兵衛・吉田源兵衛・高木左近右衛門・廣內五郎兵衛四人、野村越中へ見廻ければ、共咎によつて、同月十日、四人共閉門すべきよし命あり。御免の日未詳。　右改易ありし人の內、八田求馬・梶浦大隅兩人は、間一年ありて、慶安元年六月十一日、めしかへさる。是興國公三十三回の御追福によつてなり。

四十二、佐分利四郎左衛門狂氣　河野刑部を以申出るとあり。同人組か。　十月二十九日、佐分利四郎左衛門狂氣しければ、知行沒收せらるべしと、其子半兵衛申出けるが、去し元年故ありて、備前を去り、ふたゝび歸り仕へし者なれば家絕ゆべけれども、餘人とは又替りたる處あれば、いかなる故にや退去しける事をしらず。とて、千石の內、七百石を半助此半助後五郎右衛門に賜ふ。

四十三、伊藤十右衛門自殺　伊藤十右衛門自害して死す。月日不詳。　嫡子もなければ、いかゞ成けん。

四十四、齋木六左衛門出發　伊庭主膳組齊木六左衛門といふ者、いかなる故にや、八月朔日出奔す。ことの外ありて、書置もせず、甲冑殘置けるよし、出羽より言上す。

四十五、池田久馬之亟狂氣　池田久馬之亟病氣故、知行返上いたし度旨を願ふ。六月朔日、其旨にまかせられ、氣違不便のよし伊木長門に仰渡されし。

四十六、若松市郎兵衛・陸田市左衛門口論　或年、烈公江戶より歸らせ給ふ時、諸士御迎として、御野郡濱野村の在家に集りて、御船の着を待居たり。若松市郎兵衛・陸田市左衛門兩人、田中眞吉が若輩にて、父に從て此座に居たれば、昔がたりをして聞せんとて、大阪今福合戰の事をいひ聞せけるが、後には若松・陸田武功をあらそひ、其時の事、其方はしるまじ、此事は見まじなど云て口論し、互に刀に手をかけ、打果さん勢なり。座中い

づれも一言いふものなし。時に源右・助左衛門兩人が間に分入、坐して云けるは、各をかねて武功高上の人とおもひしに、扨々案外の爭論なり。申さるゝ處皆さしての事にもあらず。然るを、各より武勇功名も世になきものと思はる條、以の外のひが事なり。此助左衛門をはじめ、此座中に居合する人は勿論、誰にもあれ、君の祿をはむ者、それほどの武功せぬものやある。それに、各働を自慢して、人もなげに申さるゝ事、さたのかぎりの心底なり。何もおかしく思ひ、一語を出すものなし。誠にそれほどの事仕兼べきとおもひて、爭論せらるゝや、返答承らんといふ兩人件の事は外になし。答語塞りける處に、殿の御船見ゆるといひしかば、御迎に出し故、何事なく濟たりと、田中眞吉物語の由、森川摩休の話なり。年號月日不詳。按るに、市郎兵衛は正保三年冬病死せり。翌正月、市郎兵衛跡の儀、鐵砲は御家久敷者さへ御取上候へば不及申、大和に居申候時、父子して千三百石取候由御聞及被成候間、他國にての本知給はりしに、不足申立退。委しくは下に記す。市郎兵衛被召出は寛永十九年なり。やう〱五箇年勤む。市郎兵衛が御迎ひに出しは、正保元年・同三年兩度なり。考ふるに、大方此口論は三年五月十四日の事ならん。

四十七、深谷助左衛門殺仲間　深谷源右助左衛門は大阪陣にて武功もあり、烈公の御時迄も奉仕して、いろ〱物語多き人なり。膂力人に勝れける。或時家來の馬取の男、馬のすそをするを見て、助左衛門心に叶はぬ事ありければ、此奴めとて、拳にて横にうちたるに、かの男の頭破れ即死せり。助左衛門驚て、我中々殺すべき心にあらず。後のこらしめにとおもひて、少しうちたるに、死たる事不便なり。さて〱人のあたまほど、もろく、あやうきものはなしと云て、おのが力の致すをしらず。或時、甲冑師兜の鉢を携來る。助左衛門見て、是はあしきかぶとなり、拳にて打とも碎べしと云。甲冑師腹たて、あざ笑ひながら、拳にては碎まじきともふす。助左衛門重て必定碎かん。若碎たらんには、汝が損失なりといふ。甲冑師いよ〱嘲り、御試なされ候へといひしかば、さらばとて、拳を以て打たるに、六十二間の筋鉢打ひしぎぬ。拳も破れ血流けるを早く袖に入てさあらぬ體にてありければ、彼甲冑師大きに怖れて逃さりぬ。

四十八、備中加茂方の百姓成敗　備中鴨方の百姓大庄屋と爭論ありければ、八月、下方甚介を彼地へ被遣、樣子吟味、大庄屋理に中るに付、明日池田出羽方へ、大庄屋・又頭取の百姓四五人呼出し、對決仰付られしに、彌大庄屋理にて、二十六箇條の內、三四箇條しかと相わからず、されどさして庄屋深きとがにも相成らず。吟味の上言上しければ、左らば二十八人の百姓成敗可申と仰ありし。子細は庄屋と公事仕、まけ候と有事にては無之、大勢とゝらをくみ、其上郡奉行共よびに遣候時も、我まゝ申不參、

か樣に付、不殘成敗仰付らる。右の者共、男不殘成敗。

四十九、正保四年　生駒玄蕃・狄原又六蒙罪

生駒玄蕃は左近子にて、祿千石一に、千五百石。大小姓頭なり。又御小姓に狄原又六といふ者あり。祿は三百石或は、□石、一説に、又六は御花畑奉行にて、御近習物頭末席、足輕十人預りしと云。其頃は川東に御花畠あり、そこに台徳院殿の御靈屋あり。御小姓の内、其鍵を預れり。これを御鍵番と稱す。公の御參詣ありし時は、先だちまいりて、掃除ならびに其用意して、御むかひに出る事なりし。時に正保四年正月二十日、御靈屋へ御參詣あり。狄原又六鍵番にあたり居けるに、每も前日大小姓頭より申移せば、未時より御先へ參る事なるに、玄蕃忘却して申おくらず。然るにはや御出といふに臨て、玄蕃思ひ出し、又六方へ人をはしらせて、御參詣の事を傳へ、唯今御出なり、急ぎ參らるべしといひ遣しければ、又六驚きあはて、はたせ馬にうち乘驅着る。一説に、遠乘に行かんと思ひ出ける道にて、此よしを聞、直にはせ付しともいふ。又六が屋敷は伊勢宮邊なりと云。道を替て參れども、はや御出なり。やう〳〵に御靈屋の戸を開きたるばかりなりしかば、公甚御機嫌あしく歸らせ給ふ。かくて又六腹にすへかね、直に登城し、玄蕃といふうつけものゝ所爲にて、已に役を誤らんとせしとつぶやき〳〵奥に入り、玄蕃に向ひ、いかに玄蕃おのれが職分をわすれ、人の役を缺せける。今日の始末面目なし。それにて人の頭は成まじと惡口す。玄蕃は少しも躁がず、無禮なるせがれかな、御近く推參し高聲の雜言何事ぞや、申旨あらば徐々に申せと云、傍よりもこゝは御前ちかし、其上卒忽の申條、表へ退き然るべしと、しゐて押鎭め、其座は事濟ぬ。公にも始終委しく聞給ひ、其日下城の後、玄蕃は堪忍すまじとおぼしける。人々も何ぞ品あらんと思ひ居たるに、夜に至るまで何の別條なし、翌日御放鷹初に出給ふに、件の兩人もしたがへり。御歸路には御船着の見積りを兩人に命ぜられ、御のこしありし。是は此所にてきのふの鬱憤散ぜよとの御趣意なりしやと。然るに此御用をつとめて、やがて御跡より歸りて、其段申上しかば、其御旨にたがひ、玄蕃は改易、又六は切腹被仰付。一説に、翌日御鷹野初とあるを、五日御鷹野初と有、此説可なり。又六が切腹の始末場所等詳ならず。生駒が家は此時より長く絶ふ。玄蕃が兄弟共いふ、これなり　權内は、別にめしつかはれければ、別條なし。則祿三百石（今茂左衞門が先祖なり）生駒彌五右衞門は、玄蕃が父左近が弟にて、玄蕃が爲には叔父なり。祿二百石。

右兩人の始末、色々有之、詳ならず。御手留を左に記。

正保四亥年正月二日。

一、二日、拜領の御鷹の鶴頂戴、老中物頭共城にていたゞかせ候事。

一、生駒玄蕃・荻原又六申事仕候。申付首尾後に書付なり。

一、六日、三人老寄共に申聞候は、玄蕃・又六申事仕候儀、祝日其上御鷹の鶴ひらき、我等居所の次かた〳〵何事にてもかんにん可仕候と存候に、か樣のさいきやう可申樣も無之候。其上存つめざると存候。内々いしゆも候樣に申候へば、猶以此度の儀計にても無之候へば、人なき所か、又は餘日成共存分可申事を、人多所にて申候儀、さへられたきやうのしかたにて候へば、みれんかと存候。又玄蕃申候は、今日はいかやうに成共申候へ、かまひ申まじく候。以來はらのゐる樣に仕可遣と申、かまひ不申候段、おとなしく候。其口にちがひ、其日の内に申直申段、さいぜんのかんにん、みれんかと存候へば、今までの如組鐵砲申付候儀、不罷成候。去夏大勢かいゑき（改易）仕候仕置が、むに成候條、急と可申付と存候。如何候はんやと申聞候へば、三人共に御尤と申可、左候はゞ、又六は成敗、玄蕃はかいゑき可申付と申聞候事、此上は先兩人共に預け可申候。玄蕃は淡路、又六はいづみに預申可事。

一、同七日、玄蕃方へ（藏人・一角・甚介）三人遣申聞候は、此度又六と申分の樣子聞屆候。我等居所近く、又は祝日かた〳〵に付、又六種々惡口申候へ共、かんにん仕候儀、一段しんひやう成しかたにて候。左候て後、何とぞ可然首尾も可有之と存候に、あまりおんびんの仕合に候へば、前々の如く召遣候事不成候條、かいゑき申付候、せがれより召遣候へば、不便に候へ共、無是非儀と可申聞由、三人に申付候事。

一、又六方へ右の者共申遣候は、今度の申分、所と云、日と云、是非申開べき樣無之候。就夫切腹申付由、申付遣候事。

一、同八日、玄蕃・又六事に付、老中組頭よび、上直に申聞候覺。

此度兩人申事仕候に付、在中ぎんみ仕承屆、夜前兩方共申付候樣子、何もへ可申渡と存、何も召上候、又六儀先日御玉やへ參候儀、玄蕃不申越由申、惡口申段氣ちがひ同前の仕合に候。用をも申付者共は少づゝの失念は我等の事にても在之事に候。乍去此兩人内々いらん（遺亂）も候樣に承候へば、猶以其日は祝日御鷹の鶴びらき、方々可申所に無之候。其上玄蕃いまだ城へ

不罷歸、以前より人毎に玄蕃儀を惡口申まはり（廻）、其上我等居所近く、人多中にて申候儀、存つめざる仕合、女などの腹立申事仕候樣に被存候、併し當座にあたりて、やむことを不得儀候共、所により日により、其遠慮は可在之事と存候。又此人に只今ならでは逢申事不成首尾候はゞ、それは、又少は其品も可有事と存候。此兩人は日々逢申事に候へば、此度のしかた重々不屆の儀と存、切腹申付候。

一、玄蕃儀、其刻萬事かんにん仕、申分候はゞ、重ての儀と申、今日にかぎり申事仕まじきと申段は、しん（信）ひやう（憑）可申樣無之候。我等に對し禮儀尤滿足申候。左候はゞ、後何とぞ、可然首尾も可在之事に候に、あまりおんびんなる仕合に候へば、我等若者を召遣べき樣無之候。就其不便ながら、かいゑき申付候。加樣に申候へば、以來申事さへ仕候はゞ、是非はたし候はでは不叶樣に候へ共、少も左樣にては無之候。其段を能々何も可被相心得候。其時の品により、唯今よりか樣の首尾は此樣に可申付との法は定がたく候。以來とても申事は可有之候間、下にてずゐぶん申直仕無爲成樣が先は能候。其段能々可被心得事。

一、此度のけんくはの儀にては無之候へ共、次で候條何もへ申渡候。昔の喘を承候に、軍陣にては人により、がさつに作法を作、上下のわかちもなく、惡口申、た（ま）きまゝなる事を申、明日は打死仕べく候へば、何もいらぬなどゝ申者有之物と承及候。我等の存候は、明日打死仕候はゞ、猶以、今日は禮義を不亂、人間のさほうにちがはざる樣に、たしなみ可申事と存候。明日にも御陣事候におゐては、我等の家中は上中下の禮儀を不亂、つね〴〵の如くの作法かんやうにて候。死さへすればと存候は、惡敷心得にと存候。死申事は人足も死申に。士は左樣の所にちがいは可有之事と存候。不作法の死は氣ちがひ同前たるべく候。左樣の者多分は臆病仕物と承及候。唯今不入儀と申ながら、常に若き者どもに申聞、作法能樣に尤に候由申聞事

江戸へ被仰遣し御書左の如し。

當月二日、於城中生駒玄蕃・萩原又六申事仕候。重々又六仕形不屆の爲に付、切腹申付候。生駒儀其座にてかんにん仕候段、祝日と申、拜領の御鷹の鶴、ひらき申付にて候得ば、遠慮仕候儀、尤至極仕候。乍去後々まであまりおんびん成儀、是非に不及仕合に付て、かいゑき申付候。又六兄高橋善右衞門共地に罷在候。兄弟共までかゝり申儀にて無之と存候條、令赦免候。其段善右衞門に可被申聞候。謹言。

正月七日　少將　御名判

土肥飛彈殿

水野伊織殿

五十、若松文大夫出奔　若松市郎兵衛は大阪の武功を以て、草加五郎右衛門・齋藤加右衛門と共に御家にめし出され、祿二千石鐵砲三十挺をぞ預られぬ。市郎兵衛病で死し（死日いまだ詳ならず。）其子文太夫へ、家つがせらるべきに至り、今とし正月二十六日、三家老をめされ、市郎兵衛遺跡の事、家久敷者さへ父が預りし鐵砲はめし放す事常例なり。されば鐵砲は勿論知行も、市郎兵衛大和にありし時、父子合て千三百石領せし由なれば、二千石の內千三百石あて行ふべし。此旨池田數馬に申聞べしと仰ある。同二十八日、仰の趣を數馬より傳へけるに、文大夫命に從はず。これによつて、池田出羽・草加五郎右衛門、種々異見を加へしかども、一向に承引せず。剩御暇賜るべしなど云故、出羽より言上す。かゝる所に、同日の夜中に文大夫出奔して、家絶ぬ。（一說に、草加・齋藤・若松、三人盟ひけるは、此三人死後家督の時、皆二千石の內少しなり共減知あらば、命を奉ずべからずといふ事を、其子に申置けるゆへ、文大夫父が遺命を守りて、かくは堅く命にしたがはずと云。）

五十一、正木九兵衛辭仕　正木九兵衛（此正木が事はいかなる家にや、いまだ詳ならず。正木大膳が子孫にてはなし。）といふ者、貧しければ、御暇賜るべき旨願ひける故、伊賀長門より言上す。此旨聞しめされ、此者島原にても、少々樣子まぎらはしき事あるよし聞けり。（此正木、島原にていかなる事ありしや未詳。按るに、歩行の者にて丹羽次郎右衛門に付行し一人にや。）先年水野日向守に此者の事咄出せしかども、頓着なかりき。されば內々聞し首尾都合せり。此度暇願ふこそ幸なれと仰ありて、二月朔日御暇賜りし。

五十二、鷹師八兵衛・彌右衛門口論　鷹師八兵衛・彌右衛門申事仕候に付、此旨江戸へ注進ありければ、

五月二十七日の御書の寫。

鷹師八兵衛・彌右衛門申事仕候旨、兩人共ふち放可申候事。

五十三、繪師十兵衛御暇　いかなる故にや、正月十日、扶持はなされし。

五十四、慶安元年 安井十之亟・大竹三十郎喧嘩　安井十之亟・大竹三十郎とて、奉公かせぎける牢人あり。如何なる故にや、ともに肥前長崎に居けるが、或時三十郎人と爭論して、其譯立がたき事ありしを、十之亟指圖して、狂氣と稱し搦置、三十郎は同國唐津に緣ある者なれば、同處に送りてけり。扨、三十郎實狂氣にあらざれば、其後又、はじめの如く奉公の傳をもとめ居たりしを、人々扱ふて十之亟と和睦させ、もとのごとく交りしが、三十郎處々にて奉公の取持ありて、大半濟かゝりても、長崎の事とかく評判あしく、度々違變に及びければ、心中に深く憤り、いづれ十之亟を打果さでは、一分立まじとおもひ定め居たり。然るに今とし四月十一日、齋藤攝津守御領にて、十之亟は五百石にて御家に召出されたり。此由三十郎聞て、同十一月二十三日、三十郎御野郡川下觀音福島まで來れるよし、十之亟が許におとづれぬ。十之亟は其身の事頼み來るよとおもひ、逗留すべき宿を求め置、其請手形を若黨に持せ、福島に遣しけるが、三十郎又書を以て、前年の答趣身の障になれば、堪忍なりがたし。こゝにて打果し度とぞ申越けり。十之亟すなはち福島へ趣けるに、先に遣したる若黨、宿請の書狀を三十郎に渡す。三十郎披き讀む所へ、十之亟行けるが、三十郎大脇ざし拔て切かゝる時に、件の若黨側より短刀を以て、三十郎を刺貫きければ、其まゝ十之亟にうたれてけり。扨、三十郎が持來りし道具を見るに、其內に委細の書置あり。其趣は、十之亟をたばかりうたん事は、容易なり。されどもかくては又亂心の誹をうけんも口惜ければ、十之亟得心せし樣に、わざと仕たりしとなん。夫より十之亟は立歸り、右の始末を申あげ、暇給り候へと願ひしかば、此旨、池田出羽・池田伊賀言上しければ、烈公聞し召し、亂心者に出合、如此事是非におよばず。氣違を切し所如何なり。暇願候へば、其願にまかすべし。更ににくみ思ふ子細なし。宮內殿御時、臼井十大夫・村山豐前同樣の事とぞ仰ける。白井・村上が事は、碎玉話に出す。其上因州の御家の事なれば委敷しるさず。

出羽、十之亟方へ見廻、此度の一件老中御耳に立申に、氣違に渡り逢、か樣の首尾無是非儀と被思召て、少もにくみ可在事に無之候間、其まゝ可召置候へ共、彼者一類廣き者に候由、已來何かと有之時も、其方も御家に其儘に有候て、却て其方爲惡事も可在事候半も不知事に候間、いとまを遣よし申添せり。

五十五、高橋甚左衛門に死を賜ひ井山奉行喜右衛門斬罪　竹木方高橋甚左衛門、龍ロ山奉行喜右衛門、年々私曲あるよし聞へしかば、百姓方は波多野傳左衛門、猿堂の坊主手前は那須半兵衛、竹木番の者は源内左衛門・甚助・次郎右衛門と穿鑿の役人を命ぜられしが、委細分明に私曲あらはれければ、八月五日左の如く御下知ありけり。

切腹　高橋甚左衛門

半田龍の口竹の儀に付、年々私曲有之、切腹、男子の分同罪、父徳右衛門・弟與兵衛・孫右衛門・工藤吉左衛門四人の者、御改易。

成敗　同人家來　久兵衛

甚左衛門私曲荷擔の上、去年椅村市郎右衛門へ竹一束遣候よし、申懸など仕候に付、御成敗被仰付。「椅村は申分立、御とがめなし。」

牢舍　平瀬村　平十郎・久兵衛

甚左衛門最負故、竹木數多匿候を、御穿鑿のとき陳し候故、如此。「後御免あり。」

牢舍早速御免　文藏・五郎兵衛

甚左衛門より村木囑候へども、早々申出候ゆへ、下々の儀故、御免被成候。

成敗　龍の口山奉行　喜右衛門
猿堂の坊主

奉行にて在ながら、家作の時切手の外遣ひ度儀、村木・大竹まで取候に付、右の通。

此猿堂の坊主も、竹木の事にて罪ありしにや、其罪條詳ならず。

五十六、赤尾平右衛門出奔　赤尾平右衛門といふ者、御歸國御供にて、いかなる故にや、伏見驛より出奔。
六月五日・六日の事なり。

五十七、慶安二年山脇五郎右衛門改易　山脇修理組に山脇五郎右衛門といふ者あり。久々心常ならず。然るを隱し置て、出仕も留めざれば、此旨聞し召し、修理此狂氣をしらぬといふことやある、それを其まゝ勤させ、出仕

もとゞめぬ條、越度至極せり。已來の懲なればとて、二月朔日五郎右衞門を改易し給ふ。是狂人を改易し給ふに非ず、狂人をかくし置けるを深くにくみ給ふゆへなり。若又酒狂ならば、尤沙汰のかぎりなりとて、かく改易し給ふよしを修理に仰下されける。

五十八、兒島百姓八人磔　九州の御代官小川九左衞門、備前の海上を通行ありしに、兒島にて其船破損す。此船の荷物漂流せば、一物もかくし置事なく申出べしと、烈公より三度迄郡中に觸らる。かゝる所に、兒島郡日比上寺村の者共、流寄たる荷物を拾ひ取りて、かくし置しを、訴ありて御穿鑿ありしに、一々露顯に及び、百姓八人、磔にかけられ、八人の者の親子親類まで、殘なく首をはねらる。是二月二十八日の事なり。

五十九、田中次左衞門改易　田中次左衞門といふ者、知行所百姓と出入有しにや、百姓目安を出しける故、段々御せんさく有て、三月四日左の如く命ぜられし。

田中次左衞門儀、知行所百姓目安上げ候に付、其に穿鑿仕申付覺。

一、田畠荒申に付、おこし申時、扶持方可遣儀と存候。其上相給人はふち方遣候に、次左衞門は不遣事。

一、庄屋給不遣事。

一、未進奉公人給不定、五年召遣候事。

右三箇條の樣子、非分の儀に付て、殘り箇條の內にも非分有間敷共不存候。不屆の仕合に付、かいゑき申付事。

內所庄屋百姓共申付覺。

一、手銀利足の處、借狀の者共申懸に付、籠者申付事。

一、庄屋三郞右衞門・同久右衞門・六郎右衞門、右三人は、庄屋として、其身に不屆議とても、目安を取立、加封仕候上は、百姓非分の箇條申所、不屆に付籠者申付事。

一、喜兵衞事、栗の木畠の儀、せんさく仕候へば、不分明候。然共目安にこと〴〵くきり申と書上申所、三本は切申候。殘る大分に立木在之上は、申懸に候事。柿の木の事、毎年うみすたり申候を、かはせ取申候由書上る。是又申懸に付、成敗申付事。

六十、入江源左衛門出奔　入江源左衛門といふ者、いかなる故にや、三月八日出奔す。それに付、庄田小左衛門まで書狀遣すべき旨、同十二日、池田出羽・池田伊賀に命ぜらる。其狀。

源左衛門儀病者故、暇の刻新太郎に申聞候へば、病者に候はゞ緩々養生候へと被申出候へ共、達て暇の事被申候故、伊賀異見仕内に、立退被申、みじかき儀、殘多き事に御座候、右段に付、新太郎手前若御心元なく可被思召と存、如此候、恐惶謹言。

三月十二日　池田伊賀

池田出羽

庄田小左衛門様

源左衛門儀病者故、御奉公仕がたき由申候條、御下向に候はゞ、御暇可申上と存候所に、いか殿御異見の内に立退候段、無所存成者被召抱被下候様に申上候段、面目次第も無之候。日本神・あたご八幡、私心中に、新太様へ如御存可申上とは、毛頭不存候。然ばかりの無所存者を御前へ一度進候處、面目しだひも無之候間、御兩殿左様に御心得候て可被下候。八幡〳〵かの者行衛今に不存候。主取をいたし有付候を承候はゞ、いつにても御兩殿の内へ可申達候。恐惶謹言。

三月二十二日　庄田小左衛門

池田出羽様　池田伊賀様

六十一、堀大藏御暇　堀は、去々年正保四年亥十月、千五百石鐵砲三十挺にて被召出、同月二十日初て御目見せし事、御日記に見ゆ。　堀大藏、祿千五百石今年二月朔日折紙賜ひし。なりしが、いかなる故にや、十一月九日、江戸にて御暇賜りし。此時主計姓氏缺。按、池田成べし所にて、牧野織部・水野伊織・小堀一角・草加兵部列座し申渡されし。尤今年の知行は賜るよしなり。

六十二、金山寺德壽寺爭論　備前一宮の眞言宗德壽寺の住僧死して後、金山寺より僧を入、住職とす。されども金山寺は天台宗にて、此寺より眞言宗の事支配すべきにあらずとて、仁和寺より其趣申來りける故、十一月九日、植野披教院・双嚴院へ中村忠左衛門を御使として仰遣さる趣は、

備前一の宮眞言寺住持相果候後、金山寺より坊主入候儀に付、御室の仰として、兩僧より私寺社奉行方へ書狀被遣候。先規の如く申付くれ候へとの儀にて候。私者に返事申付候は、此儀に不限、國中古跡の公事の儀は、本寺次第に可申付と存候間、兩

御本寺御相對の上、落着の儀被仰聞候はゞ、承屆、其上にてはいかやう共申付べく候由、返事に仕候條、定て御室より御理も可有之候間、御案内のため以使者申候。御門主へ御心得頼入候。

あくる慶安三年三月十八日、御室の塔中眞光院より、書狀にて、備前一宮の內眞言宗の寺を金山寺より押領仕、天台宗を入候間、先規のごとく被仰付候樣に、御門主御意の旨を載す。よつて常照院牧野織部を加へられ、双方の日安を烈公見給ふに、德壽寺は古より眞言宗の樣に思し召れ、然れば、金山寺よりかまひあるまじき事かとて、仁和寺公事申出べければ、双藏院・最敎院相談尤の由、常照院に仰含められて、植野へ歸されし其後。

六十三、備中三僧起訴　備前領なる、備中山手村の僧何寺といふ事詳ならず。蒔田久太郎領分の惣地院の僧と出入あり。其源を尋るに、備前領の僧三人の師匠を、蒔田領の出家打ころしければ、三人の僧、三年前より江戸に下り訴けるが、安藤右京の裁斷にて、今年十二月十六日、蒔田領の僧罪極り、成敗せらる。女には此女の事、いかなる事にや、未詳。罪なけれども、江戸へ召出され、穿鑿の節、早速有姿申さゞるによつて、是も成敗せられて、事落着す。同日三僧を備前の邸にめされ、小堀一角・草加兵部を以仰渡さるゝは、

今度の公事、欲心を根とするか、又いづれの道にても、私曲の心根候はゞ、さたの限に候へ共、是は師匠の爲に數年居申候間、年々に貸せ遣候。銀子不殘捨て遣、其上に路錢遣し候。

あくる慶安三年正月、備前兒島郡有南院を追放せらる。此僧は放蕩者にて、惣地院と心安く、おのが寺を遊山所とせしより、右の訴も起るよしの御とがめにて、三年が間預け置れ、此度落着に及し故、此僧も放たれしなり。上に女の事をのす。按るに、此女惣地院が愛せしを、又山手の僧も姦淫しけるより、うちころせしにや、未詳。

六十四、慶安三年　丹羽勘左衛門狂氣　丹羽勘左衛門狂氣す。殊に此男常々不作法なれば、かたく／＼以て知行沒收せられ、百俵の合力をぞ賜ひし。是十月十六日の事なり。狂氣の子細詳ならず。

六十五、出井三郎右衛門・大西十郎右衛門・齋藤一十郎辭仕　出井三郎右衛門といふ步行、かねて火矢をうつ者なりしが、つかへを辭しければ、十月六日御暇賜ふ。大西十郎右衛門大西十郎右衛門は、鐵砲頭なり。貧窮にて奉

公ならずとて仕を辭し。齋藤一十郎は病氣とて御暇を乞ふ。兩人共早速御暇賜ふ由、閏十月朔日、池田伊賀に仰渡されける。

六十六、申樂者御暇　役者共不殘俵米をめし放されぬ。宗閑(いかなる者)にや、未詳。も同前たるべき旨、十二月七日仰渡されし。曹源公の御時に至り、又申樂役者多くめし抱へられ、保國公御代初に多御いとま給ふ。中にも少々は直に仕へける者もあり。其家今なを存せりといふ。

六十七、檻外記父子・中野半左衛門・村山次左衛門改易　九月十六日(イ三十月十七日)、土倉隼人・水野數馬に仰ありけるは、檻外記事を聞し召さるに、父子爭論せしよし、親か子か、いづれにてもおとなしく、能はさやうの事あるまじ、親子は人倫の本なり。然るにかゝる事ある條、前代未聞の事なり。されば改易し給ふなり。又中野半左衛門も、母と口論せしよし、其口論ことに見苦敷事より起りしといふは、繼母とはいへども、一度母と名付て、かやうの事、是又前代未聞なり。其上今度京にて中事せしよし、いか成事にても姫の婚禮砌りなれば、堪忍あるべき時なるに、其用捨もなきこそ、旁以不法なり。親半左衛門が時、城米を借りし始末も、不行屆、依之此度改易す。村山治左衛門も京にて半左衛門と口論の相手なれば、同じく改易し給ふよし、土倉・水野承り退けるといふ。

六十八、神子田助兵衛家隷梟首　神子田助兵衛が家來某といふ者、助兵衛が納所を預り、私曲多く、御穿鑿ありて、白狀しければ、親子三人首をはねられて、獄門にかけらる。右の罪條書札。是も同日、被仰出と見へたり。

此者主人納所を預り、不屆仕合に付、如此申付なり。親并子盜人の養を不辭、其身身體より過分のふるまゐ、おやは不義の子をいましめず。子は不義のおやを不諫、同類たるに仍、同罪に申付なり。

六十九、丹羽勘左衛門狂氣　狂氣の樣委細しれず。十月十八日仰渡さるゝは。

丹羽勘左衛門狂氣、其上常々不作法に仍、知行召上、百俵遣事。

七十、出井三郎右衛門乞暇　出井三郎右衛門は歩行の者にて、火矢仕る者なりしが、いかなる故にや、御暇を願ければ、十月十八日願の如く御暇を賜る。

七十一、醫師玄同乞暇　玄同、池田出羽を以て申出けるは、先年親死申時、御理申、外りやう不きやうに候故本とうり罷成候。親の役不仕候上に、御知行拜領仕がたく候間、御知行被召上、私は御暇申上、上方に罷在候壽德院そばに、存生の内は罷在度候由申上候へ共、何も達て留申候故、任其意候。今何方へ奉公可仕とは中々不存、京へ引籠よみ物仕可罷在候由願ひければ、則十月十八日御暇を賜る。

七十二、御指七人御暇　十一月十二日、御指多過候故、他國者計七人扶持を放たる。

七十三、齋藤市十郎出奔　九月九日、齋藤市十郎儀病者にも候間、つめ奉公御免の旨仰渡されければ、市十郎、池田伊賀まで申出けるは、私儀稻葉美濃殿・牧野織部殿を以被仰上候儀も、か樣候ては面目無之候間、御暇被下候樣にと申退去せり。

又翌承應元年二月七日、牧野織部申來候にて、市十郎歸參の事段々御直に頼まれければ、烈公の御答に、御中の儀、其上彼者若き者に候へば、興風(ふと)立退候儀と存候故、去々年もかまひ無之由、貴殿へも申通候。然る上は、歸參可申付候と、御自記に見へたり。

七十四、慶安年中安藤岡書子淸四郎喧嘩　安藤淸四郎といふ者、喧嘩の相手姓名不知を切殺し走り候由、委細しれざれども、左の通の御留あれば、こゝに記して後の參考に備ふ。

慶安三年三月三十日、竹中左京「御直參」・佐々權兵衞「御直參」を頼みて被申候は、安藤岡書子淸四郎、御家を走申候。加賀に預け置申候。あはれ御かまひ御免被成、當地へも參候樣に御内證たがいくれ候へとありければ、烈公の御答に、彼者喧嘩仕、相手を打果の儀申候。か樣の者は先々を追、成敗可仕者に候。いかやうの道を以も、免と申事無之候。不存候ては何方に居申にても、無是非候。又喧嘩の樣子により、此道を以指免候と有事も、ことにより可在事に候。此者の儀はどこを以て免可申子細に無之候。然共唯今申聞、成敗可申儀共不存候間、貴殿御心得にて此者の儀、家老共に尋候へば、新太郎に被仰候共、とてもかまひ免申事は有間敷候。けつく惡可罷成候間、只被仰候事無用と申故、新太郎には不申候と、貴殿御心得にて、左京殿へ御申可有候。かくれ居申候は、足本に居申候。とても無是非候由。

七十五、慶安四年 國崎段右衛門辭仕　國崎段右衛門は、祿二百石、御馬廻りなりしが、其後は御近習に召遣れしが、御暇を願ひける。其身不足をいだきけるにや、かくて二月二日御渡されけるは、はじめ御馬廻りなりしが、今にては御近習になされ候へば、訴詔申べきよふもなかるべし。其上、去年、江戸御供に參り、そのまゝ牧野織部などへ參申旨あれば、御加增も賜り度は候へども、なされがたき子細有之候によつて、御暇賜ひしとぞ。くはしき事は知れがたし。

七十六、瀧川五郎兵衛辭仕　瀧川五郎兵衛門といふ者、近き頃眼あしく、奉公成がたしとて、任を辭す。御ゆるしあらば、京へ引込申度所存なり。嫡子あれども幼少なれば、生さき如何ならんもはかりがたければ、奉公させ申さん心もなく、此旨をも申上ず候ひき。左れば親子共武士をやめ、町人に成べき所存に候とぞ願ひける。二月四日御ゆるしあつて、御暇賜りぬ。

七十七、小笠原金三郎出奔　小笠原金三郎はいかなる者にや、去年閏十月十一日、熊澤次郎八が方に來り居けるを召出され、今年二月二日、烈公に拜謁す。然るに十二月晦日、出奔す。其子細を辨ぜず。

七十八、野澤藤左衛門御暇　熊澤次郎八組士鐵砲の內、野澤藤左衛門といふ者病氣故御暇願ひければ、願のごとく御暇被下候由、江戸より十月二十八日被仰遣。

七十九、承應元年 菅沼八郎左衛門狂氣　菅沼八郎左衛門狂氣月日未詳しければ、二月日缺其子に俸米賜ひし。八郎左衛門が狂氣の子細、詳ならず。

八十、岸平之亟・高橋又七郎狂氣　岸平之亟といふ者狂氣し月日幷其子細未詳ければ、二月日缺其子に俸米賜ひし。又平瀨番人高橋又七郎も狂氣し、町人の妻を切殺す。此町人の妻は、又七郎が親類なり。此旨江戸へ言上ありしかば、狂氣とは申ながら、他人の女を切殺候條、成敗申付べき旨、二月三十日御指圖あつて、又七郎も成敗せられぬ。

八十一、金森與三右衛門改易　金森與三右衛門が鑓持、去年十一月江戸にて出奔す。然るを與三右衛門より岡山人奉行山田市郎右衛門・中村彥左衛門に達せざれば、今年三月二十日、與三右衛門御しかりを蒙る。同五月

一、寺號の事今以不分明上は近年の如くたるべき事。
一、古は雨寺たる事たしかなる上は、今以彌雨寺に定、折紙雨寺へ遣す事、金山寺に在之記錄の書付にまかせ圓明院月窓寺を光珍寺へ付清鏡寺を觀音堂へ付候事。
一、觀音堂へ可然僧可入事、其内は折紙金山寺に預り、僧入次第可渡事。
右の趣五人の老中を以申付候。利光院金山寺も召寄申聞候事。

十七日、御歸國の御道より、御書を以左の如く出羽・長門・伊賀に仰越されける。

金森與三右衛門改易申付候。親茂左衛門、久々能奉公仕りぢき者に候へば、不便に存候條、其まゝ罷在候樣可被申付候。

八十二、光珍寺觀音坊起訴　岡山光珍寺觀音坊公事起り、本寺よりも申來りし（委き事は、はづらはしければ記さず。）九月二十日、落着せし時の御書付を、左に記す。

一、法中の儀に候共、此儀に於ては先年寺領の儀尋申に付て申立公事にて候上は、此地の寺社奉行へ可申斷所に、此地にては訴狀上野へ可指上とのさたも不仕罷在候事不屆事。
一、觀音堂岡山寺たる事、たしかなる儀、金山寺起（記）錄にも在之由書付候。就其せんさく申所に不分明候。か樣に公儀をも申かすむる事、第一不屆事。
右兩條を以、觀音坊寺を拂申候。

八十三、本庄杢左衛門辭仕　本庄杢左衛門は若原監物組なりしが、或時御暇を乞ひ、素より外にて主取仕べき覺悟はなく、只工夫を世上にひろめ申度故、今の身にては其願望叶がたければ、たとひ千石の祿賜らんより、御暇賜こそ、本意の旨をぞ申ける。此由聞し召、奉公すまじきとあらば、早々暇遣すべき旨、池田伊賀に仰られ、此旨若原に傳へける所、本庄承り一生涯主取すまじきと申答をす。然るにかく命ぜられし事、迷惑の旨申ける。伊賀聞て、此度の事、出羽と一所に言上し、右の如く仰出されつる御言葉を返し申さん事、ゆめ／＼罷成ざる事なり。若已來奉公仕度時には、其節申出べしと答へける。是十月十五日の事なりける。（本庄が工夫とある事未詳。按るに、大炮うちにても有べし。）

八十四、鐵砲師丸右衛門成敗　當所に居申す、鐵砲細工仕候御扶持へ、丸右衛門と申者、娘氣ちがひ候とて、むこ共を賴、しばりふみころし申に付、具に御せんさくありければ、こと／＼く白狀せり。賴まれ申者の內、堺の者一人、住吉の者一人候故、曾口丹州、松平隼人、右三右衛門へ御屆ありければ、何もの返事に、承屆候、いかやう共、其御地にて申付候樣にと申來候故、丸右衛門夫婦・むこ長兵衛・庄左衛門・長兵衛妹むこ助九郎、以上五人成敗申付候て、又丸右衛門むこ町に居申、島田といふ謠うたひ、此者丸右衛門せんさくの儀承、其まゝ女をさり申候

乳のみ子有之に、むごき仕合仕候。落着の上にて、丸右衛門とときれ、悪人の娘を妻に仕候儀ならずとて去り候はゞ、何の申分も無之に、右のせんさくと承、其まゝ去り候事、おのれが身の爲に仕候故なり。これによつて、御國を拂はる。

八十五、森川茂左衛門悴出走

森川茂左衛門悴出走せしは、年號月日知れざれども、今年に至り、八月一日仰遣はされけるは、

森川茂左衛門、先年悴に支配扶持渡、隱居申候し其後走申候故、茂左衛門かつゑ申候由、先年と悴申分仕候樣子、書物今一應申候て、其上にて分別可仕由存、右の段々承候、兩方書付見候に、隱居申付候年より、子走候年迄、切手をも其子に不遣候事其上おやに惡名を申合候事、養子と乍申、ちく生同前に存候故、ふち方不申付。

八十六、觀音坊追放

觀音坊・光珍寺兩寺共磨屋町爭論起り、訴へ出ければ、段々御吟味ありて、九月十三日被仰渡候御書附の寫、左に記。

一、光珍寺・觀音坊、公事落着申付覺。

利光院・金山寺兩僧も呼、種々せんさく、其上にて申渡事。

一、法中の儀に候共、此儀に於ては、先年守領の儀寺申に付、申立公事にて候上は、此地の寺社奉行へ可申斷所に、此地にては訴狀上野へ可差上との沙汰も不仕罷在候事、不届の事。

一、觀音堂岡山寺たる事、たしかなる儀、金山寺の記錄にも在之由書付候。然共せんさく申所に、不分明候。か樣に公儀をも申かすむる事、第一不屆事。

右兩條を以、觀音坊寺を拂申候。

一、寺號の事今以不分明上は、近年の如たるべき事。

一、古は兩寺たる事たしかなる上は、今以兩寺に定、折紙兩寺へ遣事。

金山寺に有之記錄の書付にまかせ、圓明院月窓寺を光珍寺に付、淸鏡寺を觀音堂へ付候事。

一、觀音堂へ可然僧可入事、山内は折紙金山寺に預け、僧入次第可渡事。

右の段五人老中を以申付候。利光院・金山寺も召寄申聞候事。

八十七、慶應二年 出雲國罪人來　出雲國より走人ありて、備前に來るよし、松平出羽守より追手の者參に、幷に志方多左衛門より其旨書狀を以池田伊賀まで申越す。此旨聞し召し、早速町奉行・郡奉行に命あつて、穿鑿を遂らる。彼走人上道郡門田村にかくれ居ければ、伊賀家來五人・町奉行足輕等、其かくれ居ける家の外を取圍ひ、雲州の追手に申ければ、追手ども其家に踏込、以上八人をぞ召捕ける。扨雲州に歸りける時に、備前領內は鐵砲のもの十人を附られて、護送せしといふ。

八十八、本須主水改易　本須主水不法の事數多ありける事、過し年備後守君より、本須を所望ありければ、早速彼家に附らる。其時の申條非禮多く、沙汰のかぎりなり。然れども、追々奉公の振も能、備後君の心に叶へば、御咎めあるべきにあらずと、宥恕ありしに、奢侈甚しく、其外不法多く、備後君もうとみ給へば、其儘にては濟まじとて、池田主計・草加兵部・湯淺左馬亟に仰て、先彼が不法を備後君に申させ、五月二日、本邸の池田主計小屋にて、草加・湯淺立合、本須を呼出し、罪條を申聞、改易せらる。本須承り、それがし不調法申上べき様もなく候とて、主計が小屋より直に引拂ひけるとぞ。親類共も差控居けるを、六月十四日にゆるし給ふと云。

八十九、安積七郎兵衛・殿村多右衛門改易　熊澤次郎八組安積七郎兵衛・小堀一學組殿村多右衛門といふ者、去年江戸へ下ける時、森九兵衛弟浪人にてありしを同道し、大阪城の近邊を徘徊し、堀などをのぞき見けるを、番の者にとがめられけるが、さしての事にもあらねば、別儀なくて事濟たり。されば早々御下知あるべきに非ず。今までゆるし置れけれ共、元來御家の御法度なれば、始終捨置きがたき事とて、六月朔日安積・殿村兩人、改易せらる。其節同道の浪人、九郎兵衛弟は池田伊賀・日置若狹が心得にて、備前住居を留ける。浪人の事なれば、きつと仰ありしにはあらず。たとひ浪人にもせよ、嚴に命あるべき事ならば、其御用捨あるべきならねども、殿村安積も唯改易とばかり命ありければ、浪人にも何となく伊賀・若狹より內意を申移しけるといふ。

九十、熊田總兵衛子某養母と姦婬　熊田惣兵衛其養子何がし、父子江戸に祇役しける惣兵衛が妻よ

り文を江戶に遣しける度毎に、惣兵衛に贈るふみは、いかにもうすき書狀なり。其子何がしが方への書は、毎もかさ高なる書狀なり。惣兵衛いぶかしく思ひて、彼養子の方へ來りし書を、內々披て見れば、母子の書翰の文體にはあらで、ひたすらに艶語のみを書散したる密通のふみなり。惣兵衛大に驚き、如何せんと思ひしが、惡事千里を行くことのすみやかにして、此事世間に流布するほどの事なれば、十月九日彼惣兵衛養子何がし、首を刎らる。檢使は森半右衛門・岡田喜左衛門なり。備前にても惣兵衛妻も御成敗ありける。此妻は林半右衛門が妹なりといふ。

九十一、池田佐渡狂氣　池田佐渡は加賀政虎君の子にして、寬永十二年家督五千石、足輕どもに先規のごとくなりしかば、今年御供にて江戶に下りけるが、たちまち物狂して、五月四日岡山に歸り、所領沒收せられて、米五百俵給ひ、佐入と改名せしが、延寶元年十一月十九日、其子七郎兵衛に祿千石賜ひ、士鐵砲を預けられ、其後、加祿あり。

九十二、阿部多右衛門改易　曹源公附の彌二右衛門・仁三郎（兩人共姓氏不詳）といふ者、御供先にて町屋へ入りければ、烈公より大に御叱りありけれ共、御ゆるしあつて勤仕す、阿部多左衛門も同罪なりけるが、此男は平世心得あしく、殊に近き頃迄横目役勤め居て、法令を能知ながら、町家へ入る條、最以不法なりとの御とがめにて、十二月二十日改易し給ふ。此後寬文九年に召かへされ、再び仕へける。今藤左衛門先祖なり。（多左衛門は、御歩行橫目なりしが、去年承應三年御加增共本俵七十俵八人扶持にて、中小姓に御取立、曹源公の御膳奉行なりし。）

九十三、了意狂氣　了意（いかなる者にや、姓氏も未詳。）狂氣（月日、其外子細未詳。）せしかば、其妻に五人扶持賜りしと云。是閏六月九日、江戶よりの御才斷なり。

九十四、中川小兵衛刑戮　伊豫國中川小兵衛といふ者、備前に來り、紺屋七右衛門といふもの請人にて仕し居けるが、いかなる惡事やありけん、其罪條を、豫州宇和島伊達遠江守のもとへ屆給ひしに、いかやうとも命ぜらるべしとの返答にて、早々刑戮に處すべき旨、閏六月九日、江戶より御下知あり、彼こう屋七右衛門もかくのご

とき悪人の請に立事不届なり。去ながら、はじめよりたばかられたるに必定ならば、咎むべき理なし、若少しにても右の悪事知ながら、請に立たるにや、此所とくとせんさく有べし。まづ其間は町に預置然るべしと、同日伊賀・若狭へ仰下されける。其後如何なりけん、しらず。

九十五、吉田彌三右衛門出奔　吉田佐次右衛門惣領、三・四月頃御國出奔、いかなる故といふ事、いまだ詳ならず。

九十六、西大寺町扇屋仁兵衛女不義一件　西大寺町扇屋仁兵衛女と、左兵衛か（町人）、と不義これあり、女は自害仕懸る付（に）、此事御吟味ありけるに、白状の趣左の通。

左兵衛より銀子五百目仁兵衛請取候て、女と左兵衛と仁兵衛、手玉やきのみ申沙汰仕まじき由、けいやく仕候よし。然共女自害仕候故知申候。此旨四月十六日江戸へ注進ありければ、五月左の通御才判あり。

左兵衛女兩人は成敗、仁兵衛は町人と申ながら不屆の仕合に付、御國追放。

九十七、（承應三年）吉田八郎左衛門捕女盗　女の盗賊ありて、備前にて所々盗し、其後京に登り、備前用達の町人をたばかりければ、其事露顯し、終に捕へられ、大□（一字不可）の邸に送りける。榊與次右衛門、早速備前船にのせ下しけるに、船中にて盗女と水主姦淫し、剰へ岡山に着岸して、彼女を放しける。されば、水主二人は首を刎らる。女再び京に參るべき様子なれば、幸に其節呉服方手代吉田八郎右（左）衛門京にのぼり居ける故、彼女を八郎左衛門に召捕るべしと命ぜられしに、案のごとく女京を徘徊す。八郎左衛門忽からめ取て、備前にくだり、女は斬罪に所せられ、吉田には褒美として白銀を賜ふ。

九十八、堀七郎右衛門改易　芳賀内藏允組堀七郎右衛門・瀧川丹波組葉山太郎左衛門兩人、和氣岩生の二郡を奉行す。されども内々にて、和氣郡は太郎左衛門、岩生（いはなし）は七郎右衛門と支配所を定め司りたるが、高取に岩生郡の大庄屋左兵衛と云もの、私曲ありしを、せんさくありしに、彼左兵衛が申所を兩人理とのみ聞しを、烈公御裁

斷ありて、七郎右衛門は改易し給ひ、太郎左衛門は同役と云ながら、實は司る部別なれば、其罪輕に似たり。去ながら、上より命ぜし役怠惰あれば、同樣にも御下知有べけれど、七郎右衛門とは品替所あれば、其役をゆるされてそのまゝめしつかはれけり。

九十九、博徒斬罪　去年より殊に江戸邸内博徒を制禁ありしに、山中市左衛門が若黨中間に、博徒の頭人ふたりあり。早速からめ捕り、正月二十七日首を刎らる。此兩人に次で、博をなす者は、指を切て備前にかへさる。其内に湯淺民部が若黨にくせものあり。是は民部に下されしが、民部早速成敗す。此外一兩度取あつかふもの、扶持をはなして備前にかへさるゝ者、二十四五人ありしといふ。

百、横井玄昌が僕刎首　横井玄昌が僕、何の故もなきに暇を乞ふ。玄昌とゞめけれども、しいていとまの事を申けるは、備前にて某が田地荒ければ、罷歸りて作り度といふ。尤ながら是までつとめ、暇遣すもいかゞなれば、米一俵あたゆべし、とゞまるべしと玄昌申ければ、同心す。かゝる所に、追々烈公聞し召、僕が申條甚以ゆはれなし。田地荒たるもの、一俵の米にて留るべき理なし。是偏に僞にて利をむさぼるの謀言なり。小事のやうなれ共爾來のいましめなりとて、鼻切て國に返せと仰あり。然るに、僕おのが懷より小刀を出して自害す。ゆへにたちまち首をはねられし。これも二十七日の事といゝ傳ふ。

百一、市田藤兵衛追放　市田藤兵衛といふ者、貧困にして奉公ならざる旨を申て、仕へを辭せんと乞ふ。小姓頭草加兵部を以て委細に吟味ありしに、藤兵衛かねて明明五郎右衛門より傳授の棒火箭を云立にし、他國に行て身を起さん志なりしかば、則十一月三日、兵部幷に大横目をして、藤兵衛不儀なる暇の乞ひ樣、たちまち死罪にも處せらるべけれども、先兵部に預け置るゝよし命あり。かゝる所に、國淸寺住僧達源、しきりに藤兵衛が一命助け給るべき旨を、伊賀・若狹を以詫申ければ、同十三日死罪宥恕あつて、追放せられ、家財は沒收。もとより他家の仕へを禁じ給ふ。

百二、布施官兵衛出奔　山脇修理組布施官兵衛〔兵衛が子にて、常々放蕩者なれば、父が遺跡の祿、大に減ぜられしなり。〕常に不行跡なれば、修理いろ〳〵教訓しけれども、更に用ひず。今年〔月日缺〕出奔して家絕ゆ。

百三、兩士改易　三月二十六日、吉兵衛・權十郎〔兩人共、姓氏缺。按るに、兒小姓役なるべし。〕を改易し給ふ。吉兵衛、京・大阪・江戸・備前・備中をかまひ給ひ、奉公をもとゞめらる。權十郎は、改易し給ふばかりなり。〔此一件詳に記したる物を見れば、子細辨がたし。〕此時命ぜられし趣、左に記す。

兩人不作法仕候。其外吉兵衛一人の覺悟を以、吉三郎兵衛走り申候。此度の儀吉兵衛切腹可被仰付儀に候得共、若年幼少より被召仕候に付、被加不便、一命御助被成候。此外御兒小姓不作法男色ふつと絕し可申候。申懸る者有之候共、同心仕間敷旨、誓詞被仰付、與八郎を仲間の横目に被仰付候。

これより先、同月二十三日の事なりし。權十郎父は、分部伊賀守の叔父なれば、池田修理を以て烈公へ拜謁をゆるされ、俸米を賜るべければ、備前へ來り住すべきよし、殊に權十郎は、曹源公の御側近くつかふまつりし者なればそれが父ならんには、備前へ召出さるべき旨仰ありしに、かゝる跡に二十四日吉兵衛・權十郎不法露顯に及び、二十六日に至り、改易し給ひぬれば、此よし江戸水野伊織が方へ仰遣され、修理殿へ申達しけると云。

百四、〔明曆元年〕香西采女改易　四月九日、香西采女〔祿□〕を改易あり。其時命ありしは、去稔諸士に申聞るに、舊惡をば捨べしとありしに、今采女を改易するは、なほ舊惡をおもふにやと、いぶかしく思ふべし。舊惡を捨るといふは、たとへば逆心の者もこゝろをひるがへし、今は忠義を存る者あらば、其むかしの逆心をさして舊惡といふ。采女が所行は左にあらず。末さまの者にもあるまじき不義をし、其身をかゑりみねば、舊惡を捨るとは品かわりぬ。諸士の頭をもする者、かくて其儘置ん事は叶はじとて、改易し給ふよし。

百五、大宮社僧姦娃　上道郡大宮の神職、何がしに一人の娌あり。此娌に同處の社僧姦通す。神職此事をほのかにしりければ、吟味しぬ。社僧其事の露れん事を恐れて出奔す。されども猶嫉にたへかね、彼神職を惡人とい

つはり、日安箱に入れ、其後また切支丹なりと書付て、同箱に入る。彼是御穿鑿ありしに、社僧が所爲なるやとて、早速彼僧をめし捕へ、穿鑿あるに、のこす事なく白狀す。さりながら神職切支丹の名を得たる事なればとて、牢舍させ、江戸井上筑後守へ能勢少右衛門を以て注進あり。社僧白狀のうへは、法の如く命ぜられ、然るべしと井上指圖ありければ、三月十四日、郡奉行波多野源兵衛に仰て、社僧が首を刎らる。彼娌も、罪からむりし成べし。されども、見る所なし。神職は罪なくて、此日赦免あり。しかのみならず、賞詞を蒙りけるは、年々神社修理等を加へ、自分常に褸衣を着、悪食をくらひけるよし奇特なりとて、米五俵賜ひしといふ。此神職が事、先に切支丹の名を得し時、横目岡田喜左衛門、郡奉行波多野源兵衛。せんさくの爲參しに、その體質朴なりしかば、此旨烈公に申上ければ、かく褒賞ありしと云。

百六、明暦二年 贋作銀者刑せらる　去年冬日安箱に書入置たる中に、國中に似せ銀するもの有りといふ書付あり。段々穿鑿ありけるが、同類十九人露顯し、正月十一日、神尾備前守を以、執政に達せらる。此度備前にて吟味書付連署を以、水野伊織に申遣す。左の如し。

似せ銀吹共惣目六

一、備前邑久郡虫明村、九兵衛。こくい二本所持仕候。　四度拷問。最初より有様白狀仕候。大形此者の口にて知れ申候。
一、同岡山本願寺町、五郎左衛門。こくい三本所持仕候。　五度拷問。
一、同兒島郡槌ケ原村、市郎兵衛。こくい一本所持仕候。　五度拷問。
一、同岡山又兵衛町、三郎右衛門。右こくい一本所持仕候得共、役に立不申、五郎左衛門こくい借り候て吹申候。　五度拷問。
一、同津高郡金川村、勘三郎。こくい市郎兵衛手前より受取吹申候。　六度拷問。
一、同岡山二日市町、久大夫。こくい九郎兵衛にかり候て吹申候。　五度拷問。
一、同兒島郡北浦村、七郎兵衛。こくい五郎左衛門にかり候て吹申候。　九度拷問。此者有姿に相見不申候に付度々拷問仕候

此七人の者共は度々船にて似せ銀吹申儀、紛無御座候。

此外十人皆備前の者、似せ銀吹申、手傳又は荷物持仕候者有、皆々僉儀似せ銀吹申刻、船を借り、水主に出候者八人有、他國に

て似せ銀買取遣申者如左、

京、北野茂左衛門。越前、敦賀八兵衛。備中東江島村、庄左衛門。　此外九人相果候て、今不居申者有。

此度致拷問、二十四人穿鑿仕出し、此内科軽き者六人、別紙書付差上申候。

右の通にて御座候

明暦二年二月二十二日

小堀彦左衛門　大原孫左衛門　岡田喜左衛門

稲川十郎右衛門　杉山五左衛門　日置若狭

水野伊織殿　池田伊賀

別紙に書記す六人は、兒島郡の内郡村、勘十郎。　同郡北浦村、久兵衛。　岡山西すくも町、庄兵衛。

兒島郡の内郡村、三藏。　備中倉敷新田、七右衛門。　備前兒島北浦村、助大夫。

此一件に付、岡田喜左衛門は江戸に參る。京都御町奉行へも、稲川十郎右衛門を以て御達しある。惣て此度穿鑿ありし。似せ同類の内、兒島郡の内郡村、茂兵衛。岡山内田町、加兵衛兩人出奔しければ、郡村覺兵衛・惣七郎・小八郎三人に令ありて、追かけけるが、但馬生野銀山にて、加兵衛・茂兵衛兩人を召捕てかへる。皆褒美を賜ふ。若州小濱へも、垣見七郎左衛門をして彼地の似せ銀口あかしを召つれてかへらしむ。扨三月五日、岡田喜左衛門・神尾備前守にしたがひ、執政阿部豐後守のもとに參り、此度の一件委細に申のぶ。同七日能勢少右衛門・岡田喜左衛門を江戸御城にめされ、酒井雅樂頭・松平伊豆守・阿部豐後守のみ執政列座にて、阿部申渡さるゝは、大勢の僉儀早速にとげられ、奇特に思し召し候。罪人共の事、勝手次第に磔せらるべしとあり。同九日神尾備前守より、岡田喜左衛門・能勢少右衛門へ申渡さるゝ書附。

一、張付の者共、女房・娘の子・奴に可仕事。　一、同下人譜代の者は奴、年寄の者は暇可遣事。

一、同孫子男子の分は斬罪、娘は奴に可仕事。　一、養子の事、他國に在之ば重て可相伺但備前に罷在分斬罪事。

一、張付の者共、手前へ養子仕候は預け置、重て可相伺事。　一、播州的形村二郎兵衛儀、岡山にて成敗可申付事。

こくい七本、にせ銀少は、神尾備前守に相渡し、同十一日岡田喜左衛門江戸を發し、京・大阪に参り、牧野佐渡守・松平隼人正・曾我丹後守の三人へ、右一件を申のべ、岡山に歸る。罪人共のこらず磔にかけらる。似せ銀取扱し勘十郎・久兵衛・庄兵衛・三藏・七右衛門五人は、罪ゆるされ出奔す。（此似せ銀を吹く所は、今新田沖にある鳩島なり。此島に窟あり、此窟中に入りて細工せしが、船に乗りて渡れば、人の趣もあらんとおもひ、大きなるたらひに乗りて渡りしといひ傳ふ。今其窟を世人勘三郎穴といふ。）

百七、（同年）馬場次郎兵衛追放　厨方の賄馬場次郎兵衛、年々月々私曲凡二十品におよびければ、小堀彦右衛門に預られ、七月二十一日、池田伊賀・日置若狹・小堀彦右衛門・山田市郎左衛門を御前にめされ、馬場次郎兵衛事共身不法にて、仕損じたるは惜にたらず、先日高橋與右衛門賄手の事にて、おのれが罪を、高橋に引負せんとのたくみ、重々の罪、成敗もすべき者なれ共、命は助け、改易すべし。家財は闕所にすべしと仰ありて、其旨早速次郎兵衛に申聞。

百八、斬池田信濃殿家僕　池田信濃殿の鑓持馬取二人伴ひ、近村に行、木はたを盜みける。所の百姓出ければ、馬取脇指ぬきて其者を切る。淺手なれば其まゝ馬取を打倒し、からめ取る。此内に鑓持は逃けるを、追かけ捕へたり。此旨兩老より言上ありければ、此段聞し召され、其咎兩人同様なれ共、人を傷るの罪重しとて、馬取は首刎べしと、信濃殿に命ぜらる。鑓持は兩耳を切て國を追拂ふべき旨、兩老に仰あり。（扱御物語に、木はたをぬすみたるは、尤小事なり。去ながら、奉公人なれば奴僕といへどもゆるがせに成がたし、飢人又は貧民などは、同じ盜にても其罪輕し。ゆへにかくは裁斷せしと仰あり。）

百九、（補、明暦三年）寒河彌五兵衛出奔　寒河彌五兵衛、父を源太左衛門といふて、二百石に十人扶持なりしが、去年十一月二十三日、病氣、今年三月跡目仰付られ、彌五兵衛に百五十石に八人扶持、二男（後、是も源太左衛門と改む。）も此時召出され、五十俵七人扶持賜りしが、いかなる故にや、同年八月彌五兵衛逐電、行方しれず。

百十、明暦四年（七月十三日に萬治と改元）山川十郎左衛門・坊主宗伯閉門（其外數輩御叱り）　正月十日八つ（后・二）時過、本郷より出

火し、八町堀・鐵砲洲・新橋迄燒失す。かゝる所に、松平阿波守の中屋敷・堀美作守の屋敷等より出火して、向御屋敷に火さき近付ぬれば、福照院殿は榊原刑部大輔の御方に避火あり、同十四日今度火事にて、燒失する町人御出入の者に、殘らず米を賜る。三十年・二十年・十年と、其年數の多少に應じて、米の數も多少有。同日、日置若狹・瀧川縫殿・安藤杢・森川九兵衞・南部次郎右衞門・能勢庄右衞門・市川太兵衞・横川彌兵衞・土倉登之助・山田權左衞門中村四郎左衞門・森半右衞門・津田重次郎をめされ、何も呼あつめしは、此頃の火事に付樣子を見しに、殊の外狼狽す。常になき事ゆへとは云へども、常々心懸べし。彌兵衞・太兵衞は奥方に居れば、一入の事なり。たとへば乘物舁なども、誰々はいづれの乘物を舁ぎ、誰は何の役といふことを、かねて定置しに、鍋之助乘物舁、大きに狼狽せしと聞、何も談じ、火消道具等不足もあらば、貯置て其用に當つべし。又受込の者早々面々の手へ集るやうに、常に懈怠なくする事なり。第一御城に對し、麁骨の至、其面々のため、下々までの爲なり。今時の急速、武備同樣に心懸け然るべし。又此間の火事に小刀失せしことを聞しに、第一に不覺なるは、山川重郎左衞門なり。其ゆへは久しき事などは、自然わするゝ事もあらん。坊主に小刀渡せしは、火事より少し前の事の由、さればわするゝといふ事やある。其上宗伯より渡すべしと申けるを、しかと覺えずなど、今更申よし不念なれば、叱り置ぬ。坊主を追込しは、此度の小刀を脫しけるを咎むるにはあらず。去年の冬小刀磨に遣しけるを、それに今年までおのれが小屋に置き、磨がせざること誠に沙汰の限りなり。こゝをもつて、坊主は追込たり。すべて此事に限らず、面々の役、精に入れず、身がまへする習となる。諸役人の內、左もなき者もあり。又おのれが役をも人にぬり付るもあり。かくあらん心底ならば、其役にあらぬ事は、主の爲あしきことにも身構のみして、かまはぬ事のみならん。それはよき士とはいはれず。是頭・奉行ばかりに非ず。家老より草履取に至るまで、同事なり。かく卑怯なる心は巧にてはあらず。習のあしきにて、漸々に左樣になるものを、たま／＼身構せぬ者をば、必傍輩どもあしざまに云立るものなりそれをも顧みず、奉公することぞ眞の忠なれ。いづれも此旨能こゝろへよ、此度重郎左衞門叱りしは、全く小刀の失せたるを咎むるにあらず、何とやらん身がまへし事を宗伯に負せんとおもはれぬ、おのれが役ならば山川方より

取集べきに、坊主斷しを、猶其儘に置べしと、山川が申せし心根いかゞなり。たとへ脱失する物は小刀よりもはるか重寶の品にもあれ、失する事はある事なり。されば宗伯が咎は輕し。唯舊冬より磨に遣しけるを、今迄の延引を咎けるゆへ、追こみしとぞ仰ける。此度火事の時、乘眞貞乘の御小刀柄ともに宗伯脱して紛失す。此御小刀磨に遣すべきをおのが手前に置てあるゆへ、火事の期に御道具取かたずけし時、山川十郎左衛門に彼御小刀を渡さんと、宗伯申ければ、入置べきものなし。其方におけといふ。此事の問答は、同座にて在ける坊主共聞居けり。然るに紛失の後、山川はしかとは不覺よしをいふ。いづれうせたるは坊主方にて失たる事たしかなり。此御小刀を懐に入、走り廻りしが、脱しけるといふ。日置若狭内々せんさくせしかども一向に見へざれば、烈公に申上けるゆへ、かく仰ありしといふ。山川も宗伯も御勘氣かふむり、閉門し居けるが、二月九日兩人共ゆるされて出仕しけり。

百十一、萬治元年三月五日 吉田源兵衛に死を賜ふ 吉田源兵衛、祿五百石、鐵砲頭なり。剛强者にて異風を好み、佩刀の柄笠鼓にしてこれを横たへ、寒中にも綿入一つならでは着せず。肩の行は脊を限り、長けは膝を覆ふばかりに製し着しける。されども福照院殿御最負の者にて、奥向へ入、世評よろしからず。自身はそれを頼み、甚奢れる氣質あり。去年江戸にて曹源公に對し奉りて、無禮あり。そのゝち公はじめて備前に歸らせ給ひ、今年正月元日御禮の時、深谷甚右衛門と席順の前後違けるとて、大に怒を發し、御禮も申さで、下城せんとせしを、皆々抑留め、源兵衛を先に出して、其日は濟ぬ。其後曹源公追鳥狩に出給ひ、其獲させられし雉子を、惣物頭に殘らず賜りしが源兵衛只一人には賜はらざりし。是によつて彌心外に思ひ、直に引籠り、上泉治部左衛門・熊谷源太兵衛を以て、池田伊賀まで所存を申出ければ、曹源公、彼が無禮の條目をみづから書記し給ひ、江戸へ遣され、烈公に御訴へありける。伊賀幷大横目岡田喜左衛門・杉山五左衛門よりも江戸へ言上す。烈公思召けるやうは、曹源公初めての御入國に、かく迄無禮有ものを、ゆるがせに成しをかれなば、政道の妨に成べしとて、切腹さすべき旨、御指圖ありければ、三月五日大横目杉山五左衛門を以、源兵衛に御尋の事あれば、池田美作に預られぬ。直に五左衛門同道にて、美作が宅に參るべしとの事にて、五左衛門は源兵衛が家に行て其旨を傳へ、萬事はあるまじけれど、人の身はしれぬものなり。見苦敷反古などは取散し置れんもいかゞなり。我は是にて待居べし。心靜に片付て出られよと

いふ。源兵衛驚ながら、御心入忝候とて內に入、五左衛門はじめよりおもふよふ、若々立退もすべきやと、屋敷の廻りには、兼て人を配り、其心當をなし、自身も其樣あらんには、直に追懸んと思ひ、羽織・足袋等脫すてゝ待けるに、良久して刻を移して出けるを同道し、美作が宅へぞ趣ける。かくて切腹の仰あり。源兵衛其場すなはち、美作が宅といふ。一には蓮昌寺とも云、源兵衛が墓は、今も此寺にあれば、左もありしにや、未詳。に趣き、まづ火鉢に火多くおこして給へよと乞ひ、肌をぬいで、身を火にあぶりける。猶時刻も早ければとて、饅頭をうづ高く器に盛りて出せしを、悉喰盡したり。側の者一には、蓮昌寺の僧。不審に思ひ何故にかくし給ふやと問ふ。源兵衛答に、切腹人の早く色しらけたるは見苦しけれ、色つくほどあぶり候なり。又腹かさのなきも見にくき物なれば、大喰はいたすなりといふ。其期に臨みければ、いかめしく腹かき切、腸をつかみ出して、天を睨で介借に打せたり。

介借姓名不詳。茨木安大夫といふ說あれ共、是誤なるべし。此源兵衛平日の所行、人を驚かす事ども多かりし由、中にも死を賜りし年の事なるが、西大寺觀音に、每年正月十四日の夜、投るしん木といふ物を、諸人爭ひ取奪ひ合ふ事なるを、源兵衛預の足輕二十人、小頭添て自分の家來五六人ども呼で申付るやうは、西大寺より出すしん木を、包のまゝにて無疵に取歸るべしといふ。源兵衛男を好むゆへに、足輕二十人皆屈强の大男なり。家來もおとらぬ剛盛成者にて、各約を定め、相印を袖に付て、凡しん木の落べきと思ふ所に待居たるが、其內一人果して取得て聲を揚れば、各眞中に取かこみたり。二十七八人のすぐり者共眞丸になりて取出る事なれば、四方より押共、突とも割入かなはで、難なく包のまゝにて取歸りぬ。源兵衛大に悦び興じけるが、ほどなく禍に罹りたり。甚奇なることながら、いかなる意にてせしといふ事を知らず。又或時召使の下女に狐つきければ、大に怒り、我家の者に狐のつく樣やある、すべきやうこそあれとて、表へ連行、階子にくゝり付、女の面一ぱいに艾をかされ、火をつけんとす。源兵衛が妻これを聞、驚き走り出で、こはいかなる事にや、かくし給ひては命も助るまじ、若、いのち計は助るとも、かさねて物の用に立べからず。男子なら申まじ、女の事はわらはに任せ給へと、袖にすがりてさまざまに詫とゞめけれ共、源兵衛中々承引なく、若黨に命じて火を付させ、艾悉く燃ける比、下女部屋にかき入させて置けるが、一時ばかりありて、いかに成たやらんと行て見るに、彼女鏡にむかひ、粧して居たるに、面に灸痕少もなく、狐もおちて平日のごとし、其後少も異なる事なしとぞ。

百十二、同年 岡田安之亟・坂本源右衛門喧嘩

岡田權左祿四百石、今源大夫組。嫡子安之亟と聞へしは、其比名高美童にて、御兒小姓なり。藤岡傳左衛門久六子にて、別に勤む。鐵砲の弟子にて、度々稽古に行しに、坂本孫右衛門祿百五十石、眞田將監組。嫡子源右衛門といふ者、これ相弟子なりしが、安之亟にふかく執心して、さまざまとおもひを盡しけれども、更にうけがはず。源右衛門朋友に小泉太郎右衛門といふ者、此事を媒しけるに、安之亟聞も入ねば、源右衛門于今は途

中にて出會次第、欝憤散ずる外はあらじといふ。源右衞門聞て、我も素より其覺悟なりとて心を決し、其節を待居たり。此事世間に洩聞こへ、權佐方にても油斷せず。權佐弟甚五兵衞（此時は、九左衞門と云。）は役介人にて閑隙の者なれば、幸に安之丞が出る度毎に跡に從ひ行しとぞ。時に十一月十九日（一に、十五日に作る、誤なるべし。）岡山西大寺町のはづれにて、源右衞門・安之丞ひしと行逢たり。源右衞門聲をかけ、いかに安之丞殿、口頭遺恨覺へあるべしといふよりはやく、拔てかゝる。安之丞も心得たりとて、刀を拔んとせしに、鐔羽織の紐にかゝり、隙ある中、あへなくも一刀に斬倒されぬ、此時甚五兵衞は小用を便じておくれたる間の事なり。甚五兵衞此體を見、急ぎかけ來り、源右衞門に切てかゝる。源右衞門拔設けたる刀にて切むすびけるが、源右衞門は雨刀の達者にて、甚五兵衞兎角受太刀になりて、跡しだりに今中村主馬が宅の長屋下まで追詰られしが、今一足跡へよらば溝に落べう思ふ時、こゝこそ大事ぞと踏込て切付しに、其手深くて源右衞門働き得ず、返す刀にて切留たり。（雨腕切落せしともいふ。）其所へ大横目杉山五左衞門通りかゝり、首尾を聞、甚五兵衞に、先々我等が方に來られよとて、供の內にぞ引つゝみてぞ歸りける。小泉太郎右衞門此よしを聞て、いそぎ其場へ出合んとす。小泉が父、兼て此風聞きゝ居ければ、自ら門を鎖して押留たり。太郎右衞門大にいらつて、鎗を足代にして塀を飛越へ、行向ひしに、すでに事果て、其詮なし。此太郎右衞門がはせ行し途中にて、杉山五左衞門・岡田甚五兵衞が先に立て居たるに行逢たり。然るに甚五兵衞鬪爭に衣服・袴幾筋ともなく切裂れ、血も所々に塗れ居けるに、太郎右衞門何の氣も付ず打過しとぞ、此事早速御聞に達し、烈公御怒甚しく同二十一日御下知ある。坂本孫右衞門子源右衞門、去年男色の言事いたすよし。その初は親しるまじ、後にはしらぬ事はよもあるまじ。元來男色は大不義なれば、是ばかりにても强く戒しむべきに、剰打果すべきなど申條、沙汰の限りなり。然るを親そのまゝに差置しは、不義とは親も思はぬなるべし。是を以て考れば、親も子にひとしき者なり。况や此度の變事、源右衞門重々の不法、今存生せば、急度成敗あるべく思しける。されども死たれば、是非に及ず。故に孫右衞門は改易し給ふよし、家老の面々より將監に傳へければ、早速此旨將監より孫右衞門にぞ申渡しける。岡田安之丞はそのまゝ召仕はるべけれど、死したれば不便に思召さるゝ由仰あり。小泉太郎右衞門、去年

已來坂本に荷擔を咎め給ひ、腹切らせらる。此旨草加兵部・安藤杢仰をうけて、太郎右衛門に申渡す。鐵砲の師藤岡傳左衛門は、安之亟とかねて男色のよしみあるゆへに、安之亟・源右衛門にしたがはざりしと云浮說、專なりしかば、中開きのため、委細に書置したゝめ退去す。是は少しの御不審もなかりける故にや、早速召かへされし。岡田甚五兵衛、今度の一件に付、新にめし出され、勤仕し俸祿等次第に增し賜りぬ。

百十三、土方善六・村尾權兵衛・伊庭彌左衛門追放

伊庭彌左衛門（祿百石、斷絕、勘大夫組）が嫡子彥七郎といふもの、蟹江權右衛門（祿三百石、此後江戶にて出奔し、又郭外を徘徊せしかば、めし捕られ死を賜るは、此權右衛門にや、其子にや未詳。）子又次郎に男色の執心深く、其事叶はで討果べき覺悟のよし聞へければ、一類どもいろ／＼取扱し樣子ども、かねて御聽に達しければ、坂本・岡田一件御裁斷ありし。同日十一月二十一日に、伊庭彥七郎を追放し給ふ。此旨芳賀內藏允申渡す。又同じ日の事なりしは、土方勝兵衛（祿六百石）弟善六といふ者、太田權兵衛（祿三百石）次男何（女カ）がしに戀慕したるを、田村左大夫（祿百五十石、退去、斷絕）叔父の浪人、村尾權兵衛といふ者、此事を媒せんとて、さま／＼計りけれども、事成ず。善六怒て承引なくば打果さんとの書翰を贈りけるが、其よし洩て双方の一族どもあつまり押留たり。此趣もかねて烈公聞しめされ、善六事御法令を背き、不義の戀慕、剩刄傷に及ばんと企る條、沙汰の限りなりとて、追放せらる。日置久馬助申渡す。村尾權兵衛も追放せらる。此旨尾關源次郎・土倉登之介兩人申渡す。勝兵衛・佐大夫兩人は、遠慮にて事濟たり。此度坂本・小泉・土方・伊庭・村尾等、皆それ／＼罪かうむりし。同日諸士不殘召出され、竹の間にて烈公みづから仰ありけるは、內々にて仰あるべしと思しめさるゝ處、今度若者ども事を仕出しけるを、序に仰らるゝ由、先年も士風の事、こま／＼教諭し給へども、能はなくて、けつく惡く成しかば、今度のやう成事、出來しとぞ覺しける。其元は男色なり。男色は天理に背き、人倫の作業にあらず。世俗の流弊にて、當國・他國共にものゝふのなすべき事の樣に覺ゆるにや、仰出さるゝも尾籠なれども、世祿名家の武士の子を、遊女のごとく、かなたこなたと引廻す事、其子の身としては無念の事なり。他國はともあれ角もあれ、今度の者共は、世俗の誤を習傳しかば、宥恕すべきと思しかど、左あらばいよ／＼不義といふ事をしらで、已來猶やむまじと思しめされて、右の如く御裁許ありしよし、芳賀內藏允・眞

田將監與屬の者の事なれば、御尋ありしに、曾て知らざる旨を申せり。おのが相組に、かくまでの不義あるを知らぬといふこと、不穿鑿限なし。其内將監は少し知りたると申す。遠き所に在れば、具さならぬも理あり。內藏允が知らぬといふこそ心得ね。此事に付て與屬を召放すとも、異儀あるまじ。人にはよるべけれど、大かた相組のこと疎略にするかと察せらる。扨又坂本をはじめ、右の者共は只四五人のそこなひにて、さのみの事はなし。其儘に置なんには、國政の妨になる大惡人と思しめさる。向後能士と成らんと嗜むことそよけれ。風俗あしく、義理に暗きが故、不義を義とおもひ誤るより事起りぬ。誰とても能士に成を、いやとおもふ者はあらず。されども空慮にて月日を渡れば、能士の道をも覺びず。義理にうとし。偏に已來は尋學て嗜むべし。先年組切に横目を添らるべしと思しけれども、風俗よく成べきかと、今までためらひ給へど、風俗惡敷なれば、此度組頭を横目に命じ給ひ、承應三年番頭の名目立られし時、組頭を添られしかども、唯其組の事、番頭の差合ある時、用事達るのみにて、組の横目にはあらず。此事はじめて組頭を、横目とし給ふなり。起請文の前書を、みづから御讀きかせありしなり。其誓紙前書。

一、相組中の儀年々被仰出、御法幷御教相守候者、又相背候者、或は私にして御國政の障と可相成者、隨分承屆可申事。

一、冠き者の儀、御奉公人にて無之、與中に掛り居申候ても、能承屆可申事。

一、相組中の儀、隨分精に入人々相和候樣に、番頭へ可申談事。

右の條々雖爲緣者親類、御尋の節は有姿に善惡の儀無依怙贔負可申上候。「此時の被仰出、委細命令部に記す故、こゝに大略を記す。」

百十四、同年 安藤家士來東邸　二月朔日夜亥刻過の事成し。下・一〇 安藤伊賀守の家士二人、東邸の玄關に來り、それがし共喧嘩いたし、相手切殺し立のき候へば、御かくし給るべき旨をのぶ。徒目付出合、此事は天下の御法度、殊に家の制禁なれば、ゆめ／＼かくし置まゐらする條ならざるよしを云ば、兩人聞て、左らば腹切べしと云。徒目付いろ／＼理害をのべけるが、合點して歸りける。

百十五、補 伊藤五郎左衛門成敗　伊藤五郎左衛門何役といふ事しれず。江戸にて取にげいたし、御國へ忍びて歸りて

中譯等せしか共、江戸段々御吟味ありしに、咎重くに付、成敗すべき旨、正月江戸より御指圖あり。

百十六、萬治二年 賜死 津田半十郎

津田半十郎は祿三百石（一に、二百石。）大小姓なり。甚剛強なる生質（性）にて、男色に耽る事又たぐひなし。其頃兒小姓の石黒藤八郎・庄野長兵衛・大口庄内（各前髪ありし）等を戀慕し、度々艶書を贈り、或は人なき所に口說などしける。これに依ていろ／＼の風聞起り、御聽に達しける。此時烈公江戸におはしける。津田も御供にて詰ける時の事なり。十一月（日限缺。）半十郎に御用命せられ、岡山に返さる。同人に渡し給ふ御書の内に、則彼が罪條をも仰下されしとぞ。同三月二日、半十郎を日置若狭宅に呼寄、切腹の事申渡すべきとて、池田伊賀も出席成しが、半十郎半生強勇のくせ者なれば、いか成事あらんも量り難しとて、用心のため、志津の大切物の長脇指帯して行しと云。扨大目付等列座にて、右の趣申渡すに、果して半十郎眼をいからしのびあがり、かく御咎めを蒙る程ならば、江戸にて如何にも仰付らるべきに、爰まで欺き寄らるゝ條、口惜けれと、已にこうよと見へけるを、大目附杉山五左衛門（此五左衛門は、天質威重にして諸人心服せる人といふ。）そのまゝ立かゝり、半十郎が背をしかと執て、いかに半十郎見苦敷ぞ、此場に臨み兎角申べき樣やあると、引立出て直に切腹の場へ趣きける。（切腹の場は、蓮昌寺と云。）此時、半十郎、五左衛門に氣をのまれ、一言ともいはず、從ひ出けるとぞ。（切腹の有様、介借等の事、いまだつまびらかならず。）かくて此旨伊賀・若狭より江戸に言上す。されば江戸にて小堀彥左衛門小屋へ兒姓共のこらずあつめ、草加兵部・尾關源次郎・水野三郎兵衛・小堀彥左衛門四人仰の旨申渡すは、此前男色の不義ありしも知がたし。まづそれはさしおかれ。去年法令改められし後、半十郎に同心しける者は、御法を僻事と存るか、但し御法は尤と心得ながら、わりなく申懸れば、いなみがたくしたがひたる成べし。是偏に柔弱なるより起る事なれば、兩樣を以免じつかはるべき者にあらずとて改易し給ふ。然る處に、石黒藤八郎・庄野長左郎・大口庄内承り、半十郎度々申懸候ひしか共、更に承引いたさぬよし申けるが漸々聞し召届られぬ。去ながら、備前に返さる。（翌年八月十八日、三人共再びめし出されて罪ゆるし給ふ。）田村左大夫といふ者、兒小姓にて、其頃は長壯なりけれ共、以前より半十郎と別て情交深かりしよし、三人の者と一所に御穿鑿ありしが、是も申開はまづ立て、三人同樣に備前に返さるゝ旨、台命あり。左大夫つら／＼思ひめぐらしけるは、一應は身の難を免かれん爲に、陳じけれ

ども、實は半十郎と入魂せしを、押隱して過さんは、武士の本意に非らず。我身を引にしかじとて、此趣をくはしく書き立たしめ、尾關源次郎迄殘し置、同月十一日出奔す。此日備後守殿より御使を以、津田半十郎兄千賀九右衞門ことは、烈公の仰次第いかにも御取はからひあるべきよし、申されける所、少しも兄に御かまひなし。御こゝろ次第たるべしとの御答ありき。

百十七、同年 村尾又市追放　村尾市郎右衞門が子又市といふ者、百姓作左衞門と爭論の事ありしにや、此始末如何成事といふ事をしらず。十二月二日、江戸より御裁許有。其趣、

村尾亦市事、百姓との儀に候へ共、士の作法始終無之候へば、士とは不被謂候間、改易被仰付候。然る上は、作左衞門も可被追放候得共、常々惡人、其上此度の儀、川主にも無之に仕出し候事不屆に思召候間、可被斬罪候。百姓共は其儘置可申候。

あくる萬治三年正月十四日、市郎右衞門幷次男某も出奔す。

百十八、萬治三年三月十四日 御城助番矢部源右衞門不參之事　御城御留守の當番森寺九右衞門差合有之に付て、不罷出、助番の儀矢部源右衞門に當り候間、罷上候樣にと、番頭土肥飛彈・河合七右衞門に云傳申遣候得ば、源五衞門申候は、近き頃助番相勤候間、我等罷出筈に有之間敷由申候て、飛彈方への返答もなく候故、其日御番源右衞門不參仕候事。

一、源右衞門儀御番の事に候間、縱介番に不相當といふ共、番頭申越候上は、可罷出儀に候。若又罷出候事難成子細も有之候はゞ、早速飛彈方へ參、面談可申斷處に、無其儀申捨に仕置、御番かゞし候儀、上をないがしろに仕と思召候。急度閉門可被仰付樣にも思召候得共、此度は御赦免被成爲、過怠右御番缺の日より、當暮迄一倍の御役被仰付候事。

一、七左衞門儀番頭より言傳の通申屆候はゞ、源右衞門申分を、早々番頭方へ可申遣儀なげやりに仕、申捨置候事、不念に思召候。是亦爲過怠源右衞門半分課役被仰付候事。

一、神子田助兵衞儀、組頭被仰付、御番をも御免被成置候。組中助番の樣不存候儀、不念に思召候得共、先此度は御捨免被成候旨、仰渡候事。

右の段々、八月二十四日飛彈御前へ被爲召、被仰渡候刻、飛彈不念故、右の仕合迷惑仕由申上候得ば、不及申上、第一飛彈不念と思召候。然れ共、失念は有之まじき儀共、不被思召候よし、御意の事。

百十九、萬治三庚子年 池田美作組松下藤兵衛方浪人兄弟刄傷　池田美作組松下藤兵衛といふ者あり。何がしといふ浪人兄弟、兼て松下と緣あれば、内々松下が方に來りて居けるが、いかなる故にや、彼浪人兄弟刄傷に及び、弟即死せり。此旨御聞に達しければ、六月十六日、池田美作をめされ、彼浪人弟として、兄に切かゝる事狂氣にひとし。されば兄に罪あるべからず。況や浪人の事、猶以頓着すべき道なし。藤兵衛事は、おのが家にて、打果すほどの事を知らぬよし、奥表の間程遠くもあるまじ。第一浪人を抱置は、家老まで申出べしとは常法なりしに、骨て番頭にも云ざる事、法を背の罪輕からず。しかのみならず、藤兵衛行跡も歌舞妓者と聞給ひぬ。旁もつて改倚し給ふ由、家老をもつて命ぜらる。早速美作より其趣を松下に傳へける。

百二十、同年 新田開作に付奉行人私曲　芳賀内藏允前組郡奉行波多野夫左衛門が手代に、市右衛門といふ者あり。松崎新田を取立んとて、夫左衛門が緣者の浪人共をかたらひ、其企し、上道郡國府市場村庄屋三郎左衛門をも其役に加ふべしと、内々約す。然るに兒島郡粒江村八郎左衛門と約を變じ、此八郎左衛門を此役にする時は、勝手の爲よければ、三郎左衛門をぞかたらひける。扨新田開作の事にて、奉行人私曲あるよし聞しめし、新田普請はまづ差留られ、御穿鑿あり。手代市右衛門、彼庄屋三郎左衛門が所爲にて、訴人しける故、露顯しぬと思ひ、年寄三郎兵衛に荷擔し、訟を起しける。それゆへ殊に御穿鑿甚しく、終に惡謀あらはれて、八月十日手代市右衛門磔、同人男子は斬罪、母娘は追放なり。年寄三郎兵衛は常に惡人の上に、外庄屋私曲十箇條の目安認め、頭百姓・小百姓四十人ばかり連判し、市右衛門を以て奉行所に奉る。穿鑿の場所にて、双方對決ありしに、三郎兵衛が目安皆僞なれば、同日三郎兵衛も磔にかゝる。妻子は追拂なり。其外此度訟に出ける小百姓等十二人追拂、内五人ゆび一本づゝ切られ、在所御赦免。十二人は、年寄與左衛門・三郎兵衛・兄作兵衛・百姓治兵衛・寄合の宿友右衛門、右の者共が妻子共なり。五人は又藏・二郎助・彌左衛門・彌兵衛・長右衛門。波多野夫左衛門は奉行の職として知らざるよしを陳し、其上浪人等を加へ置條、沙汰の限りなりとて、改易し給ふ。公事和手の内三郎左衛門が子庄屋平

七無判の斗桝を遣、其上村中の者共訴申段、常々不直に依てなれば、追放。橋本町濱屋九郎左衛門法を背、右平七が無判の斗桝にて菜種を買取候段、不屆に付、籠舍せしが、八月十八日御祭禮に付、籠舍御免。

百二十一、同年 **飛脚頭阿部五右衛門私曲**　飛脚頭阿部五右衛門、私曲數々あり。先其あらましは、飛脚の者の撰作の內を削て私し、又飛脚の內一人闕ありしに、上には申さで其扶持を隱し取、又飛脚二十人の屋敷の地の中を奪ひとり、おのが茶園とし、或は五節句には禮物を取、或は他國より飛脚に賜りし金銀をば、初穗と號し分ち取、是に准じて色々の私曲ども有ければ、十月二十一日、切腹を命ぜらる。五右衛門が子夫兵衛は、此五右衛門が養父五右衛門が實子にて、今五右衛門養子と成て後出生しければ、家の弟なりしを、今五右衛門が子とせり。此夫兵衛は同罪にあらざる事明白なりしかば、日置猪右衛門に預られ、金川に幽居す。五右衛門が妻は、民家の娘なれば、親のもとに歸る。

百二十二、同年 **稻川少兵衛・勝左衛門の妹の寡婦と姦淫**　土倉隼人組稻川勝左衛門が嗣子少兵衛といふ者、勝左衛門が妹の寡婦と姦淫す。伯母と通ずる事、前代未聞の事なるのみに非ず。剩へ一女を產めり。此よし聞し召され、十一月十日、少兵衛は三友寺にて打首にせられ、父勝左衛門は其子伯母と不義あらば、何とぞ裁斷もあるべきに、捨置事不屆なり。縱令勤仕ゆるし給ふ共、面目なくて人前もなるまじ。されば召仕はるべきに非ずとて、改易し給ふ。一女子は命助け給へども、養育すべき者あらねば、日置猪右衛門心得にて、薄田孫兵衛が所に置、已來成長せば、備前に召置まじとぞ申ける旨、湯淺民部より薄田に傳へける。勝左衛門が妹の寡婦は殺害す。

勝左衛門が家のおとな、彼寡婦の手をとり、こなた故に、稻川の家絕けるなり。いざ來られよ、といふまゝに、屋敷の西北の隅に連れ行、おのが脇差にて寡婦の首を刎落しけるといふ。稻川が屋敷は弓の町にて、今佐分利半三郎が屋敷なり。此物語は佐分利半三郎が家の老人本性院といふ人の物語を聞傳けるよしにて、佐分利が方にて今も傳へり。淫婦を切りし所はこゝなりとて、今も猶其所をも傳へいふなり。

此度稻川少兵衛御成敗被仰付、親勝左衛門御改易被仰付候。翌十一日の朝、番頭御目見に登城仕候節、被仰聞趣左の如し。

稻川少兵衛儀、人倫の外成仕合故、御成敗被仰付候。就夫、番頭土倉隼人、此頃までの組頭安東平左衛門、か樣の儀を前廉に

不申上候。去々年相組の事を其番頭・組頭不存を不屆に思召候以來、左樣に相見え候儀は、於不沙汰不屆の由被仰渡候。此後鶺以か樣の大きに不屆の儀を不申候間、右兩人急と科に可被仰付と思召候得共、能々御思案被成候得ば、或は男色又は申事仕る抔と有る儀は、其親類又は傍輩共に尋聞可申候得共、か樣の品は粗承候とても、其親類に卒爾に尋ね候事も、難成事に候。左候へば、委細に不承屆儀を、年寄中へも難申事に候故、其分に被成候。然共御家中士共、最前坂本時とは違、か樣の大非儀を其番頭・組頭不申上候得ば、無理事と可存と思召候條、何も思召寄被仰聞候間、殘る番頭・與頭・諸士共へも、可申聞旨被仰候。以上。

百二十三、同年 三宮傳左衞門改易

中小姓三宮傳左衞門といふ者の飼置し犬を、中村主馬が鑓持の僕盜取て牽歸る。傳左衞門が下人これ見付、押留め口論に及ぶ。此由傳左衞門聞とひとしく走り出、中村が僕を二刀切ければ、其僕そのまゝ逃けるを、傳左衞門が下人跡より追懸しが、行方しれず見失ひぬ。かの僕はおのが宿に逃歸しを、中村が方へ捕り來りて、首を刎ぬ。十二月十二日、傳左衞門は改易し給ふ。其故は、中村が家僕を切しはくるしからず。然共下々の口論を聞、門外へ脇差ばかりにて走出、其上、彼僕を切損じ逃たらば、若き者と云、淺手なれば、何方までも追付落着をも見屆べきを、そのまゝに追捨にして置たるは、始末不覺悟なればとて、此命ありしといふ。三宮が居宅は、一番町堀端西の角より二軒目、今中山長左衞門が家といふ。

百二十四、萬治四年「此年寛文に改元」正月 國守村八郎右衞門不忠御穿鑿

御野郡國守村大村勘右衞門後家家來筋同村八郎右衞門、不忠の品々口安書上るに付て、彼是御穿鑿、落着の覺。

一、國守村岸本久右衞門と申者、所の庄屋ながら神職にて候。悴を大村勘右衞門と申候。親久右衞門相果候後、親の職分仕居申候處、寛永十四年江戸へ罷下り、百五十石にて木下淡路守殿へ有附申候。その節下人八郎右衞門に國守村地株・宮山共預け置申候。勘右衞門翌年相煩、末期に及國守村八郎右衞門を呼、遺言に申候は、我等相果候はゞ、新座者の儀、跡目被下まじく候。左候はゞ、女房幷男子二人・女子二人迷惑可仕候間、男子の内何れにても作人に仕、其方萬事致養育呉候へと申候。八郎右衞門其段御心易被存候へ、守立可申と申候。無程勘右衞門相果申候。尤跡目立不申候に付、妻子國守村へ遺言の通引越

申候。當分は八郎右衞門長屋へ移居申候。然る處、瀧川縫殿下代吉田八兵衞と申者、後家を殊外しかり、作人を長屋に置、後家本屋に居候事、不屆の儀に候間、所を拂可申由申候處、村の者共色々詫言仕、後家と八郎右衞門と入替申候。其時八郎右衞門一言の斷もなく、本屋へ移申候。其後出雲國松平出羽殿御家來三谷權大夫と申仁は、勘右衞門母の爲に甥にて候に付、勘右衞門惣領の子勘兵衞を、權大夫所へ賴遣置候。次男彌五大夫と申は、五歳より八郎右衞門妹阿部五郎右衞門女、主筋にて候とて、養置申候。娘の內、姉の分一人岡山にて方々奉公仕居申候。此次の娘十三迄は母の手前に居候得共、是も五郎右衞門女引取養育申候。勘右衞門女後家に成、國守村へ罷越候以後、八郎右衞門少の合力も不仕、言葉なども我下人のごとく申、むごきあいしらい仕候。國守村へ罷歸候節、八郎右衞門に預置候地株・田畠共、高二十二石六斗九升六合、勘右衞門子共の內作仕候時は、右の高半分作り、半分は八郎右衞門に相渡作らせ可申候。其內は道下の田一段一畝十二歩の所、又田六畝二十四歩・畠三畝六歩の處、右三箇所八郎右衞門作り、後家へ相渡可申と、書物を仕候處に、一年は作り、後家へ相渡、其後は三箇所の田畠後家にふりむけ、八郎右衞門構不申、後家年もより、女の儀にて作り候事も不罷成、右田の分同村の者に加地子一斗餘にて作らせ可申と、約束仕候處に、八郎右衞門罷出、此方の地株の內、他村へ作らせ申事仕まじく、我等加地子一斗餘にて作り可申とて作仕候。其後加地子一年は出し、其已後は出し不申に付、縫殿下代此樣子を承り、八郎右衞門をしかり、出させ申候。其後御平に成候ては、加地子少も出し不申、彌飢に及、纔に三疊敷庵、屋禰もこぼれ、莚もなく、迷惑に及候體、八郎右衞門不忠の至、前代未聞に候に付て、當二月二十五日、籠舍被仰付、御成敗に相究申候。

一、此一卷御せんさくに付、阿部五郎右衞門女の忠義樣々あらはれ候事、大村勘右衞門は八郎右衞門・五郎右衞門女爲には主筋にて候。五郎右衞門女の母は、勘右衞門所に奉公仕居申候。阿部先五郎右衞門も勘右衞門父久右衞門下人にて、未進方に御小人に出、其より御引上被成、御小道具の者に成居申候。後五郎右衞門女の母を、先五郎右衞門女房に持候節、後五郎右衞門女幼少にて召連參、其後成人仕候故、後五郎右衞門を養ひ、夫婦に致置候。此故に後五郎右衞門女の爲には、久右衞門・勘右衞門は主筋にて候。久右衞門相果候て、久衞右門女勘右衞門に掛居申候。勘右衞門夫婦不孝無申計、堪忍成がたく、出雲國三谷權大夫所へ引切り參候節、五郎右衞門女主筋にて候と申、久右衞門後家を引取能痛り、我召仕の下女を相添、權大夫所へ寬永十八年に送り申候。翌年久右衞門後家相果候まで見屆、下女岡山へ歸申候。奇特に見屆候と申、能仕立有付とらせ申候事。

一、勘右衞門二男彌五大夫、五歳より五郞右衞門女養ひ、本親とても成まじき程に、十三まで育立、其事〔後〕出雲の權大夫を賴何とぞ〳〵出羽守殿へ奉公人に出し給候樣にと申、正保三年に遣申候。彌五大夫出雲に六年罷在候處、權大夫子息と申事仕候て、五郞右衞門所へ歸り候。五郞右衞門不屆の仕合とて中違に成、寄せ不申候。彌五大夫一兩年因州に罷在、あなたこなた流浪いたし候。五郞右衞門女、樣々五郞右衞門に佗言いたし、彌五大夫を呼歸、はごくみ置候。其後香庵樣へ出し育候事。

一、勘右衞門娘十三の歳より、五郞右衞門女養ひ、當夏迄子のごとくいたはり置候事。

一、勘右衞門姉娘岡山に方々奉公仕居申を、五郞右衞門女不便に存、よび取、是又能いたはり、五年以前に因州より牢〔浪〕人にて罷越候白銀屋吉大夫所へ、娘分に仕有付申候。

右の品々達御聽、奇特に思召、御ほうびとして、三野郡立川村の內散田地を一町五段七畝十五步被下、先五郞左衞門子阿部夫兵衞は、後五郞右衞門養子分に仕置候を、後五郞右衞門御成敗以後、日置猪右衞門に御預置候を、五郞右衞門後家に被下、作主に成、母をはごくみ候樣にと被仰付、扨、御成敗に究候八郞右衞門命を五郞右衞門後家に被下、八郞右衞門親子を、作下人に被仰付、家など立被遣、兵粮・牛・銀・農具迄調候銀を被下、よく召付居申事。

勘右衞門後家の儀、八郞右衞門不忠の段々被爲聞召上、先家內御追出し被成、則勘右衞門地株、不殘宮山林共に被下候。むこの吉大夫作下人に被仰付、無異義耕作可仕候。尤いにしへを御吟味被成候に、久右衞門後家は、我が男の爲に母、已が爲にはしうとめにて候處、不孝無限に依て、我が子の所に堪忍不成、𡚴の權大夫所へ引切參候。程之あいしらひ不屆仕合、急度御拂可被成と思召候得共、今度の一卷とは各別に候故、御赦免被成置候。以來吉大夫御法式を守、耕作に精を出し、御年貢無懈怠運上可仕候。尤悴彌五大夫、親勘右衞門、地かぶ可被下候得共、母國守にて飢に及、かんなん仕候ても、少も見つぎ不仕、折々見廻さへ不致、大不孝の者又は後五郞右衞門御成敗の刻香庵樣缺落仕事、しづまり候て罷出候。臆病の至段々不屆の者に候間、御追放可被仰付候得共、甚右衞門後家に地株被下候上は、御拂被成候儀、御赦免被成候。國守へ罷越、少にても及異義候はゞ、急度可爲曲事旨、郡奉行堅書物申付、差免候なり。

吉備溫故秘錄　卷之五十四（紀事四）終

吉備温故秘錄　卷之五十五（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

紀事五（原本紀事三）目錄

吉備温故秘錄卷之五十五（紀事五）目錄終

吉備温故秘録　巻之五十五（原本、無卷數）

大澤惟貞輯録

紀事　五

一、寛文元年慶雲寺廢せらる。　河村源左衞門が弟内藤數右衞門が兄に絶天と云僧あり。京都妙心寺の塔頭常春院に住持す。此絶天、寛文元年四月朔日、播州姫路城下野里町慶雲寺に行く。當寺の住持南室といとねんごろなれば、此寺に逗留す。又岡山慶雲寺卽宗も、折ふしこゝに來りければ、珍客輻湊とて、詩や連句の興に數日を消す。同十四日、卽宗姫路を發し、同十八日岡山へ歸り、河村源右衞門を呼むかへ、拙僧此比南室を訪ひ、姫路に參りし折ふし、絶天も下向にて、久々にて參會、緩々物語し候ひし處、去る十一日の夜半過、日比絶天酒狂に候や、自害ありて、明日十三日曉に終に遷化なり。さてさて是非もなき次第、其元の心中察入りぬ。其刻弟子の宗虎并に權三郎といふ僕も能見たりといふ。源左衞門聞て、弟絶天自害の後、一兩日もながらへある事ならば、何とて知らせなきやといふ。卽宗答に南室も其心得ありしかども、拙僧迚も歸る事なれば、樣態具に申べしと、さし留し故なりといふ。かくて源左衞門此よしを申出、御暇を乞ひ、姫路に行、絶天の弟子宗虎に逢ひ、始終の樣子を聞けるが、宗虎は絶天と同床には寢ず、遙に間を隔て臥しければ、くはしき事は知らず。殺害にあひけるも知べからずといふ。されば卽宗が申旨とは齟齬せるうへ、其外いぶかしき事ども多し。源左衞門思ふやう。出家沙門を相手とし、太刀打にも及がたく、殊に此慶雲寺は春日局の取立にて、新地の御朱印を將軍家より賜る寺なれば、いかに穿鑿すとも、中々下にては事濟べきにあらざれば、所詮身命を拋ち、公儀へ訴へ、御裁斷を傳へしとおもひ定め、長く御暇を願ひければ、此旨聞しめし、備前慶雲寺卽宗を稻川十郎左衞門宅に召出され、鈴田夫兵衞を以て御穿鑿ありしに、卽宗が申所僞多く、言葉變轉しければ、小堀彥左衞門へ預られ、源左衞門へは御暇を賜ふ。弟内藤數右衞門は、江戸

に詰居けるが、是も御暇を賜りて、兄弟一所になり、公儀へ訴へければ、兩國の慶雲寺を江戸へ被召出、段々御穿鑿ありて、御裁斷如左。

絕天後住を被召出、授首座儀、絕天が死後の不審、俗性の兄弟を指留、おのれ進て御穿鑿を可奉願に、其愁もなく、剰南室に與力仕、師匠の恩を忘れ申段不屆に付、御追放の次に、備前慶雲寺を被召出、卽宗が事絕天死後の砌、南室方へ參會、始終不念の裁許、其上南室より備前への飛脚を指留、早速も歸寺不仕、作州邊へ立寄、絕天一類共へ注進延引、其上今度召下被尋問候にも、前後不同に僞所多く、此誤に付、備前慶雲寺御潰し、汝儀從是御追放并寂源儀、絕天と同床に臥し、殺害自害、此兩樣能寢入前後不存と申候。不審至極仕處、御穿鑿は汝一人に落着候。因玆蟄居被仰付候間、的方の萬法事を己が一生の間、門外へ出申間敷候。扨南室を被召出、今度絕天が儀に付、穩便を構へ、所の大寺の役をも不請、又は一宗體の露顯の不及沙汰、始中終己が儘に振舞候事、紫衣を着する出家道を忘れ、無作法千萬、急度仰付候へ共、浪人共手前に正敷證據無之、只不審計の訴詔に付、汝が弟子共の誤を改、先々に被仰付候上は、汝が儀歸寺を御赦免。然共寂源蟄居の事、堅く守を可申候。子細は源左衛門・數右衛門手前に、少にても證據有之候はゞ、銘々可爲死罪を、不審迄の訴詔に付、寂源件の通に候。亦源左衛門・數右衛門・只今承り屆候通に、手前に正敷證據無之、不審專の訴詔に付、相手共死罪の科を御赦免に候。兎角不審の留候至極は、寂源一人に落着候。元來に殺害仕候て、自害と申なし候はゞ、後々年に至り、人のさへづりを以、善顯れ申においては、急度訴可申候。爲其寂源一生の間蟄居被仰付候と、御申渡。其時伊賀守被仰候は、今度浪人共身命を懸け訴詔申上たる處、深切の至、因玆度々評定の上を以て、利分に被仰付候事、難有可存候。然る上は最早御構無之候條、何方へも身上働き可申旨被仰渡。能勢庄右衛門を被召出、只今被承屆候通、源左衛門・數右衛門訴詔利分仕、相手共先々に被付候、中にも卽宗儀は、從是御追放に候間、備前の慶雲寺を御潰し、俗屋に可被仰付候。兄弟の浪人儀、公儀の御構無之間、御國元へも可被遣や、此旨新太郎樣へ可申達と被仰渡。

寬文二年九月九日、兄弟共歸參被仰付、此慶雲寺の旦處を蔭涼寺請込ければ、今も蔭涼寺旦那多しといふ。

二、同年赤坂郡百姓の女房燒印の刑。　二月二十二日、赤坂郡西輕部村の三郎右衞門悴右衞門、歲十八、鐵砲腹仕相果。意趣は三郎右衞門女房は、右衞門爲に繼母にて、常に當り樣悪敷、食物などせはしく申、確にあたへ不申に付、右の通に自害仕候。何を以急度申立有之にては無之候。三郎右衞門女房、右の科により燒印を付、御國御拂被成候。此女繼子計に悪くあたりたるにてもなく、諸事せはしく、家內小舅・小姑奴などにも、せはしく候。女故死罪を御免、右の通被仰付候なり。

三、同年土倉隼人家來成敗。　當春迄土倉隼人召仕候下人、盜にはいり候に付、からめ穿鑿いたし、ぬすみものなども出候間、いかゞ可申付やの由、伊賀・猪右衞門方迄相尋候に付、心次第に可申付由及返答、閏八月十五日成敗す。

四、寛文二年山崎八兵衞出奔す。　山崎八兵衞といふ者罪ありて召捕らるべきに、出奔す。されば曹源公、三月二十五日岡山を立給ひ、江戸に趣給ふ時、歩（かち）横目齋藤五郎兵衞、御先立にて同月十九日岡山を出立す。此時自然道中にて山崎八兵衞に逢なば、心得有べしと、谷田甚右衞門を以て命ぜらる。かくて同二十三日の曉、齋藤は大阪御藏屋敷の前に着、伏見に上る船支度する所に、彼山崎八兵衞西の方へ通るよし聞ければ、小人頭那須茂右衞門も聞付、船よりあがる。此時八兵衞西の方へ通けるを追かけ、肥後殿橋を越し、西國橋まで走付しが、はや乘出しの船の內に入、いづれとも見分がたく、されども最初より茂右衞門諜者を付置ければ、八兵衞が乘合船は知れてあり。件の船汀より五六間乘出しけるに、茂右衞門其船に立向ひ、山崎八兵衞ありと見付たり。早々上れと詞をかく、此時船はとゞめけれども、答る者なし。其內に歩行者も船場よりかけ來り、齋藤五郎兵衞刀の柄に手をかけ、八兵衞の臆病者早くあがれよ、其船こゝに寄よと呼はりければ、八兵衞船中に立上り、今陸に上りて勝負すべしとて、船を寄けれども、なか〳〵手出しもせず上りけり。五郎兵衞・八兵衞に向ひ、其方江戸出奔の始末あしく、母は備前にて獄に下れり、されば主君此表に御着までは、待べしと申渡し、榊十郎兵衞と談合し、直に八兵衞をば大阪の御藏屋敷にいましめ置、此旨を曹源公の御船に申上しかば、八兵衞は船頭中に渡すべしと、御下知ありて早

速に引渡、同二十七日、五郎兵衛は伏見にのぼりぬ。八兵衛は、備前に歸り罪かうぶりし成べし。されども、其詳なる事をしらず。

五、同年 大村權大夫召使成敗。 七月小堀彦左衛門組、大村權大夫召つかひの、若黨八郎左衛門といふ者、不法ありければ、成敗せんとおもひ、土肥飛彈が組頭神子田助兵衛・安藤杢組頭永田三郎左衛門に相談しければ、神子田・永田兩人、小堀彦左衛門に此旨を申ければ、家老まで屆て成敗に極りぬ。然るに若黨八郎左衛門が請人疊屋甚左衛門聞て、此者は子細あれば、御成敗には成まじと申けれ共、何條不法者くるしからずとて成敗す。扨其跡にて能々聞ば、八郎左衛門は切支丹の子にて、預置るゝものなるよし、はじめて請人甚左衛門申けるゆへ、此事御聽に達しぬ。七月二十九日、御下知あるは、神子田・永田兩人、彦左衛門へ申さんと思はゞ、彦左衛門が組頭河原藤兵衛に先談じ合、藤兵衛よりこそ彦左衛門には可申事を、他の組頭として藤兵衛を指置、彦左衛門に申聞、其上不穿鑿の事、沙汰のかぎりなり。此兩人始終組頭を勤むべき人質にあらずとて、其役をゆるされ、閉門す。大村權大夫は切支丹の事不吟味に仕なし、成敗する條不法なりとて、閉門す。小堀彦左衛門は、おのが組頭を指置、他の組頭の申旨を用ひ、其上死罪すべきほどの科人なるを、權大夫が申條をもきかず、麁忽に差圖する事、大に烈公の御旨にかなはず、御叱りありしかば、池田伊賀・日置猪右衛門兩人指圖にて、小堀は出仕をとゞめける。疊屋甚左衛門は、彼八郎左衛門はいふに及ばず。其兄次郎左衛門をも預り居けるに、權大夫が八郎左衛門を成敗せんといふ時に、其切支丹たることをあらはに申さず、跡にて彼是申條不法なり。其上預り居ける次郎左衛門をも、御持筒の足輕に出し置し事も、此度で露顯し、重々不法なりとて、町内に預らる。此甚左衛門、後いかゞ成しや、くはしき事をしらず。住町もしれず。

六、同年八月 坂内久右衛門改易。 中小姓坂内久右衛門が親善兵衛といふ者、出奔しけれども、此旨早々家老にも申さず、遲滯しければ、同月十四日久右衛門を改易し給ふ。是一家に養育しながら、立退をも知らず、疎略の至り、そのうへ其旨を家老にも申さず、所在をも尋ねず、打捨置けるゆへ、御とがめありしなり。按るに、此善兵衛父ながらも故ありて久右衛門に養はれ居りしにや、但し家を子の久右衛門にゆずりて、後の事にや、其詳なる事知がたし。いづれ詳ならねども、今の世を以ておしはかるにあるまじき事なり。

七、同年田中三甫改易。　田中玄順の子田中三甫といふ者、醫術修行のため京にのぼりけるが、在京の中本業をば怠り、遊山風流のみに日を消しけるよし聞しめされ、京へのぼりし元は、文學・醫業の爲なり。然るを專務を外になし、ひとへに遊興に耽るをとがめ給ひ、八月十四日改易なり。寛文四年六月十一日歸參、前のごとく御扶持を賜り、天和二年父玄順隱居し、家督相違なく百五十石を賜る。

八、同年河野十三郎御暇。　兒小姓河崎〔野〕十三郎といふ者、御尋の事ありて、九月二十五日尾關源次郎に預られ、同二十七日御暇出づ。此十三郎御城内につとめ居けるきちといふ女とちなみけるよし聞しめし、御穿鑿ありしに、母子の契約仕たるよし申す。されども十年已前は十三郎小伜と云、浪人なれば、左もあるべし。近年は俸米も賜ひ、年齢もたけたるに、その契約不似合なりとて、かくは命ありと云。尤かのきちといふ年ごろの女も、今日御暇出づ。きちには母子の約をなさば、媒を以て申べし。然るを密談に濟す條、不法なりとぞ仰渡されける。

九、同年永田孫右衛門賜御暇。　弓組永田孫右衛門、去年より江戸にありしが、召仕の家人度々出奔し迷惑なり。かさねて又出奔せば、度々の事思召の程いかゞなれば、所詮奉公を辭し申さんとて、備前に歸り、此旨古田齋まで申出づ。されば古田と杉山五左衛門・小堀彥左衛門三人一同に、永田に諫を加へけれども、更に心得ず。やむことを得ずして、御聽に達しければ、此旨聞し召、永田事は召抱へられし時の約よりも、所帶〔世〕加增、ことに品よくつとめ、新參の者には過分の事と思しければ、暇乞ふ事はあるまじと思しめさる。人遣ひのあしきは、已思ひ直しければ、いかにも成べし。夫に三人の諫をも用ひず申出るこそ、心得ね。去ながら異義なく御暇賜はりしが、勿論他家の奉公は御指留。

此永田は射術に名を得たり。御家へ來り仕へしはじめに、烈公御野廻りに出たまひしが、折ふし田の面に雁すへいたり、公永田に、あの雁を射よと仰ありければ、永田かしこまりて、弓矢たづさへ進み寄、此時烈公傍より寄やうあしく鳥はたつべしと仰けるに、なほ永田は進みより、矢をはけたるに、公の仰のごとく雁は見とがめて立んとす。公をはじめて、人々興さめて見居たる所に、永田滿引しながら歩み寄る。雁立とひとしく、はつしとはなちたりしが、其矢あやまたず、雁の脇をつらぬき

てぞ落たりけり。公大きに感じ給ひ、扨仰に、鳥に寄る時、射るべき場合はいくらもありしに、何しによりたゝせしにやと、尋給へば、永田承り、さん候。射るべき場はいくらも候ひしかども、君の後より孫右衛門鳥は立べしと仰ありしかば、若々立ざる内に射留候はんには、君の御目がねのはづれたるをあらはし候なり。わざとたゝせて仕りたりと、御答へ申上ければ、烈公いよ／＼其伎の長ぜるを感じ給ひ、御供の人々も深く感賞しけるといふ。

十、同年九月二十五日 彌五郎梶右衛門喧嘩。　伊木長門草り取彌五郎と、日置猪右衛門鑓持梶右衛門といふ者、下馬腰懸にて喧嘩に及び、梶右衛門手負ける。双方意趣御穿鑿ありける處に、梶右衛門は科これなく、彌五郎重々不屆これあり、これによつて成敗仕べき旨、長門へ仰せさる。又梶右衛門儀は御成敗仰付るべき科これなく候間、扶持をはなし候様にと、猪右衛門へ九月二十七日仰渡さる。

同十月朔日、御前へ老中出座の時、御直に被仰聞候は、

此度申事仕、長門下々の事、御祭禮の刻、馬上寛の時、作りひげ仕通り候由被聞召、縦申事不仕候共、此儀計りにても御成敗可被仰付と思召候。惣家中のしまりに可罷成長門、か様の儀不申付段、越度と思召候由、御意の事。

十一、同日 於御城番頭・物頭へ被仰渡。一統へも觸有之と見へたり。　左のごとし。

今度長門猪右衛門下々喧嘩仕候刻、家中士双方へ見廻候由、不遁者は無心元存候も尤に候。無左右見舞騒動仕悪敷候間、向後左様の事有節、親類の外無用に候。

十二、寛文三癸卯年 斬山伏左京。　四月十四日の事なりしが、備中松山近邊に、十歳ばかりなる小比丘尼切られて死し居けり。いかなる者の所爲にやと穿鑿しけるに、山伏左京が妻の弟子比丘尼なり。ゆへに左京の口状を聞しに、左京答に、我は備前國岡山正壽院といふ、山伏の弟子なり。相弟子の內秀尊といふ山伏、岡山より此節こゝに來り居けるが、小比丘尼は、此秀尊切殺せりといふ。然るに秀尊は岡山に歸りて松山には居らざりしか共、左京が同道に、りせうといふ比丘尼一人あれば、いづれ取放すべき者にあらずとて、同十二日松山奉行所より、書狀差添、左京りせう兩人を岡山に送る。されば山伏秀尊をも召捕られ、左京りせう都合三人獄に下さる。かくて段々穿鑿あり

しに、左京己が妻を師匠正壽院が方に捨置、伴のりせうといふ比丘尼（此りせうも正壽院が方に居けり。）を盗み出し、うち連て松山へはしりければ、相弟子の秀尊跡を追ひ、松山に行、左京を捕へんとせしに、取逃し、無念に思ふ折ふし、彼小比丘尼に行逢ふ故、引立行んとせしが、泣きさけびあへてあゆまざれば、秀尊其儘刀を抜むね打に、小比丘尼をうちけるが、手の内廻りて切殺せるにぞありける。同二十三日左京は斬罪に處せられ、りせうは鼻をそがれ追放、秀尊は右の手の大指を切て放され、正壽院も追放なり。

十三、同年 放願福寺并斬盆山。 御野郡福永村に、願福寺と云日蓮宗あり。此寺の老僧、寛文二年に死す。寺久しく養ひ置ける姥妙正と云者は、親類の只一人もなければ、老僧此姥を不便の者と思ひ、終焉の時我死すとも、必疎略ならざる様に頼むよし、住持の僧に遺言しける。然るに去年十二月末、住僧のはからひにて、妙正を外に出し、妙正が養ひ立し下女の十八歳なるを添てぞ置ける。此比すでに老僧が遺言にたがひ、飯米をもあたへず。朝夕の食事絶々なり。剰今年（寛文三年）二月、寺より妙正が方に人をやり、夜着衣類など剝取、其上件の下女をば寺へ呼戻し同宿の盆山といふ僧、此女に通じ、女はらめるを寺内にて流産させし。此旨旦越どもより申訴へけるに依て、住僧并に盆山を呼寄、郡奉行・寺社奉行・横目等、せんさくし言上しければ、五月十一日、皆其罪をかぞへられ、住僧は追放、盆山は斬罪、下女追放、妙正は所を拂はる。

十四、同年 斬大役八郎右衛門。 大役の内、八郎右衛門と申者、備中山手の内柿木村の者、四月二十四日の宵、伊勢宮藪へ竹子盗に入候を、番の鐵砲の者、其外町人・百姓出合捕候。前かどにも笋盗人三度入申故、此八郎右衛門、右にも盗候や、同類も在之やと、拷問候へ共、同類も無之故、五月二日成敗。

右の夜番仕鐵砲の者、其外か様の節罷出肝煎松など出し候へと、竹子奉行共内に申付置候者共、早々續松にて罷出、殊外精出し候段、老中承届候て、御褒美被遣候分。

一、銀子一枚 瀧川縫殿預り 文左衛門。 一、同一枚 伊庭半藏預り 安右衛門。 一、米二俵 上出石 久兵衛。
一、同一俵 上出石小商人 孫右衛門。 一、同一俵 伊勢宮髪結 六右衛門。 一、同二俵 南方百姓 喜兵衛。

一、同二俵　めあかし　善右衛門。

十五、補同年　上山十郎兵衛退去。　中小姓上山十郎兵衛四十五俵、四人扶持。病氣によつて、奉公勤がたく、月・日缺。御暇申出、御國退去。定て何ぞ不快の事ありしや、同九年難有御意にて、歸參被仰付、大組に御入被成。

十六、同　守田與五郎出奔。　守田與五郎父源左衛門は、新參なれども二百石にて弓組を勤めしに、與五郎部屋住にて御祭禮の流鏑馬等をも勤けれども、父の家業勤めがたく、今年三月御暇申乞、御國退去せしが、同六年十一月歸參仰付られ、天和三年六月十二日、父源左衛門隱居、與五郎家を繼、百五十石賜はり、池田七郎兵衛組になる。

十七、森島六助狂氣。　森島六助三百石。八月六日狂氣しければ、同九月十二日、兵介儀年久者の筋目故、弟甚左衛門・久之亟兩人へ百石づゝ賜り召出されし。

十八、寛文四年　丹羽主殿家絶。　丹羽主殿は内記が子なり。内記は山城が孫にて、圖書が子なり。此主殿祿千五百石なりしが、狂氣の機よしありければ、池田美作信成（主殿が父内記が妻は、池田美作守元俊が女にして、此美作信成とは兄妹なり。されば美作信成が爲には、主殿は妹の子にて甥なり。）早速主殿を押籠置て、美作おのが次男長五郎を主殿が養子に願出たり。是は美作我子に丹羽の家を押領させんとて、主殿が家隷などかたらひ、少し常にかはりたる事有しを、かく計らひしが、閏五月十五日、池田美作・眞田將監・宮城大藏三人を池田伊賀宅にまねき、今度丹羽主殿不作法多きゆへ、一類ども談合し、刀・脇指を取除け、押こめ置よし勝手次第の取扱不屆に思しめさる。尤刀・脇指をも抜て、人を害する者ほどの亂氣に極らば、左もあるべきに、それほどの事にもあらず。其上主殿は祿もあり、格も番頭、かた〳〵上にうかゞひ、御下知をも待べき事なり。此上は類家の者きつと御咎もあるべけれど、右のごとく扱ふこそ、御爲にもよきなどゝ、心得違たると思しめさる故に、三人の者ども其儘にさし置れ、主殿は知行沒收せられ、美作に預らるゝよし、御意を傳ふ。主殿は美作が下屋敷にありて、美作が子左衛門が時まで存生して幽死せり。

主殿が父内記も狂氣しけるを、病死しける由披露して、一旦家は續けれ共、主殿に至て今度斷絶しけるなり。内記が狂氣あ

らまし聞傳ふるまゝ、爰に記す。丹羽内記は山城次男圖書が子なり。祿三千石番頭にて、妻は池田美作守元信が女なり。寛永十六年己卯、内記狂氣して妻を切殺したり。此由池田美作信成聞て、然る様やある、聞正すべしとて、早々内記が宅に駆付ぬ。眞田次郎兵衞もかくと聞て、いそぎ、趣きしに、美作にひしと行合たり。次郎兵衞申には、美作殿には直に歸られよ、此度の捌は我等請込候なり。こゝに居られなば、家の爲に然るべからず。あしくは取はからふまじとて、美作を返し、跡にて様子を聞定め、切腹をすゝめければ、内記異儀にも及ばず自殺せしが、病氣と稱しけるにや、遺跡は子主殿に幼年なれば、千五百石賜りし由。按ずるに丹羽が家の先祖書に、内記狂氣としるしあれば、病死といつはり、披露せるにも有べからず。くはしき事はしらず。

十九、同年 賜死伊庭權右衞門。 岡山紺屋町三郎兵衞が子、中買佐次右衞門といふ者、元來久しく渡り奉公しけるが、ことし二月より父三郎兵衞が方に歸り居ける。鞠を好で蹴ければ、妙福寺に行て度々蹴鞠寺、妙福寺の隣寺妙恩寺の住持、日相が愛童作彌も、鞠見物に妙福寺に度々行けるが、彼左次右衞門•作彌に執心深く書を贈りしが、其後はいつとなく情交厚く、同六月十日の晩、妙福寺の鞠過伊木長門家來最上源八郎が座敷に居けるを、佐次右衞門呼て作彌に逢度事のあれば、何とぞ爰へ作彌を呼て給はり候へ、作彌をば刺殺べしと云。源八郎聞て、是は思ひもよらぬ事、いかなる子細ぞと尋ければ、佐次右衞門答に、それがし二三度呼とも出合す。されば是非呼出し殺べしといふゆへ、強て異見すれども承引せざれば、最早此上は其方次第とて、源八郎は家に歸る。其跡にて書を作彌によせ、少しの内出合べしと申ければ、作彌返答に、日相が用事ありとてしたがはず。佐次右衞門又申遣には、出合事ならずば、それへ參らんとせめければ、作彌當惑して、やむことを得ず妙福寺に來れり。佐次右衞門以の外腹立して、罵けれども、作彌更に承引せず。彼是と申けるに、佐次右衞門は是非殺さんといふ。今は作彌すべきやうなく、左らば今一度母に對面し、その後はいかやうともすべしと答ければ、佐次右衞門聞て、いざもろともに母の方へ參るべしとて、同道して中島村に行けるが、作彌が母おどろきて此夜中に何とて來りたるやと尋ねければ、作彌答に、日相留守ゆへ參りたる由を申ければ、母よくこそ來れり、夜ふけぬ内に早々歸れよと申けれ

ば、作彌母がもとを出、又佐次右衛門とつれだち、御野郡石井寺に行て刺殺すべしと云ば、作彌必死の覺悟を究め、經など讀て、とく／＼刺殺せと云ければ、佐次右衛門大きにめいはくし、何とて堪忍せよと詫言し、松尾村に居ける代官伊庭權右衛門が所にゆく、此時は夜半過る比なり。折ふし權右衛門は留守なれば、家來と談じて、佐次右衛門・作彌二人とも、伊庭が家に宿しける。同十一日の朝四（註一〇）つ時分に、あるじ權右衛門歸り・作彌佐次右衛門に面談し、權右衛門許容して、十三日まで兩人を逗留させける。初め十日の晩、長門が家來源八郎は佐次右衛門とかけ合ながら、捨置ておのが家に歸り居ける所に、五郎左衛門（姓氏缺。）と云朋友來り、草履取我等所へ其元を尋に參たる由申ければ、源八聞て宵に佐次右衛門ことの噂ありしかば、彼が宿に參り、様子聞べしとて、源八郎・五郎左衛門同道し、佐次右衛門が家に行、父三郎兵衛に尋ければ、三郎兵衛答に、佐次右衛門は中島村に病人ありて、見廻に參けるよし申ける。其後又二度まで行て尋候に、いまだ歸らぬよしを申。扨兩人度々御尋の事不審のよし、三郎兵衛申ければ、源八郎聞て、さればよ、別の子細に非ずとて、作彌との一件を咄聞せ、自然作彌を連て出奔せしにやと云ければ、三郎兵衛大に驚き、源八を頼方にと尋囉ひ、其上三郎兵衛考に、別の所へは參まじく候。權右衛門殿へ參べしと申ければ、同十一日の晩、源八郎より權右衛門が方に書狀を以て尋しに、伊庭が返事に、此方には居ざれども、立退ける事不審なれば、何分源八郎に參り吳よとの書翰なり。此旨源八郎より三郎兵衛に示しければ、路銀少しもなくて、他方へは出まし。權右衛門殿の御方にこそ居るべければ、是非となく源八郎に參りて引連歸くれかしと、三郎兵衛賴みければ、源八郎・五郎左衛門同道して、十二日に權右衛門方に行けるが、五郎左衛門を歸し、源八郎は留置て、佐次右衛門・作彌にあはせける。かくて源八は十三日まで伊庭が方に逗留し、いろ／＼異見を加へいさめけれども、佐次右衛門は歸らず。詮かたなくて源八郎は其晩に歸り、父三郎兵衛に其段を申聞す。三郎兵衛歎かなしみ、十四日の朝、三郎兵衛夫婦伴ひ、權右衛門方に行、是非返して賜れと歎ければ、權右衛門答に、きのふ源八郎と共に色々異見せしかど、承引せず。すでにゆふべ夜半時分立のき、路銀などあたへ、我等も送り、只今歸りたるよし申ければ、夫婦はなく／＼歸りける。扨、方々手配して尋ねに追手をやりけるが、同月二十

二日、大阪より捕て歸り、二十三日、町内に預け置、七月朔日御穿鑿ありしに、源八郎・五郎右衛門・作彌四人が手前、右の趣に少違なく、伊庭權右衛門方をば河村平太兵衛・西村源五郎・都志源右衛門に仰て、御吟味ありて、七月二日に權右衛門口書を出しける。大樣四人の者申條と違りたる事なき中に、源八郎・權右衛門、樣々異見しければ、佐次右衛門は作彌次第と申に、作彌合點せず。少年の事なれば、聞入れずば定て强剛なる人なれば、引立らるべし。若左もあらば、舌を喰て死べしと申ければ、やむ事を得ず路銀帷子など遣し、松崎村まで送りたるよしの文詞あり。此旨を烈公いぶかしく思しめされ、かさねて佐次右衛門・源八郎・作彌三人の口を御正しありければ、佐次右衛門・源八郎兩人は如何にも作彌其ごとく合點致さぬよし申けると答へければ、作彌を呼出し、承りしに、いかにも左樣申よし云ければ、何とてかくは申にやと尋しに、作彌答に、佐次右衛門それがしにむかひ、其方母殊外迷惑いたすよし聞ば、はや〳〵歸るべし。我等は道にて腹切べしと申ゆへ、我等は歸り、其方腹切たるに、我等其儘居らるべきや、其上口相の前面目なければ、いかでふたゝび歸るべきと申す。その時佐次右衛門・權右衛門にむかひ、我等が申たる趣を語りければ、權右衛門聞て頼もしき云やう、左こそ有べし。定て作彌强剛者なれば、若引立なば、舌を喰て死べし。されば舌を喰といふ事一段の事なりと、權右衛門答けると。殘る所なく佐次右衛門・源八郎が前にて作彌申出しければ、佐次右衛門一言の答句なく、皆作彌が申旨に相違なしとて、閉口す。此時源八郎只今存じ當りたる事こそ候へ、權右衛門と佐次右衛門一所に口强く申ゆへ、我等腹を立、權右衛門を叱り、其座を立破り歸らんとせし時、權右衛門我等と同じ樣に、佐次右衛門に異見申けれども、强て佐次右衛門に歸れとの異見にてもなきよしを申ければ、互細となく御穿鑿ありて、七月二日伊庭權右衛門切腹、佐次右衛門は斬罪、最上源八郎はすでに此一件の發端に長門より暇を出しけるを聞しめされ、事に臨の手前捌なる仕方、長門には不似合なりと仰て、早々源八郎をば長門が方に引取、縛首刎べしと御下知あり。此旨家老中より長門が家來に申渡しける。五郎左衛門は此度の事にはかゝはらねども、日比不行跡なれば、御國を拂はせらる。作彌はゆるし給ひて、其儘日相召仕ふとも暇やるとも、心次第たるべしとぞ仰ある。此作彌、妙恩寺に歸參の暇やりしか未詳。

二十、同年斬餌指半助。　鷹餌指半介といふ者、平生養父に不孝なるよし聞しめされ、御穿鑿ありしに、養父ならびに妻子まで引連て、九月三日の夜逐電す。されど共猶其始末を御吟味ありしに、半助平生女を勾（拘カ）引し、所々に連行し事度々のよし聞えければ、追手遣し召捕べき旨、安藤德兵衛に命ぜられぬ。かくて能々吟味せしに、備中井山寳福寺に隱れ居ける故、安東德兵衛が手の者を、中島治大夫・渡邊與次兵衞引具し、彼地に向ふ。然るに井山は御朱印地、門外は蒔田權作の知行所なれば、踏込めし捕ん事如何なりと、皆々打寄評議せり。中島は蒔田家に入魂なり。ことに寳福寺とも心やすければ、まづ蒔田の家士に出會、右の趣を議し、又寳福寺へもひとり行て相對し、扨穿鑿にかゝりける所、蒔田の家士、百姓二百ばかり引連警固せり。半介父子共寺内の塔の二重目に籠り居りけるを、欺き出し召連て安東が宅に歸りける。此由德兵衞より日置猪右衞門方へ注進す。此旨烈公聞しめされ、他領へ逃去りたる者は、容易に召捕がたし、況や寺院に籠り居ける者を手早く取はからひ、良計をめぐらし、召捕歸る事、手柄せるとて、大によろこび給ひ、此旨次大夫に申聞よとの仰あれば、やがて中島を日置が家に呼び、御感の仰を傳ふ。扨半助は御せんさくまでもなく、同八日斬罪に處せられ、養父幷妻子は追放となる。同日安東德兵衞をめされ、半助が所行一として義理にあたらず。況や餌指なれば、度々御前ちかくも出る者なれば、彌以不屆いふばかりなり。かゝる者ならんには、上より吟味あるまでもなく、其頭たるものは早速御聽に達し、諸しまり嚴重にすべき事なるを、やゝもすれば先例などを見合、事遲滯に及び、終に言上せざるに至る。是しかしながら、上の爲をはすれて、ひとへに身構するにあらずや。頭たる者はこゝを能心得て、已來は此病なきやうすべき事、要用なりと仰て、いろ〳〵御教諭ありしかば、安東恐入かしこまり候旨を申て、御前を退きけるとぞ。中島が家に傳ふるは、寬文三年の事とす。されど四年なるべし。故に此としにのす。

二十一、同年安藤利兵衞自殺　池田信濃殿組安藤利兵衞といふ者、五月五日自殺して死す。其子細知れず。定て狂氣なるべし。

二十二、同年 **大口文六郎辭仕**　大口文六郎といふもの、奉公を辭し、他國に出んことを願ひければ、文六郎は久敷者の子にて、近年武藝も稽古し、役にも立べき者と內々思しけるに、御暇を願ふは其心根立身にありければ、御にくみ深く、急度御成敗もあるべけれども、其親久しく奉仕せるものに對し給ひて、其旨に任せらる。さりながら、他家につかふ事は構せ給ふよし、九月十七日に仰わたされし。

二十三、同年 **池田伊賀家來と町人喧嘩**　池田伊賀が家僕關助といふ者、夜の事なりしが、途中にて橋本町淀屋三郎兵衞が子傳十郎に行當り、口論と成しが、傳十郎を大きに打擲す。尤喧嘩の事なれば、雙方同罪に御下知有べしと、諸人おもひ居ける所に、十二月八日に御裁許あるは、一方は町人の事、殊に關助手を過ければ、首を刎べしと伊賀に命ぜられ、傳十郎は追放せられぬ。

二十四、同年 **河崎段之亟狂氣**　湯淺民部組河崎段之亟、六月二十日たちまち狂氣にて自殺す。其子九一郎今年九歳なり。八月二十三日命ありて、百五十石沒收せられ、新に俸米十口を九一郎に賜ひ、屋敷も召上られ、下濃平大夫が方に同居しけり。

二十五、寛文五年 **今屋八左衞門狂氣** 一本寛文元年に作る。　曹源公九月二十日（イ二十八日）江戸下谷の邸を御發駕あり、久々煩ひ給ひて、今年平かせ御歸國なりしかば、福照院初め皆よろこび給て、當日御本邸に一御いはゐのため、中樂を興行ありしかば、上下見物として、賑はひける。中樂も半過、やう〳〵終ならんと思ふ比、忍の者今屋八左衞門兼て病に伏し、向御屋敷の長屋にありて、けふの見物にも出ざりしが、不圖物狂しくなりて、同長屋の在庭喜大夫といふものゝ小屋に走り行、刀を拔て內に入、喜大夫が妻子大きにおどろき逃まどふ。火廻りの大横目森半右衞門・徒横目山內甚六・尾上忠左衞門等廻りかゝり、八左衞門が狂氣のよし聞とひとしく、かけ付しが、はやよほど大勢集り居けれども、八左衞門が取籠りたる體さだかに見へざれば、とかくためらひ、內に入者なかりし時、半左衞門見て、亂心者拔刀にてとりこもりなば、卽時に踏込抑取べしとて、自身踏込んとするけしきなれば、從者沖元右衞門進出、半右衞門をおしとゞめて、一番に飛入ける。狂人其まゝ元右衞門に立むかひ切てかゝるを、忽とりふせ、からめた

り。つゞゐて入りし尾關理左衞門此時徒なり。に元右衞門聲をかけ、拔刀あるぞ、油斷して踏べからずと心を付、兩人八左衞門を召捕へて半右衞門に出しければ、やがて八左衞門を籠にて備前へ歸されし。

二十六、同年 捕横尾山僧　邑久郡横尾山の本坊退去しければ、内藤數右衞門に命ぜられ、追手としてさしむけられしが、やがて大阪にて召捕て歸る。其罪條は詳ならず。

二十七、寛文六年 谷田五郎右衞門・世賀又助爭論　谷田五郎右衞門が手代世賀又助此時、谷田は閑盛院殿附の奉行にて、御賄役なりといかなる事にや、爭論起りければ、右兩人幷に清水大夫・山田藤助厨方横目都合四人、土肥飛彈に預けられ、八月二十七日の夜、飛彈四人を召具し、鳴子の邸に行、穿鑿し、事落着しければ、十月五日土肥本邸に歸る。かく隙取事ながら、いかなる事といふこと今詳ならず。

二十八、同年 捕用贋銀旅人　六月の事なりしが、旅裝したる者岡山に來りて、似せ銀を遣ふ。町方是を知りて捕んとせしに行方を失せり。然るに又八月十六日件の旅人四人連にて、岡山に來りければ、捕んと支度する所、あくる十七日すでに岡山を立て東に趣く、四人の内惣介といふ者、森下町にて錢を買たり。其銀の似せなるを知りて、忽捕へけるが、殘三人ははや遙に行延しを、追懸て小津といふ所にて追付しに、皆武士のごとく出立ければ、追手辭を懸、其元の下人百姓と爭論し、百姓手負たり。歸られよと申ければ、三人歸らんとする所、其體紛もなく武士にあらざれば、搦捕て口狀を聞ければ、長兵衞といふ者白狀に、今度召連來し四郎兵衞といふ者、其親善兵衞と兩人、似銀吹て今年六月、それがしと吉兵衞といふ者、當所より安藝宮島へ行、船路を經て京へのぼりける。其時召連來りし七郎兵衞は、奉公人故當月二日にいとまを出し、今にては住所もさだかならず。右惣助は日傭なり。今度は當月三日京を出て、播磨・美作・因幡へ參り、鳥取より又美作を經て備前に來れりといふ。四郎兵衞・吉兵衞・惣助三人が口上も、同樣なれば、九月三日淵本甚左衞門に徒二人、小頭一人、足輕八人、人足百人添られ、件の四人を京都諸司代牧野佐渡守にぞ渡されける。

二十九、同年 刎教運坊首 土肥飛彈が鷹師七郎大夫が子に、教運坊といふ者あり。七郎大夫が妻の兄、金藏坊が弟子となりて、彼が方にありけるが、去年六月二十日狂氣しければ、金藏細引を以て教運坊が胴を卷き置、今年四月二日、親七郎大夫が方にぞをくり返しける。其後は正氣になる事もあれば、七郎大夫憐みて、自身他に出る時は胴をまき、歸ればゆるして置けるに、七月二十四日、七郎大夫・飛彈がかたより歸る時、教運雪隱へ行たきと云ける故、件の細引を解けるに、七郎大夫が指居たる脇指をうばひ取、七郎大夫がうしろより袈裟がけに切り、腹の皮少かゝりて、其まゝ七郎大夫は庭に倒る。續て教運飛かゝり、頭を後より齒まで切割、又腕をも切ける時、其隣の犬引孫兵衛（教運初太刀に七郎大夫を切ける時、七郎大夫が妻と娘と隣へ行て、孫兵衛に知らせけるといふ。）聞付て、出合様にて打合ける内に、大勢あつまり、教運をからめ捕る。摂津田重次郎穿鑿しければ、教運承り、此比父七郎大夫私を切んといたしけるが、今日は頻りに切んといたしける故に、右の如く切たりと申ける。同二十五日に、教運首を刎らる。

三十、同年 波多野權七・田中惣左衛門出奔 磨屋町、屋根葺勘右衛門が娘を、波多野源兵衛が養子權七かこひ置、勘右衛門が方に預け、折々は權七、勘右衛門が方にも行、又其娘を源兵衛長屋にも呼寄ける。かゝる所に、池田五郎兵衛が鐵持角左衛門此娘を戀慕し、朋輩の關助・角助兩人を媒にたのみければ、兩人また同朋輩孫右衛門・糸助と同道し、勘右衛門が方に行、娘を囉んと云。勘右衛門更に同心せず。四人の奴しきりに促す。勘右衛門答に、只に辭退申にては候はず、樣子あれば斷申よしを云、且娘も同道せざれば、かた〴〵ゆるされよと申ければ本人の角左衛門は最早其分にて止むべしと思ひけるが、媒の四人猶承引せず。我等にまかせよとて、其樣子を聞糺さんとて、關助酒肴を以て無理に視ひけるが、勘右衛門いよ〳〵同心せざれば、双方言葉あらくなり、權七にもあてゝ惡口せしを、權七傳聞しかば、一分立がたく出奔す。はじめより、權七にくみしける田中市郎兵衛が嗣子惣左衛門も退去せり。されば此事御穿鑿ありて、十一月十八日に鐵持角左衛門は斬罪に處せらる。是視同心せざるに、其娘を囉ひ、傍輩を促し、理不盡の働、人（道）大義を亂るによつてなり。關助・角助は角左衛門に賴まれ、種々不法をなし、中頃は本人角左衛門は止べしと申けるに、却て本人よりも增りて、理不盡のはたらき、重罪なればと

て、是も斬罪なり。孫右衛門・糸助は覚畢閏助・角助に引立られ取持ければ、其罪かろしとて、片耳を切らる。助右衛門おのれが娘とは云ながら、かこひ女の宿しければ、法を背罪によつて鼻を切られしと云。

三十一、同年 野津猪大夫追放 野津猪大夫祿二百石、池田美作組。渡邊金左衛門祿三百石、土肥飛彈組。両人、江戸相詰にて、今年歸りの道中相宿なり。或日登城しけるが、猪大夫、金左衛門に向ひ、此度道中相宿、日々遣錢家來ども申合せしに、其許より鳥目三百文差越るゝ筈なり。然るに今日まで延引ある條、沙汰の限りなりといふ。金左衛門聞て、それはたがひに申談たる事、我等存たる事にあらず。其上左樣なる事は、宿へこそ申越さるべきに、殿中にて申さるゝこそ、沙汰のかぎりとは申べけれと答ふ。猪大夫怒て、人の物借りて返辨延滯の挨拶もなく、却て我等をあしざまに申さるゝ事、いよ〳〵以て心得ざる次第なりと云ければ、金左衛門又答に、纔の鳥目の事、其場にて高聲に申出され、人々聞ん所も恥しからずやと、たがひに言葉争ひす。傍人皆口を揃、こゝは殿中なり、似合ざる口論他日の事にこそ致されよと、やう〳〵扱ひ取しづめぬ。其後十二月朔日、猪大夫事、場所をもえらばず、不作法なる爭論御心に叶はぬよし仰あつて、改易し給ふ。金左衛門はもとより何の御とがめもなし。

三十二、寛文七年 藤井八右衛門狂氣 大番頭藤井八右衛門、狂氣して自殺す。狂氣の委細知れがたし。されば、其家斷絶あるべけれ共、其養子佐介も久々勤仕しければ、父が祿を半減して、其家をつがせらる。是十二月二十六日の事なりと云。

三十三、同年 放古田左次右衛門 古田左次右衛門に子二人あり。嗣子を彌三左衛門といふ。此彌三左衛門質長大にして智少く、亂暴にして無禮なり。何の故もなきに、其身を自慢して出奔す。其始末不義なれば、父左次右衛門は數日閉門す。親類殘らず彌三左衛門と通路を絶す。其後左次右衛門病死しけれども、件の罪によつて、家督の命あらず。去ながら、先祖より久しく勤仕せる家なればとて、新に左次右衛門が次男それがしを召出されぬ。是も左次右衛門と改名して、中小姓たり。かくて今左次右衛門が兄彌三左衛門、密に岡山に來りて、左次右衛門方に數日逗留す。去年の冬より來りて、何の遠慮もなく番頭横目等のかたに行、いろ〳〵とおのが藝能を自贊して、ふ

たゝび召返されんことを望む。此よし池田伊賀殿へ出奔或は追放の者、其ゆるしなくて參事、常々の制禁なり。此度は其儘にさし置ぬ。重て參るべからずと申聞せしが、ことし正月左次右衛門一書を出せり、其趣はそれがし近來學問し、兄を親むことも父の如きを存候ひぬ。されば御慈悲を以て、兄猶三左衛門召返され候へとの書出しなり。同月二十八日、左次右衛門事出奔せし兄を滯留させ、いろ／＼の事ありし罪重きうへ、此度の書付、上を憚からぬ仕方なりとて、追放せられし。

三十四、同年 刎 武田彥太郎。水谷又六首 非行者山下三右衛門、去年江戸に詰居たり。彼が妻は水野六郎左衛門がむすめなり。去年七月朔日、此妻父六郎左衛門が方に行て一宿す。其留主へ盜賊入りて、數々の物取逃ぬ。其時の婢にたつと云女、いとまを乞ておのが宿、上の町市左衛門が方に歸る。此女の所爲ならんと疑ひて、拷問す。遠藤與左衛門 非行者なり。が下男仁介姦淫しければ、此仁介にたのみてぬすませしと云。此旨早々言上せしに、則仁介をめし捕れ御尋ありしに、更に覺なきよしを云。此時たつわらはが申ける事は皆僞なりと云。此旨曹源公聞しめし、仁介を強てせめなば、堪かねておのれが所爲といふ事も有べし。されば不便の事なり。まづ此穿鑿は延滯すべしと仰ありて、吟味なかりし所に、同じ年十二月朔日、伊庭半藏が長屋に紛失物あり。家内を捜索しけるに、薪部屋の座下に品々あり。かゝる所に、伊庭が履僕四郎介出奔す。されば四郎介が父をめし捕、猶四郎介を尋しに、やがて捕て參りぬ。折ふし長屋に書札あり、此札を以て質屋を吟味しけるが、山下三右衛門が妻の帷子も此内にあり。故に其質主を尋ねしに、赤坂郡新庄村庄次郎 此庄次郎も、伊庭が家僕なり。なり。此旨伊庭より申出ければ、早速庄次郎めしとられ、質物の事御吟味ありて、庄次郎殘所なく白狀す。其趣は、傍輩權八。吉右衛門。四郎介幷に浪人若黨渡邊利介と博奕し、私負候ひし、折ふし七月朔日の夜、山下が家の前を通りしに、門鎖しまり居ければ、私懷中の鍵にて試候へば、能合ける故、深夜に及忍入盜候とぞ申ける。扨失物の内三品其行方知れざれば、猶御吟味ある。是は權八・吉右衛門兩人相に、しなといふ女 此しなは、御野郡津島村市右衛門といふ者の娘。をかこひ置、此女に右の三品は遣しける。元來此女いたづら者にて、四郎を[illegible]ながら、又武田彥太郎 次道の子 水谷又六 御鳥方の水谷孫兵衛が子なり。二人相にかこひ置、剰大阪。作州などへ

内々行し事も候。此等は土肥飛彈の家來野呂久右衛門か僕傳介か妻と成たるよしを申ければ、今年十月二十九日、庄次郎は斬罪、其外の奴・僕・若黨渡邊利介等は、皆々指を切られ、武田彦太郎は首を刎らる、水谷又六は、去年武田と密行し、直に立退、九月末に再び備前に立歸り、所々に身をかくし居ければ、町奉行共穿鑿して言上す。あくる寛文八年二月二十九日、是も首を刎られし。

三十五、兒島郡山田村次郎兵衛子猪兵衛 籠舍 此猪兵衛幼少の時より同村法壽院と申出家の弟子に罷成候。去春師匠と一度に還俗致し、商賣を仕候か、商賣に利無之、渡世難成故、八月二日晝御野郡福島村喜右衛門と申還俗民の方にて、木綿・夜着・蒲團・帷子を盜取、質に置申候。同四月東田井地村にて損料の馬を盜、岡山博勞町にて賣候を捕、郡奉行村田小右衛門老中へ申達に付、籠舍被申渡なり。此猪兵衛を山田村の民共并師匠左右衛門・福島村喜右衛門并島主一等に半世律義成者に候間、此度の科御赦免奉願候由、御佗言申上度由、老中へ村田小右衛門より申上、御耳に立、御僉議の上、右の者共一等に佗言仕候は、此盜人渡世につまり候事實事にて、常々心根の程知申旨依御、籠舍御赦免、盜人猪兵衛を右の者共へ御預被成旨、老中より村田小右衛門へ被申渡、喜右衛門、本は福島村の僧にて、出家の時猪兵衛を暫く弟子に仕候由。

三十六、寛文八年放横井彌兵衛・越七右衛門・小林庄兵衛 圓盛院殿附の居番、越七右衛門・小林庄兵衛、不法あつて三月八日追放せらる。横井彌兵衛も圓盛院殿へ附人なりしが、勤仕御心に應ぜずとて、同月十八日改易し給ふ。

三十七、同年牧野仁右衛門辭仕 尾關兵庫組牧野仁右衛門、祿二百石。貧窮にして勤仕なりがたく、仕を辭せんとこふ。其時の願に、

私儀手不相成候。然共被召出候節、天樹院樣より如何樣に被仰入候も不存候得ば、兎角難申上候。只御暇被遣候樣に奉願候。

此仁右衛門が伯父萩原助之丞と云者を、過し年天樹院殿の女房松坂と云者より、何とぞ召仕はれ賜るべしと頼

によつて、祿二百石にて召抱られしが、助之亟死後子なきによつて、甥の仁右衞門を又召出されかしと、松坂願ふによつて、めし出されしは、此仁右衞門なり。かゝりければ、何の仰もなく、六月二十五日御暇賜はる。

三十八、同年　久德兼松傷奴豐　馬取の奴豐（とよ）といふ者、今年十九歲、眼玉出ける故童ども異名して、木綿實（わたざね）と云。四月二十九日の事なりし、童子共豐をなぶり、わたざねよ〳〵といふを、豐追廻り、杉山四郎右衞門が子松之助（今年十四歲）が手を取て叱りける。傍に池田伊賀長屋に居ける、浪人久德久佐が子兼松（今年十四歲）此體を見て大に怒り、刀の柄に手をかけて豐を叱る。豐又無禮成體なり。此時三右衞門・與兵衞・七兵衞と云馬取の奴三人來て、豐を追拂ひしが、兼松追懸て、豐顧所を兼松切付、頬先と臆に當る。二の太刀にて背を割り、尻にあたる。又切る、首に疵付く、追々人集り取鎭めける。町奉行藤岡内助・加世八兵衞吟味しければ、兼松答に、豐を打べしと思ひ、棒を尋ねしかども、折ふし棒なければ、むね打にしければ、血見えける故、最早切殺すにしかじと思慮せしよしいふ。元來豐不禮者なれども、さしたる事もあらざれば、双方御ゆるし有て、然るべからんと言上しける。其旨たるべしと、烈公仰ありし。是翌晦日の事なり。

三十九、同年　火事場爭論遠藤彌兵衞　十二月二十一日、九軒町火事の節、徒横目黑田甚七郞が門外の事なりし、池田主水馬先にて歩行黑田兵右衞門と主水家士遠藤彌兵衞と口論し、彌兵衞蔦口にて兵右衞門が面を二箇所打破れり。兵右衞門は火消の妨に成べきと思ひつゝ堪忍し、甚七郞が宅に行、扨あくる二十二日、此旨兵右衞門より大横目へ達し、其身は引籠居ける。やがて大横目の指圖にて、兵右衞門は黑田甚七郞并其嫡子彌六郞に預置よし申渡す。同二十四日、家老中より仰の旨を傳ふ。

大横目

黑田兵右衞門儀、品により其儘被召使候儀も可有之候へども、御扶持被召放候。此旨一類共に可申聞候。

瀧川縫殿池田藤右衞門兩人へ、家老中仰を傳ふ、其趣、

池田主水家士遠藤彌兵衞成敗可仕旨、御意に候。

此日御精進日なれば、大横目より黒田兵右衛門へ申渡事延引せしが、其内兵右衛門自害して死せり。

四十、同年長谷川彦七郎出奔　長谷川猶五兵衛、四月九日、六十三歳にて病死す。死する三日前七日の事なりし、其子五兵衛に云けるは、其方横目役命ぜられん事、氣遣なりしに、今我死たらば、跡目給り、役は御ゆるしあらん事大慶なり。去ながら大勢の役介人引請難儀すべし。弟彦七郎近年御用所へ召れ、諸役人存知の事なれば、役に跡目賜はらんことを願ては、如何やと相談す。五兵衛聞て、さやう願度事なれども、子細なく弟を願ふもいかゞと答へけるに、其段尤なりと云て、猶五兵衛は死す。其後安藤杢へ右の趣五兵衛物語しければ、御聽に達しけるにや、跡目いづれへも賜はらざりしに七月初彦七郎出奔し、兄弟一類に不足無之由書置し、森半左衛門へ出しける。烈公御覺有て、理屈がましき事申さず身を引けると御感あり。扨或日、日置猪右衛門宅へ五兵衛を呼、彦七郎手違なる所に置べからず、備前の端の在郷に置か、左なくば金川へ引取置べし。此よし伊木[illegible]母より申渡すべけれども、內證事故直に申由云ける。やがて呼寄て八木山村に置けるが、同九年三月御參府前、歩行にめし出されぬ。かゝりければ、御供いたし度旨願ふによつて、相したがつて江戸に詰、同十年岡山に歸る。途中大阪にて五月二十二日狂氣自殺して死す。事は、十年に見へたり。

按ずるに彦七郎出奔せし後、五兵衛に跡目被仰付しなるべし。

四十一、寛文九年賜死大久保彦兵衛家隷　八月某日の事成し、大久保彦兵衛若黨伊藤十之丞が子助八と云者、御[illegible]所河原にて網をうちけるが、下出石町の網打市兵衛と口論し、助八件の市兵衛を打擲す。其後九月一日市兵衛結を荷ひ、大久保[illegible]門前を通るを、十之丞呼けるに、魚はなしと答て、市兵衛行過る。十之丞怒て叱りければ、前恨によつて棒にて十之丞に打てかゝりしに、棒折れたり。十之丞脇指にて切ける。市兵衛猶折たる棒にてうつたるに、十之丞又切けるが、其疵にて同十七日市兵衛死す。ゆへに同十九日十之丞に腹切らせらる。

四十二、同年片岡治郎大夫出奔　池田三郎左衛門組片岡次郎大夫・加藤十郎兵衛兩人、大阪米拂の役にて彼地にまいり、八月二十四日大阪より京都へ米百五十俵、銀十五貫目遣しける。此裁判に、今西半内預林吉左衛門

と水手五右衛門といふ者添て遣す。同二十五日、伏見より車十二輛に米を積み、銀箱は跡の車にのせて吉左衛門添行けるが、九條あたりにて青倖銀ありとて、吉左衛門銀箱をひらき、銀を出し風呂敷につゝみて其まゝ逐電す。扨米銀とも京に着けるに、箱輕ければ改しに、五貫目不足せり。件の吉左衛門は去年の春榊十郎兵衛召抱て、ことしの春今西半内と交代すれば、吉左衛門が請人大阪にては安道寺町大和屋久兵衛、備前にては榊が家來小松庄兵衛と定て、請狀添て今西半内に渡したる者なれば、早速請人大和屋久兵衛を呼に遣しけるが、安道寺町に大和屋久兵衛といふ者更になきよし、町の者答ける故、如何せんと案じわづらふ所に、南久寶寺町上横堀の西町にて、久兵衛を尋出し、右一件を咄しければ、久兵衛答に、吉左衛門は知る人にては候へども、請にはたゝざる由を申、頓着せず。此旨備前に言上しければ、家老中榊十郎兵衛を呼て尋しに、去春吉左衛門を召抱し時承りしは、元來伊勢の者と申候。先年大阪に詰たる中村主馬預水手の源兵衛肝煎にて、籠屋町九兵衛請人なりしを、當春代替によつて、家來庄兵衛申付、請狀改させ、今西半内へ渡しけると、十郎兵衛答へける。かくて家老より片岡次郎大夫・加藤十郎兵衛・今西半内は引込あるべしと、同晦日落國にて、右の趣を江戸へ注進あり。烈公聞しめし、是ひとへに加藤・片岡兩人が不覺なりとて、生駒半大夫・井上蘆介を俄に大阪にのぼせ、片岡・加藤に代らしむ。生駒・井上九月二十五日、大阪に至り、加藤・片岡は同所を立し、備前に歸る。道中明石にて十月七日片岡次郎大夫一封の書を番頭池田三郎左衛門に殘して、同所より出奔す。其書の趣はそれがし先年郡奉行つとめしに、故なく其役をゆるされ、不快存候ひしに、御用にて大阪へのぼせられ、心も解候處、又今度の事到來し、面目なきゆへに退去と云。

四十三、同年西脇吉大夫・垣見源兵衛狂氣　西脇吉大夫といふ者、七月十一日江戸にて狂氣自殺、同十月二十八日、士鐵砲垣見源兵衛狂氣して自害す。（兩人とも其委細知れず。）

四十四、同年賜死牧野又兵衛家隷高木茂右衛門　牧野又兵衛門が若黨高木茂右衛門といふ者、口論の座にて高橋佐左衛門を切殺しければ、九月十一日茂右衛門に腹切らせらる。（口論并其時の始末くはしき事を知らず。）

四十五、同年備中賀屋郡牧谷村與一郎追放　牧谷村百姓與一郎と申者あり、兄仁兵衛と申者去年よ

り池田出羽役人に罷出申候。右の仁兵衛・與一郎方へ參り、每度與一郎妻に密通仕、母是を見付、與一郎に何となく妻を去候樣にと、申候に付、與一郎兄仁兵衛に妻を可去の由談合仕候得ば、仁兵衛申候は、其方妻無之候はゞ、洗濯する者無之不可然事とて差止め、當七月又仁兵衛來て妻と不義を仕候所へ、與一郎外より歸り、見付驚出て、從弟左兵衛と申者の方へ取退罷有て、與一郎存念には、右の不義見届候間、仁兵衛も妻も恥て立退候はんと存、わざと三四日も我家に不罷有候處、兄仁兵衛・與一郎を待と一、其まゝ家に居候由を聞て、與一郎其樣子を見候はんと存、我家に罷歸候得ば、仁兵衛決て有之、其方を待候て居候由申候。與一郎も覺有候やと申候得ば、仁兵衛覺有之候と申候由を、與一郎棒を以て仁兵衛を打倒候。妻外より來候處を、又打倒し候。仁兵衛申候は、由斷仕せんを被遂無是非候。公儀の御法度に逢候はんよりは、其方鎗に我を殺せと申に付、與一郎・仁兵衛を谷に誘、鎌を以喉を切て殺候。妻又來て同死せんと申に付、また咽を鎌にて切て殺候。近き頃生候男子養育難成事を思、是をも與一郎指殺候。與一郎家に歸、席の下を見候得ば、脇指にれたばを付、さやをはづし斧を添て有之由、右の段々郡奉行岩根源左衛門申上に付、於御前老中并侍もの僉議人共に僉議被仰付被聞召、御意被成候は、仁兵衛不義可申樣も無之事に候。與一郎歴々侍にて候はゞ、いまだ仕樣も可有之儀にて候得共、件のしかた程に仕るも、土民の身としては、少はきとく成所も有に付、死罪に可被仰付様も無之候。然とて弟として兄を殺候事、人倫をそこなひ申ものにて候故、其まゝ免じて置儀にても無之候間、與一郎は追放可仕候。與一郎母は在所に其儘居可申と申候はゞ、與一郎田地を取らせ可置の由。（右の段老中僉評せず、郡奉行岩根源左衛門へ、被申渡。）

四十六、寛文十年　禁獄　村上濱之助　兒小姓村上濱之助といふ者、吉田番右衛門が子半之助を戀し、去年冬書を半之助に贈り、書氣遣々しく心易く変事といふ。此よし番右衛門聞て、人を頼み異見を加へけるが、濱之助其事の洩るを怒り、番右衛門を打果すべしと閲しを、曹源公聞しめし、今年正月六日、濱之助を池田藤右衛門に預らる。かゝる所に、同七日江戸より脚力到來し、信濃守殿・兵部殿（豐前守に任ず。）受領ありし賀儀の節なれば、濱之助を日置猪右衛門に預度よし、藤右衛門より伊木長門・池田主税殿を以て申ければ、同八日濱之助死罪一等をゆるされ、日置家に

預られ、采地金川にて禁獄すべしと命あり、此後光清寺を以て、京都門跡より御捨免を願ひあるによつて、十月五日、門跡の使へ濱之助わたすべしと御ゆるしありしなり。あくる十一年八月二十二日、濱之助切腹せしと云。是自恥て死しや。未詳。

四十七、同年三間勘介出奔　三間勘介は學校馬術の師たり。久々病氣、とても始終奉公ならず。其上老母故鄉を慕ければ、やむことを得ず、先達て願、母を故鄉に遣しぬれば、かた〴〵仕へ辭し候ひぬ。新參者剩拜借の銀子も辨えず、一入恐入たるよしの一書を、丹羽次郎右衛門に殘し、十月二十八日出奔す。

四十八、同年山田重右衛門斬八藏　邑久郡村代官山田重右衛門といふ者、十一月十八日雉子を獲んとて、鐵砲携同郡庄田村德右衛門が裏なる山に行、所々覘て山を下りける所に西須惠村の百姓八藏といふ者、德右衛門が裏より薪を荷ひ山にのぼるに行合、道狹ければ、重右衛門道をゆづりて少し傍に寄居けるが重右衛門が羽織に薪を引懸、片袖引切、脇をも裾まで破りつゝ、會釋もせず行過ぬ。重右衛門聲かけて呼返しけるに、耳にも入れず通れば、おのれ何者ぞかへれといふ。此時八藏顧て立戾り、風吹て聞えずといふ。重右衛門聞て、たとへ風吹とも、衣類の裂るをしらぬ者やある。定て其薪は盜たらん、いざ德右衛門に聞合、其上にてあたふべしとて、德右衛門が方に連れゆき、薪の事尋ねしに、いかにも遣候ひぬ、此八藏はそれがし緣者に候と答へければ、さらば薪は言分んなし。元來裏道を通らず表道へ戾るべきに、仕形甚宜しからず。扨八藏をのれ人の衣類をかくまで大に破裂し、其斷はいはで、只聞えぬとのみ申條、不屆なり。以來愼めよ、代官にさへかく不禮す、況や餘人には、いかなる事をや仕出さんも、知がたしと叱しに、曾て存ぜぬとばかり答て、敢て一言の斷にも及ばず、おのれは何方にぞ奉公せしやと、重右衛門尋ねければ、去年までは二合半を啜(くらひ)候と云つゝ、薪にさしたる鎌取てひかへける故、重右衛門持たる鐵砲取直し、一うち打つ、八藏鎌にて請留め、そのまゝ荷の上飛越す所、德右衛門うしろより重右衛門が背抱へ御堪忍候へ、八藏逃よと制しけるに、八藏一足も退かず、猶かゝり來る。重右衛門件の鐵砲拋捨、大脇指を拔其比は、殺生などには、諸士一刀を帶し大小さす事はなかりしと聞く。夫より後にも「享保比迄は、此風殘りし由、監見七郎左衛門抔も一刀にて殺生せし由」左の肩先少し切る。八藏ちつともひるまず、彌

躍りかゝり、重右衛門が帯を取て押倒し、鎌にて首を刎んとす。重右衛門仰ぎながら、足にて鎌持たる手を蹴あげ、そのまゝ立あがり、袈裟に切たるに、八歳ひしと抱付を、頬を二刀切付て、扨首を打落し置。此時まで徳右衛門は、重右衛門をいだき居けるが、扨て放し脇へ寄る。同十七日、重右衛門岡山に出、代官頭西村源五郎に右の段物語し、始終の子細、徳右衛門見けるを申ければ、西村は徳右衛門を呼、委細尋しに、重右衛門申所に違なければ、同日家老中へ源五郎より達す。家老の差圖にて、重右衛門爲なれば、徳右衛門を[illegible]・鈴田次兵衛へ遣し、此度の一件申置べしとありて遣しければ、次兵衛委細に、徳右衛門が口状を聞届、同二十二日、重右衛門事は、別儀あらざる旨仰ありて、其旨を家老より、源五郎へ傳えられ事済たり。

四十九、同年 放萬代慶久 　外料萬代慶安、五月に病死し、養子慶久に家禄を給ふ。慶安が妻、子二人うめり。一人は男子なり。こゝに慶安が弟高田金右衛門といふ浪人、慶安が時より、萬代が家に寄宿す。十月三日件の金右衛門、慶安が妻幷娘を連て、萬代が家を出、大横目へ行、いろ／＼の事訴て古京町に行て住す。岸織部・山崎大膳は慶安と由緒あれば、彼妻がもとへ家来を遣し、いか成にて立出しぞ、慶久方へ立歸り然るべしと兩度まで異見を加へしに、更に同心せず。其後川村平兵衛、かの妻を呼てさま／＼申けれ共、背ければ、さらば慶安が貯の銀子に扶持米そへて、慶久より助力さすべし、娘は同人が方にかへすべしと、岸・山崎よりかさねて申けるが、助力は請べし、娘渡す事はならぬよしを答ふ。かくて金右衛門を、岸・山崎がもとに呼、娘は乳呑子なれ共、母に慶安が妻を云。渡て、此度の事までに落着せば、其方越度に成まじきと申に、金右衛門聞て、彼妻慶安召仕の者なれば、其段もならざるよしを答ふ。織部・大膳よりふたゝび妻が方へいろ／＼と申、娘を兩人方へ預るべしと扱ども、猶其意にまかせねば、同十一月二十二日、岸・山崎兩人より其旨家老へ言上す。同二十七日御裁斷あり。妻幷金右衛門追放、慶久は若輩ながら何とぞ扱べき品有べきに、家内治らざるよし御とがめ有て改易なり。男女の子二人は、慶安が妻共に追放ありし。慶安貯の金銀は、殘らず此二人に賜りしなり。

五十、同年 長谷川彦七郎狂氣 　今年大橋の邸、下谷邸とかえられ、惣制の普請奉行明田平左衛門・長谷川

彦七郎兩人歩行の者なりしが、御用仕廻同道して大阪までのぼり、御藏屋敷河瀨與五左衛門に來り物語する。かゝる所に、彦七郎厠に行て、そのまゝ自害して死たり。是五月二十二日の事なり。彦七郎くはしくは、寛文七年彦七出奔の條にのす、幷見るべし。

五十一、同年 簑浦孫大夫狂氣 歩行者簑浦孫大夫と云者、いつの事にや狂氣自害して死す。母幷幼少の子多ければ、不便の事なりと仰て、八月二十六日、扶持米を給ふ。

五十二、同年 坂田清四郎傷水番七兵衛 池田主稅組坂田權兵衛が嗣子淸四郎此年十四歲。小堀彦左衛門組浦上孫大夫次男十二郎十二歲。兩人、七月九日の事成し、西川七軒町の水波場にて、水游ぎける所、水番の七兵衛と云者來り、御法度なりと叱りければ、十二郎・七兵衛に取次、いかにも堪忍すべしと云。七兵衛猶言葉をあらゝげ、叱りければ、淸四郎たちまち脇指を拔て七兵衛が左の耳かけて肩へ二刀切付たり。七兵衛そのまゝ逃出し、浦上孫大夫が方に行、かくと告てければ、其近邊河村平太兵衛・渡邊利右衛門・歩行横目大平權左衛門出合、樣子承届しとぞ、其後はいかゞなりしやしらず。

五十三、同年 奥上道郡吉原村公事被仰出覺 今度申分仕候者共、双方の申樣被聞召上候。尤科の輕重も有之候間、急度曲事可被仰付儀にも候得共、何も一類の內にて有ながら、常々不和にして出入に成樣に仕なし候事不屆ながら、下々の儀に候へば、左樣の辨も無之段、都て不便に思召候間、和睦仕候樣にと思召、一所に被召置候。和睦不仕候はゞ、いつ迄も籠舍可被仰付事。

右の通被仰出、九人一つ籠舍被仰付候。

年寄 久左衛門。「惣左衛門・久左衛門從弟なり。」 久左衛門子 半左衛門。 庄屋 惣左衛門。

惣左衛門子 善兵衛。 惣左衛門妹聟 甚右衛門。 甚右衛門子 市介。 惣左衛門甥 萬藏。

萬藏兄 太郎兵衛。 惣左衛門アヒヤケ 六兵衛。

公事は長き事故、略之。 庄屋惡事を、久左衛門七箇條申出候。庄屋申分立候事五箇條、不分明成事二箇條有之。其外久左衛門に不屆成所五箇條 惣左衛門・善兵衛咎六箇條。萬藏咎五箇條。太郎兵衛二箇條。甚右衛門同斷。市介三箇條なり。

物左衛門籠屋にて痢病相煩、當年九月二十六日、籠屋より出し町屋にて養生致させ候得共、次第に重り、十月五日在所へ歸し、同日病死。村に有之親類共、籠舍の様子見屆、何も和睦仕候由申上候に付、十一月二十一日に不殘籠舍御捨免被仰付。

五十四、同年 御野郡四日市村次右衛門籠舍 當正月十日、郡奉行武田左吉申候は、御野郡四日市村の次右衛門事、町人は申合、賣延米銀、都合二十三貫目餘有之候に付、番を付置候由、老中籠舍被申付、弟久右衛門・平三郎二人は、郡の籠へ入置候。當十三日弟二人御赦免、次右衛門は其職分にあらずして、人の財を失候、曲事に被仰付候得共、田地御取上、住宅は可任心旨にて御赦免。

左吉老中へ伺相濟候覺。

耕作道具、家に殘し置、其外の道具次右衛門に被下。親久兵衛隱居領田畠二段二畝餘、其まゝ被下。弟久右衛門自分に求候田畠、一段六畝餘、同斷。弟共に家を建て遣由にて、竹木調置候。同斷。親兄弟共其儘四日市に住宅可仕候。

(番號なし)寛文十一年 放竹中茂助・庄野市郎兵衛・小谷甚之亟・高桑彌三右衛門・渡邊勘平・大橋宗七

九月四日備後守殿烈公御弟逝去ありければ、穩便の比なれども、此月は諸社祭禮多き事なれば、神事ばかりは例のごとく執行ひ、去ながら大勢集り、聲高に賑々敷するは然るべからざるよし、家老中より郡奉行に觸らる。同十四日は御野郡大供村戸隱宮の祭禮なり。されば郡奉行武田左吉より、猶又庄屋・年寄に、きびしく令しぬれば、警固として百姓六人を社邊に付置、夜に入て子供など寄合、相撲をあらそふを兩度まで追はらひ、夜も更ければ、件の警固も宿に歸し所、又相撲場に大聲す。彼警固出向て制しけるに、兩刀佩したる者大勢集り、いつかな聞入もなし。扨翌日百姓・庄屋御吟味ありしに、庄屋は服者にて、社參さへせざるよしを陳ず。其後段々御穿鑿ありしに、諸士の少年輩等多く集りしなり。同月十一日、曹源公それぐ\御裁斷あり。其趣、

一、庄屋・年寄忌有とて、社内へは參間敷とも、近所迄罷出可申付を、奉行申付を疎に仕段、不屆の仕合なり。警固罷出候者共示しを不聞とて、庄屋申分を其分に仕置候段、不屆に付、庄屋・年寄追込置、幷警固の百姓共、六人に手鎖をおろし、村へ可

預置旨。

右家老中より武田佐吉へ申渡。又家老中書付を以て、曹源公の御意を傳ふ。

一、侍從君の十人組、竹中國左衞門悴茂助儀、常にても遠慮可仕處、見物場へ參、夜中に不作法の仕合、殊に此度は重き御忌中にて候處、何の憚無之段、不屆の至に候間、可追放旨被仰出候。

一、池田美作組庄野市郎兵衞、池田藤右衞門組小谷甚之丞儀、不屆の樣子、右同斷に被思召候へ共、江戸羽林君へ御伺被成候間、其内閉門被仰付候。

一、池田美作組高桑忠右衞門悴彌三右衞門、池田藤右衞門組大橋與右衞門悴宗七、池田三郎左衞門組渡邊利右衞門悴勘平治儀今度の仕形常に父共の示し惡敷故と被思召、御機嫌不宜候間、當分爲恐引籠罷有可然旨、家老より番頭共に申渡す。

右の趣江戸へ言上あり。同十一月十八日、烈公の御下知を家老より書付にて番頭に申渡す事、左に記す。

一、池田美作組庄野市郎兵衞、池田藤右衞門組小谷甚之丞儀、常とても可有之に、時節の考も無之、見物場へ參、其上不作法の仕合、不屆に被思召候間、兩人共追放被仰付候。

一、池田美作組高桑忠右衞門、池田三郎左衞門組渡邊利右衞門兩人悴、常々親の示惡敷故か、但親の示にても不用子有之候へば、親取計とも難申、其上時節惡敷候へば、子ども兩人追放被仰付。

一、池田藤右衞門組大橋與右衞門悴事、同罪にて無之とは乍申、所•時節惡、か樣の場へ罷出候事、親尤とは存間敷候。此儀に不限、か樣の者は親の心に不叶儀と存ながらも、不改と思召候へば、追放被仰付候。

五十五、同年放入江又八郎•鈴木佐右衞門。高橋利兵衞•石岡六郎右衞門•石丸安左衞門•村上治兵衞　藏奉行共不直の事ありて、段々穿鑿にて皆罪かふむる。先づ入江又八郎といふ者、赤坂郡日用米四百二俵、高瀨運上米五十三俵、切手を出し置、本帳の元を見落したるとて、勘定に立てず。并に拂方たしかならぬ米三百二十七俵あり。其上勘定に滯ありて、自分のはからひにて、大數の米賣拂、相場相にて私曲なり。御野郡四日市村の次右衞門といふ百姓となれ合、誓紙にそむき、米を次右衞門に借し、納めざる米の切手を出てあ

たへける。此次右衛門、去し寛文九年入牢せし時、御野郡古松村仁兵衛と云者、又八郎并鈴木佐右衛門方へ行、次右衛門闕所になりし上は、切手米書付御出し候へば、割符御取可然よし申ければ、又八郎答に、書付出す事はならす。何とぞ少にても銀にて取候へと頼し故、仁兵衛両人の手前を笑止におもひ、庄屋仲間両三人相談し、庭瀬家中、山神兵左衛門より、次右衛門借銀二貫目と書出し、扨仁兵衛は又八郎・佐右衛門両人の使と称し、山神が方に行事の子細を云て、銀子の借状したゝめ、山神に渡しける。此借状の文言に、又八郎肝煎と作文せしなり。其後穿鑿に成て、大横目又八郎にむかひ、庭瀬の士より次右衛門借銀の證文に判形せしか、御蔵米に構なきかと尋しに、少しも構なきよし、又八郎返答す。尤庭瀬よりの借銀は、百姓の才覚とは云ながら、作り言に同意し、上を偽る。又同役高橋利兵衛・石岡六郎右衛門勘定せし時、二百二十七俵借り、其上高橋・石黒両人より、田川久左衛門が借たる米五十三俵をも、久左衛門と相談し、其儘切手に書載、久左衛門に借しける。かく段々私曲あれば、御成敗あるべけれ共、大猷廟御法事、光君薨御逝去の節なれは、一命は助られぬ。尤此上に諸人の障りに成事あらば、きびしくも御裁断あるべしと、御蔵米ばかりの事なればとて、闕所のうへ追放し給ふ。鈴木佐右衛門は、又八郎より後に其役命ぜられし故、萬事又八郎にまかせ、次右衛門に米借しけるも、知りながら居たりしかば、又八郎よりは其罪軽きやうなれ共、又八郎が役ゆるされし後、同役石丸安左衛門が請込の蔵より、米のかしかり自身取はからひければ、又八郎と同罪なりとて、追放せられる。高橋利兵衛・石岡六郎右衛門両人も、誓紙にそむき米を多く外に出し、勘定滞りしかば、又八郎・佐右衛門より二百二十七俵を借り、其役ゆるされしに、今に返済遅滞し、剰大豆をも外に借し、代銀の取立を延引し、御蔵米をまづうりて、それにて大豆の價をつぐのひける。其内石岡は構の出銀残なく出しければ、高橋よりは罪軽かと評判す。此両人は又八郎佐右衛門とはちがひ、只自身に御蔵米を賣拂ばかりにて、私曲は格外にあらぬにや、闕所には及ばず御追放なり。石丸安左衛門は鈴木と同役にて、入江・鈴木が勘定滞し時、渡米額に應じ、誓紙をそむき、米を鈴木に借し、後両人より銀子にて返しけるに、相場を以、米のあたひ下りし時勘定して、両人と同意しければ、是も追放。四日市村次右衛門・古松村仁兵衛は追込となる。蔵横目入江彌

三右衛門は閉門す。右の一件皆二月十六日に御裁許あり。同五月二十一日、入江彌三右衛門閉門御ゆるしありて、其役も召上られぬ。此日歩行者村上治兵衛改易ある。是は入江又八郎が勘定滞ける時、入江に荷擔し、口上道の知人どもに、銀子出させ集ける仕形、よろしからずとて、又八郎追放ありし日より、閉門にて居けるを、今日かく命ありしと云。

五十六、同年 三宅九右衛門家隷傷森寺九左衛門家隷　土肥飛彈組頭森寺九左衛門が若黨喜六といふ者、妻なければ、眞田將監が組、三宅九右衛門が若黨、三平を頼み、似合敷女あらば、肝煎くれよと申けるが、九月十八日の事なりし、喜六が方に三平來り、よき女あり世話すべし、今宵烏渡行て、女の樣をも見るべしとて、打つれ出て喜六を先に立、御野郡下出石村新屋敷のはづれまで行ける時、うしろより三平聲を懸け、刀をぬいて喜六を切る。喜六ふり返り組伏たり。此時三平ひとにゆるすべし、我酒に醉たりと云故、刀脇指とも喜六うばひ取て、右の手にて三平をとらへ歸りけるが、又三平飛かゝり、喜六が持たる刀を取る。此時兩人とも溝に落、いかゞしたりけん、三平を取放しぬれば、そのまゝ三平は田の中を南へさして逃去けり。喜六すべき樣なく、やがて家に歸り、此よし主人九左衛門に言上す。九左衛門よりは飛彈將監に達しける。されば兩番頭より家老中へ達し、早速大横目に仰て穿鑿を遂られぬ。然るに喜六何の意趣なきよし申ける。又常々喜六・三平兩人の內、銀子など貯置けるやと、喜六傍輩を吟味ありしかども、左樣の事も候はぬよし申ける。是若三平銀子など持居たらんには、喜六切殺し、川か堀かへ、しつめけるほども、計がたしとの事とぞ聞えし、猶又吟味のため、郡奉行武田左吉に仰て、村々をせんさくありしに、三平は下伊福村へ行たるよし、武田より注進をしければ、いよ／＼出奔に相違なければ、最早喜六事別儀なきよし、八月二日家老中より飛彈まで指圖あつて、その後も九左衛門めしつかひける。

五十七、同年七月朔日 伊豫守樣被仰出　御意の趣、老中・大横目并郡奉行安宅彌一郎へ被申渡如左。

一、鹿忍村長三郎斬罪可申付事。

一、親善右衛門儀、長三郎悴共二人一所追放可仕事。

一、猪兵衛儀、淡路国在所へ、鹿忍村庄屋仁右衛門・大組頭弥右衛門・中比の宿惣大夫、此ものどもとして、慥成人を相添、送届可申由、百姓共迄の儀は軽き様に候間、弥一郎方より、先方の奉行へ添状可遣事。

一、清左衛門女并悴なと類くは女の在所へ、右の者共と一所に、慥成人を相添、送届可申候。弥一郎添状右同断。

一、長三郎女の儀、右同断。

意趣は、大阪今西半内方より、老中へ申遣候は、清左衛門と申者、大阪村木同屋方へ参、牛窓の助三郎村木船に乗り参候由申、其外偽の段言申に付、公儀御奉行所より御とらへ候て、上り屋に追込置候処、彼清左衛門妻子、備前国鹿忍村に罷有候由申、其通に候や、尋候て申上候様にと、御奉行衆より、半内へ被仰渡候由、安宅弥一郎に被仰付、鹿忍村遂吟味候へば、長三郎と申小百姓、十七八年以来阿波国へ袖に参、阿波にて妻を求申由、彼清左衛門女の親と、長三郎阿波にてしたしみ候に付、去年正月より、清左衛門としたしく罷成よし、長三郎去年御国へ罷帰候に付、召連参見候様にと、清左衛門申に付、去年四月、清左衛門妻子共同道仕、鹿忍村へ罷越、長三郎親善右衛門に長三郎申は、清左衛門儀、阿波のもの慥なるものにて、則私と相智にて候故、召連参候と申に付、善右衛門も悴長三郎申分にまかせ、清左衛門に宿をかし置由。尤村の者も不存候由。扨又清左衛門を、鹿忍村惣大夫と申者、若年にやとひ候儀も有之、其よしみにて、中比少の間惣大夫方にも、清左衛門を置候儀有之由、他国者抱置候儀、堅御法度の事、去年より当年迄、善右衛門・長三郎断を不申抱置候事、庄屋仁右衛門方へ、当四月に、善右衛門右の品相断候故、抱置事成間敷由□□□申に付て、善右衛門・清左衛門へ、其段申聞候へば、女をば暇を遣候由、清左衛門其国へ罷帰候とて、当五月中旬、善右衛門方を立退候由に候事。右の趣弥一郎老中へ申上、老中より今西半内方へ、清左衛門妻子の様子被申遣、則御奉行衆へ、半内申上候得ば、清左衛門儀差て科も無之故、上り屋に被指置候。一應御穿鑿、御追放か御成敗被成候とも、妻子には御構無之由、御奉行衆被仰渡候に付、左候はゞ、清左衛門被仰付の無之内に、妻子共の儀、如何様に申付候ても、不苦儀に候やと、半内より伺申候得ば、弥御構ひ無之由被仰旨、半内より老中へ申越候事。

右猪兵衛と申者は、當三月末より、鹿忍村善右衛門方へ參居申由。猪兵衛儀、生國淡路の者にて御座候。右の清左衛門としたしみのものにて、清左衛門に猪兵衛申候は、鹿忍は鹽舟など上り、船方いたし過能候はゞ、參り度由に付、清左衛門申は、きりしたん改强、只は置候事成まじく候。清左衛門親のよし申、罷下候樣にと、大阪にて約束仕、善右衛門猪兵衛たばかり參居申由に候事。

一、猪兵衛生國、淡路國緝の郡せうけ七村の內、安坂村の由。兄弟居申候。

一、清左衛門生國、阿波國かいふ郡あふ村のものゝ由、兄弟居申候。

一、長三郎生國、阿波國かいふ郡とも村のものゝ由、兄弟とも奥浦村と申所に居申由、此所へ參度と存申候由。

鹿忍村百姓共の儀、先日被仰付通、輕き樣に被思召候旨にて、重て池田主稅承候て、江戶より申來候由、御意の趣老中書付を以、大横目并郡奉行安宅彌一郎へ、申渡如左。

一、大組頭彌次右衛門・同子惣大夫、御國追放被仰付候事。

一、年寄長兵衛追込置、以後御赦免可被成候事。

一、庄屋仁左衛門役儀取上げ、田地半分取上可申事。

一、五人組并奉公人共上件の儀に候間、無御構候事。

一、年寄九左衛門追込置、以後御赦免可被成事。

一、五人組頭九右衛門籠舍申付、已後御赦免可被成事。

一、久左衛門他國へ參、當正月罷歸不存段尤に候間、其分に可仕事。

右の儀に付、奉行代官へ可申聞御意の趣、池田主稅承候て、江戶より申來旨、老中被申渡如左。

一、安宅彌一郎儀、同村に他國者妻子共に、一箇年餘住居候儀、不存段郡中への申付おろかに候故、申聞候者無之かと思召候得共、常々役儀の勤、不情なるやうにも、御聞不被遊候に付、此度の儀御差免被成候。以來か樣の儀在之候はゞ、急度可被仰付旨、御意の事。

一、代官西村金右衛門、きりしたん改の儀、一年に一兩度づゝ、村々へ罷出上、改仕候樣被仰付置候、きりしたん改は、公儀よりも、第一に被仰付候得ば、常にも可心掛事に候。近村に、他國者一年餘住宅仕候を、不存候段、改の儀末細に無之故、上改の時分、村所の者も不申聞候と被思召候。御思案追て可被仰付候條、引込罷有候樣にと、御意の事。

江戶より被遣候、御書の寫如左。

態申遣候。然は先日於大供宮中事仕候者共の儀、別紙書付の通、可被申付候事。

一、鹿忍村百姓共の事、是亦別紙書付の趣可被申付候事。

一、安宅彌一郎儀、同村に他國者妻子共に、一年餘住候儀、□□□（欠字）郡中への申付おろかに候故、申聞候者無之かと存候へ共、常々□□□（欠字）成様にも不聞候に付、此度の儀さし免候。以来か様の儀有之候はゞ、急度可申付旨、可被申聞候事。

一、代官西村金右衛門儀、吉利支丹改の儀、一年に兩度づゝ村方へ罷出上、改仕候様申付候。吉利支丹改は、従公儀第一に被仰付候得ば、常にも可心掛事に候。同村近所に、他國者一年餘住宅仕候を不存候。其上改の儀末細に無之故、上改の時分村所の者、不申聞候と存候間、思案仕追て可申付候條、引籠罷有候様可被申付事。

先日主税方迄書状に、鹿忍村せんさくの事、過たる儀と申、其上常に吉利支丹改おろか成故かと、世間にて沙汰仕候得ば、御爲にも不宜と申者候由被申越候。我等の趣意とは大きに違申候。此度の改おろかなるは、本は我等常々申付様かるきゆへにて候。其故代官奉行もおこたり候事に候。然るを我等が油断をかくし、世間のそしりに恐、其まゝ指置候事、奉對公儀へ、後くらき事と存候。公儀よりも吉利支丹の事は不絶被仰の儀、各も能被存候事に候。必竟我等一人の油断と存知候得ば、我等過を改申にて候。此旨能得心被申候はゞ、其方達より被申越候趣過と存候。我等油断の所は、各たゞし被申こそ、可存尤と存候。世間のそしりをはゞかり、其申者の口に、大事と公儀事まはされ、僉儀をも仕候用人共へ、とく／＼被申聞、此儀に不限、過をかざり候様成せんぎ、不仕候様に、相意得候へと、可被申付候事。

一、此度の儀今改申付候はゞ、扨は、うさん成者にて、評判も可有之被存候由、此段も尤に候。併最前申付候通に指置候はゞ、人□□（欠字）在者は、此一儀必竟は公儀事に候。被仰付様輕過候と申者も可有之候。左候得ば迚、人口にのり候はゞ、奉對公儀へ過を改候がましにては、あるまじく候や、惣て此已後とても、吉利支丹改の穿鑿にかゝり候儀は、成程つよく申付候様に、各も被相心得、奉行人共へも申付可被置候。右の段伊豫守へ申達、其上にて可被申渡候。已上。

十一月二十七日　　少　將　判

池　田　大　學　殿

日　置　猪　右　衛　門　殿

五十八、村上了村出奔　御茶道村上了村、いかなる故にや、四月二十日出奔せしが、延寶九年八月二十五日、

曹源公ふたゝび召歸させ給ふ。

以下數事年號不知。按るに寛文年中の事ならんか。

五十九、六月二十三日　須賀又右衛門女目安差上候に付左の通被仰出

一、須賀與八郎、惣領又右衛門令病死候。就其親與八郎儀を何角と書付、又は又右衛門男子孫を惣領に立申度と、存生の内より又右衛門申候由差上候。目安の内にて又右衛門相果候はゞ、目安上候へと申置候由書付候。此一色にて又右衛門常々不孝の至極無疑候。此者若本復仕、于今於有之は、御成敗可被仰付者と思召候。依て又右衛門女幷兄當町に有之候兩人共、御國御搆被成候。

一、與八郎儀被下置候御知行、二百石の内百石分、内所にて又右衛門に分遣置候。其上右の通大不孝者に□□□(欠字)共、傍輩中心安者共にも、又右衛門惡を隱し、終□□□(欠字)被聞召及寄持(奇特)に思召候事。

六十、野殿町醫者岡本玄佐追放　卯月二十二日の朝、玄佐妻に酒を調候得と申候。妻申候は、代物無之まゝ、かんにんいたし候樣にと申候。玄佐申候は、代物無之事は有まじく候、是非買候樣にと申候。妻申候は、今朝子共にたべさせ候程ならて(らーカ)は無之候間、こらへ候得と申候。其時玄佐小脇指を拔、妻を突殺候。同日籠舍被申付、六月二十一日の評定にて、玄佐日頃酒狂仕、氣違同前にて候故、追放可仕旨被申渡候。玄佐子共十一歳と六歳に罷成候ハ兩人有之候。玄佐妻の姉は備中山手内宿村に覺左衛門と申ものゝ妻に候。右二人の男子覺左衛門に相渡、玄佐家村(財)幷少の銀子を取、玄佐跡家に置候て成共、又は在鄕へ引取候て成とも、養育仕候樣にと可申付旨、老中・町奉行・郡奉行へ被申渡。

六十一、與上道郡塚原山三働院追放幷同所一乘坊閉門　三働院下人の妻と不義仕候を、一乘坊見付候由、地光院・法光院へ申聞、三箇寺申合、三働院手前可遂吟味申候得ば、三働院不義不仕由申に付、其埒不屆候に依て、岡山へ罷出、寺社奉行手前にて僉議可仕旨申合候處、五月七日に三働院塚原山を立退候。片上より船

に乘退候事も可有之と存、塚原山邊に罷有、村代官大平善左衞門方より、片上に居申大□四郎右衞門方へ申達候得ば、船共穿鑿仕候處、三個院者に右候處を捕へ、右の樣子寺社奉行并郡奉行久保田彥兵衞、老中へ申達候處、坊主共呼寄、寺社奉行に於て横目加り、穿鑿可仕旨被申渡、何も穿鑿仕候處、三個院前々不作法の由風聞有之候得共、今度不義仕候事、一乘坊慥見付候と申事は、證據無之偽に相濟候。三個院塚原山を立退候儀も、一山の住寺仕るもの、不義有之由被申掛、寺社奉行所へ罷出糺明に逢候ては、縱申披候とも失面目候。其上左に證據なき事に候得ば、糺明申間敷候。所詮寺を引可申より外は無之と存、立退候由申候。右の段々老中へ申達候處に、老中より申渡は、

三個院寡来の妻と二人一所に罷有樣、不作法の仕合に候へ共、不義見付候と申儀、偽に相究候。三個院此儀に付立退候ば、身に誤り有之故と、可相定事の樣に候得共、出家の身として、か樣に申かけに逢、奉行所へ罷出、縱申分立候とも、失面目存立退候と、三個院申候段、心得違に候はゞ、若又か樣の儀有之間敷共不被申候。又前々惡き噂も有之由に候得共、右邊申儀に候得ば、舊惡を只今不及穿鑿候間、御國追放可仕候。

一乘坊儀不覺を吟味仕候段、出家の上にはたゞの儀に候得共、奉行所へ罷出、僞を申事不屆の仕合に候。然共惡意を以て申かけを仕樣子にては無之、三個院手前不義可有之と存、吟味仕かゝり、慥に可申成ために僞を申と相聞候上は、當分寺へ可追込置候由。

六十二、才兵衞弟闘助を切殺の事　若生郡田尻村闘助と申者、正月二十七日父次郎右衞門山へ參候を、闘助つらを包、親不見知樣に仕、二郎右衞門ふゑ(咽)をしめ、かまの柄など押込樣子惡逆仕候處、山人大勢參候付退候。其後かの□□(欠字)より包を取、着物を着替、親居候跡へ參驚たる體を仕候。□□(欠字)からめ罪候處に、闘助兄才兵衞、御役仕岡山に罷有候が、右の段承驚候て、闘助を切殺、二歳に成候悴をもさし殺申候。才兵衞申分は、眼前親の敵にて候故、右の通仕候。此上は如何樣共被御付次第と申候。此才兵衞常々孝行成者にて、二十年以來奉行仕、給米少も私用に不仕、不殘親に遣し申由、依て才兵衞儀親次郎右衞門氣色被成候迄付居申候て、看病仕候得ば、其間は御役差免候へと、猪右衞門被申渡なり。

六十三、吉田多兵衛閉門　二百五十石、伊庭半藏組、御弓組。　吉田多兵衛御暇不申上、足守へ參儀、常々けんぼう煩ひ、物忘れ仕候よし、被爲聞召及候旨、忘れ申段不屆に思召にては無之候。先へ參り存出し候ほど、早速罷歸候て御斷可申上儀を、其まゝなげやりに仕居申、殊者共と同道いたし罷歸候儀不屆に思召候付て、閉門被仰付、其後木下兵部殿より猪右衛門方迄切々斷申來候に依て、七月十二日被召出候なり。

六十四、語都悴久四郎・市左衛門を切殺の事　中島町語都所へ作州津山はいだ町笠張悴市左衛門と申者、五月六日より參、宿かり居申候處、語都悴久四郎、六月七日の朝市左衛門を切申候。則寄合わけ、市左衛門少し手負申候。いか程の子細有之、如此仕候やと、久四郎に相尋候へ共、喧嘩の由にて意趣を不申故、久四郎母市左衛門手前せんさく被仰付、御聞かせ候へば、右の市左衛門、語都女に對し、不義有之段分明に依て、女市左衛門兩人共に六月二十三日に御成敗被仰付候。語都儀、去々年も斷なしに惡人の宿仕□□□（欠字）品有之候へ共、盲の儀故差免、其節書物など申付候處、□（欠字）斷なしに市左衛門宿仕、重々不屆仕居、御成敗をも可被仰付科に候へ共、盲故御捨免御國拂候。久四郎儀母の惡名世に顯ん事を恥て、喧嘩の樣に仕なし、可討果との覺悟奇特に思召候。依之其まゝ當地に住宅可仕旨被仰渡候。久四郎。語都爲には養子、母の爲には實子なり。

六十五、備中淺口郡鴨方村又兵衛下人三介斬罪申付、首御藏奥山田村へ遣せし事　四月十日鴨方村町人共の下人七人、外に子共五六人、同郡阿部山へ參、子共御藏所小田郡山田村山の内へおり下り、草苅居候處を、山田村より十四五人追懸參、子共のかま。鎌をとり、しきりに追ひ候に付、子共にげ上り、山田村より大勢來り打殺候由、七人のもの共へ申候得ば、七人のもの山田村の者を追返し、とられ候かま。鎌取返し候處、山田村の傳介と申百姓、久々相煩其日初て山へ參候。病後前遲くして、跡より逃げ候を、鴨方村又兵衛下人三介、一番に棒にてうち、同村太郎左衛門下人七介、二番にうち候へば、中一日有之、同十二日に彼傳介相果申候。其内は山田村より御領分十村肝煎、山口村六郎左衛門方へ申遣候は、傳介事右の仕合にて追付相果可申候。果次第死骸もたせ可越候由申に付、六郎左衛門申候は、死骸の儀此方へ被越候には不及候。是非見せ度候ば、此方より入遣し

見せ可申候。山の僉儀次第に、いか樣共埒明候はん間、果候はゞ早々其元にて葬候得と返事仕候。同十二日に人數三十二人ほくとう・杖などにて葬閙仕、死骸を鴨方村へ越候に付、郡奉行岡枝平助申付させ候は、死骸見屆候。然る上は其方へ□□(欠字)葬り候得と申候得ば、一圓不聞入、死骸捨置候に付、持來候人數程にて死骸爲持戻し候。同御藏所三成村庄屋三郎左衞門と申者を、御藏所手代より爲使、六郎左衞門方迄、右の樣子申屆候に、書狀爲持越候。平助六郎左衞門に申付、返事爲致候は、山田村山の內にて、人打殺候上は、兎角の儀無之候。相手の儀いか樣にも、山田村の望次第に可申付候。則其日山へ參候七人のもの共いましめ置候間、直に參被見候へ、此由御手代衆へ申候樣にと申候得ば、三郎左衞門申候は、御搦置候者見候に不及候樣子、其手代衆へ申、早々葬せ可申由申罷歸る。平助山へ參候七人の者共、遂吟味、三助・七介兩人籠舍申付、兩人の主人共をも追込置、同十九日庄屋兩人六郎右衞門使に付、三成村三郎左衞門方迄申遣候は、傳介相手吟味仕、いましめ置候。山田村へ首綱可遣や搦可遣や、此段御手代衆へ窺給候樣にと申遣候處、同二十三日、御藏手代吉井佐右衞門・堀池太郎右衞門・武谷忠兵衞と申仁の方より、書狀差越候は、去る十日奧山田村の者、同村の山へ草苅に參候處、鴨方村のもの共、奧山田村分いしうが谷へ大勢罷越、奧山田村傳助と申ものを打殺申に付、其段山口村庄屋六郎左衞門方迄、書狀を以申入候處、口上に被仰聞候は、相手七人御搦置候間、使の者にも見候樣にと被申候由、其後東三成村三郎左衞門方へ、六郎左衞門より爲使。板村九兵衞・小坂村市郎右衞門被指越・相手の儀奧山田村より、いか樣に望候やと被相尋候由承候。左樣の儀、兩者共爲計と申入候儀不罷成候。其御地において、いか體に可被仰付候や、其段御報に可被仰聞候。其趣九平次方へ申聞、追て可得御意、□□(欠字)原助方より、右三人へ返事申遣候は、去る十日に奧山田村のもの□□(欠字)鴨方村の者、山喧嘩仕、奧山田村傳助と申者を打殺申に付、其日山へ參候七人のもの共、此中遂吟味候得ば、相手の者知れ申に付、川口村六郎左衞門方より、庄屋二人爲使遣し候ば、彼七人の者共吟味仕候得ば、本人知れ申候。本人の儀山田村へ搦引せ可申や、各樣へ伺給候樣にと申遣候も、山田村の內にて傳介打殺候上は、兎角の儀無御座候間、本人山田村へ引せ可進や、但此方にて成敗仕、首山田村へ爲持可遣候や、各樣御計にて御指圖被成候ば、九平次樣よ

りの御一左右相傳、いか樣共可申付候と相調遣し候。右の通平助書狀、手代より九平次殿へ遣し、九平次殿より江戸御勘定奉行衆へ御伺候由。六月十八日手代武谷忠兵衛・古川市郎右衛門・堀池太郎右衛門より書狀差越候は、奥山田村傳介を打殺候相手一人、其元にて斬罪被仰付、首奥山田村へ被遣、御渡可被成候。奥山田村にてごくもんに掛け候得と、九平次方より申來候。則爲檢使矢掛村傳左衛門共へ指越申候。猶此旨口上に可申達候。平助返事に申遣候は、奥山田村傳介相手一人、此方にて斬罪申付、首山田村へ爲持可遣候旨、九平次樣より申來り由にて、矢掛村庄屋傳左衛門爲御檢使、被下由得其意申候。早々首刎傳左衛門に見せ、山田村へ爲持可遣候得共、山田村に首ごくもんに御かけ可被成の由、御存の通、山喧嘩日々事に候得ば、ごくもんの儀早速分別難仕候間、追て自是御左右可仕候。委細は傳左衛門口上にて可被申と、返事に申遣。扨老中へ平助右の通窺候得ば、九平次殿より申來との儀に候得ば、兎角首刎相渡候樣にと、老中被申渡に付、同二十日御藏所より檢使を請、三介首を刎、山田村へ□□□（欠字）、七介儀御追放可被仰付候やと、平助老中へ伺候處、三介儀先方□□□（欠字）申付る上は、七介儀先共分にて免置候樣にと申渡され、七介籠舍をゆるし候。

一、備中淺口郡鴨方村七助斬罪申付、三介親兄籠舍申付、三介主人次兵衛、幷七介主人太郎左衛門、鴨方村庄屋七郎左衛門、年寄百姓山口村十村肝煎六郎左衛門追込置可申旨、池田主稅承にて、御意の旨從江戸申來る由、老中・大横目并郡奉行岡枝平介へ被申渡る。

是本人斬罪の上は、自他の出入は相濟候得共、御藏所の山を盜のみならず、剰御藏所の百姓を打殺候段、重々罪科に付、雖爲助打御赦免難被成候、所の十村肝煎・庄屋・年寄、常々申付不宜故、か樣の儀出來、不屆被思召、依て如此被仰付候なり。

六十六、邑久郡日寺山田十右衛門詔（詮カ）公事人共被行罪科

一、彌右衛門公事をすゝめ、惡事を起させ、目安を取持書せ申候、此者罪本人に倍候故、はり付。

一、本坊目安の儀、談合仕下書を仕、其後目安上樣差圖仕、其上岡山より呼に參候へば、缺落仕候を捕、拷問の上にて白狀、此者惡を僞にたくみにして、人を害せんと仕候段、本人同前なる故、獄門。

一、九郎右衛門目安を上る、本人僞を目安に書申候。此者僞を以て公事をたくみ、なき惡を上本人たる故、獄門。

一、清次郎公事の儀親たくみ候を、樣々異見仕悲み候得共、親用ひ不申候に付、不及是非、後公事に成候て、親を指圖、公事の相手に成候て、僞を申候。

此者初親の惡を悲しみ、異見申候得共、父不用候故、父を惡人に[illegible]、己善人に不成して、是不得止時は、父と一つに成、却て公事の[illegible]者得たれば、惣て善事の類なきの事ありと雖ども、右の善事に依て、並之有在宅者なり。しだい[illegible]、德に可用に候得ば、重て少罪成共可宥科なり。

一、清三郎公事を起、本人此者たはけにて、父兄に任せ、心にたくみなきといへども、公事を起本人故、罪をそゝぎ在宅を免なり。

一、九郎兵衛、某商賣物の割仕候事白狀後、又申かへ割仕ず候と申し、偏て帳付刻違かと、帳拶問候へば、九兵衛申には、弟甥共と一味仕候事を、かれらに宗門に、我自狀仕候事嫌しく存、兎角ても自共に惡じく存詰申かへ候得共、帳此仕合に御座候へば、もはや帳[illegible]可申上候と、白狀仕候、此者始中終親類のかばい候て、申樣有に一途人成候、某前罪を免し在宅候。

一、仁兵衛、清吉の判を仕候て、不仕と申、後日累の刻、日にぶく候、此者僞て公事を難ずる故、小指を切在宅を免。

一、養心坊目安の儀、下書仕頼申候へば、文言を直し清書仕候、此者筆を以、人の惡を助候間、人前ゆびを切、令追放。

一、五左衛門百姓共、公事の樣子物語仕頼候へば、六太夫留守にて候間、歸候時頼候得と差圖仕候。此者百姓共の惡を不禁候。少助候間令追放。

一、六大夫公事の儀、百姓共度々參詣仕候得ば、二三年此かた樣子不便成事にて候、其段を段右衛門へ申候へと申、其後本告書にて、百姓目安を見せ直しくれ候得と申候へば、異見仕目安認出來仕、直し申所無之と申候由、此者百姓共惡僞を申、人を害せんと仕候を不禁して、還て助近付候事不屆候間、家財沒收し、令追放。

一、太左衛門目安讀見仕、其後百姓共の宿へ參、御箱へ入可申と[illegible]入候得と申候。此者六太夫同罪といへども、少かる申故、令追放。

一、馬左衛門目安を見、其後宿へ參、又路次にて、九郎右衛門に逢候刻、目安御箱へ入不申候はゞ、入遣し可申と申聞、此者太左

衞門同罪。

一、庄左衞門公事の一卷、九郎右衞門。清次郎物語承り、遺恨などゝ候はゞ、かし可申と申、此者百姓共に親みなくして、惡を助に依て、家財缺所、令追放。

一、横尾山彌右衞門、男子十一と四つに成候を、御國構たり。

右始終の書付は、津田重次郎手前に有之。

吉備溫故秘錄　卷之五十五（紀事五）終

吉備温故秘録　巻之五十六（原本無巻數）

大澤惟貞輯録

紀事六目録

三四、同年、堀金出雲・堀金文右衛門争論。
三五、同年、堀七兵衛改易。
三六、同年、岡彌三郎改易。
三七、同年、榎並權八出奔幷闕落。
三八、同年、松下淺右衛門斬罪。
三九、延寶六年、渡邊金左衛門狂氣。
四〇、同年、中村左内改易。
四一、同年、荒尾善兵衛改易。
四二、同年、朝倉新右衛門改易。
四三、同年、横濱七助出奔。
四四、同年、紫同彌市兵衛狂氣。
四五、同年、佐久間兵助出奔。
四六、同年、梶川源左衛門出奔。
四七、同年、山内甚四郎・砂川左次兵衛争論。
四八、同年、高野傳七横死。
四九、同年、狩野左兵衛狂氣。
五〇、延寶七年、中村孫左衛門父子改易。
五一、同年、西村金左衛門追放濱田惣右衛門御暇。
五二、同年、緋田三之丞出奔。
五三、同年、岡本素看斬養乙。
五四、同年、大西源次郎出奔。
五五、同年、萩野六兵衛出奔。
五六、同年、贋國賓者を捕ふ。
五七、同年、丹羽七郎左衛門家隷横死。
五八、延寶八年、羽原治左衛門出奔。
五九、同年、下方久大夫狂氣。
六〇、同年、生駒左助改易、那須・太田・丸毛・森本・田上出奔。
六一、同年、次田清左衛門・中村松右衛門を斬る。
六二、土肥久四郎・山田彌左衛門口論。
六三、同年、都志半大夫出奔。
六四、同年、芳賀内藏允預小頭愛津善兵衛刎首。
六五、同年、宮城大藏家隷喧嘩。
六六、同年、山田彌左衛門出奔。
六七、天和元年、瀧川安大夫・小泉勘之丞喧嘩。
六八、寺西孫三郎拔刀太郎吉を追。
六九、水野平兵衛改易。
七〇、岩田勝兵衛溺死。
七一、茨木安大夫・松下淺右衛門・石黒小十郎等御咎。
七二、伊木勘解由家隷起訴。
七三、番兵左衛門御判物燒失。
七四、池田薩右衛門家絕。

吉備溫故秘錄卷之五十六(紀事六)目錄終

吉備溫故秘錄　卷之五十六（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

紀事六（原本紀事四）

一、寛文十二年蟹江權右衞門斬罪　蟹江權右衞門（普請奉行勤めし權右衞門が養子にて、實の父は加藤嘉明の家臣石黑平八と云、養家繼て又權右衞門と名乘。）祿二百石、湯淺民部組なり。去し寛文八年十二月二十八日、江戸にて出奔す。是備前にて似せ加判をして大分の銀子を借り、江戸にても僞言を以て銀子を借取けるゆへ、其事すでに露顯に及べく覺へて、退去せり。跡家財は闕所とせられ、御咎甚深かりければ、（一說に、遊所ぐるひに身をやつし、奉公懈怠多ければ、御にくみ深かりしといふ。）內々御穿鑿も有べきほどの事なるに、今とし正月二十五日、御本邸の御門前を徘徊せしかば、早速召捕れ、服部與惣右衞門に預けられ、同二十六日、深川の邸におゐて斬罪にぞ處せられし。

二、陸田杢之亟追放　七月（日缺）陸田杢之亟いかなる故にや、御暇を賜る。此陸田が父は市左衞門とて、島原陣にはたらき有ければ、其後御家に召出さる。（委しく此家の事は、寛文十四年生駒半右衞門島原に戰ふの條にあはせ記せば、こゝに略す。）

三、加世助五郎出奔　加世八兵衞が養子（實は甥と云）助五郎、如何なる故にや、八月十四日出奔。

四、糟谷茂左衞門・佐久間六助・鳥井清介・水野某斬僕　九月朔日、糟谷茂左衞門履僕を手討にす。同十九日、佐久間兵助も履僕を斬る。鳥井清七（介カ）・水野助大夫が子某、共に下人を手討にせり。是皆同日の事にして、其詳ことをしれがたし。

五、水野定之進斬安宅彥一郎　水野茂左衞門（祿三百石、裏判役、去年より江戸に詰けるが、今とし岡山に歸る。或說に、茂左衞門兒島郡小串村に在宅せしと云。誤なり。今年曹源公家つがせられし時、江邸にて執政を饗應ありしに、執政より盃賜りし其一人なれば、裏判役たる事あきらかなり。）が子定之進（名は爲勝。）と云者、安宅彌一郎（彌八郎に作る非なり。）子彥一郎（權之亟に作る非なり。）に恨あつて、（彥一郎・定之進と男色のよしみ深かりしに、彥一郎〻他人に情を通る事ありて、定之進憤れりと云。此說誤なるべし。定之進に弟多ければ、其身は奉公かせぎのため家を去り、弟淸次郎に水野の

家つかせんとおもひ、此内意を彦一郎に咄し、ゆめ〳〵他言すべからずと申けるに、彦一郎終に口外し、後には父茂左衛門が耳にも入ければ、定之進大にいきどほりけると云、素より彦一郎と男色の親みもあるゆへ、かくまで密事を語りけるも知べからず。但し男色のみの恨と云は、浮たる説なるべし。定之進より母のもとへ贈りし文を、此末に書のすれば、並考べし。切殺さんとおもひける。安宅其ころ邑久郡鹿忍村に屯病しける一説に、同郡千手村と云。此説誤や。が九月六日の黄昏、定之進只一人、大脇指ばかりを帯し、こゝに行、彦一郎を誘ひ出、彦一郎も履僕を途中より歸し、二人連にて夜獵にこそ趣きける。兼て心易き友なれば、十日二十日逗留し殺生する事度々なれば、けふも安宅が家内何の心もつかざりし。すでに初夜に及びければ、彌一郎僕を呼、彦一郎むかひに行べしと云付ける。折ふし千手山のたはに死人ありと告る者あり。一家かけ付見けるに、すなはち彦一郎なり。左の頬より胸へ一刀、脇腹に拂疵一つ、頭にうしろより三刀、其外肩さき尻のあたりにすこしづゝの疵有て、咽喉をもはねたり。一説に、彦一郎が面の皮を剝たるといふ。此説信じがたし。扨彌一郎千手の寺僧に尋ねしに、定之進寺にて夕飯を食し、刀を僕七助に持せ、日暮なば山のたはへ出合ふべしと云たるよし答へければ、いよ〳〵定之進が所爲と極り、其儘彌一郎かけ出し、西大寺の渡場にてたづねしに、五つ半(後・九時)比二人づれにていそぎ川を越たると、舟子申ける。一説に、彦一郎を切殺し、ほどなく村々より大勢集りしゆへ見付られまじとおもひ、翌日一日も山中の草むらにかくれ居ける。たづねさがす者ども、定之進を直に立退たると覺て、一足も早く逃のびんとこそしつらめとて、道を分下て搜し求め、かへつて近所に心づかざりける。扨夜に入、池田出羽が采地兒島郡天城の横山彌惣といふ者が方へゆく。横山も俠氣ある質なれば、よくこそ來られぬとて、數日かくし置て後、世評を聞定め、肥前長崎へ立のかせけると云。又一説に、定之進は僕七助を連れ、安宅が方に行、憤の旨をのべ、千手山觀音堂の前にて切殺し、彼が家僕にも手負せ、彌一郎が出合を待居けるに、一人も出あふものなければ、直に立のきしと云。兩説とも疑しき事多し。ゆへに別を取て本文にのす。彌一郎それより直に岡山に出、此旨言上し、段々定之進が所在索搜ありしに、知れざれば、同十月三日父茂左衛門を土倉淡路に預られぬ。或説に、烈公の御にくみ深く、早速茂左衛門を預られしと云。されども此月三日預られしは明なり。又一説に、礒邊喜兵衛に預られしよし云、あやまれり。按るに、礒邊に預られしはあくる延寶元年、定之進が岡山に歸りし時の事を傳えあやまりて、茂左衛門を預られしといふなるべし。礒邊此時は九郎右衛門と云、喜兵衛にはあらず。かくて今年も暮て、年あらたまり、延寶元年に至る。定之進去年備前を去りて、肥前長崎に行、姓名を變じ、手跡の師範などして口を糊し居けるに、上方の商人備前を經て長崎に來る者あり。定之進故郷忘れがたく、さりげなく物語のついでに、備前にはかはりたる事なきやと問ふ。商人答に、さしてめづらしき事

も示らず、去年人を討て退し人のありしが、今に其行衛しれざれば、代りに其父をいましめられぬ。必定今程は刑にもあいたるならんと物語す。定之進聞て、扨は我事なり、我ゆへ老たる父を罪におとしいれ、空しらずして過べきやとおもひ、やがて長崎よりの船にうち乗り、日數經て大阪に歸り、こゝより十一月五日、こま〴〵とふみしたゝめ、母のもとへ贈りける。一説に、長崎より直に備前に歸たるよしを云。去ながら、文のことば、又水野が家に云傳ふ所あはせ考て、本文にのす。

わたくし十六のとし、ふとぞんじた□□（欠字）は、きやうだひもおゝく候まゝ、いづれへなりともまいり候て、しんだいかせぎ、そもじ殿へも、少の御合力もいたし、ゆる〳〵と御くらし候様に仕たくぞんじ、さかぐち市兵衛にだんがういたし候へば、いまだ年も不參、その上何のげいもなく候ては、いまどきいづれへまいり候ても、しん上ありつき、いかゞに候まゝ、ずいぶんせい出し、げいのう（藝能）けいこいたし、としもまいり候てからの事にいたし候へと、たちてとめ申候ゆへ、ぞんじとまり申候。その心入御ざ候ゆへ、御ぞんじのとおり（よ）、げいのうに身をやつし、せい出し、ちうや心をつくし申候。年月つもり候ゆへ、少のあしだてにもなり候ほどの事も御ざ候まゝ、茂左衛門様御かへり御めにかゝり候はゞ、御くにたちのき可候とぞんじい（ゐ）申候。何の事もなきに、たちのき候はゞ、も左衛門様御名もたち候へば　あしく候まゝ、みゝきこへ不申候とて奉公もならず候まゝ、とんせいいたし候とかこつけ可申と、内々ぞんじい申候ゆへ、たとへいかほどの御ふそく御ざ候とても、くちよりそとへいだし不申候を、も左衛門様へふそく御ざ候て、のき可申とさだめしん申由、彦一郎申候へば、びやうきと申のき候ても、またはとんせいと申候ても、おやにうらみありてのき申とよ。ほかは、せけんにては不申候。左候へば、のき申事はならず候。またのき不申、其まゝい申候事もならざるはけ御ざ候。のき候へば、も左衛門御名をたて申候。そのまゝい申候ては、はきに御わり御ざ候ゆへ、あぐみはて申候。とかく相果候よりほかはなきとぞんじ、うちはたし申候。

一、だましうちにいたし候と、御ひやうばん御ざ候よし、おかしくぞんじ候。やど（宿）をふみいだし（踏出）候からは、相はて可申とぞんじまいり候うへは、何をおそろしくぞんじ、だまし可申候や。にげ申候ゆへ、せなかよりきり申候。

一、はたくし（い）を子とおぼしめし、御なげき候事、大きなる御ちがいとぞんじ候。さきのせうのかたきにて、あまりたがひのうらみつぎずして、其あだをほうぜんために、かりにおやこのちぎりをむすび、としたく（長）るまで心をつくしそだてられ、いまおやをもやしなふほどになりて、心をもやすめ候ぢぶんには、かやうのしゆびになりゆき、御一だひの思ひのたねをつく

り申事、ひとへにあだかたきのよりあいたるとおぼしめし、御あきらめ参らせ候。さるものがたりに、あるさぶらひのいへ候。いづくともなくいぬ一疋きたりしを、うてどもさらず。あるよ、あるじゆめに、此いぬのものをかりたるをとりかへしにきたりたり。いま米一斗おゝせたり。此米をくひつくすまでは、さるまじきと見て、ふしぎに思ひ、米一斗べつにおいてくはせければ、みなくひ仕廻候て、いづくともなくうせにけるとかや。さる人のものがたりにて、たしか成事に候。みな何事もぜんせのからと思召、ふるきつみをざんげし、あたらしきつみをつくり候はぬ事、かんやうに候。はおくには、もとろうせうふぜうのくになれば、あいべつりくまで、おやのわかれ、子のわかれ、いまさらめづらしからぬ事にて御ざ候。せうじやひつめつ、ゑしやじやうりとて、いきたるものは、一たびはめつし、あふものは一たびは、はたるゝならひなれば、たとへこんどたすかり候とても、一度は、はかれ申候。たがひに百までいき候ても、わかれのかなしき事はおなじ事にて候。左候へば、たゞいま相はて候は、ぶしのほんいにて候へば、なげきのうちのよろこびとは、此事にて候。

一、ぜひともおのぼりなされたく、おぼしめし候はゞ、御かつて次第なされ参らせ候。亀之助・三平せい人いたし候ば、御合力いたし可申候。其内は、やうげん・けんしゆんたのみ置候まゝ、少づゝ合力御ざあるべく候。おなつがねも半分は御うけとり参らせ候。やうげん・けんしゆんなどへも被仰、ぜひ御とり候はずは、御のぼり候まじく候。わたくしすこしのどうぐも御ざ候はゞ、きるもの一つにても御とり参らせ候。何か御とりあつめ、きた衛門どの御たのみ御まはし、その理あいにてとせい御おくり参らせ候。そもじ殿御きるい、又はわたくしきるいは、こんどみなきとうに御つかい候はんとさつし申候。わたくしきるものども少にてものこり候はゞ、みな／＼御うり、そもじ殿遣銀になされ参らせ候。

一、わたくしへ御きやうやうには、そもじ殿御なげきを御やめ、ゆる／＼と御くらし候をこそ、くさのかげにてもうれしくぞんじ可申候。

一、わたくし御きやうやうのため、金銀などてらへ御あげ候事、御むやうに候。わたくしめい日には、かつへにおよび申、こつじき・ひ人に、手のうちにても被遣参らせ候。いかほどてらへ御あげ候とも、そもじ殿御せはになされ、きうくつに御くらし候はゞ、御おんともぞんぜず候。其もふしうにては、いかほどの御とぶらひも、くどくになり不申候。たゞそもじ殿御なげきなく、ゆる／＼と御くらし候はゞ、せう／＼世々。ほんもうにて御ざ候。

一、わたくし一人のとがによりて、おさなきいもうと。弟どもまで、そもじ殿御手まへはなし申事、ふびんにぞんじ、くちおしく思て參らせ候。たゞ何事もぜんせの事とおぼしめし、御きらめ參らせ候。

一、こんどこゝもとにて、與左衞門樣●しんへもん殿●き左衞門殿、御きもいり大かたならず候。わたくし儀も、日ごろは、御ぞんじのとおりのものにて御ざ候が、こんどの事に付、そこもとの御事のみあんじ、心もみだれ申候や。くだらぬ事計申上、御はづかしく思ひ參らせ候。それをも御かまひなく、御あはれみをくはへられ、御きもいりせう／＼世々、かたじけなくぞんじ參らせ候。わたくしたすかり、おもしろき事もなきうき世に候へども、御三人樣へ御おんをおくり不申、あいはて申事、是のみ御のこりおしく思ひ參らせ候。

一、與左衞門樣。しんへもん樣●き左衞門樣。御内樣がた、事外御ねんごろにて御ざ候。いづれにい申候ても、そもじ殿御手まへにい申も、かはり候事は御ざなく候。せけんには内儀方あしく、わたくしのやうに、ひさ／＼かゝりい申ものは、めいわくいたし候も御ざ候よし、うけたまはり候に、わたくし此上のしあはせにて、御三人ともに御ねんごろ、筆にもつくしがたく候。

一、やうげん御内さまのさと、ちくさき右衞門殿●同き左衞門どの、事外御とりもちあさからず、き右衞門殿はとしよりにて候故、御子そく儀左衞門殿、ばんじ御さいばんにて御ざ候。御きやうだい衆、三人御ざ候が、みな／＼御きもいりにて御ざ候。

一、き左衞門樣となり、かめがいい右衞門殿と申人、き左衞門樣とも、心やすく候ゆへ、御たのみ置、しぜんの事も御ざ候はゞ、うらよりぬしかたへこし候樣にとて、みちつけ於被申候。ふるまひなどにも參り申候、御禮被仰參らせ候。

一、いづれもおなじ御事とは乍申、き左衞門どの御ふうふ、事外御やつかい、御心入にて御ざ候。わたくしも一入御心やすくぞんじ候。

一、ふはちのめうあん殿へも、そもじ殿御事たのみ置申候、御あい候はゞ、御ものがたりあるべく候。もはやこんぜうの御いとまごひ、是までに候。　かしく。

霜月五日

藤田淺右衞門　判

おょめ殿　人々御申上候。

かくて定之進は同十六日の夜岡山に歸り、蔭涼寺に來り、住僧物田に對面し、それがし行衞しれざる故、老父罪かふむりたるよし、早く承らば、はせかへるべきに、遠境の事にて、やう〳〵此節に至り、風說うけ給はりて、父が難すくはんため罷歸候ひぬ。師檀のよしみにまかせ、貴僧を賴まいらす。此旨早く言上ありてたべと云、物田聞て、御こゝろざしはさる事ながら、御親父の御とがめも一旦の事にて、素よりしかられざる事なれば、やがて御ゆるしあらんと、近き比は世上の沙汰なり。左あれば今暫身を忍び居られ然るべしと答けるが、我重き罪を犯し、あやまつて立退しかども、すでに後悔し死を決して歸るうへは、とく〳〵賴入候ひぬ、もし許容なくば、こゝにて腹切んより外あらじと云。物田力及ばで肯ひぬ。扨定之進より書を以て、磯邊九郎右衞門まで通じければ、磯邊早速大横目鈴田大兵衞に達しけるを、日置猪右衞門聞て、此節申出しがたき時なれば、（去年福照院殿うせ給ひければ、此節神主遷廟あり。又曹源公御嗣封あつて後、此月十六日御戒におゐてはじめて烈公を饗應し給ふ事をいふ。）定之進をば、まづ磯邊九郎右衞門が方に、引取置べしと指圖あり。同二十一日、猪右衞門より右の旨言上しければ、卽日定之進を池田美作に預けられ、同二十七日、蔭涼寺にて死を賜ふ。檢使喜多島忠右衞門・大横目服部與三右衞門、介借は茨木安大夫と云。（一說に、檢使茨木たるよししるす。去ながら此說信じがたし。）定之進死に臨み、紙筆乞ひ、

卽心是道、何來生惑。

おもひたつ心のほかに道もなし、いざかへりなむもとの都へ。　春秋二十二　水野定之進

と書けり。此書丸尾元右衞門家に傳て藏しけるを、後蔭涼寺住僧東溟の時寺に贈る。池田多膳（後賴母。）裝潢して今も此寺に藏せり。（定之進が僕七助、始終定之進に離れず。切腹の時おのれも死んと云しを、人々なだめて思ひ止らせたり。夫より奉公をやめ水汲と成、貧窮孤獨の者には、錢を得ずして水をあたへ、定之進が追善とす。人七助を呼て水と號す、かくて水をうりて得たる所の錢をあつめて、定之進が墓の側に塔を建つ。此塔今もありて水塔と云。定之進が最後の歌并におのれが讀たる狂歌を塔に彫付たる。其狂歌は、

君ゆへに身を黑々と染なして朝夕瘠をからす鳴なり。

曹源公・七助が志を感じたまひ、褒美として物たまひ、和意谷の御墓番（一說湊の山奉行共云。）とせられ、馬屋三右衞門と改し。（七助が郷里赤坂郡馬屋村なれば、馬屋と改、）然るに猶、定之進が事をのみおもひわすれず。終に三年程過て病死せしと云。或

人七助に對し、いかなる事にて、かくまでは定之進が事を思ふにやと問しに、七助答に、それがし十二歳の時より、水野の家に奉公せしが、頭にしらくぼといふ物のいできて、髪月代せんとおもへども、朋輩みなうるさくおもひ、忌み厭ひて一人として髪ゆひてくるゝ者なく、いかゞせんと案じわずらひしに、定之進やがて髪月代までして賜りぬ。其後□□（文字）一帯としてかくのごとし。其忝さ身にあまりしかば、生死をも、此人と共にせんと存付しなりと云けるとぞ、或時旅の尼一人蔭涼寺に來り、いとねんごろに定之進が墳をたづね、回向して歸らんとす、皆々不思議に思ひ、引留ていかなる子細にやと尋ねしに、定之進が大坂より備前に下る時、一夜の情通ぜし播州室津の妓女なり、定之進此うかれ女をかたらひ、懐中を捜し金子多く（或は五兩）取出してあたへける。女あやしみて、妾づとめの身、夜ごとにかはる客なるに、御身いかなる故にて、かくはし給ふやと問ふ、我に無用の金なれば、今宵の情に愛でまゐらするなりと言ける。女いよ〳〵うたがひ、更にうけがはず。假初の枕かはす遊女の習なるに、かほど思ひ給ふて多くの物賜るは、故なくてや候べき。かついらせ給はぬ金など、のたまふも訝しく聞候ぞや、誠に己が情にめで給はゞ、御心のうちをば、などつゝませ給ふにやと、かきくどきければ、定之進深くもつゝみかくし得ず。ありし事ども語りて、此たびは、父の命たすけん爲に歸るなれば、此世にながらへんも程あらじ。左あれば此金ありて何にかせん、それゆへにこそまいらせたると云。女此よし聞より、あはれ彌増になり、且は其孝義に感じ、いつしか容を換て法の道に入、たづね來り廻向せしは、類少きこゝろざしならずや。定之進が、此旅路にかゝる事ありしを、誰が知るべきに、年徑て彼尼が、蔭涼寺にてこま〴〵と物語せし故、此事あまねく世に流布せるとなん。

六、延寶元年 放林半右衛門

伏見の邸御留主居林半右衛門携養理左衛門といふもの、伏見御奉行仙石因幡守に仕へ、歩行者たりしが、延寶元年二月に暇出で、半右衛門が方に歸住せり。然るを半右衛門、頭（半右衛門は城代支配といふ。されば頭は片山勘左衛門なり。）にも申さで、内々留置ける所、七月十八日の晩に理左衛門觀音參りせんとて、手代善右衛門を連て邸を出、酒店に行、沈醉し、南部町・下材木町・問屋町など、方々にて夜番の者を劫し、公儀横目のやうに擬して、行燈火・用火桶共外有合ふ物踏散し、油斷なる番かなと惡口し、剰刀を抜、むね打にしけるが、あやまつて番人の髮今一人の指二つ切落す。されば皆恐怖して逃走る。斯て兩人うちつれ歸りしを、町人共跡に付きてうかゞひけるが、備前の邸に歸りし故、件の町人高聲に僞造どろぼう、人をあやめ立去るぞ、早々出合と呼はりければ、方々より人出て善右衛門を搦む。此隙に理左衛門は逃失ぬ。扨町より善右衛門を林半右衛門に預置てぞ歸りける。同十九日因幡守のもとへ、半右衛門行、それがし家來不慮の事仕出し迷惑せり。則科人善右衛門預居ける由申す。因幡守は所勞にて取次其旨を聞て先半右衛門をば返しける。同二十日の晩、仙石より半右衛門に參るべしとありて、行て對面しければ、町よりの申出は惡黨兩人なり。善右衛門に尋なば、今一人知れなんと申されし故、半右衛門承り、

仰のごとく私方より兩人罷出、共一人いまだ歸らざれば、定て此者なるべしと答しに、何分善右衛門詰問のため歸るべしとありて、半右衛門は歸りしに、又因幡守より善右衛門を呼出し、申口聞届られ、善右衛門は又返さる。同二十二日理左衛門は願正寺といふ半右衛門が旦那寺まで立歸り、兩刀を脫して住僧に渡す。此旨寺より注進あれば、半右衛門町の目代を以て御檢使下さるべき旨、仙石に達しける。折ふし同州は上京にて留守のよし返答あり。同二十三日、京町奉行能勢日向守のもとより、平井安兵衛（平井は、一條家東坊殿に附て此時一條家にありしなり。）に、林半右衛門召連出べしと指圖にて、早速伴ひ出けるが、能勢日向守・永井伊賀守列座にて永井申渡さるゝは、善右衛門伏見にて惡事し早速召捕られし事なれば、因幡守指圖の通、違背なく御請申べし。此旨因幡守に參り、日向守の申わたされ、承知仕候由申べしとなり。同二十四日、理左衛門・善右衛門兩人共入牢す。（理左衛門は、揚り屋入にて、獄屋へまいる時繩はかゝらず。はじめに聞れし時も、手鎖もおろされずといふ。）同二十六日、理左衛門願正寺にて切腹、善右衛門は常の成敗場にて首を刎られ、二人の死骸は半右衛門に渡さる。右一件備前に言上しければ、早速半右衛門を備前にめされ、頭役片山勘左衛門に預られ、八月十六日服部與三右衛門立合、勘右衛門命を傳ふ。其趣、

林半左衛門浪人抱置候事、御國にても頭共へ申斷候。況伏見御屋敷内に、浪人理左衛門を、頭へも不申届抱置候事。

手代善右衛門儕狂者とも乍存、召置候儀、段々不念に候事。

右兩樣ともに、畢竟公儀を大事に不存候故と、被思召候。依之御改易被仰付、江戶・京・伏見・大阪御構被成候事。

七、岩田孫兵衛斬博勞權七

佐久間兵助馬なければ、岩田庄兵衛（祿三百石。）を賴み、馬をもとめ、博勞後藤權七（此權七は、尾州羽栗郡川中島の庄にて博勞を業とし、諸國に往來し、五六年前より備前へ來り、家中の馬など乘けるよし。寬文十一年より、土倉淡路扶持あたへけるに、元來くせものにて、やゝもすれば諸士に對し無禮のふるまいあり。人々にくみけるに、權七が兄も若黨奉公し、近頃稻葉四郎右衛門めし仕しが、尾州の母に權七が事聞せんとて、暇を乞て尾州に行く。今としは備前に居らず、尾州には外にも兄弟ありしといふ。）にのせける所、いろ〳〵の曲いできたり、二月十五日の事なりし、勝（庄）兵衛弟孫之丞、天瀨中村孫四郎門前にて權七に逢、物語せし中、權七立腹の顏色にて、貴方の兄の事なれ共、勝兵衛殿は大なる（無益に役立たぬ義）やくだいなしなりといふ。孫兵衛それは何故ぞと問ふ。頃日佐久間へ求められし馬、何の用にか立べき、かやうの馬買ふ人は、世にいふ明き目くらと云ふものなり。是やくだい

なしに候はすやといふ。一説に、權七方より、縣兵衛馬をもとめ、心に應せぬ事ありて返し、他より馬もとめし故、腹立てかく惡口せし共いふ。いづれ權七不快思ふ事ありしゆへの事なるべし。孫之亟聞て士に向ひ兄の事を盲者(めくら)などゝ無禮の過言なりとて、口論に及ぶ。權七・孫之亟が兩手をとらへ押合ける内、孫之亟其手をもぎはなす。此時權七刀をぬけば、孫之亟も刀拔て、權七が頭を一刀切り、倒るゝ所を、首より頤かけて切付け、猶つゞけさまに股或脾腹のあたりに三刀切、其後とゞめさして殺たり。一説に、無禮者切て捨るぞとて、孫之亟立向へば、權七も曲者なれば心得たりとて、孫之亟が打太刀を兩刀を組て請んとす。孫之亟は勝れたる強力の男故、其打太刀を留得ずして、兩刀共に頭の上へ打込、頭十文字に割てそれにひるみて、のつけに倒るゝ所を、二の太刀にて胸板さして殺したりといふ。其儘權七が着たる袴の裾にて、刀の血おし拭ひ、吾家縣兵衛六家も天瀨荒神町なりといふ。に立歸らんとする所に、茨木安大夫通りかゝり、孫之亟右の様子を物語。如何して宜しからんと云。安大夫聞て、博勞の儀切たるに、何かくるしかるまじ、去ながら彼者も浪人、其方も役介人なれば、一先退去し可然と云。孫之亟家に歸り、親類共に相談しけるに、皆々安大夫料見よろしからんとて、孫之亟は岡山を去て伊豫國なる伯父許に居ける。其後岡山居住御ゆるし有て、再び兄がもとに歸り、母方の姓にあらため、香西孫左衞門と稱しけるが、其後田上佐五右衞門遺跡相續の命ありて、又佐五右衞門と改む。

八、放木戸平馬　土肥飛彈が組木戸平馬祿二百石。貧困にして、世計成がたく、公借・他借の銀高、莫大に及びければ、八月十九日一封の訴狀飛彈に出し、それがしが貧窮必至なれば、二百石の祿を返じ奉り、月俸を賜り、御奉行仕度旨を申す。細々穿鑿ありしに、不屆の事ども多く、畢竟貧窮の本も、不作法奢侈より起りし事なれば、同十月二日改易せらる。

九、井上夫左衞門斬賊　十一月十六日の夜、市原九郎兵衞江戸留守へ盜賊しのび入しを、僕見付捕んとせしに、逃ければ聲を揚げ盜人なりと呼ぶ。井上夫左衞門は近隣なれば、早速出て忍入たる口を見れば、坂井七郎右衞門屋敷裏なり。此口に盜捨置たるもかふ又は棒などあり。定て再び取に來らんと、夫左衞門心懸、已が門に待居たるに、案のごとく盜來りける故に、不意に出て聲をかく。盜賊脇指を拔切かゝる。夫左衞門まづ棒にて一つ打あいしらふ處、夫左衞門が弟勘兵衞も出合しを、賊勘兵衞が頭を切て逃はしる。井上兄弟四五町追懸、夫左衞門彼

賊を切倒す。つゞゐて二の太刀は勘兵衛切り、兄弟にて仕留たり。能々吟味すれば、信州殿の御家來須加傳兵衛が僕なり。横目寺澤治右衛門、改安藤杢・都志源右衛門より、家老中に達しければ、別儀なき由日置猪右衛門指圖にて事濟たり。

十、三宅半九郎出奔　眞田將監組三宅九右衛門、養子半九郎召使の廚婢を寵愛し、萬事彼婢が取意にさせしかば、父九右衛門堪かねて婢を遂ひける。半九郎いよ〳〵惑溺し、つひに三月十七日、彼婢を連て出奔せり。

十一、延寶二年伊藤權內與奴九之助喧嘩　正月八日の夜、伊藤半左衛門弟權內、磨屋町藥師院にて喧嘩し深手負ながらやう〳〵兄が家に歸り、其夜亥の刻死す。後・一〇 喧嘩の相手を尋しに、分明ならず。かゝる所にあくる九日、曾彌四郎傭僕九之助（此九之助、生國越後村上、七年前播州に來り、寛文十二年より彌四郎めしつかひ、年齡二十歲ばかりといふ。）曩昔より出て今に歸らずと、傍輩の僕云ける故、穿鑿しければ、九之助手負て請人御野郡津島村又右衛門が方に居たり。早速連歸りて吟味す。九之助傍輩角內・山脇傳內が僕團藏、三人うちつれ藥師に行、雁木を下りし時、脇指の刀鏢がんぎに當る故、少し長しと同道にむかひ申けるに、そばに侍兩人居られ、長くば踏折てとらせんと申されしかど、猶頓着せずしらぬふりして居けるが、件の侍二人とも摺違、少にてもあたらば切ぞといはれしに、いよ〳〵かまはで、通りける所、一人の侍今一人の侍を我等へ突かけられし故、何事をいたさるゝやと申せしかば、推參成奴かな、切て捨よとあれば、一人の侍左の肩を切付られしに、きれざれば我等も脇指ぬき合せ、暫したゝかひし內、双方ともころび倒れ、又起て切結ぶ內、左の腕を切られ、迚も叶はぬと存、引のき候。一人の士傍に立て居けるが、後には見えず。我等同道の二人も同樣にて候。扨彌四郎方へ歸るべしとあゆみしかども、血とゞまらず是非なく請人方へ參候よしをぞ申ける。九之助疵は四所なり。此旨言上しければ、同十一日の夜九之助首を刎らる。見屆役內田太郎左衛門なり。九之助同道の角內・團助は、何の御かまひなかりしに、彌四郎より奉公がまひ暇出す。權內同道の士は誰にてやありけん、始終姓名しれずといふ。

十二、牧野三四郎・香取治部右衛門自殺　眞田將監組牧野三四郎、四月七日書置一封したゝめ、自

裁す。其書置は封のまゝにて、將監より池田大學に達す。いかなる故といふ事をしらず。同六月十八日、池田藤右衛門組香西治部右衛門、江戸にて狂氣自殺す。其始末くはしき事をしらず。

十三、和田藤藏出奔　眞田將監組和田藤藏、八月十五日、召仕の僕不作法有之、手打にす。此旨眞田より、池田大學に達しければ、和田は役をも勤むる者なれば、早く出勤すべしとありて出けるが、又九月三日の夜、下人を手討にし、書置したゝめ、母と娘をば殘して出奔す。同四日の朝、池田大學へ書置を達す。早速水野佐左衛門組頭丹羽惣兵衛病中なれば水野に命ぜらる。に仰て、藤藏母幷下人等が申條を聞せらる。かくて藤藏母・娘、諸道具共親類へ引取然るべしと、大學差圖ありて、藤藏妻の甥眞野權八方へ引取ける。

十四、瀧川儀大夫狂氣　瀧川縫殿が子儀大夫、正月二十三日狂氣自殺して死す。此儀大夫は烈公の御むめ六姫君に相ぐして、女子一人名はお吉。をまふけ、今年二歳なり。やがて六姫君は御城に歸らせ、息女は縫殿が方にてやしなひ、同四年六月二十七日、六姫君のかたへ引取られしなり。儀大夫狂氣の事、いろ〳〵の說流あれども、たしかならねば、書とゞめず。

十五、延寶三年佐治儀右衛門・安枝茂左衛門・同平八・服部五郎左衛門・小幡孫兵衛溺死

禁裡御普請に付、池田七郎兵衛組佐治儀右衛門・池田吉左衛門組安枝茂左衛門・同平八茂左衛門甥なり。湯淺半右衛門組服部五郎左衛門・小幡孫兵衛、上下十一人加子二人、都合十三人、兒島町長兵衛船に乘り、四月八日岡山を出帆すべしと仰あり。此外此度の御普請に付て上京の者多く乘船し、其船共はけふ早く出船しけるが、長兵衛船は遲滯して類船には五六里おくれて、同九日出船し、赤穗前の海上にて早風にあひ、此舟くつがへり、十三人の者殘なく溺死し、死骸はいふに及ばず、船もいかゞ成けん、行方知れず成ぬ。此旨追々備前に聞えければ、溺死せし者の親類を飛船に乘せ、大阪・四國の浦の磯邊をこまかに搜索せられしに、さがし得ず。其後も又飛船を以て尋られしに彌一物も得ず。同二十三日、南風吹ければ、もしや地かたに吹よする事もやとて、長兵衛が親類を又尋に遣されしに、同二十五日、赤穗と備前の境なるおうこのはなといふ磯に至りけるが、岩のはざまに船具あり。能々見れば長兵衛船の具なり。其後安枝茂左衛門が親類も船にて、茂左衛門兄弟の死骸尋に行けるが、帆柱一本を得たり。彌心

をとめて尋しに、佐治・服部・安枝が姓名をしるしたる荷物を得し、後小幡が死骸赤穗備前境の磯に腐爛してありけるを、取寄られて妻子に賜りぬ。同五月十三日、右四人の代官ども不便の事なれば、家續の事、番頭より存寄書上候へと仰ありしに、又かされて右四人、四月八日出船の時私をかまへ、類船より遲くなり、翌九日朝出船しける故、難風に逢たり。此段旨にかなはねば、頭共の願にまかせられず、皆跡斷絕す。家內に扶助として口米を賜りし由、日置猪右衛門申渡ける。

一、佐治儀右衛門娘三人へ、四人扶持。　一、安枝茂左衛門娘一人に、二人扶持。

一、服部五郎左衛門幼少忰二人へ、四人扶持。

十六、同年 放 佐橋彌兵衛　四月二十日、曹源公國淸寺にまゐり給ふ時、御先拂の步行佐橋彌兵衛 熊谷淸八組。 小橋町鍛冶屋市左衛門が細工場にありしを內に入れよと制しけるに、市左衛門差圖にしたがはずとて、折ふし傍にありし竹箒(三)にうつ。市左衛門其儘箒に取付所を、彌兵衛刀を拔、むね打に一つうちける故、町の目代はしり來り、詫言しけるが、又箒にてうちけるなり。此旨聞しめし、同月二十七日御裁斷ある。

今度御先拂段々双方御聞屆被成候。兼て御先拂の樣子被仰出の通、百姓・町人等は、御通り不存に付、先達て爲御知候。然上は御通の刻、道通りは片寄、頭を下げ居候へば不苦候。又町人共職を相勤候共、御通りの時分頭を下げさへ候へば、別儀無之儀、職を相勤居申に、內へはいり候樣にと申、至其日はゝきにて打擲、其上脇指等拔候儀、第一不屆に思召候。其身新參者にて不案內にも有之、右の通の仕方に候や、左候はゞ、前々より勤來候者共に承合可申儀を、左樣無之、上の威を借り、其身を血氣にまかせ候段、不屆の思召候。常々御通り筋の儀に候へば、兼て能時分頭を下げ可申に、一二町前より頭を不下を、右の仕方不屆に候。依之御改易。

日置猪右衛門・横目役出座申渡す。尤御步行頭不殘出て御意承り、此旨組の步行共へ、頭々より申聞べしとて、日置申渡しける。

十七、延寶四年 津田重次郎預り小頭林傳右衛門刎首　備中庭瀨領羽島村甚太郎と、和氣郡片上村庄

屋六郎左衛門と關聯ありしを、津田重次郎が預の小頭林傳右衛門といふ者、甚太郎をひいきしける故、重次郎うたてく思ひ、其方親類にもあらず、他領の者の荷擔する條不儀なりと、使を以て兩度まで折檻しけれ共、敢て左樣の事なきよし陳じける。然るに去年の極月、傳右衛門內に甚太郎が妹聟と成、重次郎には其旨一言申ざりし故、重次郎聞とひとしく、まづ傳右衛門を追込、諸算用など濟せよと屹と申付たるに、其算用も不都合の事のみ多かりし故、家老まで申出んとありしを、重次郎實父左源太隱居せし年なれば、其段はゆるすべしと申故、重次郎も父の言葉默止がたく、算用の不都合は、能々つぐなふべしとて、奉公かまひ暇やりしに、傳右衛門却て立腹し、それがし私曲ある旨更に心得ず。勘定帳を出し申度と申ゆへ、さらばとて出させて吟味遂しに、四年已前預足輕の內に浮銀ありしを、家老まで重次郎より申せしを、直に小頭兩人にあたるべしとありて遣しけるを、傳右衛門一人取て私す。又過し年京銀かりて小頭・足輕等にやりしが、年々足輕より返す賦銀を京にかへさず。又高利を付て足輕にかし、或は去年左源太預り足輕の內、二人牢舍せし者あり。此者給米は左源太より支配すべしと、家老中の差圖故、傳右衛門に預置しをも自身取てつかひぬ。又足輕困窮のよし、重次郎に申ければ、銀子かりてあたへしに、皆僞にて、是も傳右衛門私す。其外買物等の代、重次郎より受取しを、皆賣主に渡さず。段々の私曲殘なく露顯し、重次郎より申出ければ、三月十五日傳右衛門首を刎らる。見屆雨宮清右衛門。傳右衛門跡、家財闕所。それを以て年來の拂不足に、少しにても分ち拂ふべき旨、命ぜられし。

十八、同年 **賜死佐々甚六**　草賀宇右衛門組佐々藤左衛門が子、甚六父が名代として、去年京都御普請の役蒙りて、在京せしが、町人を賴み、女をつゞらに入て時々御小屋へ呼寄、姦淫せり。此事露顯すれば、僕從つれて五月八日逐電す。やがて備前に注進聞へければ、父藤左衛門幷甚六子どもめしとられ、同十三日伊木平內に預らる。藤左衛門病氣、孫は幼少なれば、藤左衛門妻・甚六妻も共に、伊木に預らるゝと云。 追々御穿鑿ありて、甚六めしとられ、備前に歸り、今年五月十九日御下知有り、其趣、

於京都、御法式堅被仰付候處、違背の上、工戒不義の仕形、重々不屆に思召、切腹被仰付、幷三歲の悴幼少たりといへども、

親甚六重罪に被思召候に付、殺害被仰付候。親藤左衛門儀、去年も被仰出候通、於此儀不存義と被思召候間、御捨免被成候。

甚六妻御追放仰付候事。

水野佐右衛門検使たり。すでに此命下りしかど、烈公聞しめされ、曹源公の御裁斷至極せり、去ながら、男子はいまだ東西を辨ぜざる者、其上御普請首尾能済たる事なれば、悴がいのち助け賜るべき旨、強て仰ありければ、曹源公此仰をそむかせがたく、悴がいのち助らるゝ旨、かさねて池田大學を以て、草加宇右衛門・稲葉四郎右衛門・伊木平内に仰あり。梶浦勘助・水野佐右衛門へは、最早甚六には初のごとく申渡すべけれども、子が命助け、妻も藤左衛門と一所におるべき旨、甚六に申きかせよとの仰あり。留六承り有難ことにおもひて腹切て死す。切腹の場くはしく聞がたし。定て草賀宇右衛門が宅なるべし。

十九、同年　柏尾六之亟追放　去年京都御普請中、神圖書組柏尾六之亟、禁裡御番所にて上坂外記預足輕平左衛門と云者を打擲す。いか(がか)など云事をしらず。相番波多野五郎左衛門池田藤左衛門組。生駒彌五右衛門瀧川縫殿組。今井勘右衛門若原監物組。と共に、平左衛門を叱しける。其理不當にて、今年五月十九日、於御城池田大學・日置猪右衛門より、神小兵衛此時父圖書は御用にて京都に行ければ、小兵衛父名代として出。組頭岩井源四郎に申渡すは、柏尾六之亟去年京都にての一件、甚不法なり。兼々も令ありしこと、いかなる事にても京都にては堪忍し、歸宅の上沙汰すべき事、殊にみやこにて、仙石・内州より大學へ申聞られたる趣も、大學より申傳し事なれば、公儀を重じ、制法を守るべきに、上番の侍共不見分、聊の返答あしきとて、足輕を打擲せし事卒示の至りなり。若足輕少しの手向もせば、其儘にてはゆるすまじ。然らば御普請場を穢のみにあらず、仙石の申渡も違背す。是ひとへに主君の爲を顧ざる條曲事なり。剰其後小屋にて番頭どもの制止をも承引せずして、我意を專にせし段、重々不法なりとて、閉門をぞ仰付らる。同日池日藤右衛門・竹越作内瀧川縫殿病氣ゆへ、組頭竹腰出る。佐分利一右衛門若原監物病氣ゆへ、組頭出たり。にも家老申渡されしは、波多野五郎左衛門・生駒彌五右衛門・今井勘右衛門三人、柏尾が足輕打擲せし時、六之亟に異見加候は、堪忍すべきを共、柏尾同様に叱呵し、其後番頭異見ありし時も、六之亟一等と申せし條、御聽に達し、御機嫌よろしからず。何も御法を犯しける事、沙汰の限りなり。

此旨屹度申聞よとの仰はなかりけれども、各々物語申なり。されば三人華引籠り、穏便の體、然るべしとぞ差圖ありて、引こもり居けるが、同七月七日、御ゆるしあり。同十九日柏尾は改易あり。熊谷清八・神小兵衛同道し、六之亟宅に行て、仰の旨を傳ふ。其趣、

最前被仰出候通、於京都御番所仕形、禁裡の御制法、仙石因幡守申渡をも違背仕段、禁裡・公儀共に輕しめ幷御家の御法式、不相守御爲を不顧、我意を申立段、從者の本意に非ず。重々不屆に被思召、御改易被仰付候事。

二十、同年 一森彦七改易　四月十九日夜、岸織部組一森彦七、御城内厩にて御馬取の半七といふ者を切。彦七が申付しことを、彼是返答に惡口せし故、斬しといふ。彦七も彦三郎も共に馬役にて、しかも御城内に屋敷ありて、厩方の事支配せしなり。御城内の事なれば、彦七は町に出て御下知を待居たり。同五月八日、織部を以て仰渡されけるは、彦七事常々の風俗、侍の作法にあらねば、頭ども度々折檻を加へしに、更に用ひず。交友の席も奴隷のごとく不禮義の由聞しめさる。内々より急度御制止もあらんと思しめされしかど、若氣故にやと御不便加へられ、しろしめされぬふりにて、ゆるし置れしに、此度の事其理分明ならず。身をも退け居ける事、いかゞなり。尤預りの者は其頭の支配たれば、時により品により、卽座にいか樣とも、頭の所存にまかすべけれども、此彦七は常の覺悟不屆なり。常に奴隷の行作を好めば、此度も奴隷同樣に御成敗あるべけれども、父彦三郎役を年來情に入つとめければ、彦三郎に不便を加へ給ひ、御改易ありし由なり。かくて彦七早速に岡山を立去けり。延寶七年十二月に、彦七めしかへされて、ふた度勤仕せり。父彦三郎存生なり。別に本俵三十俵四人扶持を賜りしが、此度召歸され、翌八年彦三郎病死百五十石無相違賜る。

二十一、同年 西島四郎右衛門出奔　江戸深川の御別邸に、西島四郎右衛門と云者あり、備前に歸るべき旨ありて、大野十兵衛より四郎右衛門に申渡けるが、備前には親類もなく、其上老年にも及びければ、迷惑の由を申す。十兵衛聞て、左樣の事はいかで申上らるべきや、幾度も能思案あれとて、返しけるが、五月二十八日の夜、書置一通を十兵衛に殘し置て、退去せり。

二十二、同年 牧野長五郎出奔　丹羽原大夫組牧野長五郎、八月十一日の夜江戸御本邸に寢番せし時、枕上

の脇指をぬすまれ、面目なく思ひ、御參府を待、山脇傳内を以て御暇賜らんことを願けるが、其砌御繁多の事なれば、今少し待べしと傳内申けるに、十二月十五日書置して退去せり。

二十三、同年　塩田孫大夫狂氣

御參府御道中にて、十一月二十四日、伊豆國三島に止宿し給ふ夜、歩行目鹽田孫大夫・八田喜介・伊藤久八・有賀加兵衛・尾關九郎左衛門左八、相宿にて臥ける。孫大夫は其日伊勢村加介と富士川の船割勤し故、其事に付て加助（介）方へ參るとて、刀を取て出ける、比は戌の刻なり（後八）。八田喜助獨は次の間に臥居けるを孫大夫刀をぬき、妻敵のがさぬと云つゝ、一太刀切たゝみかけて斬けるが、喜助五六所創を負たり。就中右腕切おとされければ、働ならずとかくする内、久八・賀兵衛・九郎右衛門聞付て、まづ孫大夫をいだき留、兩刀をも取置て、横目に達す。早速横目來り、孫大夫・喜助兩人申條を聞、口狀書したゝめさす。彼是といふ内に、夜も深更に及びければ、日置左門が旅宿へ熊谷清八行て、右の樣子を申ければ、最早明早朝御聽に達すべしと、左門申ける。扨孫大夫警固の番人は、伊藤久八・有賀加兵衛・尾上九郎右衛門・山田次郎兵衛・渡邊平七・神尾彌平次なり。喜助には中山又左衛門添て、手疵の療治を村上儀右衛門しければども、なかなか叶はず。終に喜助は丑（前二）の刻に死したり。はじめ横目立合て、喜助・孫大夫が口上書を書取ける。其趣、

八田喜助口書

鹽田孫大夫、私を妻敵と申打申候得共、一圓覺無御座候。孫大夫妻當九月末に婚姻仕候。妻無御座内は、内證へも參候へ共、今度妻求申已後は、自然參候へども、門外へ孫大夫出合故、只今の妻見申たる儀無御座候。とかく跡形もなき申條に御座候。

鹽田孫大夫口書

私妻當九月末に呼申候處、八田喜助と不義仕候て、私に喜助を討申候樣にと、度々申聞候。其上召連參候下女、又は長屋に居申候者共も、喜助を討申樣にと申候得共、不義を不見付候ゆへ、只今迄堪忍仕居申候へ共、今度喜助相宿仕參候へば、道中宿々にて喜助申儀、委く私妻の儀を申と存當り、最早堪忍不成討申候。

孫大夫口上の樣子故、又喜助に尋ねしに、孫大夫が妻の事、一言も道中にて申たる事なきは、相宿の者も皆能存居けるよし申ける。同二十五日未明、御聽に達しければ、孫大夫重々不屆、亂氣の致す所とは云ながら、今少しの江戸を待かね、旅宿騷動に及ぶ條、言語同斷なり。若、本心にてせし事ならば、條目を背の罪かろからず。かた〴〵孫大夫が首刎べしと命ぜられ、逆も其宿穢れたる事なれば、其儘そこにて穩密に取はからふべしと仰あり。此旨岡山又右衛門・山田次郎兵衛兩人承り、孫大夫に申聞せ、宿の裏にて首を刎ぬ。仕手は萬代七右衛門なり。死骸は同驛本願寺といふ淨土宗の寺に葬る。喜助も同所長圓寺といふ同宗の寺に葬る。孫大夫は杉山與大夫聟にて、杉山八郎左衛門爲には姪の夫なれば、今日の御供には八郎左衛門は出ざるなり。

二十四、同年 上泉十五郎狂氣　（狂氣の樣委敷知がたし。）上泉十五郎（丹羽平大夫組。）五月二十八日忽狂氣し、腹切て死す。妻子なく家絕ぬ。

二十五、同年 野鍬七右衛門追放　野鍬七右衛門といふ獄屋番を追放有。（月日未詳。）是大切の罪人、牢を出しを知らざる罪によつてなり。

二十六、同年 菅野村百姓一家十六人狂氣　津高郡菅野村に甚四郎・太郎助・惣助とて、兄弟三人の小百姓あり。甚四郎は妻子九人あり。弟太郎助・惣助は、皆夫婦に子共一人づゝありて、都合十六人家內なりしが、十月十五日の夜、兄弟三人は自害し、女は皆縊れ、子共の分も殘なく鎌にて咽喉をかき切て、十六人とも一時に死す。いかなる故といふことをしらず。定て狂氣なるべしと云あへり。たとへ積惡の餘殃にもせよ、かゝる事は前代未聞ためしまれなる事どもなり。

二十七、延寶五年 森脇六郎左衛門辭仕　丹羽七郎左衛門組森脇六郎左衛門は、射手の役たり。然るに弓に早（いやカ）氣付ければ、其職勤めがたしとて、十一月十二日奉公を辭しけるが、同十二月二十四日、其旨にまかせられ、御暇を賜ふ。

二十八、同年 高取傳右衛門出奔　高取傳右衛門といふ者、延寶三年出奔しけるが、いかなる罪やありけ

ん。渡邊傳右衛門・青木久五郎兩人に仰て、高取傳右衛門を尋出べしとありし故、兩士諸所捜索しけれども、一向に所在知れざれば、青木は頭の正木主計渡邊は雨宮源右衛門・丸山文左衛門に書付を出し、暇賜らんことを願ける。是數日高取を尋ねしに、尋得ざれば、面目なきによつてなり。かくて九月朔日、兩士のねがひしごとく、御暇賜りしが、同年十月八日、兩人共めしかへさる。青木久五郎、本知百五十石にて被召歸、土肥飛彈組に被仰付。久五郎が書上には、延寶三年高取傳右衛門(いとこにて御座候)、立退申候に付、尋出し候へと被仰付候に付、三月十一日江戸へ參尋申候へ共、住所知れ不申に付、同五年九月、御暇申上浪人仕候。同七年十月十八日歸參被仰付。

二十九、同年 室又七狂氣　池田吉左衛門組室又七、二月九日狂氣し、腹切て死す。子もなければ、彌以家絶ぬ。狂氣の始末詳ならず。

三十、同年 荒木與一右衛門出奔　近藤覺兵衛組荒木與一右衛門といふ者、三男何がし今年十七歲になりしを、いかなる事にや殺害す。其始末あしければ、與一右衛門出奔す。

三十一、同年 佐久間甚兵衛出奔　烈公・曹源公ともに愛し給ふ鷹あり、これを鷹匠佐久間甚兵衛に預けられ、兩公御鷹野の外はみだりに遣ふべからずと、鷹頭して令あり。然るに十二月初、甚兵衛自身鷹野に件の鷹すべて、御野郡北長瀬にて鶉翁けるが、鶉を取て百姓家の裏に行、甚兵衛かけ付參て見けるに、鷹見へざれば、段々尋ねしに、犬か猫か其鷹を喰たりけん、百姓家の座下より足頭尾など少々尋出し、其鈴を甚兵衛切取て百姓にむかひ、今日の事他言すべからず。もし〳〵此事漏なば、汝等一々相手ぞと深く頼みて立歸り、翌日鈴木左七郎がもとに行、今朝御鷹に餌飼大緒かへんとて擧拔し、そのまゝ西の方に飛去けるよしをいひければ、則十二郡へ此旨を觸廻し、且日々鷹匠の若者共尋ねに出されし。かくて同月十日、甚兵衛同役林半之亟に逢、それがし此度御鷹の事、擧拔とは申けれども、其實は自身として鶉翁せし時、直に見へざるよしを語り、此段内々、頭へくれよと頼しゆへ、半之亟まづ長瀬村に至り、鶉翁せし所を見れば、鷹の毛落散たるあれば、其段も頭に申ける故、百姓の手前吟味ありしに、甚兵衛が僞一にあらはれぬ。されば甚兵衛たまりかね、同十二日の朝出奔す。早速追手遣し、搦捕べしと仰ありて、追かけ尋ねしかども、甚兵衛逃のびける故、同人が母・妻・子子五人の内、男子一人、女子四人なり。妹・甥・姪一人づゝど

も殘らずめしとられ、妻・子は小林孫七（甚兵衛妻は孫七妹なり。）甥・姪は甚兵衛妹聟（姓名不知）に預けられ、母・妹は其儘家に居て足輕の番付られしが、閏十二月朔日、皆罪ゆるし給ふ。是鶴御ひらきの御いはゐによつてなり。

三十二、同年 **小山角右衛門斬石番幷光山藤兵衛改易**　豊前守殿の碑を犬島にて造られし奉行は、小山角右衛門なり。七月二十六日の事なりし、職人ども石を彫居ける所へ、石番手代七右衛門といふ者來り、細工の仕形惡しとて、石工どもを惡口し、剩次兵衛といふ石工が、尺杖あてゝ寸尺を試みけるを、さまたげける故、やむことを得ず、細工を止めて居ける所へ、奉行覺右衛門出來り、七右衛門にむかひ、石方の事ならば、其方指圖も有べし。細工の事は我等申付る役なり。殊に明日は船に積石なれば、寸陰をも惜み、早々成就せんことをねがふなり。努に頓着あるべからずと云けるに、猶七右衛門石工の事批評し、口論にも及ぶべき勢なれば、石工どもさまぐ\異見し、まづ七右衛門を宿に歸しける。角右衛門も食をしたゝめに歸りし跡へ、又七右衛門來り、角右衛門を尋し故、石工ども食事に歸られぬと答ければ、そのまゝ角右衛門が方に行く、角右衛門はや食し終て途中まで出けるに行逢やいなや、七右衛門刀を拔て切てかゝる。角右衛門拔合て、七右衛門が膝かしらを切、二の太刀にて袈裟に切留たり。此所へ上番の光山藤兵衛父子幷石工治兵衛參りけり。（此者共は、七右衛門形相常ならぬを氣遣に思ひ、細工場より來りしなり。）かくて横目まで言上し、段々吟味あつて同八月四日、角右衛門事御用場ゆへ、七右衛門が惡口を聞流しける段尤なり。其後の首尾はやむことを得ざる趣、油斷なく取合せ、前後不覺なきとの仰の旨、日置猪右衛門より山田彌太郎。長屋新左衛門へ申移し、兩人より角右衛門へ傳へける。光山藤兵衛今度の一件不調法の裁判あるにより、改易し給ふ由、同日猪右衛門より池田藤右衛門に申渡しける。（小山角右衛門、此後貞享元年罪ありて首刎らる事は、其年にくはしく記す。）

三十三、同年 **塩田平九郎狂氣**　鹽田仁兵衛大なる腫物はづらひ、命も危きといふほどの事なりしに、四月廿日に其子平九郎たちまち狂氣し、刀を拔、山田道悅跡家書院奥に（山田道悅跡屋敷といふ、今樋方の所なり。）とりこもる。此よし家内より隣家齋藤五郎兵衛が方に告來る。五郎兵衛早速ねぢ棒ひつさげ、一番に押こみ、たちむかへば、平九郎刀を以てうつてかゝる。其腕を棒にてうけ、其儘刀柄とり胸にあて、後なる壁におしつめて、はたらかさず。かゝる所へ二番

に古岡清右衛門木刀携走込み、平九郎が持たる刀奪取てぞ搦たり。濱田仁兵衛御祐筆、俸米七十八俵四人扶持。考るに山田が屋敷の長屋に、濱田も齋藤も居たりしならん齋藤が書上に合壁に罷有とあり。

三十四、同年 堀金出雲・堀金又右衛門爭論　宮城大藏が組、堀金又右衛門 祿二百石。父は覺大夫とて、慶長十年初て御家に來り仕へ、大阪兩度のいくさにしたがひ、夏陣には首一級、生捕一人す。東國は近江にて堀金出雲が子なり。此出雲が屋敷、大阪梅檜木筋にありしを、覺大夫にゆづりければ、相傳て又右衛門に至る。然るに今出雲は、更に親より、覺大夫にゆづりたるにはあらず。預け置たる屋敷なれば、返すべしといふ。又右衛門更に承引せず。其證據を云けれ共、いよ〳〵あらそひ、終に訴狀を江戶に出しければ、又右衛門も江戶に參るべしと、御奉行所より指圖あり。かゝる所に、又右衛門病死しければ、其子權四郎十二月日缺岡山を發し、あくる延寶六年正月六日江戶に着。同二十六日板倉石見守の宅にて太田攝津守列座にて內聞あり。其後二月二十五日・三月四日・同十二日・同二十二日、以上四度御評定所へ出ける。二十二日久世大和守をはじめ、御奉行衆出座にて、權四郎を呼出され、此度の訴へ權四郎申條、一々其證あれば、理運に申付ぬ。勝手次第備前へ歸るべし、出雲が申分甚以不屆なる由裁斷あり。然るを出雲、猶とかくを申ければ、御奉行申さるゝは、其方負にて無事に歸るは仕合なりと大に叱られ、其席を追たてらる。かくて權四郎三月二十九日江戶を發し、四月十二日岡山に歸り、偏に君威によつて、勝たる由申て恩顧を謝し、且父又右衛門が役其任に堪えず。殊に今度出雲と出入仕たるうへは、此後公儀御普請に出張せん事、然るべからざる旨を申ければ、其申所理りなりとて、同二十二日祿二百石賜ひ、姓名を改め、櫻井夫右衛門と名のれり。堀金覺大夫・又右衛門父子とも、普請方を司りし由、請書にみゆ。されば此度はじめて、父祖の職を辭しけるなり。

三十五、同年 堀七兵衛改易　伊木賴母組、堀七兵衛、いろ〳〵不作法あれば、江戶より御下知あつて、正月八日家老より伊木に申渡し、早速同人宅にて大目付近藤角兵衛立合、大原源左衛門仰の旨を七兵衛に傳へ、改易せらる。其書付、

堀七兵衛手前被成由被聞召、御姬樣方御借し銀本行被仰付、近事は江戶御供等をも御免置被成候所、借銀持に不以〔似〕合、不法

千萬の仕形、幷御借銀の儀に付ても、不屆の品有之儀共、速に被聞召置候。乍とも可仰付樣に、思召候得ども、御方住（かたすまひ）より奉公仕者と被思召、御用捨被成置候處、右の覺悟故、不應身體大借銀仕成し、人並の奉公をも不勤、知行指上御扶持取に罷成、此度借銀の都合書出候內に、御姫樣銀借り居申候。此段頭へも委細不申聞、年寄共指圖仕にても無之、黑田萬吉銀子も借り置候由、才判人の身として不屆の仕合、不及是非沙汰候。乍とも可被仰付候へども、右御用捨被遊候通、御方住よりの御奉公人に候間、改易被仰付候。右借銀は加判の者として返辨可仕候。

三十六、同年 岡彌三郎改易　土倉彌助組、岡淸左衞門が嗣子彌三郎、不法なれば閏十二月十八日、下濃宇兵衞列座、土倉宅にて彌助より、改易し給ふ由、仰を傳ふ。趣、

岡彌三郎常々御奉公不應御意候に、今度親淸左衞門相果、己後忌中の勤不作法の仕合達御耳、不屆千萬に思召候に付、御扶持被放候。

三十七、同年 榎並權八出奔幷歸參　湯淺半右衞門組、榎並權八と云者、奥津高郡の內代官勤しが勘定前の米十九俵の切手一枚忽卒にて、反古と思ひあやまり、火中せし故、一分立ずとて、五月十一日出奔せり。されば段々御吟味ありしに、私曲にあらざれば、誠にあやまちの事なれば、早くめし歸すべき旨の仰によつて、歸參しける。

三十八、同年 松下淺右衞門斬賊　草加宇右衞門組、松下淺右衞門、土着して居けるが、六月六日の夜盜賊來りうかゞひしを聞て、飛出ざま只一太刀に盜を切殺せり。

三十九、延寶六年 渡邊金左衞門狂氣　土肥飛彈組、渡邊金左衞門祿三百石。といふ者、正月十四日の夜の事なりし十四歲の娘に水のませて、いろ／＼と打擲しけるが、終に十六日の夜戌の時（後八）に死す。此旨飛彈聞て吟味しければ、金左衞門狂氣に必定し、同二十九日言上す。あくる晦日、土肥が組頭村上金介を御城にめされ、まづ金左衞門幷其嗣子ども、遠慮し罷有べしと、日置左門申渡す。金左衞門が弟舟戶助九郎瀧川縫殿組。去し十六日の夜、姪の殺されし時少しも驚く氣色なく、親類の妻子を饗し、小女瞽者などあつめ、琴・三味線ひかせて、酒宴しければ、皆人批（排）謗し

あへり。此旨御聽に達しけるにや、瀧川が組頭竹腰作内に吟味すべしと、小仕置より申ければ、早速竹腰か家に舟戸を呼寄しに、世上評のごとく、十六日に客をむかへける。是老たる伯母久しく煩て此程本復し、兼約にて參りければ、もてなしのため絃歌を催しける内、姪が病危篤に及び、隣家の事故それがしは裏より參り看病し、養生叶はで死しけれども、伯母病後に承候ば、殊に愁傷もいたすべしとおしはかり、遲滯のよし答ける。此旨早々竹腰より達しければ、舟戸もまづ遠慮すべしと、家老指圖なり。扨四月二十四日、御下知あり。

渡邊金左衛門

今度亂心の様子被聞召屆候處、大體の氣違の様には不被思召候。其上世間風聞縦令虚説たりとも、武士の名利盡たる事と思召候に付、知行被召上、妻子共に、舟戸助九郎に御渡し被成候。

同二十七日舟戸助九郎に、仰渡されあり。其趣、

渡邊金左衛門亂心に付、裁判の趣、諸事の仕形被聞召、御機嫌不宜、依之知行被召上、祖父道閑儀奏州以來數度の御陣等相勤候に付、先祖の儀被思召、御扶持被下候間、何の郡成共、在宅可爲蟄居、乍去今迄の知行所住宅可爲無用、金左衛門妻子共に引取可申候。

かくて舟戸は兒島郡日比村に蟄居し、うき年月を送りけるに、天和二年五月、烈公の御神主御遷廟によつて、岡山の住居御ゆるしあつて、岡山へ出借宅して居けり。貞享二年六月、備前守様はじめて、將軍家に謁し給ふ御祝に付て、御勘氣の免許を蒙り、同月十五日再び曹源公に拜謁す。（元祿七年に、舟戸が甥渡邊小四郎横死の事あり。此小四郎は金左衛門が子にて、舟戸が家にやしなはれてありしなり、助九郎祿六百石、御勘氣御免の時、三十人扶持を賜ふ。）

四十、同年中村左内改易　草加宇右衛門組、中村左内、勤仕の心根、曹源公の御旨に叶はぬ事あるよし仰ありて、四月二十七日改易せらる。此時上坂覺左衛門・竹賀が宅に行、左内を呼出し仰を傳ふ。

四十一、同年荒尾善兵衛改易　湯淺半右衛門組、代官荒尾善兵衛といふ者、兒島郡宗願寺の住僧、先に還俗せしよし、帳に書記し出しけるが、此僧元來還俗せざりし故に、其後瑜迦寺と有南院と爭論の事起し時、善兵衛色

々誅じたる事あり。其旨御吟味あるに、一々不當の事多ければ、五月十四日改易し給ふ。湯淺が宅にて近藤覺兵衛列座にて申渡しける、其趣、

荒尾善兵衛

一、今度有南院・瑜伽寺出入に付、下村宗願寺の様子御尋被成候處、曾て覺不申由、庄屋長兵衛に、宗願寺還俗と、帳に付候へと申渡候段、庄屋申に僞無之事に候。其上郡奉行へ書付を指出、寺社奉行手前へも申理り、御帳に還俗と〆申程の儀、代官諸事裁判ながら不覺と申候事。

一、宅願寺跡に入候瀬兵衛「此瀬兵衛還俗の者なり。」事、其節宗願寺へ談合可仕儀を、聢と覺不申由申候事。

一、宗願寺・有南院へ居り候刻、村田小右衛門吟味仕候節、宗願寺落墮隱居にて無之段能存、小右衛門へ可申聞旨、有南院へ慥成返翰遣し、其狀只今見せ候へば、自筆紛無之、女犯肉食不仕候上は、別儀無之と存、書狀遣候物にて可有之とは申候得共、趣意は不覺候由申候事。

右三條不念の仕合、不屆に思召候。依之御改易被仰付候。

四十二、同年 朝倉新右衛門改易 九月十一日朝倉新右衛門改易ありし御書付の趣、

一、奥上道郡寺山村喜兵衛事、同村小百姓の飢扶持麥、今に私曲三俵一斗八升不相渡、其外惡事承付候節、郡奉行へ不相尋、一分を以喜兵衛追込置候事。

一、喜兵衛若年より庄屋仕内算用違、米二十八石を小百姓前より庄屋仕懸と承成、同村百姓十三人へ割付、寛文年中出させ候に付、右の者共の内、施入も出來候由、不詮儀私の仕形の事。

一、喜兵衛追込の内、小作畠九畝二十五歩の縣地、自分肝煎牢人方の借銀へ取上げ、喜兵衛拜借幷引負物の拂上の内に不仕段、私曲の事。

右の品々依有之、令改易者なり。

四十三、同年 横濱助七出奔 瀧川縫殿組、横濱左次右衛門、嗣子なければ、延寶三年神圖書が組、武藤佐右衛門が次男助七を養子として、其年九月九日初て御目見も濟む。然るに去年の秋、左次右衛門實子まうけしかば、助

七をば武藤が方に引取べしと、佐右衛門申ける故に、兩頭・番殿・圖書双方へ異見すれども、佐右衛門同意せず、詮方なく此旨小仕置まで内談しけるが、正月二十日、助七出奔せり。

四十四、同年柴岡彌市兵衛狂氣　若原監物組、柴岡彌一兵衛、四月二日狂氣し、腹切て死す。いかなる故にや、七月五日其子松之亟に少し俸米賜ひ、父が家つがせらる。

四十五、同年佐久間兵助出奔　芳賀内藏允組、佐久間兵助、貧困にして勤仕成がたく、一封の書を上たゝめ八月二十二日出奔。

四十六、同年梶川源左衛門出奔　烈公附の士、梶川源左衛門といふ者、奉公の趣、烈公の御意にかなはで、曹源公へ御返しありければ、十月三日、梶川出奔し家絶ふ。

四十七、同年山内甚四郎・砂川左次兵衛爭論　水野三郎兵衛組、山内甚四郎祿五百石。去年十二月二十九日、吉田新左衛門と同道し、中山下を通りける所、何者やらん浮浪なる體にて來り、兩人の間を突分て通らんとする體なれば、山内・吉田寄添て通さゞりしかば、傍を摺違行過たり。二人は林安兵衛が方へ立寄居たるに、件の浮浪者吉田・山内が間を通らぬを口惜やおもひけん、又立歸り、甚四郎が從者の林が門に居けるにむかひ、主人の名を尋、只今の仕形こそ更に心得ね、面識にもあらねば遺恨はなけれども、定て我等に何ぞ意趣こそ候らめ、さて〳〵やくたいなしに出合たりと惡口す。從者聞て、いらぬ事申されず、早々通られよといへば、つぶやき〳〵立歸る。此者は池田大學が居に居りし砂川左次兵衛といふ浪人なり。此よし山内は毛頭しらで家に歸り、今年正月元日右の樣子聞ければ、堪忍ならずとて、砂川に書狀を送る。

昨月於途中行逢の節、當り申とは不存候へ共、行過被成無興被仰候由、其程に思召候はゞ、其節御留り可被成處、其分に被成候事、御口とは御所存致相違候。御此興の致に存候。然上は今夕五つ（後八）王の宮前に御出會可被成候。於彼地尋常に可遂勝負候。爲其如此に候。　以上。

正月元日　　山内甚四郎

砂川が返書に、

砂川左次兵衛殿

御紙面の趣致拜見候。昨日は私途中にて得御意候。然る處に、内々何とぞ御逢意思召候儀御座候や、あらけなき御氣色、何とも合點不參候故、御跡に付色々と樣子を可承旨申候處、兎角の御返答もなく、垣見半兵衛殿へ御入候故、御名をも不存候へば、御家來の衆に尋申候へ共、一人も申聞者候無御座候故、あたりにて漸々、御入候家の名を尋罷歸候。我等浪人にて居候へば、此方より仕懸候てはなく候得共、如昨日申も、貴樣の樣成御うはき成御方に逢申は時節に候。玉の宮迄を無御座候ㇳ人に隱までも無御座候。互に生たる甲斐は無御座候間、明日朝辰（前八）の刻國淸寺前にて、はな〴〵敷人に見せて仕可遂勝負候。御家來御供の儀は、御勝手次第可被成候。　以上。

正月元日　　砂川左次兵衛

山内甚四郎殿

又山内より贈る書

先刻以書狀申候へば、明五（前八）つに御出可有之由、更に合點不參候。貴樣とも不存候、拙者は早々罷出候間、國淸寺前へ早々御出可有之候。　以上。

正月元日

砂川他行せしよし留守と答へて返書なし。

有の一件組頭薄田孫兵衛聞付、早速三郎兵衛に達す。水野・薄田同道し、山内が家に行、甚四郎に申けるは、砂川は歩行若黨などする者、其上酒狂などにていたしたるなるべし。其元相手にすべき者ならず。我等孫兵衛承るうへは、此方次第にいたさるべしとて、水野は薄田が宅に行、岸織部を呼ぶ。やがて岸參り相談し、町奉行に達て町内に預置、夜に入ければ、明朝家老中へは達すべしと決定し、町奉行石田鶴右衛門を呼に遣しける。かゝる所に、山内一分立がたくおもひ、水野が異見をも用ひず。すでに宿を忍び出、左次兵衛が居宅岩田町へといそぎ行、此よし三郎兵衛聞付、早馬にて追かけしが、甚四郎は吉田新左衛門同道し、野田屋町まで參りけるに、追つきて我等を

敗かるゝ條、沙汰のかぎりなり。其上先の浪人はいましめ置ぬ、たとへまいられたりとも、其甲斐有べからず、と制して打つれて歸り、此旨石田と熟談し、若彼浪人手向ひせば、手錠おろせよとて、町人に云付しが、砂川家にとり籠りなか〳〵町人の手にあまりければ、同心山本久大夫・松野彌大夫を差遣す。かゝる所に、町の年寄車屋彦右衛門といふ者、商人ながら勇ある者にて、內に入いかに砂川殿左樣にいたされんはいかゞなり、それがしまづ脇指を脫くべし。御こゝろ靜に休息あれとて、脇指を脫しければ、砂川刀を脫せんとす。此時件の同心久大夫內に入る。彦右衛門かさねて、さて〳〵狹き內かな、少し行燈を片付んと云つゝ、燈火を脇へよするを靈合に、久大夫飛掛り、組て伏せ二番に彌大夫捕かゝる。砂川さる曲者なれば、久大夫と組合庭に墮ち、脇指を拔んとせしが、長脇指にて拔得ざる內、終に兩人にとられたり。同三日砂川は獄に下る。同四日御城にて、池田大學より水野三郞兵衛に申渡しけるは、山內甚四郞仕形委細聞しめし屆られぬ。砂川が返書の趣、誠に山內が相手にすべき者には非ず。此者常々不法の樣子聞しめさる。大學方并伊木勘解由方にも召仕たる者なれば、御家風も辨べきに、衣類も制外の體、不屆千萬に思しめされ、斬罪にも處せらるべけれど、まづ揚り屋へ遣されぬ。此度甚四郞との一件によつて、かく命ぜられしにてはなく候へば、能々甚四郞に申聞よとありて事濟しが、甚四郞一書を以て、砂川を御赦免ある樣に願ひしかども、只今申上る事敢てならず。甚四郞存寄尤ながら、今少し時節も有べしと、家老指圖ありしとぞ。

一說に、砂川途中にて甚四郞に逢ひける時、甚四郞が袖に行違ざまあたりければ、御免候へと會釋す。甚四郞聞て、なに御免とはと云つゝ睨みける。其時砂川立腹し、士の口さけて御免と申上はとかくなし、最早堪忍成がたし、相手にこそ成らめとて、袴のそば高く取て立向へば、甚四郞此勢にや恐れけん、跡をも見ずに林安兵衛が家に逃入ける。砂川追かけしに、甚四郞は林が座敷にかくれ居ければ、門外にて散々惡口し、山內が從者どもを犬にのゝしり、往來の人まで聞て、見ぐるしき事たとへん樣無し。されば甚四郞一分立がたく、親類ども氣毒に思ひ、其期は後れしかど、砂川に書狀を付討果せとすゝめければ、默止がたくて書を贈らんといふ內に、御聞に達し、砂川はめしとられぬ。山內は武道不案內の罪かうむりて、御暇たまひ、浪人して車六右衛門と改名し、大坂に住居せしといふ。此說あやまりなるべし。其ゆへは、今年より五年後天和三年、吉澤數右衛門が車屋六郞兵衛を蹴付し時、田中眞吉・山田甚四郞其座へ出合し事あり。されば今、本文にしたがふてこゝに記す。去ながら此甚四郞發憤不案內とあつて、元祿四年追放せられしなり。彼是合せ考れば、此時の振合まじき年ありしも知べからず、いづれ卽時に御暇賜ひしにはあらず。

四十八、同年高野傳七橫死　五月二十四日の夜、高野傳七座敷に臥し熟睡したる所に、深更に及び何者やか

ん忍入、胸を一刀突通して逃たり。傳七起あがり、庭の内まで追かけ出しに、壁を越て行方しれず、追々近隣の士共行て相手の覺ありや否と尋ねしに、さらに覺なしとて息絶ぬ。此旨曹源公の御聽に達す。同二十五日、家老中より草加宇右衞門に仰を傳えけるは、傳七相手は早々御吟味あるべけれども、被殺ほどの事なるを、何條覺のなきといふ事やある、是相手の知れなば、外聞悪く、かばねの上の恥辱とおもひ、覺はなしと申たるにて有べし。さればまづ此度は穿鑿延引あり。相手も士の所爲とは見へず、偏に下ざまの者の仕形なるべし。此旨高野が縁者、伊庭彌左衞門に申聞べしとて、事濟しといふ。

四十九、同年狩野左兵衞狂氣　狩野左兵衞といふ者、久しくはづらひ居けるが、九月頃より狂氣しければ、座敷しつらひいましめ置、狩野友直・竹屋彌左衞門兩人より、此旨申出ければ、左兵衞が俸米の半を減じ、其子左太郎に賜りし。是十二月十八日の事なり。

五十、延寶七年中村孫左衞門父子改易　或日瀨尾町平七・彌七といふ者、御法を犯し、他國の米を買て番所の前を持通りければ、早速改めて番所に指留置、此米改は中村孫右衞門なり、其後平七・彌七外に、兒島町市郎左衞門・同清左衞門兩人を同道し、以上四人長脇指を横たえ、番所に來り、いろ／＼の慮外をはたらきぬ。然るに中村いかゞしたらん、其儘に捨置たる故、あしざまに世評す。其内御穿鑿ありて、四人の者めし捕られ、獄に下れば、中村が一分いよ／＼立がたく、八月十日、近藤覺兵衞・山田彌太郎・長屋新左衞門三人の大横目へ、一通の書を以て切腹せんと願ひけるに、甚以然るべからずとて、其願書を返す。同十一日右四人の者ども、番所憚らず不禮の仕形重罪なりとて斬罪なり。同十二日孫左衞門是を聞、右三人の横目まで書を以て一昨日それがし腹切らん事申せしに、然るべからずとの御指圖なりしに、町人共きのふ殘らず斬罪に處せらるゝ條承候ひぬ。彼者共慮外の時堪忍せし譯は、其場にて一兩人は切留べけれども、それがし行歩不達者なれば、殘る者共逃去ん時、不首尾にも存、且は慮外の趣も知れがたく、かた／＼以て是非に及ばず堪忍し、岡山出府のうへ口上書差上候。然るに其節の始末臆したる樣に成行、今更面目なき次第なれば、偏に切腹願候ひぬ。御檢使賜るやうに、御とりはからひあれか

し、とぞ申おくりける。同二十八日、中村父子改易し給ふ。其趣は米留の役なれば、制禁の米持通りしを指留るは、其役人たるうへは勿論なり。然ども不埒に仕なし、頭幷に郡奉行へも右の趣、日數經ても申ざる條、不念なりとて、かくは命ありし。近藤覺兵衛宅にて長屋新左衛門・安藤清九郎列座にて仰を傳ふ。孫左衛門が子佐左衛門は、折ふし煩ひければ、新左衛門・清九郎・作左衛門が家に行て申渡し、同日晩屋敷を引払、村上儀右衛門見屆たり。

五十一、同年西村金左衛門追放、濱田惣右衛門御暇　八月十九日、津田重次郎・服部與三右衛門廻村の時、邑久郡邑久鄕村浪人留松只右衛門といふ者、一封の訴狀を兩人に出す。段々吟味有しに、元來此只右衛門は、宍栗(粟)にて備後守殿につかへ、暇出て浪人となり、十四五年前より、邑久鄕村に居住し、庄屋後見などをもしけるが、宗門の請判とらざりしうへ、此度の訴訟の文言非禮のみ多ければ、十二月八日追放なり。同村庄屋孫左衛門も追放なり。同村平次郎と云者は、只右衛門家内にし置たる罪によつて、是も追拂はる。代官西村金左衛門・濱田惣右衛門兩人も追放なり。其命の趣、

一、御代官所の内、邑久鄕村浪人只右衛門儀宗門改帳に外れ有之處、庄屋申に任せ、其分に仕置、其上浪人半彌儀も同樣に居住候處に、是も宗門改除置候。宗門の儀は重き御法の處に、不念千萬の事。

西村金左衛門

一、先年も代官所の内宗門の儀に付、不念有之、閉門被仰付候。然に此度又候や右の仕形、重々不屆に被思召候。急度可被仰付候へ共、只右衛門於宗門は、疑敷無之由に候間、御用捨被成、御追放被仰付。

濱田惣右衛門

一、先年御代官所の内、邑久鄕村の浪人只右衛門、久々居住仕候處に、宗門の儀庄屋申にまかせ、郡奉行へも前後不相尋、宗門改外し置候。御代官は宗門引請申役儀に候處、不屆の仕方に被思召候。依之御暇被下候事。

かくて西村は役方の帳面遲滯なく、山田十右衛門・水野彥五郎に渡して、同九日岡山を立退ぬ。見屆青木又五郎といふ。

五十二、同年緋田三之亟出奔　學校附の緋田三之亟といふ者、いかなる事にや、妻を離別す。此始末あしく

五月十三日出奔せり。

五十三、同年岡本素看斬養乙　七月十六日の事なりし、岡本素看といふ者、甥の養乙が方に行、妻敵なりとて切殺し、直に立歸り、妻をも殺し、一通の書置調へ、同十八日みづからも腹切て死す。其書置の趣は、養乙の母のなげきをやめん爲、又は一類の出入外聞外るべからずとの文詞なり、素看男子二人は、舅九郎左衛門（九郎左衛門は上道郡平井村の者なり。）が方に引取て養育す。

五十四、同年大西源次郎出奔　澤權大夫組大西源大夫が嗣子源次郎、八月十四日の夜上道郡八幡宮祭禮に行、口論し双方刀を拔、源次郎淺手負ければ、相手はそのまゝ逃失ぬ。段々御吟味ありけるに、終に知れざれば、源次郎一分たゝず、書置したゝめ、九月二十五日出奔す。

五十五、同年荻野六兵衛出奔　澤權大夫組荻野六兵衛、貧窮にして仕へがたく、暇賜らんことを願ひ、いまだ有無の仰なきうち、待かねて、十月十一日、書置殘して出奔せり。

五十六、同年贋國寶者を捕ふ　備中矢掛御代官所の內、予の村の猪兵衛といふ者、備前銀札を似せ、諸所にて通用しけるが、淺口郡にて搦捕ける時、自害しけれども、いまだ息絶ざれば、此方にて穿鑿遂られ度よし、十二月十六日、南條八郎（御取次役なり。）を御使として、御代官都築七左衛門のもとへ仰遣されければ、早々都築は對面あつて、いか様とも御存分たるべき旨、返答にて、南條は同十八日岡山に歸る。（そののち、伊兵衛事いかゞなりしや、詳ならず。）

五十七、同年丹羽七郎左衛門家隷横死　丹羽七郎左衛門が若黨、山根吉右衛門と云者あり、七月二日の事なりし、早朝に何者やらん、吉右衛門が長屋に入り、吉右衛門を切殺して逃去りぬ。せんさくありしに、伊木勘解由家來、廣瀨九右衛門が下男の七助といふ者の所爲なりければ、八月二十七日、七助は成敗せられぬ。

五十八、延寶八年羽原治左衛門出奔　水野助三郎組羽原治左衛門、江戸にて町買役つとめしが、私曲有て拂方不足し、綿屋といふ町人より不足銀度々促しければ、今は計略つきて、三月二十九日出奔す。書置もなければ、長屋に餘居ける衣類等を闕所にす。

五十九、同年下方久大夫狂氣　補久大夫祿二百五十石、今年十一月二十七日岡山にて、家屋敷を賜はりしかども、いまだ岡山に歸らず、此事に付て出府せしならん。　草加宇右衞門組下方久大夫在宅なりしが、用事あつて岡山に出府し、津田八左衞門が宅にて、十二月八日、たちまち狂氣し、腹切て死す。

補、翌天和元年二月十五日、八歳なる悴甚四郎に七十俵七人扶持賜、其儘草加組になさる。

六十、同年生駒左助改易、那須・太田・丸毛・森本・田上出奔　二月二十八日、曹源公岡山を出給ひ、備前・播磨の境御覽のため、和氣郡福浦(ふくら)・寒河(そっこ)等御廻り、鹿久居にて狩し給ひ、和意谷へも參り給ひ、同三月二日御船にて新川筋を歸らせ給ふ。其時生駒左助・那須半之丞・太田八郎右衞門・丸毛才之助・森本源右衞門・田上孫四郎六人の御小姓共　左助は生駒加右衞門養子、別に被召出四十五俵四人扶持中奥詰御腰奉行。太田八郎右衞門祿三百石。父權兵衞は隱居して居たりしが、此時一所に退去。天和三年亥四月、權兵衞を被召歸、本知三百石賜り、宮城大藏が組に御入。丸毛才之助は丸毛左近右衞門悴にて、別に被召出し者なり。田上孫四郎は田上左五右衞門が兄分にて左五右衞門幼少の時、左五右衞門が名代勤め等せしによつて、左五右衞門成人已後、孫四郎別に召出されし者なり。　乘たる船には綱引二三人、外の御供船には何れも五人づゝ綱引添ければ、衆、船にはおくれ、御上陸の時扈從すべき間に合がたく覺ける故、いかゞせんと案じける所に、服部與三右衞門家人并預足輕の乘たる船、引手餘多あれば、生駒左助渡り人足を、彼服部が家來の乘たる船に遣し、一兩人とらへ歸れと云付ければ、走り行て連歸らんとせし所に、與三右衞門預の足輕出合、決て引手ゆづることとならずとて、とかくせし內、足輕いらつて、左助が使の頭をはりければ、六人の者共立腹しながら、御供の事なれば、いかりを押へ其座は濟せしが、服部與三右衞門より、同名半助を頼み、僉々がさつなき樣に堅申付置たるに、不屆千萬の仕形、迷惑せり。彼足輕はいかやうにも取計ふべしと、生駒左助へ申おくる。右使に行し左助渡り人足は、池田主水大役の者なれば、生駒平大夫・梶浦甚助を頼み、主水へ謝辭をのべけるに、主水は家の法なりとて、大役の者を成敗す。其後御聽にも達しければ、同三月十四日、澤權大夫番へ左助を呼、丹羽七郎左衞門・山田彌太郎出座にて、七郎左衞門に仰を傳ふ。

一、生駒左助事、今度の仕形不叶御心、依之御改易被仰付。

其外五人の者は、左の如く命あり。

一、那須半之亟・太田八郎右衛門・丸毛才之助・森本源右衛門・田上孫四郎、今度の品、召船近く候得ば、遠慮の段左も可有之事に思召候。然れ共、舟引理不盡にとらせ候事不叶御心、依之閉門被仰付候。

與三右衛門預足輕吉田忠左衛門といふ者、邑久郡虫明村の者なり、三月四日より入牢し、けふ追放せらる。同十六日、森本源右衛門書置したゝめ退去す。同十七日、田上孫四郎も書置して出奔。同十八日、太田八郎右衛門・那須半之亟出奔せり。此兩人は書置を家に殘し、門に錠おろし出ければ、近隣より申出づ。同四月十七日、丸毛才之助を澤權大夫宅に呼、今日東照宮御祭禮、首尾能濟、御滿足に思しめさる。夫に付閉門御ゆるしあり。今度の一件の中にても、年若なれば、さのみ引受たる事とも思しめされず。其上閉門已後愼み罷有條、神妙に思しめされ、旁以前々のごとく御奉公可申との仰を傳ふ。才之助御請に、重々ありがたき仕合と申、扨權大夫に向ひ、御請にて候はず。其元迄御物語に候。今度不調法故、御意にたがひしに、案外なる仰かうむりけるうへは、隨分御奉公出精仕べき事には候へども、先に立退申者と兼て約盟の事も候。且世間の評も迷惑なれば、所存の旨は、又々追て申べしと云ける故、權大夫聞、難有との御請は、何分早々御家老中へ申さるべしと申けるが、何とやらん才之助が言葉殘り心得がたく、いよ／＼異見の樣子申さんとしける。同十九日の黄昏、才之助・又澤が宅に來り、一昨日の御教諭忝とくと、愚案をめぐらしければ、一々かしこまり候ひぬ。さればいつにても御指圖次第出仕すべし。此段御答申さん爲、參りたる由申により、其旨申達、同二十日、閉門御免御禮を大學披露にて濟し、下城より直に同名左近右衛門が預屋敷に行、こゝにて書置調、左近右衛門方へ指越、其身は直に退去せり。此旨御聽に達しければ、同日日置左門宅へ、丸毛左近右衛門を呼、奥山市兵衛・近藤覺兵衛列座にて、奥山仰を傳ふ。

才之助儀、閉門被仰付置、以後爲體（ていたらく）神妙に思召、早々御捨免、前々の通可被召仕旨被仰渡、御請仕御禮迄申上候て、早速立退候段、御前思召とは致相違、不屈に思召候。左近右衛門閉門居可申候。尤才之助何方へも奉行御構被成候間、左樣相心得可申候。

同七月七日、左近右衛門閉門御ゆるしなり。

六十一、同年　次田清左衛門・中村松右衛門を斬る　船手大工次田久左衛門が子清左衛門、三月二十七日の夜、御船入手代中村松右衛門が方に行、物語して居けるが、いかなる故にや、打つれて又家を出、五つ半〔后九〕時分の事なりし。妙勝寺の北にて清左衛門刀を抜、松右衛門を切倒し、清左衛門はそのまゝ、父久左衛門が家に歸り自殺す。松右衛門も半時ほど過て死す。双方書置等はなきやと、横目有津六郎兵衛を以て御吟味ありしに、書置もなく、いかなる事とも知がたし、去年冬より一兩度も清左衛門か物語に、松右衛門嘲弄せりとて立腹し、又自殺の期にも松右衛門を切倒し、本望遂たりと申ければ、是等の意趣にや候らん。其他存當りし事もなきと、久左衛門申けるとぞ。

六十二、同年　土肥久四郎山田彌左衛門口論　六月初の比、江戸にて異見鑑といふ一枚摺を讀賣にして來りしを、土肥久四郎（祿百五十石。）調へ、寢番の時懷にして出、寢ながら若き相番と互に讀み、尤なる事かなと云けるに、山田彌左衛門（祿四百石、中嶋大膳組鐵砲引廻役なり。）是を聞、二十年も以前までは、若き衆の出合には、かりそめにも武藤〔邉り〕の穿鑿、古戰場の咄など問答し、老人などには聞傳の事ども聞て悦び合しが、早くも世はかはりて、今は女の子の生立よきはあしきはと評判する樣に成行しと云。然るを久四郎ひつかけ、彌左衛門殿には、かはりたる事申され候、むかしも今も武士のこゝろばせ、さのみ替りは候まじ、此摺本のごとき、何ぞ重寶とや存べき。あるにまかせ、慰に讀にてこそ候へ、それを末世の風などゝは、餘りなる御言葉ぞと云。山田重て、是御とがめある事ならず、各御年若なれ、只むかしの風儀をこそ御咄申なり、唯今の讀本にて御心にかゝりしは、却て替たる御了見と云。左の口論募るべきさまなれば、側より取扱ひ、かやうの事廣くならば、いろ／＼とあしざまの評判も生ずるものなり。此座切にて一統に口外すまじとて事濟たり。彌左衛門は大膳組にて其〔甚カ〕心易く毎度物語に行けるに、右の口論より遠慮過て、大膳が方へ山田行、毎の如く雜談し居たるに、久四郎も又見廻たり。此久四郎兼々小氣者にて、少しの事にも行當り心遣する性質ゆへ、先夜の口論常に心にかゝり居ければ、何をか聞違けん、右の一件を大膳に咄すとおもひ、其翌日彌左衛門が方に行、內々の申分、とかく心にかゝりありしに、昨日大膳殿への御はなし、今は堪忍成が

たしといふ。彌左衛門驚き、御堪忍ならずとあれば、是非に及ばず。去ながら、きのふ山崎に物語せしなどとは思ひもよらず、其段は弓矢神かけて申出さず、かく誓言たて申うへは疑はれまじく候。當地の事、かやうの細事もむづかしくなりては、御上へ對し不忠此上なし。能々勘辨あれかしとなだめければ、久四郎領掌して歸りぬ。其後も猶心がけず、山田がいふ事は皆氣にさかひ（逆）けれぱ、何となく耳に入る人多く、最初より樣子知たる者は、度々異見しけるが、其時は能合點したる樣なれども、又再發し、八月十一日朝、御式臺へ久四郎出ければ、富田久兵衛、是は早朝より出られし、何方へ行るゝぞ、御使かと、尋ねしに。いな御使にはあらず、彌左衛門へ行しに、煩ふよし答て出合ず、彌左衛門は腰ぬけなりと云。相番皆語を閉たり。さて久兵衛番仕舞、久四郎へ行て、むざとしたる言申されど、去ながら、何ぞ格別一分立がたき事出來しかと尋ねしに、何も替りたる事もなく、以前の事なれば、偏に異見して歸りぬ。其後もとかく常ならぬ樣子なれば、家老中・番頭より內通ありて、久四郎に心付べしとあり。一說に、彌左衛門・久四郎と出會の事心よからず。同席すべき時をも、兩三度も他に事よせはづし、又同人と近守に居ける事を嫌ひ、組頭薄田淸八に內談し、近比氣鬱なれば保養の爲、御別邸に小屋替し、往來し候へば、然るべく存る旨を申、其事大方濟けるを、久四郎聞て、我等をはづしけるよと思ひ、今は堪忍成がたしと心を決したる顏色あらはれし故、何も心を付よと、役人より申移ありしといふ。又一說に、六月二十七日の夜、安藤平左衛門・青山源十郎・薄田淸八寢番の時、久四郎・淸八にむかひ、それがし此比心にかゝりし事有、先方の姓名は申さねども、それがし守持の可否御相談なりとて、物語せし故、段々異見を加えて能々承引しけるに、又さし起り彼是申ける。又一說に、實彌左衛門內々山崎大膳に物語し、水野佐右衛門・淸八など同席の時、此度久四郎申分、一々合點參らず候へ共、やむ事を得ず刄傷に及ぶ事ありて、それがし死後の御沙汰、必々喧嘩と思しめされまじく候。狂氣人に出逢し事なれば、各御聞置たまはるべしと云しが、三人いづれも答語なかりしなども、かたり傳ふなり。其後は皆々心を付、異見等を加へし內、佐久間九郎右衛門・井上三平等度々異見せしに、とかく久四郎心とけず、氣にかけゝる故、兩人いかなる事にて、さほど心にかゝりしぞと尋ねしに。久四郎答に、時計うちしに、彌左衛門けふは遲しなど、我にあてゝ申され、或は天氣故か氣分勝れずと申され、盛久の謠唱などいたし、皆々我等にあてらるゝと覺ゆるなりと、申ければ、兩人聞てあまりの事故、あきれにかへり、是全く正氣にはあらずとおもひける。かくて始終事落着すべからずとて、同十二日、久四郎閉門す。同二十八日、備前において久四郎歸着次第、土肥飛彈に預らるゝ旨仰あり。扨久四郎は備前に歸るべき旨命あり。三宅九右衛門に同人守護し歸るべしと仰なり。其

砌忍の者今谷一郎右衛門。吉岡又惣・幸に江戸より歸る事 一說、此兩人御供にて東行し、此節歸るといふ。按るに、御發駕は十二月四日なれば、此說誤れり。何ぞ他の御用に行しならん。 何あれば、此兩人をも添られたり。閏八月十三日江戸を發し、同二十一日尾州宮の驛に至、則夜船にて亥の刻勢州桑名の宿に着き、早々久四郎厠に行度と云故、錠を明け出し、やがて 久四郎、常の乗物にて錠おろされし。 歸りければ、其跡へ三宅九右衛門行けるを、誰もしらずして居けるに、又久四郎使に立ふりにて、つと出ける故、番の足輕兩人ともし火携追つゝき、吉岡又惣も出ける所、厠には九右衛門が居けるを、久四郎ぞと思ひ、ともし火を此所にむけて待居たり。久四郎は九右衛門が居たる座敷へ入り、蒲團にまきたる脇指を取、腹を突、咽をもかき切ければ、物音せし故、又惣歸りて見付、そのまゝ脇指をもぎとりぬ。去ながら疵深ければ、やがて息絶たり。扨宿主を呼、疵等見せ置、葬の事談ぜしに障る事ありて關まで歸り、福藏寺といふ寺に葬れり。三宅・今谷・吉岡三人、同二十八日岡山に歸り、書置したゝめ出奔。大阪より船にて備前川口まで歸り、爰にて書置し退去す。 同二十九日、九右衛門書置を、宮部源大夫より小堀主殿に達す。同日宮部閉門せり。是九右衛門道中不念のみにあらず。關にて死骸取片付たる事、重々不届、爾後見付次第御成敗あるべき旨仰あり。殊に書置を今朝まで延引し指出たる御とがめなり。忍役の者にも、此度兩人不念なれば、見付次第御成敗あるべきよし仰あり。山田彌左衛門も、備前に歸らるべき命あり。すでに歸りしに、久四郎自殺しければ、九月三日書置して出奔す。 一說には、久四郎に出會をはづし、彼是の始末、御旨に叶はずとて、御暇賜りしともいふ。 同四日、桑名・關兩所の改として、徒横目春木又五郎・歩行中山又左衛門兩人は彼地に行、本陣宿主等の書付取て、同十三日岡山に歸る。 山田彌左衛門は、一生歸參なく、世子何がし、後々彌左衛門と稱す。此者に至り召歸されしなり。三宅九右衛門不念とは云ながら、久四郎自殺の時は風呂に入居たる事、歴然たる故にや、元祿のはじめ歸參御ゆるしあつて、百五十石給りぬ。此時より姓名を改め、堀惣右衛門と名のりたり。 此事江戸詰の大横目長屋新左衛門なりしが、評判あしきよし言傳ふ。

六十三、同年都志半大夫出奔

池田七郎兵衛組都志半大夫、兒島郡後閑村に在宅しけるが、家貧しく始終勤仕なりがたしとて、書置したゝめ、正月二十四日出奔せり。 半大夫自ら書記せし自叙錄と云書には、正月二十一日に出奔せし由見ゆ。されども内々行衛を聞定、彼是するうちに、城府へうつたふる事遅くなりて、二十四日出奔といひしにや、半大夫が祖父を都志九兵衛といひて、元和元年大阪の役に興國公にしたがひ、五月七日のたゝかひに、首一級を得たり。其後烈公の御時には郡の奉行なり。食祿二百石ばかりにや、九兵衛

子を源右衛門といふ。是半大夫が父にして信濃守殿の傅たりしが、吏才あらば、曹源公の御覺他に異にして、累年の後に擢られ、西村源五郎・河村平太兵衛と同じく郡中の事を司らしむ。（七十五人の代官頭と云しよし。）其職に功勞ありし事少からず。延寶六年九月五日、病で死し、半大夫常昭父が家をつぎてけるが、いくほどなく出奔し、京都に寓し、さまをかへ、姓名をも改、菅直静と名のる。文字の才乏しからず。善書の名もあり。歌の道は中院通茂の門人なり。其比は世にしる人多かりき、晩年加賀のまねきに應じ、二十口の俵米をうけ、世を終るといふ。

かの自叙録の中、備前の事にあづかる所を左に記す。

我身のうへのうつりかはりしも、又さま〴〵なり。七つになり侍る事母におくれ侍りて、後の母なく、父ひとりの劬勞を得て、ひとゝなり侍りし。備陽君あつく道を尊び給ひ、府に國學を建、鄕に塾を置、文武の藝をならはしめ、日ごとに儒臣に命じて經傳を講ぜしめ、臣庶を教へみちびかせ給ふ。我十五の冬より學校はじまりて、日々にまうでゝ手習學ぶ。十八の年君我父に命て、我ために泉仲愛が女をめとらしめ給ふ。かくて羽林君老を告て、拾遺君に城を讓らせ給ふ。拾遺君二弟おはします。兄君は信濃、弟君は主税といひて、父君の御時は陪臣の列になしおかせ給を、こたび御家督をうけ給て、領內二萬五千石を信濃殿に頒ち、一萬五千石を主税殿に頒ち給て、公仕せしめ給ふ。やがて兩弟受領し給て、信濃守・丹波守に任じ給ふ。此時我先考を信濃守殿着老臣になし給て、三年つかへ侍りしに、備前國大に饑饉して、民のくるしめることいふばかりなし。拾遺君うれへ給て賑給の道を諸臣に咨はかり給へども、此年禁裡造營の役をつとめ給ひて、倉廩むなしければ、すくふべきの術なし。拾遺君いよ〳〵うれへなげき給ひ、御心をつくさせ給ふあまりに、我先考、父君の時に政にあづかり、民を救ふ道をも知侍らんとおぼし出して召よせて賑給の術をとはせ給ふるに、一つの術を答へ侍れば、大に悅び給ひて又諸臣にこの術を咨詢らせ給ふ。みな感歎して善と申す。則先考及び、河村何がし、西村が何し三人に命じて、國のうちあまねく巡見して民をすくはしめ給ふに、月をこえずして民にぎはひてよろこぶことかぎりなし。拾遺君甚感じ給ひて、信濃守殿へこひかへさせ給ひ、民の事をつかさどらしめしとの給へるを、先考ひたすら辭し給へどもゆるし給はで、終にこひかへさせ給、かくて三年ばかりつかへて、重き病をうけてうせ給ひぬ、我二十七の年秋九月五日なり。さなきだに、うき秋風に藤の衣の露けさいふもさらなり。大岩といふ町の山、後のうれへなきを見立ておさめ奉る。先考、君につかへて私なく、民を治めて惠あり。其功蹟は家譜に記し侍ればもらしつ。限りありて藤の衣をぬぎかへ侍るに、君命じて先考の家督をつがしめ給、浮雲白日をおほふの厄にかゝり、こゝろよからぬ事どもあまた出來ぬれど、君の御心より出たることにはたあらねば、露恨み奉るべきふしもなけれど、我心ひとつにやみがたき事ありて、つゐにはつかへを辭しぬべき心なん、いでき侍りける。おもては窮苦にことよせて、祿半をかへして三月のころより、兒島のうち後閑といふ所に茅をむすびてこもり居侍る。此間の事別に記し侍れば、こゝにはもらしぬ。此後閑の風景みじかき筆にはいひつくすべくもあらず。我住庵は、入江の上高きところなれば、いづこもくまなく見わたさる。むかひは讃岐國八島まで晴はたりて、眺望かぎりなし。霞こめたる明ぼの、浦々のけしき、沖津風吹せくたえまにもるゝ島々、見へかくれするなど、いひしらず面白し。築紫舟の行かふ

ことたゞ美。たゞ一帆の風にまかすもげにあやなし。うらゝかなる日、釣する舟にたよりて、浦半こぎめぐり、磯菜うきたるやうの物、あるは貝つ物など手づからひろひ、あるは岩つゞく山ぶきなど手折て家つとにす。夏の涼しさに、かねて思ひしは物にもあらず。渚に年經たる松二本あり。金を流すひるつかたも、木陰によれば、蟬の羽のうすき袂はすさまじきまでおぼゆ。夕になれば螢とびみだれ、水鷄うちたゝきなど哀ふかし。はやう明石に、一月ばかりの住侍しことあり。けにはひわたるほどなれば、すまのうらにも、おり〳〵逍遙し侍りしが、かれらはむかしより、名だかき所なれば、こゝのたぐひに引くらべんも、心なきやうなれど、秋のけしきはおさ〳〵おとるまじくなん覺へ侍る。ちかき磯邊に鹽やく烟心ぼそく立のぼり、よせくる波の音も、かの浦半覺へて、こゝも又心づくしの秋なりけり。色づきはたる山田もちかければ、鴫の鳴のはねかき枕にすごく、萩薄おのづから垣本にこめしやどりなれば、所せき霧に鳴はたる虫のこゑ〳〵いとあはれふかし。千里をかけていえとうし、さうのことしらべ、みづから笙のふゑ吹あはせて、更行空をおしみ、たがひに歌などすて、おり〳〵ことの興をやり侍る。月なき夜半も漁火の波にうかべる楓橋のこゝちして、しきりに張繼が詩を吟ず。冬になりては風はげしく波あれて、いとすさまじけれど、友さそふち鳥の浦つとふこゑ、あしかもの霜はらふ音、きゝなれぬみゝには、又めづらしく哀おほかり。此國はあたゝかにして、雪ふる事まれなり。海の中へさし出たる山に、松よく生しげりて、雪のあしたのながめ、たぐひなかるべきを待わたりしに、ことしもつもるほどの雪なければ、いと口おし。すべて四時の景、晴好雨奇いひつくすべからず。さえなき身も、見るにしたがひて、おのづから口にまかせつゝ、からのうた、やまとのも多くつもりぬ。誠に吏隱の閑居、かゝる所も又ありがたければ、そのまゝ住まほしきを、思ひ立ことのやめがたきにいそがれて、延寶八年正月二十一日、めこ具して、舟出し侍る。故郷のなごりも、今をかぎりにかへりみのみせらる。立出るとて庵の柱に、書付侍りける。

かりにとてむすびし草の庵さへ、今の名殘のおしくやはあらぬ。

女のよめる。

はすれじなこのうら山よ行方に、あかしやすまのみるめありとも。

此浦こぎはなれゆく程、夜もやゝ立わたりて、春風よきほどにふきて、むろの湊につきぬ。下略。

六十四、同年 芳賀內藏允預小頭愛津善兵衛刎首　津高郡に御普請（何村といふ事しれず。）ありて、小頭・足輕等多く其役に出けるが、九月十六日は、同郡金川村の祭にて相撲あれば、芳賀內藏允が預小頭愛津善兵衛幷に足輕の文右衛門・助左衛門・作兵衛・角兵衛、都合五人共に沈醉し歸りける道にて、角兵衛醉狂し、とやかくといふ。助左衛門・作兵衛は頓着せず先へ歸る。跡に二角兵衛猶文右衛門と何か云內、脇指ぬきて文右衛門を切る。文右衛門

共場を少し逃る處に、又跡より來る善兵衛へ切てかゝる。善兵衛も刀をぬき指出す。此時角兵衛よろぼひかゝり、善兵衛が刀につらぬかる。善兵衛其まゝ刀を引けれども、角兵衛は倒て直に息絶たり。文右衛門もやがて立歸り、兩人せんかたなく、まづ宿に歸り。助左衛門。作兵衛と談合し、皆出奔すべきなど評しけれども、左あらば親兄弟も難儀すべしとて申出。早速内藏允手前に一穿鑿しける。陳ずる事共多く、其後段々御穿鑿ありて白狀に及び、十一月十日、左のごとく御裁判あり。

小頭、愛澤善兵衛

手下の者をも差留可申小頭役に候處、御足輕共召連相撲場へ參、酒狂迄仕候上、角兵衛を其身疵付殺候はゞ、早々頭へも可申斷の處、却て申掠、其後頭共穿鑿の節も、手下の者共をも一同に申合陳候段不屆候。依之首刎候樣に被仰付候。見届役丹比七大夫。

足頭、文右衛門

角兵衛酒狂の節、前後の首尾無了簡、其上頭にて詮議仕候時分、小頭善兵衛をいたはり、一旦は一同に包居申候得共、御穿鑿の上速に令白狀候。雖然角兵衛脇差にて立向候時分、酒狂人と見申候へば、仕樣の品も可有之處に、逃退候段、御足輕には不覺悟の仕形に付、追放仰付候。

足輕、助左衛門。作兵衛

今度中間角兵衛酒狂の節、申分仕出し、其上小頭善兵衛。角兵衛を疵付殺候儀を、頭共穿鑿の節も堅僞、御上御穿鑿の時分も速に白狀不仕不屆候。因玆追放被仰付候。

右何も親兄弟妻子ども御構無之候。

六十五、同年 宮城大藏家隷喧嘩 六月四日の事成し。宮城大藏が家來、庄野又八と云者、大藏が供先にて、鎗持の奴關右衛門を二刀切けるが、其儘關右衛門逃去し故、又八をば傍より引とらへ、やがて此旨を言上しければ、聞しめされ大藏心次第たるべしとぞ御下知ありて、關右衛門は追放、又八には暇とらせて事濟けり。

六十六、同年 山田彌左衛門出奔 山田彌左衛門（山田道悦養子、道悦と同時に承應三年被召出、祿二百石賜り、曹源公に仕。）今年十二月より江戸へ

詰けるが、いかなる故にや、同八月御國へ歸るべきとの命ありて、同月二十八日、御國へ歸りしが、翌九月出奔せり。（江戸にて御取次役勤めしが、定て御客あしらいの間違ありて、御國へ歸されしを、面目なく思ひ出奔せしや。）彌左衛門子後の彌左衛門も、父と同じく浪人しけるが、父死後、寶永六年日光御門主御取持にて召歸され、七月三日月俸十口を賜りて、土肥左近組に仰せ付られて今に至る。

今山田彌之介曾祖父山田道悦は、軍學功者に依て、承應三年召出され、烈公御尊信有て召遣はれしが、寛文十二年江戸より歸り道中、武州金川驛にて病死す。時に八十二歳なり。道悦是より初め、正木甚十郎の二男正木彌八郎、御近習御兒姓にて、別知百五十石にて勤めしを、寛文元年道悦養子に仰付られしが、同四年彌八郎儀二十八歳にて病死。同人悴亦之亟に跡式賜はりしが、是も五歳にて病死。其後道悦子なく一代にて絶ゆると見へたり。彌左衛門も道悦養子なれども、是は道悦いまだ御國へ來らざる中より養ひ、承應三年別に召出され、一家を立しか共、亦之亟死後彌左衛門在し故、道悦別には養子を願はざりしと見へたりと。私の考。

六十七、天和元年　塩川安大夫・小泉勘之亟喧嘩

鹽川安大夫（祿二百石、行年二十二歳）小泉勘之亟（三百石、行年二十五）兩人江戸に詰ける。勘之亟、口訥（むくち）にて云たつれば野なる容貌、安大夫、口利（くちきゝ）にてされ言好む男なり。御式臺にて毎度勘之亟をなぶり興じける。四月十四日、曹源公眞諦院殿（一には、姫君方とも云）ともに別業（龐布の邸といふ。）に御出、終日御遊覽あり。安大夫は公の御供代りに行、勘之亟は眞諦院殿の御供にて、御供代り合なき故に、同所にて食賜る。安大夫例の如く勘之亟をなぶり、其元は仕合者なり。よき御供にあたりて、むまき物いたゞかるゝ事の羨しさよ、吾等は此仕合なりとて、己がもたせたる麁末なる行厨を見せて笑ひける。勘之亟立腹し、此ほどの事仕合とは何事ぞ。先日の腫物いまだ平癒せず。やう〳〵押て御供に出たり。御奉公なればこそ悚ゆれ、中々悦しき所ならずと云。安大夫聞て、弱き男や、此程の腫物にさへかく弱り□□（欠字）ば、戰場にて糟手の一箇所も蒙りたらんには、再び働きはなるまじと笑ふ。勘之亟怒に堪かねながら、迚も口先にて爭ひ勝事ならず。御供先なればやう〳〵堪忍し、默然として居たりける。其日御供より歸て、とかく堪忍成がたしと、思ひつめ居たる所に、御供先にての樣子、尋常ならぬ顏色を、人々見惜て居ければ、早く御耳に達し、勘之亟に心付よと、近隣の者三四人に無詑命あり。御歸邸の黄昏にも及び、宵の内は、戸川夫左衛門來り物語し居たるに、勘之亟思ひ詰たる顏色にて、今日人多き中にて恥辱を與へられし口惜さ、いかにしても堪忍成がたし、士の情に打果さして給はれと云、夫左衛門聞て、尤至極せり、去ながらけふの

事、御上にも氣遣はせ給ひ、左樣の事なき樣にとて、內々我を付置れたる事なれば、私の量見としてゆるしがたし、夜半過は森脇右衛門佐（祿二百石、弓組なり。）代りに來れり、心持は人々替るものなれば、彼に相談して見給へといふ。扨後に右衛門佐來りて代りたり。勘之亟又さきのごとく遺恨を述、殊に緣者のよしみあれば、旁以本望遂させくれよと賴みしかば、右衛門佐素より勝れたる銳氣の男、此言を聞、異儀に及ばず、尤なり、士は相互の事、安大夫方へ明朝仕懸けられよ、（夜明て仕懸よとすゝめしは、深更には鎖したる戶を推開なんとすれば、其物音にて近隣より怪て來りなば、本望遂がたからん事を思ひてかくは云なべし。）我も伴んと云。勘之亟悅び書置等したゝめ、見苦物取片付て、明日早朝安大夫方へ仕懸たり。同人は所も少し隔り居ける故にや、前夜勘之亟に番人等付られたる事しらざりけると覺へて、さりげなく、こは勘之亟何用ありて、早朝に來られたるよと云、勘之亟件の意趣を云出すと、其まゝ切付たり。安大夫も小悴ござんなれと拔合せけれ共、初太刀によはりてはたらき得ず、終に勘之亟にうたれてけり。右衛門佐其音を聞て駈入、本懷達し嘸喜びならん、いざ人の來らぬさきに腹切られよとて、卽介借し、此一件有のまゝに書調て、早速頭役の方へ遣しければ、追々何も入來りたり。扨右衛門佐切腹せんといふ、何れもそれは急がぬ事なり、御下知次第にせられ然るべしとて、此旨御聞に達しければ、喧嘩兩成敗なれば異儀なし。右衛門佐は岡山へ歸るべしとの命ありて、早速江戶を發し、道中より出奔せり。戶川夫左衛門は、事を人に讓りて、そらしらず顏に居たる事、御意に應ぜず、御暇賜りしなり。右衛門佐が今度のはからひ、常人の仕がたき事をなし、其銳氣を愛し給ひけるにや、貞享四年十月二十六日、めし歸され、同十二月朔日、山崎大膳が組に屬す。そのゝちいかなる故やありけん、あくる元祿元年九月十八日の夜、書置したゝめ、ふたゝび出奔せり。此時は、相組吉田定右衛門より其書置を組頭津田八左衛門に出し、山崎受取て封のまゝにて中村主馬（小仕置なるべし。）に渡しければ、出奔の趣旨詳ならず。（此右衛門佐、父は新右衛門とて尾張にて父の敵福尾を討たる至剛の者なり。事は碎玉話に委しければ、今こゝに載せず。其後福尾が子二人幷に家來一人、父君の仇報ぜんとて身をやつし付ねらひけるに、件の家來新右衛門が家に來り、鑓持となり、よく奉公しければ、不使を加えて召使ひける。其後先主の子を呼寄、刀商人にこしらへ、彼鑓持、新右衛門につれ〳〵なる時、此間他所より刀多く持來たる買人あり。

慰に見給はんやと申ければ、一段よかるべし連來れと云へば、鎗持先主の子に申候、刀多く持てまづ拵袋に入たる一腰出し、其刀を見る所を、兼て敵討んと思ひ給ふ刀にて切給ふべし。其時それがしも次の間に居て扶け合申さんと約し、刀商人を連來りて引合せけるに、新右衛門は太く逞しき男の威風ありて、兒童も恐るゝといふほどの人物なり。その刀見る體凛然として眼を見張たる容貌をかの敵見て、中々近づくべき様なく、見れば見るほど恐しく成て、しきりに戰栗し、ものをも得云ざりき。鎗持は次の間にてあせれども、せん方なし。敵はやう／＼刀取收て歸りける。新右衛門も其體甚いぶかしく思ひ、刀求めんともせざりしとぞ。扨鎗持、先主の子の旅宿に行、いかなる事にておくれ給ふぞ、未練なりといふ。彼者ありのまゝに答ふ。されば是非なしとて宿に歸り、新右衛門にむかひ、今までは包しかど、君は實にそれがしが故主の仇なり。今日の刀商人は故主の子なり。數年の本意を遂んとて引入たるに、腰ぬけたれば力なし。此上はとく／＼我首をはね給へといふ。新右衛門聞て、いや／＼汝が忠節感ずるに餘り有、今までの通りめしつかふべし。成ほど隙をうかゞひて我をうてよ、我はうたれじとこそすべけれと云て、其儘召つかひける。三とせの間奉公せしに、終に討べき圖なし。此僕又新右衛門にむかひ、涙を流し、さて／＼力及ばざる次第なり。此三箇年透間あらばと心を盡しけれども、一度を今ぞ討奉らんと思ふ心出ず。今は是までなり。せめて御手にかゝり死し度と云、さらば今より心を灑し、實の忠臣となりて我につかへよと云、鎗持答に、仰は身に餘り忝候へども、猶故主の子をこそ見繼度候とて、暇を乞て歸りたり。此事を世に右衛門佐が事といふ說あり。大なる誤なり。其後又其右に刀持來りし者にや、但し其親類の內にてやありけん。或時書狀を新右衛門が許に贈りて、今夜何の所にて勝負決し度とあり。新右衛門何ほどの事かあらんと、其場所に行て見しに、又心恐しくやなりけん、待ども／＼來らず。其宿せし所を尋求しに、其日船に乘て去りしといふ。一說に、敵の子は磨師と成岡山の町に住居せるが、傳手を求て新右衛門方へ出入し、或時其磨師來りしに、新右衛門側なる刀を見せて、先年此刀にて人を切しに、よく切れたる故に、秘藏して帶するといふ。磨師とつて見るに色動たり。此時討んともせざりしは兄弟一所に討べきと約せし故、一人居ざれば夫を呼て後に討んとて其場を延せしと云。此事洩聞えて、かの磨師は岡山を逐斥せられしと云。此新右衛門平世鎗を持せしに、柄を横にして鞘を我右脇へ突出してもたせしと云。右衛門佐も又におとらぬ剛强の士にて、天下無双の精兵なり。常に蘇枋のひごの弓一寸あるを射たり。又其頃江戸の與力に的場伊左衛門とて、日本第一と聞えたる强弓の射手あり。右衛門佐聞傳て、或時尋行て對面し、互に弓の談あり。右衛門佐其日はざと弱き弓持せたり。伊左衛門これを見て、いよ／＼我に及ぶ者あらじと獨笑しけるが、後に伊左衛門水牛の弓一張取出し、是は異國より來るものにて、只今までひきたる人なしと云傳ふとて、右衛門佐に見せたるを、右衛門佐信ぜぬ顏にて、左も候まじといへば、伊右衛門猶うたがひ、いかに張て見給はんやといふ。右衛門佐心得しとて、ゆる／＼とおし張引試に、さも弱げなりし。伊左衛門驚き怪しみ、みづから執てひかんとするに、更にひき得ず。はじめて右衛門佐に讋伏したり。此外勁弓の談話多き男なり。委しくはこゝに記さず。

一說に、安大夫・勘之亟をひたもの嘲弄しける故、勘忍なりがたく思ひながら、兎角怺て日を過しけるが、勘之亟何と心得違たるや、小堀主殿に面談し、それがし仲間に意趣含み申者あれば、事によりては刄傷にも及べし。其節に至り亂心と思召るべからず。此よし御聞置候へと云。主殿聞てそれは如何様の意趣にて、相手はいづれぞと問ふ。勘之亟それは追て御聞あるべしとて其座を退出す。主殿捨置がたく、まづ戸川・森脇兩人に、心付よと云含めたり。扨此事を人々評して、其相手は誰やらん

と云に、松本庄大夫生得六なぶりなれば、大かた庄大夫にやあらんといふ。扨右衛門佐は、勘之亟が縁者なれば、兼々の存趣も能知てあり。或日右衛門佐が番日に、何とぞ安大夫と鬱憤はらさせてたべかしと云。右衛門佐聞て、尤なり、乍去事の様知りては左様の取計も成がたし、夫左衛門番の時、たばかりて行れよと云。かくて夫左衛門番の時、やむ事を得ぬ用事あり、人の見ぬ比内々に鳥渡安大夫へ参たし　穏密になし給へと云。夫左衛門は意趣ある人難とも知らず。その上あからさまにいふ事なれば、何事か有べきと油断して許容す。時に四月十七日の朝なり。夫左衛門も跡より付添行べしと思ひけるが、便所に行遅滞しける間に、勘之亟は安大夫所へ行、思ふまゝに切留、其身も腹切て死たり。扨此事御吟味ありしに、戸川は存ぜざるよし陳じけれども申譯たゝず、森脇は申合せて、戸川が不念になしたる條露顯し、是も彌不屆との沙汰なり。されども江戸にては何の御咎なく、兩人ども、備前へ歸るべき仰ありて、やがて發足し、森脇は道中より退去す。戸川は歸着の上百日閉門し、其御(後カ)御暇賜りしと云。

六十八、寺西孫三郎拔刀太郎吉を追　岸織部組寺西治左衛門が嫡子孫三郎十一歳。其弟何がし、兄弟連にて三月十九日申(後・日)の刻、蓮昌寺に行、仁王門内にて鹿狩のまねして遊び居たり。出石の大工六左衛門が子太郎吉も同じ所に居けるが、いかゞしたりけん。孫三郎が刀にあたりける故、不禮なりと咎む。太郎吉却て雜言す。孫三郎怺かね刀の柄に手懸るを見て、太郎吉逃出しかば、あとより追掛たり。太郎吉は仁王町疊屋新右衛門が方に走り込、傍に有合ふ棒（一説には、疊の定木ともいふ。）を取て振廻す。孫三郎は刀をぬいて切かゝりしに、少年の弱き腕なれば、持たる刀棒に當りてそびれつつ、孫三郎が額に疵付たり。亭主新右衛門折ふし他行し歸りかゝり、此樣子ゆへいそぎ歸れば、孫三郎が額より血流れ、家の戸口よりは棒先見へる故、はしり寄る。此時孫三郎内へ踏込んとするを拘き留たり。孫三郎怒て何をするぞ、はなせ〳〵と云ければ、新右衛門いか樣とも御存分に取計ふべし。まづ御刀は鞘に納め給へとておさめさす所へ、新右衛門が父宗元も出て血をのごひける。中山慶閑といふ醫者も出て、いかなる人にて候ぞと問ふに、孫三郎姓名を名のる。何分それがし家に入られよと中山申けるに、孫三郎此體にて何とて參らるべき、只堪忍ならずといふを、いろ〳〵なだめ、慶閑が家に連れ行ぬ。扨此樣子を治右衛門方に告しらす。

孫三郎が弟も刀の留を解けるが、此場まづしづまりければ、そのまゝ父が方にはしり歸りて告けると云。治右衛門は早速駈着ければ、慶閑相談し、外料一齊を呼見せけるに、始の血留堅く付て放れかぬれば、孫三郎何かくるしからずとて、みづから强く引放す。言語常に替りたる事なく、堪忍ならずといふ。太郎吉には番付置ければ、治右衛門見分して歸り、同二十日右の趣を治右衛門より岸織部へ言上す。同二十八日、太郎吉事士に對し慮外なりとて、斬罪に處せられ事濟たり。（太郎吉は、年頃十六七なりといふ。）

六十九、水野平兵衛改易　八月三日、水野平兵衛を改易し給ふ。今日水野茂右衛門宅にて大杉平之丞・下濃宇兵衛列座にて申渡す趣、

作法不宜候由追々聞傳候へ共、依爲若輩聞捨に仕置候處、彌以不法不義の族品々有之由聞屆候。急度可申付候へ共、亡祖父伊織に對し、右の通被仰付候。

七十、岩田勝兵衛溺死　六月十四日岩田勝兵衛（山崎大膳組）。朋友五六人いざなひ、川逍遙にゆき、勝兵衛只一人網を携へ、鑵子釣（まつる）井寸の內あり、同道の者は先へ行く、はや／＼來られよといひつゝ、船をのぼす。勝兵衛家來も辨當持て件の船に乘てあり、然るにあとより往來の者扇にて船をまねく、皆々いぶかしく思ひ立歸れば、往來の百姓いふ樣、只今おさむらい、此渦の下にまきこまれ給ふと、おどろきたる體なり。同道の者共傭船にて尋ぬれば、やがて取得たり。去ながら、はや息果たり。早速田尻道貞を呼治療を加へけれども、敢てしるしなく、片身紫色に成て死たり。かくて八月十八日、勝兵衛が子孫十郎、今とし九歲なるに、父が家つがせらる。其時の仰の趣は、

岩田勝兵衛跡目世忰未出仕候て幼少なり。素より御目見不仕、嫡子に候へば、跡目不被仰付、御條書の通可被仰付と思召候へ共、勝兵衛先祖御家久敷者に候故、以格別跡式被仰付候。雖然勝兵衛果候砌、脇指等手元に不差置候段、上の思召に不相叶候。依て三百石の內二百五十石被仰付候。

七十一、茨木安大夫・松下淺右衛門・石黑小十郎等御咎　十一月十七日、上道郡関山村庄屋七郞右衛門といふ者の所へ、茨木安大夫・松下淺右衛門・石黑小十郎・服部與兵衛が子何がし、牢人山崎源右衛門

山崎大膳方にあり。其外百姓等寄合、輿を催し居ける所、何者やらん、兩人來り聲高に何かいふ。小十郎怺かね、誰人ぞ内へ入よと二度までいふ。其時そとより慮外なる返答す。小十郎大に怒り、戸を明け走り出づ。一人は逃一人はそのまゝあり。小十郎その者を引とらへ、只今のごとき返答せしは汝かといふ儘、髻(もとゞり)を執り椽がまちへ擲付たり。後に聞ば池田大學鐵砲足輕にてぞありける。此よしを大學聞て、諸士に對し慮外せし者なれば、斬罪すべき旨願ひ、やがて成敗す。同十九日番頭共へ夫々に命ありて、仰の趣を日置左門傳ふ。其仰に云。

草加宇右衛門へ。

石黒小十郎・松下淺右衛門事、常々作法不應御心候。士の男道と云は、義理を專に内心に強を持、禮儀正しくいかつ(嚴)成事無之こそ、男道の根元勿論なり。然るに兩人の者共は、前後の辨なく、うでだて(腕立)がさつ成覺悟、若き士共の風俗も可亂者と思召候。小十郎儀此度の仕形外にも仕様可有之に此段も不應御心。淺右衛門事簡略仕、奉公も缺ながら、百姓等を振廻遊興の體不屆に候。此度の座席の様子も不可然候に付、旁兩人共閉門被仰付候。

宮城大藏へ。

代官服部與兵衛世悴儀、親に懸と云、親手下の百姓との奕の様子、其上遊びものを彼是と取持、士共を引込候様に仕候段、重々不屆に候條、親與兵衛に御預なり。親儀も世悴右の仕形に仕成候事、不應御心、引込蟄居可仕旨、被仰付候。

稻葉四郎右衛門へ。

茨木安大夫儀年來と云、組の引廻に役儀も被仰付置候者の事に候へば、若者共の示にも可成者と思召候處に、此度の座席の様子不應御心候。

四郎右衛門より左門へ、安大夫いかゞ心得然るべきやと問ふ。左門答に、引こもり門のくゞり戸半引立、然るべしとの差圖なり。

山崎源右衛門は浪人の事故、かまひ給はず。然ども外々右の趣御咎かうむるうへは、蟄居然るべしと、左門より山崎大膳へ傳ふ。圓山百姓七郎右衛門は追込となり。其外百姓も追々御吟味ありしが、いかゞ成しや不詳。

七十二、伊木勘解由家隷起訴　伊木勘解由家來用人共不存。より小仕置まで申出けるは、勘解由方に久しく召仕たる役の者、邑久郡濟村の九助、眼病わづらふよしを申て、去年の冬より人代りを出し、其身は御上の小人に成、十二月江戸へ參りたる由承候ひぬ。此者暇の埒いまだ濟ざる内に、ほしゐまゝのふるまひ、不法いふばかりなし。勘解由手前はともあれ、我儒者をめしつかはれ候はんには、御國政のさまたげとも存れば、やむことを得ず訴ふよしをぞのべける。かくて小仕置より、左門へ申出ければ、早速江戸へ注進す。備前において吟味すべしとの命あつて、三月五日九助江戸を出、森川九兵衛預二人、長柄者二人小人二人、付添といふ。同十九日岡山に歸り、先直に入牢す。扨大横目山田彌太郎・下濃宇兵衛并泉八右衛門・川村平太兵衛等に穿鑿を命ぜられ、四月朔日よりせんさくをはじむ。九助が口上は、九年前より勘解由に奉公し、三年勤め、暇を乞ひ在所に歸り、又其年の暮よりふたゝび奉公し、五年つとめける内、眼病にて役人つとめがたく、何方へ成とも渡り、夫と成度由、役方小頭浦上孫市を賴ける所、幸川向御茶屋に人不足あれば、浦上をひとへに賴けるが、能合點してすでに決定せし趣なりしに、外より賴たる者をひいきせしにや、俄に異變に及びければ、猶其儘役人をつとめ候。尤部屋頭六郎兵衛へ度々暇の事を申、人代りに甚九郎九助が小舅なり。を出し度よしを望み候ひしが、或時六郎兵衛より人代り出すべしと指圖し候へば、件の勘九郎を出候に極め候ひし。其孫兵衛九助が姉聟。が所にて六郎兵衛并同役新七に出合、右暇の禮を申ける。其砌勘解由家來左之助に逢ひ、われらも滯なく暇出されば、小人奉公の才覺するよし物語す。左之助聞て、其方暇出たること一向に知らざる由答へけるが、其翌日六郎兵衛・新七同席の時、九助暇の事を兩人に尋ければ、彌其通にて、此間開屆たると答ふ故、彌相違なき事と心得候よしを云。扨六郎兵衛口狀は、左樣の事嘗て承らず。只當分の日雇同樣に代り出させし事をこそ承候ひぬ。役勘定も受取らず。役所へも出ざる事いぶかしく存、或日呼寄其方ひしと人代り立、暇もらひ度存かとて大に叱り候へば、九助答に、異なる尋なり、代り出すほどにて外をかせぐべき道理なしと申、其上節季の借銀まで賴よし申けるとぞ申ける。かく双方の申條齟齬しければ、引續き段々吟味しけるが、六郎兵衛がたくみ事にて、上へは借銀を九助にかす由申、本人へ渡さで六郎兵衛私欲せし類、分明にあらはれ、役人相部屋并手

廻等御預となる。其趣、

五月二十二日より六月朔日まで（今日入牢）土肥飛彈へ御預。「役人部屋頭」六郎兵衞。

六月朔日より同人へ御預。　「手廻り」　左之助。　六月二日より同人へ御預。「役人部屋頭」長右衞門。

五月二十二日より伊木頼母へ御預。「役人部屋頭」新　七。　六月二日より同人へ御預。「手廻り」　彌　助。

かくて右の趣、江戸へ言上しければ、八月十一日九助・六郎兵衞共に入牢と成、新七・左之助は扶持放し在所入。長右衞門・彌介兩人は御構なく勝手次第召仕ふべき旨、勘解由家來村瀨安兵衞へ池田大學申渡す。

七十三、番兵左衞門御判物燒失　小堀彥左衞門組番兵左衞門が家、十二月六日自火にて燒失す。甚急なることにや、君公より賜ふ所の御判物も灰燼となりければ、此旨家老中まで申けるが、同二年三月十五日、御判物賜りし。

七十四、池田藤右衞門家絕　番頭池田藤右衞門病で死し、其子門八に父が家つがせらるべけれども、此門八平生、父と不和なれば、藤右衞門が遺跡賜はらで家絕。別の儀を以て次男淸藏に五百石賜りし。是十二月二十三日の事にて、池田大學より若原監物・池田七郎兵衞に仰の旨を傳へける。其書付、

池田藤右衞門跡目何とぞ可被仰付と思召候得共、門八儀親と不和の段、被逹聞召、其上常々作法不宜候由、御改易可被成と被思召候品も有之候得共、其通に被遊置候。依て門八には跡目不被仰付候。然共藤右衞門儀にて候に付、次男淸藏を被召出御知行五百石被爲下候。

七十五、生駒左助改易　生駒加右衞門養子左助といふ者、別に俸米四十五俵四人扶持。を賜りて、中奥詰御腰物奉行勤め居たりしが、いかなる罪やありけん、三月缺日御改易被仰付。

七十六、天和二年青地源之亟父子改易　青地源之亟を信州君へ附られしが、不法多く、信州君の御心に叶はずして召仕はれざるよし、辭退あり。さればいろ／＼穿鑿ありしに、其事まことなれば、他家の勤仕まで構ひ給ひて、二月三日改易なり。其子三之亟も常に不和なれば、同日改易し給ひし。

七十七、竹內百右衛門御暇　近藤角之亟が組竹內百右衛門といふ者、七月四日、大雲寺町七右衛門を傷けし事あり。其時百右衛門よりの書上、

私儀刀・脇指鞘損申候に付、仕替可申と存、大雲寺町鮫屋孫三郎方へ參、さや見申候得共、氣に入不申候故、隣七右衛門方にて鞘見申、買可申候間、孫三郎方へ參、鞘仕はめ見可申候。遣し候へと申候得共、遣候事成不申由申に付、鞘を錐子の上に置候得ば、すべり落申に付、七右衛門親九右衛門申候は、鞘を投たぞと惡口申に付、私申候は、なげ申にては無之、物の上に置候へば、すべり落候と斷申候へば、いや左樣にては無之、なげ候由くり返し惡口申に付、何とぞ可仕樣も可有之候へ共、只今時分惡敷奉存、責て棒にて成共ぶち可申と存、孫三郎方より棒を取參、二つ三つ突申候處に、悴七右衛門も罷出、七十に餘る親を打擲被仕候由にて、致惡口候。其內近所の町人罷出、私持申棒も脇へ取、私へも取付噯申候。其時七右衛門父子共に棒を持罷出、人そばへ仕被申間數由申候。私存候は重々不屆の儀に候へ共、大勢の者共取付侘言仕候に付、無了簡先孫三郎方へはいり申候所へ、町內五人組罷出、色々侘言仕候に付、私申候は、其方共心得にて侘言合點不仕候。七右衛門頼申候はゞ、召連直に侘言仕可申事に候と申聞候へば、何も尤と申、七右衛門同道にて孫三郎方へ參、一同に居申候故、私申候は、先程段々惡口不屆の由申候へば、御手前樣へ申たる事にては無御座由、七右衛門五人組共申候故、私七右衛門胸を取、我等に不申難に申候や、重々不屆なる申分仕候と理を詰候へば、袴をまくり膝を立、氣色かはり小脇指を脇へ引廻し候故、自然先をとられ可申かと存、脇指を此方へ取候得ば、鞘は殘り身ばかりぬけ參申候。其時七右衛門逃候はゞ堪忍可仕候へ共、かへつて此方へにじり寄申故、直に脇指にて拂候へば、あたまと肩と二箇所疵付申候。切申覺悟に候へば、私大小にて可仕候へ共、右の首尾故、不意に手を負せ申候。其後大勢取懸り、脇指を奪取申候。其節私左の腕に少切先當り申候。只今御家中御穩便の節、不調法成儀仕出し、迷惑奉存候。

かくて段々穿鑿ありしに、七右衛門が父九右衛門は宿より刀をぬき孫三郎方へ行ける所、孫三郎が戸口にて、折ふし粟井十左衛門通りかゝり、町人に不似合なりとて、其刀もぎ取、大に九右衛門を叱りける。其所へ多賀十右衛門も來り、粟井・多賀兩人出合、百右衛門が申所、七右衛門父子が口狀を聞て言上す。百右衛門が申所をば重て近藤覺之亟聞正し、家老中まで達しければ、同八月二十一日、百右衛門常々も不作法多く、此度の始末、かたく

以て暇賜はるよし、池田大學宅にて、近藤覺之亟へ申渡ける。九右衛門も追拂はれしなり。

七十八、西島六右衛門斬捉徒（るもの）　備中淺口郡西大島に浪人西島六右衛門といふ者あり。三月七日より岡山に出、寺本治右衛門が方に逗留し、同二十日備中に歸らんとて、卯の刻（前六）に寺本が家を出、巳の刻（前一〇）前松崎村に至り、茶店に腰かけて休ける。六右衛門は立付（くゝり袴）を着し、無僕なり。かゝる所に歳三十ばかりの男、つと來り、六右衛門が膝の脇に腰かけて、六右衛門に當りければ、其方それほど廣き所の有に、わざと狹き所へ來るよと云。彼男は傍へのきけるが、又年比四十ばかりの男一人來り、六右衛門にあたる。是は狼藉成事と、六右衛門云けるに、件の男、なに居度所にこそ居れとて、さん／＼に惡口す。されども六右衛門は理不盡者と思ひ、とかくをいはず。然るに又三十ばかりの男、六右衛門が前に立ながら、此侍今のごとくいはれては、男は立まじと云、六右衛門答に、其方などゝ、とかくを申は益なしとて、しらぬ顏して居ければ、三人の者いよ／＼つのり、侍のいはるゝは尤成事なり。茶屋に役介かけまじとの事ならん、さらば野邊へ行ていかにもせんと云まゝに、一人は兩刀を取、一人は左右の肩をつかみ、今一人は帶巾着に手をかけ、引立て四五間ばかりあゆみ行、六右衛門右脇にそひたる男を一あて當れば、手を放し、又棒取て打てかゝる。今は堪忍ならざれば、まづ兩刀に取付たる男を引はなし、一と刀手負せ、棒にてかゝる男をば踏込て、只一刀に切殺す。今一人は逃去りぬ。扨六右衛門茶店のあるじを呼で、只今見たる通、以來の證に立べしと云置て、子位庄村に行、代官香取彌七に案内す。香取折ふし他行なれば、同村庄屋又右衛門が方に行て、件の趣を申ければ、三田村庄屋忠左衛門・松島村庄屋小八郎も早速出合、忠左衛門より飛脚を以て淺口へ達しぬれば、代官三宅忠助、七島村孫介・道越村猪兵衛などいふ庄屋を始とし、年寄百姓等追々子位庄に集り、六右衛門を同道して郷里に歸る。右の惡黨三人は、備中倉敷者のよし聞えければ、早々庄屋まで申遣し、死人手負には番付置く。然るに倉敷より人來らざれば、廣內權右衛門・津田重次郎・服部與惣右衛門等談合し、備中の御代官都築長左衛門の手代三村金左衛門へ書狀を贈る。其詞、

未得御意候得共、態以飛札致啓上候。然ば、伊豫守領分淺口郡に居申浪人、西島六右衛門と申者、都宇郡於松島村、無了簡者

尾にて人を切殺并手負申者御座候。右の死人倉敷村の者の様に承候。彼浪人手前未聢と不承候得共、爲御注進如此御座候。猶追て可得御意候。　已上。

三月二十三日

三村金左衞門

廣内權右衞門様

御紙札致拜見候。然ば於松島村、人を切殺手負も御座候由。殺候仁は淺口郡に罷居候浪人にて御座候旨、御状の趣留守居の者へ申聞候處、其段倉敷村より注進申候。松島村より申越候は、其村の者於當所致喧嘩被切殺候と申來候。實否見屆不申候得共、先々注進申由申來候。右之申付候は、左様の儀は御在法可有之事に候間、重て具に可承候と申付候へ共、未何の様子も不申來候。被入御念様子被仰聞候段、可然御返事仕候様にと申候事に御座候。　以上。

三月二十四日

廣内權右衞門

三村金左衞門様

同二十五日、本人六右衞門が口書を庄屋兩人にもたせ、金左衞門がもとに遣し、此方吟味此口書の通なり。委しき事は兩庄屋に聞かるべしとぞ申贈りける。切殺されしは又次郎、逃たるは甚三郎、手負は水谷左京亮、領分備中長尾村者にて、久しく玉島に居けるが、今は水谷領の帳面も除かれしよし聞へけれ共、何分水谷の郡奉行野澤左郎助まで尋のため、廣内より書翰を贈りけるが、帳外なれば、如何様とも取計ひあるべしとの返答なり。又次郎は倉敷者にて、先年親の勘當せしに、今はゆるしたりとて、親并倉敷村の年寄百姓等は、ひたすら松島村にて喧嘩とのみ云かゝり、四月まで死骸をも取捨ず。折節倉敷村の庄屋京にのぼり、同月初に下り、手代金左衞門前にて僉議し、松島庄屋并茶屋の口書を取、双方出合死骸片付べきに極り、同十一日死骸片付ける。其證文、

口上

去二十日、松島村茶屋前にて、淺口郡西大島村六右衞門に、倉敷村又次郎被切殺申候。其所の茶屋共口上書仕相渡申候。私共儀本村に居申候故、首尾見屆不申候。則兩方より御公儀へ申立、死骸倉敷村へ御引取無之に付、永々置候へば、往還の體

見苦敷御座候故、兩方より出合松島村に埋置申候。 以上。

戊卯月十一日

松島村庄屋 小八郎
同村 年寄 安左衛門・又兵衛

此後十日ばかり過、都築長左衛門が家臣矢掛の留守居吉田惣兵衛より、倉敷村年寄油屋太郎左衛門を使とし、又次郎先年親勘當の者なれども、其後ゆるせり。去ながら此度の事、とかく申べきにあらず。公儀次第なれば、別條あるべからず。長左衛門留守にて手代共のはからひにはなしがたければ、長左衛門へ申遣候べしとの口上なり。廣内返答に委細心得候ひぬと申ける。扨江戸にて御穿鑿ありけるが、元來又次郎、所追放の者なれば、公儀御構なきよし裁斷ありて、其旨長左衛門より申來りければ、西島六右衛門は何の御とがめもなかりし。去ながら其身浪人にて、御領の者を殺しければ、備前領住居は然るべからずとの事にや、他國へ參るべき旨、御下知ありしといふ。按に、關東の役手より、内々御氣色ありしもしるべからず。

七十七、櫻木家來斬杉山家來　七月十三日酉（後・六）の刻頃の事なりし、櫻木作之亟が家來古南幸介が長屋へ、山崎大繕組杉山權兵權が家來那須孫右衛門といふ者來り居けるが、やがて喧嘩し出し、幸介孫左衛門を切る。孫左衛門逃出けるを、幸介追かけ厨の内庭にて切留たり。手疵十一箇所といふ。幸介はかす手の一所も負はざりし。其旨趣を尋るに、去年十二月杉山必窮に及び、家來孫左衛門がはからひとして、幸介に内談し、櫻木が年貢米賣たるあたひの内を孫左衛門借りて、春は早々返すべしと約せり。其上作之進が知行米の内も杉山が藏におさめ置ければ、彼是あはせ、米百俵あまりの事なりし。然るにことしに至りても返さゞれば、度々幸介より促しけるが、孫左衛門答に、けふ・あすと云つゝ、已に七月に至り、彌きびしく催促しければ、今日幸介が方に孫左衛門來り、いかにもうすとも、銀も米も今は一粒一錢も出す事ならず。彼是申さるゝ事ならば、與方をも召具し歸るべしなど云て、作之進が妻は杉山が家より嫁す。却て幸介に對し膝立直し、脇指にそりうつてかゝる。幸介思ふやう、我年老たり、もしきやつに先をとられては叶ふまじとおもひて切たるよしをぞかたる。かくて喧嘩兩成敗なれば、理非穿鑿しゐて有べきにもあ

らずとて、同十四日幸介事は、作之進勝手次第たるべしとの御下知あつて、同夜櫻木が家にて幸介は切腹す。妻子は何の御かまひもなし。

八十、服部與兵衛父子改易　六月中旬夜廻りの忍共、所々にて胡亂者を搦捕、町々に預け置、同八月五日・十日兩日に追拂はれしが、其内に竹松といふ者、森下村御堂屋敷に住せり。此竹松が親は鍛冶にて、吉左衛門正利とて瓦町の者成しが、七年前に博徒の宿せし罪によつて追拂はれ、備中倉敷にあり。ことし五月大赦あるによつて、此吉左衛門御ゆるし蒙りて岡山に歸り、御堂屋敷に居ければ、竹松も父と共に住しける。竹松が事段々穿鑿しければ、父と共に備中より歸り、乞食同事にて藥師堂に居けるを、國富村の三宅といふ醫養育し、吉左衛門が請人と成て、森下村の彥七が借屋に置て渡世しけるなり。されども元來醫者三宅も帳外者なるが、老母を歸着するに事よせ、内々岡山に立入し。三宅が姉は圓山村の神職伊豆の妻なれば、國富村の庄屋助左衛門を賴み、人馬帳に、三宅械くれよと賴しかども、三宅性來不法者にて、所々流浪し、或年大阪にて庭瀬浪人難波作左衛門と口論し、作左衛門を切けるに、切損じ創付て逃歸り、其外彼是あしき行作あれば、載帳はさて置、逗留さへも然るべからずと答けるを。いな／＼と云なし、其日のがれにありける内なれば、本人竹松が事は外になし。助左衛門・三宅兩人の訟起り、助左衛門は三宅が事更に肯はざるよしを云、三宅は助左衛門粗聞届、住居ゆるしけると云て事決せず、再三穿鑿に及びし。實は助左衛門と原村庄屋十右衛門と談合し、三宅を住居させ度おもひ、代官服部與兵衛へ賴みけるが、服部内證にて領掌し、しらぬ顏にて見のがし置べしと指圖しければ、神職伊豆も與兵衛まで一禮申ける。殊に與兵衛子平之亟、度々三宅と會しけるに極りければ、八月二十九日、與兵衛を熊谷傳之亟に預られ、平之亟は波多野武左衛門に預らる。同九月二十三日より、與兵衛は伊木賴母、平之亟は上坂外記に預られ、十二月二十三日、兩番頭宅にて下濃宇兵衛大目付。立合にて仰渡されし趣は、

今度國富村の一埒に付、御横目共吟味仕候處、委細聞被遊候。然共此上にも御來年御歸國の節被遂御吟味、其上にて夫々に急度可被仰付と被思召候へ共、此節御秘に付、双方落着被仰出候。服部與兵衛儀は常々の仕形作法も不宜、其上世悴平之

申、三宅に出入候段、不念の仕合に付、旁以父子共御改易被仰付候。

國富村庄屋・年寄・伊豆・三宅正利・竹松皆追拂はれ、庄村十右衛門は田地召上られ、國富の五人組頭等も皆十右衛門同樣にぞ命ぜられし。

八十一、能勢助五郎家隷免罪　能勢助五郎が若黨福井正右衛門と云者、助五郎が金を取遣ひ、江戸にて去年出奔せり。かゝりければ、兩親を獄に下され、（兩親は山脇九之亟方に居る。）正右衛門が弟何がしには、正右衛門を尋出すべしとて江戸に下され、方々尋ける内、今年二月十三日、正右衛門東邸の辻番に來り、兩親弟共御拾免蒙らば、それがしは、いかなる罪にも處せられん事を願ふ。此よし江戸より岡山に達し、正右衛門は大廻り船にて岡山に歸り、三月二十二日獄に下り、親弟即日赦されしが、五月八日、正右衛門も死罪ゆるされ、追放となる。此時の命左に記す。

正右衛門儀重罪に候得共、自ら罷出候事、下々には奇特に候。其上御法事の節故、御助御追放被成候。

八十二、斬留龍陽者　大阪より備中宮内へ來り居ける吉田六之助と云龍陽を、川崎町竹田屋庄兵衛・中買町仁保屋四郎兵衛同道し、德吉村の久彌と云百姓を賴、逗留させ、每日々々遊びける。此外町中に其道を好める者ども、晝夜久彌が方に行て、六之介を愛しければ、八月十八日、惣町中より此旨書認め、町奉行岩根周右衛門が家に投込けり。早速周右衛門言上しければ、同十九日殘らず獄に下り、六之介は同二十日、足輕六人・外に次郎九郎・山の者等付添ひ、播州まで送りやる。十月二十三日、それ〴〵に吟味の上、罪ゆるされ、宿主久彌幷同人孫長大夫・庄兵衛・四郎兵衛四人、御ゆるしなく十一月十九日裁斷あり。左のごとし。

久彌・長大夫

他所者に一夜の臥宿仕間敷旨、御國法に候處、治郎の宿いたし、若き者の風俗を亂候樣の仕形依不屆、斷絶被仰付候。

庄兵衛・四郎兵衛

鼻をそぎ、其儘町に御指置。

八十三、捕贋作國寶者　去年十二月、大阪今橋一町目天王寺屋又兵衛借屋者、中島屋多兵衛岡山へ來り、似

せ銀札を遣ひける故、めしとり、大阪御奉行に届られ、今年正月十九日、船にて多兵衛を大阪に送られぬ。御使者大組與頭薄田孫兵衛幷に付添岡部半大夫・鈴木又兵衛 鈴木は、銀札の事詳あらんため添られし。是札場役人ゆへなり。 船頭森屋羽右衛門・鹽見彌兵衛等に、足輕八人なり。同二十三日大阪に着、早速御奉行へ引渡しければ、只今獄に下し候ひぬ。追て定のごとく申付べき旨返答なり。同二月七日、中野與一右衛門を御使として、兩御町奉行へ彼是御世話のよし仰おくらせ給ふ。

八十四、中村平藏狂氣　草加宇右衛門組中村平藏狂氣。月日未詳。 其子彥八に俸米を賜ひし。

八十五、天和三年 松下淺右衛門・横濱佐次右衛門出奔　草加宇右衛門組松下淺右衛門在宅し居けるが諸事不法多ければ、八月二十九日命ありて閉門す。然るに九月朔日の夜、書置したゝめ出奔す。

稻葉四郎右衛門組横濱左次右衛門も在宅して居けるが、平生惡行あつて、民の害にも成ければ、八月二十九日命あつて閉門せり。同九月四日の晝、大久保村の里長稻葉四郎右衛門が方に來り、横濱よりそれがし名當の書門扉にはり付ありし故、披見しければ、出奔の書置なり。門ひらき内に入て見ければ、座敷の床にも、今一通の書置あるよし申ければ、早速四郎右衛門家來遣し、床上の書置を取寄、小仕置宮城大藏まで出しける。此左次右衛門其行跡一つとして取るべき事はなけれども、勇強眞率の事多き奇人なり。いづれの時にや、烈公西丸におはしける時、火事の日、左次右衛門馬に打乘り、そのまゝ馳付、何の思慮もなく大音に西丸一番乘横濱左次右衛門と名乘り、此段聞しめし、是はめいはくなりと仰ありて、彼が不體は御とがめなかりしと云。或日市中を左次右衛門通りけるに、人大勢あつまり居けり。いかなる事ぞと尋ねしに、盜賊一人白刄を持て井中にひそみ居けれ、搦捕ん術なきよしを申す。左次右衛門聞とひとしく、其所に至り、井中を望みもせず直さま上より躍込む。餘り急に上より人の落來るに盜賊驚き、持たる拔身を引たる所に落重り、そのまゝからめとりてぞあがりける。是等は常人の及びがたき所なり。今とし閉門せしばかりにもあらず。いろ〳〵の事どもありて、是より先にも御咎からむりし事のある時、烈公・曹源公半田山に狩し給ふに、左次右衛門御勘氣の身なれば出ることならず。おのが家の屋上に跨り御狩を遠見しけるが、はじめはたゞ見るのみなりしに、後には已れをはすれ屋上より大音上て、おのれも其場に出たる心に成て裁判す。其外いろ〳〵の物語多き男なり。今年出奔して後、諸所流浪し、終に露命續べき術や盡たりけん。或時備前國境に來り、甲冑の箱に腰かけ手に鎗を持て餓死しけり。其側に蕪菁の喰餘したるあり。是餓にたえず、畠に生たるを取て喰しなり。

八十六、女二人追放　九月五日制外の服を着たる女あり。目付蒲上彌次兵衛・今井太右衛門見付、そのまゝ吟味しければ、池田左兵衛が下女なれば、其旨左兵衛に屆くゆへに、左兵衛は引籠居ける。麴屋與五郎が後家も同樣に法外の服着たれば、めしとられぬ。かくて左兵衛は、十五日に遠慮御ゆるしあり。同十八日、右二人の女は京橋

上にて頭髮をそりて追放なされし。

八十七、古澤數右衛門・萬屋六兵衛を傷く　若原監物が組古澤源之亟が嫡子數右衛門といふ者、正月十七日の晩七つ（后•四）時分、仁王町萬屋六郎兵衛が方に行、見置たる鍔ありて、その價を問しに、六郎兵衛が答に、此鍔は長谷川武右衛門樣へ御覽に入しに散々に御こなしなされ候。武右衛門樣は鍔の事御存なく口拔にて候といふ。其言葉惡口まじりにいふゆへ、にくしとはおもひながら、まづ怺居けれども、武右衛門は數右衛門が類家なれば、とかく其分に濟せがたく、其方武右衛門を惡口する條、我等において堪忍なりがたしとて、六郎兵衛が面を一刀切る。かゝる所を、六郎兵衛が子勘兵衛うしろより數右衛門をいだきしゆへ、何者ぞはなさずば、汝も切ぞといふ聲に、勘兵衛は放しける內、六郎兵衛は土藏の內へ逃かくる。數右衛門は追かけて戶口まで行しに、內より鎖しける。此時途中通りかゝりし田中眞吉・山內與八郎・山田甚四郎三人、內に入り數右衛門に事の子細を尋問、まづ丸屋四郎右衛門方へ行べしと、三人の申ける所へ、丸屋も來りければ、六郎兵衛を丸屋に預置、數右衛門は四人づれにて丸屋が方に行ける。此時長谷川父子も來れり。先同人方へ參るべしと云ければ、又長谷川が方に行、此旨若原に注進しければ、早速御聽に達し、追々御吟味ありしに、六郎兵衛は口拔とはいはず、此鍔は金山手の根ぬけなりと申けるを、數右衛門が聞違たる由を陳ず。いか樣此問答双方共不法多き樣子にや、同二月二十三日、萬屋六郎兵衛此度の事のみにあらず、平生士に對し不禮のよし、旁以追放せらる。同二十八日、數右衛門事、此度の仕形大に旨に應ぜねば愼みあるべしと仰ありしに、此夜書置したゝめ退去す。同谷川九郎大夫・同武右衛門も退去せり。

八十八、水谷家の足輕槙谷與太郎を殺す　七月二十九日午の刻事にや、備前領備中槙谷村の百姓ども、同村の內、からののろと云山へ、下木苅に行き、馬や子供は大荷どこと云所に殘し、百姓吉十郎・善右衛門・長兵衛・三右衛門・仁藏・四郎兵衛・十介、此七人は谷々へ下り、下木刈居けるに、馬の鞍を取る者ありと子供聲に呼はりけるゆへ、吉十郎かけあがり見けるに、馬の鞍一背なく、何者や覽三人見えければ聲をかけ、何者ぞ鞍を盜やといふ。此時一人立歸り、脇指拔て善右衛門に切かゝる。善右衛門持たる棒にて請ながして逃はしる。又吉十郎

に切てかゝるを、是も請はづしけるに、其人あやまつてあふのけに倒れける内、吉十郎も逃去しに、あとより脇指をなげ付る。其刀吉十郎が持たる棒にあたり、身には中らず。其時彼者はしり付、件の刀を取て引返し、長兵衛に向へば、長兵衛そのまゝ南山へ逃のびて後ろを顧れば、長兵衛が弟の八歳になる與太郎を切倒す。與太郎起上り、長兵衛／＼と云て少し歩みけるが、又倒れて即死す。其内に彼者は西の方へ歸りける。段々人集り見ければ、馬鞍も備前領の山に在り、扨横谷村六兵衛・清兵衛同道し、松山領岨谷村庄屋助右衛門が方に行く途中、くわんすが田といふ所にて、彼庄屋助右衛門其外同村の者五六人に逢ける故、何方へ行かるゝぞと、六兵衛・清兵衛尋ねしに、里の山人大勢來り狼藉せしよし山番中によつて、聞付て出たるよし答、六兵衛聞て、里の者にはあらず、横谷の者なりとて、右の次第物語し、序に場所をも見屆られよと云に、助右衛門申は、馬の鞍取歸られば、松山領にてはあるまじ、其場を見て濟ことにあらずとて、こゝより互に別れ歸る。横谷の者相談し、先方より見屆に來らぬうへは、死骸此方より持行然るべしとて、死骸持行助右衛門に渡し、場所見屆られよと望みけるに、彼是と云て其事に及ばず。右趣は追々岡山に注進す。かゝる所に、同三十日松山郡奉行野澤左郎助・尾見六郎兵衛・清水彦右衛門より、備前郡奉行廣内權右衛門方へ飛札を以て、水谷左京亮の領分、賀陽郡岨谷村の上へ、備前領より三人入り柴を刈しを、山番の足輕とがめしに、却て惡口し横谷村へ引取し故、山番追懸く、境目の道筋に童子馬牽居けるを、山番も鞍を押へ取んとせしに、童子聲をあげ、山陰の草刈どもを呼ければ、七八人棒を持出しに、山番は他領境を遠慮し、岨谷村へ引取を追懸、棒にて打合、段々人數かさみ、十四五人にて、山番足輕を打倒ぬれば、やむことを得ず脇指を拔く、是を棒にて打おり、散々に打擲して大勢は引去る。足輕件の折刀を手裏劍のごとくうちけるが、一人の股に少中り、又其刀を取て二人に打懸しに、馬ひきたる童子に中り死たる由、役人出合吟味しけるに、横谷の百姓なるよし聞え候と申越す。廣内まづ一通りの返事に及び、追々吟味す。其後松山領八田部村彦三郎來り、此度の事互に内濟然るべしと申ければ、廣内聞て、急には有無申難しと答ける。扨備中西郡村武介・上原村安左衛門を使として、八月七日八田部村彦三郎へ遣し、此方いろ／＼吟味せしに、はじめ申ける通にて　其元より申越るゝとは

闘諍せし故、若や札山入相（相カ）の他領他村の者、松山領へ踏込しにやと此節吟味せり。何分死骸は親共に申聞せ取越候様に申付ぬ。惣て國主の申付にて、國はおほやけよりの御預け、民は其國に付たる者なれば、他領との出入等、押て奉行共差圖無用と、かねぐの法にて、奉行共も其心得にて勤ければ、此度の事も權右衛門、兎角の指圖は得こそいたさね、此旨心得けるべしと申遣しける。與太郎死骸受取に行ける時、先方より山繪圖等出し、彼是申けれども、皆備前領分にて、一々其理にあたりぬ。同二十日、野澤・尾見・清水三人より書を廣内に寄せ、はじめは双方たしかならざりしかども、山番足輕いよく童子を殺したる上は、彼足輕は、いか樣とも御指圖次第たるべしとあれば、廣内は申越るゝ趣家老共に申聞、追て是より申入べき旨返答す。同二十五日、日置左衛・池田大學より、松山家老田毎神十大夫・水谷善右衛門・水谷太郎左衛門に申遣けるは、猶又此方とくと吟味し返答に及べき旨なり。同九月三日大學・左門より、寺澤藤左衛門を以て水谷の家老三人へ掛合しは、此度の事郡方にて大庄屋共に吟味いたさせしに、先日廣内權右衛門まで御役人衆より申越され、其趣家老共承り、然る上は場所等の樣子共節居合せし者共の口狀、又與太郎親の申條など聞屆候はんため、此比城下にて吟味し、書付のごとくなりとて口書添て渡し、此趣にて了簡有、双方宜樣に御取計あれかしとぞ申たる。此返事は左京亮直に藤左衛門に對面にて、法式背たる者なれば、成敗あるべしとの事なり。かくて藤左衛門は同四日岡山に歸る。同五日、曹源公より藤左衛門を御使とし、御承知ありし旨をぞ仰遣されける。同十二日、三家老より書狀を藤左衛門に寄せ、山番の足輕早々成敗すべきに、神事等にて彼是と差合延引し、今朝斬罪に處せしよし申越す。廣内權右衛門より、西郡村武介・上原村安左衛門を八田部村彦三郎へ遣し、右一件濟ければ、珍重の旨をぞ申贈りける。

八十九、天和三年 岡田左七郎・佐橋清之亟・横山半内・須加七郎左衛門改易　八月二十九日、岸藤右衛門組岡田佐七郎改易し給ふ。藤右衛門宅にて丹羽七郎左衛門・安藤清九郎列座、左七郎に仰を傳ふは、幼少にて親の家續き此節は相應の人馬をも貯置べきに、貧窮のよしを申す。然るに無益の費を好み、行跡不法のみ多ければ、改易被仰付。

神圖書が組佐橋淸之亟も、常々不法・不覺悟によつて改易なり。申渡しは右兩人なり。

伊木兵庫組横山半内も、佐橋同樣の御とがめにて改易なり。伊木が宅にて奥山市兵衛・水野助三郎申渡す。

丹羽平大夫組須加七郎右衛門在宅にて不法ある由、是も同じく改易なり。申渡しは奥山・水野兩人なり。

九十、貞享元年 梶田半兵衛斬僕　池田佐兵衛組梶田半助子半兵衛召仕の僕、常の横道者なりしが、十一月十五日、慮外しければ、堪忍ならずと云聲を聞、門外へかけ出を追付て、一刀にて切留、すなはち組頭鹽川五左衛門死骸改、其旨を達しける。勿論何のいさゝかなき事なれば、そのまゝにて事濟ぬ。

九十一、佐柿彌右衛門改易　二月二十三日、佐柿彌右衛門を、宮城大藏が宅に呼出し、安藤淸九郎・八田彌右衛門列座にて、八田仰を傳ふ。其趣、

佐柿彌右衛門儀、前廉側にも召仕たる者の事に候間、少は物の道理を可辨と思候處、義理を失たる行跡ども有之由聞屆候。

依之改易申付候。

尤忽に引拂べしとの事にて、其座より直に備中宮内まで送り遣候。晝九つ時(正午)、屋敷も明け差出すべしとありて、早々道具片付たり。

九十二、野津杢大夫御暇　野津杢大夫が方に、去々年より召仕候女すなといふ者、去年より仕し僕六介と姦淫せりとて、杢大夫怒りに堪かね、三月六日の夜奴婢ともに切て捨つ、死骸見屆は松尾助八・熊澤權八を賴みける。此旨早速澤權大夫まで書付を以て申出、其後段々吟味ありしに、其首尾不法の事ども御耳に達し、同十日評定所において丹羽七郎左衛門・長屋新左衛門列座、杢大夫事、頃日召仕の男女手打の首尾、御心に叶はず、御暇たまふよし、七郎左衛門申渡す。松尾助八・熊澤權八も出席して仰をぞ承る。

九十三、入江玄迪・横井養元改易　三月十四日評定所において大杉平之亟・長屋新左衛門列座、醫者兩人改易あり。木村玄碩も出席せり。其趣、

入江玄迪事病氣と云ながら、常々醫者の勤も不宜、先年以御內意被仰聞候趣も不改、不屆に思召候得共、御部屋住より被召

仕候者の儀に候故、外様に被仰付候。然上は急度諸事可慎の處、於衛今不相改候由、被聞召届候付て、御改易被仰付候。
横井養元儀病氣とは云ながら、醫者の勤不宜段、兼々被聞召及候へ共、清照院様に相詰たる者に候故、御對し被成、其分にて只今まで、御指置被成候得共、御心に不叶儀共有之に付、御改易被仰付候。

兩人共評定所より直に立退、屋敷も今晩七つ時（後四）まで明べしと、日置左門。池田伊賀さし圖なりと云。

九十四、小山覺右衛門父子首刎らる并弟共追放、附番足輕小頭狂氣

樋方見届小山覺右衛門といふ者、年來樋方の御用を縱横に私用に遣ひ、大工の料をも私し、其他いろ〳〵の姦曲なりければ、下奉行吉田茂大夫・石原甚左衛門・長瀨八郎右衛門より、一札の書にしたゝめて、奉行虫明又八まで訴出、虫明此書を津田重次郎・服部三右衛門に達す。覺右衛門・同役浦上彌二兵衛よりも、長屋新左衛門・水野勘三郎兩人へ申出ければ、段々穿鑿に及び、五月朔日、覺右衛門を丹羽平大夫に預られ、同九日の朝、三人の下奉行をも番頭に預らる。吉田茂大夫は池田左兵衛預り、石原甚左衛門は草賀宇右衛門預り、長瀨八郎右衛門は山崎大膳預りしなり。此度穿鑿、泉八右衛門・津田重次郎・服部與三右衛門・近藤覺兵衛・長屋新左衛門・水野助三郎六人に命ぜられしかば、同日評定所にて双方の口狀聞正すべきに極りぬ。此度の事格別なればとて、宮城大藏・岸藤右衛門（はじめ織部。）兩人も出座す。かくて覺右衛門事尋しに、始はいろ〳〵陳じけるが、總に詰問に當惑して、某誤りなり、横目役にてかゝる事仕出しけるこそ、偏に心氣入替りたるよし致す所なりとて、殘所なく白狀す。同十日下奉行吉田茂大夫・石原甚左衛門兩人、別儀なく御ゆるしあつて、前役の通り命ぜらる。長瀨八郎右衛門が、吉田・石原とは申條少々不埒聞えければ、御預けは御ゆるしあつて、おのが家にて閉門を命ぜらる。扨此旨江戸に言上ありければ、同八月十日、長瀨閉門御ゆるし、役も前のごとく勤むべしと仰あり。同十一日、丹羽平大夫宅にて、近藤覺兵衛・熊谷清八列座、尤平大夫も出席し、書院の庭へ覺右衛門を呼出し、清八仰の趣を讀聞す。

小山覺右衛門、樋作事見届役相勤候處、私曲の仕形御横目役を犯し候段、不屆千萬に思召候。依之御成敗、縛首に被仰付候。

早速縄をかけ其座にて首を刎ぬ。（日置左門差圖にて、平大夫家來の輕き者に、首刎さすべしとありしかども、兼て平大夫心得には、切腹にてあるべしと思ひ、土倉四郎兵衛家來渡邊半六と云小姓に介借の事

額置ける處、案外に重く命合あり。去ながら平六に申付たる事なれば、其儘平六に首刎させ候はんと、覺兵衛清八に申て、其通に取計ひしなり。死骸片付も御にくみ深き者なれば、一類へ渡事無用、弔法事等も然るべからず。平大夫心次第に、山へ成とも寺なりとも片付べしと、左門さし圖。覺兵衛母・妻井に子市十郎は、五月十二日より池田七郎兵衛に預置れしに、是もの旨、近藤・熊谷より丹羽に傳ふ。

左のごとく御下知ある。

小山覺右衛門母妻

覺右衛門儀御横目役を犯し候、依不屆父子共御成敗被仰付、兩人儀は御構無之候。宮内は可有遠慮候なり。

七郎兵衛宅へは下濃宇兵衛。大嶋九右衛門行、七郎兵衛列座にて兩人呼出仰の趣は、九右衛門讀聞せ、早速兩人駕籠に乘せ、備中夜倉まで、歩行目付二人付添送る。右兩人へ申渡濟退出後、覺右衛門悴市十郎を書院の庭に呼出し、右三人列座にて、九右衛門仰の趣讀聞すは、

親覺右衛門、御横目役を犯し候依不屆、御成敗しばり首被仰付候に付、世悴儀も打首に被仰付候。

市十郎其座において首刎らる。目證左門より丹羽平大夫へ、差圖の如なりければ、七郎兵衛家來徒者首を刎ぬ。死骸片付諸事共丹羽同様のはからひなり。覺右衛門弟伊勢村加介・伊勢村平六兩人は、評定所へ呼出し、水野助三郎・吉崎甚兵衛列座にて、甚兵衛仰の趣讀聞す。

小山覺右衛門儀、御横目役を犯し、私曲不屆の仕形仕候に付、御成敗縛首、悴儀打首に被仰付候。其方共事御追放被仰付候。

兩人の内、平六は御銀奉行手代役故、蟹江新之亟・岡助右衛門も出座なり。兩人直に宮内迄歩行目付二人付送る。覺右衛門弟伊勢村彌助は、町會所に呼出し、町奉行薄田孫兵衛出座。歩行目付澤原源兵衛仰を傳ふ。是も御追放なり。岡田惣次郎母井に覺右衛門姪・姪聟等は、河の御かまひなきよし命あり。初め覺右衛門が事御穿鑿ありし時より、江戸にても覺右衛門が弟矢牧喜左衛門。大塚甚介兩人、土器町の邸にて足輕番人付置れしが、右のごとく御裁斷ありければ、同二十一日、喜左衛門・甚助兩人も御追放ある旨、安藤清九郎・稻川藤八郎列座にて申渡しける。

右矢牧・大塚に番付置れし内、八月十一日は、山田彌太郎足輕五人番當りにて詰居たる處に、晩七つ時分より夜に入るまで、小頭安井又左衛門、三四度番所見廻りに來れり。毎も來る時は、兩刀を脫ぎけるに、後に來る時はま

づ兩刀を拔けるが、又兩刀を取てさしける故、最早歸るにやと皆おもふ所、何氣なく居けり。番の足輕ども口々に、こゝにて大小さゝるゝ事然るべからず、栗井十左衛門殿も來られなば惡敷と云。又左衛門返答もせで其座をたつ。番人の內左五兵衛、ともし火を出さんといへば、草履は覺居けり、それには及ばずといふ故、脇へむき又左衛門は歸りたるとおもひ居けるに、拔打に左五兵衛が左の頬を口かけて一刀切る。左五兵衛そのまゝ逃て、矢牧が居ける傍へ這込所を、部屋口にて又一刀背を切る。猶も左五兵衛ははい込て、矢牧が脫置たる袷を引かむり、ふるひ居ける。又左衛門はそれより矢牧に切てかゝる、喜左衛門傍にある鐵行燈にて請留、火忽消ければ、又左衛門引返し、戶外に出る。足輕の九右衛門といふ者、物音さはがしきを聞付、外よりはしり來るに、佐伯文右衛門が長屋口にて、又左衛門に出會しが、そのまゝ九右衛門が左の目脇を一刀切る。きられて九右衛門大にうろたえ、東の方へ通りければ、又左衛門も直にはしり行、九右衛門立留り西を見れば、一人來る者あり。九右衛門聲をかけ何者ぞと問ふ。左五兵衛と答、如何にやといふに、切られたりといふより、何分栗井へ知らせんとて、塀の下三十間ばかりあゆみ行、藏の邊より栗井を呼ぶ。十左衛門は早藏の東脇まで出て、九右衛門かといふ。此內に又左衛門は長柄の者彌兵衛が小用便に溝端に出てつくばゐ居けるを、うしろより頭を一刀切る。彌兵衛おどろき仰で見れば、又三刀切る、素より彌兵衛裸が身の上、かく迄數箇所手負ぬれば、はう／＼內に逃込ける。同部屋の長柄五兵衛といふ者も、彌兵衛と一時に小用に庭に出しに、塀下にて物音聞え、打擲せるやと思ひ居敷て見れば、刀の光なれば、塀下にありし棒拐て出けるに、既に彌兵衛は切られければ、又左衛門又庭口にて五兵衛に向ひ切てかゝるを請はづし、溝を躍越外へ出を、又左衛門ねぢ返り切かけしを、二つ三つ棒にて打合けるが、腕か刀に棒當りしにや、刀は四五間脇の畠の中へ飛ける故、猶つゞけ打に打內に、兩刀帶したる者なれば、いかなる士にやと心元なく思ひながら打倒し、手早く畠に行件の刀を取歸り、動かば切るぞと刀をさしかざし居ながら取留たるぞ出合べしと呼はりける。其時丹羽平大夫・小頭山本千右衛門かけ付ける所に、栗井十左衛門も來れり。千右衛門庭口まで歸り、繩を持まいれといふに、平大夫が足輕六兵衛繩を持來りて、又左衛門を搦捕る。手負左五兵衛終に療治叶はで

死す。されば又左衛門も同二十三日の夜首を刎らる。亂心人の事、たとひ人を殺したりとも、助命あらん道もやと、將軍家の御法等御尋合せ有しに、切たる者に死人あれば、狂氣人も成敗の大法なり。死人なきは其輕重にしたがひ數月籠舍、其上遠島又は一類へ下さる事もあるよしなれば、此度の事番所へいひ、慮外の體、數人手負、剩死人もあれば、本心の所爲ならば、一類も曲事に處せらるべけれ共、畢竟亂心者の事故、本人ばかり成敗ありしとなり。扱番足輕五左衛門・八大夫・彌五右衛門・三右衛門四人の者、臆病にて一向に引込出合ざりしかば、同二十五日、大廻り船にて歸る。長柄者九右衛門・彌兵衛兩人も手負ながら、別船にて備前に歸る。同九月十九日岡山に着、直に皆牢舍し、同二十三日四人の足輕斬罪なり。是人の命は重き事なれば、何とぞ助命あるべく思しめされしかども、番所を預る役人共上下にかゝらず、其職におろそかにして、一命を續く心あるは、あしき情なり。殊に足輕は御門・辻番等を警固する者なるに、臆病をかまへば、命を助る物と心得て風俗流弊せば大に然るべからず。臆病にして生きぬ道理しらせんためなれば、四人とも、かく命ぜられし由仰ありしとなり。長柄者九右衛門・彌兵衛は追放せらる。又左衛門を捕留し五兵衛はまづ褒美として金子を賜ひ、同十二月六日、掃除頭と成る。長屋新左衛門は、小山覺右衛門がすゝめにて、いつの事にや規衩を調しかば、覺右衛門御吟味の砌、口狀書にしたゝめ、遠慮して引込居けるが、さしたる過ちならずとて、日置猪右衛門さし圖にて出て勤けるに、其後曹源公の御前不首尾にて引込しが、終に十一月十一日其役をゆるされ、御馬廻りと成。新左衛門は、覺右衛門吟味の時は備前にあり、其後江戸に行しに、御前向あしければ引込て本文のごとくなりしとなり。山田彌太郎は小頭狂氣の時取計ひあしく、八月末より引込ける。御ゆるしありし日、いまだ詳ならず。

九十五、安宅清兵衛父子若林半兵衛追放

安宅清兵衛が子半之亟は、丹波守殿に兒小姓勤め、七月初に額を直し、袖を留よと御指圖にて、先々それにしたがひ、かく暇を願ひける故、丹州殿大に不快に思はれ、願によつて暇遣すにはあらず。丹州殿より暇下さるよしにて、清兵衛が方に歸り居けり。其身はいふに及ばず、親までも何のいさかなく暇出しと云なし、憚る體なくもてなしければ、泉八右衛門・清兵衛に向ひ、其元も遠慮し、子息は備中へ成とも遣し置然るべしと差圖しければ、先引籠りけり。然るに半之亟備中へはゆかず、伯父若林半兵衛方に居て、ふたゝび額も袖も前のごとくにし徘徊しければ、丹州殿御にくみ彌深くて、曹源公へ言上ありしに

や、十月九日評定所にて下濃宇兵衛・熊谷清八列座、清兵衛に半兵衛を呼出し、右の趣御咎あつて、兩人とも追放あり。清兵衛が子半兵衛は、呼寄申渡に及ばず。兩人より申聞べしと清兵衛・半兵衛に仰渡されし。清兵衛は直に立退、半兵衛は郡會所の御用勤ければ、役方を西村李兵衛に渡し、立退べき旨をぞ申渡しあり。

九十六、正木權七郎狂氣 大膳が末孫なり。

十二月日缺 正木權七郎狂氣し家絶ぬ。狂氣の樣知れず。自殺せしか又存生にて亂心せしや、一向に見る所なし。

翌貞享二年十二月十二日、其子清吉に俸米賜ひ、同十五日、清吉初て御禮申上る。

九十七、貞享二年 南部彦兵衛・濱田七左衛門喧嘩

日置猪右衛門家來、金川の山奉行濱田左五兵衛が弟七左衛門といふ者あり。妻は岡山鑓屋三右衛門娘にて、金具屋半兵衛爲には姪なり。三右衛門此比京より歸りければ、七左衛門夫婦同道し、三月十四日岡山に出、鑓屋方に逗留し、同十六日、また夫婦同道して金具屋が方に行き、夜四つ（後・一〇）時分歸る途中にて、算用方勤し徒南部彦兵衛あとより來りける。元來南部双なきあぶれ（暴）者にて、七左衛門が女を伴ひたるを見て、さま〴〵になぶり悪口す。其猥雜、聞に堪がたけれども、しらぬ顔して急ぎ行所に、櫻町 一説に、中の町と云。去ながら此説は誤りなりといふ。 にて近く寄て其妻の尻をしたゝかつめる、妻は堪えず其儘泣出す。七左衛門はじめは酒醉とおもひ頓着せざりしに、今は怺かね、先程の無禮堪忍ならず、只今打果すぞと詞をかく。彦兵衛はうち笑ひ、汝も男なりや、面白しと云。七左衛門は六兵衛といふ町人の家に入、此女は鑓屋三右衛門 一説に、藁屋藤二郎といふ、あやまりなりと云。 までたしかに送り與よと云内にも、彦兵衛は戸外にて悪口し、只今出よひきやう者とぞのりたり。扨七左衛門戸外へ出ける時、彦兵衛はや刀を拔て切かゝる。七左衛門もぬき合せ切結びしが、良久しく勝負決せず。町人共は宵の事なれば各出來り、遠方より始終見物す。双方より次第〳〵に踏込しが、彦兵衛が刀の切さきはづれに七左衛門が肩にあたると見ゆるや、其まゝむざとよつて彦兵衛を一刀に切倒しぬ。双方の刀地に切込みたる跡、一間の中いくつともなくみち〳〵たり。早速町奉行國枝平助・薄田孫兵衛幷川村平太兵衛等出て改め、七左衛門も少し手負ぬれば、當分金具屋半右衛門方に預置、番付置て言上す。七左衛門はやがて猪右衛門か方に引取て切腹す。一説に、七左衛門は彦兵衛を切留、すぐに猪右衛門屋敷へ歸り、其場にて切腹仕らんと存ずれ共、今夕のしだい申さんため歸りたる由を云、猪右衛門聞て近く呼出し、適のはたらき義理至極せり。是によつて加祿あたへ士に申付るなり、早々長屋

に歸りて休息せよといふ。七右衛門何とも思ひ分がたく、只有がたしと平伏して已が長屋に歸りけるが、跡より直に検使遣し、早々切腹すべし、跡はよきに申付べしとありしかば、七左衛門もとより覺悟の事なれば、いさぎよく腹切て死せしともいふ。

九十八、高野勘助奴婢姦淫　七月節句、在江戸高屋勘助が妻貞證院殿へ御禮のため未の時此御屋形に出づ。供に連たる助六といふ若黨と下女さく、かねて姦通しければ、幸の時ぞとおもひ、御門通札を携て直に同道して出奔せり。晩に及まで兩人高野が方に歸らざれば、いろ／＼吟味しければ、助六書置并九鬼大隅守の家來中村宇右衛門への書狀等ありければ、まづ中村へ人遣し樣子尋、或は下女請人等へ懸合などし、彼是隙取夜も明ける所に、品川御茶屋林の内にて、助六さくを切殺し、其身も自害し居たるを、同八日所の見付樣子を尋れしに、はや言語一向かなはず。筆硯をあたへければ、備前屋敷高野勘助内田村助六并朋輩女と書付ける。此旨御代官伊奈半十郎より使を以て申來り、森本與三兵衛出合返答して使は返す。扨水野佐右衛門・瀧波與兵衛・小畠四郎右衛門・熊谷清八・森本などより、高野に申聞ければ、此事に付只今各へ申べしとて長屋を出候所に、呼に越され候とて、右きのふよりの次第を物語す。扨助六事は品川の宿岩田庄藏取はからひ濟たり。高野は吟味延引し、御名出たる所惡人よしにて遠慮せしが、八月九日御ゆるしあり。

九十九、横田新兵衛狂氣　稻葉四郎右衛門組横田新兵衛、江戸にて狂氣し、九月十七日の夜丑の刻切腹す。役人共早々出合しに、たをながらへ居ければ、如何なる事にてかくは覺悟せしやと尋ねしに、先日御部屋へ御客ありし時、帳面の文字の事にて井上平七と彼是申事の候て存詰たるなりと答へ、明がたに及び息絶たり。かくて平七申旨を吟味ありしに、平七知らざる文字ありて新兵衛教けるを、猶平七心得たがひて字體あしく書置しを、新兵衛いかりければ、平七疎忽のよし謝しけるより、新兵衛も何の子細なし遺恨はあらじとて和睦にて事濟ぬ。然るに又新兵衛自殺し、世評も平七との事より起るなど云ければ、平七も同日より引籠遠慮し居たりしかども、同十月十八日、御ゆるしあつて前のごとく勤めし。同十一月十三日、新兵衛老母并妻に口米賜ひ、新兵衛は狂氣に極り、家絶ぬ。世に傳ふは、新兵衛去し天和元年小栗大六が介備を仕損じ、無念に思ひ腹切しと云あやまりなり。くはしくば大六切腹條にのすれば、あはせ見るべし。故に爰に略す。

百、佐治與助狂氣　中村主馬組佐治與助、九月二十一日、暮時分邸を出、其夜方々徘徊す。追手段々尋に出し、同二十二日晝頃尋逢ければ、彌狂氣なり、扨同道して連歸り、水野佐右衞門・熊谷清八兩人より丹波守殿へ言上しければ、長屋圍入置べしとの御指圖なり。同晦日駕籠に乘せ、徒中野十郎兵衞足輕六人付添、江戸を發し、同十月十六日岡山に着、おのが屋敷に圍しつらひ入置けるが、同十二月十三日知行召放され、月俸少し賜りぬ。

百一、（貞享三年）一森彦三郎出奔　五月二十三日酉（後六）の刻、江戸御本邸表門前の路南の方より、何者ともしれず、二人連にて通りながら、口論と覺えて彼是いふ。安藤對馬守の表門邊にて、餘程聲高に成、安藤の辻番より棒提て出向へば、そのまゝ一人脇指ぬいて切かゝる。今一人は南西の方へ逃ける。此外北の方より歩み來る者あり、辻番人と打合ふを見て跡へ引返すを、安藤の辻番人は、ともにあぶれ者と思ひ、其者押留よと聲かけゝれば、備前の辻番より押留、早速道筋を棒にて遮り、往來の人を停止す。安藤の辻番彼あぶれ者と打合し內、番人の左の腕に刀尖すこし當り、彼者もおのが脇指にて、膝頭二寸程傷けり。夜番人寄集り打倒しける。其所は備前屋敷長屋の角、溝際なり。されば森平與三兵衞・瀧波與兵衞・吉崎甚兵衞・淺野瀨兵衞・奧山庄大夫等、備前辻番へ出張し、はじめ押留置たる者の體を見れば、日雇と覺しき者なり。扨吟味しければ、久永飛彈守組下小普請受取方木挽町築地太郎兵衞抱、日用六兵衞といふ者にて、今曉七（前）つに御本丸に出、歸踏辻番所の前にて何者やらん拔合せけるを見て、驚き北の方へ逃ければ、更に其子細をしらずと云、安藤が方よりは、此者の口書出來せば、双方一度に御目付衆へ言上すべしと相談ありける所に、件の喧嘩せし者の聲、一森彦三郎鑓持寸戸右衞門といふ者に似たりければ、掃除頭安立五兵衞に下横目添て、安藤の辻番近く行窺けるに、寸戸右衞門に相違なかりし。去ながら此方より決定して申出さんは如何なりとてためらふ內、安藤の留守居高橋勘右衞門より其旨申越ける故、一森が若黨助惣幷に下横目等見せに遣しければ、彌寸戸右衞門なり。扨安藤留守居高橋と森本與三兵衞と同道し、御目付能勢惣十郎のもとへ口書持參す。酒狂人の事なれば沙汰に及ばず、早々引取るべし。備前辻番に留置たる者は、もとより道通りの者なれば、猶以別條なし。早々ゆるすべしと、能勢の指圖なり。此夜子の刻、安藤の留守居壘田源大夫より、彼者渡

すべしと申越、早速森本與三兵衛・淺野瀨兵衛・下横目澤原源兵衛・石黑八兵衛・徒者三人・足輕五人參り請取、瀨兵衛足輕に令し、寸戸右衛門を引立、左右の手を捕へ、うしろより一人腰を抱き 酒狂人のあつかひはかくする事作法といふ、 脇指も請取歸り、直に彥三郞に渡し、手錠おろし置く。備前辻番に留置し六兵衛は、徒者用瀨與七郞外に足輕付添、日用頭太郞兵衛に送り返す。はじめ寸戸右衛門同道にて町に出ける。野間三大夫草り取須平は、安藤辻番人指圖にて先へ歸りけるが、吟味の上三大夫方にいましめ置、同二十六日、日置猪右衛門 此猪右衛門は、左門事なり。又猪右衛門隱居後、猪右衛門と改名す。 小屋へ熊澤權八を呼、伊木兵庫・水野作右衛門・大杉平之丞・瀧波與兵衛・淺野瀨兵衛・奧山庄大夫列座にて、去る二十三日の事、辻番とは云ながら、公儀の御番所なり。されば急度御咎あるべけれど、能勢の指圖なれば濟たり。番人に對付たる事なれば、何分寸戸右衛門は彥三郞に預置れぬ。彥三郞召連備前に歸るべき旨仰を傳ふ。野間が下人は暇遣すべしと御下知あり。同六月朔日、彥三郞下人召具し、江戶を立、同十八日備前川口に着、寸戸右衛門をば松尾助八が方に送り、其身はこゝより出奔す。元祿三年六月二十六日に、彥三郞めしかへされし。

百二、正木文助狂氣　岸藤右衛門組正木文助、六月四日の朝卯 前・六 の刻、狂氣し腹切て死す。年十九歲なり。いかなる故といふ事をしらねども、去年の春より病氣氣鬱にて、何事によらず少の事をも苦にする體なりしが、此頃家來手討にしけるが、其者門外へ逃出他家へ走り込しを口惜くおもひければ、心易き朋友に此事を言出し、心外なりしなど物語せしかば、定てこれを苦にして自裁せしにやと云。腹切し屆は櫻木作之進より薄田猪右衛門 岸藤右衛門組頭に申出けると云。此正木は正木大膳が末孫にてはなしにや。

百三、葉山孫右衛門出奔　葉山孫右衛門といふ者、貧困にして奉公なりがたく、あはれ銀子少し借し賜るべしと願出しに、いかなる故にや、更に御ゆるしなければ、大に憤り、十一月二十七日、市川太兵衛まで書置殘し置出奔す。其書置にも出奔の路錢等乏しければ、戶障子などはづし荒したる由を書のせたり。

百四、貞享四年 飯河藤兵衛御僉議　八月八日の朝、京都にて尾上忠右衛門を前田安藝守のもとに呼ばれし事、板倉周防守諸司代たりし時、前田久五郞入道道哲といふもの、吉利支丹宗門のよし訴人あつて御僉議ありしに落

着せず、そのまゝにて町に預けられしに、今とし首くゝり死しければ、備前に居ける島川藤兵衛に御尋あるによつて、吟味あるべしとて書付を渡さる。其趣、

覺

前田久五郎入道道哲

此者先年切支丹宗門の由訴人有之及僉議候處、いづれにも不致落着候て、二十年以前より京師御幸町通達摩町に預置候處當月六日首縊相果候。

同人弟　飯河與十郎

此者の儀先年山崎甲斐守所に致奉公、其後備前岡山に住居、四年以前子の極月五日病死仕候由に候。彌其通に候や、承度事。

一、與十郎世悴共可有之候。男子・女子共不殘住所・主人等承度事。

一、與十郎儀岡山にて與一郎と申儀も可有候間、飯河一郎と申者有之候て、四年以前相果、其子御座候はゞ、與一郎儀久五郎入道道哲弟にて候や、相尋左候はゞ、右の品々承度事。

一、久五郎入道子吉三郎と申者、幼少より與一郎方に罷有、十四年以前三十歳にて於岡山病死の由、然は此吉三郎に世悴有之や承度事。

島川藤兵衛

此者儀飯河與十郎病死の由、四年已前久五郎入道方へ相知らせ候者の由に候。藤兵衛儀岡山に住居候や、飯河與十郎儀可存候間、承可申事。

八月七日

別紙に書付わたさるゝは、

覺

てう

いは

此女備前兒島郡の内小串村兒山九郎右衛門妻に罷成、女子二人有之由。

此女池田信濃守殿内、天桐左四郎妻にて男子二人有之由。

ゆり

此女草加宇右衛門方に預置候由。

はつ

此女兄に懸り居申候。

右の女共與一郎と申者の娘に相聞候。名字は知れ不申候得共、若此與一郎儀前田久五郎入道道哲弟にて候や、此女共の内へ御尋候はゞ知可申候。久五郎入道弟にて候はゞ與一郎相果候年月幷住所、又は世悴男女共に書付可被遣候。勿論久五郎入道弟にて無之候へば、不及其儀候。　以上。

八月七日

右兩通の書付を尾上受取、飛脚を以て同十一日岡山て達す。島川藤兵衛とあれ共、飯河藤兵衛事なれば、何分事落着までは大切の事なりとて、藤兵衛は組頭石田彌[欠字][ ][ ]預けられぬ。同十三日評定所におゐて、伊木内藏・山脇傳內・下濃宇兵衛・安藤清九郎列座にて、藤衛兵申條を聞、猶又書付を認さす。其趣、

口上覺

一、前田道哲儀、私父飯河與一郎兄にて御座候。私爲には伯父にて候。京都御幸町通達摩町に居申候。道哲儀大前を久五郎と申候や覺不申。法體前は五右衛門と申候。

一、私父與一郎儀、與十郎とは終に不申候。如何仕候や道哲方より書狀にも、與十郎と度々書のせ越申候。

一、飯河與十郎儀、先年山崎甲斐守殿御家來にて罷有候。其節の名は前田藤左衛門と申候。其以後紀州に居申、二十九年以前に備前へ罷越、寛文三年御家へ被召出御奉公仕、延寳五年巳の極月五日、六十八歳にて致病死候。跡目私に被仰付候。

一、與一郎子共の儀、男子は私一人にて御座候。當年三十歳に罷成候。女子四人御座候內、

一人はてうと申、當年二十七歳に罷成候。當國兒島郡小串村土民兒山九郎右衛門妻にて、女子三人御座候。ちよ(七歳)。しゆん(四歳)。ぎん(當歳)。

一人はいはと申、當年二十四歳に相成候。信州樣御家來天桐左四郎妻にて、男子二人御座候。作之進(六歳)。多九郎(四歳)。

一人はゆり、當年二十歳に罷成候。最前は草加宇右衞門方に預置候へ共、只今は私手前へ參居申候。

一人ははつ、當年十五歳に罷成、右より私方に居申候。

一、道哲世倅吉三郎儀、幼少より私父與一郎方に居申、延寶五年巳の十一月二十七日、三十ばかりにて病死仕候。歳の程しかと覺不申候。吉三郎妻子は前後無御座候。

一、島川藤兵衞儀、御尋に成、左樣の者不承候。先年親與一郎相果候儀。其節私より道哲方へ申遣候へ共、書狀相屆不申候や、其後返事無御座候に付、四年以前又右の樣子申遣候。其刻妹共の儀も申遣候。其内妹てう儀、其節は女子二人御座候故、其通申遣候。今一人の女子は其以後出生仕候。ゆり儀は其時分草加宇右衞門方へ預置候。是又其段申遣候。殘二人の妹いは・はつ儀は、前に書出候通に申遣候。　已上。

飯河藤兵衞　判

貞享四年卯八月十三日

伊木内藏・山脇傳内

下濃宇兵衞・安藤淸九郎

右の通飯河藤兵衞口上承屆、口上書藤兵衞に書せ申候。　以上。

同十九日、宮井九左衞門を御使とし、右の書付を安藝守のもとに遣されしに、其内江戸より御下知あつて、道哲事御僉議に及べからざる旨申來る由、安藝守指圖あれば、尾上より同二十日、此由備前に達す。同二十五日、藤兵衞御預け免しからうむれり。宮井は上京し、二十七日に安藝守のもとに行、其旨を申ければ、道哲死骸は鹽積にて江戸へまいり、御吟味相濟、切支丹にあらねば、藤兵衞事そのまゝ、めしつかはるべしと返答あつて書付も返されし。同九月二日、宮井岡山に歸り、右の趣を申ければ、藤兵衞はそのまゝ奉公すべしとの仰ありて事濟たり。

百五、仙石文右衞門斬僕　仙石久右衞門嗣子文右衞門、十二月三日八つ時分(後ニ)、他出せんとて僕五助(此五助は備中下道郡上原村の者といふ。)に供こしらへよ、先に申付し用は、まづ指置べしと云付しに、何か返答無答なれば、さて／＼沙汰の

かぎりなりと叱りけるに、猶口ごたえして惡口を吐く、文右衛門最早手討にすべきとおもひけれ共、奴僕の愚なる者なれば、能々嗜み爾來愼めとなだめしに、いよ〳〵惡口し、たとひ手討に成とも、くるしからずとて、脇指の柄に手をかけゝれば、今は堪忍ならずとて、只一刀に切て捨たり。

百六、宮野龜之助・同覺左衛門辭仕　寄合組宮野龜之助組外宮野覺左衛門兩人、いかなる故にや、奉公を辭しければ、曹源公御不快に思しめされしかども、終に十一月十六日、願のごとく御暇賜り、他家奉公御構はなけれども、身上ありつきなば、早々家老中まで案內すべき旨仰あり。龜之助には丹羽七郎左衛門申渡し、覺左衛門には田中眞吉より申傳えける。

吉備溫故秘錄　卷之五十六（紀事六）終

吉備溫故秘錄 卷之五十七（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

紀事七（原本紀事六）目錄

吉備温故秘錄卷之五十七（紀事七）目錄終

吉備溫故秘錄　卷之五十七（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

紀事七（原本紀事六）

一、正德五年　波多野夫兵衛斬僕　伊木內藏組波多野甚左衛門が子夫兵衛、六月朔日他行しけるが、家僕早介（備中賀夜郡横谷村の者）法外の事あれば、歸宅後呼出し叱りければ、散々惡口し、剰、脇指に手を懸く、夫兵衛今は堪忍成がたくて手討にし、其旨書したゝめ出しける。折ふし組頭尾關平九郎不快なれば、引廻須加小八郎、甚左衛門が宅に行て見屆、水野作右衛門へ達しければ、早速死骸片付べしと、家老中の指圖なれば、藤岡勘右衛門・小堀彦左衛門、此趣を申ける。かくて西村六之介（郡奉行役）甚左衛門と談じ、死骸をば在へ渡しける。

二、岡部權次郎出奔　服部圖書組岡部彌九郎子權次郎、いかなる故にや、四月朔日出奔す。

三、享保元年　石津次郎三郎出奔　小姓組石津六郎兵衛が養子、次郎三郎いかなる故にや、閏二月四日出奔せり

四、松下八內出奔　松下久五兵衛が子八內、兩親へ書置して六月十六日出奔す。此時中野九郎左衛門へも、書置をのこしけると云。

五、伊藤忠五郎出奔　小姓組伊一郎病死しけるが、其子忠五郎忌中なるに七月二十三日出奔せり。されば跡屋敷は組頭立合、同二十四日、屋敷方久山長介へ渡しける。

六、羽山覺左衛門出奔　服部圖書組羽山九兵衛が養子、覺左衛門と云もの、少々所存あるよし書置したゝめ九月二十八日出奔す。

七、田上佐左衛門出奔　田上左五右門が養子佐左衛門は、常々病身なれば迚も奉公なりがたき旨、書置して、十月十四日出奔せり。

八、森清次郎・吉川仁兵衛出奔　小姓組森清介が子清次郎、忍の者吉川仁兵衛兩人は、十一月五日、江戸にて出奔せり。

九、享保二年 水野助大夫家隷喧嘩　歩行頭水野助大夫忌中なれば、墓參せんとて（何人の忌中といふ事しらず。一説に、登城せんとせし時と云ふ。されども其時代、正しく記し置たるものに、墓參とあれば、本文を是とす。）供を云付しが、折ふしおとな星坂市右衛門（一説、市左衛門。）外用ありて、田中傳七と云ふ若黨に頼、關介と云僕に、供支度せよと云付させぬ。傳七が申條、何ぞ關助が心に叶はざりしや、大に怒りて背はず。再三云付しに、さんざん惡口す。（一説に、關助酒に醉て、傳七をあなどり、供を云付てよくば、市左衛門こそ、云付らるべきに、いわれざる指いで云ふなりと、惡口せしといふ。）然るにはや助大夫出かゝりぬれば、まづ口論をやめ、急ぎ供には出たりける。助大夫先方に行て供を返したり。關助歸るやいなや初の爭論を起し、傳七と色々罵たり、傳七今は怺かね、手の下に切殺す。關助は、侮りし勢にも似ず、むざむざと死に就たり。早速助大夫家に歸り、此由書付達しけるは、某用向申付させける所、違背仕によりて、やむ事を得ず、切殺し候ひぬとぞ申ける。同七月六日に及で、志水忠右衛門を以て仰出されける其趣。

水野助大夫家來傳七を、主人の用事にて申付候事を致違背惡口仕候故、關介を切殺候段、今度の致形、喧嘩にては無之に付無御構候間、其儘指免可召仕候。

十、中野九郎右衛門・荒井六郎兵衛・富田友之亟御暇　中野九郎右衛門・荒井六郎兵衛・富田友之亟、三人共に、平生不行跡に依て、十一月十九日、御暇賜ひぬ。

十一、享保三年 鈴木十右衛門狂氣　鈴木十右衛門は、祿五百五十石を食む。たちまちに物くるわしくなりければ、一類より願出、飯田傳右衛門方へ引取、闇に入置度旨申出けるが、正月十三日、其旨にまかせられ、知行は沒收せられて家絶たり。（狂氣のさま、いかなる事にや、くわしく知れず。）

十二、郡醫斬百姓　郡醫師河田昌軒が子次郎八、百姓長五郎と口論し、正月八日、長五郎を切殺し遠慮して居けるが、同二十三日、御ゆるしあり。

十三、蒔田平七郎狂氣付放勝原半之亟　土肥右近組蒔田平七郎といふ者、九月二十一日、狂氣して二歳の女子幷に下母（女カ）一人を切殺しければ、いましめ置、同二十三日、平七郎が甥石原半七郎より願出、彼が宅に引取、いよ／＼きびしくいましめ置けるが、同十月十八日、揚り屋に入らる。此月上坂外記が組勝原半之亟に御暇を賜る、是平七郎狂氣の時、不埒の仕形たるよし、御とがめによつてなり。

十四、享保四年　永田市郎左衛門家絶　永田市郎左衛門といふ者、常々不行跡なれば、兄菅沼小源太より願出、おのが方に引取、押込置度よし申ければ、六月九日、其旨にまかせられ、家絶ぬ。

十五、岩田勝兵衛妻姦淫　岩田勝兵衛が妻、知品都といふ座頭と姦通しければ、五月十八日、勝兵衛、妻を切殺し、盲人をば切べき刀なしと云て、岡村檢校に引渡し、直に出奔す。知品都は早速柳原にて斬罪に處せられる此時檢校召連出けるといふ。岩田は後召歸され、原秩三百石なれ共、半を減ぜられ、百五十石賜ひぬ。　按に、岩田歸参の時、百五十石にてはなし、俸米なりしが、又其後百五十石となさる。

十六、享保五年　梟吉田孫六郎首　吉田孫六郎が兄何がし死して後、孫六郎件の嫂の寡婦に姦淫し、剰一子を生じことし三歳に成ける由、露顯しければ、三月四日、孫六郎が首をはね、獄門の木にぞかけられし。同日に寡婦、小兒とも、半田山栗木林といふ所にて、打首とぞなりたるなり。

十七、享保六年　青山善右衛門狂氣　池田三郎左衛門組青山善右衛門と云ふ者、四月八日狂氣し、其子半右衛門が眉間を、横筋かへに切付たり。半右衛門そのまゝ抱き付、刀を持たる腕を取しめ、半右衛門が子源吉時に十一を呼び祖父様御亂心なり、此刀とりてまいらせよと云ふ、源吉小ざかしく、其刀をとりて、茶園の間へ突込置、其物音を兩隣なる守田與介・中村太郎右衛門かけ付、取鎭め　青山が家は、一番町の今谷紋次郎が家、與介屋敷は、今河崎忠右衛門が家なり。　半右衛門を介抱せしや。其後善右衛門をば、そのまゝいましめ置、同五月三日に至り揚り屋に入られ、同六日家屋敷を拂上、半右衛門を初め家内不殘、善右衛門が次男青山源十郎　源十郎は、池田安之亟家來。　方に引取て、家は絶り。同七年三月朔日、半右衛門は、先歩行に

めし出され、俸米賜りし。

十八、刎豐島喜左衛門首附り石田傳吉出奔　豐島喜左衛門といふ者、預て奉行する所の鉛藏の鉛を私し、殊に贋銀を作り、包までも僞製しける罪によつて、六月二十六日、首をはねられし、其子石田傳吉二百五十石。同二十七日、出奔し、家絶たり。

十九、桑原彦右衛門・小谷孫六郎火事場爭論　去年より、植野火の番の役命ぜられ、今年二月十四日、東叡山内歡成院出火なれば、早出の役人、桑原彦右衛門大組馬持・小谷孫六郎組馬等をはじめとして馳付候に、谷中町火消の者共狼藉のふるまいありければ、桑原・小谷兩人を初として、散々に町火消を打擲せしが、即死のものもあり、手負は數多して町火消はやう／＼引退き、其場は濟けるに、翌日、谷中町人共、此旨御町奉行所へ訴出、解死人下手人御取下され候樣願ける。手負は凡八十餘人と云。此段此方へも聞えければ、いかゞあるべきと色々評議等もありければ、追て江戸中評判高く、御類家はもとより、御心安き御大名方、御見舞として來臨、門前供の者どもおびたゞし。さて、公儀より此方へ相移り、御呼出し有ければ、土肥右近・桑原・小谷等奉行所へ出て、右近申けるは、拙者指圖せしといひ、桑原・小谷は火事場にて町人共不禮狼藉仕候に付、無據打擲仕候と申ひらき分明にして、此方理運にぞ極り事故なく濟けり。桑原・小谷兩人にて、打擲をせしにもあらず、足輕・小人等迄も、そふおふにたゝきしに、桑原・小谷兩人引受、公儀へ出ければ、兩人ばかりにて、多の人をたゝきしに極りしなり。又八十餘人といふも、それほどは手負もなけれども、腫物などにも、かうやくをはりて、手負に交り、町奉行所へ出しといふ。何樣桑原・小谷兩人とも、常人よりは、力つよかりしなり。其已後世人、兩人を稱して、雷彦右衛門・鬼孫六郎といひしなり。

二十、享保七年伊庭平内足輕安田市左衛門僕口論　伊庭平内が足輕源兵衛上道郡岩間村の者・四郎右衛門同郡大多羅村の者兩人同道して、上の町・中の町境なる西横町を通りけるが、安田市左衛門が僕鹿藏と云者、水汲て通りけるが作の足輕と行違たりしに、桶をあてたりとて、兩人の足輕大に罵る。鹿藏はあてざるよしをいふと、いよ／＼兩人立腹しけり。今は鹿藏一言の斷申べきにあらず、無禮ならばともかくもいたされよ。それがしも覺悟せりとて、棒取のべて待かけたり。此時兩人如何思ひけむ、間のがしにして、過行ける。かくて段々穿鑿あつて、九月十八日、兩人

を放逐せられ、鹿藏はかひ〴〵しき由なれば、かたで落にせられしよしをぞ、家老中より申されし也。

二十一、享保九年淺野安左衛門出奔并報讐　池田丹羽守殿の家士、淺野安左衛門と云ふもの有。備中淺口郡船尾村丹波國龜山の城主、青山因幡守の領地。の農家、淺野某が子なり。某に子三人有、嫡子を兵左衛門と云。次は此安左衛門、其次を茂市郎と云。兵左衛門は父が家繼で農家なり。安左衛門は仕官の望にて、丹州殿の步行者に有付けり。安左衛門生質溫雅にして、智勇有、算筆も達者なれば、奉公の首尾よく、やがて小姓格にせられ、勘定吟味役を勤む。若年より學文を好み、僧•俗となく學才有人には、必親み交を厚ふす。備中にて宅源寺と云眞言寺の住僧など學文ありし故にや、知己の友なりしとぞ。ことし四月四日黃昏、安左衛門が弟茂市郎、從弟の上成與七郎と云者と同道して野邊へ出けるが、兼て意趣有しにや、與七郎•茂市郎を殺害し、直に出奔す。此旨兄兵左衛門より飛脚を以て告知らせければ、安左衛門大に驚き、件の譯により無據永く暇を願奉る故に、退去仕るよし書置を殘し、請込居たる役用の筋、明白に書記し、聊の出入もなき樣に認め、岡山を立退此比安左衛門妻縁の約束し、近日婚姻すべしとて、既に良辰をもえらみたるに、此變事到來せしかば、妻縁も離別するよし書證し、家舅に贈とか云。直に船尾村に行、樣子問合せしに、與七郎は四歲の時、安左衛門岡山へ出て、其後對面せざれば、面體も見覺へず。然れ共見知りたる人を案內に連なば、人目にも立、弟の仇討ん大望の妨にも成べければ、所詮面體形容をも委しく問定め尋搜しなば、念力の誠を以てしれざることやある。我一人尋に出ること、然るべしと一決す。兵左衛門云ふやう、我爲にも弟の仇なり、まづ、我こそ尋に出べしと、再三あらそひけれども、安左衛門承引せず、嫡子は家續專要のことなり、其處を顧みなきは先祖へ對し不孝の至りなれば、必おもひ留りたまへ、是非とも我等尋に出べしとて其用意せり。此時、父も猶存命なりしと云ふ。與七郎は船尾出奔、後剃髮し快傳と改名し、高野へ登り、行人坂西方院は、兼て師檀のよしみ有故、これを賴みて隱れ居たり。備中にて玉島村在番役人より、與七郎が行衛を尋ぬれども、しれざる故、與七郎が母を執て牢舍さす。此よし高野にて與七郎傳聞、やむことを得ず備中へ歸り、玉島村の役所へ訴へければ、則與七郎を牢舍させ、其後斬罪に行ふよし、兵左衛門へも申渡あれば、兵左衛門行て見るに死骸には菰を覆ひ、血も流れて見へしかば、兵左衛門菰の下を見るに及ばず、相違なき事とおもひて歸る。安左衛門は、與七郎を手に懸ざるは殘念

ながら、國法の沙汰においては、力なきことにおもひたり。與七郎が親の方にては、右の仕置の日を忌日とし、佛事・廻向・年忌のとぶらひを修行しけり。然るに、如何なる故か有けむ、件の孤の下の戸は、與七郎に非ず別の非人にや、但し犬など喰ころしたる者にやといふ別人の死たるを與七郎を斬し作法に取繕ひ、密に與七郎は助命せられ、再び高野に隱れ居たり。安左衛門をば、丹州公より歸參の招きあつて、役をも前の如く勤居たりしが、才力逞しき者にて、作劍向のこと打はまり勤る所より、重き役人と大にせり合、辯論すること有て、長者に對し過言抔有り、終に惡しき取なしにあひ丹州殿の趣意に叶ざるよしにて暇を出されしが、郷里に歸り、二君に仕ふ志曾てなく、浪々の身となり、少々の貯もあれば、一生は暮すべきとおもひ、江戸に行きて、二見某と云儒者の門人となり、土岐丈右衛門と改、二見某は、本庄郷に住せしが、此屋敷の中に、小き家作りて、安左衛門は住居たりけり。學友を會し研窮すること、三四年に及べり。二見も土岐が人柄の志操抜群なるを愛し、甚良友を得たりとよろこべり。三四年に及り。かゝる所に、備中宅源寺の住僧より、先年與七郎が罪せちれしは僞にて、實は存命のよし告知せたり。丈右衛門太憤り、其子細をば親友にも語らず、在郷に用所有り、暫く歸國するよし云ければ、何れ如何成ことにや、學業未其功もなく被歸る事遺憾至極なりと留れども、無據事あれば先々歸國し、又こそ見合參るべしとて、居宅は二見に預置、やがて江戸を發し豁尾へ歸り、子細とくと聞屆、香具賣の體に出立、高野山へ登りたり。然るに高野山の掟にて、當分の所用參詣の者ども、一二夜の逗留は旅籠屋、或は宿坊にても成る事ながら、其分にては、見知らざる仇尋求むべきよふなく、又住居することは、慥成請人證文等なくては叶ざるゆへ當惑し、つら〳〵思案を廻らし、前に朋輩にてありし小野幸内と云者、今は京都公家方に奉公し、大膳と云者あり、これへたより、京へのぼり大膳に逢ひ、醍醐の寺院にて剃髪遁世したき望のよし頼み、醍醐安養院僧正戒師にて出家し、名を覺翁と改め醍醐を望みたる子細は、高野同宗なれば、彼の山のたより然るべしと、おもひての事なりと云ふ。剃髪讀經をつとめ、寺の奉公まめやかに働き、小僧どもに讀書を教へ、勝手向の事まで取行ひければ、一兩年の内、僧正をはじめ、一山皆悦びあへり。其後覺翁、能時節とおもひ、或日僧正へ密に願けるは、近年御寺の蔭にて發心を遂、恩謝に所なし、なほ此上の厚恩に、一兩年暇たまひ、高野に住居こそ望なれ、偏に御世話願ふよしを云。今は覺翁なくては寺用事缺と云程なれば、一兩年は無用なりと申されしかど、達て願ふ故、さらばと

て、學侶方正智院へ頼遣し、此寺請込、同院兼帶の金剛院といふ寺をかし置たり。是より覺翁は只一人金剛院に住し、日夜仇の人相に似たる者を心懸け、山中二三千の僧侶を尋求るに、それかと思ふ者一人もなし。爰に奥の院燈籠堂の火燈しの內に、快傳と云僧あり。年齡容貌、かねて聞置し與七郎におもひ合せらるゝ事あれば、出所等を密に何となく聞合すれども、分明ならず。或薪割の人足などに酒をのませて尋しに、出所年月等心あたり出來り、彼火燈は南谷行人方の中通り中性院の長屋に住し、五日或は十日替りに燈籠堂へ代り合て勤と見へたり、色々聞ても、出所等慥にはしれざれども、付ねらひ立聞內に、彌々おもひ合する事あれば、此上は直に糺明すべし、途中にて出合べきかとおもひけれども、時刻も定まらず、若途中にて出合逃走り、討損じては不覺なり。所詮逃走りする氣遣なき、彼が所へ行て糺明すべしと決斷し、彌々何氣なき體にもてなし、中性院寺內の體を見るに、如何にも用心する體なり。行べき時刻を考るに、夜中か早朝か、然るべけれども朝夕は、御門出入用心を、中性院よりする樣子なれば、入難かるべし、惣て高野の風儀にて、貴賤とも朝夕は茶漬飯を食し、日中は飯を炊き食する故、日中には必在宿すべし、しかも油斷すべき時刻なれば、日中に然るべしとおもひ定め、享保十九年甲寅十月二十三日巳二の刻過、兼て用意したる脇に鏁着込を着、股引をはき、給を着し、帶をしめ、一尺八寸淸光の刀、九寸五歩則光の脇差を帶し（兩刀は狹箱へ入て登山せし故、長刀は用られずと云。）裙を高くからげ、扨其上に綿入の着物を打かけ、手巾を後より前へ廻し、結ばずして、左の手を綿入の下より前へ出し、手巾のはしを執り、綿入の上に衣を着し、衣の紐を手巾にてはせ置、右の手も綿入の下より、左の手と同じく前に出し掛て、左の手に持たる手巾の端を放せば、綿入と衣は後に脫げ落る樣に拵へ、鏁入の兜頭巾を被り、途中にて人目には常體のごとく見ゆる樣に出立、中性院へ仕かけたり。快傳が住居する部屋は、庫裏の大戸口前にて、横一間奥へ二間、悉皆に四疊半なり。表の長屋を見れば、快傳が部屋の窓、明てあり。門の內へ入る時、庫裡口より人の足音し、件の部屋へはいり障子を立たる音聞へたるゆへ、つか／＼と部屋へ行て見れば、障子に紺屋形一枚張てあり、其所より覗きみれば、快傳は衣ぬぎの上半疊敷の所に立て、覺翁が足音を聞咎め居る體なり。覺翁障子を明んとするに、掛金をかけてあけず。扨は用心するとおもひ、與七郎爰を明

申されよ、淺野安左衞門なりと聲をかけゝれば、快傳内より答て、今日は不快なり、御免被下候得と云。覺翁聞て、拙者名乘て參りたるに、不快なり御免候とは比興なる申分なり。明ざるかとて、障子を引放さんとしたれば、快傳半疊より下り、掛金はづし障子を明て出んとする所を、遁さじと拔打に眉間へ切附、たゝみかけて切掛れば、手を以て刀を拂ひ〳〵夥しく大聲を立て跡しざり、圍爐裡際なる障子によりかゝり、つくばいたり。栅はあり、内はせばし、刀も振廻されぬ故、直に附込刀を胸先へ突込たれば、兩手にて刀にすがり附たるゆへ、其まゝ刀の柄を左にてとらゑ、右にて指添をぬき、咽ぶゑを二刀刺てゑぐりたれば、刀をかゝゑたる拇はら〳〵と落たり、其時是は狼藉なりと聲をかけ、中性院駈來る故、覺翁は後へ一足踏出し、敵討なり、聊示あるなと聲をかけ、指添は咽ぶゑに刺込置る刀にて後を拂ひたれば、中性院が頰先より着物へかけて、切先がけに切下たり。中性院其太刀風に恐れ、部屋の外へ逃出る。覺翁心靜に刀を又快傳が胸へ突透し置て、咽ぶゑの相口にて留めを直に刺、相口を鞘に納、刀をば提て部屋口へ出て見れば、一人も出合者なし。中性院は宿所（寮所カ）口まで逃て庇の下に立て部屋の方を見物して居たり。覺翁中性院に向て、先程御駈付候ゆへ、刀にて拂ひ申候。拙者は池田丹波守に奉公仕居申淺野安左衞門と申者にて候。子細有て暇を賜り只今は浪人にて、今討留し快傳事は、元來備中國にて上成與七郎と申者にて、先年拙者弟を殺害致し立退き、段々子細有て御當山へ立歸り居申候由承、難捨置、近年當山へ立越へ心掛候處、御寺に被差置候を、近年見聞仕、只今罷越、俗名相改め御覽の通討取、十分に遂本意候。先達て御斷可申候得共、大切の御山ゆへ、本望の障にも成可申やと、不及其儀相果候。此上御存分も候はゞ、幾人成とも相手致し可申候と挨拶せしかば、中性院は何の申分も無之候。先々刀を御納可被下と云。覺翁又申候は、本望遂し候上は、其許が候得ば各々へ對し、意趣無之候間、少も御氣遣有間敷候。然ば是より興山寺（行人方の頭寺なり）へ參り、始終の一件相斷可申とて、直に立歸らんとせしかど、年來の鬱憤此まゝ歸るも殘念におもひ、又部屋へ入りて、快傳が死骸の右の腕を切さげ、刀を死骸の股に突立置、頭を引上、右の耳の後へ相口を刺込、下の方咽喉へ掛て左の方へ二刺さしまはし、死體を圍爐裡へ突倒し置、部屋口へ出、脫置たる衣にて大小の血を拭ひ、相口をば鞘におさめ、刀をば引さげて門へ出掛けに見

れば、此時も中性院見物して居たる故、其元にも興山寺へ御出あれ、と言葉をかけたれば、先御越被成候得といふて中性院はゆかず。扨門外へ出て見れば、兼て快傳が聲を立たらば出合と示合置たるにや、中性院南北の、隣寺の門前に二三十人計棒など持て集り居たるが、覺翁を見ると、はや逃足になりて、そゞろに見ゆる其内に、南隣の住持、そゞろなる聲にて、山の者を呼といふ。山のものとは、高野の非人番なり。覺翁其聲を聞て、憎きやつやとおもひ、そこなる芋堀坊主め、士の敵討に山の者呼とは、慮外なるやつなり。おのれが芋首もかき落すべきぞと叱ちらし、刀を振立て興山寺の方へゆけば、集居たる者共、ばら／＼と立退たり。其時中性院門出て、興山寺御越あるぞ、皆のき候へといんぎんに云聲聞へたり。覺翁は見向もせずして、興山寺へ行たり。此時の首尾を中性院より十月十三日興山寺へ指出たり。口上書には、覺翁、快傳を殺害せし留めをさして出けるとき、近所より大勢立合打伏せんと云ければ、彼者答に、敵討して此よし役所へ訴立べければ、氣遣あるなと申ゆへ、其まゝ差置たると書のせたり。乍去、虚言なり。右の者どもを見、又隣寺の住持が山の者を呼よといふたるを叱りちらしたることにて、實に其時手向せば撫切にすべしとおもひ、かたはしより梨はりにすべしと訇り通りたれば、皆逃ちりぬ。其あとへ中性院門へ出て、皆々そこのけといふ聲聞えたり。快傳を殺しけるとき、部屋口にて中性院へ申たる事どもを取合せ、品よく書たるなるべし。此口上書は高野山を下り、十一月十四日大阪にて大膳より覺翁に見せたりといふ。扨覺翁、興山寺門前にて刀を鞘に納め、玄關の役所に至り、御頼申と案内すれども、出合者なし。興山寺は行人方の上通にて、集會の役人多く、殊覺翁が行たる故、近邊の行人坊主ども馳集り、大勢窓より覗き、覺翁を見し。寺内大に騷ばかりにて、一人も出合ざる故、是以恐懼しての事ならんとおもひ、狼藉仕者にては候はず、氣遣御座なく候得ば、誰にても御出合給るべし、と高聲に二三度いふて、やゝ暫く待居たれども、騷ばかりにて出合ざれば、兎角御出合なき上は是非なし、學侶方年預坊參り斷申べければ、彼方より御聞あるべしと云捨て、興山寺裡門より出て、中性院谷の明王院へ行、且かけ付たるは、奇特の事なれども、覺翁が太刀風に恐て逃退き、覺翁二度迄長屋に入て快傳が屍をさいなみしに、中性院見物して居たるのみか、一人も出合ものなし。興山寺は行人一統の集會の頭寺にて、多くの僧侶ありながら、一人も出合ざる事、行人方の出家北與計にても有まじ敵討といふ道理あれば、卒爾の返答も成がたしとおもひて、猶豫したるにや、覺翁は、興山寺より直に下山するは安かりけれども、最初より二度下山すべきとの存念なし、登山しゝ上正智院寄宿の僧たる事山中僧侶知たる事也。十分に本意を遂たれば、思ひ残すこともなければ、此上は正智院へ難儀かゝらぬ様に身命をなげうち、申披べしとおもひきわめ、下山の所存はなかりきといふ。門前にて頭巾を脫ぎ、役所へかゝり案内し、年代預の

僧にあい、初與七郎を行人房西方院へ受込し所、母も牢舍ゆへ、在所へ放し歸し、領主より表向斷罪に行はるゝよしにて、實は內々助命にて、又當山へ立歸り、此度は西方院より中性院寺內にさし置たる始終の譯、今日討果たる次第、其節中性院の受引、興山寺へ行たれども一人も出合ざるに付當院へ參りし事、扠又覺翁登山已來、正智院泰雄の方に寄宿せし段々の子細荒增をのべ、殊に大切の山內にて、未曾有の珍事を仕たる上は、兎も角も山內のため宜樣に裁斷賴入申よしを達す。正智院は碩學仕置の寺なれば、何分此寺へ歸居られよ、と申によつて、覺翁は正智院に立歸る。道筋にて見物人多く、道をさへぎり、群集せしが、恐れあたりへも寄ものなしとぞ。正智院の納所其外二院待請居るに、今日の荒增物語し、其後覺翁熟々思慮するに、快傳初は西方院に、師旦のよしみを以て賴み來りしを、正智院引受て又放出し、領主の手へ渡り、表向國法に行はれ、內々助返されし所、白晝にやみ〳〵と我に討取られたるのみか、今日中性院幷興山寺にての集會の行人ども比興のふるまひ、一山の衆議以の外ならば、右の面々住山叶はず、退院にも及べきが、左あらば高野の越度なりと世間に唱む事必定ならん、然らば一山の恥辱なれば、開闢已來かよふの事ならぬ所と唱へ來て千年に及びし所に覺翁にあざむかれ、高野の瑕瑾、一山の不覺、汚名を引出されたりなど憤らば、安養院僧正幷正智院を、高野一山よりいかなる仇をか企べき、今日我本望を遂たる事、偏に右の兩院を語らひ、住山せし故なれば、此大恩に報ふべき道外になし。既に年來の鬱憤を晴し、生涯の望果しぬ。他の望更になし。我身の名聞利欲に拘はらず、身命を擲ち、兩僧無難に立べき計ひをすべしとおもひ、則自筆にて口上書を認め、年預坊明王院へ出しける。其趣、

御斷申上候口上書の覺

一、拙者儀備前岡山池田丹波殿に仕官相勤罷在候淺野安左衛門と申者にて候。子細有之永く暇を受、浪人仕土岐丈右衛門と改、京都大阪に致羈寓、其後多田直左衛門と改、醍醐山へ引込、暫く星霜を送り、安養院僧正を賴み、覺翁と改、遁世一路に罷在候。當山正智院樣、右僧正御法縁御懇意に付、僧正幷戒光院殿等の御書中を以て、近年は御山へ罷越、谷上之金剛院に蟄居仕罷在候。

一、丹州龜山因幡守殿御領知備中玉島の内上成吉右衞門と申者の弟與七郞と申者、十一年已前辰四月四日、右御同領船尾村に居候拙者弟茂市郞と申者を致殺害、逐電仕行衞も不相知候所、剃髮仕、御當山行人方西方院を賴居申候よし、領主の方へ相聞へ、詮儀有之候付、西方院より被放出、右御領主玉島の役所へ被召捕、令牢獄、其後被處斷罪の由承り候に付、國法の御沙汰においては無餘儀事と落着仕申候。然處右役所にて斷罪の作法被取繕、令斷罪の趣、双方へ被申渡、實は内々にて被放免候由承之不思議の事に存承合候處、彌當山へ立歸り、近年は行人方中性院に居申候儀、慥に見屆候に付、今日右居所へ立越、名乘つゝ存分に討捕申、先達て御沙汰所まで御斷可上候儀に御座候得共、餘邦に異なる靈場、本望の障に成可申やと私意に相秘し候儀、御高免奉仰候。

一、近年在山の中、大德尊貴の御方奉蒙御慈多の處、今更還俗發譬の沙汰に及候儀、無是非次第迷惑至極仕、依之可討果時節も可有之やと及惡業候得ども、此節を指延、追て時節難計儀共多、殊寇存命と承り候ては、當時致浪々候得共、古主へ對しても難捨置、且兩親亡魂の怒を察し、不得止打果申候。蒙御憐愍候。尊貴の御方へ奉對、殊に靈刹奉穢候儀、恐多奉存候得共罪あらざるを殺候得ば、縱一旦幸に存命すといへども、大師明神の不助給處と普く世上へ聞へ候得ば、勸善懲惡の一助共可成事、兎角同胞連氣の寇、年來の欝憤、當日中にせまり、是まで互に存命仕候は、天地の神明・大日尊・大師明神の御加護と不得止、討捕申候條、乍恐御高免奉仰候。

一、醍醐へ聞え候はゞ、嘸御怒可有之と迷惑仕候得共、此段正智院樣より宜樣被仰達可被下候。寇存命においては、たとへ無事に勤候共、廣弘明集に所謂、寄役於佛寺の内譏容身於法服の下と、世上の嘲弄に預り候はゞ、實に道心に非と猶御台可有之、兎角不得止儀、此紙面を以て、宜被仰達可被下候。

一、敵討取中性院へ相斷、先より興山寺へ參可相斷由申入、良暫相待候得共、兎角へ々騷ぎ出合不申候に付、御出合無之候はゞ、拙者儀御多分へも相斷候間、御年預の御方へ參御斷申候條、從彼方御聞達可有之と申捨置參上仕候。敵討取候といへ共大切の靈刹怪き儀ども仕候上は、如何樣成極罪ども被仰付、兎角尊貴の御方御苦勞無之、御山御沙汰宜樣に被仰付可被下候。依之剃髮染衣の號を以御斷上候は、罪科御宥輕の御沙汰も可有之や。然るにおいては敵與七郞が二の舞恥入申、寇を生前に報んと存候上は、還俗の本名を以て御斷申上候條、如何成非道の極罪にも速に奉願候。已上。

寅の十月二十三日

御年預代様 御披露

淺野安左衛門覺翁與意 判

右の書付二十三日の晩に出す。覺翁は詢人と云て、晝夜四五人付居しかど、山内の評議取沙汰隱して語らず。同十一月二日より、醍醐の使僧良言・小野大膳と金剛院へ來り、昨夜登山せしよしにて、覺翁に對面し本望達したる悦の挨拶ばかりにて、外事は何も語らずして歸る。十一月朔日の夜、兩人登山せしと云は僞にて、十月二十三日正智院より、飛脚を以てしらせしゆへ、同二十七日兩人とも登山し正智院にて悉地院普賢院に對面しけるに、覺翁亂心本意にて人違なりと云て大膳・良言心得がたく、先覺翁に對面し、其上にて相談すべしとことふ。然るに對面はならぬよしを云、夫とも是非對面の上、決定あらんとの事ならば、先覺翁を兩人へ引渡し、江戸へ訴へ、和歌山藩士へ申出、江戸御裁許落着まで、兩人も在山あるべし。幾年隙取とも下山あるべからず、其上最初よりの入用落着まで諸費各より償あるべし。此旨合點ならば、早速覺翁を引渡さんと、悉地院など、いかめしく云立て、對面をゆるさず。此方も晝夜せり合、落着せず。然る處に良言終に高野の僕に同じければ、大膳も力なく、然らば能よふに頼入よし、一決せしかば、正智院より人違のよし申て、双方遺恨なきと云證文を取替し、事濟たり。此趣は覺翁に隱密にして、十一月二日に大膳・良言金剛山へ來り、覺翁對面し、昨夜登山したりとは云しなり。同十三日、良言・大膳金剛山へ來り、覺翁に對面し、此度の一件無事に濟、醍醐へ同道し歸るに極りたりとて、兩人は歸る。同暮前に正智院も來り、覺翁に逢、當時の一件譯立、一山埒明ければ、勝手次第下山有之を許を云。覺翁答に、段々御役介等く、此度の一件兼ておもひもふけ登山仕たるにも拘らはず、書付にも認候通、當存命にてあるを見聞候ては、やむことを得ず討果し候き、されば御刑罰相待、俗名を以て届申たり。然るに、無事にゆるさるゝとて、いかめしげに立歸るべき筋にても候はず。猶在山こそ仕べけれと云、正智院聞て尤なる事なれども、一山へ騷動有しことなれば、一山へ對し先々下山有べし、扱又十分本望を遂られし上は、其分の趣向も當てとらせらるべしと、ねんごろに挨拶あれば、今は覺翁いなむべきにあらずして、其旨にしたがふと云。使僧大膳・良言を同道し來りて覺翁を渡すよし挨拶して使僧は歸る。其跡にて兩人申は、實は人違の旨、正智院より所々へ斷、無事に濟たると、始て云聞せたり。覺翁聞て、更に人違にあらずとて、始終のことを云出せば、兩人もはや事濟たることゝ、今更兎角に及べからず。委細の樣子は道々語るべしとて、覺翁を引立ける。醍醐よりの迎上下七人、大膳上下三人、覺翁をば正智院より駕籠にのせて、送りけると云。同夜高野を發し、同十四日大阪長者に着、十五日良言は醍醐へ歸り、大膳は覺翁を同道し、備前岡山まで送りて京に歸る。覺翁夫より備中緒尾へ歸りける。高野出立の前、路銀の備有やと大膳尋しかば、覺翁登山のうち正智院へ金二十兩預け置たり。此外何の貯もなしと云、大膳より此よし、正智院へ傳へしや、出立の時正智院より二十兩覺翁へ返しあたへぬ。覺翁は兼て正智院より懇切に預り、其上此度の一件等旁以正智院へ直に贈り度おもひけれども、路用指かゝりたる事なれば、先請取大阪又は鄕里より品々禮謝すべしとおもひしに、大阪にて大膳が物語に、人違

と云て、法事料金三十兩正智院より出したるよし、悉地院の物語にてありしと云を聞て、覺翁おもふに、亂心狂氣にて人道にあらざる事は一山の知る所なれば、正智院より法事料出すべき理なし。然るをかく云立申て、此金取べき計ひなるべし。其所へ正智院へ金子など贈らば、覺翁が首の作出せしなど〻浩言せんは無念なりとて、其砌りわざと書狀も正智院へやらで折をためらひ居けるとぞ。 其後又還俗し、土岐丈右衛門と名乘、大阪へ上り東高津に住し、妻むかへ、素讀の師などして産業とす。子なくして、甥を養て子とし、二君に仕へざる節操を守り、閑暇の時は書を讀み、餘年を樂む。丹州殿上方用向の事など、爲にも成べきことは内々にて働きける。其實儀をかんじ、故傍輩ども密に歸參の取沙汰しけれども、固く辭しけり。 高野住居のとき、幻術を行ふ者有。或日正智院の小僧ども徒然の折節、覺翁が方へ來り、小僧ども例のごとく所望す。覺翁心底におもふよふ、我大望いだきながら、幻術者などに惑せられんやと、きを丹田に納め、天井を睨みて居けるが、術者いふ様、今日は覺翁居られければ、術成かね、重て催されんとてやみぬ。覺翁に人々語りて、人は心を動かさぬが大事なり、と云たり。○又高野住山の時分、或は大祿・歴々の人々發心して住山するあり。○折々覺翁も見懸ることありしに、志操は中々發心に似合ざるかと見へたりとて、志をはげますべき戒とせりとぞ。

二十二、泉八右衛門出奔　泉八右衛門祿六百石にて、兒小姓頭勤め寵を蒙りしに、いかなる故にや何事やらんか顏を犯せし。去年十一月役儀を取あげられ、大組となり、池田三郎左衛門組に入られ、それより已來年頭の謁見、其外の出仕をも命ぜられず。今年八月十二日、御發駕の御見立にも出る事、なんの御沙汰もなきによつて、翌十三日書置したゝめ出奔す。 八右衛門は退去後、讃州丸龜に往き、浪士を立て、京極家の召あれ共、再び仕へず。但術を京極家の諸士に敎へければ、丸龜郭内にて屋敷を賜はり、稽古等せしか共、一生臣にはならずして、寶曆□□十二月、彼地にて病死せり。八右衛門が子孫今に浪士を立て丸龜に住す。

二十三、享保十年 作甚八郎・玉野兵次郎喧嘩　四月六日のことなりし。作文右衛門池田吉左衛門組が子甚八郎、玉野次大夫伊木頼母組頭三百石が子兵次郎、學校よりうちつれて歸りしに、門外にて口論に及び 其意趣は、兵次郎は平生、がさつたる生質、殊にわやく者なり。甚八郎は貧家に育立、兩刀も甚見ぐるしかりけるを嘲り笑ひしゆへと云。一說には、甚八郎が刀を刀掛にかけてありしを兵次郎見て、此刀上にかくべきにあらずとて投おろせしともいふ。 双方拔合せ、切結び、互に手負たり。神屋淸左衛門・今田源太郎今田半之丞子兩人も學校を仕廻、同道にて少し先へ歸りけるが、南條七郎門前にて、南條が家は今千馬喜兵衛居宅。後に太刀音聞へたり。兩人かへり見れば、ひとまぜもせず切合居たり。兩人急ぎ馳歸り双方を引留むる所

へ、追々大勢馳來り、終に引分村瀬平右衛門へ兵次郎、安東與一左衛門（土肥右近組）へ甚八郎兩人どもを宅へ呼入、療治を加へける。池田吉左衛門は江戸留守居なり。森寺九左衛門早速安東が宅に行て、始末を聞糺て、伊木頼母に村瀬が宅に馳付たり。かくて伴文右衛門より書出せし趣は、

私悴甚八郎儀、今朝正つ〔轉二〕半頃、學校より罷歸り候節、御門外にて玉野治大夫悴兵治郎と申分仕、互に拔合、兩方ともに手負申候處、神屋清左衛門・今田源太郎馳付引分申由に御座候。甚八郎儀早速安東與一左衛門宅へ呼入、療治仕候旨被仰渡可被下候。已上。

四月六日　　　　伴文右衛門　書判

森寺九左衛門殿

池田吉左衛門組伴文右衛門悴甚八郎、玉野治大夫悴兵次郎、右兩人今朝飯後學校へ罷出罷歸候節、御門外にて申分仕、双方拔合互に手負申旨承り候に付、私儀早速參申、其内に神屋清左衛門。今田半之丞悴源太郎兩方へ引分、甚八郎儀安東與一左衛門宅へ呼入置、千田容軒療治爲仕候。手裹輕く、別條御座有間敷旨、醫者申何も申候。吉左衛門江戸留守に付、私より添書仕上げ申候。已上。

四月六日　　　　森寺九左衛門　書判

上坂外記殿

玉野治大夫よりも右のごとく書出し、番頭伊木頼母添書にて、小仕置まで出しける。出校の書生なれば、學校奉行よりも委細に書出ある。神屋・今田兩人よりは、銘々書出し、其趣、

私儀今田源太郎同道仕、參校仕罷歸、南条七郎居宅門前にて、後に太刀音聞へ申候故見返り候得ば、切結居申様子に相見へ申候付、兩人ども馳歸り、伴文右衛門悴甚八郎を私引留、玉野治大夫悴兵次郎を右源太郎引留候處へ、是又段々馳走兩方引分取鎮申候。已上。

四月六日　　　　神屋清左衛門　書判

土方勝兵衛殿

今田よりも同文にて出せり、安東・村瀬兩人よりも引受たる趣書認て出す。かくて伊木頼母は、一日に兩度づゝ見廻、組は三人四人づゝ代り合て、番頭土肥右近も一日に兩度宛見舞、家隷をば晝夜附置ける。吉左衛門組森寺九左衛門は晝夜詰切り、相組は三四人づゝ代り合番せり。此頃保國公いまだ歸國し給ねば、池田七郎兵衛（吉左衛門江戸留守請込なり）伊木頼母へ双方共引請べき旨、家老中指圖にて（預らるゝにはあらざるなり。）同十一日の夜、甚八郎・七郎兵衛へ引取ける。其次第は大目付山内權左衛門、先七郎兵衛宅に行待合せ、迎として組頭・引廻（一人）安東が宅に行て、森寺九左衛門より甚八郎を召具し歸りける。（山内權左衛門は跡しまりを見分し、七郎兵衛并組頭七郎兵衛家來士歩行ども四人、駕籠四人、紋付灯燈二張なり。駕籠には錠なし、預人にあらざれば兩刀請取べきにはあらねども、駕中に入らるゝは如何なりとて、箱に入持歸りしと云。尤組頭引廻とも、此行列より少し引さがり付したがひて、七郎兵衛が宅に歸りしなり。）吉左衛門が組頭・森寺・安東・與一左衛門都合四人、山内に立合引渡す。疵改はなかりし。早速七郎兵衛より甚八郎を請取たる旨、小仕置まで注進し、同夜より已後兩引廻しの内一人、吉左衛門組二人、七郎兵衛組一人づゝ番しける。甚八郎が父作文右衛門は、晝夜手詰にて官（香）病せり。玉野兵次郎は持病差加り、此夜引取がたし手都合なれ共、玉野治大夫は伊木組頭なれば、引廻相組のみ迎に行て連かへれり。其後兩人事いよ〳〵養生加ふべきよし、目付猪右衛門より申渡しける。扨追々疵平癒におもむきければ、二廻り過より逗留はやみける。（是まで晝夜醫者詰居たり。）かくて保國公四月十八日歸國し給ひ、同五月十日御裁斷あり。其趣、

池田七郎兵衛・伊木頼母・森寺九左衛門

玉野治大夫悴兵次郎・作文右衛門悴甚八郎儀喧嘩仕候段、不埒に候得共、差掛り難止儀も可有之候。双方勝劣も無之趣被聞召屆候ゆへ、無別條親々へ御歸し被成候。此上は和平仕、上の御用に相立可申候。此段忠儀にて少も双方越度無之間、其旨可相心得候。此御意致違背候はゞ、士の本意取失ひ候と思召候ゆへ、親々をも急度可被仰付候。

右の段能相心得、親々も其旨可心得候。

右の旨は御城にて被仰渡しかば、下城の上、玉野父子四人へ申渡なり。七郎兵衛より刀一腰、甚八郎へ贈り（喧嘩の時刀損じけると云。）かくて七郎兵衛・九左衛門兩人、作父子（甚八郎麻上下着す。）を同道し、御禮として兩家老のもとに參、中老・小仕置へは九左衛門一人同道にて行ける。玉野は頼母同道せしなり。同日の晩、七郎兵衛宅にて料理出し盃事あり。伊木頼

母宅にては作。玉野兩人和平のため盃事あつて事濟たり。

玉野兵次郎、後彦六と改稱し、父が遺跡を續でも、猶生得の不法やまず、家僕の烟管中へ鐵砲の藥を入てたばこのむべしとあたへければ、何心なく吸付ければ、烟草に火うつるとひとしく焰硝發し、吸口ぬけて喉をつらぬき即座に死す。此事に罪せられて獄に下り家絶たり。甚八郎は兄文右衛門貧窮いやましにて、仕官なりがたく出奔し、備中の一在所に、いとかすかなる住居にて世を渡りけるが、いくほどなく病死したり。甚八郎平生至孝なれば、香精心を盡し葬送も近きあたりの人頼み、やう〳〵にとりおさめける。墓壙をほりける時、みづからも共に鍬取て掘けるに、其所を誤りたる體にもてなし二所に壙を掘置て、父を葬り終りて、今一つの穴の前にて腹かき切、其穴に落て死す。側に一通の書をのこせり。其趣は平生貧困にて近所の人々の世話に成りしに、なすべきものなく、其上此度の謝禮更にすべき樣なし。されば今腹切て死す。此帶する所の兩刀を謝禮にのこし置よしをぞ書のせたり。是を見る人憐み惜みて、涙を流さゞるはなかりしとぞ。

二十四、宮城六兵衛家來喧嘩　六月二日の事なりし、宮城六兵衛が家隷、宮城忠兵衛が子忠八郎といふもの、寢番にて、座敷の次の間に臥居けるを、同家の歩行伊丹何衛門八つ（前ヵ）半頃の事なりし、忠八郎が寢所に來り呼起す。何事やらんと起出しが、何右衛門料理の間に待請、脇指ぬいて切掛たり。忠四郎も拔合せ切付しが、先何右衛門に手負せければ、叶はじとやおもひけん、其儘逃去しを、廚の大戸口にて追付ざま逃まじとて切付〳〵、終に切倒しぬ。其所へ歩行者江田平兵衛かけ來り、忠八郎を押留、其後皆々趣合、其意趣を吟味するに忠八郎何の覺もなきよし答ふ、何右衛門は深手なれば、息は纔にかよひながら、ものいふべき體にもあらでやがて死す。しかも何右衛門刀をも己が部屋に置、又書置にもあらざれば、旁以狂氣たるべきに極り、其旨六兵衛より申達しぬれば、同六日小仕置伊木頼母を以、池田六之丞へ御渡されける、其趣。

宮城六兵衛家來宮城忠八郎儀、傍輩伊丹何右衛門を切殺候得共、何右衛門不屆者、亂心同事に候へば、忠八郎儀無別條召仕候樣に六兵衛へ可申聞候。

二十五、享保十一年丙午　本郷七右衛門狂氣　十二月十二日の事なりし、江戸にて本郷七右衛門役（補筆）といふもの出奔す。其書置には近頃手ふるひ役つとめがたければ、其儘仕官せんは心ならず、亡命せるよしを載たり。此旨早速申達して事濟しに、同十四日、瀬戸物町鳥屋加右衛門と云商家に行、腹切てうせぬ。加右衛門いそぎ東邸に來りかくとしらせけれども、既に退去せし事なれば、此方屋敷立退し者、手前に構ふべきにあらねば、いかにも其身にて

はからふべしとありければ、加右衛門迷惑の體にて歸りたるとぞ。其後の事は如何せしや知らず。一說に、九月十四日の事とす。未詳

二十六、本鄕幸內出奔　下御祐筆本鄕幸內といふ者、道中御供にて桑名驛にとまり給ふ夜、佐々十介が刀を指替ければ一分立がたしとて、九月四日江戶にて出奔せり。

二十七、玉置喜三太家絕　玉置喜三太、□月□日月日不詳病で死し、子なく家絕ゆ。玉置が家、代々謙信流の軍者にて、謙信自筆の一卷を所藏せり。喜三太が父儀左衛門は門人多き中、土肥典膳繩平も其一人なり。喜三太死し家絕ける。右の卷物は土肥が方に賜りける故、此家の物となりしを有德廟いかゞして聞しめしけん。或とし、上覽に備ふべしとの命ありて江戶へ此卷物を奉りしかば、上覽の後、將軍みずから御封をし給ひて返し給ひぬれば、其後は其封ふたゝび解事なくて、今に至ぶ家に秘物となし藏せり。

二十八、享保十二年　平井安兵衛・金光市左衛門喧嘩幷丸山九右衛門御暇　瀧川縫殿組頭平井安兵衛祿三百六十石。小姓組金光市左衛門ともに江戶詰にて、同じく築地邸に居たり。市左衛門は一くせ有生質にて、尤好で人を玩弄す。安兵衛は小量なる人柄にて取次役つとむるにも不調法なる樣に見えしとぞ。然るを市左衛門ひたものなぶりければ、心中は甚憤りながら、怨りを抑て江戶づとめの中は過しけるが、時に三月十八日、拜謁も濟て江戶を發する前日、其比は今の定日に非るか、又は此度交代延さる事兼てしれし故、今日拜謁せしにや。本邸を下りしかば安兵衛今は江戶勤の奉公濟たり。日頃の鬱憤をはらさんと、あまり心せき築地に歸りぬれば、道すがら形色も常ならず。上下の袴の裾など踏裂しをも覺えず、其まゝ土をふみ付て歸しと云。直に金光が所に仕懸、家隷にむかひ、御宿かと問ふ、家隷答て、在宿は仕候得共、少々頭痛氣にて只今やすみ居申由を云、安兵衛其儘つゝと入て見るに、市左衛門は二疊敷なる物置の間に臥居たり。安兵衛、日頃の意趣堪忍ならずと聲をかく、市左衛門心得たりと起上る所を切らんとて、誤て刀の切先鴨居へ切込たり。引離して又切掛る間に、市左衛門も拔合せ、安兵衛が太刀市左衛門が額に中る。市左衛門は脇指にて踏込て切付しが、安兵衛が胴腹、橫筋かへに深々と切込たり。もとより痛手なれば、其儘留めをさしたりける。されば市左衛門も額の疵より流るゝ血、兩眼に入、氣分疲れて目を塞きで其儘倒れ居たり。近所の者共追々集りて後安兵衛が弟丸山九右衛門初は彌一郎と云、是も小姓組。入

来る。皆々如何せんと目を見合せたれども、眼前児の敵うたせても、苦しかるまじとおもひ、中をあけてぞ通したり。一説に、九右衛門が来りし時すでに人集り居ければ、某共こゝに来りければ、もはや其元手出せらるゝ事罷成ずと挨拶せしともいふ、未詳。九右衛門・金光が前より、通身血に染て伏たる脇、まことに死せるがごとくなるを見て、何もにむかひ、是は全く相討と見候。市左衛門も息絶ぬれば、留をば刺し候はぬなり。若此後甦りたらば、御知らせあるべし、早速罷越留刺し候半と挨拶して帰りける。皆々兎角の返答せず。九右衛門其座を出るやいなや、市左衛門声を揚げ、只今来るは九右衛門よな、近寄ば両足薙てくれんものをと云、九右衛門たしかに聞べかりしに、聞ざるふりして帰りしなり。其内に諸役人入来り、醫者をまねき疵の血をとめ、薬を用ひて介抱すれば、ほどなく氣分常のごとく成たり。翌十九日の夜、市左衛門はそのまゝ長屋におゐて切腹をぞ命ぜらる。此時市左衛門短刀を手に取腹に突立、介借にむかひ、今少年若くば一際仕べきに、老人の上昨日の首尾に手擬ひぬれば、おもふ様には仕難し、今は是迄に候、御打あれとの所を、介借首を打てけり。切腹の時、出合し者は、検使大目付舟戸久左衛門、介借小姓組杉山與大夫・小姓組與頭佐々重郎左衛門・同引廻円村平右衛門・小姓組住岡如右衛門。介山本小左衛門・能一忠八郎なり。此度の介借小姓組長谷川忠大夫は、十へ御切なれば、同人然るべしと一決しける。其砌不快にて引込居たりければ、子ほしんとて、誰か與頭の中一人見聞けるが、忠大夫も此事と心付、互に寄たる所へ通しけるに、行たる人、此度介借の評義あるによつて、病氣如何ほどにやと、見舞たるよしを云。忠大夫聞て、夫は遁道の御用なり、おして勤むべしと云、其夫ながら口病押重く、なかなか叶ふべくもみへざれば、其人返事に、それは無用の事なり。此御病體にて、おして出られなんは、却てよろしからぬと留て帰り、杉山與大夫に命ぜられしといふ。くはしき事、未詳。同二十八日、安兵衛・市左衛門留守居數拂上、妻子倶岡山へ參るべきよし、岡山にて命ぜられ、即日引さりける。一説に、御式台當番の時、手跡の事に付て、市左衛門・安兵衛にあてゝされ音云しを、安兵衛引かけ、此事は此度來公済たるうへ、誰と御相対申べしと云、市左衛門あざ笑ひ、貴方にはほどなく御交代の揃たり。此事は御在岡までは勤番いたし、其上御道中もしたがひ、御前へ歸り申さでは、此度の來公は濟ざるなり、道頃得手勝手なまじき御申立やと云、側に居けて者どもさまざま取扱て和睦させけれども、終に此事有しと云。市左衛門去年長脇指を調て人々に見せ、是こそ宿たれ、もし事あらば、これにて一なぐりは仕べきと云しが、果して詞の如くなりし。丸山九右衛門は同月二十日江戸より返され、四月七日朝岡山に歸り、藤井甚五郎を以て、堀鎮次兵衛迄案内す。早速同人方へ參るべしと申けり、昔市之丞・大森儀左衛門兩人を丸山が屋敷近邊へ遣し、心を付させ、九右衛門が跡にしたがひ、堀が家に至り、此時鎮次兵衛は伊木豊後宅へ出べきよし、伊庭平内より返達ありて、伊木が方に行、御の旨を

聞て早速歸る。志水忠右衞門大目付役もあとより堀が方に至りて、彌次兵衞・九右衞門に仰の旨を申渡しける。其趣、

此度の儀不案内の仕形、不應御趣意候に付、御暇被遣。

丸山九右衞門

其座より直に歩行目付・歩行足輕等付添、國境迄送りける。九右衞門兩刀は跡より小人にもたせ遣す。家内不殘即日引拂ひける。安兵衞家隸若黨菊川源七郎・草履取關内・提灯持角内其夜安兵衞供して市左衞門が方に行し者市左衞門下人市藏・渡り夫仁三郎兩人とも皆、おのが主の双傷を見ながら逃隱れし故、同十二日追拂と成。安兵衞家は勿論斷絕。市左衞門家は養子藤之亟實は弟同年十月二十九日召歸されて、清左衞門と改仕ふ。

二十九、近藤甚七郎狂氣　池田三郎左衞門組近藤甚七郎祖父覺兵衞は、備前守殿の侍として、段々身を起し、祿千石、番頭格となる。此殿らせ給ひて後、ゆへあつて出奔し、其事は「次序」に見ゆ。其子作之亟召歸され、祿三百石給ひて、ふたゝび仕へける。甚七郎は此作之亟が子なりといふ。くはしき事は未詳。十二月晦日、たちまち狂氣し、下女一人切殺し、其外母・叔母又一人の下女等に疵付たり。甚七郎が弟卯三郎いだき留む。其内に外よりも人はせ來り、手傳しける者もあるにや、即座に取鎭め、其後親類共より願出、甚七郎をば石丸平七郎、母と卯三郎は池田大學家臣井子與左衞門、叔母は伊木豐後家臣堀清左衞門が方に引取たり。然るに石丸が方、人少にて如何なれば、甚七郎をば揚り屋へ入度よし願ふによつて、御ゆるしあり。諸事失費は平七郎よりまかひしと云。かくて年月を經、病氣本復し、又願にまかせ備中他領に住居せしと云。同十三年二月四日、右の四人の足輕扶持賜り、卯三郎は俸米賜ひ、先歩行に召出さる。ほどなく又、小姓組になさる。此時より卯左衞門と改む。

三十、瀨崎六兵衞出奔　瀨崎六兵衞、祿三百石、御使役なり。實は、伴安左衞門次男にて寺澤藤左衞門聟なり。保國公に從ひ、三月二十八日江戶を發し、山城國伏見の驛に宿し給ふ夜、六兵衞ひそかに中將島と云所の妓家へ行て數盃の興を催しける。初行し時先價を極めて上りけるに、思ひの外に酒肴なんど出しければ、甚よろこび興じけり。元來此妓家は切見世とて吸物を換るを限とし、直を倍する法なるに、それを知らで夜半迄遊び、歸る時價を拂けるに、初の約束通遣

したり。亭主驚き、こは何事に候や、是にては半にも足らず、幾切なれば其價賜はれといふ。六兵衛一圓合點せず。亭主其時、愛元は賣物一つに定め、それをかへ候得ば二つに成といふ。六兵衛は猶もうたがひ、欺き取と心得、左あらば、など初には申さぬぞ、田舍者なりとも左様に欺かるゝ者かと怒て、更に直を出すべき氣色なし。妓家にも屈強の男、何の辨なく一圓にいふ事なればすべき様なく、所の若者共を集め相談するに、計ふべき様こそあれとて、六兵衛をさま〳〵にすかし、舟にて歸り給へ送りまいらせんと舟に乘たり。六兵衛は酒の醉發し、少しうちまどろみけり。其時若者共まづ兩刀を奪取、大勢にて取て押へ、衣服迄はぎ取て、裸身を陸におし上て歸り去りけり。六兵衛は如何ばかり口惜く思ひけれども、裸身にてはせんかたなく、傍なる家に入て人を頼み、旅宿へ人を走らし、宿にあるおとな迄書狀認、かゝる事にて是より直に退去するなり。衣服兩刀已下、いそぎ持來るべしと云遣たり。おとな驚き、自ら作の品々かき抱きて出ざま、舅の寺澤藤左衛門（御小姓頭）旅宿へ行、密にかくと告し。藤左衛門聞て、人さへ知らねば苦しからじ、何分退去は然るべからず、我等輩見もあれば押てすゝめ、速につれ歸れよと教へける。かくておとなは六兵衛が居たる所に行、藤左衛門が云（一に言）を達る。相倶して歸り、ふたゝび奉公し、同四月十六日岡山に歸れり。されば此事隱なく一分立ざれば、妻を離別し、此日備中退去す。此上もなき武士道の瑕瑾なれば、實父安左衛門退去し殺害せずば叶ふまじなど評しける内、安左衛門退去せざりしかば、何者の所爲にや、安左衛門が門扉に、兼ての御氣には似合ませぬといふ文字を紙に書て張付ける。此安左衛門とかく武道の事のみ平生談じ、人を嘲る生質にてや有けん、かゝりければ安左衛門同源内父子共立退き、六兵衛が住所に尋行、懷中より短刀を出し、此度見廻に土産は是を持參したりと云、六兵衛取ておしいたゞき、かゝる身を猶士の御あしらひ忝と云、さらば一所に行べき所あり、いざ來れと打連て二子村に行、此所に岡山慶福寺の住僧、退院して居ける庵室ありてまづ案内し僧に逢ひ、疎遠をのべて後、しか〳〵の故有て伴ひ來る由を云ける時に、六兵衛座を立椽へ出けるが、暫くありて小聲にて兄源内を呼ぶ。源内行て見るに、庵室の床の後なる庭に筵をしきて腹一文字に掻切、短刀とり直し咽喉に押當、待居たるが、源内に向ひ、かく仕る上は、父上の御ゆるし蒙るべきやうといふ。源内此由告

ければ、安左衛門立出、いさぎよく仕たり、此上に何の憎みかあらん、心安く黄泉に趣くべしと云を聞、莞爾と笑ひ、扨は心にかゝる事も候はじとて、横ざまに喉を突貫き、前にはね切て死たり。親類も内々此場へ行ける者共、森寺九左衛門をはじめ皆涙を流し、感ぎざるはなし。扨あるじの骨に一通の回向を乞ひ、葬等（一に儀）なしけるとぞ。安左衛門は旗奉行勤居けるが、退去の後百五日を經て召返され、一家の內に在けるが、隱居を命せられ、家督四百石悴源內に賜りし。藤左衛門、伏見にて六兵衛が退去を指留しは、伏見より立退かば、我娘も從て浪々の身とならん事をおもひ、稚愛におぼれてかく抑留、岡山へ歸りし時は、かく沙汰廣く成りては、退去せずば叶まじと勸めしが、謀りしごとく娘は我許に引取たりとて、世評以の外あしく、藤左衛門が耳にも入ければ、それより病と稱し、出仕を罷て引籠りしと云。

三十一、石川平吉出奔　石川平吉といふ者、御野郡萬成村に在宅して居けるが、村つゞきに瀧川縫殿が山林あり。或日平吉家僕并に百姓等交り、件の山林に行、木を盜み伐取れり。瀧川が家來の山守七右衛門といふ者此體を見付、追拂ふ。然るを平吉が子平三郎無刀にて走り出、七右衛門を罵りながら斧にて擊つ、平吉もつゞひて出打擲す。其後事しづまらず、彼是せしか共、平吉父子が所爲不覺悟なれば、十一月二十四日、父子共出奔せり。書置の趣は、貧窮にて奉公成がたきよし書載けれども、實は右の一件に付て立退しなり。平吉父子、七右衛門を打擲せし事に付て大きにそふどうに及びて、番頭の出入となり、已に事にも及ばんとせしを、異見を加へし人もありて、彼是するうち、平吉退去にて事濟しといふ。つまびらかなる事をしらず。

三十二、杉山文大夫斬小人五郎兵衛　七月九日土肥右近組杉山文大夫が悴萬平次男□□□（欠字）兄弟づれにて、近濱塔の山へ行、遊び居けるに、又此行日付津川文左衛門が渡り小人五郎兵衛（湊村の者）も、文左衛門が悴德五郎を抱きて、同所へ行しが、萬平兄弟に段々慮外これありしかば、萬平立腹し家に歸り、右の趣を父文大夫に告ければ、文大夫大に立腹し、卽刻父子同道して、津川が門內へ行て、渡り小人五郎兵衛を叱りければ、五郎兵衛聞て、少しも誤らず口返答しければ、止事を得ず文大夫怒り已に斬らんとする氣色なりしを、五郎兵衛見て文大夫に抱付

けるが、傍より萬平刀を抜て五郎兵衞に疵付ければ、其時五郎兵衞・文大夫を放ち逃んとしけるを、文大夫其儘切殺しけり。此日文左衞門は御番にて御城にありけるが、此事を聞文大夫が門内に來りて斬りし事をいきどをりけれども、當番なれば歸る事ならず。番代りを待所に、大目付の氣付にて文左衞門儀御用の儀これある間、仕廻候儀無用と指留置き、右の一件早速言上しければ、御趣意の旨ありて、卽日入江八郎大夫が宅におひて、同人井志水貝右衞門・歩行目付白石傳之亟・的場喜六郎列座にて、仰の旨を津川文左衞門に申渡ける。左のごとし。

今日の趣文大夫父子共難得止事儀に候。文大夫罷越申刻、慮外成體も不仕候はゞ、文大夫投方も可有之候得共、其場難退慮外故、今日の首尾に候。左候へば、文左衞門遺恨殘可申樣無之候。此上心殘り候はゞ、一切御奉公の志は無之候間、此段和睦事一和心得可申候。

右の趣御上の御移り候間、能々和心得可申候。

かくて右の趣土肥右近よりは文大夫父子へ申聞べき由仰渡され、事濟たり。

三十三、享保十三年戊申正月十一日 瀧川仁右衞門出奔　御具足祝の御盃賜りし中、瀧川仁右衞門進退不調法ありて殊に迷惑し、同十二日書置したゝめ出奔せり。此旨保國公の御聽に達しければ、早速呼戾すべしとの仰有て、同十三日の夜歸參せり。試に只一日他國に有る事なれば、きつと歸參と云べきにはあらずとの仰にて、あらためて御禮をも請及ばず、十五日に登城して家老中まで御禮をぞ申けるといふ。

三十四、山脇源大夫出奔　正月十二日、山脇源大夫祿千石寄合。保國公の御廟參にしたがひけるが、御城に刀を忘れ道まで出ける故、一分立がたく、其旨書しるして十四日の夜出奔せり。刀をわすれしは、源大夫が心よりはざとかまへてせしものなりといふ。かねて祿を辭する心ありけれども、何事なきに立退んは如何とおもひ、かく男の立ざる事をまふけなして出奔せしが、其後、ふたゝび世の中のまじわりをやめ、紀州高野山にのぼり出家遁世の身となりて、命を終りしなり。今兵衞が家は此源大夫が名跡にて、はじめ七百石賜りしなり。妹一人ありしが、備中へ引拂はせしに、備前に住居くるしからずとの御下知にて、日置猪右衞門方へ引取ける源大夫が父源大夫は猪右衞門が弟にて、此妹は猪右衞門爲に姪なり。正木市十郎が母も源大夫方にかねて引受居ければ此度宮城六兵衞方へ引取し。

三十五、放丹波守殿輿隷　五月二十五日の事なりし、小橋善次郎歩行なり屋敷。が門前にて何者やらん、夜番人と

口論し、それより善次郎が內へ入、聲高にせり合ければ、善次郎早速出合しに、彼者理不盡に座敷に踏上り、善次郎に立むかふ。善次郎やむ事を得ず突倒しけるに、又立あがり取懸る故、棒にて打伏せ、何ものぞ夜中に門內に踏込、慮外のまるまひなり。いかなる事にやと尋けるに、彼者答に、自分は丹波守殿御家來にて治兵衞といふ者なり（治兵衞は、丹波守殿の陸尺なり。）かく打擲にあひては一分立がたしとて、大に罵る。其內に近邊の者追々集り取鎭め、此旨申出ければ、丹州殿閉しめされ、治兵衞が仕形不法なりとて、屋敷に引取られ、早速追放せられし。

三十六、岡野元之亟狂氣

小姓組松井勘八郞といふ者、保國公にしたがひて、八月十一日江戶に趣によつて、其前日十日は人々暇乞のため親戚はいふに及ばず來りつどひて集り居けり。（勘八郞屋敷は下田町川端、今楠原市平居宅なり。）中に岡野元之亟（丹羽藏人組にて祿二百石（イに百五十石）、此節在宅にて明日御發駕御見立のため出府し、松井が家に逗留して居けり。）俄に座敷にて狂氣し、其座に在合せたる安井猪之介（祿百五十石）を切殺したり。（勘八郞荷物の入組日六を猪之介讀けるを、元之亟が惡事を書つらねたるをよむと聞しと云。此事は元之亟後本心に復しける時の物語なりといふ。又一說には、元之亟田宮流居合の秘蘊をしるしたる書を猪之介がぬすみ取てよみけると見へしとも云。未是非をしらず。）其側に猪之介嫡子熊太郞居けるが驚きて立向ふを頰を横ざまに切付たり。熊太郞そのまゝ逃去り、我家に歸る。（安井が屋敷は、下田町西側、今中村安右衞門居宅。尤勘八郞と裏合せにて、境に口を聞きて通路せり。）亭主勘八郞此音を聞、かけ出、捕留んとするを、又眉間を切割れたり。されども、其儘組付て椽より庭に落、上を下へと組合うち、勘八郞終に下に成て、やう〳〵に元之亟が持たる右の手を取とめて居ける所へ、勘八郞が妻はしり來り、元之亟を引倒さんとするに力を得て、はね返する（チに事）を得たり、柏原源吉（後六之亟、又、六郞左衞門、隱居後自樂と改。）其頃角前髮なりけるが、一所に勝手より出、元之亟が白刄をもぎ放し投捨しに屛を越て門內に落たり。其時隣家の片山勘助（祿二百五十石、屋敷は、草谷久六夫が宅西川端、行當り南向。）來り、勘八郞に向ひ、此場は我請取たり、そのもとは療治加へられよとて元之亟を搦めたり。勘八郞疵は淺手ならず、其上血眼中に入、くるしみけるが、勘助が來るに氣ゆるみ一旦絕入、妻・源吉兩人此介抱にかゝりしが、氣甚幽にて危き程の容體なり外科を招き治療せしが、日を經て快復す。此變事を保國公御聽に達しければ、勘八郞に藥など賜り、緩々保養すべき旨仰ありて、江戶詰も御ゆるしなり。（大變事の日雨天なりしに、見廻に來る人甚だ多くて、勘八郞が門內外泥にみち〳〵て、一步もすゝみがたきほどなりしと云。）元之亟は、やが

て、丹羽藏人に預られ、同二十七日、同人下屋敷にて生害をぞ仰付られし。此時介借同時の事に候へば、討手は元之丞望にまかすべしとの仰によつて、此旨藏人より申渡ければ、元之丞聞て、望はなきよし申によつて、生形行渡邊彌七郎其役を勤む。刀は藏人より出しけるといふ。元之丞・勘八郎を切て後、追々本心に復し、預人と成、甚だ愼み、只一刻も早く死を賜ふを待とのみ申て、更に他事を語らず。十七日が間、丹羽が方に居ければ、相組の者ども殊に心易くなり、心底おしはかり不便におもひし。生害せし日は、ことに藏人を初め此頃世話に成し人々に向ひ、厚く謝儀をのべ從容として死につくさま、今も眼前にあるがごとしと、藏人の子源五郎（後又藏）この物語を、一興年若き咄聞しかば爰に記し。元之丞が妻・姉・嫡子乙作・娘兩人都合五人は、備前引拂ふべき旨命ありて、やがて立退き、宗絶たり。安井熊太郎此度の首尾御趣意に應ぜざるよし仰あつて、暇賜り早速岡山を放逐せられ、是も宗絶けり。

三十七、狩野傳直妻姦淫　池田出羽殿の家來狩野傳直といふ者あり。同家中の小出辨之進と常に心安く交りけるが、此辨之進・傳直が妻に密通し露顯に及びければ十月二十五日、傳直、其妻幷に辨之進を切殺して（出）奔せり。妻が父狩野三徳も同日出奔す。十二月朔日めし返されて、ふたゝび仕ふ。三徳は畫工なり。今の三徳が祖父なるべし。兒島團九郎も十一月七日の夜江戸にて出奔せり。此兒島は傳直妻の母方叔父にて、歩目付をつとめしなり。同月八日召歸されて前役を命せられぬ。

三十八、享保十四年己酉　瀬野彌一兵衞狂氣　忍役瀬野彌一兵衞、江戸にて心常ならぬ由、伊庭平内より四月六日書狀にて岡山に注進す。同十六日に岡山に達す。其文言、

此度御歸國爲御迎立歸りに罷下候忍び瀬野彌一兵衞儀上り病候樣に有之候處、彌跡先無之儀抔申無心元趣の由、同道早川加十郎・萩野新介・入江八大夫書付指出、右書付其外承合候書付等、中老御披見御用人中可申談旨御申、依之何も申談候處、御捨置被成候儀難成、兎角亂心の趣に相聞候間、取メ置、追て御國へ御登せ被成候樣、致決定、其段中老へ申達、追ては道中にて可被遣御耳候。先彌一兵衞儀は大小等取明き、御長屋圍入置、番人等附置候樣に有之、可然由御申、其段人江八郎大夫・佐々重郎左衞門申談、四月朔日の夜、外の御長屋へ入置、御歩行目付幷御足輕番付居申候。

五月十二日江戸發の飛脚にて、伊庭より岡山へ達す趣、二十二日達す。

瀬野彌一兵衞爲同道罷下り候忍藤村半六郎・岸田小左衞門道中無恙、去る四日江戸致着、彌一兵衞御闕所御請文・御手判相

濟、依之同八日右兩人弾一兵衛召連、御歩行目付入澤市左衛門并御足輕四人御小人差（イに著）添指登候。

三十九、享保十五年庚戌 若原監物家隷刄傷　若原監物家來宍戸文知といふ者、監物高取由右衛門に意趣ありて、七月六日門内にてねらひ討にしけるが、手疵七箇所負せ、終に切倒したり。其所にて押留るものあれば、息は纔にかよひける中、双方へ引分し、監物聞て療治等加へさせ、文知はいましめ置候、由右衛門深手ゆへ、同十九日朝、終に死す。一説に、七日死すと云此説あやまれり。由右衛門死骸、宿元へ請取べき旨指圖あるべしと、監物より町奉行上島彦次郎へ申やりければ、上島返答に、私の相對にて申付る事はならず、移り合ある上にて申付べしと云によつて、小仕置上坂外記へ賴に遣せり。上坂返答にも、我が一存にて取計はならざる由を申ける。是によつて同二十日、若原より口上にて文知刄傷に及し節、早速申出べき所、延引に成候ひぬ。由右衛門死骸片付度候、相手文知落着は追て申付べしと小仕置まで申出ければ、やがて夫々役手へ移りあつて、由右衛門死骸片付べしとの御指圖あり。同日又監物より、文知事死罪にも處すべけれども堪忍難成趣承屆たれば追拂に申付る由申出、事濟ける。同二十四日、御城にて、池田七郎兵衛へ仰渡されしは、此度監物家來刄傷に及たる刻、始終自分捌に仕たる段、心得違なり。此度は其分なり向後は早速申出御下知にまかすべし。惣て格式重き者は、別て念入諸事取計ふべし。此旨監物は勿論、一統へ申聞べしとの仰なり。されども監物差控迷惑には及べからずとぞ仰渡されける。

四十、雀部次郎兵衛出奔　御使役雀部次郎兵衛江戸御長屋にて、十一月七日、家來三藤金右衛門を手討にし、卽日出奔す。其書置に、右金右衛門、備前にて次郎兵衛娘に姦淫しければ、其旨金右衛門に申聞て、切殺し立退き、備前隣國に歸り、娘をも殺害すべき覺悟のよしを載せたり。かくて其後備中まで歸り娘をも殺害しければ、同十六年次郎兵衛めし返され、本知三百石賜りぬ。

四十一、清水小十郎・佐久間仲右衛門・高野藤十郎出奔　岡田五兵衛組先歩行清水小十郎といふ者、七月五日、御野郡竹田河原にて網うち居けるが、作州高田の高瀬舟船頭仁兵衛が雇加子三右衛門、慮外なる事ありて、刀を拔耳脇に切付しに、三右衛門も鎌にて立むかひ、たがひに刄傷に及ぶ内、三右衛門逃去ける。小十

郎も疵かふむり、血流て眼に入り、三右衛門が行方を見失ひける。小十郎が家僕も、脇指にてむかひしかども、同じく疵負て三右衛門が行方を辨ぜず。かくて大目付・歩行目付・歩行等遣され尋られ、且御代官內山七兵衛の元へ郡目付尾關直右衛門を以て御尋ありて、段々僉議ありしかども、三右衛門が所在更にしれず。かゝる所に、同月十日の夜、清水一通の書置を殘し出奔す。されば最早三右衛門事、何の頓着なきよし、尾關直右衛門より書狀を以て內山七兵衛の手代まで申送りける。右竹田にて喧嘩の時、若原監物組佐久間九郎右衛門が子仲右衛門・稻葉四郎右衛門組高野藤十郎兩人は、其場近く在ながら、樣子見合て出合はず、引はづしたりとの風聞にて、一分立がたく同二十五日の夜、仲右衛門出奔し、同二十六日の夜、藤十郎も立退けり。

四十二、享保十六年辛亥　十八人蒙咎　十月九日、士并に歩行以下に至るまで暇賜ひ、或は獄に下る。此者ども常々放蕩にして、其職を勤めざるゆへ、評定所にて、日置猪右衛門より、それ〴〵の頭どもへ申渡しける。其趣、

後藤善右衛門・水野彌一兵衛、御趣意に不叶に付、御暇被遣、今日中御國退去可仕候。　池田七郎兵衛

稻葉四郎右衛門　服部圖書

大口源次郎儀、右同斷。　加々野傳介儀、右同斷。

（小畠權內不快に付）佐分利甚五郎

井上彥兵衛・河瀨猪介儀、右同斷。　寺見又十郎儀、右同斷。　林武大夫

（石丸平七郎留守に付）野間五左衛門・志水忠右衛門

楠原藤左衛門・中島瀨兵衛・河崎平次郎、右同斷。　中村鐵五郎儀、右同斷。

薄田兵右衛門　小泉淸右衛門・森川藤七郎

小田勘內・小川半大夫・石黑甚內儀、右同斷。　青山亦作儀、右同斷。

佐分利甚五郎

野口彌一右衛門悴德右衛門儀、心行不宜に付、嫡子に御立不被成、御國に指置申間敷候。

伴安左衛門　林武大夫

横川亦介儀、心行不宜候付、揚り屋へ御入被成候。

渡邊與一兵衛悴小忠太儀、右同斷。

此旨銘々宅にて呼寄申渡ける。中にも小姓勘定補原藤左衛門が子藤八郎は江戸にあり、其身御咎の筋はなけれども、父が罪によつて、同十一月二十二日、重郎左衛門より申渡し、早々本邸を立退きける。

四十三、享保十七年壬子　岡田清庵妻姦婬　惣醫者岡田清庵召仕ひし姉尾町七大夫が子市十郎といふもの、或日清庵が方に來り、其妻を刺殺さんとぞひしめきける、されば召捕て、其趣旨を吟味せしに、とかく此上はそれがしを手討にいたされ候へと、市十郎答のみにて、更にくはしき事知がたし。岡田其隣烏井清左衛門・伊東彌一郎等に相談しければ、兩人了簡に市十郎は狂氣に、取向け町方役人に引渡然るべしと云ける故、其旨にまかせ、清庵取はからひしに、元來妻と市十郎姦淫せるよし、風聞甚だしくなりければ、六月二十一日、清庵、妻を離別して出奔せり。書置には、世間の沙汰心にまかせず、妻も快く存ぜざれば、離別して出奔せるよしをのす。烏井・伊東兩人、右相談に加りける始末不埒なれば、同二十三日の夜、兩人とも出奔し、市十郎は同二十四日獄に下れり。

四十四、若原監物出奔　番頭若原監物禄三千石。　九月十一日出奔せり。事は元禄六年幽若原監物の條にのすれば、こゝに略す。合せ見るべし。　養母并に役介人の姉不埒者のよし聞しめされ、扨は伊木卯七郎姉は小堀彦左衛門に預られ、外に出すべからざる旨、十月朔日命あり。同十九年二月十日、監物備前住居御ゆるしあつて、名・名字替り、土肥典膳方に引受べき旨、命ありければ、早速典膳方へ引取、後には同人下屋敷に居住して、高木紋水といひし、同二十六日、養母并姉イに弟とも養母の方京都山本藤九郎方へ引請度よし、泰安寺今の國恩寺なり。を以て願ひしが、勝手次第たるべきよし伊木卯七郎・小堀彦左衛門に仰渡されける。

四十五、寺内安右衛門出奔　小姓組寺内安右衛門、貧窮にして奉公なりがたき旨、書置したゝめ、十一月七日出奔す。養母一人ありたるをば、當分親類に預られ追て拂はれし。

四十六、享保十八年癸丑　成田紋介斬僕　稻葉矢柄組成田佐平太が子紋介、十二月十一日家來市藏を手討にす。組頭

宮部源大夫行て見屆。佐平太口上書に、源大夫見屆の樣子書添、幷矢柄よりの書付等、小仕置池田造酒へ出しける其趣。

口上

私悴紋介儀、家來赤坂郡岩田村市藏と申者、段々慮外仕、無據儀に付手討に仕候間、御屆申上候。此段宜樣奉賴候。已上。

十二月十一日　　成田佐平太　書判

宮部源大夫殿

成田左平太悴紋介儀、今晚手討仕候由申越に付、早速佐平太居宅へ罷成、見屆樣子相尋申處、今晚段々慮外仕候に付、難差免申由、手疵頭に一箇所、首半過切付け、右の通にて其儘留め刺申由に御座候。已上。

十二月十一日　　宮部源大夫　書判

稻葉矢柄殿

相組成田佐平太悴紋介儀、家來市藏と申者、昨晚慮外仕候に付、手討に仕候由、別紙佐平太口上書指出申候。依て與頭宮部源大夫遣し、見屆させ、則同人書付とも指出し（イに申候）、右の趣に御座候間、死骸片付させ候樣に可申聞や（イに付）、宜被仰達可被下候。已上

十二月十二日　　稻葉矢柄

池田造酒樣

同日の晚死骸本在へ渡すべしとの指圖にて、直に佐平太へ矢柄より申渡て事濟たり。

四十七、（享保十九年甲寅）　山田右平次狂氣　　二月二十一日の夜、笠井源右衞門（先步行）が方にて、竹內十五郎・那須久大夫（廟人）通子・中野七右衞門・同金十郎（先步行）・口坊主永濟・武田文六郎（御廟番與右衞門子）・山田右平治（內匠頭殿家臣山田作平子）等物語して居けるが、右平次事主源右衞門が子勘次郎に切懸り手負せけるが、勘次郎其儘引組ける時、父源右衞門をはじめ、其外の者共勝手へ踏込、双方へ引分る。此右平次は勘次郎が見なり。いかなる意趣にやと尋ねしに、右平次答に、勘次郎、平世拙丼にそれがしに不禮なれば、切捨べき所存なるよしを云。かくて源右衞門より、右平次亂心のよし、申出けるが、右平次事は內匠頭殿存分たるべき旨、御下知ありしに、やがて出奔せしと云。

四十八、小塚段兵衛狂氣

御參勤の御供にて、三月（日缺）御先立せし人數の內、小姓組小塚段兵衛と云者、同月二十八日、武州川崎の驛に宿し、同二十九日の朝六つ（明六）時前厠へ行、あまり隙取しかば、同道の德野彥六郞行て見るに厠の戶外椽にて喉をかき切卽死せり。人々大に驚き、まづ同道頭岩田嘉內（步行頭）へ此旨注進す。（注進には彥六郞參）岩田聞て徒目付尾關德兵衛に申べしと答へける故、相宿の村田新右衛門・尾關が宿に行て此よしを云ひ、同道し來り、岩田も立合樣子見けるに、人に殺されし體ならねば、必定發狂なり。岩田・尾關にむかひ、最早息絕たる事なれば、少も早く片付して、此所を立にしかじ、如何思ふやと申ければ、德之亟返答に逆死の事なれば、此方ばかりの了簡にては事濟まじ、とかく本陣へ內談し、然るべしと申によつて、尤と同じく本陣田中兵庫へ、使を以て面談したきよし云送れり。かくて此度同道の內、嘉內・德之亟・新右衛門・彥六郞四人のみ此驛に殘り、其餘は皆江戶に趣かせける此時本陣の重手代一人來りければ、右の次第を委細に申開せける。手代答に、すでに先達て此宿より注進仕候て承り候ひぬ、兎角逆死と極り候ては事むづかしく候へば、急病にて御死去のよしに、御取計ひ然るべし、素よりそれがしなども委細存ぜざるよしに取向候はんと云ければ、いづれよろしく賴よしを云ける。扨かされて手代申けるは、片付の事は宿主へ御賴あるべしと指圖せしかば、早速亭主呼出し、此旨申開せ、合點せし上、則宿主旦那寺宗大寺と云禪寺に葬る。（此時は、則當驛內なり。）才嘉內・德之亟・新右衛門・彥六郞・本陣手代・宿主、附添て寺に行く、寺より證文を取り、此方よりも嘉內・新右衛門・彥六郞三人證文を本陣へ渡す。其文、

同道の內、小塚段兵衛と申者、今晚より與風急病にて致死去候に付、同所宗大寺へ葬罷通り申候。此已後段兵衛儀に付、同所宗大寺へ如何樣の儀出來候とも三人者共罷出埒明可申候。依て爲後日證文如件。

月　日

宗大寺・手代・宿主幷に同宿の男女へも、夫々金銀鳥目を遣し謝禮せり。かくて嘉內より江戶表へ注進の趣、左に書のす。

小塚段兵衛儀、御先納戶御用被仰付、私共道中相宿仕、昨二十八日、川崎に一宿仕候處、今朝六つ時、兩人共支度可仕存候處

段兵衛雪隠へ參り、あまり隙入候故、彦六郎參見申候處、自害仕早速埒明居申候。依て何の樣子も不承候。御歩行目付尾關德之丞出合、道具等相改候處、右の品に付書付らしき物も相見不申候。段之丞儀も、船中初今朝迄常體に少も相替り候儀無御座候。右の段是非被仰達可被下候。已上。

三月二十九日

村田新右衛門　書判

淺野彥六郎　書判

岩田嘉內殿

別紙淺野彥六郎・村田新右衛門より書上の通小塚段兵衛今朝六つ（前六）頃雪隠へ參候處、餘り隙入候に付、彥六郎參見申候所、段之丞自害仕、直に相果申由、新右衛門、私旅宿へ參申聞候に付、早速罷越樣子見屆候處、疵も咽の下一箇所、切口大きに御座候故、早速相果申埒と相見へ申候。依之同人右の埒故相尋、彥六郎・新右衛門へ、此旨の（イに間）樣子共委細承り候處、船中より今晩迄常體に相替儀無御座由申候。何の心掛り成儀は無御座由申候。夫に付右相宿彥六郎・新右衛門、井御歩行目付尾關德之丞も立合、段兵衛道具等相改申候處、右の品に付、書付らしき物も相見へ不申候。右の埒に付、御納戶御荷物御屋敷へ着候儀、延引も如何と奉存候故、倉久內井御次小姓三人・松村了喜相添、御荷物は今朝罷立御屋敷へ着仕申候。段兵衛相宿彥六郎・新右衛門・御歩行目付德之丞・私、川崎に相殘り、右片付の品、御本陣田中兵庫へ內談仕相賴申候處、迚も自害と申候ては、事六箇敷成候趣相聞、內意をば右の段々兵庫へ相聞せ申、表向は急病にて相果候樣に仕、川崎にて宗大寺と申禪寺へ葬相賴、双方何の無障相仕廻、晝過頃迄川崎に居申、右の一通り埒明、葬候場所迄罷成見屆相濟申候。今晚七つ過頃、御屋敷へ着仕申候。右段兵衛急病にて相果申と申立候段、御趣意の程も如何と奉存候得共、自害と申候ては、事六箇敷相成候樣に相聞候故、當時片付の儀も、早速無出入相濟候儀可然と奉存候て私差計、急病にて相果候と申、右の首尾に埒明片付申候。則本陣兵庫も、是にて障も無之相濟申由申候。已上。

三月二十九日　岩田嘉內　書判

草加五郎右衛門殿

或說に、段兵衛兼て貧家にて、迚も奉仕取續なりがたき趣意ありけるにや、岡山を出るより此度の東行を最期の勤と思ひ、右のごとくせしと云。死後懷中を改め見しに、二寸金ならではなし。其餘荷物の中にも、江戶にて服すべき衣類なども更になか

りしとぞ、いかさまかはりたる所存かなと、人々云しと、かたり傳ふ。

四十九、享保二十年乙卯 森島文左衛門斬僕

二月十九日、瀧川縫殿組森島文左衛門僕を手討にす。其趣、

私家來赤坂郡小鎌村仁藏儀、今朝慮外仕、其分に難仕、右の品申渡、今朝手討仕候。右の段可然様に被仰達可被下候。已上。

二月十九日　　森島文左衛門　書判

瀧川縫殿殿

森島文左衛門、今朝手討仕候由申越候付、早速伺公〔候〕仕候て見屆様子相尋候處、今朝慮外仕候故、其分にも難仕、勝手庭椽先にて、慮外の品申渡切付候處、鎌を持候て請留申に付、尙又切付候へば、鎌の目釘ぬけ鎌落し、無刀にて路次の外へ出、菜園場畠の所にて引居〔摺〕首落申候由に御座候。見及候所、手疵四箇所左右肩深手と相見へ申候。已上。

二月十九日　　藤岡勘右衛門

瀧川縫殿殿

相組森島文左衛門家來、今朝慮外仕候付、手討に仕候由、別紙口上書の趣御座候。依之與頭藤岡勘右衛門遣し見屆させ、則同人書付共指出し、右の趣に御座候間、死骸片付させ候様に可申聞候や、已上。

二月十九日　　瀧川縫殿

草加五郎右衛門様

先刻御指出候御組森島文左衛門家來致手討候趣口上書、右に付御組頭藤岡勘右衛門書付幷貴様御書添共相添差出候處、右死骸片付候様にと豐後殿被仰候。此段文左衛門へ可被仰聞候。以上。

二月十九日　　草加五郎右衛門

瀧川縫殿様

只今別紙兩通（私幷村方注進書）御郡奉行神屋久次郎指出申候。森島文左衛門手討人仁藏死骸、村方へ請取らせ可申や、御

奉申上度、如此御座候。已上。

二月二十日　小堀彦左衛門

草加五郎右衛門様

右のごとく應對あつて、同日村方へ死骸渡し、事濟たり。

左十、放中川淺右衛門。入江三之亟•岡田與左衛門。高橋忠介　十二月十九日、評定所におゐて家老中より、上坂多中（イ三仲）•志水忠右衛門へ組支配の中、左にしるす四人の者、暇賜るよし申渡され、早速兩人にて命を傳ふ。其趣、

中川淺右衛門儀、御趣意に不叶に付、御暇被遣、今日中御國退去可仕候。

上坂多仲

志水忠右衛門

通々子（イ三之）入江三之進•岡田與左衛門•高橋忠介三人とも御暇被遣候。今日中御國退去可仕候。（私に云、此三人は今年江戸詰の處、御門片列に付候故、御國へ御歸し被成、即日御暇被遣候。）

吉備温故秘錄　巻之五十七（紀事七）終

吉備温故秘録　巻之五十八（原本、無卷數）

大澤惟貞輯録

紀事八（原本、記事七）目録

吉備温故秘録卷之五十八(紀事八)目録終

吉備温故秘録 巻之五十八（原本、無巻數）

大澤惟貞輯録

紀事八（原本、紀事七）

一、元文元年丙辰口坊主久佐狂氣

口坊主久佐といふ者、今年の御東行にしたがつて、江戸に參申候て、三月十二日、岡山を立、御先に參けるが、道中明石にて、同十五日、狂氣せり。其始末、

一筆致啓上候。然ば私共夜前大倉谷に致一泊候處、去る十二日立の通役、矢住源次郎・野口内次郎・口坊主宗三・助齋・春悦・春賀・久佐、右三者共明石に泊り居申候處、久佐致自害候由にて、宗三拙者共泊りへ申來候故、難捨置、早速御步行目付荒木忠次郎、自分に遣し、樣子承候處、先達而の醫者尾澤了節・松井自見へ見せ申候へば、手疵も輕く、指當り氣違成儀も無之樣申に付、御國へ戾し可然存、則宗三・助齋御足輕一人相添戾し申候。忠次郎見分書付一通、幷に相宿の者共口上書共遣し申候。宜樣可被仰達候。右步行目付栢原平兵衞同道の由に御座候へ共、平兵衞儀、大阪迄越候に付、私方へ宗三相屆候。右の通指圖仕候。

一、明石御役人中へも、亭主より相達候埒に有之やと、忠次郎相尋候へば、何方へも沙汰不仕候間、穩密に仕哭候樣申、尤所の醫者兩人共、右の通申候、外を疵ばめ候儀にても無御座、不苦儀と存候に付、彌沙汰不仕候樣に申談候由、忠次郎申候間左樣仕候、折節御飛脚御指越候故、先達申遣候。則今日罷立申筈に御座候。　已上。

三月十五日　　鈴木新兵衞　書判

志水忠右衞門樣

佐々重郎左衞門樣

尙々、右足輕は、荒木忠次郎へ渡申候、御足輕付戾申候。　已上。

又齋より書上。

久佐儀亂心にて、道中大倉谷より罷歸、今夜八つ時（后・二）、宗三・助齋致同道罷着候に付、榎並新内・秋山加右衞門、右兩名儀不逗

者に付相渡、佐久宅にて、當分取緒入置申候。私儀江戸留守、久佐代判相願申候に付、申上候。 以上。

三月十六日　又　齋　書判

中西幸直様　松村了順様　安井仝佐様

口坊主久佐儀、此度江戸御供御先立被仰付、去る十二日請、當地發足仕、同十四日播州明石に止宿仕候處、同所にて亂心仕、脇指にて咽ぶへの通つき申に付、同道の仲間より、右脇差取申、早速外醫本道呼寄申候處、淺疵にて早速療治仕、疵平癒仕候へ共、とりつよく御座候に付、同道仲間承合候處、鈴木新兵衛大倉谷に一宿の由に付、右の趣申達候處、荒木忠次郎申談候程に、別儀に付、右同人明石へ參り見分の上、仲間兩人同道仕、御國へ罷歸候樣にとの儀に付、同十五日、明石罷立、翌十六日の夜罷着申候。早々町醫永原與榮療治相頼申候。右久佐儀、私母爲に弟にて御座候に付、手前へ引請圍置、家屋敷指上度奉願候。右同人妻儀、内匠頭樣御家來近藤治郎介方へ引越居申候。右の段不苦思召候はゞ、宜樣被仰達可被下候。奉頼候。 已上。

三月十七日　榎並新内　書判

木全兵左衛門殿

新内より願ひしごとく、命ぜられ事濟たり。

二、芹川與右衛門・俣野市左衛門・吉田與一右衛門出奔　瀧川縫殿組芹川與右衛門、十一月十三日、家僕を手討にせんとす。淺手負ながら、足早に逃去ければ、與右衛門一分立がたく出奔す。

相組芹川與右衛門儀、今朝飯後、家來不埒の儀御座候に付、不得止事手討仕候處、致損じ心外に罷在候に付、御國立退申候由。神原平兵衛を以て、組類雀部次郎兵衛へ申達、則私當ての書置一通差出申候、并右與右衛門下人手疵を負、是又相組俣野市左衛門宅へ走り込候處、同人出合申内、見不申、市左衛門儀心外に存候間、是又御國立退申候由。野間源太兵衛を以、組頭雀部次郎左衛門へ申聞、則右兩人書置兩通共指出申候間、御年寄中へ御達可被下候。 已上。

十一月十三日　瀧川縫殿　書判

草加五郎右衛門樣

吉田與一右衛門といふ者も、其刻のふり合あしく、同日出奔せり。書置は、

今日芹川與右衛門一埒に付、私儀も出合申候處、心外の事に成行候に付、何共不能了簡無是非立退申候。右の趣松本庄大夫殿へ被仰達可被下候。奉賴候。　已上。

十一月十三日　　吉田一郎右衛門　書判

遠藤傳六郎殿

御城代支配吉田與一右衛門、昨夜立退申候由、同支配遠藤傳六郎方へ、一封指越差出申候に付、右の一通則指出申候。右紙面の趣に御座候、其節の樣子、如何樣の首尾に御座候や、相聞不申候。　已上。

十一月十四日　　松本庄大夫

三、元文二年丁巳　入江主鈴出奔　入江主鈴いかなる罪やありけん、十月十二日禁錮せられ、祿七百石の内二百石、其子傳之介に賜はり、家つがせらる。次男彌一郎は、かねて別に俸米賜りし、其後主鈴父子出奔して、家絶ぬ。

四、土倉小左衛門下獄　土倉小左衛門といふ者、江戸に詰居けるが、罪あつて備前に歸され、十月二十三日、岡山に着し、直に御小性組與頭（くみ）作安左衛門が宅へ呼寄、土倉が同班野間五左衛門・齋藤助之進同道にて評定所に出けるが、大目付を以て、小左衛門事揚り屋へ入らるゝ由、仰渡されける。此小左衛門罪の趣を世に傳ふは、或夜梶浦太郎兵衛が寢番し居ける所へ、何者とも知れず忍入、枕邊にありし鼻紙入を奪取て歸りける時、太郎兵衛目を覺し、直に追掛けるが、裏御式臺へ逃出しを追詰んとせしが、いよ〳〵逃足出し逃ける故、終に行方知れずなりぬ。梶浦常に百兩に及金子を懐に納め居ければ、かゝる大金を懐中せる事、禍を招くの端なれば、甚以然るべからずと、朋友ども度々いさめしかども、更に許容せず、晝夜懐中し居けり。はたしてうばひ取られける。其盜は必定他方の者にはあるべからず。能邸内の住居を覺居ける者なるべしとて、段々せんさく有しに小左衛門が所爲なる由風聞せり。かゝりければ、備前に歸され揚り屋へ入られしなどいふ。くわしき事はしらねども、聞傳ふまゝをこゝにのす、此小左衛門はうたひの上手にて、牢中にもうたひしといふ。長命にして三十餘年牢中に居けるが、大赦にあいて、ふたゝび出牢し、作州に行、うたひの師となり、近き比まで、息才なりしといふ。

五、元文三年戊午　小山三四郎狂氣　磯邊九郎衛門組、先歩行小山三四郎といふ者、江戸にて、三月二十日、狂氣し、其後備前へ歸る。其時の書出左に記す。

口上

礒部九郎右衛門組、御先歩行小山三四郎儀、此間不快にて引込居申候處、今朝亂心仕、自害仕候。相部屋の者共、并山田彌太之進書付、御歩行目付、鹽見彌大夫・河崎源左衛門疵改共、書付二通、都合四通指出申候。早速取鎮置申候。　以上。

三月二十日　生駒彌五右衛門　書判

草加五郎右衛門様

津田丹下様

口上

小山三四郎儀今朝亂心にて、自害仕候。疵相改候處、咽突疵一箇所一寸程。臍上一箇所一寸四五歩程。其外腹に少々づゝ、かきめの疵御座候。　以上。

三月二十日　鹽見彌大夫　書判

河崎源左衛門　同斷

口上

小山三四郎儀、今朝亂心仕候趣、相宿の者并出合候者に承候處、三四郎儀兼て、二階部屋に居申候、今朝五つ時前分、相宿の者井山田彌太之進参り合、何も下部屋に居申候處、二階騒が敷様子に付、何も駈上り候得共、内より戸を押居申候。押外し候得ば、所々疵付、刀を抜居申に付、彌太之進并相宿の者、早速もぎ取、靜置申候。三四郎儀此間不快にて引込居申候得共、夜前迄何の替候品無御座候。尤平生心掛りの儀も無御座候由、何も申候。私共罷越見及候處、亂心自害の趣に相見、刀脇指の取付居申候。尤疵改書付共、別紙差上申候。　以上。

三月二十日　鹽見彌大夫　書判

河崎源左衛門　同

口上

私共相宿小山三四郎儀、二階一人部屋に居申候。折節山田彌太之進も参り掛り居申候處、二階騒が敷御座候に付、何も駈上り候處、内より戸をメ、入不申に付、押外し見申候處、刀抜持自害の體に相見へ申候故、彌太之進并私共入込、捕臥申候。疵

呻•腹痛所の外所々小疵御座候。亂心と相見え申候。右三四郎此間不快にて居申候得共、夜前迄替る品無御座候。尤平生何の心懸りの儀も無御座候。　已上。

三月二十日　　山田勘之介　書判　　水谷源十郎　書判
白石代介　同　　奥村七内　同

鹽見彌大夫殿
河崎源左衛門殿

口上

私儀今朝用事御座候て、奥村七内方へ參候處、二階騒が敷御座候に付、七内其外相宿の者共、一所に駈揚り戸を押外し、見申候處、小山三四郎自害仕候體にて、刀を拔持居申候に付、何も入込取靜申候。　已上。

三月二十日　　山田彌太之進

鹽見彌大夫殿
河崎源左衛門殿

同二十六日、左の通中老を以て、生駒彌五右衛門へ被仰候趣。

御先歩行小山三四郎儀亂心に付、御法の通、跡斷絶被仰付、悴丹藏儀は其限迄は、御雇に其儘差置可申候。

一、三四郎儀疵平癒仕候はゞ、御歩行目付一人、御先歩行兩人、其外足輕•小人等差添御國へ、御戻し可被成候。

丹藏儀も右の節附候て罷歸候。尤於御國、三四郎儀丹藏方へ引請可申候。

五月四日、小山三四郎儀江戸發係、御國へ御歸乘物錠おろし、細引綱かけ。

繼馬一疋、但伏見迄、播磨路帆代。　千賀平介。「上下二人」

兩人相に繼馬一疋、其外右同斷。「伊庭求馬組」鹽田傳藏•寺尾喜平太。右兩人渡り夫一人）　御足輕四人　内一人錠拂申付）

御小人三人（内二人湯水取、一人大小持）

〆十五人。　外に小山丹藏。（繼馬、三歩三りん御定の通。）

一、文一歩五十切、道中爲諸入用前借。（但し右の内、三十切、御國へ罷歸御勘定所に請候分。二十切、江戸へ戻し候分。）

一、駕籠舁賃銀、江戸より岡山迄、通日三人掛り。賃金、文小判八兩、錢六十四文。）

一、三四郎斷絶被仰付候日より、增扶持二人揚り、地扶持は發足の前日迄被下候。

道中無滯、六月八日岡山へ着。道中大井川其外所々川支有之、日限延申候由。三四郎宅へ連參、闔へ入、悴丹藏へ相渡す。私云。丹藏は追て召出されし成べし

六、小森治部介斬塩硝屋　上坂多仲組小森治部介は澤田□□（欠字）が次男にて、小森が家に養ふと成。澤田は火術の家なれば、治部介も其技に錬れり。今年夏の事なりし。御野郡大供村鹽硝屋眞四郎に、火藥の用を命じけるが、期日に及べども、調はざりければ、六月八日、治部介みづから、眞四郎が家に行、件の事申出しけるが、段々不禮多く大に叱りける所、彌慮外をふるまひ、言葉を荒し、剰へ治部介に取てかゝりければ、今は其儘に捨置べきにあらねば、身をかはし刀を拔放しけるを見て、路次口へかけ込んとせしを、飛かゝり追討に、右の耳かけ肩先へ切付しが、路次へは入らで、塀下を南へ走る。此所にて多く材木立ならべ、手負は其間をはしり、治部介が外より附ねらひ、追かけゝるが、治部介心に思やう、必われをやり過して、跡へ引返し、はづさんとするよと、其心得して追けるが、案のごとく引返し、もとの所へ出んとするを切べきには、差支ける故、材木の間より突込けるに、そのまゝ倒れけるを、とゞめさして殺しけり。治部介が僕心さとき奴にて、此體見ると、門戸をさして待かけゝるが、事濟て其所に來りかくと告ぐ、治部介衣服に血付ければ、はやく家に歸り携來れといへば、やがてはしり歸りて、此由を云ければ、治部介が弟小吉、そのまゝ大供村に行かんとて、門外まで出たる比、父□□（欠字）小吉を呼返し、とゞめよく刺たるや、心付よと云けるとぞ。扨小吉半途迄行ける比、治部介は歸りかゝり居ければ、同道して歸りける。其後眞四郎が妻澤田が方に來り、夫が命を殞せしは不法によれば、さら〳〵恨奉るべき道なし。猶後ももとのごとく、火藥の用承らんと、云けるとぞ。

七、原田長四郎傷百姓市左衛門　先徒原田長左衛門が弟長四郎といふ少年、七月六日、小畑町土手下を通りけるが、御野郡平瀬村の百姓市左衛門不禮せしかば、切付しかども、幼年の事にて力及ばず、只疵付たるば

かりにて切留得ず。此時長四郎が姉聟鵜井孫兵衛先徒がはからひ不調法なれば、一分立がたしとて、同七日出奔す。長左衛門は江戸に詰居けるが、此旨を聞て、同月十八日立退しかども、ゆるされて、めしかへさる。百姓市左衛門は獄に下り、死罪に極りけるが、同五年五月十七日、獄中に死し、取捨穢多はからひけると云。

八、佐藤權藏私曲　勘定方下役人佐藤權藏と云ふ者、實は野村權七が子にて、兄を權平・權次といふ。權次、後津井が家に養子と成る。後字右衛門と改。權藏は佐藤兵左衛門が養子と成てけるが、勘定場に請込居ける諸家中の返上米を掠め取り出奔せしかば、養父兵左衛門・實父權七兩人とも、九月日缺揚り屋に入らる。權平は別に奉公し、今年江戸に詰め、其弟權次も津田丹下が供して江戸に居けるが、右一件を聞、兄弟打連出奔し、權藏が所在を尋れしに、大阪にて出合、召連て岡山へ歸るべく思ふ所、播州大澤村にて、引はづし逃去らんとせしを押留けるに、手向ひせし故、權平そのまゝ切殺しぬ。此旨赤穂の役人より、岡山へ云送りける故、郡目付鹽田彦大夫を、彼地に遣され、兄弟共備前に歸り居るべきよし御下知ありて、則養實の兩父も、御ゆるしあり。同四年三月二十五日、權平歸參、御給扶持格式共前の通、兩父ももとのごとく命ぜられ、權次事も、丹下手前召仕ふべきよし仰渡されける。

九、山根亦五郎傷町人　十月六日、瀧川縫殿組、山根吉之介三男同姓亦左郎といふもの、池田勘解由下屋敷脇にて、萬町のぶや彌右衛門が子、長三郎慮外せしかば、切付しに、人立多く、間合も遠く、わづか疵付たるのみて逃去ける故、追かけしかど、切留ざれば、卽刻亦五郎出奔す。私云、此時亦五郎年わづか十二三歳なりし、備中へ退去し、書を源二兵衛といふ者に習ひて、能書となり、程経て御國住御免をかふむり、學校へ来り、學房へ入り、學習せしなり、此時は山根平太兵衛といひしが、後信州君に仕へ、西大寺村に在宅して、身を終るといふ。

十、元文四年己未谷田文吉・横山兵吉喧嘩　横山兵吉御城代支配中小性兵四郎子。谷田文吉御貴式中小性文内子。今田辰五郎土肥典膳組。島闢幸吉佐々重左衛門支配口坊主現知養子。四人同道にて、六月晦日、御旅所川にて水錬の修行しける。兵吉は文吉より一ツ二つの年增にて、共に前髪ありしが、水中にて兵吉・文吉に法外の戯ごとしたり。かくて兵吉早く陸へ上り身して歸り、同所北の馬場末にて、何事やらんつくばゐて在ける所へ、文吉跡よりかけ來り、刀を拔てうしろより、兵吉が肩に切付たり。兵吉も立あがる所を、辰四郎・幸吉双方より兩人を引分け、抱留む、其内に近所に居合者共大勢集る中

に、金谷市郎兵衛等に、一方手負ては始終濟まじ、心のまゝに打果させ可然と云。今田・島關等は双方前髪付の事、扱て事を濟すとも剛臆の沙汰にも及べからず。殊に其意趣も分明ならねば、先押留たりと云。市郎兵衛其外にも、打果さでは成るまじと議する者ありける所へ、御徒目付一人姓名未詳来り、强てあつかひ、市郎兵衛等にむかひ、此儀は某役にかゝりぬれば、身に引受押留べければ、御輩見の通には得こそまかせ申さずといふ。皆々聞て、左様の事ならば、元來我等かゝり合たる事ならねば、宜取計はるべきよし答て、其場を去りぬ。かゝる所へ、文吉支配頭小谷孫六郎馳付、文吉を父文内方へ番町引取らせける。兵吉をば御城代組頭共来り、父兵四郎方へ引取べきよし指圖せしかば、駕にのせ行けるに、手疵重く、心元なく、一番町守田與介家に昇入、養父兵四郎其外親類来り集り、外科山本周山に治療を頼みけり。此時見廻に来る者の中にも、然るべからざる取計、沙汰の限なりとて、座を立歸る者有しとぞ。同日家老伊木豊後指圖にて、小仕置水野主計をして、大野十兵衛・武藤平右衛門に申渡さるゝ趣。

横山兵吉・谷田文吉、御裁許有之迄は、兩方心を付置可申候。

翌七月朔日、豊後より、大野・武藤の兩人へ申渡さるゝ趣。

谷田文吉儀、御留守居仲間へ御預被成候。其身宅にても、何方にても指置、外へ不參候様に可仕候。仲間へも可申通候。

同日兵吉は八番町の宅へ連歸り、養生しけるが、此節にても、兵吉に腹切せ、兵四郎介借する程ならば、相手も同様にはからふべければ、早々決すべき事なりと、すゝむる者あり。兵吉も此疵蒙りて、再び人前すべきやうなければ、腹切らんといふ、兎角父兵四郎得心せず、疵も漸く快く、兵四郎幷親類共兵吉を連て、文内が宅へ仕懸、文吉と打果させん結構するよし沙汰あれば、文内方には、今や来ると、心安き者・近所の人など、日夜見廻来りたり。或時兵吉方の者、只今仕かけ来るぞと、云ふらせば、文吉方にはこれを聞て、文吉をあはせんは、然るべからずとて、文吉を葛籠の中へかくせるなど、た聞せしと云。世評いよ／＼あしく、其儘に濟がたければ、同二日、兵四郎・兵吉父子出奔す。かかりければ、豊後の宅にて、左の如く下知ある。

大野十兵衛

谷田文吉儀相手生死相極り候上にて、御裁許可被仰出と御預被成候處、相手御家立去候上は、有生死に御構無之候間、文吉

儀御預御免被成、平生之通可相心得候。

御城代與頭三人

横山兵吉儀手疵平癒候か否の儀、相知次第御裁許可被仰付候、相手谷田文吉儀支配頭へ御預置被成御得共、兵四郎父子共立去候上は、生死の儀御構無之事に候。依之文吉儀も、御預け御免被成、平生體に心得候樣にと、被仰付候。最早支配にては無之相手の儀に候へ共、此趣意可承置御。

かくて、谷田父子も此日退去す。辰四郎・土肥典膳□□[欠字]済がたくおもひ、共に出奔せしかども、同四日、日置猪右衛門を以て共頭に、左のごとく命あり。

土肥典膳

今田辰四郎儀立退候段被聞召候、御構無之候間、呼返し相勤候樣被仰付候。尤聞も無之儀に候間、乾歸參と申儀にても無之呼返し相勤させ候樣にとの、御趣意に候。

佐々重郎左衛門

日坊主現知養子幸吉、立退候段達御聞呼返し候樣に、被仰付候、此旨可相心得候。

谷田・横山双方共備中に居けるが、何とぞ人口を塞ぐ手段もやとおもひ、梶坂左四郎津田左源太嫡子浪人。など云、無道者等と謀り、今一度兩人出合せ、双方優劣なくば歸參も有べしとて、二子村邊にてや有し、出合の場所を定め、其事を、云ふらしぬれば、遠近より見物雲霞のごとく集りて、錐を立る地なく、かくて兩人立向ひ切結びて、双方稍手少し負たる比、左四郎裸せ馬に乘、馳來り、兩人が眞中へ會釋もなく、乘分て扱ひたり。誠に劇場の仕組に似て、見物の者ども、一度にあつと感ずる者もあり。または淺き仕事やと嘲り笑ふも多かりし。此事遍ねく聞へて、相對のこしらへ事、双方臆病の名高く、いよ〳〵歸參の望絶、件の謀計むなしかりしと云ふ。

十一、鵜飼忠大夫出奔　草加五郎右衛門預士鐵砲、鵜飼忠大夫病氣にて、奉公なりがたしとて、十一月十一日出奔す。然るに早速召かへさるゝよし、光枝甚左衛門に仰渡されし趣。

鵜飼忠大夫儀病氣に付、立退候由、心得違の儀に被思召候。然共御用方無別條に付、被召歸御給扶持格式共、諸事前々通被仰付候。

十二、草野石松怪我　十月十三日結城新之亟が宅にて、鎗稽古せし所へ、津川千左衛門子德五郎十三歳、草野戸右衛門次男石松十一歳。兩人遊びに來り相撲取し、椽にぬき置たる德五郎が脇指に當り、鞘はしり椽より下へ落たる所へ、石松倒れかゝり、右の下腹に立つ、早速ぬき取、皆々寄合介抱し、醫事呼むかへ、療治頼み、即刻宿へ引取、色々養生せしかども、其夜終に死す。これによつて、德五郎に切腹さすべきよし、父千左衛門より願ひければ、同十三日、御下知ある。其趣、

昨晩結城新之亟宅におゐて、草野戸右衛門倅石松怪我逆死の趣に付、津川千左衛門悴德五郎儀、切腹仕らせ度旨申出候。然共畢竟意趣は無之、怪我にて逆死の儀に候得ば、双方意恨可致樣無之儀、勿論の事に候條、德五郎不及切腹候。戸右衛門儀於江戸承候共、右の時に候得ば、意趣に可存樣無之候。此段千左衛門・戸右衛門にも申聞、双方和平の所存、尤の事に被思召候。

此旨、大御目付當番、御留守居當番より、申移ける所、同日千左衛門立退ける。書置の趣は。

從御上、御結構の御趣意を蒙、難有奉存候。戸右衛門次男相果申候、氣毒至極奉存、御國立去申候。

然るに、同十五日、召歸されし。其趣大野十兵衛へ仰渡されけるは。

津川千右衛門儀立退候段被聞召、意趣無之怪我の儀故被召歸候。然共就右、早速御下知被仰出候處、心得違立退候段、不調法に被思召候。此段叱置候樣に被仰出候。

かくて、千右衛門遠慮し居ける所、同十七日、御ゆるしあり。

十三、深谷甚右衛門家隷斬密夫　大工町梓神子名はいち、今年二十九歳なり。深谷甚右衛門が若黨岩津丹内といふ者の妻なりしが、邑久郡服部村の神職大西權之進が子菊松三十二歳。に、姦通しけるを、丹内知ければ、十二月五日、件の菊松・いちが方に忍び居けるをうかがひ、切殺し、妻をも切りけるが、隣家に馳込しに、是もやがて死す。かくて、丹内出奔しける所、甚右衛門に、呼返し召仕ふべき旨、命ありし。

十四、元文五年庚申田中源兵衛家隷復讐　田中源兵衛若黨河合助左衛門が弟に、助八といふ者あり。上道郡大

西寺の百姓なり。先年備前追拂と成て、作州に住しける內、同國津山林田町、とせん次郞兵衞と云者に、切殺されぬれば、助左衞門かねて、弟のかたき討んとおもひ居けるに、今年正月十六日、磐梨郡父井村の內、大成だはにて、出合たちまち切殺し、本意を達しぬ、かゝりければ、作州の樣子聞合のため、郡方より、名主を遣し屆ける所、彼次郞兵衞は帳外のものにて、何構なきよし、津山魚町年寄、【樫野屋助右衞門より、證文出しける故、助左衞門事源兵衞に、無構召仕ふべき旨、同二十六日、仰渡されし。

十五、寬保元年辛酉 野口十右衞門出奔　步行者野口十右衞門、大阪邸の藏奉行たりしが、叔父何某 伊木豐後家來。 五月中旬、伊木が家を出奔せり。是は、妻姦淫せしゆへ、其敵うつべき爲とぞ聞えし。此旨大阪に聞えければ、野口件の叔父に助太刀せんため、書置したゝめ、同月二十三日、大阪の邸を出奔せり。

十六、淺川良吉斬丹州君僕　六月十七日の夜子時前、丹波守君の御家來淺川良吉、同屋敷の小人又七を切殺せし一件、遠藤彌次右衞門より書出の趣。

口上

丹波守殿家中

小性格　淺川良吉。　徒格　中村幸八。　坊主格　正田喜齋。

右三人同道にて、今十七日暮比他出仕候處、新町へ御門先土橋北の方にて、丹波守殿小人、兒島郡與迫川村又七と申者、右三人へ段々慮外仕、其分に難仕不得止事、喜齋脇指にて切付候處、彌手向仕候に付、右良吉早速拔合切殺卽死仕候。右の段先一通り御屆申上候。御場所の儀、乍不慮の儀奉迷惑候。尤取捨等萬事御指圖御座候。內役人共相添死骸同所に指置申候。

以上。

六月十七日

子の下刻　遠藤彌次右衞門

右三人の者、口振承候處、前書の通に御座候。疵得と相改候處、頭前後に三所有之候。　以上。

右月付八田庄兵衞、町目付堀江勘九郞出合、已後取捨、村方へ渡す。

十七、寬保二年壬戌 吉田八十郞下獄　六月十六日の朝、門田屋敷の夜番人傳七といふ者、鐵砲にあたり、同日の晚

死す。いかなる者の所爲にやと、穿鑿ありしに、伊木賴母組古田新兵衛が子、八十郎がしわざなれば、同十九日、八十郎を賴母に預られ、同七月十二日、揚り屋へ入られ、父新兵衛閉門せし一件の始末、左に記す。

御注進

一、上道郡湊村傳七家內四人（男・一人、女・三人）御座候內、家主傳七歲五十六、凡十箇年程、門田御屋敷富田甚左衛門樣御屋敷の角、番所夜番相勤申候所、今朝行田六郎右衛門樣へ、七つ半（前五）御知せに參申候歸掛け、沖閑之亟樣御門外にて、鐵炮に搏れ申由にて倒れ居申に付、則閑之亟樣御門內へ入置被遊、湊村へ御知せ被下候故、私共罷出申候處、閑之亟樣より入御念、御醫師田中道竹樣御賴御療治被成下、生かゝはり居申候て、別紙の通申候に付、御注進奉申上候。　以上。

戌六月十六日　湊村五人組頭　助四郎　印判
同　孫十郎　同
同村名主　孫兵衛　同

右の通申出候に付、早速罷出樣子承合申候所、書上の通相違無御座候。村方より介抱人申付置候。尤傳七申口を書取相添指上、御注進奉申上候。　以上。

大庄屋平井村　佐大夫　印判

湊村傳七申口

一、今朝七つ半をこしに、行田六郎右衛門樣より被仰付候に付、右刻限に參候て番屋へ戻りの節、鐵砲御搏候玉に中り、其儘倒れ申候。六郎右衛門樣樣へ參掛、すれ違、若旦那衆樣鐵砲御持火繩に火御付け、小橋町東關貫と石橋の上に御座候を見及申候得共、言かはし不仕に付、何某樣と申儀難申候。傳七戻り居申を、御搏被成候由申候。手負の儀無覺束奉存候得共、一通り申口、右の通に御座候。　以上。

湊村名主　孫兵衛
大庄屋平井村　佐大夫

郡代下方覺兵衛添書の趣は。

上道郡湊村傳七と申者、門田の富田甚左衛門屋敷角番小屋に居申、夜番相勤居申候處、今曉行田六郎右衛門へ七つ半知せ

に參候歸掛け、沖團之亟門前にて鐵炮に搏れ候由、別紙村方書付兩通相添差出し申候。右手負人片付の儀、如何可仰付候や奉伺候。　已上。

六月十六日　　　　下方覺兵衛

口上

町内夜番へ、上道郡湊村傳七、今朝沖團之亟門前にたほれ居申候に付、樣子承候所、今曉七つ半時、行田六郎右衛門起(おこし)に參候歸に鐵砲にて搏候由申候故、見分仕候處、左の乳の下一箇所疵御座候。團之亟門前に付、同人門内へ先引込置候間、御屆申上候。尤田中道竹、町醫千歲春育兩人へ養生相頼置申候。右の段宜被仰達可被下候。　以上。

沖團之亟、江戸留守代　判

吉田甚五左衛門殿

上道郡湊村傳七鐵炮疵相改候處左の通に御座候。

一、胸少左へ寄、あばら骨へ掛け、玉疵一箇所御座候。尤玉内に留り居申候や、裏疵無御座候。矢目凡一匁玉位に相見へ申候。死骸相改候處、外に紛敷儀無御座、鐵炮疵に相違無御座樣に相見え申候。今晝八つ(後・三)半比に相果候由に御座候。　已上。

六月十六日　　　　岸九郎左衛門　書判

御小性組沖團之亟町内の夜番人、上道郡湊村傳七と申者、今曉鐵炮にて搏れ倒れ居申候。團之亟門前の儀故、同人門内へ引入養生仕遣申候處、私罷越候内に相果申候。手疵改

一、鐵炮疵、胸少左骨に、玉骨(疵カ)一箇所御座候。

右の通、御步行目附岸九郎左衛門、相改候品々御座候。私も立合見分仕候。　已上。

六月十六日　　　　吉田甚五左衛門　書判

上坂多仲殿

口上

町内夜番人、上道郡湊村傳七、養生相叶不申、七つ(後・四)前相果申候。右の段御屆申上候。　已上。

六月十六日　　沖團之丞江戸留守代判　青地藤兵衛　書判

吉田甚五左衛門殿

書上

一、今日御注進奉申上候。沖團之丞様御門前にて鐵炮に擣れ倒居申候。上道郡湊村傳七儀、團之丞様よりも御念入、御醫者様方、段々御治療御頼被下、倘又、村方よりも、山本秀伯老御賴申懸御目申候處、療治方手おくれ申御座候て、相叶不申由被仰付候所、其後間も無御座息引取、手負相果候に付御注進奉申上候。以上。

戊六月十六日　　湊村名主　孫兵衛　印
大庄屋平井村　佐大夫　同

松島兵大夫様

上道郡湊村傳七、昨曉鐵炮に中り、沖團之丞屋敷門前に倒居申に付、同人門内へ引入致養生候處、相果候。依之右死骸片付候儀申達候處、本在へ請取せ候樣にと、御用老被仰候間、左樣御心得御請取せ可被成候。已上。

六月十七日　　上坂多仲

下方覺兵衛樣

倘々、右死骸受取參候はゞ、早速相渡候樣に、沖團之丞代判、青地藤兵衛方へも、申達置候。已上。

同十九日に至り、吉田八十郎を伊木賴母に預られ、同二十一日評定所に呼出され穿鑿あり。此時與頭・相組等同道にて出、ふたゝび伊木が方に歸り、同七月十二日、又評定所に呼出さる。此度は、小仕置上坂多仲・大目付八田庄兵衛・村上藤左衛門列座にて、御下知の趣、村上讀聞せ、揚り屋へ入られし。父新兵衛は賴母并與頭同道にて、池田勘解由宅に出ければ、上坂多仲・水野主計・大目付殘らず列座し、八十郎が事申聞せ、閉門をぞ命ぜられぬ。此時の書付は、水野主計讀聞せけると云。八十郎翌亥年正月十七日病死せり。死骸は願によつて渡さる。去ながら賜るといふ譯にては無之よし、家老中のさし圖といふ。

十八、野間源五兵衛斬盜　今年二月二十五日の夜の事なりし、野間源五兵衛が若黨友田文内部屋へ賊來

り、衣類不殘盜取て去りければ、若質物に出さんもはかり難しとおもひ、源五兵衛家來を質屋每に遣し、右の品目をしるし、此者若質物に出す者あらば、早速知らすべしと、賴み置けるが、二十九日の夜、山崎町足守屋甚兵衛といふ質屋より、只今質物の事に付、其人來れるよし告來りければ、源五兵衛實父瀧川仁右衛門が預足輕一兩人并源五兵衛家來等遣しける。されども心元なくおもひ、跡より源五兵衛も行向ひしが、彼質屋の戶口に入とひとしく、件の男源五兵衛に取掛る、そのまゝ蹴倒し、家隷に繩かけさせ、能々見れば、去年十一月より當春まで召抱、心に應ぜず暇やりし小者覺內（上道郡乙多見村出生。）といふ者なり。早速連歸り、父仁右衛門と共に、源五兵衛宅にて穿鑿せしに陳じける故、仁右衛門手元に有合ふ、かまこざうといふ物にて、襟のあたりを敲きければ堪かねて白狀す。直に長屋にいましめおき、番など付て其夜は明け、翌三日朝、彼覺內小便に行て歸りざま、源五兵衛が前を過るとて、拔打はたと睨み、さて〳〵心外なりとて、からめられたる臂にて源五兵衛に當んとす。此時源五兵衛大音あげて、拔打に大袈裟かけて、二になしてけり。（世評に源五兵衛、件の盜を馬立にくゝり付て、切けるよしいへども、左にはあらず、其座に居合せし、本鄕澤右衛門物語を、こゝに書留むなり。）

十九、瀨部太刀之亟狂氣

宮城舍人組熊澤七郎が次男瀨部太刀之亟、十月二十日、利光院へ見廻に行しにあくる二十一日朝まで歸らざる故、彼寺に人をやりて尋ねけるに、早々歸りしよし云ければ、方々尋ける內、丹州君の家士熊澤文太郎、備中邊へ寺に行ける所、宮內社領野中にて自害する樣子を見付ければ、取留んと走り付間に、卽死す。されば所の役人へ相對せしに、何方へも屆せざる內なれば、死骸わたすべしとて、直に請取歸りて、七郎手前吟味せしに、書置もなく、其外少の心掛りもなく。下々男女に至るまで吟味遂しに、思ひ當りなければ、亂心にてあるべし、くるしからずば、送葬仕度旨申出、引廻西村吉兵衛も同所に出合ける。是組頭八木惣兵衛江戶留守故なり。此よし宮城より小仕置水野主計へ達し、御家老伊木豐後指圖にて、疵改として大目付八田庄兵衛・熊澤が宅に至る其書取。

宮城舍人相組、熊澤七郎次男　瀨邊太刀之亟

右の者自殺仕候に付死骸相改候所。

一、一箇所、突疵。「鳩尾下疵口横一寸餘。」

一、一箇所、突疵。「咽ぶへの上後通り、疵口横二寸計。」

右の通に御座候。外に疑敷品無御座候。　以上。

十月二十一日　　八田庄兵衛　書判

かくて送葬勝手次第たるべき旨、豊後さし圖ありけり。太刀之亟が亂心せし根本は、七郎は甲州流の軍者にて、剛强の男なるに、太刀之亟若き者なれば、召仕の婢を愛し、終に姙身しけるゆへ、ふかく心にはぢおもひ、心せまりしと云。太刀之亟が遺腹に、男子をうめり、則今の松田金吉なり。

二十、寛保三年癸亥 刎渡邊喜四郎首　歩行者渡邊喜四郎といふ者、大阪の邸に在て藏奉行勤けるが、不法あつて去年大阪を出奔す。されども罪深き者なれば、段々穿鑿ありて、當五月十六日召捕られ、同二十三日、岡山に連歸り吟味を遂られ、揚屋に入置、今年十一月十二日、首を刎らる。死骸は萬成礫場に埋む。舁手穢多。一に、寛保元年に召捕られ、同二年首刎られしと云。

二十一、吉田猪右衛門出奔　山田市右衛門組歩行者、吉田猪右衛門が妻と、御城代支配中小姓渡邊孫六郎が子、孫太郎と姦通しけるが、此事露顯に及びける故、四月二十六日の夜、渡邊孫太郎此時歳十七、美少年なり。出奔せり。此事あらはれしかば、或夜猪右衛門妻、夫の伏居たるを、庖丁にて胸のあたりに少し疵付ければ、猪右衛門起あがりければ、妻はそのまゝ逃走りければ、せんかたなく、五月九日、猪右衛門も出奔せしか共、妻を切殺しもせず、大阪へ行、町人となり身を終るといふ。不甲斐もなき者なり。大阪にては、又元の如く夫婦となりしと云。かくて孫太郎が父孫六郎、幷に與坊主原田正齋孫六郎が弟。少々存寄あるよし書置のこし、同九日出奔せしが、あくる十日、戸川伊織の家士岡清左衛門より、安藤多左衛門・光枝甚左衛門へ、書翰をおくる。其文。

未得御意候得共、一筆致啓上候。各樣彌御堅固被成御勤、珍重奉存候。然ば其御國御家中に御座候由。渡邊孫六郎殿・原田正齋殿と申仁同道にて昨夜伊織知行所妹尾村の內途中にて、右孫六郎殿子息孫太郎殿を、討捨被申候。早速右御兩人より御屆に付、役人共差出樣子を見屆候處、神妙の被致方に相見申候。御兩人より被指出候、口上書別紙寫懸御目候。且亦右死骸の儀、當所成隆寺、兼て知人に御座候故、是へ相賴取置被致度由被申候に付、任其意申候。右の趣各樣へ御屆申候。御返答承候內は、孫六郎殿・正齋殿御儀、爰元に御休足候樣に申達、下宿申付置候。右の段爲可得御意、如此御座候。　以上。

五月十日　　戸川伊織内　岡清左衛門　判

安藤多左衛門様

光枝甚左衛門様

猶々、蓑輪宗有殿・中西幸直殿・安井本市殿へも、以別紙、右の趣御届申候。已上。

口上覺

一、私忰同姓孫太郎儀、兼て不行跡に御座候に付、先月二十六日、國元立退申候處、心行取直不申、國許へ立歸、何共相濟不申儀共多御座候に付、今夕討取申候。右爲御届如斯御座候。已上。

生國備前　渡邊孫六郎　判

同　斷　原田正齋　判

二十二、他領請引の事

過し年、野村權平一件の格を以て、はからふべしとて、左の如く、三老より、指圖あり。

一通り可及返答、右文言に其話の挨拶、并役人共へ申達、家老共へ申聞候。其御地へ此方役人差遣候。其節委細右の者へ申含候と申加、飛脚返可申候。

同十一日、左の三人に令あり。

中野仁大夫・下方覺兵衛・兒島園九郎。

此度渡邊孫六郎・原田正齋一埒に付、戸川伊織殿御領分、備中妹尾へ罷遣候、先方御役人相對の上、世話の挨拶致し、孫六郎・正齋兩人共、右場所引拂候儀、請引いたし、右兩人共、御國へ先歸居申埒可申聞候。屹召連歸候譯にても無之候。第一先方御役人、爲相對被遣候。右の趣に相心得可罷越候。

吉田・渡邊・原田・類家、差控に不及よし、御家老中指圖あり。かくて兒島園九郎妹尾へ行、諸事取計ひ歸り、書上左に記す。

今晩七時（後・四）比、妹尾村へ到着、先達て役所へ致案内候へば、所の庄屋・年寄兩人立宿迄被指越候。尤參掛渡邊孫六郎・原田正齋

居申様子も及見、役所へ罷越候て岡寄左衛門に致對面、此度孫六郎・正齋無據、悴孫太郎を打捨候刻、段々御世話神妙の仕方等、御見屆被入御念候。御飛札被下、無殘所御世話被成候趣、私參候て宜御挨拶仕候樣にと、老中共申聞候に付、致伺出候由申演候處、被入御念候御挨拶、早々江戸表にて伊織殿へ可相達と申候。但右兩人事、聊無御座候はゞ、勝手次第引拂候樣に可相成やと申入候得ば、手前無聊候間、右兩人御引取の儀、御勝手次第と、旅宿へ以下使を可申入と申候に付、私も罷立、兩人旅宿へ立寄、今朝の御趣申聞罷歸申候。尤兩人儀私罷歸候道筋、跡先に成、御國へ戻り申候。已上。

五月十一日　　兒島剛九郎

同十二日、渡役・原田兩人元のごとく、召仕はるゝよし命あり。

二十三、村上新右衛門・神屋十三郎僕喧嘩　五月十四日、瀧川縫殿組、森田新右衛門僕角平、神屋十三郎僕早介足守領者と口論し、角平拔打に早介が額に切付く、疵口一寸四五歩。早介手負逃出し、正覺寺に走り込、助け呉よといふ故、番付置、寺社奉行廣澤喜之介へ申出、あくる十五日、雙方長屋入となる。

二十四、池田隼人家士狂氣　池田隼人家來安川彌介といふ者、七月十八日、自殺す、隼人より書出差の如し。

口上

家來安川彌介と申者、勤向少心得違候事を行詰、今朝致自害候旨、書付一通指出候に付、遂吟味候處、心掛成儀も無之候。然共右の趣意は輕き品に候へ共、全亂心の趣に候、別事無之故、死骸片付可申付と存候。此段御噂頼存候。已上。

七月十八日　　池田隼人　書判

池田要人殿

御家來安川彌介と申者、勤向少々心得違候事を行詰、今朝致自害候旨、書付一通殘置候に付、御吟味被成候處、御心掛成儀も無御座候由、然共右の趣意は輕き品に候得共、全亂心の趣にて、別事無御座候由。死骸片付等の儀、御口上書の趣、委細勘解由殿へ申達候處、御聞屆被成、御勝手次第死骸御片付させ被成候樣にとの御事に御座候。右樣可被思召候。已上。

七月十八日　　池田要人　書判

隼人様

二十五、岡部權八郎下獄　岸一學組岡部長左衛門は、邑久郡向山村に土着す。其弟に權八郎といふ者あり、此年二十八歳なり、御藏の似せ切手を拵へ、十一月朔日、西大寺町丸尾屋忠兵衛後家方へ、米切手六十三枚賣渡し、代銀札一貫九百五十三匁請取歸る。以後かの切手不審におもひ、方々尋合せしに、藏奉行より出せる控なく、似せ切手なり。かくて升藏の奉行野々村八大夫・梶田惣右衛門書取に、那須半兵衛添書にて、高橋長大夫まで出しける。其内大目付よりも、右の趣問合ける所、權八郎は大工町孫六といふ者の方に逗留し居けるよし、言上しければ、家老中より町奉行藤川權七郎へ下知あつて、早速町同心に云付、權八郎を召捕、番人付置く。同三日郡代・大目付・町奉行へ、伊木豐後より左の通申聞。

岡部長左衛門弟權八郎儀、御尋の儀有之、揚り屋へ御入被成候旨、被仰付候。

かくて早速徒目付二人、先徒二人、足輕四人、乘物舁大役四人、大工町孫六方に行き、網のり物錠おろし、牢屋へ參る。町目付堀江勘九郎も大工町へ出合ける。同日岸一學へ、左の通り命あり。

岡部長左衛門弟權八郎儀、御尋の儀有之に付、被召捕候旨、長左衛門へ可申聞候。

長左衛門は即日、出奔せり。

二十六、東門番人蒙咎　池田隼人母死し、六月二日の夜送葬にて、東御門を出しけるが、門番足輕大門の片扉ひらいて通しければ、隼人指控を出すべき旨、池田外記を以て噂ある。安藤多左衛門よりは、足輕共の書出を出しける。其趣、

口上

夜前隼人様より、御送葬の節心得違、片御門開通し申候段、不調法仕迷惑至極奉存候、此段宜様被仰上可被下候。　以上。

六月三日　中野仁大夫預　佐藤久右衛門

同　斷　乳田源八郎

宮部源大夫預　秋山覺右衛門
小頭　今田藤右衛門殿
同　廣田善左衛門殿
同　小野長左衛門殿

此旨、中野・宮部より申出、やがて伊木豐後より差圖あり。其趣池田要人より傳ふ。

池田要人

內意の趣、豐後殿御承知被成候。併日出度御時柄に候へば、態と不被及御沙汰候。追て御序、可被相達御耳候。御差控に不及御家來御追込にも不及との、御事に候。

安藤多左衛門

東御門番人心得違の儀、不念の事に候。併日出度御時節に候間、其沙汰にも不被及候。御門の事は大切の儀に候間、自今念入候樣可申付候。

中野仁大夫　宮部源大夫

兩人御預の御足輕、東御門番人心得違の儀、不念の事に候。併日出度御時節に候間、其沙汰にも不被及候。自今以後、念入候樣に、叱置可申候。尤不及追込候。

二十七、備前船子於大阪殺盜賊　三月十一日の夜、大阪淀屋橋邊大川筋に、備前船泊し居ける所に、盜賊來り乘移りしを船子共起合せ、盜を打殺し陸へ揚けるを、町廻りの役人見付、船へ引入べしといふ故、はし船へ引込、盜賊の事なれば苦しからずと存、其儘たるよし答けるが、其趣御役所へ屆ありて、同十三日、御役所へ召呼ばれ尋ねられしに、申口相違もあつてければ、船中諸道具も封付と成、左のごとく下知あり。

岡山高橋町　藤右衛門　加子、源太郎　同、助市　同、太郎兵衛
岡山二日市町　利右衛門(名前)　孫八船、次郎兵衛　十兵衛加子、槌右衛門

右の者、町內井成尾や市左衛門へ御預け被仰付候。

かくて大阪御屋敷苦口儀兵衛より、立入の與力、牧野平左衛門迄、内々聞合せしに、かやうの御用所、兼て御留守居共より構候儀無之、萬一罷出宜筋も有之候はゞ、早々内意相知せ可申と答へ、偏に船頭共申分相違の所より重く成しと覺候。始終の所、重くば遠島亦は過科等で濟べきよし申けるとぞ。

二十八、延享元年甲子 渡邊惣右衛門斬商人　池田多膳組渡邊惣左衛門祿二百石。正月二十八日の夜、西大寺町木地屋といふ商家の前を通りけるに、彼が下人長兵衛といふ者、渡邊に對し不禮のふるまひあつて、彼是いふ內、段々詫言しければ堪忍しぬ。然るに元來武道にかゝり、其分になし置がたき筋なれば、如何あらんと、兄宮城舍人をはじめ、親類共論議するによつて、彼長兵衛を呼寄、打捨んとひしめきしを、木地屋傳聞、三友寺・大隣寺の兩僧を賴みける故、兩僧いろ〳〵言を盡し取扱ひしかば、ふたゝび其旨を領掌して事濟しが、とかく手ぬるま仕方なりとて世評惡敷、猶默止がたく、宮城忠兵衛舍人が家來。悏かね、其用意あるべしとて、おのれ先に立、惣左衛門を同道し、二月三日の曉、木地屋が方に行、何者とも知れぬ樣子にもてなし、戶をひらかせ、內に入、其儘長兵衛を搜出し切殺しぬ。されども始よりの所持惡しければ、一分立がたく、其日直に出奔す。木地屋には番人附置、翌日の晩に町拂となる。三友寺・大隣寺は、惣左衛門に欺かれたるを無念におもひ退去せしが、いくほどなく召歸されて再住す。渡邊も後年めし返され、二十口賜ひし。

二十九、寺見小左衛門下獄　船手寺見小左衛門といふ者、御不審かふむりしことあつて、九月十三日、船奉行池田外記に預られ、第一御尋の趣は、船手浮米銀の內を以て、大阪にて船造らせ、浮米請込の者よりも、不審の旨を言上す。小左衛門は追々御上の爲然るべきため、取計ひしよし申分せしかども、同列にも相談せざる事なれば、申譯立がたく、十月十一日、揚り屋に入られ、家絕たり。

三十、澤司馬蟄居　澤司馬は、一學が子にて家繼で後、御弓頭となりしが、痔疾に堪ざる旨申て其役を辭し、寄合と成居たりしに、不行跡なれば、十一月晦日、左のごとく命ぜらる。

澤司馬儀心行不宜に付、蟄居被仰付候。此上にも□□欠字思召旨有之候得共、父祖の功も有之に付、家督相續に可被仰付候間、

一類共より、存念の者、願出可申との御事に候。

嫡子なければ 覺三郎とて、嫡子ありしかども、部屋住の中、出奔せり。 大野十兵衛が三男銀三郎 十兵衛は、司馬が弟なれば、此銀三郎は甥なり。 を願ひしに、名跡とて六百石 本知千石。 賜ひしに、いくほどなく世を早しければ、司馬が末子作藏を養子とせり。然るに、此作藏性來放蕩者にて不行跡のみ多く、明和四年に至り、追放せられ家絶たり。 司馬が人となり、才有て勇壯なり。又多能なる。當時等倫すべき稀なり。弓・馬・槍・劍・柔術・鳥銃に長じ、軍學も村井傳右衛門が弟子にて、其傳を精しくす。其他蹴鞠・申樂を始とし、遊戯の類一つとして、せざる事なく、尤弓・馬・柔術・蹴鞠・申樂は、其名今に猶傳ふ。世人を見る事孩兒のごとくおもひ、獨みづからゆるして、萬事ほしいまゝにふるまひ、放言を好み、權貴を避ず、其身を保護するの工夫に暗く、終に災害をいたせり。おしむべき事なり。

三十一、延享二年乙丑 **草賀宇右衛門出奔** 寄合草賀宇右衛門 祿千三百石。 多病にて、其職に堪へざるよし書置して、二月九日、出奔して家絶ぬ。 嫡男權次郎とてありしが、寶暦年中、めし出されて十人扶持賜り大組となる。後に五郎右衛門と改名す。

三十二、**神屋久次郎・淵本甚五左衛門僕喧嘩** 神屋久次郎が僕其助といふ者、六月二十日の夜、紙屋町六右衛門が借屋、魚屋彌右衛門が方に行けるが、跡より淵本甚五左衛門 宮城舍人組。 僕の糸平、外に刀指二人同道にて來り、饂飩を食ひ、少々博奕す。此時、彌右衛門が下女きよ、彼是いふ所、一座の錢預りける。糸平彼錢を殘らず袂に入、紺屋町本屋佐次郎方へ行とて出けるを、其助追掛、佐次郎方へ行つゝ糸平を切り 面一箇所、但鼻へ懸る。後に三所、淺手一箇所切口九寸計。 そのまゝ逃出、行方しれず。下女きよも出奔せしかば、彌右衛門・佐次郎より書出す。糸平疵は早速兒島町醫者久永意繁療治のよし、かくて彌右衛門・佐次郎共手錠番付置て、町奉行森川藤七郎より申出づ、段々兩人の男女尋しに行方しれず。糸平は疵やう／＼癒ければ、七月九日、長屋入と成。

三十三、**田中縫之介・淺野兵左衛門出奔** 丹羽藏人組田中安左衛門、十二月二十七日の夜、馬役淺野兵左衛門が方に行、物語し歸らんとするに、刀紛失す。されば主客とも一分立ずとて、同二十九日夜、出奔しぬ。十月十七日兩人ともめし歸されし。

三十四、延享三年丙寅 **大杉茂左衛門・笹岡平右衛門僕爲盗** 水野主計組大杉茂左衛門が家、失物ありし

一件、書上の文左のごとし。

口上

去る二十一日の夜、私宅に召仕下女衣類抔紛失仕、翌二十二日の朝見付、早速屋敷廻り遂見分仕候得共、外向より盜取出合候心懸り成儀も相見え不申に付、召仕の者吟味仕候處、下男の樣子疑敷品御座候て穿鑿仕候へば、下男申候は、昨夜の盜人は、心當りも御座候由申に付、相尋候得共、其品を顯し不申故、段々吟味仕候へば、信濃守樣御內笹岡平右衛門家來、二十一日の夜忍込、右の品盜取候。則其者手前に隱置候趣に承傳候。乍然右の者盜取候埒、穩密に仕、若相顯候はば、其方盜取候分に致呉候樣に申候間、了簡仕、不存分に致度段申、不屆成申方、猶又重々及僉議候得共、申口前後仕、兎角其身盜候とは白狀不仕候。併甚有論成申方、重々不屆奉存、取〆番人付置申候。御役介成儀、奉憚入候得共、可成儀に御座候はゞ、御僉議被成被下候樣、奉願度奉存候。此段不苦思召候はゞ、水野主計殿へ宜樣被仰達可被下候。奉頼候。且又、笹岡平右衛門儀、由緒も御座候て、心安仕候、旁私家來右の申分故、取〆置候段相知せ候處、右の趣不及兎角儀、手前家來も取〆置、御同家樣御用人中へ申達候趣に申越候。此段も乍序申上候。將又私家來、赤坂郡伊田村長吉と申者にて御座候。已上。

八月二十四日　大杉茂左衛門　書判

河合兵大夫殿

口上の覺

邑久郡福谷村友介と申者、當春より信濃守殿家來、笹岡平右衛門雇ひ奉公召仕居申候。然る處、御本家樣御家中、大杉茂左衛門宅へ、去る二十一日の夜、盜に這入、下女の衣類盜取候由、茂左衛門家來被致吟味候處、笹岡平右衛門召仕の下人、右の衣類盜取候由申候に付、此段茂左衛門より、平右衛門方へ被申聞候故、下々種々吟味仕候所、右の段無相違の趣、白狀仕候。依之、右下人捕〆置申候。右友介被召捕、御裁許被下候樣に、御頼被申候。此段宜被仰談被下候樣被申候。已上。

八月二十四日　村田彌兵衛

かくて兩人共、同二十五日牢に入らる。

三十五、矢部源右衛門斬妻

土肥典膳組矢部源右衛門が妻狂氣し夫に取かゝり、やむことを得ず、切殺せ

し一件書出。

口上

私妻當春より鬱症相煩居申候處、今曉亂心仕、指替を拔、私臥居申所へ切懸り申候處、難取納儀御座候に付、差殺申候。

右御屆申上候。且那寺慶福寺へ葬申度奉存候。此段宜樣奉賴候。　已上。

八月二十四日　　矢部源右衛門　書判

土肥典膳殿

かくて聞屆濟、慶福寺へ葬りし。

三十六、延享四年丁卯　武井定兵衛・有賀權八醉狂　、武井宇一兵衛子。十藏が有賀權八と云者二人、同道して、二月六日野遊に出、原尾島村茶店にて酒酌かはし、互に甚沈醉し、其歸るさ、御後園裏道にて、共に刀を拔切合眞似し、或はこむしご（堆肥）へなんど切付て戲けり。御後園奉行本鄉孫右衛門嫡子澤之亟、垣のすきより見て、其まゝ空しらずしても居られず、行向ひ遠方より見るに、さら／＼喧嘩の體に非ず、全く醉狂と見えてければ、見合居ける內、兩人共拔身を杖に突、何やらん物言て大笑し來る樣なり。終に大川端に出、東岸の堤に小屋ありけるが、此內に入たり。其道筋にて杖につきたる刀の先、足に中りて疵付しや、又は初の振廻しに當りつるや、所々に小疵付て血流れ、步行せし跡の目印にもなる程なり。澤之亟も今少し動靜を見むべしと思ひ、小屋の方へ行所に、河合權右衛門、在御用より歸懸り、此體を遙に見、いそぎ來り、澤之亟に樣子如何と問ふ。澤之亟しか／＼の事にて、あの小屋に這入たりと云。權右衛門聞て、さらば見舞其樣子を聞、量見も有べしと云。澤之亟答に、其元の申さるゝごとくせば、內分に濟事も濟ぬ樣に成べしと云。權右衛門さらば家來遣し、此方の名もいはず、口上申遣さんといふ。澤之亟はそれも然るべからずといへども聞入ず、家來に云付、御兩人の內御不快の御方ある樣に、遠方より見及申候、相應の御用も候はゞ、無御遠慮、此者へ御申越可被下候、わざと自身には、御見廻不申由云遣れり。其時兩人の醉も少し醒、如何せんと云あふ所なり。卽返答に申越けるは、何方樣とも存せず候得共、御深切忝存候。先刻よりの次第御見及の通、無面目仕合、可申樣も無御座候、晝の內は外見も如何に候得ば、夜に入、こゝより直に退去仕

候所存に御座候。御心遣被下間敷候由なり。標右衛門此答を聞、當惑の色あらはれしかど、今更取り納むべき分別もなく、氣の毒ながら打捨置。何分此體にては如何なり、一先歸宅して、又異見もあるべしとて歸りしに、兩人は詞のごとく、其夜退去したり。

三十七、寛延元年戊辰 長谷川傳之進父子本末 今年朝鮮聘使馳走のため、牛窓に出張せし役人の內、長谷川傳之進中村主馬組にて酒方を司る。といふ者、右の役濟て後、諸算用立がたき事ありて、腹切けるに、算用立がたきは、屹と私欲とも云がたし。少しの事ながら、兼て貧家ゆへ、さまざま才覺しけれども、金銀かす人なく、又あからさまには、實事を云出して、相談すべき人もたかりしにや。腹切し前日、蟹江幸右衛門方へ行けるに、幸右衛門は留守にて、妻に相對し、此度の難儀を語り、何とぞ國寳三百葉からん事を乞しに、妻女にがにがしく辱しめ、國寳をば借ざりしを、傳之進甚憤り、色を變じて歸りしが、果して自殺したりなどいふ。嫡子銀之進を呼、介借せよと云。銀之進さし寄て、父が首打落しつゝ、平生愚鈍なるゆへ、只茫然としてありける。かく此事かくれなく、召捕らるべきに極り、組頭森寺九左衛門、外に相役兩人同道して、傳之進が家に行むかひ、銀之進に對面すべきよし云入たり。此時一族ども集り評議いまだ決せざる所なれば、先一人出で九左衛門に挨拶しけるは、銀之進此比病氣にて平臥の仕合なれば、得御目にかゝり申ざる由をのぶ。九左衛門聞て、御用の儀にて參たれば、不快ならば寢所に通り逢べしと云。其人答に、左あらば其段申聞せんとて勝手に入て、待ともどもおとづれなし。又案內を乞ども、兎角出合者なく、良久しくあつて、別人鹽川太郎左衛門と云。出で、銀之進先刻此書置認、自殺仕候と云。九左衛門聞て、それは先刻の御挨拶と齟齬せり、何樣拙者あやまり是非に及ばずとて、九左衛門右の次第書置て出奔す。同道せしは、門外に居たりしといふ、是によつて、事ゆへなくすみしといふ。此旨、中村主馬聞て、夫にては濟まじ、仰蒙りたるは我等なり、九左衛門一人の越度とすべき樣なしとて、退去の支度頻りなり。其事上に聞えて、其儀に及ぶべからずと、御指圖なり。九左衛門は已に退去したる事なれば、跡を追て尋られ、第三日に至りて、親類中へ歸るべしとて呼返され、扨傳之進親類共は、皆々遠慮にて事濟し。長谷川が一族首尾甚惡しく、瀧波與三左衛門は其後間もなく、父與兵衛死し、家繼けるに、祿三百石の內五十石を削られぬ。是全、右の一件に一入衆にすぐれて、一人事をはからひしゆへ、かく祿減じられしといふ。

三十八、若林彌兵衛・妹尾本左衛門喧嘩 今年朝鮮人馳走役人の內、菓子方若林彌兵衛小性組。見屆は、

歩行の者妹尾木左衛門なり。請込は士にて、見届格達なれば、始終不和にて、毎時木左衛門を輕じ侮りける。木左衛門深く憤り、殊に短慮なる生質なれば、朝鮮人歸帆の後、牛窓より歸り、七月二十七日、若林が家に行對談の内、彌兵衛を切殺し（彌兵衛此度の算用、延引せしを催促せんとて行しに、彌兵衛應對あしきを怒りて、かくせしといふ、又或は初より思ひ設けて行し事なりともいふ。何れか是非をしらず。）如何思ひけん、屋敷の角。西川細川の裏へ出けるに、其邊の下部ども居たるを見て、又内へ入腹切て（或は咽喉を突洞せし共云ふ。）死したり。かゝる所へ、彌兵衛が甥、神戸林藏といふ者行かゝり、叔父の敵とて木左衛門を押へて刺徹したり。此時は已に息絶たる後とも云。双方果しうへは異議なし。林藏も當座の事ゆへ、何の沙汰もなく事濟けり。木左衛門が仕形、兼ての趣旨のみにや、但し狂氣も加りたるや、分明ならず。

三十九、寛延二（マヽ）年己巳

四十、寛延三年庚午　笹岡忠八郎斬僕　笹岡忠八郎□月□日（欠字）、家來長屋にて不快の由、朝飯も喰はず、引込り居けるに依、下女樣子を行（見に）しに、部屋の内にて、自身の脇指を拔、研ぎけるに依り、是は病中如何なる事ぞと、下女尋しに、僕が答に、少々存寄事ありて、かくはするといふ。其言葉常體ならざれば、下女は歸り、忠八郎にかくの如くありのまゝにいひければ、忠八郎も閙捨にしがたく、そのまゝ刀追取、長屋へ行き戸を明見ければ、下女がいひし如く、脇指を研ぎ居たりしが、忠八郎を見るとひとしく、下がゝりければ、忠八郎はそのまゝ、僕を突倒し、其場狹ければ、脇指にて指殺せしなり。亂心とは思はれけれ共、何分手向ひせしに依て、かく手討にせしといふ。

四十一、寶暦元年辛未　森逸學・村上勘左衛門蒙咎　大小姓頭森逸學在江戸、判頭役村上勘左衛門兩人とも罪あつて、十二月六日蟄居を命ぜられ、米五十俵づゝ賜ひ、知行は沒收せられて、森は津田源右衛門、村上は土方清兵衛に預けられしが、程經て、森が嫡子半左衛門、村上が嫡子に祿賜ひ、逸學・勘左衛門兩人共、隱居となる。

森逸學は儉素にして眞率の者なり。朝夕の食菜梅干三顆を以て量とし、餘物を調味せず。酒を飲時は、鹽辛の類を肴とす。隱居の後は、近郊に別莊をしつらひ、獨居し、子半左衛門より養ふ所の飯米の半を受、其半を辭して返す。衣服四時とも木綿を着し、夏衣に綿を入て冬着し、冬衣の綿を拔て夏服せり。其餘の質素はおして知るべし。されども、甲冑をはじめ軍器に至り

ては、善美を盡せり。生涯製する所の甲冑十領に及と云。こゝを以て其人となりを知るべし。常に山水を愛し、老後尤國中の山川に遊ぶ。同行なく一奴をも連ず、ほしいまゝに徘徊して、身を終る。

村上勘左衛門は吏才に長じ、好で書を讀み、善書の名あり。其他の技能少からず、生質風韵ありて、千家の茶道に心をよせ、自ら陶器ならびに、もろ〳〵の細工に長じ、茶器多く造れり。又五竹坊が門人にて俳に名ありし。

四十二、寶暦二年壬申　丹羽登戮家來石川彦十郎　番頭丹羽登が譜代の家隷石川彦十郎といふ者あり。登が家のおとなにて、金銀米穀の出納を司れり。然るに、私曲ありて段々穿鑿を遂しに露顯に及びて、十一月七日、丹羽が下屋敷におひて、彦十郎首を刎し。

吉備温故秘錄　巻之五十八（紀事八）終

吉備溫故秘錄 卷之五十九（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

紀事九（原本紀事八）目錄

吉備溫故秘錄卷之五十九（紀事九）目錄終

備中宍甘鼻といふ所なし、百舌が鼻。

吉備温故秘録　巻之五十九（原本無巻数）

大澤惟貞輯録

紀事九（原本紀事八）

一、寶暦三年癸酉 太田加右衛門下獄　小仕置水野主計組の士鐵砲太田加右衛門といふ者□□□□（欠字）を勤め居しが御不審かふむり、二月廿日水野に預られ、段々評議有て評定に呼出され、穿鑿を遂られしに、不法の罪明白なれば、直に揚り屋へ送り入られ、同三月十三日、跡家内は殘らず御國を追遂せられき。

二、大森兵太夫狂氣　大森太郎左衛門が子兵太夫御先徒屆にて今年江戸に詰居けるが、十一月十四日忽狂氣し、其身は二階に居けるが、相部屋の西山孫七といふ者、下たの間に在て自ら髮を結てありし所へ、白刃を提げ二階より下り來りて斬付たり、孫七は前に鏡を立て置し故、それにあやしき影うつりければ、髮を手に握りながら後に向く所を、其手かけて切たるものならんと、後に疵の趣を以て推量せり、其疵深くして終に死す。（一說に、即死。又一說暫時ながらへしと云。）丹木幸内（後幸四郎と變名。）其音を聞出來り、側なる蒲團を抛かけ、直に抱き留め、白刃を奪ひ取る。それより追々大勢集り取しめ置て御下知待けるが、本所の御屋敷にて切捨にぞ命ぜらる。本郷七内其役勤め、齋藤覺右衛門後見せり。

三、寶暦四年甲戌 坂井多三郎出奔　坂井右衛門八郎（丹羽登組）が養子多三郎（石黒藤兵衛子）と云者、伯父水野三郎兵衛（藤兵衛が兄也）が器物幷其外所々にて盜物せし事有しが露顯に及び、身の置所なく、九月二日出奔す。養父右衛門八郎も早々退去し、多三郎を殺害すべき旨丹羽登より内々指圖しければ、同四日坂井早速立退ける。かゝる所に同日多三郎備中宍甘鼻にて自殺せしよし告來れり、是は多三郎實家叔父分なる蜂善猪左衛門がはからひにて、右衛門八郎より先に行て多三郎に腹切らせ介錯したると云。かゝりければ石黒藤兵衛・同小藤左衛門・松木庄介（庄左衛門が養子、多三郎が弟。）一森彦三

郎右衛門八郎が子。等皆出奔せしが、やがて坂井をはじめ類中残らずめし返されて本祿を賜りぬ。

四、水野清介妻姦婬　丹波守殿の家士水野清介が妻、菅能寺納所の僧と密通しければ、清介□月□日菅能寺に行、件の僧を呼出して切殺す。大字

五、寶暦五年乙亥 渡邊門大夫自殺　水野主計組渡邊門大夫祿百五十石。藏奉行勤けるが、私曲の趣露顯し、御穿鑿もあるべき十一月晦日親類共集り、門大夫自殺をすゝめ、早速腹切て死し、家絶ぬ。門大夫同役は井上九右衛門名代倅平八郎なりしが、平八郎忌中の内に門大夫私曲ありしに依て、平八郎は無事に濟しなり。門大夫が兄弟大内孫右兵衛・杉原忠兵衛・門大夫が二男川崎□□□九一郎が養子也。大字 等にも退去せしが、程なく召歸されし。一門共いかゞせんとためろふ内、保國公御内意に、早々腹切せかし、死さへすれば一類の面目も失ふまじとの事にて、かく自殺といふ。

六、伊木豊後家來納喜間太斬僕　三月十一日の夜伊木豊後家來納藤九郎が子喜間太といふ者、いかなる故にや、僕を手討せし。委しき事をしらず。

七、寶暦六年丙子 柴岡傳吉妻出奔　二月廿九日の夜柴岡傳吉が妻出奔せり、出殘たる歌、

住はびて出行だにも朝ぼらけ、何をうしとて鳥の啼らん

傳吉井市村孫四郎傳吉が妻の兄なり 與去せしが、程經て市村孫四郎、備中にて傳吉妻を殺害す。其時の辭世、

世を思ふ心も今はあたら野に、置所なき露の玉の緒

かくて翌春正月十五日市村は召返されし。柴岡は妻を討もせず、その上、元來不評のみ多かりければ、歸參なくして家絶たり。

八、池田志津摩斬家隷　池田勘解由嫡男志津摩が家隷田邊十右衛門といふ者、初は坊主にて千太とて志津摩寵遇せり。いかなる故にや、五月九日浴屋にて十右衛門を切殺せり。世に評せしは、男色より起りし事にていろ

〳〵の不禮有ければ捨置がたくて、かくはせしといふ。いまだ詳ならず。

九、伊木豐後家隷中條八郎右衛門女姦通　伊木豐後が家來中條八郎右衛門が娘、家來と姦通しけるが、其事露顯に及びて、十一月乚欠字日八郎右衛門、件の兩人を切殺せり。

十、寶暦七年丁丑上泉治部右衛門狂氣　上泉治部右衛門禄不明。去年江戸に行て勤番して在けるが、積聚にて本快の程計がたければ、岡山に返されし。其後も猶こゝろよからず、引こもりて居けるが、いよ〳〵容體心もとなければ捨置がたく、親類共何となく行かゝりつゝ心を付、代り〳〵詰合けり。時に今とし五月廿三日の事成し、少しの間番に行者絶けるに、治部右衛門其嫡子又三郎を呼ぶ、又三郎は養父の子共、上泉家の正統也。何心なく行しに、左記マヽ帷子に着替來るべしと云、何事にやとあやしみながら服を改め行所を切殺す、傍なる乳母大に驚き、幼年の子を治部右衛門が實子。抱き迯出んとするを、其切息を引牽て則斬殺したり。面を横さまに切しといふ。妻は無程十死一生の病に臥し居けるが、それをも切らんとやおもひけん、血刀提げて寢間に入るを、側に居ける下女驚て迯さまに、枕元に立たる屛風を病人の上に倒しつゝ走り去たり。治部右衛門これを見て妻をば切らず、其儘奥の間に入、自身腹切て死す。治部右衛門が實弟馬場次郎四郎は、治部右衛門が發狂より少し前に來り、暫時物語し、用事あれば後刻參らんと云つゝ門前に出で、治部右衛門屋敷は、天瀬にて、今は寺地藤四郎が南に當りたる屋敷なり。此屋敷を吉田甚五左衛門に賜りしが、後吉田退去せしかば、其儘屋敷方の預りと成。小川を辨じ、岩田七郎兵衛が方は、七郎兵衛屋敷今小畠直左衛門也。に行ける途中、寺澤藤左衛門が門前に至る頃、うしろより女の聲にて馬場を呼ぶ、次郎四郎ふりかへりみれば、上泉が婢なり、いかにととふ、しか〴〵のよし言ければ、直に立歸り、彼婢をば岩田が方に遣して、かくと告し扨次郎四郎、上泉が方に入て見るに、又三郎手負たれば、いだき起して能々見しに、纔に息はかよひたり、次郎四郎手負に向ひ、疵は淺きよ、心を付よと呼懸て介抱しけるが、もとより深手なれば早速に息絶たり。妻も大病のうへ、此驚にてやがて死す。家内四人同時に死しければ、其騷動の甚しさいはんかたなし。上泉の家、此時に至り絶にけり。其後に岩田七郎兵衛が次男又平をめし出され、俸米を賜ふて上泉が名跡をつがせられし。

十一、池田志津摩家隷福原清藏本末

池田志津摩家隷福原清藏といふ者あり、二月廿七日の夜の事なるよし、相部屋の何がし、（渡邊勘右衛門役中人。）幷に女壹人を切殺し、（女は、牧野宇右衛門召仕の婢なるが、此夜こゝに來り逗留せりし。）其身もたちまち腹切て死す。いかなる故といふことは詳ならね共、察する所、件の女をかねて清藏ちなみ居けるに、彼相部屋の何がし姦婬せし故なるべし。

十二、伊木豐後家臣倉知眞介妻姦婬

伊木豐後が家臣倉知眞介といふ者あり、（妻）泰安寺の住寺と姦通しけるが、終に露顯に及び、眞介心に、今は捨置がたし能折もあらば、一所に切殺さめと、其心得して侍所に、六月九日の夜、泰安寺來り、常のごとく物語す、盛暑の時なれば涼臺にまどゐして煙草など喫し、何心なきを見すまし眞介住僧にむかひ、兼ての不義を云のべざま拔打に切付る、側なる妻大きに驚きし所を、そのまゝそれも切殺せり。かくて泰安寺にもとゞめを刺し、始終の旨を書認め、倉知は出奔す。泰安寺は禪宗にて、京都妙心寺派なり、此度の不義によつて忽、變轉せらるべかりしを、保國公の重き恩顧によつて、泰安寺の號のみを沒せらる。新に國恩寺と云號を賜りて今に至れり。倉知もほどなく豐後呼返して、彼家に仕へける。

十三、河合清大夫狂氣

河合兵太夫が養子清大夫（實は、吉田權太夫が次男。）六月十四日の朝（突）狂し、腹一文字に搔切り、腸はたれながら、猶死もやらず、笑を含て座敷をあゆみけり。下女共見附大きに驚、聲を立ければ、又引返し玄關に入りて臥しけり。兵大夫を初め人々集り、介抱せしかども深手なれば、半時餘りにして死しけり。兵大夫其節學校奉行なりければ、校內役屋敷の事にて、此節學校御書物虫干の時なれば、學內の者共も早速集し也。

十四、田坂猪三郎狂氣

御城代淨組田坂猪三郎（祿百五十石、東田町に住す。）七月十日梅の間寢番にて人々寢入たる後、俄に狂氣し起上り腹切て死す。其倒るゝ音にて、相番井上藤介目覺て見たるに、猪三郎は其儘息絶たり。皆々大に驚き狼狽し、取はからひの分別にて決せず、先寢番醫を呼んとて其由奥へ通ずるを聞て泊番の物頭岸藤右衛門（其時弓頭）室前に來り、猪三郎が疵を改め見たり。（岸が來り見しも不審の事ながら、又相番の者其意に任せてゆるせし事、尤不覺たるよし、其時世評ありしといふ。）泊番の御留守居役は瀧

彌兵衛なりしが、これより御城代與頭秋田五左衞門へ云遣せり。彌兵衛より如何様に懸合しや、未詳。五左衞門は翌日も相組の番なれば、皆々にむかひ、扨〻夥敷吐血、氣分は如何といふ、人々うろたへ居ける故にや、吐血といふに心附かず、否切腹にて候と云て疵など見せければ、五左衞門兎角の挨拶なし、死骸は留守居役秋田立合の事なれば、早速駕籠にて中水手口より出たりとぞ。此時駕籠を梅の間に入れ、ふとんに包み押入しといふ。五左衞門は猶も吐血の趣に取向けんとおもひ、奥向の様子を伺ふには、岸藤右衞門人を以て有のまゝに云立したると聞え、一説に、たしかならねどこゝにのす、猪三郎が事を云立せしに、壽國公の仰に、なに猪三郎が急病なると御尋ねありしにその云立せし者心得違ひ、いや狂氣にて腹切りしよし申上候へば、狂氣に極りしと云。されば五左衞門今は力及ばず、其ごとく取はからひ家絶たり。

十五、齋藤六郎兵衞狂氣　歩行者に齋藤六郎兵衞といふ者あり、十二月十六日の夜半田山の墓原に至り自殺して死す。是家貧しく歳抄（トシトリ）の窮鬼を防べき術なく、彼是心を勞しけるが、終に身の置所なく、發狂せしなるべしと、人々評論せし。

十六、山田彌太之進斬僕　御側小兒性山田彌太之進、壽國公にしたがひ江戸より歸る途中、五月十五日尾州宮の驛御泊の時、旅宿にて家來仁三郎備前上道郡目黒村の者不屆あつて手討にせり、かゝりければ淺野瀬兵衞、見及びたる趣書取出しければ、徒目付舊井甚兵衞・水口彌左衞門疵改む。扨死骸片付請引のため淺野瀬兵衞・大村藤次郎山田と同役、其上に道中相宿、此度も少しは手傳と云。歩行目付寺尾彥右衞門等、山田と一所に此驛に殘し置れ、諸事濟、其後翌十六日、いづれも引取けり。

十七、寶暦八年戊寅伊庭求馬預足輕狂氣　小仕置役伊庭求馬江戸に詰居たりし時、家來に渡邊應と云て求馬寵遇の若黨あり、七月十四日の夜の事なりし、殘暑强き比なれば、夜も求馬が寢入までは側にて煽ぎなどし、いざ風を納れんとて出格子ある座敷に行て肌をぬぎ涼みける所に、預の足輕連左衞門と云者屋敷あがりと稱し、家來同様に仕へし。是も同じく出格子の際に來りしが、忽脇指を拔て應が眉間に切付たり、應驚き跡へよる所を、また額を斬る、應はおのがぬき置たる脇指取て防がんとするに、いつの間にか奪はれけん連左衞門其脇指にて切たるにぞありける。應はそれ

に心付ず、我脇指の手に當るを取上れば鞘ばかり也、其間に又切付られて終に倒れぬ。疵は三刀とも額なり。かゝる所へ連左衛門が同列の足輕多七といふ者駈來るを、連左衛門横に拂へば頬をかた／＼切裂す、多七は其儘外へ逃出たるに、連左衛門は自分咽喉かき切て死す。追々人來り集りけれ共、已に事分れたる跡ゆへ、醫者をまねき療治を乞けるに、醫・連左衛門ともに助るべきやうなく、多七は疵を縫療治しければ平癒せしが、後暇出したりといふ。醫者にて進□〔欠字〕廣月元司父子といふ。多七平生捧・腰廻りなど指南して口利ける者なるが、今度連左衛門を取留ざるのみか、戸外まで逃出し振合、人々大きに誹り笑ひしといふ。

十八、虫明留之介斬奴　虫明五郎左衛門〔刑形支配中小姓〕。倅留之介といふ者、かねて雇置たる奴隷不禮せしかば手討にす。倅の奴、備中倉敷の帳付者たるよし届出けるが、同所帳付の者たるよし倉敷御役所より申來り、公邊の御届も延引に及び、甚だ不念なりとて七月十五日虫明父子閉門を命ぜらる。かゝる所に左右の親類共敵を取給はれと公訴に及びければ、右御穿鑿のためとして大坂町奉行所へ留之介をさし出され候へと申來り、九月十九日、留之介大坂に登り、それより度々めし出され、訴人も呼出され、御吟味ありしが、留之介が申分理分に極り、あくる寶暦九年五月落着して岡山に歸りける。さて彼訴人は不埒の訴等多く、罪重くて、斬罪に處せられしといふ。

十九、寶暦九年己卯

二十、寶暦十年庚辰　三浦久之亟斬山田平太左衛門　郡方支配士鐵砲留方役三浦久之丞居宅は、西川庭瀬口の下なり、大納戸下役山田平太左衛門砂場勘略長屋に居住す、七月十四日〔イに六月十三日と有〕の夜、暑中の事なれば、平太左衛門凉臺など出し凉み居たる所へ、久之亟來り、物語などすべき體なりしが、たちまち脇指を拔て平太左衛門を切附、平太左衛門は折ふし無刀にて有ければ、刀を取らんとせしか共、又切附られしによつて走り迷ひける内、平太左衛門が妻脇指拔て久之亟に向ひ、しばし切むすびしが、これも手負ける。其隙とる内、平太左衛門は隣長屋□□□□〔欠字〕の

境の葭垣を越えて、そこにて行倒れ死しける。久之亟は平太左衛門が在所知れざれば、それより門外に出、方々を尋ぬる内、久之亟が類家□□□（欠字）少々合點行ざる久之亟が氣色をこゝろに不審、跡より來りしが、此體なれば、先久之亟を抱き留め居たる所へ、鹽田武吉（御先歩行、これも此所の御長屋へ二三ヶ年前に計移居けるよし。）早速聞附走り來り久之亟に向ひ、いか成事にやと尋ねしに、久之亟答に、妻敵にてかくせしが、殘念なるは平太左衛門手負ながら行方知れず、これ尋ぬるなりといふ、先待たれよ、尋てまいらせんといひつゝ、平太左衛門が方に武吉は行しが、彼妻いまだ拔身持て居たるを川村覺左衛門抱き留居たり、武吉脇指の鞘を持て、先拔身を納めしめ、兩方共一先取鎭めける處へ、長屋中の者共走り集り、其外近邊の徒目付・歩行の者ども來り集りて武吉は獨身なればとて、武吉が長屋へ久之亟を連込、それより頓て注進しければ、郡代生形半右衛門來り樣子を聞し處へ、大目付□□□□（欠字）も來り、久之亟が申條聞ける處、妻と不義有之に付かくはせしといへ共、何の證據もなく、其上答語不分明の事ども多くみへければ、先づ亂心と取向しが、翌朝飯後よりいよ／＼狂氣しければ、郡方役人、其外御先歩行之者共番せしが、久之亟手あらなれば止事を得ずからめ置きしが、同日晩かた久之亟は揚り屋へ入られし。先例は亂心にても、人を殺せし者は殺害せらるゝ事なりしに、此久之亟はいかなる事にや、かく揚り屋に入られて事濟しや、未詳。（其節の世評に、久之亟亂心とはいふ云ながら、實は意趣討也といふ久之亟が妻は、元來平太左衛門が妻妹にてありける故、このちなみによつて日比入魂なりしが、定て久之亟が妻に、不義のふるまいなどありしにや、これ等の事ども聞し平太左衛門、此度の死樣、旁以久之亟には死を賜はらざりしやといふ。未審。）

二十一、伊木豐後家臣各務蔀斬其子泰藏　伊木豐後が家臣各務蔀といふ者の子泰藏不法ありて、父が一分立がたし、（七）十二月廿四日蔀岡山を出奔し、備中に於て泰藏を切殺せり。其後豐後、蔀を呼戻し、本知をあたふ。然るに此家終に絕べき時至れるにや、蔀が孫求馬は放蕩にして酒樓にのみ遊び□□（欠字）年明石といふ歌妓と共に出奔して家絕ぬ。され共明石は無程岡山に歸り、諸方を徘徊せり。荒尾長兵衛は蔀が次男にて泰藏弟也、荒尾の家に養はれて家續、當時御使役勤めしが、實父蔀が出奔之節、長兵衛も退去せしが無程めし返されし。

二十二、捕次田庄右衛門　學校附歩行格次田庄右衛門といふ者あり、學校銀方勤め居けるし□（欠字）出奔して備

中に在りしが、今とし四月□□夜盗賊かたらひ學校へ忍び入、文庫の戸をきり、金銀若干を盗み歸りしが、翌朝書の者見出し、それより段々吟味ありしが、其比備中宮内の妓家石妻屋といふ樓にて、度々妓をかひしことあり、此者次田ならんと内通せし者有ければ、先歩行芳賀伴左衛門は、次田と同事に學校に居し事なれば能知りたる故、五月五日の夜芳賀を宮内へ遣し、うかゞはせしに、次田に相違なきよし見屆歸りければ、同七日の夜、徒目附澤井忠五郎・水口彌左衛門・先歩行西川助太夫・芳賀作左衛門、其外捕手數人石妻屋に向ふ、西川・芳賀二人石妻屋が中に入ければ、折ふし庄右衛門は蚊帳の中に妓を抱きて臥し居たりしをからめ捕て連歸り、御國境より網乗物にのせ岡山に歸り入牢す。早速穿鑿ありて、學校へはいしり事白狀に及びければ、牢屋中にて首を刎られき。庄右衛門が捕られし時他の客も二三人ありしが、此者共幷妓二三人大に恐怖し逃去りし躰みぐるしかりといふ。扨右捕手に行し者共には、それぞれ加増等を賜りし。

二十三、平井權之介狂氣　平井源六が子權之介といふ者□月□日狂氣し、姉に疵付、そのまゝ安原惣助方へ走り込。

二十四、鷹取半左衛門・夏井□□出奔　學校附中小性閑谷住居に鷹取半左衛門といふ者あり、彼が娘は和氣郡伊里中村の百姓の妻となりて年を經けるが、此としに下男と姦通せしにや出奔して行方知れず、これによつて半左衛門も一分立たずと出奔せり。夏井□□は半左衛門が次男にて、夏井の家に來り養はれて歩行者なりしが、父半左衛門と共に出奔す。それより諸方彼娘を捜索すれ共在所しれざりしが、年經て半左衛門は病死せり。かくて夏井□□はめし返されし。半左衛門が嫡子鷹取瀨介以下脫。

二十五、寶曆十一年辛巳　佐々伴之進斬奴　佐々茂左衛門が三男伴之進といふ者、下八軒町中堀善内が市に撃劍(ウチケン)稽古のため、五月四日行ける途中、慶福寺門前にて何者哉らん行違ざま、荷物を伴之進にあてける故、いかにと咎るに、彼男一言の謝罪はなくて却て彼是惡口し、持たる棒にて打てかゝる。伴之進そのまゝ刀抜はなし、先彼男の面に切付たり、是によはりて直に迯出し、瓦町肥後屋甚右衛門が所へかけ込しを、跡より追かけ、竈の後にて彼男の

右の肩より乳際まで切さげしかば、そのまゝ倒れし故、留をさゝむとせしか共、庭狭ければ、是をとらへ表口まで引出し、こゝにて留を刺たり。かくて、此男いかなる者にやと穿鑿せしが、判形廣内權左衛門が預足輕の相夫にてぞ有ける。此伴之進、後戸右衛門と變名せしか次第放蕩者に成、明和四年四月十九日御暇賜はりし。

二十六、吉井熊藏出奔　津田丹下相組吉井熊藏と云者、禄百五十石。元來柔弱にて、取しまりなく、そのうへ貧しくありしが、五月七日何の故もなきに出奔して家絶たり。屋敷は佐分利甚五郎丹下引廻・吉川甚大夫屋敷奉行・河上六郎左衛門歩行目付立合、相組より拂上る。

二十七、伊木豊後足輕自殺　七月十三日の夜、古京町向の土手にて伊木豊後足輕、同家中の牧野一藤次が召仕下女を切殺し、其身も自殺して死す。素より此女と、かねて夫婦を盟を決し居ければ、相對死といふにもあらず、いかさま珍らしき了簡とぞ、人々評しあへり。

二十八、寶暦十二年壬午加子梶太夫狂氣　六月十四日の夜、船手加子の者梶太夫と云者狂氣し、召仕の婢を切殺し、其身も切腹して死けり。

二十九、伊木豊後家臣保坂四郎右衛門出奔　伊木豊後が家臣保坂四郎右衛門と云者、金銀の似せ包を製しければ露顯に及び、一分立がたく、八月八日出奔せり。其兄末高東軒和泉殿の醫師。早速追懸、備中にて保坂四郎右衛門を切殺せり。末高は、和泉殿呼返して仕はれしといふ。

三十、齋木惣太郎自殺　齋木忠次郎が嫡子惣太郎と云者、歩行御雇にて江戸へ赴けるが、道中白須賀驛にて自害して死けり。月日并旨趣不詳。

三十一、寶暦十三年癸未幽矢部源右衛門・水野四郎右衛門　今年新に儉約の法を立られし諸士の妻女等、上着木綿、帶・腰帶共田舍絹の外堅禁ぜられ、若犯背の輩あらば吟味すべしとて、日々歩行目付をして、府下を廻

らしむ。時に十二月二日、徒目付居相元右衞門京橋のあたりにて、水野四郎右衞門妻に行逢ひけるが、此妻制外の腰帶をしたるを見及びければ、元右衞門、件の妻に付居たる家隷に向ひ、何方の御家內ぞと問ふ、何故に尋ねらるゝやと不審しければ、御法度の衣服故尋申也と、いかにもつゝむべき樣なければ、水野四郎右衞門家內なるよし答ふ。扨妻は歸りて、途中にてしか〳〵の事ありしと四郎右衞門にかたる、四郎右衞門聞て、それにては事濟まじとて、自身用ゆる所の石帶に通しけり、秩父絹の紫に染たるを携て、組頭牧野宇右衞門方に行て、此度御制禁に付て絹の腰帶いまだ調ざるによつて、假にこれを腰帶とし他行せし所、縮緬と見誤り、途中にてとがめられ候ひぬ、此段宜御達したまはるべしといふ。宇右衞門事の樣をも考へず、卒爾に答て、是なれば何の子細か候べき、何分達すべしと、番頭服部賴母に申けるが、服部もさしたる事とも思はず、先年知せしよし答ける。さりながら家老への言達しもせず、如何して然るべからんとて延々に成けるに、歩行目付元右衞門は、右の次第、早速大横目矢部源右衞門に達せり、元（源カ）右衞門も其旨直に言上す。壽國公この事を甚だ御氣のどくに思召され、御側兒小姓喜多嶋杢之助に、密に仰ありけるは、こまりたる事こそ出きたれ、汝が弟は水野四郎右衞門が養子よな、（杢之助が弟、今甚五兵衞。）四郎右衞門が妻、此度の法を背きたりし由聞及びぬぞと御咄あり、杢之助承り家に歸り、如何せんとおもひけれ共、弟がまさしく嗣べき家の事也、其上四郎右衞門傳承らば分別あるべき爲の仰なるもはかりがたくて、其由卽日四郎右衞門に物語す、水野大に驚き、兄丹羽次大夫をはじめ、其外親類どもあつまり相談す。（此ほど世評に四郎右衞門、兼其成がたき物を以て陳じ、言葉荒つたなき仕形などゝ誹謗する者多し。）此山もほのかに聞へしかば、一族共の憤大かたならず。（素より次大夫一族は、皆大藤の黨々なるが、次大夫が宅に集り、評議しければ、誠に門前に市をなせり。）扨、各言樣は、源右衞門不穿鑿なる言上堪忍成べからず、四郎右衞門行むかひ打果さでぞ濟まじと評定す。かく事仰山なれば、岡山一同に此企知らぬ者なきほどなり。家老池田隼人此よしを聞、此度の事、委細それがし請持て、越度にはすべからず、四郎右衞門思ひ留り然るべしとの扱にて、一先事濟て、集たる人々も散じたり。かゝる所に、又異論起りて、（異論の故を尋ぬるに、大目付岩田七郎兵衞、此度の始末に附て思ふやうは、士たる者、此程まで事を仕かけ、廣く聞へたる事を思ひ留るべきやうなし、今や四郎右衞門家を出て、源右衞門が宅へ赴くやと、）

徒目付を以てひそかに四郎右衛門が動靜をうかゞはせけり。このよし四郎右衛門共の者聞て、さては今度おもひ留ては腰抜の沙汰なるべし、必定打果すべきものと、誰々も思へばこそかくのごとくなれ、さればかほどまで事弘くなりたる事なれば、源右衛門方の趣もはかりがたし、卒忽にも仕懸られまじなんと、再び評議におよびしといふ。迚も事なくて止べき勢にあらざれば、同月廿七日命あつて矢部源右衛門は伊木豐後、水野四郎右衛門は池田主殿へ預けられぬ。番頭服部頼母、組頭牧野宇衛門兩人共、この度は不念にて役をめし上られ、喜多嶋杢之助も其節より引込居たりしが、是も役をめし上られ、按るに、君命をもらし、大變に及びし故なりといふ。徒目付居相元右衛門も役をゆるされし。

三十二、丹羽登蒙咎　小仕置御作廻方丹羽登、段々の不法ありける故、御勘氣を蒙り、七月廿六日蟄居を命ぜられ、知行千三百石を減ぜられ、千石を其子兵太郎後廣人と改。に賜りぬ。明和五年正月十一日、千石を返し賜り、二千石に復す。

三十三、內海又兵衛・三浦瀨兵衛蒙咎　町目付內海又兵衛祿百三十石。三浦瀨兵衛祿百石。兩人共勤向よろしからず、丹羽と同時に役をはなされ、內海は俸米五拾俵、三浦も同様に命ぜられし。

三十四、辻文之進橫死　辻半右衛門保國公の御側兒小姓、祿百五十石、屋敷は內山下丹羽廣人又兩隣內向なりし。が子に文之進判形支配中小姓にて、峯次郎殿の御側に別に出たり。といふ者あり、實は磐梨郡父井村大庄屋彥次郎といふ者の子なるを半右衛門養て子とし、娘にあはせ子三人あり嫡子は、今年十二三歲なり。　四月七日の夜の事なり、湊越の山にて橫死せり。其さまは、竹鐵砲にてうたれたると覺て、耳の下よりうちぬきたる玉あと竹鐵砲は、長壹尺三寸ばかりなりしが文之進が死骸の側にありしといふ。其身惣身數ヶ所の刀疵ありて、帶したる兩刀と二三町ほど隔つ麥畠に突立てゝぞありける。此大小は、程を經て見出せし也。　同八日の朝、近邊の百姓此體を見出してより、人々集り騷ぎ、何者とも知れず、とやかくとせしが、其面體、幷衣服の紋所梅ばちなれば、もしや辻文之進にてもあらんかといふ內、鼻帋入の間に辻文之進といふ名札あれば、まがふべくもなき文之進に極りぬ。されど共、何人の所爲とも知れねども、あれ常ならぬ死なれば、死骸片付るにも及ばず、父半右衛門は家內引つれ退去せり。文之進が實弟內田□□マ、も出奔せり。かくて其後段々穿鑿ありしかども、兎角しれざりしが、爰に山田出羽といふ陰陽師あり、此出羽は備

前御野郡北長瀬村の者にて、御家中方々の鎗持奉行などして江戸に行き、町へ出て祈禱者となり、織部と號し、山田出羽といふ陰陽師の弟子となり居けるが、其出羽が娘に姦婬して、家に傳ふる所の祕密の書を盜み取て、此事露顯に及びければ、江戸を出奔して又備前に歸り、御野郡大供村に住し、祈禱して世を渡りける、信仰の者も多くなり、後に江戸の出羽死したる由を聞て、織部みづから山田出羽と改名して徘徊せしが、かねて辻が方へも入魂なるが、何とやらん疑敷事あれば召捕られ穿鑿あれば、悉く白狀す。其趣は、辻半右衞門に女子二人あり、姉は文之進が妻、妹ははじめ小山多左衞門に嫁し、後離別して辻が方に歸り居ける。此女、足不具也。此娘に出羽密通しければ、何とぞ己が妻にせんと思ひ、內々其旨を云出せしに、半右衞門夫婦は領掌しけるに、文之進一人更に承引せず、是文之進も此娘に姦婬し居ければ、出羽にあはせん事をねたく心に思ひしゆへ、ゆるさゞりしなり。出羽いかんともすべきやうなく、憤ながらむなしく月日を送り、何とぞ文之進を殺しなば、件の娘を己が妻にせん事は安かるべしとおもひ付てより企し事也。其殺せし始末は、文之進、元來出羽にしたがつて邪法を習ひ、其奧祕を得んことを求めしかば、出羽答に、狐の生膽を得ざれば、其傳授なりがたし、其元かくまで我道を尊信せらるゝ事なれば傳へ申べしとて、或夜文之進とかたらひ、湊越の山に行て狐をつる、狐來るべき樣なければ、其夜兩人共熟睡し、曉に至り打つれて歸りて、又こそ行べしと言つゝ、各別て家に歸り、扨四月七日の夜、又同道にて同所へゆき、はじめの如く狐わなをしかけ待居ける內に、文之進熟睡す、こゝこそ能時なれと思ひ、かねて拵置たる竹鐵砲を耳根に押當うつたるに、文之進兩手くみてうつ伏に成て睡居けるが、うんと言つゝ其儘立あがるを、動やとおもひ、出羽脇指を拔て切たるに、素より鈍刀にてやありけん、切れども〳〵文之進倒れざれば、幾刀ともなく切付て、終に切殺し、文之進が兩刀は湊畠に突立置、直に己が家大供村に歸りけり。其母出羽が衣に血の付たるを見て、いかなる故ぞといふ、今宵祈禱の時、劍の舞をせしに、あやまりて疵付しなりと答へける。母、その衣を川に持行、洗濯せしを見たる人ありてより、出羽に不審かゝり、段々吟味ありてめしとりたり。扨翌日辻が方の事を聞、そう知らぬ顏して、かねて入魂の事なれば其場所へ行、死骸にむかひいふ樣は、何者の所爲にもせよ、我等搜索して敵を報じ候はんなどいひて、萬端世話し、其上半右衞門が家內出奔して

行べきさきの宿まで約束して、備中延友に落付かせける也。内田は出羽が所爲ならんと思ひ何とぞ文之進が子に出羽を討せ、助太刀せんと思ひけれ共、中々半右衛門は承引せざりけれ共、彌出羽が所爲と知れければ、自分ばかりにても、兄の敵を報ぜんと思ひしに、其内に早めし捕られければ、内田が殘念いふかたなし。かくのごとき大極惡の出羽なれば、今年十二月六日萬成山に磔にぞかゝりける。其後年經て、内田はめし返されて家を承せうせり。

磯部忠恕寫
大草達成校㊞

吉備溫故秘錄 卷之五十九（紀事九）終

吉備温故秘録　卷之六十（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

紀事十（原本紀事九）目錄

一八、金谷右近。
一九、笹岡惣左衛門出奔。
二〇、明和八年辛卯、高崎長庵出奔。
二一、稲葉矢柄家隷加島仁左衛門女横死。
二二、稲葉矢柄狂氣。

吉備温故秘錄卷之六十（紀事十）目錄終

吉備温故秘錄　卷之六十（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

紀事十（原本紀事九）

一、明和元年甲申 土肥典膳・武田左太郎蟄居　番頭土肥典膳經平、祿四千二百石、朝鮮聘使接待の役命ぜられ、牛窓に出張せし處、同人組武田左太郎（祿三百石）は、朝鮮人を見物せんとて同所へ行、典膳が宿に逗留せしが、正月□（不明）日、典膳相組御城御番に當りけるに、左太郎少々不快にて御番を斷り、其儘牛窓に居て、同月十三日聘使着岸、それより揚陸し、旅館に宿し、翌十四日出帆までを、左太郎見物して岡山に歸りける。重き御番を病氣といふて斷りながら、其儘牛窓に居て見物せし事、甚だ以て不埒なり。又典膳も頭として、其相談にしたがひし事、是又不屆なりと、世評ありけるが、その事にてやありけん、四月二十六日、典膳・左太郎とも蟄居命ぜらる。

二、湯淺藤右衛門出奔　湯淺藤右衛門は、祿百五十石、稻葉矢柄組たり。今年八月の事成し、稻妻と異名せし名高き盜賊あり。此稻妻、藤右衛門が屋敷に忍び居るよし風聞なり。同月十一日朝六つ（時七）過、此盜人たしかに湯淺が家に入たるを見たるとて、徒目付已下數十人屋敷を取卷、樣子を伺ふに、いよ／＼居るに極りければ、藤右衛門に申けるは、御尋の盜人屋敷内に居候まゝ捕へ候て出さるべし、といひければ、藤右衛門しばらく有て、家敷中吟味候得共居ざるよし答ふ。され共、外へ逃れ出べき道もなければ、又藤右衛門にことはり、家内不殘搜し覔（もと）めたきよしいふに、藤右衛門承引せず、何條士の屋敷に盜人隱し置べきや、おして家搜しなどゝは思ひもよらずといふ。捕手はおして搜しもせざれど、又引取もせず。藤右衛門が南隣村主朴藏、北隣山田□（缺字）方へは類家共集り、藤右衛門堺をかためけり。村主が方へは、番頭よりも足輕遣し堅めける。かくて其日も暮けれども、捕手引退かず。又藤右衛門が長屋かし置たる者も、帳外者にて胡亂（うろん）なるよし聞へければ、十二日、捕へ出したり。捕手は前夜更て引取

たり。さて藤右衛門は盗人かくまい置たるよし、世上隱れなく聞へければ、親類どもすゝめて、同□（欠字）日に出奔す。其書置の趣には、此比長屋に指置候者、不吟味にて帳外共不存指置候段、恐入退去仕候間、御尋の儀も御座候はゞ備中他領に罷在候間、何時にても罷出可申上とぞ認めたり。然るに、藤右衛門兄竹内九郎右衛門へ移りあるは、藤右衛門事退去の上、殺害して可然と内意有ければ、九郎右衛門も退去し、兄弟分の内海次郎三郎（々兵衛が養子なり）も同人にしたがい、其外親類等數人内々附添行、同十六日備中大内田と云所にて藤右衛門に切腹させし。（藤右衛門殺害すべき旨の指圖は池田隼人なり。隼人も心元なくおもひ、密に小泉清右衛門を、其場へ遣せし由云傳ふ。）扨九郎右衛門は一箇月ばかり經て召返され候て、本祿に復す。

三、（明和二年乙酉）沼野五郎兵衛出奔

廣式中小姓沼野武兵衛が子五郎兵衛といふ者、正月十四日の夜、西大寺觀音へ參詣し（此夜は、寺よりしん木といふ物を出せば、例年人多く群集せり。）こゝにて酒を飲みて甚沈醉し、歸路醉狂にて喧嘩したるに、相手は誰共しれず。其夜群集の事なれば、いかなる首尾ともさだかならず。され共、いづれ刀は奪ひとられぬ。（或は、寝入たる後に奪はれし共云。又は、糞桶中へ投込れしなども云。）其事もしか／＼覺へざる體にて、側なる家に入て休みしが、醉ます／＼發し熟睡す。作の刀取たる者も氣毒なりとや思ひ附けん、其家へ尋來りて返し置けり。（此刀亭主がはからひにて、かへせしともいふ。未詳。）扨亭主心を付介抱しけるが、夜半過て醉少しさめぬれば、宵よりの有さま尋ね問しに、亭主略物語す。此五郎兵衛平生剛強にて、一義氣ある生質なるが、始て驚き、扨は士と成まじ、是より直に出奔するなり。此刀は、最早無用の物なれば、宵よりの謝禮にあたゆるぞと云捨て其家を出る。亭主引留んとすれ共、耳にも入れず奔り出、其あたりにて駕籠を借り、打乘つゝ價は增ぞ、いそげ／＼と追立て、岡山に心易き町人の許に立寄、我等しか／＼の譯にて退去するなり。宿所へよろしく賴むと云捨、又其駕籠にて備中へ立越けり。かく急ぎしは、夜の中に岡山を通らんが爲成べし。扨其町人父武兵衛が許に行て其事を傳ふ。宵に休息せし茶屋の亭主も右の刀を持來り、しか／＼のよし云、夫より騷ぎ出し、一類幷に心易き者、又は武兵衛が皷の弟子など、大勢寄集り、異論まち／＼成しが、（或は其身退去せし上は殺害には及まじと云。）世評によくは云はざる人情なれば、あらぬ事まで云出して、次第に仰山に聞へしは、（五郎兵衛休息せし茶屋も、さばかりの事とは云ざりし由。）兎角退去し殺害

に及ばずば濟べからずと云に一決して、十五日の夜武兵衞も退去し、同十九日備中博勞市と云所にてたづね逢、五郎兵衞に切腹をすゝめければ、答て云樣、さまでの事とは存ぜず候へ共、今かく成り來りぬる上は、是非に及ばず、暫時待給ふべし、辭世あらんとて、硯を請て、

一太刀に櫻はちりしはなの色、後の世はもの〻ふとふれよはるの雨

かく書終り、腹搔切て伏けるを、武兵衞そのまゝ首うち落し、其あたりに葬し。武兵衞は、ほどなく召かへされし。

四、日原五郎大夫出奔　御弓組日原五郎大夫、祿百□十石。欠字

五、明和三年丙戌 大野十左衞門傷村上淺七　大野十左衞門祿六百石、大組なり。天性愚鈍寡言の男なり。こゝに村上淺七母方の叔父と云。とて役介人なり。此淺七もとは江戸にありて、麾下の士何がしの家に仕へし者なるが、いとまを得て浪人となり、零落せしを、母の緣にて大野が方に呼むかへ、母ども兩人を役介として置けるに、此淺七、元來放蕩者なれば、岡山に來りし後も、猶さまざまの不行跡ありけるを、十左衞門知て心中怒るといへ共、言葉すくなき性ゆへ異見も加へず。親類にも語らず、默してのみ居けるが、惡事次第に增長しぬ。今はいかりに堪かね、今年八月十五日の夜の事なりし、淺七ゆあみして、浴衣ながら十左衞門が母の部屋にて涼み居ける所へ、十左衞門行かゝり、拔打に小鬢はづれ頰骨かけて切付たり。されども疵淺ければ、其儘逃んとす。十左衞門も追んとする所を、母は十左衞門に抱付たり。此取すがる勢に刀誤て母の手にあたる。母は辨へなく疵付ながら、無二にしがみ附て離さねば、振はなさば又母に疵附んは必定なれば、猶豫する所に、はや此騷動門外に聞へて人々入來れり、件の淺七は、裏の方より門內へ逃、おとな下人が部屋の隅にひそみ居たり。來り集る人々皆十左衞門狂氣せしと思ひ、押留置、母幷に淺七も手負なれば、各立分りて介抱し醫者など呼來り、兩人を療治す。扨十左衞門に此度の趣意を尋ねしか共、かの生質ゆへ答語分明ならず。親類等も追々來り集りしかども、過半亂心とおもひ、殊に身近き緣者は、平生立腹の樣をも略察し居ければ、狂氣にはあらじと思ふ人も有、かくて皆々評議し、かく變に及ぶ上は、家の滅亡迚も免るべ

からず。事あからさまなれば、内々にも濟べき様なし。何れの道にも申達する程ならば、十左衛門が量見のごとく然るべからんとて、其譯をとくと聞、平生堪忍しがたき事重りたる様を取捨して書出せり。生駒宇寂（彌一左衛門父隱居。）は一族中の老人なるが、今此時にあたり、家の興亡には預るべからず、かゝる上は、十左衛門に退去させ、備中他領におゐて淺七を切らせなば、武士の一分もたち、十左衛門が存念も遂ると云へしとて、淺七を切らせ然るべしと議しけれ共、身近き者共同ずる人なくて其事止ぬ。其後御裁斷あつて、今度十左衛門取計の始末行屆かざる故、知行沒收せられ、其身家内共親類中へ引取べきとの命にて、十左衛門夫婦は堀彌次兵衛引取（六十俵賜ふ。）母をば鹽川源五左衛門引取ける。（母にも三十俵賜ふ。）淺七事かねて不行跡、今度の一件旁以揚り屋に入られ、同人母も同じく長屋入とぞなりたりし。十左衛門妻は生形半右衛門（今松三郎祖父なり。）娘なれば、後には十左衛門夫婦共、生形松三郎方に移り住しけるが、天明五年十月晦日の事なりし、十左衛門妻外出し、途中にて狂氣し、新町より南御門に入る。供に從ひし松三郎が家のおとな疑ひ、何方へ行給ふにやと問ふ、訴訟のため御城へ出るなりと云、おとな驚き引留んとするを、突倒し進み行所に、大目付今井次左衛門に行逢ければ、文左衛門にむかひ、訴訟の様をいふ。其仕態狂氣なれば、文左衛門よきほどにいひなだめ、私宅にてとくと承らんなどいふて留たり。其よし一類共聞てはせ集り、先内々にて連歸りぬ。されども其儘には捨置がたく、圍しつらひいましめ置く。然るに十左衛門此よし聞て、又心をくるしめける故にや、これも狂氣の如く成し。妻が訴訟といふも、内心には故ある事なり。其頃大野の名跡も立らるべしなど風說あり。それを聞て、いつか〳〵と待心なりしが、そのおもふ心せまりて發狂したるとぞ。十左衛門が淺七を切し時も、此妻のすゝめにて思ひ至し事などゝもいふ。いかさま不幸なる事どもかなと、世に評しあへり。

六、（明和四年丁亥）池田主殿足輕妻姦婬　池田主殿が足輕、御野郡古松村久藏といふ者の妻、親の名仕し、家來と密通せし事あらはれ、四月（缺日）久藏男女とも切殺して事濟たり。

七、淺野瀨兵衛家來横死　六月六日の夜、南方町外れに人殺ありとて人々騷ける。淺野瀨兵衛家來小畑町

の者にて、手疵十七箇所にて死し居けり。いかなる者の所爲にや、終に知れざりけり。

八、放千田宥軒　外科千田立源の嫡子宥軒といふ者、兼々不行跡によつて、父立源手前に指置べからず。尤備前出入御指留のよし、十月二十五日命ありて、早速岡山を引拂ひける。

九、布施平四郎下獄　布施平四郎（祿百五十石。）といふ者、行跡あしければ、十一月二十五日、揚り屋へ入られし。

十、龜山九藏・武藤清介醉狂　學校附の中小姓龜山九藏、同所輕輩習禮の師武藤清介といふ者、十月三日同道にて芳賀伴左衞門が徒目附に成しよろこびに行き、酒飮けるが、跡より内匠頭殿祐筆山根平太兵衞も來り、數杯に及び沈醉し、又三人うちつれ歸り、平太兵衞（居所鷹匠町。）は上の町甚九郎橋のはきにてわかれ、それより九藏・清介清打連歸る。比は夜五つ（后九）時過なり。小原甚之介（後彌一郎と改む。）門前にて、如何思ひけん、九藏刀を拔き、清介が片頰を切さげたり。清介は其まゝ土上に平座す。（小原が門より少東。）九藏も腹に疵付たると見へて、是も清介と間一間半へだてゝ平座しける。かゝる所に大澤運七（後市大夫と變名。）は宮部清四郎方より歸るその道通りかゝり、此體を見れ共、暗夜なれば何とも辨がたく、いかゞしてかくはしつると尋ねけれども、兩人共の言語取しめなく、亂心か、醉狂かと思はれけるにより、甚之介が門扉を敲き、急ぎ提燈持て出られよと、同人方下男いひける處へ、學校奉行市浦清七郎下城の歸るさ、灯燈ともさせ來りければ、其光りにて樣子を見るに、清介は手を負ながら、大醉にて本性はありとも思はれず。九藏は少しは醒たると覺へて、腹をおさへて土上へ座し、拔身の刀を前に置たり。運七側により、まづ拔身をとり、如何なる事にやと問へば、意趣は何もなく、誤て清介に疵付け、又急ぎ刀を納めんとて、かく腹に二箇所疵付たり。扨々面目もなき事にて候といふ。初め清七郎來りし時、若黨は同人宿へ知らせに遣し、灯燈持は大澤平藏方へ走らせけるが、甚之介・市浦善作・平藏其外學校奉行は近所故、追々馳來り、兩人を介抱し、九藏は甚之介が座敷へ連上げ、清介は此時迄も猶醉醒ず。流行歌などうたひ、手をうつてよろこぶ體なり。時々は心附しにや、こは口惜腹切らんといふを、側より留れば、又元の如く興じけるを、やう〳〵玄關まで引上たれば、氣息幽になり、甚

だ危き容體なり。其内に外料榎友悅、同町醫河野孔雲來りければ、九藏は孔雲、淸介は友悅と双方へ分り療治せり。かくて市浦淸七郎より右の一件書上せしなり。運七も一番に通りかゝりしにより、父平藏より右の一件を頭へ達す。其文言、

口上「半切紙にて」

忰同姓運七儀、夜前五つ過頃、小原甚之介門前通り懸り候處、龜山九藏・武藤淸介儀手疵有之樣子にて甚之介門前に座し居申に付、樣子相尋候處へ市浦淸七郎通り懸り、右の樣子相尋申候處、九藏刀鞘走り淸介儀倒れ懸り、額に疵付申候由、九藏刀を納候とて腹に疵付申候旨、尤意趣等有之候ての事にては無御座由、兩人共申候。見及申候處、酒に醉居申候樣子に御座候。甚之介も早速出合、同人宅へ兩人共連越、榎友悅・町醫河野孔雲相賴療治仕候。忰運七、右の場所へ出合候に付、右の段御噂申上候。以上。

十月四日　大澤平藏　書判

小島儀左衞門樣　安東忠七郎樣

かくて兩人の番として學校附の者晝夜代り〳〵小原が宅へ行く。尤小原が相組并類中は、小原が宅へ是も代る代る詰る。さて右兩人段々療治加へて駕籠に乘候程に成ければ、同七日銘々宅へ歸、養生仕候樣御指圖これ有、兩人共駕籠にのせ學校御長屋へ戾り、又々療治せしが、十一月十六日、龜山九藏・武藏淸介儀、重き御暇被遣段、市浦淸七郎へ御老中より仰渡され、卽日淸七郎宅にて、大御目附下濃宇兵衞立合、兩人を呼出し申渡、無刀にて徒目付并に先步行足輕等付添、幸川村御國境にて追拂けり。九藏は備中惣社の者にて、其親貧しからねば不自由ならず暮し、淸介は極貧にて、養生の間取續もしがたき趣なりければ、九藏より合力せしといふ。兩人改易と成て、一宮の鼻に追拂はれし時、たとへ一旦醉狂にてせし事ながら、かく成なば、男の一分是非なく、再び討果すべしなどゝ、外よりは評判せしに、更に其心なく、兩人打つれ茶屋に寄、酒なんどたがひにのみて、いと懇にかたらひければ、人々の案に相違せしといふ。

十一、明和五年戊子　榎並新大夫娘出奔

榎並新大夫といふ者、常江戸にて家内も皆邸にあり。新大夫が養女實は結城

イに明和五年戊子歳四月十七日中仙道大宮驛にて、馬子兩人及殺害に一件。

與兵衛娘なり。いかなる故にや、二月朔日の夜、外塀を越て耶揚子河岸に出で、いづちともなくはしりける。塀のひかへ柱に上り、こゝに細引綱をゆひ付、その綱を塀のあなたにうちこさせて、それをつたひて越けるが、夜廻りの足輕其跡へ廻りかゝり、あやしく穿議しけるより、騷ぎ出せしなり。其時の世評に、此娘常に格子に出て、往來の人を見物しける中に、一少年ありて、戀々の心起りけるが、もとより此娘も情色あれば、件の少年もいひ寄るべき便もとめける。古語にいはゆる口耳不レ用。目與心計は戀路の要用なれば、いつとなく內外相應じ、すでに此變に及びしといふ。又一說には、他邸の格子とむかひあひたるが、此家の少年と心通じて、後には柴居などへ同時に行て、供の下女をすかし姦婬もせしが、終には少年と同じく出奔せしといふ。未詳。かゝりければ、新大夫一分立ず、養父權八郎實、鹽田門三郎が弟なり。をはじめ、家內引具し、同二日出奔せり。素より、未權八郎と夫婦にはならねども、已によびむかへ置、權八郎が妻とすべき約なりけり。さて此一件岡山へ聞へければ、件の娘が實父結城與兵衛も一分立がたく其子新之丞次男□□(欠字)家內殘らず出奔して江戸へ行、娘の在所を捜索しけれども、終に行方をしらず。本意をとげざりし。これによつて榎並結城の家絶たり。

十二、丸山茂九介斬馬子

四月十七日中山道大宮驛にて、先步行丸山茂九介といふ者、馬子を手討にす。此一件則茂九介が自記を左記す。

一、和田次郎大夫・岡田久兵衛・太田彈次郎・太田重郎右衛門・宮崎喜平次・丸山茂九介・厚木六之介・西村久五右衛門・八木定平幷次郎大夫・請取人津高郡増田村市右衛門・喜平次、相宿合羽持同郡下畑村仁大夫・久兵衛、相宿合羽持同郡今保村長七郎、右九人の者、昨年殿樣御入都留守詰、東都に罷在候處、今年御參府被遊候に付、何も四月十六日、江戸晝立にて其日六里步行、浦和驛に致止宿、翌十七日同所出立可仕候處、兩相宿荷物可付二匹の馬子共、荷物重く候由申候に付、左候はゞ問屋呼寄、如何共取計はせ可申候間、馬も指遣可申事可有之旨申聞候處、馬子共申分、荷物不附にては無之由申候間、此方申嫌如何仕度存寄候やと、彼是申內、亭主少々酒手にても遣し可然と申候得共、此方存寄荷物重きとの申分にては、酒手等遣候事不存寄事に候荷など重く候得ば、天下の御法を背候事に候。中々拙者共荷物御法に不叶事は無之候間、とかく問屋呼寄せ取計はせ可申と申候得ば、亭主今日は殊外道も惡敷御座候間、少々御了簡可被成候など、段々申候故、致其分荷物付させ朝六つ半(前七)頃馬牽出候處、同所より大宮驛迄、道法一里十四町の場、大宮へ晝四つ半(前一二)時過に參候。其間段々惡口、已に狼藉に及び候に付、不得止事大宮驛布袋屋太郎右衛門店先にて、馬子兩人殺害いたし候。其節和田次郎大夫・太田彈次郎は其場に不居合、兩人共足痛故、朝

より駕籠にて出立致候故なり。外七人の者共は、馬子甚だやかましく申候故、朝より馬を不離一所に罷在候。

一、浦和宿善太郎抱の馬子又兵衛、年二十五、同所源兵衛雇馬子四郎兵衛、歳凡三十有餘。（帳外者故歳不知。）

一、茂九介、初太刀にて又兵衛右の腕打落し、二の太刀にて脊、三の太刀四郎兵衛首（皆懸り）、四の太刀にて又兵衛留め。

一、喜平次太刀又兵衛右の鬢より肩へ切る。茂九介二の太刀の次に切る。

一、重郎右衛門太刀左の脊を切る。喜平次太刀の次なり。

一、久兵衛・定平兩人は、治郎大夫・彈次郎を呼に先へ參る。

一、茂九介・喜平次・重郎右衛門・六之介・久五右衛門兩五人の者、死骸の所に罷在候右の内茂九介は問屋前へ參、本陣に致對談度候間、其節申傳吳候樣に致演說候。

一、本陣甚之丞少々不快に付、手代指越候。其節茂九介相對御見及候の通討捨候。兩人の馬子共、浦和の者に御座候。今朝より段々惡口、巳に及狼藉候故、不得止事右の始末に及候。此上は兎角所々御作法の通、御公儀への御屆等、萬端宜賴存候。素より當所に致止宿、御下知相待申覺悟に御座候間、宿から申付と申て、死骸の脇に右五人の者共相待候。

一、大宮の役人相揃罷出、御宿も申付候間、御出可被成候。尤死骸には番人等申付候間、御氣遣の儀は無御座候と申に付、宿岩井右衛門八方へ右五人の者共罷越處、右衛門八は御大切の御宿仕候に付、下々の者へも其段申聞、素より裏門〆、出入不仕、表もふておろし、戶口出入も嚴重に仕候。惣て何人御座敷へ罷出儀御座候共、私罷出御引合不申候はゞ、御相對被成間敷との事に候。久兵衛・定平罷歸候間、無程次郎大夫・彈次郎も罷歸候樣に申候。

一、次郎大夫・彈次郎罷歸候に付、右五人の者對面致し、大變出來仕、御上御役介の儀、恐入奉存旨申候。其時次郎大夫御上御役介は大成儀に候得共、及狼藉候事に候得ば、其段は不叶是非候。御目掛の兩人共御討留、此上の御仕合に候間、書付御調可被成候との事に候間、左の通、茂九介文言好み、久兵衛執筆候事。

口　上（但堅紙）

此十六日夜、浦和驛に止宿仕、今十七日朝六時（前六）過、何も出立仕候節、私共荷物同所の馬子四郎兵衛・又兵衛兩人に附させ、一所に罷出候所、途中にて右四郎兵衛・又兵衛申候、桶川驛迄馬を通し可申候間、增錢本駄賃とも、一匹に四百文づゝ貰度由、大分の儀故、色々相談仕候處、馬一匹に三百文づゝに約束仕候。右の取計も畢竟時刻遲く相成候故、無據相禮申候。其節迄

四郎兵衛・又兵衛兩人共惡口、言語同斷の儀に御座候得共、末の者の儀、理非不通候間、段々了簡仕居申候處、大宮驛にて、右四郎兵衛馬を替約束の桶川迄不參、其上又々外に増錢所望仕候。就右何も今朝より段々了簡仕置候得共、彌惡口募、同驛布袋屋太郎右衛門と申者店先にて、右四郎兵衛儀丸山茂九介胸を取、柱に押付候故、取扱せ皆々急度叱り候處、其節又兵衛も早速其場へ罷越、蓑笠をとり、四郎兵衛を御痛被成候ては、此荷物是より先へ遣候事罷成不申候。私御相手に罷成申候と申候て取懸り候に付、不得止事兩人共丸山茂九介・宮崎喜平次・太田重郎右衛門卽座に討捨申候。右の一埒大宮驛別紙の面々へ相對仕、御上へ御屆の儀御作法の通相賴、同所岩井屋右衛門八方に止宿仕、御下知相待居申候。御役介の儀出來仕、恐入奉存候。右の通御注進申上度奉存候間、小崎半兵衛殿へ御申達可被下候。奉賴候。已上。

四月十七日　岡田久兵衛　判　太田彈次郎　判

太田重郎右衛門　同　宮崎喜平次　同

丸山茂九介　同　厚木六之介　同

西村久五右衛門　同　八木定平　同

和田次郎大夫殿

別紙

一、中山道大宮驛役人當番問屋助左衛門・同年寄友右衛門・御本陣問屋兼帶甚之丞・問屋又左衛門・同甚左衛門・同六左衛門・同友八・名主右衛門八・同勘介・同段次郎・年寄市郎右衛門・同新右衛門・同武右衛門・同郡八內傳左衛門・同久右衛門・同伊右衛門。

大宮役人へ茂九介相對仕候は、右の通の書附江戸屋敷へ申遣候。自當所の書付致一覽度と申入候處、左の通書付見せ申候。

乍恐以書付奉訴上候(但堅紙)

一、中山道大宮宿問屋年寄奉申上候。昨十七日、松平內藏頭樣御家中都合九人、御荷物二駄、十六日夜、浦和宿に御泊り、右御荷物浦和宿より、源兵衛雇馬子四郎兵衛・善太郎抱馬子又兵衛付參り、桶川宿迄通の駄賃にて、當宿問屋場より二十間餘も來越候處、當宿太郎右衛門と申者家先にて、右九人の內丸山茂九介殿・宮崎喜平次殿・太田重郎右衛門殿御三人にて兩人の馬子御手討被成候。兩人共卽死仕候に付、何故御手討被成候やと御尋申候得ば、及過言手向仕候故、右體に及候段御申被成

候。依之右の御方々様、御公儀御下知相待可申段被仰候。九人の御方、一同當宿に御逗留、御宿申付御留置、右の段御申上候
尤浦和宿より御檢使相願可申上候得共、御檢使御預申上候。已上。

明和五年子四月　大宮宿問屋月番　助左衛門

同年寄月番　友右衛門

池田喜八郎様

布施彌一郎様　御役所

右の通相調明早朝に指立申候。尤當所御代官此節無御座候故、右御兩人の御預りの由、助左衛門演說、

一、久兵衛・市郎右衛門兩人は、十七日凡八つ半時頃(後三)、何も連名にて、次郎大夫へ指出候書付に、次郎大夫添書共受取、早馬にて江戸へ參、同夜四つ半頃(後一一)御屋敷へ着仕候處、無程小崎半兵衛殿對面、其夜中に半兵衛殿添書出來、御指出候事。

一、御徒目附笹谷半右衛門・御先歩行難波孫市、十八日夕江戸御屋敷罷立、十九日晝大宮岩井屋右衛門八方へ着。是は四郎兵衛・又兵衛罪改立合被仰付候に付、罷越候。

一、十九日夕、疵改として大宮御預代官池田喜八郎様御手代山室市右衛門、布施彌一郎様御手代田川文次郎參り、問屋月番助左衛門方に止宿いたし候。

一、同夕、笹谷半右衛門より、右手代兩人へ口上使にて、拙者儀今晝致到着申候。此度御自分様方、御疵改に御出被成候に付、其節拙者共立合候様に主人申付罷越申候間、御改の節御知らせ可被下候。早速立合可申候と申遣候處、心得候由返事にて、追付呼に人參候て、半右衛門・孫市出る。

一、御手代山室市右衛門・田川文次郎・笹谷半右衛門・難波孫市、右四人列座にて、大宮役人不殘、并布袋屋太郎右衛門兩隣七軒・向七軒の者共、浦和役人不殘、同所兩相宿の者二人、馬子主人二人、又兵衛親類、都合五十人計一人づゝ呼出し吟味有之候處、布袋屋太郎右衛門・兩隣七軒・向七軒の者、都合十三人は皆留守にて、其場へ不出合段申開き、太郎右衛門儀は段々挨拶致候得共、馬子は太郎右衛門申分に不順趣申開、相違無之書付連紙にて指出、其外兩驛の役人、馬子の主人親類はあやまり書御取被成候。右五十人計の者、皆市右衛門・文次郎・半右衛門・孫市四人當にいたし出來、御手代取歸候。

但、右通り書出來の節、脇より半右衛門見屆候通書留、江戸へ取歸、一冊に致し候事。

一、右吟味相濟候節、大宮・浦和役人不殘、馬子主人親類等罷出、主人親類死骸取なやみ四人相改候事。

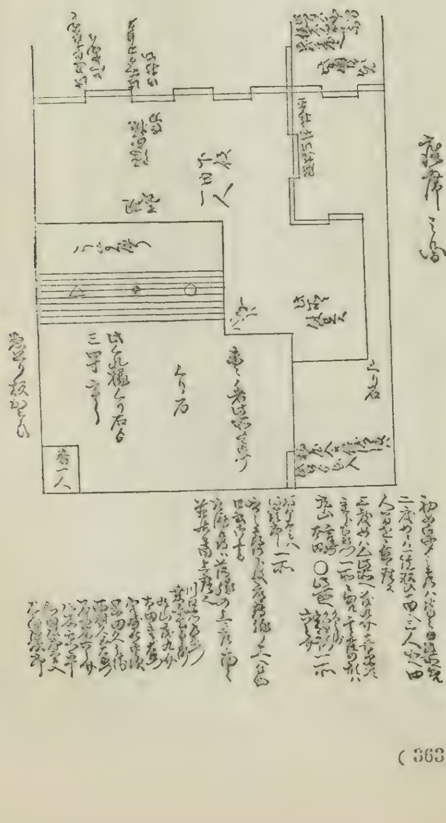
但、馬子二人の死骸、鹽漬被仰付、大宮へ御預に相成候。双方御吟味相濟候後に取捨候樣に被仰付候半やに候、都て大宮・浦和迷惑人數重可有御座候得共、此方へは不相知候。

一、御徒目付芳賀伴左衞門・御先歩行竹内幸吉・赤井萬之丞、二十日晝大宮へ致到着、伴左衞門九人の者、何も致同道、江戸へ罷歸候樣にとの御事申渡候。

一、同日晩八つ半時過頃（後三）、九人の者右三人同道にて致出立、同夜七つ時前（後四）に御屋敷へ歸、早速小崎半兵衞殿對面。

一、二十一日晝伴左衞門同道にて、何も御舘へ罷出候處、惣て指控同事心得、御小屋内にても相愼、他行無用の事、半兵衞殿被申渡候。

一、同夕刻伴左衞門同道にて何も御舘へ罷出候處、御留守居松原平右衞門・中村善右衞門・小崎半兵衞列座にて、明二十二日道中御奉行安藤彈正少弼樣へ被召呼候間、一統可罷出旨被申渡候。右同道として、川口忠左衞門、御留守居代り辻六郎大夫と參候に付右兩人の御方へも致對面候。



一、二十二日、麻上下着用にて、彈正樣へ罷出候、同道川口忠左衞門・辻六郎大夫・芳賀伴左衞門・夏井八右衞門・丹木幸四郎・竹内幸吉・岸圓之介・橋本多三郎御足輕。

一、御穿鑿場へ罷出居申候處無程御下役と覺しき人兩人共外に御穿議目付

などとも可申やの人一人、已上三人南向に着座。其後彈正樣御出、東向に御着座にて御尋被成候。

御穿鑿の節其座席の樣子、左の繪圖ごとく罷出候。

彈正樣御口上に、松平內藏頭家來丸山茂九介は其方か、△茂九介口上、左樣にて御座候。〇去十七日中山道於大宮驛馬子又兵衛・四郎兵衛兩人の者、打捨候は其方か、△左樣にて御座候。〇如何の埒にて討捨候や。△段々惡口慮外仕、已に狼藉に及び候に付、不得止事討捨申候。〇其惡口狼藉慮外の段委申候得。△委く可申上候間、御免可被遊候と申上、夫迄は平伏仕居申候得共、頭を上げ兼て御斷申上候儀に御座候。何もの者共一統口上御聞可被遊候處、私馬子と一所に居申所は、外の者不居申、外の者馬子と一所に居申節は、私不居申事御座候間、一體の樣子或は馬子過言等の儀申上候は、一樣に御座有間敷候間、さ樣思召可被下候。私儀內藏頭譜代の家來にて、先徒相勤居申候。去年內藏頭在國仕候に付、留守詰に罷下り、大名小路向屋敷に居申候處、其頃內藏頭參府仕候に付、仲間共交代仕、去る十六日、同道九人にて江戶書立に仕、中山道浦和に止宿仕、翌十七日同所出立仕候節、同驛の馬二疋入用に付、前晚より問屋へ申遣、帳に付させ置候。十七日朝六つ二三步頃、馬二疋指越申候。尤私相宿和田次郎大夫・岡田久兵衛・太田彈次郎・太田重郎右衛門、外に合羽持小人二人、宮崎喜平次・厚木六之介・西村久五右衛門・八木定平、外に合羽持小人一人、宿二軒に分り止宿仕候所、兩宿へ一人づゝ馬子罷越申候 跡にて承候得ば、拙者方へ參り、馬子の名は四郎兵衛、喜平次方へ參候馬子は又兵衛と申候。然る處、喜平次相宿未何も出立不仕、私相宿は次郎大夫・彈次郎・合羽持市右衛門召連出立仕候跡にて、兩方の馬子共荷重く候條申候に付、拙者共の申分、左樣申候て如何仕候や、拙者共が荷物は段々吟味候上、江戶付出し候間、天下御法に相違無之旨申聞候得共、一圓承知不仕候故、左候はゞ、問屋を呼に遣し、荷物重きと申候儀迄吟味并馬等も指替させ可申旨申聞候處、中々荷物付け間敷にては無之由、馬子申候故、然ば如何仕度存寄にや、重くと申馬にも付ず、又付間敷にもあらずと申、兎角隙を入候事如何に候やと、しかたゝ相糺候處、宿の者罷出、少々酒手等にても被遣可然と申候故、決て得遣す間敷候。荷重きと申候得ば、天下の御法を背候事を錢あつかひにて末々の者を扱、旅行候事存も不寄候と申候處、宿の者左樣は思召間敷候、畢竟御酒手囉(もらひ)度故色々申事に御座候間、必以左樣にしかと思召被留候事にも無御座候。今日は大雨にて、下足も殊の外惡敷御座候間、少々酒手被遣、御出立可被成候と申候故、左も有之候はゞ、如何樣共致し可遣候。錢何程にて可然やと承合候處、二十四文

か三十二文か被遣宜御座候と申候故、其意に任せ候。右亭主と此方の詰開、馬子脇にて一々承居候故、右事終、早速荷物付御定の駄賃大宮迄四十九文遣し、酒手は先にて可遣存寄に御座候。喜平次方も同様の取計ひ、少々事短に相談仕、兩方の馬一所に牽出し候故、何も出立仕、毎は合羽持に馬才料まかせ、拙者共は勝手次第に旅行仕候得共、今日兩人の馬子は一通りならずゆすり引六箇敷御座候故、何も馬の跡や先に相成、宿口迄罷出候處、上れば右手の茶屋へ兩人の馬子這入、茶たばこ又は酒にても給候や、未戸明候茶屋故、態成事は見へ不申隙取候に付、少々驛を出離れ居申內、兩匹（人カ）も參、何やらん、合羽持に惡口申様子相聞候故、私共譯は不存候得共、途中にては別て不外分（聞）の事に候間、兩人の合羽持を制し、應答不爲致候故、馬子共彌立腹仕、拙者共へ對し候ても顏色を替、色々惡口數々の儀に御座候間、不覺儀も御座候得共、先拙者共耳に逗り候事は、士の劔の舞など何とも不存候。惣て馬士（イにチ）をば皆人宿なしの様に存候得共、海道皆宿にて候間、何方にて死候ても我宿なり。或は浦和・大宮の間、立場の茶屋にて馬牽留、殊の外隙取候節も、私共一所に居申候處、兩人の馬子大宮・上尾を附通し、桶川迄可參由望候得共、久々酒手のゆすり引六箇敷可申と推量仕候故、取合不申候處、頻に其儀所望仕、一向馬牽出し不申候故、無據其相談に懸り申候。四郎兵衞申分、浦和より大宮迄の酒手に、大宮より桶川迄本駄賃酒手共、一匹に附八百文づゝ與候得と申、久兵衞は一匹に四百文と申候。然る處、本駄賃やう〳〵百二三十の所を餘り過分の望に御座候故　拙者曾て承引不仕候處、其節四郎兵衞致着用居申候木綿合羽の襟なきやうの物ぬぎ、茶屋の女凡四十計の者に是にて酒のかんいたしくれと申、拙者腰懸候間に指置候蓑の上へ腰を懸ざまに、士と申合候ほど面白き事は無御座間、一盃給候て可申と申、臂を張拙者にねだり懸り、彌桶川へ可參と申候。久兵衞は下戸の由にて、燒餅ばかり取くらひ居申候。拙者儀も、右の節は分別可極かと奉存候得共、內藏頭黍々申附候にも、道中は別て相愼み、神妙第一に旅行仕候様に申付候故、爰を堪忍仕候はでは不叶所と存、畢竟馬子共の申所男道にもなく、錢取度故に候間、糞蠅の頭に留り候同事と、存堪忍仕候得共、少々顏色に相見候や、同道の中、太田重郎右衞門・四郎兵衞を脇へ連參、能々申聞、久兵衞等申聞、桶川迄一匹三百五十文づゝに相極申候。拙者は其中一足早く其茶屋出候故、四郎兵衞申付置候酒給候や否存不申候。夫より大宮迄道も惡く、彼是隙取、四（前）つ半過にて參申候。道もあしく候得共、浦和出立六つ半頃（前七）、大宮迄一里十四町の場に、二（二一）時餘懸り申候。是皆ゆすり引に隙入候故に御座候。然處大宮問屋前にて見申候所、久兵衞は約束の通桶川迄可參様子にて、荷物其儘付居申候。四郎兵衞は馬

を待候故、如何と相尋候處、又兵衛引言應對仕候。何分私受込候間、楠川迄三百五十文にて無間違遣し申候處、其（イ定）分同所問屋帳に付させ、問屋の事合羽持にまかせ、拙者共も問屋前引越、又兵衛馬并替候馬も牽出し、問屋二三十間行過候處、問屋前にて合羽持長七郎と四郎兵衛口論の様子に付、頻に長七郎を呼寄可申と存候處、又々七十二文異候様に四郎兵衛申候と長七郎申候故、夫は何故の所望に候や、引當もなき事に候間、成不申候と申候所、是非異と申、しばし聞合候得共、承引不仕、尤下賤者の儀故申候事不聞儀多く御座候得共、七十二文異候様に申候事は相聞候、拙者共儀は罷歸、今朝段々惡口應外の事有之候得共、免置候得ば事募莫大の酒手所望致し候、此儀曾て相成不申と申切、捨置可申候處、四郎兵衛儀拙者共胸を取、布袋屋太郎右衛門店先捨柱に押付候故、最早其分に相成不申取伏、今朝より段々不届の段申聞、あやまり候やと尋々口々に其場に居合候七人の者共申候得共、決てあやまり不申、其節布袋屋太郎右衛門も罷出、段々取さへ候得共、誤不申候間、最早無致方討捨可申と心に決し候所、又兵衛三四十間も馬引戻し參、其馬子箇様に御痛め候事、何故に候や、決て相濟不申候、此上は私御相手に成申候間、私を御痛可被成候、箇様の儀に成候ては、此荷物一寸も先へは遣し不申候と申、蓑笠をとり左の肌をぬぎ、最早首懸候體に相見候故、不得止事、兩人の馬子共、同道の中、太田重郎右衛門・宮崎喜平次・私三人にて殺害仕候。〇其三人にて馬子を切候所を委く申候得、△此儀は御免可被下候。右の處委く申上候得、何とやらん未練の至に御座候間、御斷申上候。何分三人の馬子を三人にて一々討留め候段、相違無御座候。〇乍去、公儀御穿鑿の儀に候間、委申さでは不叶事に候間、申候得。△左候はゞ可申上候。先刻も申上候通り、四郎兵衛をば伏置居申候處、又兵衛馬引戻し、蓑笠をとり、早くも首懸し體の處、先私初太刀にて又兵衛右の腕打落し、何やらん不聞事一言申後向に成候處、左肩を二の太刀にて仕、最早此二疵にては十間と遁候事は當間敷と存、其儘私後へむき、四郎兵衛首を三の太刀にて仕候處、切先左の高手半分も切候は僅に覺居申候、首は皮掛りにて御座候、此男はとゞめに不及、又兵衛へ立戻り申候得ば喜平次・重郎右衛門仕留候得共、元私初太刀入候故、四の太刀にて留目仕候。〇其節喜平次・重郎右衛門は、如何して切候や、△私存不申候。〇其方不知事は有間敷候、委申候得。△幾重も存不申候、切候節の儀、詞に演候へば、右の通長く候得共、其節は素より暫時の間に御座候得ば、中々何ひとつ申合候間も無御座候。私所存はしか〳〵に二刀も仕候間、最早遠道は成間敷と存、捨置候得共、喜平次・重郎右衛門はいかゞ見及候や、其段存不申候、此儀は右兩人へ御尋可被成候、扨馬子切候て同道の中、岡田久兵衛・

八木定平は、和田次郎大夫・太田彈次郎を呼に走り、殘る五人死骸の脇に居申候。其内私間屋へ參、本陣に逢申度旨申候得ば、早速傳吳候て、無程本陣手代參候節、私死骸の脇へ歸り皆申候故、其爾にて對談仕候。本陣甚之丞は少々不快に付、手代指出候由に御座候。用事の儀も有之候はゞ可承之演說仕候に付、私儀共今朝より段々難儀仕候、右の一埒莬增咄し、誠に不得止事討捨候間、公儀への御屆萬端御作法の通相賴、勿論當所に致止宿、御下知相待申度候間、宿も申附吳候樣に申談、内藏頭方へも注進致し候樣子申入相待居申候處、頓て宿申付、大宮役人不殘罷出候間、死骸に番なども可付やと相尋候處、其用意も致し罷出候由に付、旅宿岩井屋右衛門方へ五人共引取申候。其後岡田久兵衛・八木定平罷歸、無程和田次郎大夫・太田彈次郎も罷歸、上下十二人止宿仕り、江戸表へ岡田久兵衛・太田重郎右衛門爲注進十七日凡八つ（後・三）半頃大宮出立仕、殘る者共は去る二十一日、江戸へ歸候樣内藏方頭より申來、同晩大宮出立仕、夜中に江戸へ着仕候。御下役衆立候得と被申候。

又もとの障子内へ這入。

一、宮崎喜平次・太田重郎右衛門一所に被召呼御尋被成候處、別儀なく茂九介口上と、惣ての事は同樣に申上候處、兩人切候所を如何の埒にて切候やと御尋に付、茂九介儀二の太刀切、いか樣の存寄候や、其儘拾置候處、少々逃候故、逃し候ては傍輩の恥辱に相成候事、素より主人の名迄出候事故、不討留して不叶と存切付候。私共兩人申合も不仕候得共、其心にて兩人共一所に仕候と、兩人中より申上候。○中の立場にて茂九介蓑に四郎兵衛腰懸候節、茂九介能と切候ざりし事よと、喜平次へ被仰候。御下役立候得と被申候。

一、岡田久兵衛・厚木六之介・西村久五右衛門・八木定平、一所に罷出候處、御尋有之、茂九介申條と無相違、其場に罷在、若逃走り候はゞ逃す間敷と心懸罷在候段申上候。御下役立候へと被申候。

一、和田次郎大夫・太田彈次郎、一所に召呼れ御尋候所、其場に不居合候故、何も不存段申上候。御下役立候得と被申候。

一、其後七人一所に被召呼、茂九介・喜平次・重郎右衛門は南へ寄、久兵衛・六之介・久五右衛門・定平は北へ寄、御板物に並び座す。彈正樣御口上に、丸山茂九介・宮崎喜平次・太田重郎右衛門吟味中、揚り屋申付候、御下役衆すざり（迴）候得と、其時くり石へ下り、後よりじつてい（十手）腰に指候男來り、三人の肩衣をはづし腰に繩を付、小手を留ける。元の障子の内へは不入、くり石の上を東の戸より次の間へ出る。此時三人共顏色不勝候や、彈正樣、長き事にては無之と被仰聞候故、扨は銘々不快に恭

存候心底、顔色に顯れ候やと氣付相愼申候。彈正樣御口上に、岡田久兵衛・厚木六之介・西村久五右衛門・八木定平吟味中預候。御下役衆立候得と被申。

一、川口忠左衛門を被召呼、薄緣（うすべり）の上へ出る。彈正樣御口上、吟味中四人の者御預、三人の者は揚屋入被仰付候旨被仰渡。（忠左衛門も、外一統出候所より出。勿論御決斷所へ出候者、皆々無刀。）

一、御下役衆の中、筆頭の方（此御下役名元後に承候得ば、萬年七郎右衛門殿なり。）御決斷所南へ御附、茂九介を召呼參、彈正少弼被申には、先刻其方申候通、又委敷申させ、其旨書留候得との事に候間、申候得と被申候故、彈正樣へ申上候前段の通、委申上候處、半紙堅紙凡三間半餘ほどの長さ御書留、奥書留には、御尋に依て相違の儀不申上候已上、松平内藏頭家來丸山茂九介、年號月日、道中御奉行所と御書被成候。其御文作（御書取文體の事）（イに時）甚御手に入候事無申計。三間半餘も御書候ほどの長事の内、要々の所を御取拔紙二尺程の間に御書結び、此取計（イに時）にても一切合點參候樣に、御認め被成候に付、扨々御自分樣には勝れたる御使者（イに交）にて御座候と申上候得ば御笑被成候。（此御下役と申も、若黨鑓挾箱草り取御召連、彈正樣御門も開き、取次御客の通、迎は素より、御目見已上の由。）

一、御下役衆筆末の方御決斷の所北の方へ御附（此御下役は幸之進殿と申由。）久兵衛・六之介・久五右衛門・定平、一所に御呼出し、茂九介へ被仰聞候通御申、右四人の口書連紙に出來仕候。

一、茂九介口書相濟候跡へ、喜平次・重郎右衛門御呼出し、口書連紙に出來、右四人口書濟候跡、次郎大夫・彈次郎御呼出し、口書連紙に被成候。

一、揚り屋へ入候三人の者、着替・ふとん・手拭・鼻紙指出候得と彈正樣より相移候由にて、早速御屋敷へ申來り、大御納戸へも相移候得共、急には手當不合故、仲間御番所に有之金子を以、黒田覺左衛門調に參り、ふとん三つ、郡内島綿入三つ、手拭鼻紙等、大風呂敷三つに包分、進物船にのせ、御先徒林武七郎・彈正樣御門内に持せ參。

一、御下役衆又三人をちよと御呼出し、浦和・大宮の間の立場茶屋いか樣の所にて候やと御尋候故、茶屋の住居亭女年頃等凡申上候。夫より早速傳馬所へ參候に付、御下役衆揚屋は、殊の外痛入多に候間、隨分不頓樣にいたし候得と御申、追付は呼迎も有之候半と被申候。急一諸匠人を切候節、いかほど無盡致し候ても、一旦は揚屋へ御入候事、御法にて候。素より繩

掛候事も御法なれば、中々恥辱とは存間敷と被申。

御下役咄に、御公儀の繩は、御決諒(イに斷)所へ出候得ば矢庭に掛候故恥なし。大名の下にては、科極て繩掛け候故恥なりと被申候

一、此日皆々支度、御屋敷御臺所より來、一統彈正様にて給候。茂九介・喜平次・重郎右衞門は、はや駕籠に乘居申候故、駕籠にて給候。

一、御僉議相濟、御預の四人、幷、次郎大夫・彈次郎は、忠左衞門・六郎大夫同道にて、御屋敷へ歸候。次郎大夫・彈次郎は居り來の御小屋へ歸り、御預の四人は出張御長屋脇に一所に被指置候。晝夜共不寢番、御足輕二人・御小人一人づゝ被指置候。支度御臺所より、三度共廻り候。御先徒御申談、咄かた〴〵晝夜二人づゝ參候。是は寢ずにはあらず。

一、茂九介・喜平次・重郎右衞門は駕籠にて傳馬町へ參候時分、棒突二人先に立、其外駕籠の者皆日用、駕籠脇一人づゝ同心などゝ可申者、木綿羽織の長き馬乘の明き候を着し、じってい腰に指し罷在候者一人づゝ付き、傳馬町にては裏門より入、御屋敷中眞中と覺しき所に辻番所のごとき所有、其所にて駕籠より出候得ば、柿色郡内に紋付着たる男、脇指一腰鍵三十本計腰にさげ罷出、彈正様よりの書附同心より受取、銘々共名歲書付と引合、三人共分け揚り屋へ入候。重郎右衞門は南の揚屋へ入とて、其所にて分る。茂九介・喜平次は北の揚屋へ入候故、兩人一所に口迄は參候處、又無腰の者、二人出候て、着物・ふとん・帶・下帶等さぐり改、髮の中もさぐり。上下の下も其所にぬぎ、白衣(イに候)にて着かへ、ふとん・よ着物自分に持、兩人分け、二軒の揚屋へ入る。二十四日揚り屋の三人、彈正様より御呼出に付、早朝支度致し上下の下計着、上は持參致候處、御決諒(イに斷)所の次にて、御下役衆、肩衣を着候得と指圖有之に付、着致し、如例板椽に座す。彈正様口上に、申分わかり候に付、揚り屋入を免じ、預被遣候。△承畏候。御下役衆立候得と被申。

最初出入仕候御障子の内へ入、御次へ出候節、同心のごとき人繩をはづし、夫より同心あしらい上候。大小請取、御式臺へ出る。

一、桑原甚五兵衞を彈正様へ被召呼、三人の者共を御預被成候旨被仰渡、三人共致對面、左の面々同道にて、御屋敷へ罷歸候尤迎人迎に參候。辻六郎大夫・桑原甚五兵衞・笹谷牛右衞門・丹木幸四郎・林武七郎・難波孫市、御足輕。

一、罷歸早速御舘へ罷出候處、二の間御椽側にて、池田要人殿・中村主馬頭・安東忠七郎殿・津田八左衞門殿・中村善右衞門殿

川口忠左衛門殿、御列座の處へ、小崎半兵衛殿召連、御出御逢被成候。要人殿・彈正樣にての儀、一々御咄申候得と御申に付茂九介御咄申、揚り屋の儀も御尋に付、御咄申候。

一、向御屋敷へ歸候ては、南通り外御長屋筋西、御物頭長屋明き居申に付、夫々御措置、諸事前後四人の通り。

一、同日合羽持市右衛門・仁大夫・長四郎被召呼、大宮の一件御尋に付、一々申上候、兼々九人の者御尋の節の通り、一旦は彈正樣直御尋、其後御下役衆口書連紙に被成候。市右衛門は其場に不申居段申上、外二人申候、九人の者共申條に准じ、外に松平大膳大夫樣御家中に、去年むね打二つ三つ請候か、けんべき直り候など、又は大宮・浦和の立場にて、馬子とし喧嘩仕候七人の者共取鎭め候事申上候。

但、小人奉行椅井與平次、右三人の御小人召連、佐藤源兵衛・橋本多三郎被指添罷出候。御尋相濟召連歸候。

一、五月三日、上下十二人共御呼出、左の面々同道にて、彈正樣へ參候。中村善右衛門・川口忠左衛門・桑原甚五兵衛・笹谷半衛門・熱田文右衛門・難波孫市・岸圓之介、御足輕一

次郎大夫・孫次郎は歩行、外七人は月代日立、御門等六箇敷由に付、皆駕籠にて參る。

但駕籠へは三人草履取御足輕一人もゝ立取駕籠脇に召連候。

一、芳賀伴左衛門・椅井與平次、御小人三人を召連れ出る。

一、御下役中勝手にて尋に、先日詞候口書召連候。三人の者小人と唱へ給扶持は主人より呉候得共、銘々請取候ては、誠に家來同樣に仕候由相聞候。然る處、小人と申名目は如何して有之や、茂九介答に、先祖三左衛門奥方に北條氏直御後室被爲入候節、御小人と申者御召連候故、其名目殘り罷在候と承傳候。夫故右小人に主人より渡候雜股引、天下御同樣緒にて御座候。他家にては中間と申、奉公人同樣に御座候。又尋に、四月十七日は東照宮御忌日にて候、此所は覺なく討捨申候かと被申、茂九介答に仰の通、四月十七日東照宮御忌日と申事不可忘候。日本一統の儀と申內、別て難忘は私共にて御座候。備前にては毎年東照宮御祭禮渡御御座候故、岡山の町西國往來を留、嚴重成御祭、私儀出役向も相勤申候得ば、別て不忘私共に御座候得共、此度は無何心手討仕、只今御口上にて存じ出し、扨々恐入奉存候事に御座候。御下役中口書御讀合仕廻、奉公人の堪忍不成時は、たとひ御忌中の事にても、不可捨置と被仰候。

一、御決斷所へ十二人共罷出候所、御下役衆口書請書出來候由、御持參遊候所は無之や否、能承候得とて、五通の口書を御讀被成候處、違無之旨申上候。御下役衆、此間浦和・大宮の間の立場茶屋呼出し僉議致候所、其方申さるゝ通心付合致し候。惣て御預の內は大切の事に候間、能々相愼み罷在候得と被仰聞、御決斷所を出る。

一、又十二人共御決斷所へ出る。彈正樣御口上に、今日は皆の者共、口書を聞て遣候ぞ、御下役衆、茂九介口書御讀仕廻、彈正樣御口上に、茂九介相違は無之か、相違無御座候。外四通共、右の通相濟して次間へ出候所、御下役衆口書に判仕候得と被仰候。銘々の名、紙の織目々々に判仕、其外落字を跡より書込候所、又は紙を張書置候處、皆判仕候。

一、忠左衛門・甚五兵衛、御決斷所へ被呼出、彈正樣御口上に、今日は皆の者共口書濟、判取候間、諸事只今迄の通に心得召連歸候得と被仰、御下役衆立候得と被申。

惣て忠左衛門・甚五兵衛御僉議の面々、度々御決斷所へ罷出候間、色々の箇條可有之候得共、委敷事は不存、此留は畢竟拙者一分の留にては、忠左衛門・甚五兵衛は七八の者御預に付候ては、證文など被指出候由に候得共、委は不存候。

一、五月、四人の者外御長屋へ被指越、一所に被指置候事。

一、六月五日夕飯後急に御呼出に付、御長屋を晩七つ（後四）時分に出る。同道松原平右衛門・川口忠左衛門・桑原甚五兵衛・井上門大夫・丹木幸四郎・佐伯助介・小松千之介、御足輕。

一、河上源五左衛門・仁科又右衛門、御小人三人を召連出る。

五月三日、被指出候通にて出る外、提灯持一人づゝ被下候。

一、一統御決斷所へ御呼出の處、忠左衛門・甚五兵衛、薄緣の南に詰着座、九人の者共も、其日は薄緣の上へ着座仕候へと、彼御目付とも覺しき人指圖に付、甚五兵衛と少し間を切、茂九介・喜平次・重郎右衛門・久兵衛・久五右衛門・定平・次郎大夫・彈次郎、くり石の上には、市右衛門・仁大夫・長七郎出、外には御代官手代一人、彈次郎末の所疊上に座し罷在候 彈正樣被仰渡樣、茂九介・喜平次・重郎右衛門へは、左の御請書の文言の通、御演說被成、大變の節其場に居合候久兵衛・六之介・久五右衛門・定平、其場に不居合次郎大夫・彈次郎・下人三人、右何も御構無之趣、三段に分て被仰渡候。御代官手代へ浦和・大宮御構無之趣喜八郎へ申聞、喜八郎より彌一郎へ可申聞と被仰渡候。忠左衛門・甚五兵衛罷歸候て、此旨內藏頭へ可申聞候へ

御下役衆立候得と被申。御次にて、茂九介・喜平次・重郎右衛門は、左の通御請書に判仕候。平右衛門を御座敷へ被召呼、馬子共段々不届の至候處、重々了簡候得共、誠に不得止事に至り、始末宜敷段、御賞美被成下候事。

一、御請書文例、憚には不覺候得共、左の通に候。

御請書（堅紙）

松平内藏頭家来
先徒　丸山茂九介
同斷　宮崎喜平次
同斷　太田重郎右衛門

去四月十七日、中山道於大宮驛、馬士又兵衛・四郎兵衛兩人の者致慮外、其上及狼藉候に付、不得止事討捨候段、依御尋、申條相違無之候間、御構無之。

去四月十七日、中山道於大宮驛、馬士又兵衛・四郎兵衛兩人の者同道の中、丸山茂九介に致慮外、同人討捨候節、又兵衛儀逃去候樣子に付、兩人にて仕留、茂九介に留目指せ候段、依御尋、申條相違無之候間、御構無之候。

右の通被仰渡奉畏候。仍て御請書如件。

明和五子年六月五日　松平内藏頭家来
丸山茂九介　印判
宮崎喜平　同
太田重郎右衛門　同

道中御歩（イに奉）行所

一、御屋敷へ罷歸、早々銘々頭々へ差控書付指出候所、翌六日不及差控の段申來。
但、外御長屋にて一統差控候。彈正樣より歸候へば、早々御足輕小人番引け、六日晩、銘々居來りの御小屋へ歸候。

一、六日御給扶持被下來、勤向諸事、只今迄の通と被仰付候。

一、七日夜御舘にて小嶋半兵衛殿被申渡候趣、此度公儀御取計茂けなき事御座候得共、少も心を懸間敷候。御法の儀に候間、御前にさへ御了簡被遊候間、別の儀有之間敷旨、其外段々御懇の御意、御内々にて、内記殿より半兵衛殿へ被仰候旨被申渡

候。

一、揚り屋に罷在候中、三人の者共不遁者、詰合に有之やと御尋有之候。其譯は揚屋にて、給物に難儀の候半まゝ、不遁者よりの辨當と名付、御臺所にて被仰付可被遣との思召寄に候由、輕き銘々共にか樣の御心付候事、身餘り難有儀に存候。

一、護之進樣へ御咄、茂九介刀、殊の外成業物なりと、御意被遊候事。

一、彈正樣於御城、銘々共儀御賞美に成御咄御座候節、松平大膳大夫樣御嫡子壹岐守樣御聞に成候に付、御同方留守居より此方御留守居へ申來、其節の始末御寫取被成候事。

一、此外揚り屋中の事共、別に記す。こゝに略す。

十三、坂口源次兵衛出奔　坂口源次兵衛は槇左衛門が子にて、家代々槍術を業とす。この源次兵衛才器あれ共、生質懶惰にて家貧しく、奉公なりがたくて月日出奔す。時に一首の詩を壁に題す。

孤雁朝飛探二落天一。江山雨雪欲二飄然一。臨岐頻覺悲風色。越境更哀薄暮煙。巢鳥呑レ聲離二茂樹一。潛龍失レ氣去二深淵一。此窮不二必明君棄一。我作遐愁致仕篇。

坂口忠良

此源次兵衛は色々奇談ある中に、家貧しく後には屋床をはなち取て薪とし、屋瓦をこぼちて酒の肴の料とし、庭よりは草生ひ茂りて三逕もなきほどなり。軒は汚損して月影をもらしぬ。されども自身は疊二枚敷の臺に毛皮を舒べ、其上に座し、几に倚て看書す。傍には箏一張、酒壺一陶のみ、其他一物を貯へず。時としては粒を絶すれ共、晏如たりしか共、終に貧窮仕官なりがたくて出奔し、家絕たり。

十四、明和六年己丑　正田彌一左衛門出奔　上坂多仲組正田彌一左衛門といふ者、去年より江戸に詰居けるが、今年歸期に及び、□月□日出奔して家絕たり。

十五、齋藤太郎介下獄　津田丹下組齋藤太郎介へ仰渡さるゝ旨ありとて、六月十九日丹下が宅に呼出せり此時相組藤岡勘右衛門・渡邊得右衛門、太郎介を同道し出ける。組頭齋藤三郎介立合けるが、只今の內評定所へ出べき旨、丹下申渡によつて、又藤岡・渡邊兩組頭の齋藤も同道にて出ける所、大目付下濃守兵衛仰を傳ふ。其趣、

齋藤太郎介儀、兼て不心行に付、揚り屋入申付候者なり。

かくて下濃は組頭二郎介にむかひ、太郎介を請取たる由申によつて、同道兩人と打連、丹下が方に歸り、此旨をぞ申ける。世に評せしは、此太郎介人倫の外なる所行ありしといふ。くはしき事はしられ共、娘に姦淫せしなど評判せしこと甚しかりし。

十六、湯淺新兵衛蟄居　江戸判形湯淺新兵衛、いかなる罪やありけん、御勘氣かふむり、八月二十日蟄居命ぜられ、やがて江戸を發し、岡山に歸る。其子勝介後に新兵衛と改。に父が祿五百石の内四百石賜ひ、但し、本知は四百石にて百石は加祿なり。上坂々仲組となる。此新兵衛、名は元禎、字は元祥、當山と號し、文章の才多く、服部小右衛門元喬が門人となつて萩生の學に心酔し、詩賦文章に達し、又武技に長じぬる事、世の人あまねくしる所なり。くはしき事は行狀にあり、故にこゝに略す。

十七、明和七年庚寅片山勘左衛門刺其子幾之進　五月二十二日の朝、御野郡下出石村にて相對死ありとて、人々あつまり騒ぎける。女は楠原市平市平は、片山と隣家なり。今年市平は江戸留守、此女は市平愛妾なりしを、幾之亟と姦通をせしともいふ、さもありなん。が侍女にて、切されし男は片山勘左衛門が嫡子幾之亟勘左衛門が實子にはあらず。勘左衛門が養父某にて、勘左衛門が嫡子とせしなり。にてぞ有ける。此幾之亟は少し疵付ながら死もやらで、女の側にたふれ居ければ、やがて駕に乘せ家につれ歸り、父勘左衛門刺して殺しけり。され共一分難立ざれば、やがて退去し家絶ぬ。菅田半左衛門は勘左衛門が次男にて、幾之亟が弟なりしが、是實父勘左衛門と一所に退去せしが、半左衛門は程なく召通(返カ)され、本祿二百石を賜りぬ。此勘左衛門は水野三郎兵衛義風の門人にて、和歌を嗜みけるが、立出ける時よめる、

立出るうき身はいづれ住なれし、水のながれに名をばながして

發句

はれまなき身はいつまでかさつきやみ

備中栗坂といふ所にちいさき家をしつらひ住けるが、八月十五日夜に、

待花の中納言、つみなくて配所の月を見んといはれしは、今我身のうへはおもひしらる。今宵しも八月十五日夜、眞如の月光をてらし、五塵六欲の煩惱、忽消滅する心地はあれど、只等閑ならぬ秋の哀は、うき身ひとつかとおもはれて、清明の月

を見てもいとゞものうくて、

なにしおふ月に心はなぐさまで、うきぞ數そふ秋のながぞら

又或年の元日の歌、

かくれすむ此山もとの庵さへ、もれずとひくる今朝の初春

と詠じつゝ、うき年月を送りむかへしが、其後めし返されて、ふたゝび御家につかへ、月俸を賜りける。(本知に百石なり。此片山が先祖護國公にしたがひ、長久手に討死せし共一人なり。勘左衛門が出奔せし時、先祖長久手に携へし大身の鎗を家に留置けるが、召返されて後、寛政六年八月、ふたゝび片山が家に返し給はりて今其家に藏せり)。

十八、金谷右近ママ

十九、笹岡惣左衛門出奔　笹岡惣左衛門、祿二百石、父は忠八郎といふ。忠八郎死し、家を續(繼カ)ぎ、一人の姉(娘カ)は小森九郎左衛門に嫁し、忠八郎が妹あり(なカ)、惣左衛門が爲に伯母なり。此伯母并母と三人暮しける。さして行跡悪しき事もなかりしに、常に酒を好みける。されども氣鬱を開かん爲なれば、害もなかりしに、折々積(カ)氣起り、母子の間不和なりければ、段々異見を加へけれ共、度々指起り亂心同事なれば、其面々捨置がたく、親族相はかりて圍に入置き、佐分利久次郎三男官十郎を養子とし、代勤させけるが、四年を經て今年十一月十四日、官十郎御城當直の夜、母がはからひにて圍を穿ち、母子打つれ出奔しける。親族あつまり、周章さはぎけれ共、捜索し得ず家絶ぬ。母子の間常はよからざりしが、流石骨肉の愛にて、かく縲紲のうちに在しを見るに忍びず。家の難をも思ふに及ばず、かくははからひしなるべし。惣左衛門は備後國尾の道にかくれ居りしと後に聞へし。後攝州大坂に往て徘徊しけるが、いかゞしたりけん備中足守木下家へ少俸を得て歩行者にあり附、東都の役に道中播州姫路にて病起り、揚り屋に入置れしが、一兩年を經て死しける。母は出奔の後、又惣左衛門と不和になり、所を異にして行方しれで、伯母と官十郎は、年經て御國住居をゆるされて、伯母は小森九郎左衛門引受、其後こゝにて死す。官十郎は實父久次郎引受、高木半左衛門が養子となりしが、これも又不縁にて久次郎方に歸り、役介になりしが、兄彌一左

衞門死して後、久次郎嫡子と成。さて彼行衞しれざりし母も、年經て乞食同事になりて、ふたゝび御國へ來り徘徊せしかば、小森九郎左衞門願ひ出し、同人引受となりける。

二十、明和八年辛卯 高崎長庵出奔　西丸附の御醫師高崎長庵祿四百五十石。三月二十五日出奔して、家絕たり。いかなる故にや未詳。世に評せしは、西丸の老女中、高瀨といふ女に姦通しけるが、事露顯に及び、罪をおそれて出奔せしといふ。されど其誰かそのくはしき事をしるべき。其頃彼高瀨も果からむつて退けられしかば、長庵に通じけるたど〻附會して云けるにや、いづれ長庵身の立ざる事有しならんといふ。長庵は任々の醫、珠島術、おしき事なり。

二十一、稻葉矢柄家隸加島仁左衞門女橫死　稻葉矢柄家隸加島仁左衞門宗門方物書役。といふ者の妻、むすめを連て今村宮に參詣せんとて、八月十五日、大供村まで行けるが、何者共知れず行違ひざま件の娘を切付る。母おどろき取すがるを猶手負せければ、そのまゝ逃はしる。近邊に在合せし人も大きに騷動す。かゝる所に、常々腕をみがく若者共出合て、梯子・棒なんどにてやう〳〵捕へたり此時、一番に取りしは同村醫師。其者は備中松山浪人靑木彌門といふ男にて、途中にて忽ち狂氣したるなり。加島が娘は即死せり。妻は蛇癒て後兩指不㝵具になりけり。さて彌門は入牢しけるが。マヽ、

二十二、稻葉矢柄狂氣　稻葉矢柄、祿千五百石、番頭なり。今年江戶に詰けるが、狂氣しぬれば知行沒收せられ、備前に返され、日置藤之進に預られ、妻子共日置が采地金川に趣きける。其後嫡子紀七郎に、五十人扶持賜ひ、大組になる。此時より矢柄を紀七郎が方に引取養ひ度旨願ひしかば、御ゆるしありぬ。

吉備溫故秘錄　卷之六十（紀事十）終

吉備溫故秘錄 卷之六十一（原本、無卷數）

大澤惟貞輯錄

紀事十一（原本、紀事十）目錄

吉備温故秘錄卷之六十一(紀事十一)目錄終

吉備溫故秘錄　卷之六十一（原本、無卷數）

大澤惟貞錄輯

紀事十一（原本、紀事十）

一、安永元年壬辰 俣野重郎兵衛狂氣　二月廿九日、江戸大火すでに兩邸も共災に罹りければ、此旨岡山に達せられんため、急の御使を俣野重郎兵衛祿二百石。に命ぜられ、早追にて歸る。元來俣野道中不案内、殊に其形裝も輕易ならざれば、所々にて金錢を貪り請ふ、是に心を煩し、剩日數も始終不足すべき程なれば、いよ／＼心せき、引あげ本心違ひたるにや、道中にて見る者傍につけねらふぞと疑ひ生じ、三月四日遠州荒井にて孫次郎といふ者來り此孫次は、此方の諸士の往來の時、萬端世話する者なり。例の如く世話をし、重郎兵衛が形相常ならぬを見て、段々心を付、宿等すゝめ、何角念比にもてなしけるを、却て疑ひ怪みつゝ孫次郎が詞一つとして聞入ず、白須賀迄行けるが、其比は實の狂氣と成けるにや、此宿の本陣大村庄左衛門方へ行面談すべしと云入けるが、亭主早速出合しに、人遠き所にて申度事ありといふ、さらばこなたへとて奥へ通しけるが、兩刀を入口にぬきて其間に入る。庄左衛門不思議に思ひながら、先御用向承るべしといふ、重郎兵衛いふやふ、聞及も有べし、此度江戸大火に付、某備前に急使者に參れり、然るに舞坂の船中にわる者ども付ねらひ、甚安心なりがたし、今夜此家に一宿いたし度とぞ賴みける。庄左衛門答に、それは安き御事ながら、明夜尾張樣此家に御止宿にて、御覽のごとく、はや御先荷物參り候故、今夜は御斷申上候、私方にかわらざる御宿申付べければ、御とまりあるべしと云ふ。重郎兵衛聞て、他家にては安心なりがたし、何とぞこゝにて夜を明し度といふ。庄左衛門も氣の毒ながら、右の譯にて、今夜は如何程の義にても相成申さぬ事なれば、我等より申付て慥成處、請合、此家にかわらざる所なれば、御止宿然るべし、去ながら猶如何と思しめされなば、先宿へ御越しあるべし、駕籠馬とも、いづれ成とも、慥成人某より申付べし、されば少しも御心勞の事なしといふ。重郎兵衛猶心得ぬ顏し、先外に出て考ふべしと云つゝ出かけさま、門前に待居たる鎗持を刀をぬい

て切らんとす、此奴鎗を棄て逃るを其鎗取て追懸しが、若黨馳來り、とく／＼なだめて、或家の椽柵に腰懸させ休ませて、おとし付んとする所へ、問屋其外所の役人ども、おち／＼出來り、何分當所御一宿ならば、御宿申付べし、先へ御越しあらば、駕籠馬いづれ成とも出すべしといふ。重郎兵衞大に怒り、先刻より一宿はせぬとこそ申せ、いわれざる事かまふべからずと云ふを聞て、皆々引入ぬ。鎗持の持居たる行李の落けるを一人拾ひ取て重郎兵衞が前に持來りければ、是は成程我道具也とて留置ぬ。其節雨は車軸を流して降り、身はせんかたなくいよ／＼のぼせつめ、又鎗おつとり鞘はづして狂ひ廻る。若黨も追かけられて逃走る。宿中は戸をしめて一人出合ふ者もなし。懸る所に宿屋の下男一人通りかゝりしを鎗にて突けるが、膝の下をかすり袖を突洞され、其儘倒れ、又起き上りて逃去りぬ。彌狂ひまわれども相手なく、或家の軒下にて腹一文字にかき切てうなりける聲、家の内に聞へければ、恐れて出る者なし。其所へ尾州の士通り懸り、是は旅人の狂氣したる者と覺ゆれ、いたわしやとて、其あたりの人を呼出しければ、おづ／＼出來りて近づき見るに、はや息絶ぬ。それより宿役人も來り集り、何さま明日は尾州様御通行、旁以早く片付べしとて、死骸をば箱に納め、鹽漬にして潮見寺といふ寺へ入れて、所はり番を付置其旨東邸へ注進しければ、右改として林德之丞 稲川左内鐵砲引廻し役。 徒目付齋木忠次郎・先徒竹木六太郎、其外足輕・小人等あまた付添、白須賀に至り、始末聞屆、死骸等改め葬送し、宿の役人へそれ／＼會釋し江戸に歸る。此度の一件、雜用一切百金にも及ぶべきと思ひしに、惣入用二十三兩にて濟しといふ。其仕形を聞ば、荒井驛より右孫次郎を連行、是を相人に遣ひ、所の者への相對むづかしき様に云懸り致をも、少々物ありげに見せ、迚も日數經べき體に先なしければ、所の役人より何とぞ早く濟して呉よと孫次郎に手入せし様子を見て、その趣にそれ／＼裁斷せし故といふ。重郎兵衞が鎗持は雨中泥道を逃走り、度々倒れ、後には手を突き折り、翌日山の上より下りけるを、人々見付胡論者よとて尋ねしに、備前侯野重郎兵衞家來の由答ふ故、そのまゝ留置て同じく寺にて番人付置しを、事濟て後、德之丞放し囚人として江戸へ連歸り追放となる。若黨は逃走りざま深山へ分入、巖下に落て死しけるを、日數經て後、行脚僧見出し、同驛の者に告知らせ、是も死骸を瓶に入れて同寺に置、改の上埋葬して事濟たりといふ。

二、熊澤百助出奔　熊澤百助 祿二百石。 は、去年より江戸詰にて井上彌太左衞門と同じく數寄方を司りけるが、

今年二月廿九日大火の時、火先段々近づき、預る所の重寶（俗に御のけ道具と唱ふ。其品は、珍器一長持、記錄長持壹掉、御日記箱壹つ、都合三掉也。）を出さんとするに持夫共あつまらず、數寄の長持は持夫來り庭まで出せしかど、書物方の道具持べき人なければ、寶藏よりはたとひ出すとも運ぶべき樣なし、作事方より藏々との目塗せんとて來りけるを今暫時待べし、はや人も來らんとて待ちけれ共、いかなるゆへにや人來らず、作事方よりは、すでに火近づきぬ如何と催促す、百助・彌太左衞門にむかひ、迚も藏を出したり共燒失んは必定なり、同じくば藏をたのみに入置て、若々藏に火入なば申披きのため、我等兩人切腹と覺悟せんは如何といふ。彌太左衞門も是非に及ばざる次第也、其通りにするより外他あるまじと同じければ、書物藏は開かずして、其儘に目塗させて火の樣を見合す內、火は內櫻田に入、和田倉御門を出、北隣なる松平右京大夫の邸に火移りけれども、備前の邸は恙なく、南より來る火は猶遠く、北をば防ぎ留むべき模樣にて、思ひの外隙取ければ、その間に持夫二三人來れり。是に依て又兩人計りけるは、今人來るに出さずと云ふも如何、封は銘々の印也、目塗は跡にてもとのごとくすれば濟事なりとて、ふたたび戸を開きて要用の長持取出し、跡は銘々目塗をして置けり。かくて邸を出る比、猶も人は不足なれば、百助幷彌太左衞門が嫡子左平太、通の子横田清太郎ともぐ〵にかつぎ、別條なく出しぬ。其跡にて藏は殘らず燒失す。此百助は古書畫・古茶器を好みける故、多の物一時に灰燼となるを我身にかけて甚だ惜き事に思ひ、心を惱しけるが、閙敷中なれば外に誰知るものもなけれど、自身に目塗せし事を思ひ廻し、若や土なんどの少なく、塗樣の麁なる故、其所より火入けるにやと心にせまり、形色常ならぬさまなりしが、三月或日邸を出て行方しれず、定て心亂れし態とは、誰々も評しけれども、數寄方の帳面等、本役に渡すべき樣につゝまやかに認め、少の仕落なかりし。扨手分して方々尋ぬれども、更に行衞しれず、殊に大組交代の期なれば、やむ事を得ず出奔の旨達しぬ。扨大組交代して後、三神三郎大夫（在江戸判形。）が許へ、百助より一通の書を贈る。其大意は右之如く、火災の節の始末書記し、とかく仕方行屆かざる故、藏に火も入しやと恐入、身の置所なく退去仕候、是も切腹などし候ては、老人の同役に難儀かゝるを思ひ、いとひて、一旦は出奔し候ひしかども、考る所、とにも角にも不本意にて、切腹の覺悟に極め、提灯屋五郎兵衞方迄歸り居候へ

ば、此段違して見届を請て腹切べしとの文意なり。三郎大夫は、其節築地門跡寺中に居けるが、是はかわりたる事なり、外々へも同様に申越たるやらん、何分に一存に返事も成まじとて、件の書翰懐におし入出勤しける處、火消方勤る谷川六之丞一さんにかけ來り、百助事御聞に哉といふ、即此通とてかの書翰を見せけるに、六之丞云ふやうは、某方へ提灯屋五郎兵衛參り委しく承り候ひしに、悉皆實の亂心にて、體成事はとはず、此書通は御沙汰なく內々にてなだめ申さんは如何と云ふ、三郎大夫も、迚も此事誰が量らんにもよきはからひはあるまじければ、其段可然と答ふ。夫より六之丞は一兩人同道して五郎兵衛が方に行向ひ、さま〴〵なだめすかし、百助が家來の猶江戸に居けるを添て、備前近邊へ歸るべしとすゝめ、其日江戸を立て西に赴ける。五郎兵衛方にての容體は、淺黄上下・白無垢等持參し、屋敷より來りなば、早速切腹するぞ、行水の湯のさめぬ樣に貯置て呉よといふ。其外死用意のみすれば、家內ども大に驚き恐れてはしり避けぬ。其比百助をなだめに行し者に、此ほどの事共物語りせしは、邸を出でたる日、刀はいらぬ物ぞと思ひ、何地とやらんの籔の中に捨置、一刀にて常陸鹿島宮などへ行たり、此刀は此度立歸り腹切らんに、一刀にては濟まざるとおもひ、新敷買求し由いふ。かくて夫よりいづ地へか行けんしれざりしが、程經て備前近邊へ歸り、腹切て死せしといふ。

三、村田源左衛門狂氣

村田源左衛門（池田外記組鐵砲引廻し、祿二百石也。）といふ者、平生積氣強き質性なり、北隣の藤岡六左衛門（中奥詰、祿百五十石。）常々心易く、隣家の事なれば積氣起る時は行て介抱などしける事度々なり。今度九月十日の夜、源左衛門俄に常ならず見へければ、老母より隣へ下女を走らし六左衛門を呼ぶ、折ふし他行せしが間もなく歸り、家內の者只今隣よりしか〴〵のよし申來れりと云ふ。六左衛門は例の積よとて藥入たる印籠を手に提ながら出で、常の如く門より入り、大戸口を過、內に入らんとする所、源左衛門戸脇に立添居て一刀切る。思ひ懸ざる事、殊に深手なれば、其儘倒れ死す。召仕ふ男女は、唯恐れ騷ぎ逃迷ふ計りなり。此時老母門內へ逃出、長屋の側に潜み居けると云ふ。此騷動外に聞へ、一番に野間久右衛門挑燈を持てかけつけ行く、門は內より鎖しぬれば、こゝ明よと外より呼ぶ、源左衛門爰に出迎ひ、自ら門を開く、久右衛門入らんとて、持たり挑燈にて見るに、拔身を提げ

居たり、こは狂氣ぞと思ひ、其儘立かゝり持たる刀を奪ふ。其次へ雀部輪之丞來り、兩人にて兎角取鎮め、座敷へ連上り捕へ居ける內、追々近邊の者來り集り、先緣者へ人走らし、無程各はせ來りぬれば、跡の事は一類共の取計ふべき事なれば、源左衛門を請取、奥の一間に入り、蚊帳の釣手にて兩手をくゝり、扨評議しけるに、詰腹切らする外他なしとて、自裁をすゝめけれども、とかく猶豫の色見へければ、事遲れに及はゞ、然るべからずとて、側より腹を横ざまに突貫きてはね切り、切腹の體にもてなしける。（此切し者は、山内元三郎成しともいふ。又香取儀右衛門が切しとも云ふ。）此時六左衛門が兄谷田五郎右衛門といふ者、此よし聞とひとしく行けるが、未事決しざる內なる故、彼是と挨拶の內、右の如く取はからひしとぞ。狂氣にて人を害しぬる事なれば、村田が家は絕ぬ。六左衛門は跡無相違其子留之介に賜りし。（留之介後、久三郎に改。）此六左衛門が始祖なる三十目筒の抱搏し六左衛門は國淸公に仕へ奉り、後に參議忠雄卿に勤仕せしが、是も備前にて或夜闇打に逢て横死せしといふ。兩六左衛門とも暗中に命をおとす事、亦奇談といふべし。

四、岡勘左衛門狂氣　池田主税殿家臣に岡勘左衛門と云者あり、狂氣と覺へて、五月廿四日七歳ばかりなる女子を刺殺し、其血を筆にひたして傍らなる屛風に、かくぞ書付けり。

　親も子もかゝる因果を書散らし、死して行身はあはれなりける。

書終て、みづからも腹切て死す。（狂氣とは云ながら、かゝる拙き狂歌書殘しぬる、めづらしき事なり。）

五、岡田小右衛門自殺　中野仁右衛門が預足輕の小頭岡田小右衛門といふ者は、如何なる故にや、四月三日自殺す。くわしき事を知らず。

六、牧野平右衛門斬僕　牧野平次右衛門が子平右衛門（後、彌次右衛門。）といふ者、長屋借の男を手討にす。是十二月十二日の事也。

七、（安永二年癸巳）高木孫右衛門斬人夫於駿府　御供にて備前へ歸る御使番高木孫右衛門、五月十五日駿府にて纖夫を斬殺す。此時同所に殘し置れ諸懸合を命ぜらるゝ輩は、安東忠太郎（大小姓頭）・假目付野村藤右衛門・組頭佐分利甚五郎・步目付一人・步行五人・足輕十五人なり。德山文右衛門・蜂谷平太夫兩人は孫右衛門が切し時同場に居

ければ、事濟まで留りける。惣て此時の事、同所役人より永井釆女のもとへ申出ける趣にくわしければ、左に記す。去ながら、はじめ書出せし文なく、返答書をのすれば、見る人心を用ひ、始終を讀終て、子細を辨ずべし。尤係右衛門をはじめ、不残翌十六日當所を引取けり。

以切紙致啓上候、然者松平内藏頭歸國之節、當月十五日府中宿書休本陣次右衛門方にて右家來高木係右衛門小揚之者を討捨候に付、御老中方へ御申上候御書面、右小揚之者致慮外候故討捨候趣には候得共、本陣次右衛門幷宿役人共外とも、右討捨候節其場に罷在候もの共有之候て、銘々見屆候趣之口書御取、宿場に御指出し置候、御組同心よりも口上書爲差出、一同申口致符合、慮外者を討捨候に無相違候哉、若不都合之義も無之哉、勿論先達て銘々吟味詰り之口書御取候儀可有之候得共、御申上候御書面に右討留候始末見屆候ものども之譯相見へ不申候間、委細御申越可被成候、右者松平右京太夫殿依御指圖申達候。　已上。

五月廿四日

安藤彈正少弼　印

池田筑後守　印

永井釆女樣

猶々內藏頭家來高木係右衛門義小揚體之者致慮外候故討捨候段、使者口上にて其役所へ相屆候に付委細以書付申聞候樣御申達候處、翌朝口上書を以申聞候由、右書面之內雜言と有之事は、如何樣の雜言を申、手向可致樣子に付、難捨置討捨候段委相認指出候や、此段も被仰聞候樣致度候、幷御組同心宿場へ御指出置候は、何御用に候哉、此等の分も相分候樣、御申聞可被成候。　已上。

釆女より之返翰、左の如し。

去る廿四日の御切紙、昨廿七日相達致拜見候、然者松平內藏頭歸國之節、當月十五日府中宿書休本陣次右衛門方にて、右家來高木係右衛門小揚之者を討捨候義に付、御老中方へ申上候書面、右小揚の者致慮外候、右討捨候趣には候得ども、本陣次右衛門幷宿役人共外にも、右討捨候節、其場所に罷在候者共有之候はゞ、銘々見留候趣口書取て宿場へ差出置候、組同心よりも口上書爲差出、一同申口致符合、慮外者を討捨候に無相違候哉、若不都合之義も無之哉、勿論先達て銘々吟味詰り之口

書取候義可有之候得共、申上候書面に、右討捨候始末見屆候者共之譯相見へ不申候間、委細可申上旨、右者松平右京太夫殿依御指圖、被仰聞候旨、御紙面之趣得其意奉存候。左に、

一、孫右衛門小揚の者討捨候趣、內藏頭より屆申聞、本陣次右衛門并宿役人共よりも相屆申候に付、其節本陣次右衛門并當日問屋場へ居合候問屋平左衛門・年寄嘉右衛門・同善四郎・旅籠屋五兵衛呼寄相糺口書取候、且又宿場へ差出置候組同心より書付爲差出候處、右小揚の者孫右衛門(三)對し雜言申、其上手向いたし候義、銘々申口符合仕、慮外者に相違無御座、不都合の義無御座候。則其節取置候口書寫、都合進達仕候、銘々申口不都合之義も無御座、內藏頭より申聞候使者口上書之趣も致符合、疑敷義も無御座に付、慮外者に相違無御座、翌十六日內藏頭家來當所引拂候段屆申聞候節も承屆候、右之趣慮外者に付討捨候に相違無御座候に付、先達て申上候書面に雜言慮外之譯互細相認不申上候、口書寫にて御承知可被下候、右爲御報如此御座候。　以上。

五月廿八日　　永井釆女　印

池田筑後守樣

安藤彈正少弼樣

猶以內藏頭より家來孫右衛門義小揚體之者致慮外候故討捨候段、使者口上にて當御役所へ相屆候に付、委細書付を以申聞候樣申達候處、翌朝口上書を以申聞候、右書面之內、雜言と有之義は、如何樣の雜言を申、手向可致樣子に付、難捨置討捨候段、委細相認差出候哉、此段も申進候樣被成度、并組同心宿場へ差出置候は、何御用にて候哉、此等之義も相分り候樣に可申進旨致承知候、內藏頭より差出候口上書の內、雜言と計有之、雜言之譯は無之に付、右使者へ雜言之譯相尋候處、宿場方より申聞候雜言の趣、相違無御座候。

一、宿場へ組同心指出候義は、人馬遣方、其外諸事爲取〆、前々より問屋場へ同心兩人づゝ指出來り候義に御座候。　已上。

旅籠屋五兵衛口書、左に記す。

御尋に付奉申上候事。

松平內藏頭樣、今十五日當宿本陣次右衛門所晝御休被仰付、御家來高木孫右衛門殿と申仁小揚の者、次右衛門於宅被討捨

候、右討捨候節之義ども及見聞候義、逸々可申上旨、御尋に御座候。

御請

内藏頭様御義、私向本陣次右衛門所晝御休被仰付、私方へ御家中御宿仕候處、高木孫右衛門殿江戸表より被召連候通し日雇之者、途中より相對額仕候小揚體の者、委細の譯は不奉存候得共、途中より酒代をねだり様々雜言申候より事起り候由、孫右衛門殿家來衆相手取、聲高に惡口致候に付、孫右衛門殿家來衆彼是取鎭め被申候得共鎭り不申候に付、孫右衛門殿座敷より御出、先刻より鎭り候様に申聞候處、不屆と御呵被成候處、却て孫右衛門殿へ對し、様々雜言申懸候に付、其分難差置ものと被申候へば、夫は切る事に候哉、切候刀にて切られ度物と雜言申懸候に付、御家中被居合候御方一兩人御出、彼是と小揚之者を御なだめ被成候得ば、猶以募り、切られ候事此方得て物に候、首には骨有之候間、少々切間敷候間、尻を切候哉と、手にて擲き、其上息杖を以孫右衛門殿へ手向候様子に付、其分に難差置被存候哉、刀抜はなされ、左の鬢先より肩へ懸被切付候處、小揚の者逃去、本陣次右衛門宅へ逃入候處、跡より追懸被參、次右衛門庭にて首被切落候よし、尤私義我身にて追懸被參候迄は見屆候得共、晝御休之大勢支度取懸罷在候故、次右衛門所にて首被落候義は見屆不申候。右御尋に付、申上候趣少しも相違無御座候。　已上。

五月十五日　　傳馬町本陣向、旅籠屋　五兵衛

御番所様

右五兵衛申上候趣、私共義も承知仕候に付、奥印仕、差上申候。　已上。

傳馬町、問屋　平左衛門

同所、年寄　嘉右衛門

同　所　善四郎

本陣次右衛門口書、左之如し。

御尋に付奉申上候事。

松平内藏頭様、今十五日私方晝御休被仰付、御家中の内高木孫右衛門と申仁小揚の者を於私宅被討捨候、右討捨候節の義ども及見聞候義、右逸々可申上旨、御尋に御座候。

内藏頭様御義、私方晝御休被仰付、晝時比御着被遊候、御勝手向御支度仕候處、御家中御宿私向遠州屋五郎兵衛方、何やら騷敷相聞候、口論にても有之候哉、罷越見屆候樣、御本陣詰、御名は存し不申候、御勝手御役人中より私へ御賴みに付、早速五郎兵衛方へ罷越樣子見屆候處、最初よりの譯は承り不申、年來四十位に相見へ御小揚體の者、孫右衛門殿へ對し口上にも難申上をのれ•われのと惡口申候に付、其分難被差置ものと孫右衛門殿被申候得ば、猶々申募り候に付、御居合被成候御侍衆と相見へ一兩人御成、小揚の者立退候樣御なだめ被成候處、承知不仕、其分に難差置とは切候事に候哉、切られ候事は得手ものに候、首には骨有之候、少し切まじく候、其刀見事切れ候はゞ尻にても切候哉と、手にて尻を擲き、其上息杖を以て孫右衛門殿へ手向ひ候に付、難被捨置候哉、刀被拔放、左の鬢先より肩へかけ被切付候得ば、逃去候處、孫右衛門殿追懸被參、於私宅臺所竈前にて、右小揚の者倒れ申處首被切落申候に付、御番所様へ御注進申上候。右小揚の者は、孫右衛門殿江戸表より被召連候通し日雇の者、當所横田町先野合より往來に罷在候小揚の者を相對傭にて、合羽籠爲持來候由に御座候、右五郎兵衛宅より私所へ追懸被參候節、人足體の者大勢相見へ候得共、拔身にて被追懸候ゆへ逃散、外に居合候者相知り不申候。

右御尋に付申上候、少も相違無御座候。已上。

巳五月十五日

傳馬町、本陣　次右衛門

右次右衛門申上候趣、私共義も承知仕候に付、奥印差上申候。已上。

傳馬町、問屋　平左衛門

同所、年寄　善四郎

同　所　嘉右衛門

問屋•年寄共より指出候口書、左の如し。

御尋に付奉申上候御事。

平左衛門

嘉右衛門

善四郎

松平内藏頭様、今十五日當宿本陣次右衞門所晝御休被仰付、御家中の内高木孫右衞門殿と申仁小揚の者於次右衞門宅被討捨候、右被討捨候節の義ども及見及聞候義ども可申上旨、御尋に御座候。

御請

平左衞門申上候。内藏頭様御義、御通行被遊候に付、平左衞門・嘉右衞門當番に付、早朝より問屋場へ罷出、人馬被賄、世話仕罷在候處、同日晝時比内藏頭様御本陣へ御着被遊候。御家中の内高木孫右衞門殿御宿相勤候次右衞門向遠州屋五兵衞所騒敷御座候由、尤問屋場より五兵衞までは、餘程間も御座候、宿場の義彼是騒敷義は、日々の事に候間、上下の者共口論にても可致と存じ罷在候處、孫右衞門殿小揚體の者を於次右衞門宅被討捨候由に付、驚入、平左衞門早速次右衞門方へ罷越、様子承り候處、右小揚のもの、孫右衞門殿へ對し雜言申掛候に付、被呵候得ば、猶々申募り候間、難差置段被申候得ば、切られ候事に候哉、見事切れ候はゞ、首には骨有之候間、尻なりとも切候様に申候に付、脇より種々なだめ候得共、雜言相止不申、其分に難被指置候哉、五兵衞所にて鬢先へ被切付候へば、次右衞門方へ逃這候に付、引續孫右衞門殿追かけ被參、次右衞門臺所竈前にて倒れ候處、首切被落候由承知仕候に付、早速御番所様へ御注進申上候。尤其場所に居合不申候に付、委細の義不奉存候。

嘉右衞門申上候、私義も平左衞門申上候趣承候得共、此節問屋久右衞門・年寄庄八病氣に付、問屋場へ相詰、場所難明に付、人馬方賄に取掛り、罷在候、委細の義不奉存候。

善四郎申上候、私義今日當番には無御座候得共、此節宿内病人多、人馬差支候に付、問屋場へ相詰罷在候。平左衞門申上候趣承り候得共、罷越候ては、問屋場差支に相成候に付、嘉右衞門申合、平左衞門參り候へば相済候義と存、殊に最早討捨に相成候段承り候に付、賄の方大切と存、右場所へは不罷出候に付、委細の義不奉存候。

右三人之者共申上候、討捨に相成候小揚體の者、孫右衞門殿江戸表より被召連候通し日雇之者、當所横田町先野合より相對にて雇候往來に罷在候小揚の者に候得共、萬一當宿幷宿附助鄕の者、又は府中の者に無之哉と、内藏頭様御役人中相改候様被仰聞候に付、私共罷越相改候所、當所幷助鄕・近鄕・近宿の内にても見覺へ候者に無御座候に付、則其段御答申上候。

右御尋に付申上候趣、少も相違無御座候。已上。

巳五月十五日

傳馬町、問屋 平左衛門
同所、年寄 嘉右衛門
同 所 善四郎

御番所様

町奉行所御組同心口上書、左之通。

覺

松平內藏頭殿、今十五日當表通行、私共例之通傳馬宿問屋場へ相詰候處、內藏頭殿晝九時過比次右衛門所晝休に付、本陣へ到着御座候、然る處御同人御家來高木孫右衛門と申者、遠州屋五兵衛と申旅籠屋晝休仕罷在候處、右五兵衛方騷敷御座候に付、何事有之候哉と、私共罷越、樣子見申候處、小揚體の者孫右衛門へ對し彼是雜言申し候に付、其分難捨置由申候へば、彌聲高に惡口申募り、息杖を取、直に孫右衛門へ可致手向體、不法之義どもに付、取鎭可申と存候內、孫右衛門刀拔放し、左の餐先へ切付候得ば、小揚體の者、本陣次右衛門宅へ逃去候處、引續孫右衛門追懸、同人居宅窓前にて討留申候。右小揚體の者、孫右衛門江戸表より召連候者に候哉と承候處、當所横田町先野合より往來に罷在候小揚の者、孫右衛門江戸より召連候通し日雇の者相對にて雇、合羽籠爲持連參候者の由、依之、問屋・年寄共存じ候者有之哉と相尋候處、曾て見覺へ不申、傳馬宿井府中町方・助郷・近在・近宿の內にても見覺へ候者無御座候旨申候、此段御屆申上候。已上。

巳五月十五日 山本仲右衛門
増淵源五右衛門

八、一森彦市斬盜　馬役一森彦市が家の納戸へ盜人入て衣類少々取逃げるを、其當分には知らず、後心付て見出しけるに、其仕方能案內しりたる者の所爲と思わるゝ事ども多く、いよ／＼心を付居ける處、□月□日の事なりし、武田茂兵衛・淺野彦四郎・鹽川吉太夫三人夜詰に成り、涼臺に出、亭主もろとも世上の物語などしける處、彦市母義厠に行けるが、戸明かざる故無理に引明けるが、內より大の男おどり出、母儀を突倒し逃げる故、母儀聲

をあげて、彦市盗ぞ〳〵といふ、其聲に彦市は、心得候ひぬと答て、直に脇指おつとり、裏の方へ行しに、何者とも知れず、人影ちらりとかきまめ垣の下にうつりける故、いよ〳〵早く走り行しが、梨の樹にのぼり、隣家三好春洞が壁に越し懸り居けるを、そのまゝ拔打に切付しが、梨の枝二本切落し、其餘り盗の頂より切こみ、頭半分過縦割なし、まつさかさまに落ける時、彦四郎來る故、彦四郎が肩に落掛り、彦四郎は惣身血にそみける。盗猶息かゝり地上をまろびしを、早速留をさしけり。はじめ盗おどり出て、直に座敷の内をはしり出し様に思ひしかども、左にはあらず、一旦母儀を突倒し、又厠の内に入り、糞出しの口より這出ける也。然るに、其早き事電のごとし武田・淺野・鹽川三人は、門へ出るほど心元なく、誠に示し合せしごとく三所に立分れ居けるが、淺野は其場所、彦市が切付し場所へ近ければ、一番にかけつけし也。殘る二人も、其音を聞きかけ付し。扨死骸を見れば、むかし召使ひける僕にてぞ有ける。かゝりければ、隣家は言に及ばず、近所より聞付、人々集りけるに、彦市が妻一人出ざる故、いかなる事にや、寢入て知らぬにやと、彦市云ければ、妻の答に、はじめより能知りて候、かゝる時に女嘆きたるは益なし、却て邪魔なるべし、殊に幸吉（次男）先刻より寢かゝりぬれば添乳仕り居り候、此なかばに、小兒の目覺し啼んも、うたてく候得ば、かた〳〵遲なわり候と申ければ、聞人感じあへり。

九、（安永三年甲午）安井九右衛門狂氣　安井半太夫が子九右衛門といふ者狂氣し、五月廿八日の事なりしが、鐵砲に玉込してをのが咽喉におし當て、火はさみに火繩を挾み、足にて引金を引ける故、咽を貫き卽死せり。殊に火藥を多く入けるにや、其響夥しければ、近隣（安井が屋敷は、難波町。）あやしみ思ひけるが、やがて狂氣の由にて、人多く集り見けるに、右にいふごとくして死し居けり。

十、長谷川彌一郎斬僕　長谷川庄太夫が子彌一郎（是も後に、庄太夫に改。）江戸にて七月十四日の事なりし、召仕の僕不禮せしかば手討にす。

十一、柴山半右衛門家絕　柴山半右衛門（祿［二］［大字］［ ］石。）實子なく、生駒喜左衛門三男關右衛門を養ひ子とせしが、

十二、（安永四年乙未）波多野平太左衛門斬僕　池田勝守（大和嫡子。）去年より江戸に詰居けるが、家來波多野平太左

衞門といふ者の僕、平太左衞門に對し不法あれば、正月十八日手討にす。此僕手負ながら駈出しけるを、平太左衞門追懸け、勝守が小屋の玄關前にて切留たり。此日は當君公はじめて神明宮へまふで玉ふ日にて、殊にはや發駕し玉ふ時なれば、大に騷動せしといふ。

十三、中村源左衞門・口坊主長古本末　□（マヽ）月□（マヽ）日上坂多仲相組御城番にて、夜明方に皆々目覺て見れば、燈火消てあり、中村源左衞門、先起て臺子を搜し見るに、こゝも火消ぬ、相番の者、口坊主呼て云付よといふ、源左衞門頻に呼ども應ぜず、やゝありてやう〳〵應じて出來る、火なければ燈點すべきやうなし、早々火持來れといふ。扠火うつ音のみ聞て持來らず、待兼て又呼ぶに應じもせで、やゝ久しくして火持來れる。源左衞門いふやう、何事にて遲きや、すでに夜も明ぬと、言葉の端をあらはす時、坊主名は長古と云ふ者なるが、速に答て、火何とて早く出來べきやうやあると云、原左衞門重ねて、火の出來ざるは、是非に及ばず、再往呼ぶに應もせぬは如何、其役を忘れたるやと叱る、長古いらつて、私ども奉仕るは各樣の御つかひ人に非ず、役も又此火ばかり請込候にもあらず、役の事には御構被下間敷と云、源左衞門怒て、其方が役は、定て數々あるべけれども、夫は此方の知事にあらず、此臺子は其方の請込なれば、こゝに火さへあれば云分なし、是は此方に遣ふ場所ゆへ、當る所を申なりといふ、長古更に伏せず、かゝる處へ岡田久右衞門いでゝ嚴敷云けるは、全體其方無禮なり、長への相對に、立ながら申は何事ぞ、踞けと云、不肖顏にてそこに座すれば、心得違たる次第也、此事誤らず、爭ひなば、取計ふべき樣ありといふ、長古彌服せず、私共同列各樣の御指圖には得したがひ候はず、奥向までも御用を兼候得ば、御呼あつても答へざる事も候べし、されば越度ならずと云、竹の間にありけん面々も、不屆の云分、切捨ても然るべしなど、さま〴〵云あへる内、長古は爭捨にしておのが詰所へ入けり。其後湯淺勝介（後、新兵衞と改。）云けるは、輕きものゝ□□（欠字）私儀しらず又己が役をもしらぬは、畢竟愚なる所より生ずる也、誤りだにせば事濟なりとて、再び呼かけけれども居合せず、勝介當所の方へ行ければ、長古同所より歸るとて、鎗の間にて行逢ひ、徐々云けるは、其方能々心得よ、先刻よりの無禮過言、誠に沙汰のかぎりなり、只今にても、先非を悔ひて誤りだにせば事濟べし、さな

くば身にかゝるべしといふて聞せしに、猶も承引せず、答語初のごとし、勝介聞て、其量見ならば、最早云に及ばずとて皆々一所に集り、此分にて濟べき樣なし、去ながら殿中にて事を果さんは恐れあり、彼者の下城を待受、切て捨べきと一定しぬ。然るに坊主番代り五過なれば、御城に待居ては目立べし、下城すべしとて同道し、多仲宅にてや待む、又勝介宅に集り人を付て置待受て、萬一間違なば彼の者の宅へ行ても然るべしなど云けるが、又各評議に、當座の事は其義に及ばざるは勿論なれ共、かく時刻延しぬる事なれば、頭へ行、此旨屆捨にして然るべしといふに一決し、多仲宅へ行對面し、しかじかの次第也といふ、多仲答に、委細聞屆ぬ。各の了簡尤至極せり、心次第たるべし、坊主が宅に人遣し、一左右ある迄は、手前にて待居られよと云て、內に入り、勝手口より出て、西丸へ出勤したり。夫より近所なれば、勝介家來など呼にやり、坊主下城の樣子告知らせよと、所々に人付置て、多仲より家來を出し、坊主が樣子をうかゞひける。其內粥など出しければ、各食し、案內今やと待所へ多仲歸り、今朝の一件思ふ旨あつて、西丸に出、服部賴母迄（西丸小仕置は、池田外記なりしが、此日御用ありて、未出ざりしかば服部賴母代り出勤せしなり。）しかじかの事共あり、某よりは各存分にまかすべしと申聞せしぬと申達ければ、御隱居樣（保國公なり。）御趣意として、坊主不屆の至りなり、芸番人付させられし由、伊木長門より申移されき、御上よりの取捌の上は、各違背有まじと云ければ、一統承りて、然る上は、私共申分立、何條異議申べきやとて皆退散せり。即日、保國公の仰として、坊主長古は長屋入となり、其後又江戶より御下知あつて、改て長屋に入られ、家內は追拂になりしが、後四五月を經て、長古獄中にて塵紙を紙縷とし、自ら縊て死す。

十四、柏尾團介狂氣　柏尾六郎左衞門子なくして齋藤加右衞門次男團介を養て子とす。六郎左衞門が妻、是に通ずるといふ浮說あり、時に岩田七郎兵衞季女を養女とし、團介に配するとて公邊の願濟、いまだ婚禮を整へず、常に往來せし所、六郎左衞門が妻嫉妬にて、外よりも目だつ程の事多かりしなんとも風聞せり、懸る處に今年三月六日の夜團介ふと家を出で（不義の名に忍びがたく思慮しけるにやと、世に評せり。）行方なし、（此夜齋藤が方へ行、夫より備中宮內にしれる浪人ありけるが、是がもとにたづね行、一兩日過せしといふ。）同八日の夜上道郡平井山齋藤家先祖の墓所に至り腹切て死す。同九日には見出す者なく、十日の朝に至り人

々見付け騷ぎあへり。扨柏尾が家に連歸るべきに極り、狂氣にて腹切たれども、いまだ息かよいける取向にし、駕籠にのせ歸る。六左衛門屋敷は内山下（西土手筋東向の家なり。）なれば、東御門を入らんとす、兼て此者移合なれば、番人共押留て入まじと云、大野紋左衛門駕（籠）に付添居けるが、病人通すに何事かあるべき、士の中事いかで疑ふやと怒る。是に依て、番人異義なく通したり。扨つゝみかくすべき樣なければ、狂氣にて平井山にて自殺せしよし達しぬ。逆死なれば大目付死骸改に來る。團介死骸日を經しかば、面部所々鳥の啄みたる痕あり、其所には膏藥を押て兼て腫物出來たるよし演說す、かくて大目付村井傳右衛門改め終て、蔭凉寺に葬る。其後命ありけるは、團介一件の時法を脊き、私に狂氣人御門へ入たる事沙汰のかぎりなりと御咎かふむり、六郎左衛門四五日遠慮し、番人は禁錮せらる。團介に配せんとて養ひし岩田が娘も、程なく勞症の體に煩ひしが、藥石の驗なく伏枕日をかさね、其年終に下世しぬ。是も同じく穴をならべて蔭凉寺に葬る。同穴異世の契とやいふべし。

十五、津川喜三次下獄　中奥詰御到來方津川喜三次と云者罪あり、（御到來方預りの黃金を質に遣し其外不直ありし故なりと云。）正月廿二日大小姓頭佐々重郎左衛門に預けられ、評定所にて穿鑿あつて、其後揚り屋に入られぬ。この喜三次性質大食にて平世人の三四人分を食し、酒肉又是に准じぬれば、產を破も、只飲食に費、漸々貧困し、不覺不知、不直の事どもありしといふ。扨獄中に在ても一人分の食にては堪がたかるべしと人々いひあへりけるが、其後此由を保國公聞し召れ、不便の事なりと仰て、飯米を增與へられき。誠にかゝる饕餮も稀なるものなり。

十六、門田喜右衛門・志水忠右衛門出奔　門田喜右衛門（祿四百石。）志水忠右衛門（祿四百五十石。）共に大組なり。去年より江戸に詰、妓樓に登り、奠大に費多く、今年歸朝に及て金子の才覺ならず、喜右衛門は三月十二日の早朝に出奔、同十九日に忠右衛門は出奔して、家絕たり。其後喜右衛門は大坂にて醫を業とし、忠右衛門は日蓮宗の僧となりしといふ。喜右衛門が母・弟有しが、年經て御國住居をゆるされて垣見喜左衛門が引受となり、此喜左衛門は喜右衛門が弟にて、垣見喜内が養子たり。

十七、安倍忠左衛門・古田番右衛門・江見孫三郎・雀部輪之進蒙咎　去年江戸詰せし大

組の內、安倍忠左衞門・古田番右衞門・江見孫三郞・雀部輪之進、過分の金子他借し始末惡しく、八月十六日それ〳〵命ぜられし趣、左に記す。

一蟄居　池田貢組　安倍忠左衞門

於江戶過分の他借、返辨始末取計不宜、御名出し候段、不埒に依て、如此被仰付候。

但養子の義、類家より可奉願由被仰出候、かくて瀧波與兵衞より願出、庄野武左衞門三男網八郞義養子被仰付、御知行百五十石被下、御城代浮組へ御入被成候。本知は三百石。）

一蟄居　服部賴母組　古田番右衞門

同斷。

但伜門之亟へ貳百石被下、御城代浮組へ御入被成候。本知四百石。）

一閉門　浮組　江見孫三郞

同斷。

一御叱　御城代浮組　雀部輪之進

連判に加り候に付、如此。

十八、放渡邊吉次郞・仁科七右衞門義、菅・山下・槇村・三人蒙咎　渡邊助之亟次男吉次郞・仁科四郞右衞門次男七右衞門兩人共、備前に指置べからざる旨、十月九日命あり、同く菅四郞兵衞伜彌五右衞門・山下治右衞門伜五郞太郞・槇村茂左衞門伜久米之進三人共、不行跡に付、以後きつと愼むべき旨、親々より申聞べしとぞ命ありける。

十九、放柴岡喜兵衞　柴岡助右衞門が嗣子喜兵衞と云者、別に俸米を玉ひて西丸の御幕役務めけるが、不法の事數多く、十月九日俸米取放され、父助右衞門へ返したもふ。卽日又此者御領內に指置べからざるの旨命あり、早速引拂へり。

二十、牧野宇右衛門家絶　牧野宇右衛門祿六百石□月□日病て死し、嗣なく家絶ゆ。

二十一、安永五年丙申 惠藤新介出奔　惠藤新介性來放蕩にて八月□日出奔して家絶たり。

二十二、安永六年丁酉 池田大和刑戮奴僕　七月十五日の夜安井勇五郎が弟、京橋をあゆみけるが、池田大和が手廻り袖介といふ奴不禮せり、早速切殺すべけれ共、此夜于蘭盆會にて人の往來甚だ多く、わざと其儘引捕へ、家に屋敷は、川向土倉四郎兵衛下屋敷裏門前なり。連れ歸る。かゝる處に、此旨大和聞付、不法者の事なれば、此方にてよろしくはかろふべしとて、大和が家に引取、大和が采地赤坂郡周匝に遣し、首を刎させけり。

二十三、河瀨源兵衛斬奴　河瀨源兵衛が召仕し僕暇とらせて後、十一月廿五日の夜の事なりしが、河瀨が方に來り、如何なる故にや、種々惡口して不法のみふるまひける折節、源兵衛は妻が兄山田市右衛門が方に行て物語して居けるが、源兵衛妻よりしかぐの次第なりと告ければ、早速歸り、門より内に入るとひとしく、彼僕惡口喵ちらしながら取かゝらんとする勢ひなれば、源兵衛其儘刀を拔て右頰に切付け、此疵前は鼻程にて、刀留り後は耳脇まで切、首中程切たり。かく深手なれば、少しもたまるべき、倒れけるを、脊を切付、仕留たり。

二十四、安永七年戊戌 八田庄兵衛斬妾　上坂多仲組八田庄兵衛は、小原彌一郎が弟也。當時小原が方に同居し、長屋住居なりしが、いかなる故にや、九月廿七日妾を斬殺せり。此時の世評に、嫉妬にて庄兵衛へ手向かひせしに、よんどころなく斬しといふ。

二十五、流人破圍　大坂御奉行所より隱岐の國へ送らるゝ流人船、備前福島にかゝり居けるが、四月十九日の事なりし、流人四人、一人出雲の者、一人京、二人大阪者なり。大阪者一人は彌介とて三十一、一人は重右衛門年二十一なりと云。船中にて大にあばれ出しければ、此方船手へ注進しける故、船奉行安藤與一右衛門人數引具し、とめ籠を爲持、早馬にて福島に行きむかふ。大横目立野龍左衛門も、同じく早馬にてはせむかふ。かゝる處に、已に四人の者圍を破り、付添の役人を打擲す。此時同志六人三艘の船にのり、流人船に漕寄せて、やがて乘移り搦取けり。鹽田與三左衛門を御使として、此旨大坂に達せられ、福嶋には急に大工五十人して假牢作らせ、廿三日成就しければ、早速四人の流人を入置れし。五月二日大坂より

與力二人・同心四人、其外人數召具し、福島に來り、流人を受取、同六日の朝彌介・重右衛門を連て、大坂に歸り、其外の二人は、又船にて隱岐に趣きける。

二十六、安永八年己亥 藤岡喜勇太斬役夫　岡山の城湟を、毎年の夏掃除せる事にて、町役ども例のごとく出て、草芥を揚ける。六月十五日南御門の外なる湟草を掃除する役夫、水の手にて土倉市正が家隷藤岡喜勇太と云士に不禮せり。喜勇太堪忍ならずといふより早く、彼役夫喜勇太が兩腕をしかと握る、役夫は壯力の男、喜勇太は弱手にて更に制し得ず、あなたこなたと押合ふ、内終に川邊に積たる薪に押付らる。かゝる處へ本郷七内通りかゝり、此體を見、眼をいからし、役夫を叱し、いかなる事ぞ詫言せんには、先其手を放せといふ、此時役夫が手少しゆるみたるを、喜勇太振放しざま拔打に切殺せり。

二十七、三好文折出奔　三好文折兼々不心得故、去年七月蟄居命ぜられて引込居けるが、今年四月十八日出奔す。其子立碩も、父出奔し在所知れざれば、同じく退去し、家絶たり。

二十八、安永九年庚子 土倉市正家臣清水彌太左衛門姦惡　土倉市正家來清水彌太左衛門・清水仁右衛門が養子にて、實は池田大和家來の守田惣兵衛次男也。養父仁右衛門は和氣郡清水村の者にて豪家なりしが、故あつて土倉が家臣と成、彌太左衛門を養ひて、其後其身は隱居し、鄉里に歸り居けり。彌太左衛門家繼て後、備中宮内の妓家へ通ひ、金銀の費多く窮しけるが、今年九月廿六日岡山西中島町岩田屋與惣兵衛といふ兩替肆へゆき、金子三拾兩入用あれば兩替すべし、持せ越すべしと云付し、父仁右衛門元來富者なれば、兩替度々彌太左衛門より申付候事もあれば、疑ふべき樣なく、やがて市正上屋敷彌太左衛門が長屋へ手代に爲持遣しぬ。さて其夫に酒などすゝめ、油斷せし處を一刀に切殺す、あまり思ひ懸ざる事と云、其上能切れたれば、聲も發せず其儘死す。兼て計り置たる事なれば、床の下に埋て、所々に付たる血を拭ひて、さらぬ體にて日々に勤仕しけるに、岩田屋には手代見へざるに驚き、先市正屋敷に尋ねやりけるが、彌太左衛門方にはいまだ來らざるよし答ふ、門番等に問へども分明ならず、去ながら何とやら門へは入たる樣子に覺へたり、定て間もなく出歸りしならんと云て、たしか

ならず、岩田屋方には、彼手代なか〳〵取逃すべき者ならぬ事能しり居たれば、甚不審し、色々穿鑿してぞ居たりける。市正屋敷にても、彌太左衛門が事疑しければ、段々吟味し、長屋など心を付しかども疑しき事あらねば、一旦は屋敷內へ入り、早々出たる者ならんと決し、彌太左衛門に疑も懸らざる程の趣なりしに、日を經て裡門の邊にあやしき臭氣あれば、人々再び訝しく思ひ、彌太左衛門おのが方に用あつて來る者の、不慮に行方なくなりたらば、心の中疑ひ、且は氣の毒の色もあるべし、其上金子の用も、又外にみ付ける何ぞ品もあるべきに、餘りにそらしらぬ體、却て疑しなど云出し、彌太左衛門に心を付ける。かくて彼が長屋を搜し見よとの市正指圖にて、委しく搜し求めしに、押入の邊に少し血痕と覺しき所あり、床の下を見るに置土あり、爰こそと掘起し見るに、深く鑿つて件の死骸を鹽漬にし、上に土を懸置たり、皆々驚き騷ぎあへり。彌太左衛門は早く切腹させ然るべしと市正內意にて、同十月十七日此旨同列より申聞せしに、潔く腹切て死す。久しく計りける事と覺へて、鹽は兼て多く買置、床の下、疊の敷合ごとに、悉く薫藥を封じ張置し、板敷を放し坑を掘けるを人に知らせず、深夜に獨こしらへしなる事顯れて、後には外よりも思ひ合する事ども多かりしと云。其比又大なる桶一つ調置く者、はじめ謀けるは、清(マヽ)水の邊に蕪菁すくなければ、漬てやると稱し、其桶へ死骸を入れ門を出し、川の深みへ沈めんと思ひしかども、夫も持人等の怪みより事洩ん事を恐れけるにや、右のごとく堀埋めし。惡行ながら膽の太き振舞して、自若として日數經しことを、人々驚嘆しあへり。

二十九、福尾助之亟下獄　御城代步行福尾助之亟と云者、穿鑿の事あるよしにて、十二月廿二日平賀與惣右衛門が宅に呼出され、直に駕に乘て牢屋へ至り、長屋入と被成候。此時の同道には、細木丈右衛門・岸圓之介・濱崎孫右衛門・山形友吉・安原惣右衛門（いづれも御城代步行。）五人なり、福尾が罪さだかならねど、國寶を贋作せしなどゝも云、未詳。家內は、翌天明元年閏五月十九日追放たれし。

三十、神職近藤內記斬其子榮作　兒島郡槌ケ原村神職近藤內記が次男榮作といふ者、同村小百姓の子金次郎を六月の事なりし、同道して夜にまぎれ同村下の池といふ所にて鎗にて突殺し、誰人の所爲ともしれざる

様にもてなし置けるが、段々吟味しける所、榮作が所爲たるよし露顯に及びければ、父内記・榮作を切殺し出奔せしかども、早速召し返されて、神職を勤めける。

三十一、天明元年辛丑 横山宜迪横死　岡山榮町堀端に横山宜迪と云御目見醫師あり、療用も繁多なり、父は宜廣とて隱居にて在ける。其弟は僧となり、江戸本所中ノ郷正應寺と云法華宗の寺に住持しける。今年五月兄を見廻として岡山に來り逗留せし內、其連來りし奴僕、同月十日夜明方に忽狂氣し、何やらん騷敷音しける。宜迪が母目覺居たれば、卽起て樣子を伺ふに、其僕の臥たる間の障子を脇指ぬいてたゝき居たり、未だ物の目色も分らぬ刻なれば何を持て居るやと考辯もなく、彼母其所へ入所(マヽ)けるが、又一刀切られ倒れぬ。宜迪其聲に目覺め、いそぎ行て見るに、是も刄物持たりとは思ひよらず、棒なんどにて母を擊伏せたるものとおもひ、捕かゝりけるが、同じく闇打に二三刀切られて倒る、彼奴僕はそれさま外へいで、鐘撞堂の上に登りけるに、火の見番物音するを聞付て下り見るに、何者ともしらず鐘の側に立居たる。其時も猶闇ければ刀とも棒とも見分ず、持たる物を奪はんと取付しが、掌中少し疵付初て驚き、急ぎ下へおりけるに、狂者も續て下りたりしかども、皆思ひ懸ざる事故、漸く內行方を見失ふ。此騷動に町內より人追々出合、町同心など來り尋求めけるに、紙屋町石橋の上に輕き男一人立居ける、あれこそ彼者よといへば、同心立かゝり、何の苦もなく捕へ歸る。然るに無刀なり、脇指は如何したるやと尋ぬれば、川の端なる薪積たる中へ入置たりと云、川崎町の薪積たるあたりを尋るに、果して搜り得たり。扨手負兩人には、醫者集り療治しけるに、母は老人と云、疵も數ケ所なれども大事の疵なき故、療治にかゝり、日を經て平癒しぬ。宜迪氣力は慥なれども、疵深く、就中胸の下突疵一ケ所深かりしかば、終にまぬかれがたく、一時あまり過て死す。宜迪此時云ふ樣、始より刄物持たると知るならば、心得もあるべきに、口惜き次第なりと、再三嘆じけるとぞ。彼狂者は先町會所の牢へ入置、江戸へ達せられければ、双方江戸へ出さるべき旨御指圖あつて、正應寺主從に町目付河上六郎左衞門其外徒士足輕等付添て、同廿八日岡山を發し江戸に至り、寺社御奉行のもとに連行引渡す。宜迪母は、疵いまだ平癒せず、旅行すべき體ならねば、其旨達せられて參らず、狂者は死罪の法なれども、狂

氣の事故、殺さるゝ者のゆかりより助命願出ればゆるさるゝ事なりとて、將軍家の御役人より助命願ば如何と催促あり、去ながら正應寺・河上六郎左衞門兩人異見は、存もよらぬ事なりとて、一應は許諾せず、其已下六郎左衞門ども江戸を立て七月十二日岡山に歸る。此時六郎左衞門行年八十歲、暑中といゝ、殊に心遣なる往來せしかども、少しも屈する色なし、人皆其丈夫に感ず。其後、又役人中より中村善右衞門・岩田留四郎兩人共御城夫。まで助命願然べきよし、度々催促ある。其如くならでは、已後外事に付ても六ケ敷事あるべし、宜迪家內も、又江戸へめしよするゝ事あるべしなど聞え、是非なき事ながら、宜迪家內へ助命願押て出させられしと云。

三十二、時岡丈助自殺　江戸向屋敷にて時岡丈助と云通の子四月十五日腹切て死す。

三十三、天明二年壬寅水野安左衞門狂氣　池田要人組水野茂左衞門嫡子安左衞門、父が名代として普請方加奉行勤む。今年七月和氣郡飯懸村へ出張居けるが、兼て手代共廣內權右衞門・安藤與一左衞門預足輕。安左衞門が心に應ぜず、これに心を用ふる餘りにや、少しは尋常ならぬにや、此時父茂左衞門がもとへ贈りし書狀も、少しはいぶかしき文體なりしが、同月四日見積奉行松下久太夫が所へ越ける書翰には、手代ども平生勤方惡しく、其上所の者をかたらひ、我を付ねらひ、はや押寄る趣なるよしを載す。久太夫驚き、只事ならずと思ひながら、先返事認め急に談し度事あれば、一先其表引拂ひ歸られよとぞ申やりける。其返事五日の曉飛脚取歸けるを、手代廣內預り。受取持出るを安左衞門見て行燈の火かき立くれよと云、手代火をかゝげんとする所を、拔打に斬る、きられて驚き逃去る、今一人の手代安藤預り。驚きながら進寄て抱留んとす、力強くて制し難く、其內に小疵も蒙りければ、叶はじとや思ひけん、逃出て湯所の方へ行しを、追付て斬り、其所に倒れ死す。初の一人は、其隙に門外へ走り出づ、それを追詰んとて出る口に、右の飛脚居けるを見誤り、小鬢を少し斬付ぬ、飛脚驚き、是は飛脚の者にて候といへば、安左衞門云やう、誤たり、疵は淺きや、氣の毒なり、是にて疵を卷よとて、袖の中なる長手拭取出し投與へて駈出る。猶夜明ざる事なれば、暗さはくらし見出すべき樣もなく、再び立歸り切倒したる足輕に留をさし、扨茶漬喰んと云ければ、一人の老婆膳をすゝめける。此時、亭主は恐て椽の下へ逃入るといふ。夫より松下久太夫へ又書狀認めける樣は、手代ども村の者をかたら

ひ付狙ひしゆへ堪忍ならで一人は切留、一人は手負ながら逃候ひしかども、是も追付尋出し仕留候べしとぞ書たり。其書状を村役人へ渡し、岡山へ遣すべしと云付て、又鑓提て出たりしが、一村の家毎に捜さんとするに、皆々恐れて戸をしめ居たりしを、鑓の石突にて戸を推し破り内に入、一々捜し求けれども、見へざれば、又村を出づ。此時徒目付佐伯助介行逢たり、佐伯は、外御用にて同所に來り居けり。助介何事ぞと問ふ、安左衛門しかじかの故なりと答ふ、助介狂氣ならんとは思ひながら、急に思案決せず、何事なく挨拶して別れけるが、跡にて其あたりの者集めて追掛て様子を見んと思ひながら、是も果さず歸りけるとぞ。此後、助介事、此度の始末不屆なりとて、其役ゆるされ、俸米も減ぜられし。扨安左衛門は、山深く分入り尋ね廻り、終に作州界の一村に至り、名主の家を尋て行、姓名役義を名のり、空腹なれば一飯を請ひ、喰ひ終て云様は、山越に來り道案内覚へざれば、飯懸村迄案内付べしとて、其所の者を先立、又宿に歸り、再び支度し、何所に隠るゝとも、いかで尋ね出さで有べきとて、又山中へ分入りたり。此事岡山へ聞へければ、一族とも追々驅け行き、相組も數人はせ付たり。郡方役人等段々行向ひけれども、郡代下方平馬指圖にて、一族の取計も有べければ、其様子略聞へ、其後其場へ趣き然るべしとて、皆々和氣村まで行様子を待居たり。松下久太夫一人は樋所の普請先と云、手代も手先の者、何ぞ傍より遠見してあるべきやとて、只一人おして飯懸村迄はせ着く。かくて同村へ行し者ども、安左衛門何所にあるやとあたりの者に問へども知れがたければ、人を分ち方々尋しかども六日の晝まで更に様子聞へず、いづれも如何せんと待詫たる所に、其日の晩景に及び、折たる鑓提げ、足より血を流し歸り來れり、皆出迎ひ手柄したり始末如何にと問ふ、しかじかと答ふ、此時も猶百姓はや押寄るなど云出しける、兎角狂氣と見へければ、さまざまと云なだめ、飯をすゝめ落付たる色を見て、亂心の趣云聞せ、切腹をすゝめけるが、覺悟は極めたりとて、跡の事共何やらん鵜飼權平を呼び、傍にて私語き、其後腹切て死す。此時手代を仕留し場を問ふに、山奥にて突殺せしといふのみにて、慥ならず、かくて彼死骸を尋ねしが、やうやう求め出しぬ。其所は蛇ケ穴とて人の至らぬ幽谷なり、死骸を見るに、鑓にて突たる疵遍あり、是は其所にある森のめぐりを逃廻りしを追付、又は渡り合突しものと見ゆ、此時鑓のふり廻し不自由なれば、折て短くし突殺せし成るべし。安左衛門死後、

和氣村に待居たる人々入來れども、事果たる後なれば、異論なし。扨死骸等片付て岡山に歸り、同じく七日の夜葬送せり。死骸改に行し水口猪三郎が物語りに、七月六日なれば、暑氣甚しく、其臭氣まことに堪かたし、就中手代が死骸は、四日の曉切られしものなれば、惣身虫を生じ、蛆を見むとすれども、其所更に分ち難し、面部までも皆虫にみち〳〵、肌は少しも見へざりしと云。又池田要人物語りには、見屆に遣しける家來歸りて、側に置けるか着たる衣にうつりたる臭氣、一室に滿たりしといふ。

三十四、菅八太郎斬小人　馬役菅市之丞嫡子八太郎と云者 後、半右衛門と改む。 祖父彌右衛門にしたがつて江戸にあり、六月廿九日の事なりし、厩方の渡り小人八太郎に對し不禮せしかば、たちまち拔打にして切殺す。八太郎此時十四五歳なり、殊に容貌美なれば、小人戀々の心ありし故、挑みける其様、無禮なれば、かくせしよし風聞す。

三十五、同心久住勇介赴干倉敷　世に聾三（ツンボサン）と異名せる大盜ありしを召捕て、非人頭次郎九郎が家にてトメコに入置、非人共番し居けるが、七月廿四日の夜トメコを破て逃げ走る。此盜備中中田といふ所に居るよし聞へければ、同心久住勇介幷八五郎 次郎九郎が子也。 山の者等九月二日彼地にむかひ、博奕して居ける所を、夜明がたに押込取かゝりしに、盜は足早く走り出て、行方知れず、跡に殘り居ける備中倉敷領犬塚の穢多、其外倉敷のスヒホフなども集り居けるを、山の者共無二無三に打擲し、手向ひするものをば切けるが、犬塚の目明し猪右衛門、今一人都合二人を切殺す、此外手負ふもの又多し。松村八郎左衛門折ふし工事司で倉敷へ行居けるゆへ、此よし聞とひとしく懸合ける。岡山よりは町目付東條右兵衛、其外同心等替る〳〵彼地にむかひける。同十一日勇介幷に山の者十一人、次郎九郎が子、皆岡山に歸る。尤双方、山の者は同心へ預り、勇介は急度預けといふにはあられども、心付合ふべしとの事にて、町會所、成瀨六郎兵衛前部屋へ入れ、同役一人づゝ番せり。山の者十一人、次郎九郎が子は、其隣部屋へ入置れ、假門立て足輕四人づゝ晝夜張番す。扨倉敷よりは江戸伺ひとなる。此節倉敷御代官は守屋八十右衛門手代保科十藏と云。あくる三年二月三日右者共倉敷へ呼出さる。其人數は、盜宿亭主・母・子共以上五人。此母女房は先年刑せられし海賊三吉が女房娘なりしと云。

久住勇介・八五郎 次郎九郎が子。 山の者十一人。右殘らず駕籠にて東條右兵衛・郡目付松村八郎左衛門・歩行目付鹽田

門右衞門・同心谷田佐右衞門・徳田兵助・常盤町名主白銀屋源介等付添へり。同四日御代官所にて穿鑿あり。尤吟味濟迄勇介は元のごとく同心に預られ、山の者は繩打牢屋へ入る、益宿は手錠にて倉敷日明し手へ渡る。同五日東條を初め何れも、勇介。山の者を召連れ、皆岡山に歸る。内に山の者忠右衞門一人は倉敷に留り殘る。十人此度は常盤町役人預りと成、同十一月十二日右の者共又倉敷へ呼出されしが、彼地にとゞめられし忠右衞門は討首と成、外山の者八五郎ども手錠にて倉敷日明し新八へ預けられ、勇介は五十日閉門と指圖あつて、岡山に歸る。同十二月十一日山の者八人倉敷より歸る。翌年正月二日に至り、勇介が閉門明きければ、又倉敷へ行、事濟て歸りける。四月十九日勇介には御暇賜り、山の者共は追込れて事濟し。

三十六、垣見七郎左衞門斬家來　丹羽藏人組垣見七郎左衞門、當春より江戸に詰居けるが、七月十六日若黨を手討にす。くわしき事は、天明五年同人狂氣の條にのすれば、爰に略す。

三十七、熊代廣左衞門・萩野久之亟・武田八十右衞門本末　萩野久之亟（忍役萩野久七郎が弟。）武田八十右衞門（御城代徒格武田四郎左衞門養子なり。）熊代廣左衞門（初之進樣御家臣也。）三人同道にて、六月五日の夜瓦町の酒屋和田藤四郎が方へ行て亭主に逢、我々據なく差支へあり、銀子借り度由を云。藤四郎一應辭退しけれども、三人云けるは、かく迄押て無心申は、此かね調はざれば、銘々一分立ざる故也、是非とも許容に預るべしと云。藤四郎も常ならぬ應對なれば、甚當惑し、先少しの内待給るべし、考へて御返答申べしとて、前なる景福寺の住僧を招き、扱を頼み。此僧相對し樣子を聞ば、銀子高も過分ならず、時を重ぬるうちには彌扱も仕易からんと思ひ、中にて云やうは、今宵は手元に有合も少きよし示ぬれば、明夜參られよ、其程の事はまゐらすべきよし取計ひ候はんとて、歸しやりぬ。かくて翌六日の夜銀子請取らんとて三人の者來りぬ。いか成故にや其事隱れなく（和田より噂したるにや、殊の外御山に聞へしとぞ。）徒横目・町同心など、宵より近所へ徘徊し、三人の者内へ入るを見て外を取かこみ、同心などは内に入しかども、兩刀帶たる者なれば、むざと問答にも及ばず扣居たり、三人も何とやら捕手に來る（一には、三人の姓名を同心問ひし共いふ。）機に見へければ、心驚き外へ出て見るに、外も徒目付・徒なんど挑燈ともし、動靜いかにと伺ひ居たれば、其内には面識の者も多かりけ

れば、いよ〳〵驚き逃去りぬ。其內一人は、餘り取込候哉、鼻紙入を落せしが、其內に自分の名刺も有しと云。扨此一件世評廣く、其儘止むべき事ならねば、三人共出奔す。萩野久之丞が父久七郎、忍同列相談し、退去して久之丞を殺害すべきにぞ極め、頭の梶浦勘介（判形役）にも此よし申けるが、勘介も可然と云ふによつて、久七郎幷同姓彌左衛門兩人退去し、同十一日久之丞を殺害す。武田八十右衛門が父四郎左衛門は、御城代組頭富田彌左衛門に內意にて、退去せん事如何と尋ねしが、富田答に盜賊・不義と一樣には非らず、親退去には及ぶべからずといふ、是によつて其儘にてぞありける。熊代廣左衛門は、此度の一件の頭人なれば、我誤り故久之丞殺害に遇し事、おもひめぐらす程本意なく、義理にせまりぬるにや、七月廿一日のばん、石井山なる父祖の墓地に歸り來りて、腹切て死しける。

武田四郎左衛門に實子あり、數右衛門といふ。是よりさき、或年醉中に山崎町灘屋喜太夫が方へ夜更て行き、質物請んといふ、夜中質物の出し入れは法度なりとて、更に肯はず、數右衛門醉狂發し、さわいはせじと刀を拔てかけよらんとす、家內皆々驚き逃走る。扨外より扱の人來り、銀札出し內密に計らひ、其銀札をふところにして家に歸り、前後もしらず醉臥し、翌朝目覺て見れば、枕頭に右の銀札ありしかば、初て驚き、醉中の事を思ふに、一分立がたく、早く出奔するにしかじとおもひ、退去せしといふ。

三十八、村瀨小十郎子市之進傷人　十二月九日の夜の事なりし、富田町矢田部屋といふ者の店看板の行燈に、家中の少年共石を打付ければ、矢田部屋が子內より出で追拂、皆々逃去るうちに小姓組村瀨小十郎が倅市之進十二歲なるが只一人踏留り、追ひ來る者を待請て拔打て切付し故、大に驚き、淺手なれば其儘逃歸りて戶をしめて內に入るを、追かけつゝ切留んとせしを、人々あつまり取とめけるが、段々事大に成しかども、元來子供の事なれば、內濟にてぞ事濟けり。

三十九、放高木李之介　高木半右衛門が嗣子李之介と云者、不法なれば、御領分に差置まじき旨、四月十九日命あつて、早速立退ける。

四十、野間幾次出奔　物頭野間五左衛門が養子幾次は、番頭津田丹下次男なり。侠氣ある男にて、養父の心に應ふせず、丹下も心元なく離別すべしと相談せし上、廣澤喜之介が子熊次を同道に頼み、□月□日暮比丹下方へ幾次を返しけるが、途中にて熊次をあざむき引はづして、直に出奔せり。幾次直に大阪へ行、中井善太竹山の門人となりて學文をつとめ、寛政の比は江戸にありて業を立しといふ。幾次出奔のときあざむかれし熊次は、評判あしく、此熊次父が家を繼て喜之介と云。

四十一、天明三年癸卯舟橋兵左衛門蒙咎　池田要人組舟橋兵左衛門と云者、夏の比にや、酒に沈醉し小畑町にて段々不法の事共ありければ、九月十五日蟄居命ぜられ、養子願ふべしとの御下知によつて、南部次郎右衛門が子軍太といふ者養子に願ひけるが、わづか七口の扶持賜りし。かゝる所に、寛政九年四月十九日の夜、兵左衛門出奔せしかば、いろ／＼尋、五月六日同姓船橋久七より此旨噂申出けるが、尋ね出すべき旨内々御下知ありしに、終に行方しれず、同月十九日軍太も退去して、家絶たり。

四十二、八田庄兵衛出奔　上坂多中組八田庄兵衛祿三百石。江戸に詰居けるが、放蕩にして勤仕に堪へず、九月□日出奔して、家絶ぬ。此庄兵衛は、小原彌一郎弟にて、八田傳之丞養子たり。傳之丞は大目付勤めし庄兵衛が孫にて、輿七郎が子なりしが、世を早ふしければ、傳之丞祖父が家繼し庄兵衛大目付勤めし内、吏才あれば□職の今猶世に稱せり。殊に多能なる事又類なし。傳之丞も才ある者にてありしが、世を早ふしける。傳之丞が弟に盈治と云あり、幼少より經書を讀み、史記を見て、世の治亂を察し、軍學に心を置そめしが、十四五にて狂氣しければ、一室に入置しが程なく死せり。盈治狂氣に依て小原が弟を養子とし家繼せしなり。然るに此庄兵衛放蕩にして、かく家絶し、不幸なる事なり。

四十三、天明四年甲辰石原幸吉斬池田近江僕　正月廿六日暮過の事なりし、石原幸吉小姓組石原茂兵衛嫡子。岡惣左衛門土肥五組同猪兵衛嫡子、此時十二歲。同道し川向ひへ行ける途中、西大寺町にて一僕、幸吉に行當り、無禮超過し切殺す。津田重太郎、天瀬丸毛運平門前に通り懸り、此太刀音を聞とひとしく急ぎ出合、幸吉に應對し、町役人呼出し、死骸に番付させ、幸吉重太郎兩人は福岡屋文十郎が方に入り、此時岡惣左衛門を石原が方へ歸しければ、やがて幸吉が父の茂兵衛走り來り、其外追々人集りぬ。かくて茂兵衛より小姓の頭林德之丞・寺澤藤左衛門兩人へ書付出しける。其文

口上（竪紙）

私伜同姓幸吉義用事御座候に付、川向へ罷越候處、西大寺町蛭子屋藤四郎・福岡屋文十郎門前境にて、小者體の者慮外仕候に付、名元再應相尋候得共名乘不申候、段々惡口仕、其上脇指の柄に手を懸候故、難捨置、不得止事討捨申候。名乘不申候に付、何方の者に御座候哉相知不申候、途中の義、彼是候、役介之義恐入奉存候、此段宜樣被仰達可被下候奉願候。　已上。

正月廿六日　石原茂兵衛　書判

林徳之丞殿

寺澤藤左衛門殿

林・寺澤兩人より大小姓頭長谷川儀右衛門へ出しける添書之趣、

口上（半切紙）

石原茂兵衛伜同姓幸吉義、今暮過西大寺町於途中手討仕候由申越候に付、早速私共罷越樣子相尋候處、小者體之者慮外仕候に付、何方之者に御座候哉と相尋候處、名乘不申、其上脇指の柄に手を懸候に付、不得止事討捨申候由、手疵見及候處、左之乳通一ヶ所、左の肩一ヶ所、留め一ヶ所、相見へ申候、茂兵衛よりの口上書一通指上申候。　已上。

正月廿六日

寺澤藤左衛門

林徳之丞

長谷川儀右衛門様

右兩通に長谷川添書して小仕置服部頼母へ儀右衛門持參し、死骸片付候事幷何方の者とも知れざれば、尋れ來る者あらば見せ候わんや否やをも問ければ、心當りの者參りて尋ねんには、見せて然るべしとぞ答へける。又組頭は同所に詰させ申さんやと問ひしかば、是は其元の心次第たるべしとぞ答ける故、始終組頭は同所に詰居けるなり。但し福岡屋方甚大勢込入ければ、組頭は鄰屋與四郎が方に居けると云。町目付は鄰屋次郎右衛門が方に詰居て、廿八日死骸引渡すまで爰にあり。尤同心等も詰居けるよし。かくて翌廿七日の朝六ッ時比、池田近江徒目付大橋六左衛門と云者來りて死骸を見度よしを乞ふ、町役人石原茂兵衛等出合見せければ、近江家來に相違なき旨右

原に向ひ噂して、大橋は歸りける。扨此旨茂兵衛より兩組頭へ達しぬれば、早速長谷川へ屆たり、六右衛門歸て後に、近江より使者を以て、茂兵衛父子へ申越す口上之趣、

昨暮此於途中不禮いたし候者有之に付、無據被討捨候よし、然る處右之者手前家來小者角平と申者にて、誠に無餘義趣故、右之被及取計と察入候、畢竟輕き者之義、聊如在に不存候間不被懸心候樣に存し候、右に付以使者申入候。

右使者來りぬれば、挨拶として茂兵衛父子近江が家に參り可然哉と、組頭に談合し、此旨長谷川へ申ければ、同人より服部賴母へ申けるが、石原父子直に參るには及ぶべからず、其元引受よき程に演說あつて然るべしとの答にて、儀右衛門其まゝ近江宅に行て、此旨を申す。近江早速用人を以て相應の返答す、同日晝比、何れも引取べしとの服部指圖にて、皆々町手へ引渡して引拂ふ。茂兵衛父子を兩組頭指圖にて、何かの挨拶に、自分所存として近江が宅にぞ遣しける。同廿八日の晩、近江より足輕廿人にて死骸受取に來り、町手懸合にて渡し事濟けり。

四十四、小林亦市溺死　御船入奉行小林亦市と云者、二月廿二日丹羽鍋左郞（後、藏人と改）が方に行、歸路は夜に入り、一步藏前の川堤よりあやまつて入水し、其儘死す。同廿七日に及んで死骸福嶋に流れ下り、引揚げたり。され共、家は斷絕せず。

四十五、富田勇右衛門・難波右衛門介下獄　先徒富田勇右衛門・難波右衛門介罪あつて（私曲と云。）江戸より歸され、三月二日岡山に着く、卽日大目付今井文左衛門宅にて申渡、長屋入となりし。

四十六、梟片上驛丸屋甚右衛門子之首　五月廿二日筑後柳川城主立花左近將監片上驛に止宿あり、其家中の宿へ盜賊忍び入、跡付を明け、大小其外の物ぬすみ取、又もとのごとくなして置ければ、其侍何心もつかず、翌朝立て行、兩三日經て跡付を開き見ければ、紛失物多きに驚きけるが、盜の運の盡にて、跡付の中へ詰置たる返古の中に刻み多葉粉の袋あり、其書付に備前片上としるしあるゆへ、手がゝり出來ぬとおもひ、家來一人を片上に返し、多葉粉を買求め、件の袋と見合わせけるに違ひなければ、右之趣を注進あれば、段々穿鑿ありしに、則同驛の丸屋甚右衛門が子なれば、早速召捕り獄に下して、其旨立花家に通達あつて、やがて首をはねて獄門の

木に懸られし。

四十七、明石權左衞門自殺於妓樓　初之進殿の家士明石權左衞門と云者、平生備中板倉の娼家に遊び名染の妓に惑溺し、終に六月七日の夜、件の妓を刺殺し、其身も自殺す。され共猶息かよひ、大にうなりける故、亭主驚き行て見しに、女は蚊帳の内に死し、權左衞門は這出て居けるが、やがて息絶ぬ。此よし岡山に注進しければ同家中中村友之丞をはじめ數輩行て見屆、連歸りける。かくて此旨言上しければ、家絶ぬ。

四十八、中野仁右衞門出奔　中野仁右衞門祿六百石引廻し。放蕩にして妓樓に登り、博酒に耽りて其身立がたく、七月の初家を出たり。段々尋ね求めしかども知れざれば、同月六日退去せしよし達す。依て家絶たり。妻は廣内權右衞門が娘なりしが、仁右衞門が出奔後出產せしが、子は死しける。又其身も養生叶わず、やがて死けり。

四十九、坂本三太自殺　坂本三太といふ步行の者、いかなるゆへにや七月□（マヽ）日自殺して、家絶ぬ。

五十、佃彌五太夫出奔　御次小姓佃彌五太夫祿百七十石。放蕩者にて、江戸に詰居て娼家にかよひ、深く名染たる妓と袂絶せん事をうれへ、□（マヽ）月□（マヽ）日出奔し、後には彼の妓をつれ出しけるといふ。元來備中蘆守の家中田中九之丞といふ者の弟にて、佃銘治が養子にて、家を繼てありしが、此度退去し、家絶。かくて彌五太夫は、程經て兄の九之丞に養なわれて、再び備中に住居せしといふ。

海老原豐貞寫

野上瀧三校

吉備溫故秘錄　卷之六十一（紀事十二）終

吉備温故秘録

（山狩）

吉備温故秘録　巻之六十七（原本無巻數）

大澤惟貞輯録

山狩

慶長十四年己酉（月日不詳）興國公小豆嶋に狩　し玉ふべきよし命ぜられ、笠井勘兵衛構の内、豐嶋にて狩し玉ふ。

考るに、小豆嶋・豐嶋とも、今は公領なり。此比までは備前に屬しけるが、いづれの時より分れしといふ事詳ならず。本文を以て察するに、豐嶋は、小豆嶋に屬したると見へたり。左衛門督忠繼公逝し玉ひ、宮内少輔忠雄公御相續の時分より公領になりたるならんか。寛永九年、烈公備前へ御國替の時は、小豆嶋・豐嶋とも、備前領にあらざる事は、分明なり。

船頭寺見三右衛門書上には、十月九日戸川土佐守殿御同船にて鹿喰嶋に狩被遊直に、下津井・天城迄御廻り、同十日御歸りとあり。

此時のとくひの（マヽ）間を山田市郎兵衛・長田三郎左衛門に仰て打せらるゝに三千六百間之由。

正保三年丙戌十月　烈公御狩　十月九日、岡山白鷗丸にて御出船、同十日・十一日・十二日が間、和氣郡鹿久居嶋に狩し玉ふ。勢子大將は、池田出羽・池田伊賀、山の峠に大鼓・貝を備へ、勢子押は大鼓、留は貝とぞ定められ、上泉治部右衛門司れり。若年寄此若年寄とあるは、若き年寄中か。組頭今の番頭。山の南北を、鬮取にて一番・二番を定められ、勢子追込中に文左衛門・又六・五左衛門三人共、姓氏欠。三人を以て使とし、酒・肴・菓子等を賜はる。狩終て、家老中・組頭にも御得物を賜りし也。此時の獲數不レ知。

承應二年癸巳二月廿八日　何れの所にてか狩　し玉ひ、鹿四十七頭を獲玉ふ。

明暦元年乙未二月十八日　牛田山に狩　し玉ふ。貴子大將は池田下總・土倉淡路なり、與頭は番頭組之士支配す、水主は中村主馬・水野甚兵衛父大藏名代也。其外皆頭あり。射手方の惣大將は日置若狹・池田信濃、弓頭は番頭、此日木下淡路守殿戸川土佐守殿見物として來領あり。獲物六十五疋、内四疋生捕といふ。

同三月廿六日　牛田山にて再び狩　し玉ひし、貴子大將は、池田伊賀・池田信濃・土肥飛彈。弓大將は池田下總・土

倉淡路。責子合五千人。獲物數四十五疋なり。中にも庄野三郎左衛門が子長左衛門行年十四歳にて鹿を射る。其鹿弦に應じて倒れしかば、其術を感じ玉ひ、翌廿七日小兒性(生カ)に召出さる。

同二年丙申八月廿二日　兒嶋郡に放鷹　し玉ひ、天城にて出羽家來三人拜謁に出ける內、德山左兵衛に、其方自分知行所仕置能きゆへか、去々年百姓ども慕ひ候由、御感の仰あり。同廿六日いづれの所にてや、かねて石川善右衛門奉行してほりし大池を御覽ありて、かく大き成事成しても、人により、他の評をいとひてせざるものなるに、身構なく仕立し條、感じ玉ふとぞ、時服を給ふ。此日、下山坂村宇左衛門に、何ぞおもふ事はなきかと、みづから御尋ありければ、別に思ふ事もなく候、只子共等農業に不精あらんかと、是のみ苦になり候よし答へ奉りける。此言を深く感じ玉ひ、ことさら親族むづましく、子八人の內、四人男子皆々相和し、よめまで一家に居住しけるをも賞し玉ひて白がねを下さる。

明暦三年正月十三日命ありて　來る十八日に半田山に狩　し玉ふべき旨、其支度あり。責子大將、伊木長門・土倉淡路・日置若狹。弓大將池田伊賀・池田信濃。弓組共五組、外に御手廻りの射手十三人、惣責子六千人、木下淡路守殿にも來領なり。獲物鹿十八、狼三疋、狐三疋、兎十七。

萬治二己亥年正月十四日　山鷹狩　すべき旨、小堀彥右衛門・湯淺民部・草賀玄蕃・安藤杢四人に命あり、外に遊士として、水野三郎兵衛・山田市郎左衛門・青木善太夫・津田半十郎・安東德兵衛を添ける。同廿三日津嶋山に鷹狩し玉ふ、責子池田信濃。土肥飛驒・池田美作・山脇修理・土倉隼人・若原監物いづれも相組ともに出づ、水野助之進・稻葉志摩・岸織部・荒尾內藏介・熊谷源太兵衛、此五人は預りの足輕引具せり。遊責子山內權左衛門・田中九郎兵衛・安東德兵衛杉山五左衛門。吉田齋なり。御歸路雨降りけれども、雨衣は勿論、御笠をもめされず、御歩行ありければ、從ひ奉る諸士みな雨具を用ひざりしといふ。

同三月二日　又山狩　し玉ふ。惣人數千六百五十八人、內責子九百五十八人、馬上百四十八人なり。同四日、鷹狩に出ける諸士をめされ饗ありて、家老・番頭・物頭、其外に尋給ふに、此度の狩は、よき稽古なりと思ふは、いかにと仰あり、

何も左樣にこそ存じ奉る旨御答へ申ける。かさねて仰に、能き稽古ながら、面々の心得有べし、手前々々を省みなば、後悔なること、又は覺束なき類多かるべし、そこを能く思案し、爾來頭共の手に付廻るよふに合點せば稽古に成べし、只豫め思ふよりならぬものをのみ打撫置るは、稽古に成まじ。船渡し悪しからんとおもふに、殊の外能かりしは、全く神圖書が下知行屆たる故也。其外、此度のかけ引、いづれも大將能きゆへ、最錬熟しけるとて、感賞し玉ふ。

寛文元年正月八日 **御鷹野** 初なり。木下淡路守殿・戸川土佐守殿來領なり 此月、廿八日曹源公・日置が采邑金川に狩し玉ひ、鹿十一頭を搏留玉ふ。信濃殿にも、鹿一疋を得玉ふ。若狹にも御所望にて狐一疋を搏し、他の獲物數しれず。

同九年 **半田山御狩** あるに依て、正月八日御觸あり、左に記す。(本集成第四輯二六二頁仰止錄半田山御狩の御定の條參照。)

一、爲御意今朝大學殿へ仰渡候、近日半田山鹿狩被遊に付、御馬廻り衆親子共、其外二番・三番、御目見無之者も罷出候樣に被仰出候。

一、弓唯今稽古不仕候共、前角少にても射申可罷出候、衆只今致稽古衆。

一、御勢子に被出候衆、其内臺人、亦は煩にて出候義不成程之衆、右書付御出可被成候。

二月二日、半田山に狩し玉へば、未明より北方村の北東にあたつて、責子・射手の備を立つ。烈公は、四日市樋の上に御待場をとらせる。御標二段角取紙上花色、下白。一覯のため、木下淡路守・戸川土佐守・山崎甲斐守等、來領也。

射手・責子相圖諸手命左のごとし

一、侍之繰出し 隨御本陣太鼓之遲速事。 一、壹番 責子。二番 弓。三番 卷責子。 一、責子打出 貝。 一、責子留 鐘。

一、矢放 貝。 一、矢留 鐘。 一、責子引揚け 太鼓。

手々印覺

一、赤き四半 池田主水。 一、上下白中赤の折懸 池田大學。 一、白き四半 池田隼人。

一、赤き四半に白髯　日置猪右衛門。　一、白幸子に赤き輪貫　池田主税助。　一、黄の角取紙　伊木長門。

一、白き四半に角の門黒すはま　伊木玄蕃。　一、白き四半に黒三文字　池田三郎左衛門。

諸手配り人數覺

一、貴子大將　池田主水　「美作組引連」池田勝吉。「藤左衛門組引連」池田數之進。「數馬組引連」池田吉左衛門。「民部組引連」湯淺久彌「瀧川縫殿組引連」竹腰作內。「信濃。主税兩組引連」村代官。

此手合　五百九十六人。內、七十九人主人、八十三人足輕、四百三十四人下人。

一、貴子大將　池田大學　「飛彈組引連」土肥助十郎。「監物組引連」若原太郎七。「宇左衛門組引連」草加次郎左衛門「小堀彥左衛門組引連」大原與兵衛。「侍從若衆引連」山田彌太郎。「池田主税助組、村代官引連」河村平太兵衛。

此手合　七百貳拾人。內、九十九人主人、八十一人足輕、五百四十八人下人。

一、貴子大將　日置猪右衛門　「大藏組引連」宮城六之助「半藏組引連」伊庭源六。「池田主税助組引連」丹羽次郞右衛門。「組の船頭、其外船手引連」中村主馬。「同上」岸織部。「池田信濃組、村代官引連」都志半大夫（源右衛門名代也。）

此手合　六百六十一人。內、六十八人主人、十六人船頭、百四十人足輕、八十九人揖取・水主、三百八十四人下人。

一、貴子大將　池田隼人　「組引連」芳賀內藏允。「同上」山脇傳內。「將監組引連」眞田三彌。「圖書組引連」神小兵衛「預足輕引連」岡田權之助。「內藏助預足輕引連」荒尾市之助。「平左衛門預足輕引連」安東四郞左衛門。「預旗之者引連」田中源兵衛。「池田主税助組」村代官。

此手合　六百三十一人。內、七十九人主人、百一人足輕、四百五十一人下人。

右押貴子四手合　二千六百十六人。內、三百二十五人主人、十六人船頭、三百六十九人足輕、八十九人揖取・水主、千八百十七人下人。

御野郡百姓貴子三千四百三十六人引連、西より押す、武田左吉。同上道郡百姓貴子貳千三百十七人引連、東より押す、黑川吉太夫。同津高郡百姓貴子千七百四人引連、北より押す、庄野市右衛門。

右三手之百姓責子、夜の中より押懸、半田林之内へ鹿追籠む。

押責子合　壹萬百八人。内、貳千六百五十一人侍　雜兵共）、七千四百五十七人百姓。

一、責子方見廻り組之歩行引連、森半左衛門。

合　七十三人。内、二十七人主人、四十六人下人。

射•手•方•覺•

一、射手大將「長門嗣子」伊木掛解由。「玄蕃子」伊木長九郎　「組の射手引連」土肥飛彈。「組の射手引連」池田藤右衛門。「組の射手引連」宮城大藏。池田數馬「組射手」。伊庭半藏「組射手」。眞田將監「組射手」。「組の射手引連」草加宇左衛門。尾關兵庫「組射手」。

此手合　六百四十三人。内、七十六人主人、五百六十七人從者（此内、四十人從者射手）。

一、射手大將　池田主税助　「淡路子」土倉四郎兵衛。「縫殿組射手引連」瀧川儀太夫。「組射手引連」池田美作。「組射手引連」若原監物。「組射手引連」小堀彥左衛門。「組射手引連」湯淺民部。「組射手引連」神圖書。池田信濃「組射手」「備後若衆射手引連」水野三郎兵衛。和田與左衛門。

此手合　七百六十五人。内、百九人主人、六百五十六人從者　此内、廿九人從者射手）。

一、御手廻射手　「組射手幷足輕等引連」安藤杢。「組射手幷足輕等引連」伊木賴母。「組射手引連」櫻木吉之丞。「組射手引連」吉田齋。「組射手引連」杉山五左衛門。「組射手引連」森川龜之丞（九兵衛名代）。「組の歩行等引連」渡邊友之助。

此手合　四百五十二人。内、九十九人主人、四十四人足輕射手、三百九人下人。

射手方都合　千八百六十人。内、二百八十四人主人射手、四十四人足輕射手、千五百三十三人從者（此内六十九人從者射手）。

一、射手方見廻り　「組の歩行引連」水野作左衛門。

合　五十三人。内、十六人主人、三十七人下人。

一、追留にて鹿仕切役　「預足輕引連」泉八右衛門。「同上」津田重次郎。

御供方の姓名次貫に續くもの〻如し。編者。

合　六十八人。内、二人主人、四十六人足輕、廿人下人。

卷責子覺

一、卷責子大將　池田三郎左衞門。

裁判人　「預足輕引連」深谷甚右衞門。（八兵衞名代）加世助五郎。（鶴右衞門名代）石田善之助。江見仁兵衞。森本與三兵衞。

町責子　千四百五人。内、百八十六人、日代行煎。三郎左衞門、一手合　千四百八十一人。

一、卷責子大將　伊木玄蕃。

裁判人　「預足輕引連」藤岡内助。瀧七左衞門。石黑後藤兵衞。「預足輕引連」石川善右衞門。河口多左衞門。小塚段兵衞。

町責子　千二百廿五人。内、四十六人、日代行煎。玄蕃、一手合　千三百四十八人。

一、御手廻卷責子奉行　「小性組引連」正木市正。大野十兵衞。「小性組引連」下方權平（イに兵衞）。淵本甚五左衞門。「預足輕引連」上坂外記。「小性組引連」丹羽七之丞。山下文左衞門。「小性組引連」山崎大膳。岡村權兵衞。「勘定方引連」都志源右衞門。「鷹師并足輕引連」青木善太夫。「鷹師并德兵衞預足輕引連」安東彌平次（德兵衞名代）。

合　四百九人。内、四十八人主人、十四人作事方、三十九人足輕、三百八人下人。

卷責子合　三千二百十九人。内、九十九人主人、十四人作事方、八十三人足輕、二百廿四人下人、二千八百廿九人町責子。

一、鹿奉行　「長柄并小人引連」納筆七人。　　一、御幕奉行　高木左太夫。野々村平太左衞門。

一、笹井山へ罷越鐵砲　「鐵砲打候步行引連」稻川九郎左衞門。「同上」杉山四郎右衞門。「稻川十郎左衞門預足輕引連」荻野六兵衞。「上泉治郎左衞門足輕引連」長谷川次左衞門。

一、笹井山へ鹿追込裁判　藤岡傳左衞門。山中勘兵衞。

御供方

日置左門。森川九兵衞。薄田藤十郎。梶浦勘助。村井彌七郎。加藤甚左衞門。中江彌三郎。宮部清四郎。

一頭　渡邊十郎左衞門。一頭　岸久太郎（外に矢目なし）。一頭　佐分利甚五郎「伊木長門從者」平野彌二兵衞（外に矢目多し）。

中山以下御供方なるべし。編者。

一頭　久保田門右衛門。一頭　守田與五郎。前田安大夫。

一頭　木崎孫左衛門。森本源四郎。「池田主税助從者」宇高半助。頓宮猪左衛門。「伊木頼母預」足輕二人。「森川九兵衛預」足輕。

一頭　竹村八大夫（外に矢目多し）。一頭　安藤太郎吉・尾關傳四郎・「安藤杢預」足輕一人。一頭　浦上小四郎（外に矢目多し）。

一頭　虫明文八（外に一矢名不知）。一頭　石川淸助・中野半助。一頭　中村八左衛門。

一頭　石川淸助・森川兵介・梶原甚左衛門・笠井助七・雀部猪之介・櫻木作之丞・安井又六・丹羽淸十郎。

一頭　大野小兵衛・仙石久兵衛・小堀彦左衛門・佃兵內・「伊木長門從者」三宅權八・伊木半助・馬場彥助。一頭　長谷川兵大夫。

一頭　番兵左衛門（外に矢目多し）。一頭　松田孫七・那須忠次郎（外に矢目多し）。

一頭　寺西冶右衛門・同人・岡八兵衛・「土倉淡路從者」齋藤瀨兵衛・藤岡長左衛門。一頭　杉山惣吉（後打殺）。

山中權十郎・大江宗右衛門・山田與八郎・村上孫八郎・淡河友吉・森養仙・立野八兵衛・瀧川仁左衛門・加藤文大夫・丸山次郎大夫。

一、金鼓貝　上泉治郎左衛門。

一、御使役中小性　一番　高木又之進・那須又四郎。　二番　槇嶋加兵衛・下野七介。　三番　大江久左衛門・淺海彥大夫。　四番　中野理左衛門・水野安兵衛。　五番　松原助六郎・笹岡十左衛門。

一、歩行横目　河瀨與五左衛門・沖新兵衛。

一、御馬標　多賀十左衛門・粟井平七郎・岡部半大夫・遠藤安兵衛（外に歩行六人）。

一、御持鐵炮　五挺、御持弓　三張、御鎗　三本、御馬　二疋、御駕、御茶辨當。

御供合　二百七十五人。內、百六十九人從者、方々諸役惣合　五百十六人。

右惣高人數　一萬六千八人。內、五千七百二十二人侍（雜兵）、此內、侍七百二十八人。內、六十七人村代官（種ヶ嶋鐵炮にて出る）。　歩行九十三人。　足輕三百九十人。　下人四千四百三十一人。　船頭・勘定・鷹師・作事方・臺所方以上八十八人。　壹萬貳百八十六人百姓・町人。

かくて相圖のごとく追々責子追込、御待場前に鹿多く走り來り、烈公みづから射て倒し玉ふ鹿七頭なり。其外、諸

手にて獲たる獸打くらす。或説に、大猪狂て人を傷り。時に久保田清閑七十有餘、元來射術の妙手なるが、矢をさげて彼狂猪にむかへば、何かは少しもためらふべき、清閑を目がけて走りかゝるを、間近く引請て射たりしに、其矢あやまたず、矢つぼに中り、弦に應じて倒れぬ。諸人一同に鯨波をあげて譽たり。烈公御喜悦斜ならず、走武者仕りたるもの哉と、返す〴〵賞せられ、みづから着し玉ふ御道服を脱て、清閑にたまふといふ。按に、此狩に獲られしは鹿のみにて、猪を射留しよし書しるしたる物を見ず。又、清閑といふも誤なるべし。清閑といふは、門右衛門が隱居名なり。此御狩の時は、門右衛門と云て、弓組之組頭にて、鹿一頭射留し事明なり。門右衛門が子半之進、延寳のはじめまで、部屋住たりし事、又疑ふべからず。されば〴〵、清閑が狂猪を射とめしといふ説信じがたし。若門右衛門が隱居後に狂猪を射留し事のありしを傳へあやまりて、今とし半田の狩にての事とせしもしるべからず。又或説に、此御狩晩に及て驟雨車軸を流しけるに、鐵砲を放すべき旨、烈公仰ありしに、岸藤右衛門かしこまり候ひぬ、といふより早く足輕に下知して、つるべ放しにうたせしと言。是も疑ふべき事也。藤右衛門は、去し寛文六年十月七日、船奉行と成りて、織部と名のり、今とし半田の御狩には、中村主馬と同じく、船手の人數引具し、日置猪右衛門が手に屬せし事明なり。此織部が鐵炮預りしは、寛文十二年十月三日也、されば此度藤右衛門が預の足輕に鳥銃うたせし事、必定あるまじき事なり。

此度獲られし獸の數、左に記す。

鹿數覺

一頭、（外に矢目なし）。　一頭、（同斷）。　一頭、（外に矢目一つ）。　一頭、（外に矢目三つ）。

一頭、（外に矢目なし）。　一頭、（外に矢目一つ）。　一頭、（外に矢目多し）。

右御前御弓にて、御手自御射留鹿七頭。

一頭、池田主稅助・池田大學・「池田主稅助從者」藤澤左平次。一頭、守田源內・那須半之丞・野々村平六・「土倉淡路從者」大塚源八。

一頭、中野與一右衛門・山川市內・太田又七「同人」。一頭、虫明又八・馬場助市・「土倉淡路從者」大塚源八。

一頭、丹羽清十郞（外に矢目多し）。一頭、中野市左衛門・虫明又八・木崎孫左衛門・船戶七大夫・大橋茂兵衛。

一頭、水野助三郞・「池田主稅助從者」中嶋彌五兵衛・岡田平次郞。一頭、齋藤加介・「池田主稅助從者」岡田平次郞。

一頭、能勢平右衛門（後打殺）。一頭、田路與七郞・齋藤加介（外に一矢名不知）。一頭、中野與一右衛門（外に矢目多し）。

一頭、河合源五兵衛・平尾傳之丞・伊木賴母・尾關傳四郞。

右家中射方、弓にて留る鹿三十一頭。

二頭、伊木文蕃勢手共打殺。一頭、中村主馬責子前にて行倒。一頭、池田主水手湯淺久彌組にて打殺。

一頭、森川九兵衛預足輕打殺。一頭、牛の首にて責子生浦。十五頭、矢目多く責子打殺。

右、生捕•打殺•行倒鹿二十一頭。

以上　五十九頭。　外に一頭、翌三日御野郡百姓生捕。　二頭、同五日•六日兩日に百姓持來る。

都合　鹿數六十二頭。

狐二疋、日置猪右衛門犬取。同一疋、金森平六郎•船戶助九郎•「土倉淡路從者」平井又右衛門。同五疋、矢目もあり打殺。

以上　狐八疋。

兎一疋、池田主税從者打殺。同三疋、池田大學手責子打殺。同三疋、伊木玄蕃手責子共打殺。

同一疋、芳賀內藏允手にて打殺。同十三疋、惣責子共打殺。

以上　兎二十一疋。

雉子八羽、惣責子共打殺。

同四日、此度獲られし鹿を、諸士に賜りしといふ。

延寶二年甲寅　牛田山御狩　二月十八日烈公牛田山に狩し玉へば、曹源公•信濃守殿も同じくまいり玉ふ。

都合　壹萬八拾五人。

內、追勢子合五千人。此內、御家中士の小共•御中小姓、上下共、又此內二十八人主人、十人御歩行、廿五人信濃守殿衆、此內八人歩行、十八人足輕、七人鉦持、二百二十五人惣家來、三千四百三十六人御野郡より出る勢子二千百五十一人上道郡同斷。

請勢子合四千十人。此內四百四十七人御家中同斷。又此內三十人主人、二十人歩行共、七人村代官、九人足輕、八人鉦持、三百五十三人惣家來、貳千三百二十八人津高同斷。千二百五十人赤坂同斷。

右二手合、九千十七人。

御狩場引廻し喜多嶋忠右衛門•丹羽七郎左衛門兩人共、卽日出る。

四百六十三人。御家中士子共•中小性•御中組、上下人數。內、百十六人主人射手、二人三八歩行弓、十一人御徒弓、岸織部•玉野夫兵衛預り三百十人右下人。十カ

貳百七拾九人、曹源公御供上下。　百貳拾七人、烈公御供上下。　六十九人、信州殿。

百三拾三人、池田伊賀・同大學・日置猪右衛門・伊木玄蕃・能勢少右衛門・上下人數。

御獲物惣數　百二十一。

內、鹿十二頭、烈公御手自御射留。　鹿七頭、曹源公御手自御射留。　鹿十一頭、信州殿の手（內五頭犬取）。

鹿四頭、池田伊賀射留。　鹿二頭、池田大學射留。　鹿二頭、田路助之進射留。　鹿一頭、石黑小十郎射留。

鹿一頭、田路勘四郎射留。　鹿一頭、松井勘八射留。　鹿一頭、伊木賴母勢子前にて息切れ。　鹿五頭、勢子前にて同斷。

鹿一頭、日置左門射留。　鹿四十一頭、留所不知。

合　鹿八十八頭、兎二十二、狐六疋、雉子三羽、狼壹疋。

延寶四年正月廿一日　烈公・曹源公。信州殿、牛田山に狩　し玉ふ。

責子合　壹萬四千貳百六拾五人。諸士・百姓共。

曹源公御人數、貳百六人「御供上下共」。　烈公御人數、九十人「同斷」。　信州殿人數、九十四人「同斷」。

竹之助殿人數、貳拾九人「同斷」。　池田伊賀人數、五十人「同斷」。　同大學人數、五十人。

御獲物數合、百貳拾五。內、鹿百一、狐五、兎八、狸七、雉子四。此度も烈公の御手にて得玉ふ鹿三十四、狐一疋、曹源公御手にて鹿十頭。信州殿鹿九頭なりと言。

延寶五年三月七日　烈公牛田山に狩　し玉ふ。

勢子合　壹萬貳千九十二人。諸士・在々人數共。內、壹萬五百七拾三人、在々勢子。千三十一人、家中御馬廻り若者共。

諸士組分け。

池田門八・瀧川杢・土肥飛彈・池田左兵衛・宮城六之介・若原太郎七・丹羽平大夫・草賀次郎左衛門・芳賀內藏允・伊木賴母・正木主計・中村左太郎・稻葉惣五郎・岸織部・喜多嶋忠右衛門。丹羽七郎左衛門・丹羽次大夫。

烈公御供百四十五人。丹羽守殿供九十五人。

日置猪右衛門五十五人。池田隼人百二十人。土倉五郎兵衛七十三人。

御獲物等之數、其外とも、委しく記したるものを見ねば、その人數計を、こゝに記す。

同年閏十二月十日 半田山に狩し玉ふ。

人數合 貳千三拾二人。御家中人數内、百四十二人は勢子・鐵砲打共、在より出る。

牛の首へ廻す。

一番、百二十一人。小幡源八。 二番、百二十八人。土倉彌介。 三番、二百十人。池田隼人。

三軒屋谷より入待勢子。

一番、六十四人、御小性組佐分利平右衛門。 二番、六十五人、兒小性組澤權大夫。 三番、三十七人、弓組鈴田半四郎・森脇右衛門、作引廻。 四番、四十五人、奥山久兵衛。 五番、四十一人、蒔田平七。 六番、四十三人、正木權七。 七番、五十六人、古田十兵衛。

三軒屋より追勢子。

一番、日置左門家來、市川安大夫、足輕引廻。 二番、百十八人、丹羽次大夫。 三番、三百四十一人、日置左門手市川安大夫。

いそう谷より鐵砲持參御者。

百四十六人、神小兵衛。 六十二人、宮城六之助。

鐵炮打。

四十二人、内、口津高より十一人、奥津高より三十人出る。 四十一人、下濃宇兵衛。 十四人、川村平太兵衛。 八人、笠井太郎兵衛。

烈公御人數、百四十人。 曹源公御人數、貳百人。 信州殿人數、百拾人。

延寶六年三月十日 烈公和意谷に詣玉ひ、同十一日御墓祭、直に閑谷に至らせ、聖堂御錦講堂にて諸士ども勤學すべき旨仰

あり。同日灘村より御船にて、鹿久居に渡り玉ひ。其夜、寒河村御泊り、同十二日も鹿久居に狩し玉ひ、同日岡山に歸り玉ふ。鹿、四十三獲玉ふ。

延寶七年二月十日　烈公御發駕、片上の驛より御船にて鹿久居嶋に狩し玉ふ。此夜寒河村に御止宿。御獲物、鹿四十二頭。翌十一日も、同所に狩し玉ふ。御獲物、鹿六十四頭得玉ふ。兩日合百六疋也。

勢子合、千人也。和氣郡・邑久郡より出る。船數七十五艘。灘・日生を初、其外浦々、邑久郡より。

同日未の刻御狩終り、寒河にかへらせ、蕃山を經て三石に暫時御休み、此夜は宇根に御止宿、それより東行し給ふ

延寶八年正月廿七日　赤坂郡牟佐に狩し玉ふ。

惣人數、壹萬八千七百七十四人。

内、百七十六人、宮城六之助引廻鐵砲打候、御馬廻り小性組共上下人數。　百六十八人、岸傳四郎引廻、同斷。　百十九人、鈴田半四郎引廻、弓射候。弟子並歩行共。　三十一人、寺澤藤左衛門引廻御鷹方。　二十八人、御船六艘參る、御召船梶取加子とも五十四人、近藤登兵衛引廻歩行者ども。　七十一人、池田隼人上下人數。　廿七人、池田三郎左衛門同斷。　五十七人、日置左門同斷。　廿八人、水野三郎兵衛預足輕ども。　一人、岸織部預り。　三人、澤權大夫足輕押。　五人、御觸番。

烈公御供、上下九十人。　曹源公御供。　信州殿人數、上下百七人。　御獲物數、鹿六十八、猪一、狐一、兎廿三、雉子七。

信濃守殿・内匠殿・萬吉殿、并、家臣中御供方諸士に鹿の肢を賜ふ。

同年二月十八日　金川に狩し玉ふ。

烈公・曹源公・信州殿御出なり。

三千二百七十九人、奥津高赤坂郡より出づ。廿八人、寺澤藤左衛門御鷹方召れ出。

同年同月廿八日　御兩殿御發駕ありて、曹源公は邑久郡虫明村より御船にて鴻嶋の牧御覽あり、同日寒河村に御止宿。烈

公は同日陸を寒河村に至らせ御止宿。同廿九日　鹿久居嶋に狩　し玉ふ。責子頭津田重次郎・服部與三右衛門也。

四千二百九十七人、邑久郡より出勢子。貳百十一人、和氣郡より出勢子。船貳百五十六艘「但三端帆」邑久郡より出。

貳十人、池田三郎左衛門。　十二人、津田重次郎。　十二人、服部與三右衛門。

烈公御供上下、貳百六十六人。　曹源公御供上下、五百廿四人。　鹿數四十五留る、壹疋づゝ責子頭津田・服部に賜る。

同卅日、寒河より閑谷聖堂御參詣、同日晩和意谷御泊り。三月朔日、烈公は御墓祭し玉ひ、其後、御狩。

四千拾七人、和氣郡之責子。　四千三拾二人、磐梨郡之責子。　千百七十六人、赤坂郡之責子。　御獲物、猪十五、鹿一。

同年十一月十四日　烈公牟田山に狩　し玉ふ。惣町よりも責子出ければ、火警のため、伊賀の者、間斷なく市中を廻る

合、七千三十七人。但、追責子・諸子。士・農・商共。内、千六百七十五人、士。貳千人、町。三千人、在。

士責子覺

四十五人、土肥飛彈組上下、松浦次郎八引廻し。　廿一人、池田七郎兵衛組上下、雀部左内引廻し。　六十一人、宮城大藏組上下、同六之助引廻し。　七十七人、藤原監物組上下、同太郎七引廻し「是より足輕添」。　七十七人、草賀宇左衛門組上下、同次郎左衛門引廻し。　五十二人、芳賀内藏允組上下、同傳彌引廻し。　四十四人、伊木頼母組上下、村瀬平左衛門引廻し。　廿九人、山脇傳内組上下、喜多嶋忠左衛門引廻し。　七十五人、神圖書組上下。同小兵衛引廻し。　八十三人、中村主馬組上下、同左平次引廻し。　五十八人、稻葉四郎左衛門組上下、同助五郎引廻し。　二十五人、上坂外記組上下、須賀小八郎引廻し「足輕なし」。　八十六人、岸織部組上下、同傳四郎引廻し「是より足輕添」。　九十二人、水野三郎兵衛組上下、小崎久助引廻し。　六十四人、小堀主殿組上下、同勘之介引廻し。　五十六人、山脇大膳組上下、同三郎左衛門引廻し。

合　九百四十四人。

百廿四人、御鐵砲之子共・上下人數、池田勘兵衛共四十一人、寄合組子共同斷。　十七人、組外子共、同斷。　廿七人、澤權大夫

組子共、同斷。 百五十人、湯淺半左衛門組子共、同斷。
右、追責子合 千三百三人。士中・上下人數。請責子合 三百七十二人。士中・上下人數。
內、六十八人、池田藤左衛門組上下、同門彌引廻し。 六十五人、泉八左衛門・加世八兵衛組上下、井、學校者共。 百廿九人、寺澤藤左衛門・中村治左衛門・同平吉・藤岡內介・川村傳之介・岩根平九郎、上下人數。 六十人、御鷹方渡邊與惣左衛門・鈴木佐七郎、其外上下人數。 二十人、吉田・齋藤・岡久六・梶田喜八郎・同源八・藤岡傳左衛門・同傳之丞、上下人數。 三十人、稱ヶ嶋打歩行者。
右之外、二百人、日置猪左衛門・池田三郎左衛門・池田左兵衛・津田重次郎・服部與三左衛門。
本責子肝煎 笠井太郎兵衛・廣內權左衛門・山崎彥次郎・小林孫十郎。 御前注進使役 歩行四人、池田三郎左衛門。池田左兵衛受取。 御貝吹 五人。右同斷。 鹿奉行 歩行者五人。
同年十二月四日 烈公御發駕あつて、江戶に赴かせ玉ふ序に、其日 和氣郡熊山に狩 し玉ふ。責子頭池田三郎左衛門・津田重次郎なり。御獲物、猪十二疋、鹿十三疋。
此夜片上に御止宿。同五日廳宇那村春日山に狩し玉ひ、蕃山村丹波守殿の茶亭に御休みあつて、やがて御發駕也。
天和二年壬戌三月二日 和氣郡天神山に狩 し玉ふべきとて、曹源公は、益原村に御止宿、烈公は和氣村に御止宿なり信濃君も從ひ玉ふ。同三日、狩し玉ひて、鹿七十八、猪九、兎八、狐一、猿一を得玉ふ。勢子大將池田大學、追勢子裁判津田重次郎、百姓勢子貳千五百四十人。晝御休、田出村名主が家也。此夜の御宿昨夜のごとし。同四日、烈公・信濃君は、岡山に御歸なり。曹源公は、佐伯土倉淡路が屋敷に御出ありて、赤坂通りを同日歸り玉ふ。
享保十五年庚戌二月廿三日 赤坂郡牟佐村に狩 し玉ひ、御待場大久保なり。
同年同月廿七日 上道郡龍口山に狩 し玉ふ。
同年三月六日には 津高郡藤ヶ嶋に狩倉 あり。此度日置猪左衛門忠昌、其子左門忠盈父子、勢子を指揮せし趣、忠

昌の自記の文、左に記す。

御狩の記

享保十五庚戌三月五日、津高郡菅野村の奥藤が嶋の北の山（是予采地、小田山の南麓、河田村分も相並ぶ）にて、御狩有り。勢子の手は、郡吏二三輩指揮すといへども、北の山奥の猪・鹿をば、愚息忠盈をして追出さしめよと、密々仰をかうむる。（二月廿八日、予・忠盈ととも、金川「予采地の名」休暇の事を願、次に忠盈は、藤が嶋御狩を見物せんことを願、蒙ニ御免一、幸に勢子の手の事も可ニ指揮一旨被ニ仰出一「津田永泰傳也」。是依ニ御内意の趣一、如レ斯又予も密可レ爲ニ後見一之儀あり。）然れども、此事ひろくもらす事なかれとの御事なるゆへ、家僕等にも、あまねくは告る事なし。金川休暇の御ゆるし蒙り、忠盈も誘引する事を披露して可ニ召具一者共の名と、跡より可レ來ものどもの名、岡府に殘しとゞめ、後守たるべきものゝ名、各記レ之、後守の長津田某に（孫兵衛）授て、かりそめ事のやうに令せしむ。

一、勢子方の事は、金川の長臣板津某（喜左衛門）が方へ飛書して、丹羽某（勘左衛門）・秋田某（亦兵衛）・日置某（平八郎）等、板津が宅に會して評談せしむ。丹羽は、菅野藤が嶋野良に至て、大野直治（御鷹頭）及雀部宗輔（郡吏、司津高郡）・服部庚辰（津高郡の監也）と會し事を議ず。（初日は、津田永泰も藤が島に來會するよしなり。）又、大村（平左衛門）を誘引して、宇甘山（予采地、山猪鹿多所）より初しめ、勢子立すべき所を監し、しるしをたつる。

一、勢子の諸具、岡府の宅にある者は、角田（平右衛門）・掛飛（權四郎）に令して、金川に遣はさしむ。

一、金川より御書札、或は告げ、或は尋事、數多なり。此飛脚多く夜半に來り着くゆへ、其返答又は此方より令する子共、予手書する事連夜、多くは曉に及。（侍之者は、掛飛權四郎・狩野藤九郎許なり。）

一、事急にして、しかもひろくもれざるため、金川の家士どもの婦女・下僕等に、器具の功力をなさしむ。（是勢子の肩につくる印、五色の切さき取交なり。二ケ日に四千出來、兼て設有る所の印は、白角取紙なり。此度郡吏等五色・一色づゝを以て印とする故、白も又其一也、故に俄に五色の取交の切さきを以て、忠盈が手の印とす。）

一、予は三月三日の晩景、岡府を出で、金川へ赴く。忠盈は四日の曉、岡府を發し、其餘の從士等輕卒を四日の午時、悉金川に來着す。

一、岡府所々の宅、後守は津田（孫兵衛）・伊吹（源左衛門）・御牧（加平二）・吉田（典右衛門）・逵（助六郎）・村田（九郎兵衛）・掛葉（權四郎）・日置（亦右衛門）・牧（權右衛門）・笹岡（八介）・福井（權介）・永宗（長右衛門）・宮崎（丹治）「此外、士右六人、徒士七八人、輕卒三十人許に過ず。是役儀有り。又は病痾・喪居等也」。長尾（六郎左衛門）は、御狩場への使者也、寬二御機嫌一昵近の返答を聞、來二金川宅一。「此日上書名當て津田永秦・小畠喜包・近藤典貞・森本久英、但、野先同く森本も加へ書す。」

一、四日、細雨、夜に至て止、亥刻星顯。亥の下刻、金川の宅の坂下に人數を揃、一手々々を分配し（兼て令之）、予の刻過る比、赴于宇甘山。

其一手、丹羽（勘左衛門、士徒士以下輕卒隨レ之、獵師加る。猪鹿を捕ため也。）　其一手、秋田亦右衛門（右同。）　其一手、岸本惣左衛門（右同。）　其一手、日置半八郎（右同。）

忠強と板津、喜左衛門は、兩方に分れて、惣手を下知す。角田（平左衛門）は、忠強が介輔なり。士、及、足輕悉皆鐵砲也。忠強を初め、板津及頭役の者は、玉込鐵砲（是大野より捕て猪を捕爲也）と令せしかども、及二其期一紛敷故、不レ發レ玉一樣にと下知す。予も又玉込を持せしかども不レ發レ之。

一、宇甘山の西は、日上寺山十二本木の半腹、郡吏山中昌算が勢子の手に隣り、東は菅村の上小田山七曲の邊、ヒヤウクノウネ郡吏神尾正親が勢子の手に隣て、凡一里拾町餘の間、忠強指揮の勢子にして、三千五百人餘也。此勢子、津高、赤坂兩郡の土民也。（是兼而丹羽勘より雀部宗輔に議じて、此兩郡の勢子をあつむ、予采地津高・赤坂に多し。殊に山獵に馴たる民也。）

一、予は右惣人數の跡より、金川を發し、宇甘山の谷へ、安倉山（祖考・祖妣之墓山也）麓民家に入る。（主長介と云墓守也　從士は、津田（源兵衛）・狩野、藤九郎）以下二三輩、其外徒士輕卒少々召具す。

一、金川の後守、西川（忠右衛門）・角田（理介）・狩野（傳左衛門）・高須（七兵衛）・中根（亦三郎）・角田（満五郎）・川部（勘右衛門）・坂口（忠兵衛）・吉田（左太郎）・平山（與五右衛門）・小南（善五郎）・菅（満右衛門）・菱川（亦太郎　從二岡府一扈從、岡府往返之爲、書記役故如レ此。（是等各役義又は老人・病痾・喪居也。徒士以下少々隨レ之。）

一、五日曉天、山上の勢子、既に整所に、大野（此時菅野村に止宿）が方より忠強へ到來して、雨天故、御狩延引六日たるべきよしを告るゆへ、諸手へ告知らせて、金川にかへらしめ、予は祖考・祖妣の墓山にのぼり拜禮し、直に川を渡て、北の方遊獵し、

中泉の邊より、ミノ地に上り、金川山に入る。忠盈隨レ之。

今日俄に逢川山の猪・鹿を追（從士等多く、明日の爲に休息、勢子も近邊の民少々用ゆ）、是は昨夜、宇甘山の人聲・松明の光夥し、多くは川を渡、北山に移るべしと、里人云に付、菅野村に逼し、大野・雀部・服部と談じ、金川山を驗したらば、猪鹿のかへりも有べし、又は、此搖にて宇甘山の猪鹿川を越事も希なるべしと評談して如レ此、又微意あり。

勢子惣奉行日置半八郎、追掛ヶ御牧助左衞門・高須十太郎・坂口小八郎。（徒士隨レ之。勢子四百五十人。）

險身津田源兵衞・狩野藤九郎、薬込坂口鐵之介・高原廉齋・北神靱負、左門隨身掛飛喜八郎、薬込御牧傳吉（申刻畢而入二予金川宅。）

一、五日の夜、逢川を發し、宇甘山に行、事悉如二前夜一。

一、六日（快晴）の曙、惣勢子を立並べ、相圖整て、小田村の北の山まで押上る。（此間の山内險難、歩行不二容易一。）

一、予は谷道をのぼり、泥市（山のあざな）といふ所に至り、諸手の趣を見聞し、小田村の邊なる篁へ中勢子を入れさせ（角田與兵衞奉行）、直に小田村へ下り、惣勢子の山を下りて、南の山へ移るを監す（此所泥田にして、歩行不自在故、勢子不正、心氣を勞して聲をはげましむ。）既にして南の山の麓にて、勢子並整て、直に山上へ押上る。予は忠盈が所に至て、事を談じ、中の手へ至る。諸手踏留、勢子並全し、暫有て御待場御入之狼烟あり。其時、中勢子を入る（角田與兵衞奉行）。

當大野曰、御待場御入の狼烟あらば、追勢子より大鼓を鳴して中勢子可レ入哉否を伺、御待場より大鼓を合たらば、中勢子可レ入上り、然るに予金川に至り、評談の上、四日に丹羽勘右衞門を菅野村に遣し、大野に談曰、此大鼓不レ可レ然、無益にして却而遲速疑惑之程無二覺束一、然れば伺之相圖に及間敷歟、如何者惣勢子を以て、直に進むときは、猪鹿を搜求の勢子並び亂れ、列不二堅固一、猪鹿の働は自在にて、拔猪鹿可レ多、故に惣勢子は、高に踏留め、中勢子にて追レ之、猪鹿北へかへらんとするを、惣勢子にて追返す事定理也、しからば御待場へ御入の上、何を以て時をうつすことあらんや、早速中勢子を入て可也ことゝを以て見るとき、太鼓の合圖に不レ及、狼烟を見るを以て期とすべしと云、大野諾す、故に如レ右。

又、家士四日之評論曰、勢子足並の遲速、大鼓にて可レ令哉と、太鼓も手々に分配し、大なるを予・忠盈が側に置んと云、予曰否、享保九辰の春、宇甘山御狩可レ有レ之御事ありしときは、勢子悉予が指揮也、故に大鼓を以て惣勢子の遲速を令せんとき

わめし也。此度は、郡吏の勢子と忠盈指揮と半にして、一統ずるに非ず、然れば大鼓の令、郡吏の手に用ひざるときは、却而勢子並不同にして區々ならん、西は山中が手を見、東は神屋が手を見、宜く時宜を計て遲速せんに不レ如。若し委細の事あらんときは、使を走て可也、一里餘の勢子と聞ときは、遠きやうなれども、連綿たる人數なれば、隣々言葉を以て通ずるときは、忽惣手に可レ達。内習なき輕卒•土民等、相圖の數多きときは、却而疑惑生じ不レ可レ無二違失一、其上御待場の御相圖の外に、品を増事、却而雜亂の基也と云て、太鼓を不レ用、螺及竹貝•拍木•鉦計を用ゆ、又微意あり。又、家士曰、鉦の事猪鹿追出したるとき計との事ならんと云。予曰、大野が出す處の法書の趣如レ此、併兼曰、大野に是を聞、是は鉦は外の相圖にと云事をしらしめん爲也と答き。其上山中險難の所、林茂曲迂の所にをいては、鉦の音不レ厳れば猪鹿不二驚動一、夫勢子の働は猪鹿を追を以て基とす、相圖は其階級なり、何ぞ其階級になつんで、基を可レ失哉、加レ之山中猪鹿充滿に、手毎に猪歟鹿歟追出さゞる所不レ可レ有、然らば則法書に違ふにも非ず、專ら鉦を可レ鳴と令す。

一、予は夫より中のうねを半下り、暫惣勢子の並みを伺ひ、忠盈へ使を馳せて、勢子詰寄よと告る事二度。(是中勢子を入れ、漸猪鹿の趣に隨ひ、惣勢子を靜に詰寄る時の事)。

一、是より先、忠盈勢子を詰んと云時、郡吏山中告て曰、向山の雀部が手と示合る旨有り、今少し期を待と也、故忠盈強て勢子を進るときは、山中が手と勢子の間分離して不可なる故、暫時猶豫す。然ども勢子を詰るの趾（躊カ）難レ延、此時予が使も亦至る故、忠盈勢子を進む。依レ之山中も留る事不レ能、同時に進み、向山の手も同く進み、勢子並齊し。

一、予、板津(喜左衞門)が所に至る、御待場近し、於二此所一神屋正親に遇ぬ。山の尾に合印不レ付、壯士三人竹鑓を杖にして横さまに行あり、予使を馳て如何なる人ぞと問、答て曰、羽州の家士也と、予則彼士に向て曰、此邊悉予が一手の家士•勢子也、他人雜入ときは不慮の非禍を生ん、早く出で不レ可二混雜一と、彼士排て山を下る。

羽州は其山下に在り、忠盈に謁し、菓子を贈り會釋あり、忠盈は此時勢子詰る故、山下に至る。

御待場より御近習徒士鳳見半之介來る。是は御待場の邊、中勢子可レ入との事を、大野が方より忠盈が手へ通ずるの使也。

鳳見、予が家士の頭役を尋てこゝに來る。予其事を問ふ、衛々と答ふ、予が曰、諾、卽家士に令せん、併、予直に答ふ事にもあ

らずと、側に津田源兵衛あり、彼に達したる由を大野に告よとて笑。羆見磐折し去る、卽中勢子を入る。

一、未の下刻に至て下り山の御相圖あり、惣勢子一同に御待場近く集る。

一、御歸路、忠盈御道之側に蹲踞す、今日猪鹿多く、御喜悦之旨、忠盈蒙レ仰。（家士・雜卒は忠盈が後に充滿して平伏。予は、非二今日之長一、密爲レ輔二佐於忠盈一來る故、山上半腹に留て不レ出。

今日御獲、猪三十八、鹿八十三、兎四十二、雉二十一、山鳥一、狸一。

合 百八十一。

一、御歸路之後、予山を下て河内村（予采地也）に出んと欲する所、金光宗組（小性組）今日不慮の鐵砲疵を蒙るを聞、到二其處一慰問す。其間に忠盈從士等を率て河内村に行。予暫時上嶋定之（小性組與從）・生駒邦照（小性組鐵炮引廻）・野田中意信に對談して、河内村に至り、惣勢を調列して歸二于金川一。（及レ于黃昏 。其夜飛書を岡府の昵近の面々へ達して、忠盈仰を蒙るの御禮を告す。（書翰の當て名は、津田永泰・小畠喜包・近藤典貞、此三人也。森本は如レ是之儀には略レ之）。

一、七日、板津喜左衛門・丹羽勘左衛門・角田平右衛門・秋田亦兵衛・岸本惣左衛門・津田源兵衛・日置半八郎、是等を初め昨日勢子手の諸士及徒士に至るまで令二椀飯一。士以上は予と忠盈が前にて令レ酌レ酒、忠盈取肴を與ふ、輕輩等には與二鵝眼一各有レ料。

板津喜左衛門は、今度の棟梁なるを以て、予昨日着する所の羽織を授與して其賞二勤勞一、丹羽勘左衛門・秋田亦兵衛・日置半八郎、兼日諸事判斷之勞を賞して、木綿布一疋宛を與ふ。

一、今日未の下刻、忠盈乘二高瀨舟一而歸二于岡府一。予が扈從之士二三輩を留て、其餘の士卒悉隨ひかへらしむ。

一、同日申の刻、遊芹生軒（棹舟）、至戌刻歸二金川一。（芹生軒は、金川より一里上、草生村といふ所にあり。山奉行の家にして、予川狩の休息所也。山城國に草生村あり、芹生の里も此村にあるよし、貝原氏の書に見へし。右戲に此軒號とす、額は井上朴庵經行手跡なり）。

一、八日午時、乘二高瀨舟一而申刻歸二于岡府宅一（予先休暇の日際如レ此）。

一、九日登城、出二御前一、今度御狩忠盈勢子を指揮し、猪鹿多く、御喜悦之旨仰あり。御羽織（丹後嶋）賜二于忠盈一之旨仰にて、予於二御前一拜一戴レ之（森本久英御廣蓋を取次。久英御次兒小性之頭にて、當時昵近厚し）。

一、歸宅、御羽織を授ニ予忠盈一、右之御旨を傳り、最永爲ニ當家之重寶一者也（忠盈十有歳、人數を指揮して、初而之賞賜也）。御刻忠盈爲ニ御禮一至ニ于伊木忠興及昵近之面々之宅一、予亦同レ之。（昵近は大小性頭津田永泰・小畠喜包・近藤興貞、御次小性頭森本久英）。

忠盈附予召連候者共を初、惣手之家士輕卒。家老一人、頭分六人、（以上火事羽織半着物、享保九年立付袴と合す、此度は忠盈及予も半服也）。惣士三十六人、徒士以下帶刀者卅人、足輕六十人、雜卒百卅五人。

都貳百五十八人。

今度之經營、偏爲下多ニ獲上猪鹿一、雖レ令ミレ予追ニ出采地之猪鹿一、由レ事考レ之、四十年來、當邦之田獵、不レ似ニ古往之事勢一、故權門・國老及其嫡子之輩不レ與ニ此事一也久矣、今年偶小子忠盈奉レ命而指ニ揮於士卒及勢子之民一、都三千七百人、而始蒙ニ恩賜一、寔可レ謂ニ幸甚一哉。

此册は、御狩のときの事ども、後年のなぐさめに書つゞけぬ。まことの記錄は留帳と名づけて、ほかにゑらみぬるほどに、此册にはもらすこと多く、むかし物語のやうに、あらましとり合て書のせたるぞかし。

右猪右衞門の自記を以て考ふるに、是ひとへに彼父子人數の指揮により、殊に其家士共多く金川に土着して山獵に錬れ、地形に熟しける故、事之違失なき成べし。此度保國公みづから獲たまふ猪鹿、其數いくらといふ事詳ならず、素より鳥銃を能うち玉ひし事、此後享保十七年二月十七日、兒嶋に狩し玉ひし時に、書のすれば、此藤が嶋の狩倉も、定て獲玉ふ物多かるべし。寛文九年、烈公の御時は、弓のみにて鳥銃は用ひ玉はざりしかば、優劣もあるにや、いづれ獲物多かりし事なりき。

貞享元年二月廿一日　赤坂郡鍋谷に狩し玉ふ。責子千五百人。御野・上道・赤坂・津高四郡より出。裁判、津田十次郎。

内、二百九十三人鐵砲打、百九十八犬引、二百九人百姓裁判。御獲物、鹿八、猪八、兎廿一、狸一、雉子一。

享保十七年壬子　二月十日、岡山を船出し玉ひ、兒嶋郡八濱村に泊り玉ひ、同き十一日　さいのたはにて狩し玉ひし。此處は、池田大學采地にて、同人も渡海し、さいのたは御狩には、勢子を大學指揮せし也。御獲物多しといふ。其夜は槌ヶ原に宿らせ玉ひ、あくる十二日、天城に至らせ玉ふ。此地は出羽殿の采邑なれば、御もてなし厚し。同

十三日は　てうし山に狩　し玉ひ、その夜も、天城にとまり玉ひしが、同十四日は雨天にて、猶こゝに御滯留あつて、同十五日胸上村に至らせ玉ひ、同十六日御船にて邑久郡牛窓に渡らせ玉ひ、十七日にも、こゝにて御遊覽あり、同十八日前嶋に逍遙し玉ひ、それより尻海に至り玉ひ、同十九日、上道郡西大寺に宿し玉ひて、翌廿日岡山に御歸城なり。

履歷に曰、兒嶋に狩し玉ひし時の事、くわしく記せるものをみねば、一事書のすべき樣なし。一興が撃劍の師丸毛運平昵近つとめ此狩にしたがへり、此運平老後、或時一興に物語せし趣を、あら〳〵こゝにしるす。二月十日の夜、池田大學より使を以て、兒嶋□（マヽ）生鯛等を昵近の輩に賜りければ、運平が同列うちつれて大學が宿に行むかひ、其謝儀をのぶ。此兒島は、大學が知行所、出羽殿の采地等多ければ、此度の狩、兩家より指揮ありしかば、大學が宿の門には、幕引廻し、內外に高挑灯をかゝげ、大學黃羅紗の陣羽織着て、牀几に腰かけ、家士を集め、地圖をひらきて勢子方の事を令し、其利害を評論してぞ居たりし。扨翌十一日、大學が手の勢子を見るに、各白き相印を付、十人に一人づゝ士、幷徒士者付添ひ、小四半の印を持せ、五十人に一本の大四半のしるしを立つ。此印大小とも白地に黑き井の字を付て、かくて中勢子やう〳〵おしつめんとする時、澤司馬が手の弓備少し高かりしかば、今少し繰おろし然るべしと保國公仰によつて、丸毛運平扇をひらき、司馬をさしまねき、聲はとゞかざれども扇にて諭しけるに、元來聽敏の澤なれば、一町ばかり山を走り下り、こなたに向ひて蹲ひ謝したる體なりしに、やがて其手を繰下し、公の思しめすごとく備へたるさま嚴肅なり。保國公御覽ありて、大に感賞し玉ひし。澤は白羅紗に黑き紋付たる陣羽織を着せり、ほどなく猪鹿多くはしり來り、保國公みづから搏取玉ふ物、凡二十許、中にも御待場より三十間ばかりむかふる鹿二十餘疋、眞丸に成て群り來り、東西をうかゞひ徘徊せるゆへ、三十目の種ケ嶋をうち込玉ひしに、たちまち一疋倒れ、殘る鹿は四方に散亂せし、されば手々にてうち取し數甚だ多し。此狩に、白猪一疋出けるをもいづれの手へからち取しが、其皮を以て、羽壺を包まれ、後々までも西丸にありし。扨狩終りて山を下り玉ふ時、大學路傍に出向ひ居ければ、首尾好事終り、大に心を慰めり、是全く心配故なりと仰あれば、大學相應に答へ奉り、保國公そこを過させ玉ふ時、鷹頭大野小兵衛御側に在て、今日御獲物はよほど多かりしかども、又うちもらしたる猪鹿甚だ多し、勢子の手へぬけ候やらんと申けるを、大學聞付走り寄り、小兵衛にむかひ、いかに小兵衛、只今の言葉心得がたし、勢子手へ獸のぬけたるとは何事ぞ、いづれの勢子

手へぬけたるや、此大學が手よりは一疋もぬかさゞりしぞ、定て思慮あつて申されつるならん、返答承らんと詰寄ける。大野返す言なく、赤面す。此時、大小姓頭津田丹下、兩人の中へ入、大學にむかひ、只今小兵衛が申條無念なるべし、されども、今日首尾よく事終り、君公御喜悦斜ならず、かゝる折なるに爭言あるにおゐては、上へ對せられいかゞ也、まげて御宥恕あるべしと申ければ、大學返答に、かゝりそめ事のやうなれども、男にかゝりし事也、故に申つるなり、去ながら、その元の申さるゝごとく、今日の事上へ對しいかゞなれば、最早其儘にてぞいたさめとありし故、津田忝よしをのべ、小兵衛失言の罪を謝してぞ事濟しとぞ。右の物語も、年久しき事にて、失忘せし類多かるべけれど書のす。

寶曆元年辛未　御狩　壽國公いまだ儲君にて、去年初て御國へ歸らせられし。今年に至、二月四日、赤坂郡牟佐山に狩し玉ひ、追留は大久保山なり。御獲物、猪鹿凡九十有餘、兎三十餘なりといふ。

寶曆四年甲戌閏二月十八日　御狩　有之、先達て一統へ御觸これあり。左に記す。

来る十八日、赤坂郡高倉山にて、猪鹿狩被仰付候筈に候。右之節、見物人御指留にては無レ之候得共、見物人多く候得ば妨に相成候付、此度御待場之近邊、諸貴子之方へは一切見物人不ニ相成一候、參候者は、惣貴子追掛候後へ廻り候様に可レ有レ之候、參座罷は、左之裁判之面々へ先達て申通置、其節可レ被レ任ニ差圖一候。何分貴子之妨に相成候はゞ、貴子方輕き者にても、其旨申時聊有レ之間敷候、此段も家來末々迄可ニ申聞一置候。尤御役人の人別にて、弓•鐵砲被ニ仰付一候外は、一切不ニ相成一候、御役人之騎馬等、牟佐之渡場より手前に残し申様に候得と、見物人は猶以之儀、連人も過半右之場所に相殘、渡場裁判左之面々任ニ差圖一、混雜有レ之間敷候。惣而御用にて致ニ往來一候輕き者たりとも、見物人よりは、道筋の妨に不ニ相成一様に可レ有レ之事。

一、火之元念入候様にとの御事に候。

見物人裁判　萬代團右衛門•藤井與次兵衛•近藤七介、御足輕十五人。

牟佐村渡場裁判　御野郡之方　加藤傳兵衛•横山藤介、御足輕五人。　赤坂郡之方　梶川忠五郎•太田藤八郎•御足輕五人。

寶曆八年戊寅二月十九日　御狩　あり。

来る十九日赤坂郡大久保山にて兎狩被仰付候筈に候、右之節(此已下文言去る戌年閏二月之通によつてこれを略す)。

見物人裁判　中村與兵衞・近藤七介・能勢少大夫、御足輕十五人。

牟佐村渡場裁判　御野郡之方　入江次郎大夫・片岡彌次郎、御足輕五人。　赤坂郡之方　羽原萬助・岡本兵吉、御足輕五人。

かくて御狩ありけるが、御獲物、四十餘とぞ聞えし。

寶暦十年庚辰二月十八日　鍋谷山に狩し玉ひ、御待臺は河瀬に設られ、物數九十餘を獲玉ふ。

明和五年戊子　津高郡藤ヶ嶋御狩　あるべきよし、諸手に命ありし。これによつて、其日見物として人々多く、其場に入雜りて、さはがしからぬ樣にいたすべきとの仰によつて、其旨、家中・町・在へ觸られぬ。其趣、

來る十八日、津高郡於藤ヶ嶋猪鹿追御覽之筈に候、見物人御差留に付無レ之候得共、先年右御覽之節、見物多く妨に相成候族も有レ之由、此度御覽被レ成候御場所近邊、請責子之方へは、一切見物人不ニ相成一候、若參候者は、惣責子追懸候後へ廻り候樣可レ有レ之候、參度輩は、左之裁判之面々菅野村へ出張候間、出ニ其所一可レ被レ任ニ差圖一候、何分責子之妨に相成候はゞ、責子方輕き者にても、其旨申時、聊有レ之間敷候、此段家來末々迄も可レ被ニ申聞置一、尤御役人人別に弓・鐵砲被ニ仰付一候外は、一切不ニ相成一候、見物人之連人等、過半柏谷村邊に殘し置可レ申候、御用にて致ニ往來一候輕き者たり共、見物人よりは、道筋之妨に不ニ相成一樣に、可レ有レ之事。

一、御當日火之元念入候樣にとの御事候。

見物人裁判　野々木平左衞門・奥村七左衞門・杉山三郎兵衞・大橋彥兵衞・能勢少大夫、御足輕十五人。

かくて、二月十八日朝六つ前比、御出輿ありて、終日天氣よく、夜五つ時、御歸城なり。御獲物、猪・鹿・兎共、凡九十有餘。此度之惣責子大將は、土倉市正なり。此外、郡代・郡奉行・目付・代官等、責子裁判せし大小性頭支配之面々不レ殘御供めしつれらる。菅野村幸福寺迄、御先へ往、同所より三手に分り、郡奉行・請責子へ加り、責子の世話せし一番組頭佐分利甚五郎、二番引廻桑原甚五兵衞、三番引廻佐々長兵衞、其外、使役中奥小性組御用掛りとも三手に分る、此備は、備中他領堺なればかくありし由。追責子赤坂郡・津高郡の役夫凡三千人、日置若之進へ相渡され、同人家宰兩人侍數十人指揮せり、惣列卒凡七千餘人とぞ聞えし。但、和氣・邑久・兒嶋・備中は遠方ゆへ驅出し夫役をさしゆ

るされし。

明和七年庚寅 鹿久居嶋御狩 諸郡を廻覽し玉ふべきため、二月九日、岡山を出船し玉ひ、兒嶋郡へ渡らせ玉ひ、それより、邑久郡・上道郡・和氣郡へ移らせ、十五日夜は西片上に御宿り、翌十六日、鹿久居嶋へ御船にて渡り玉ひてこの嶋を狩し玉ふ。御獲物七十餘、責子邑久・和氣二郡の近邊より出る。さて今夜も片上に御歸り御止宿ありて、十七日閑谷御參詣、同夕北方御泊り、十八日和意谷御墓參、同夕和氣御宿、十九日赤坂郡河本村御宿、廿日津高郡野々口村御宿にて、翌廿一日御歸城あり。

安永元年壬辰二月七日 赤坂郡大久保山御狩 あり。

安永七年戊戌正月十三日 大久保山に狩 し玉ひしに、半より雨降て獲物も少なかりし。

同年二月二日は 龍口山に狩 し玉ひ、鹿三十六、猪四匹、狐四つを獲玉ふ。此外兎。

同月十三日 牛田山に狩 し玉ひ、鹿四十餘、兎・狐等を得玉ひぬ。同廿一日にも、又 大久保山に狩 し玉ひ、物數五十餘獲玉ひし內、猪五頭、鹿四十二頭、兎四匹なり。

天明二年壬寅 諸山に狩 し玉ふ。正月十三日、大久保山に狩し玉ひて、鹿三十三・猪一・狐一・兎十三を得玉ふ。

同月十八日 龍口山に狩 し玉ひ、猪二頭・鹿十七頭・兎六を獲玉ふ。同廿二日 牛田山に狩くら あり、此時獲玉ふ品は、鹿七つ・兎三つ・狐一つなり。同廿七日又 龍の口山に狩 し玉ふ。猪四つ・鹿二十貳疋・狐三匹・兎十五・雉子二羽なり。同二月二日、ふたゝび 大久保山に狩 し玉ひ、猪二匹・鹿三十九匹・兎六匹を得玉ふ。

天明四年甲辰 諸山に狩 し玉ふ。正月十八日、大久保山に狩し玉ふべきに、曉天より雨降りけるゆへ、少しためらひ玉ふに、やがてやみければ、卯の時比出させ玉ふに、山霧深く咫尺を辨ぜざれば、やう／＼鹿七疋を得玉ふ。同月

廿二日 龍の口山に狩し玉ひて、鹿十五匹・兎四疋・狐二疋を獲玉ふ。閏正月三日 高倉山に狩し玉ふべきに、其日に至り、障はらせ玉ふ事ありて、主税殿・池田近江、御代官として參りけるに、鹿四十六・狐五・猪一・兎十六をぞ得られぬ。

寛政四年子閏二月廿七日 龍の口山猪鹿追 有レ之、これに依て、一統へ觸られし趣は、

來る廿七日、於龍之口山一、猪鹿追御覽之筈に候、依レ之御家中見物人徒御差留には無レ之候得共、先可レ致二用捨一候。御時節之儀萬端御省略にて被二仰付一、責子手人數少に有レ之候得ば、見物人不レ計、責子中杯へ入込候て、甚妨に相成候」右之通相心得、若罷越候者は、祇園山浦段原邊にて見合、責子蹈込候はゞ、責子之跡に付、役人差圖次第、妨に相成不レ申樣可レ致候、自然心得違責子中へ入込候者有レ之候はゞ、相糺置御事も可レ有レ之候、惣て責子方輕き者にても、妨に相成候旨可レ申共、聊有レ之間敷候。此段召れ候家來末々迄も可二申聞置一候、尤御役人人別弓・鐵砲へ仰付候外、一切不二相成一候、見物人之召連人過半山裾に殘し置可レ申、并御用にて致二往來一候輕き者たりとも、見物人道筋妨に不二相成一候樣、可二相心得一候、都而道筋之外、野合蹈荒申間敷候。

一、御當日火之元、別て念入可レ申候。

閏二月廿二日

かくて、其日天氣能、終日狩し玉ひ、御獲物五十一あり。內、猪一疋、鹿二十八疋、狐二疋、兎二十疋なり。此日、山城守君にも御出ありし。

花房五郎 寫

野上瀧三 校 ㊞

吉備温故秘録 巻之六十七（山狩）終

吉備溫故秘錄

（東照宮御祭聞傳大概）

吉備温故秘録 卷之六十八（原本、無卷數）

大澤惟貞輯錄

東照宮御祭聞傳大概

東照宮御勸請之來由は、寛永廿癸未年（月日未詳。）前大僧正天海（東叡山開山慈眼大師。）を以て、將軍家（大猷院殿。）の達御內聽、城槨之鎭守に可奉祝由被仰上候處、（御緣記の文なり。）翌年申六月朔日、僧正より御返答有之候也。翌二日酒井讃岐守殿は、御越被成、此度御誕生に付御逗留被成候處、冥加に御叶候由被仰、御序に權現樣國本に御勸請之事冥加の爲と奉存、僧正へ御申有之處、早速御門跡へ（北沙門堂、御門跡公海僧正、于時東叡山座主。）御物語被成候由、昨日被仰聞候。奉上聞候事にても無之由、御噂之趣被仰候へば、讃岐守殿御返答に、左樣に思召候事御尤に候、乍去貴殿に被成御尤と御申候はゞ、國々不殘御勸請可有之候得ば、後々は心にも起らぬ樣に成行候事、如何と思召候まゝ、御勸請とも、輕く可然候、御指圖にては無之由被仰候。（御自記の文も同じ。）御願相濟候月日右之外不承傳候。備前・因幡・安藝・三ヶ國、同年に御勸請と承候。御勸請相濟候て、正保二年酉の三月六日、御參覲の御禮被仰上候節、上意に、新太郎儀余人と違ひ候條、權現樣信仰に存候はで不叶義と被思召候、國元に勸請仕候旨、尤に被思召候由、上意有之。（御自記之文。）

御宮御造營之諸奉行（正保元甲申七月九日。）被仰渡候（或は、十七日作る。）

一、大奉行。 池田出羽守

一、惣奉行、萬〆可申付事。 湯淺右馬允 那須半兵衛

一、作事方諸手見もくろみ、右馬允・半兵衛に相加指圖可仕事。 田口五左衛門

一、御宮指圖に合材木積大坂へ申遣事。 大工三郎右衛門

一、大坂へ材木調に參、直段を相極調申事。 羽原六太夫（木屋惣十郎。町大工壹人。）

一、犬島石之裁判。 熊谷源太兵衛 下奉行 戸田又之進

一、源太兵衛申付割石奉行。　御徒 水野六郎左衛門　同 村上治兵衛
一、同鍛冶方奉行。　御徒 矢牧平兵衛　同 黒田兵右衛門
一、役人惣手へ渡す事。　蟹江權右衛門
一、右舟之奉行、船頭を相定二人。　東原半左衛門　近藤次郎左衛門
一、岡山にて石を受取、石垣築とも。　横井與一兵衛　大橋七郎左衛門
一、がんき共外石疊共。　右兩人
一、地形奉行。　丸毛七兵衛　松崎平兵衛

御作事方

一、八幡宮建替 玉井宮の事。　堀彌太之進　佐分利彌右衛門
一、御本社、瑞籬共。　坂本孫右衛門　松原助左衛門
一、御幣殿、御拜殿共。　安宅治郎左衛門　中村德左衛門
一、護摩堂、護摩之道具共、御本地堂の下。　門田喜大夫　松田七兵衛
一、御供堂 御供所之事假殿。　矢部源右衛門　鎗田武兵衛
一、鳥井・仁王門・隨身門の事。惣門。　村田彌兵衛　後藤文右衛門
一、柵。　丸毛七兵衛　松崎平兵衛
一、繪書彩色。　横目 野間八郎右衛門
一、塗師道具請取惣手へ渡す奉行横目。　小堀次郎左衛門
一、餝屋道具受取惣手へ渡す奉行横目。　稲川九郎右衛門
一、作事方普請共横目。　御徒横目 古川傳右衛門　同 松村八右衛門　同 堀權之丞
一、石方熊谷源兵衛手。　御徒 水野六郎左衛門　同 村上治兵衛
一、鍛冶方、右同斷。　御徒 矢牧平兵衛　同 黒田兵右衛門
一、綱奉行。　同 岡嶋夫大夫　同 阿部五右衛門

已上、是迄は、湯淺亦右衛門所持の書付ども有之。

一、御宮の材木竹請取込、諸手へ可相渡奉行。　高木長左衛門　坂井七郎左衛門

一、神前之御道具跳人。但、本次勘右衛門、江戸にて跳残の分。　丹羽與一右衛門

一、材木小屋に可入木、瓶井山・半田山にて切遣候奉行。　芳賀内藏允小頭。　井上彌右衛門

一、權現様之御宮、社僧之寺、御普請奉行。　堀彌太之進　佐分利彌右衛門

社僧の寺、當分假屋の様に御建、以後御普請可被仰付由にて、繪圖まで出來、出羽殿御請込被成候へ共相廻申、其後假屋に御建添、只今之寺に成申候由、承傳。

一、愛宕坊之寺脇へ退定候て取遣普請奉行。　右兩人

唯今の利光院の寺有之所に愛宕の社、井、社坊も有之由、承傳候。

諸定指上相濟申書付。湯淺亦右衛門所持仕候を寫。

一、正保元甲申年御本社作事拂。　坂本孫右衛門　松原助左衛門

一、同拜殿・幣殿作事拂。　右兩人

一、同假屋・御供所作事拂。　矢部源右衛門　鈴田夫兵衛

一、同仁王門・惣門・鳥井作事拂。　村田彌兵衛　後藤文右衛門

一、同社僧寺・玉之宮作事掛。愛宕寺とも。　堀彌太之進　佐分利彌右衛門

一、同井・垣・柵拂。　松野孫平　丸毛七兵衛

一、同石垣拂。　横井與一兵衛

一、同錺金物拂。　稻川九郎右衛門

一、同塗物拂。　馬場治郎兵衛

一、同犬島にて石切、同所小屋掛拂。　同　村上治兵衛　同　水野六郎左衛門

一、同護摩堂作事拂。　門田喜大夫　松田七郎兵衛

一、正保元年甲申年彩色拂。　野間八郎右衛門

一、同御宮材木拂。　高木長左衛門　坂井七郎右衛門

一、同石切鍛冶拂。　御徒　矢牧平兵衛　同　黑田兵右衛門

一、同綱芋拂。　同岡部夫大夫　同　阿部五右衛門

一、正保二酉年装束假小屋拂。　澤田善右衛門　大工三郎右衛門

一、同權現様御登道中入目拂。　鈴木長大夫　藤井與次兵衛

一、同常照院山門衆、伏見より岡山迄舟中賄拂。　中野八郎右衛門　藤井三次兵衛

一、同同迎之時、牛窓にて賄拂。　日置若狹守

一、同同岡山にて賄拂。　神戸佐右衛門　竹内又五郎　出射三郎兵衛　竹内六郎右衛門

右、諸奉行手前、遂算用、悉相濟者也。

正保三年戌六月廿日　御黑印

湯淺右馬允どのへ

那須半兵衛どのへ

一、同年十二月十七日、御宮御作事出來候に付、奉行共へ御祝儀・御小袖・御道服・御袴被下、出羽に御刀被下候由。

一、御造營之比は、木鳥井御額は、東照大權現（天台座主青蓮院尊純法親王御筆、正保二年五月十七日。）其後石之鳥井に被成、御額延寶四丙辰年十一月十三日改る。東照宮。（梶井盛胤法親王御筆。）

一、御宮御棟札之寫略。

奉造立東照大權現御社一宇　御願主左近衛權少將源朝臣光政　正保二乙酉二月十七日　御導師毘沙門堂御門跡權僧正公海、爲御代東叡山常照院法印憲海、承て發向（御大工木原杢允藤原朝臣義久　小工横田三郎右衛門尉藤原正次）

石燈籠三十九基之銘

一、御本社前、二基　松平備後守恒元

正保二乙酉仲春十七蒙拜殿前岸岐石より下隨身門之內。

左、池田出羽守由成三。　池田伊賀守長明三。　池田下總守長泰二。　土倉淡路守一成二。

瀧川出雲守辰政 一。　伊木九郎太郎幸雄 一。　宮城筑後守正定 一。　伊木頼母助正利 一。
番和泉守氏明 一。　香西釆女正吉延 一。　梶浦大隅守定政 一。　伊庭主膳正長利 一。
眞田次郎兵衛幸忠 一。
右、伊木長門守忠貞 三。　池田信濃守政信 二。　池田佐渡守眞長 二。　日置若狹守忠治 二。
池田美作守信成 一。　土肥飛驒守利政 一。　池田數馬助忠義 一。　土倉隼人正忠次 一。
山脇修理亮重次 一。　芳賀内藏允重時 一。　八田求馬正信次 一。　稻葉刑部少氏義 一。
布施兵庫頭照高 一。

一、權現樣御勸請、御神體爲御迎、申ノ極月朔日江戸へ發足。池田佐渡守・御鐵砲頭、荒尾内藏助・同、熊谷源太兵衛。日置若狹守殿、牛窓迄御迎に御出候由。

一、上野御門跡爲御名代、常照院憲海法印、道中御供、共外山門より出家衆十人被參候由。

一、正保元年申九月十七日、於東叡山毗沙門堂御門跡公海僧正、尊神を開眼供養被爲遊。翌年正月十九日尊神を金輿に奉移、常照院憲海僧侶數多召具し、尤御迎に參備中數艘奉警固。江戸御發輿、伏見より御船、大坂にては日光丸と申新造之御迎船に奉移、二月八日備前岡山に御着岸、御船より直に御山假殿に奉移、一説に、花畠御殿へ御揚り共申候へ共、直に御假殿へ御入候由。同十六日之夜御遷宮有之、御規式嚴重之事、翌十七日より十九日迄三日、御法會御執行。左に記之。

一説、唯今利光院の寺より御本社へ御遷宮、行列段々有之候へ共、委細不承傳、利光院より隨身門迄之内、御家中・侍中不殘罷出、白洲に跪祇仕候、侍中之後には貴賤群集（但、女中計。）白晝之御遷宮之様に承傳候得共、前説は其（玄カ）海（(法)カ）印之説故、慥に存候。

南部祖父次郎右衛門、常には物語仕候は、右御遷宮之行列に、御太刀は其時分之大小姓頭丹羽藏人、御脇指は寺社奉行那須半兵衛自身持、御鎧箱は南部次郎右衛門大小姓役にて負申候、御假屋より御本社迄參り候由。右三人共、素袍・袴着申、其外歷々役人相勤候由、承應初迄の御祭禮之繪見申候處に、御太刀持二人、幷、鎧箱荷候者は素袍・袴着仕居申候、近年は御鎧箱持は白丁にて、御太刀持兩人は爾今至素袍着仕候。

一、正保乙酉二月十六日、御遷宮出仕之僧以上貳十人、内十人山門之衆徒。右之外に導師一人、東叡山當照院。

一、於御本社、十七日四ヶ法用執行、出仕之僧、右同斷。御當日故、近國之天台宗銘金山遍照院を初并社司以下、其外貴賤男女参詣夥敷く、群集有之由。

一、於御本地堂、十八日御本地藥師如來開眼。同堂供養に付、曼荼羅供執行、出仕之僧二十三人、右之外に導師右同斷。

一、於御拜殿、十九日論義執行、出仕之僧以上九人、但、山門之衆徒計。論題教、親勝劣以上。

一、於權現堂、千部の御讀經有之由承傳候に付、若御遷宮之節御執行に候やと玄海法印へ相尋候之處、承應二癸巳年大猷院様御三回忌之御法事千部有之、御遷宮之時分にては無之由、上道郡築地山之僧衆被出、管弦有之、御祭禮之時分も被相勤候由承候。此段も玄海法印へ相尋候へば成程右之通承傳候由に申候。其後築地山へ登山之刻、院主明靜院眞水法印へ相尋候處に御遷宮之刻は不及申、其比は御祭禮の節も罷出相勤候由、先年は御船手漉紙寺方へ掛り仕出し申處に、右之御用相勤候に付、築地山へは漉紙掛け申義御捨免と、爾今申傳候。

一、其後權現様御崇敬に付、江戸へ御願、上方より樂人辻伯耆・東儀修理・窪將監、三人毎年御祭禮之刻罷下り、明暦二丙申九月十七日之御祭禮より、於御宮初て音樂有之候。辻伯耆は一兩度下り、世倅左衛門後、號肥後守。罷下り相勤候由。其節當地之神職大守利左衛門一宮神職肥後弟。武田太郎右衛門酒折宮神主内記倅。八木孫八郎鏡名宮神主左衛門世倅。右三人被召出、上方樂人之弟子に被仰付、其以後段々御神職之世倅共樂人に被仰付、爾今相勤申候。

一、綱政公御代、延寶年中之比より上方樂人は罷下り不申候。御旅坂口より御假御殿迄音樂有之義は、寛文七丁未九月より初り候樣に覺申候。例年、渡御之刻は太平樂、還御之刻は還城樂、其外其時之調子之樂にて、四月は黄鐘壹越、九月は平調之內樂と承及候。

一、御勸請相濟候爲御祝儀、於御花畠御能有之、御家中・侍中・町人共迄拜見被仰付候由承及候へ共、慥に覺候者無御座候。其比中須賀河原にて勸進能も有之由承候。是以御勸請御祝に候哉不慥。大夫は觀世又八郎と承傳候。但、御扶

持人大夫。

一、東照宮御氏子定、內山下御評定場より西の御丸迄、北側計。東中山下、市原加右衞門より古田權大夫迄。西中山下、中村主馬より丹波守様衆宰市兵衞迄、但、東側。鷹匠町にて內匠頭様衆坂井傳吉より丹羽治大夫迄、但、東側中。町方十二町、小橋町・東中島町・西中島町。橋本町。川崎町・中ノ町・磨屋町・野殿町・高砂町。油町・片瀬町。下內田町。爾今至右之町々へ御祭禮相濟候て、札配り申候。右十二町より御祭禮爲御初尾前日鳥目拾貳貫文御宮へ奉納。

一、御宮守假に御建立、寺院之稱號、御門跡公海僧正より被下、號東岳山松容寺。利光院寺領高三石井御宮坊主二人、御掃除之者五人給扶持共九十四代御寄附、毎年御祭禮料銀拾枚づゝ被下。則當照院內緣之塀江海法印を以別當に被仰付、二代目久海法印、院居號唯稱院。三代當住玄海法印。

一、御城內下馬御橋詰より御宮下馬札迄、南御門通十九丁四拾間、東御門通十八丁十三間、中水手御渡り御船着より拾五丁三十間、御後園東御門より十二町四拾三間、下馬札より利光院門前迄二十九間、門前より惣門迄七十六間、惣門より隨身門迄二十一間、隨身門より御拜殿迄三十二間。合貳丁三十七間也。

一、御祭禮渡御之御道筋三十五丁四十一間、還御之御道內山下へ御入四十丁九間。

一、御同所六ケ所は御門但、京橋共。壹ケ所、伊勢宮口御門十八ケ所、御家中衆より五ケ所、御足輕立番、右箇所段々増減有之、當時有之通に候。

(ここまで)

一、承應二癸巳二月十六日より同廿日迄五日之內、大猷院様三回御忌の御法事、於權現堂千部御經御執行、備前・備中兩國之天台宗僧數貳百二十六人出勤之由、築地山僧衆音樂取奏候旨承傳候。是は御法事に付、委細不記候へ共、大法事故、粗書入記。

一、貞享三丙寅・同四丁卯兩年の二月、常憲院様四十二の御厄爲御祈禱、於東照宮護摩堂、百座の護摩御執行被遊、結願之日、大般若經轉讀有之、組頭已上護摩堂御假屋へ相詰、御祈禱之惣奉行・假判形・火廻り、其外諸奉行數多被仰付候得共、御祭禮にて無之故略之。

一、正德五乙未四月十七日、東照宮百回御忌御法事御執行に付、十一日より十七日迄、七日之內、千部御經眞讀有之

惣奉行伊木將監、肝煎池田吉左衛門、假判形今井文左衛門、御門固め上島彦次郎・茨木左大夫、外御門固土方清兵衛・梶田半兵衛、火廻り中村右平次・稻川佐七郎、大横目三人、町奉行・寺社奉行、御取次三人、醫師二人、其外諸奉行數多被仰付、相勤候得共略之。御老中・御番頭・御近習中・物頭中・寄合中迄、一替りに仕、御本社假屋へ相詰、一日二度づゝ御菓子被下、十七日は於臺崇寺御料理被下、尤貴賤男女心次第參詣之群集夥敷候。此節御國へ御目付曾我平次郎殿・中野左兵衛殿、江戶より御越にて被成御座候故、十七日に御參詣御拜有之、是又御供中迄も、御菓子出。僧中百四十貳人、僧衆小者百四拾人、是は、御郡方ょり賄出し候。利光院・台宗寺兩寺中三拾人、右之衆中御料理被下。尤諸役人不殘、支度・御菓子等迄被下、委細は不記也。

一、御勸請之砌、酒井讃岐守殿へ被得御內意、御在國之內、御神事御執行被成度旨被仰上候處、四月・九月二季の分は、御勝手次第に御執行有之樣にとの御事に付、隔年に相極申候、其後繼政公之御代、未御入國不被遊候內は、每年四月に御執行可被成由、享保二丁酉正月廿三日被仰渡候、近年御參府半年に成候に付、又江戶へ御尋ね隔年に御執行、當年四月、來年九月は心得可申談旨、享保七壬寅四月十三日被仰渡。

一、社　僧　　天台宗東岳山松寿寺・利光院本寺・東叡山寛永寺御靈屋。　知行三百石。

一、東　照　宮御治世十四年。家康公、元和二乙卯年四月十七日薨去。

三、大猷院殿御治世三十年。家光公、慶安四辛卯年四月廿日御他界。御年四十八。

四、嚴有院殿同、三十年。家綱公、延寶八庚申年五月八日御他界。御年四十。

五、常憲院殿同、三十年。綱吉公、寶永六巳丑年正月十日御他界。御年六十四。

八、有德院殿同、三十年。吉宗公、寶曆元年辛未六月廿日御他界。御年六十八。

十、俊明院殿同、二十六年。家治公、天明六丙午年九月八日御他界。御年

一、社　僧　　淨土宗高照山台崇寺本寺・三□山增上寺御靈屋。　地行三百石。

二、台德院殿御治世十六年。秀忠公、寛永壬申九年正月廿四日薨去。御年五十四。

清陽院殿　綱重公、甲府從三位宰相左馬頭贈正一位大相國。延寶六戊午年九月十四日薨。

六、文照院殿御治世三十四年。家綱公、正德二壬辰年十月十四日御他界。御年五十一。
七、有章院殿同 家繼公、享保元丙申年四月卅日御他界。御年八。
九、惇信院殿同 家重公、寶暦十一辛巳年六月十二日御他界。御年五十二。

御祭禮年留

一、正保三丙戌九月十七日。御祭禮、初て於御旅所御執行、町方より練物品々出申候。則左に記之。花踊三十人・唐人踊三十人、上の町。山伏大峯入六十人・天狗・山猿にて引廿人、中之町。石引踊、下之町。宵引踊十人、西大寺町庭訓寶物品々、橋本町。岡山町中、右之五町之下に付出る、御先乘一人(名不知。)町奉行・寺社奉行、練物之跡より供奉仕候由。但し、馬は牽せ候て歩行の由。

正保三丙戌年より承應二癸巳之年迄、八ヶ年の內、右之通に候。但し、御道筋は段々違ひ申候由。

一、御太刀持之義、初て御祭禮の刻御僉義の上、種姓正敷地侍可然之由にて、兒島郡小串村高畠亦兵衛。元龜・天正の頃、小串之城主高畠市正末孫、地高八十一石四斗五升七合。上道郡中島村中島源左衛門。弘治・永祿の比、領主中島筑前嫡子大炊之介末孫、持高五石。右兩人正保三丙戌年に被召出、持高御年貢御赦免にて、御祭禮の刻、御道中御太刀持申候。若兩人之內指合候へば御徒兩人罷出相勤申候。只今の高畠德三郎、右の亦兵衛五代目。源左衛門は、右の源左衛門より三代目。

一、正保四年丁亥四月十七日。　一、慶安元戊子年九月十七日。　一、慶安二己丑年四月十七日。
一、慶安三庚寅年九月十七日。　一、慶安四辛卯年四月十七日。　一、承應元壬辰年九月十七日。
一、承應二癸巳年四月十七日。
一、承應三甲午年七月、備前大洪水にて、町方練物・山御旅所も大洪水にて、大破損に付、於御花畠、九月十七日御祭禮御修行被遊候由。
一、明暦元乙未年四月之御祭禮は、御旅行にて御執行有之候由。御花畠にて候や不知候。此年江戸御參覲年。
一、明暦二丙申年九月十七日より流鏑馬十番初て被仰付候。
一兩年の內之儀に御座候哉、御家中之評判に、因州にては流鏑馬、白樂共に御乘せ被成候由致承知、侍共乘候義如何と申族も

有之段被聞召、御城にて候哉、所不憶、上泉治部左衛門に東鏡を御讀せ、御家中之諸士に御聞せ被成候義御座候由承傳申候。
鎌倉将軍家之比、若宮八幡宮流鏑馬、歴々之武士乘、熊谷小次郎（私の黨の旌頭直貫が子。）的持の役を勤候條、侍役之段、治部左衛門申聞候由、語傳申候。

古田　齊　　津田半十郎　　梶田彦八郎　　村上又一郎
前田段右衛門　　藤岡傳左衛門　　市森彦三郎　　梶　亦兵衛
菅　彌兵衛（一本中り）　　柴田杢之丞　　中村孫四郎　　熊澤權八
寺内七郎左衛門（一本中り）　　大橋平兵衛　　加納覺右衛門　　近藤甚七
鈴田半四郎
石尾喜六郎

一、明暦三丁酉年四月十七日。

石黑平内（一本中り）　　市森彦三郎（一本中り）　　野坂八郎左衛門　　石黑藤八
村瀬權之丞　　玉虫久之丞　　後藤八兵衛（一本中り）　　八木德左衛門
城戸作右衛門　　森　勘兵衛　　下方万右衛門　　村上又左衛門
西脇喜大夫　　須賀七郎左衛門　　上島彦介　　津田八左衛門
大杉久左衛門（一本中り）　　菅　万介
古田源介　　村田小右衛門

一、万治元戊戌年九月十七日。

田中治兵衛　　下方覺兵衛　　番藤三郎　　渡邊金左衛門
武藤伊勢右衛門（一本中り）　　河合善大夫　　中野彌三郎　　野津源大夫
船戸助九郎　　稻川庄兵衛　　古田十兵衛　　玉置三郎右衛門
磯部兵介　　作　孫之進　　河合千兵衛　　守田與五郎
波多野半兵衛　　安藤與左衛門
河野彌平太　　太田又四郎

一、万治二乙亥年四月十七日。
菅　八　内（一本中り）佐分利源之丞　岩田庄兵衛　山田彌左衛門
國府四兵衛（一本中り）村上半之丞　薄田長大夫　須賀久兵衛
松田與三右衛門（一本中り）梶川安右衛門　那須半之丞　行田平八
小川左兵衛　服部勘平　上島彥次郎　吉田定右衛門
波多野彌九郎　大久保助八
藪井仁右衛門（一本中り）石黑小兵衛

一、万治三庚子年九月十七日。此年朝之内雨天、晝より晴、御祭禮御執行。
春田十兵衛（一本中り）宮脇夫左衛門（一本中り）雀部六左衛門　安藤利兵衛
和田左内（一本中り）大橋茂兵衛（一本中り）鈴木加左衛門（一本中り）菅沼源兵衛
河崎夫兵衛　內田茂左衛門　香取治部左衛門　渡部知右衛門
拔井勘兵衛　片岡次郎大夫（一本中り）野中市左衛門（一本中り）鶴見源十郎
加藤作之丞　岡彥左衛門
松原助六郎　石川藤三郎

一、寛文元年辛丑四月十七日。
石黑藤八郎（一本中り）淵本彌八郎　茨木安大夫（一本中り）和田平介（一本中り）
八田左兵衛（一本中り）名倉彥太郎（一本中り）神子田七十郎　松田七兵衛（一本中り）
留田猪兵衛　小川平八　中島松左衛門（一本中り）齋藤仁左衛門（一本中り）
牧野三四郎（一本中り）阿部傳左衛門（一本中り）薄田彌四郎（一本中り）中牟田三次郎
飯田傳右衛門　岡田又兵衛
正木三十郎　脇部源兵衛

一、寛文二壬寅年九月十七日。

門田茂右衛門（一本中り）　馬場茂右衛門（一本中り）　香藤儀右衛門　八田傳左衛門
堀　彌七郎（一本中り）　野村平六（一本中り）　芹川與右衛門　糟谷茂左衛門（一本中り）
山本茂左衛門　前田安大夫（一本中り）　丹羽八彌　水野傳三郎
村上孫八郎　大橋三右衛門（一本中り）　牧野與十郎　岸　久太郎
波多野權七（一本中り）　市原九郎兵衛（一本中り）
上山又三郎　藤岡傳左衛門

一、寛文三癸卯年四月十七日。

加納覺右衛門（一本中り）　中村孫四郎（一本中り）　船戸七大夫（一本中り）　赤尾清左衛門
鳥井清七（一本中り）　河田五郎太郎（一本中り）　尾關又四郎（一本中り）　鹽川喜左衛門
立野八兵衛　瀧　小兵衛　寺田彦衛　三好彌八郎
橋本藤左衛門（一本中り）　加世助五郎（一本中り）　柴田又六（一本中り）　加藤源七郎
竹内五郎左衛門　高桑與三左衛門
神屋久次郎　菅　八内

一、寛文四甲辰年九月十七日。此年より競馬・弓なし。

野坂八郎右衛門　玉虫久之丞　津田八左衛門　五藤八兵衛
笠井平兵衛　雀部左内　竹村小平太　蟹江權右衛門
森　九兵衛　村瀬權兵衛　渡邊金左衛門　上島彦介
佐橋孫之丞　生駒市兵衛　波多野甚左衛門　金谷安右衛門
下方久大夫　永井善左衛門
佐藤權兵衛　城戸作左衛門

一、寛文五乙巳年九月十七日。按に、四月五十年御忌に付、九月か。

柴山平兵衛　田宮市兵衛　梶浦平四郎　正田孫左衛門
丸毛七郎兵衛　野村友之介　水野甚大夫　下濃八右衛門

小川孫七郎　河原權之丞　香川三四郎　馬場五右衛門
加藤權之丞　鹽川甚介　林安兵衛　古田佐次右衛門
後藤多左衛門　矢部權四郎
渡邊勘平　梶田彦八郎
初り年は不相知。

一、御家中・御老中より御馬廻りの侍中迄騎馬所持之面々、馬にて御旅へ罷出、御在國之刻は、御家中之馬、御覽被遊候由。初年は瀧川縫殿屋敷にて御覽。二度目より酒折宮鳥井之内西之方に御假屋出來候て、御覽之由。寛文五乙巳迄、右之通候處、午歳より甲冑にて供奉被仰付、御旅之馬場にて供奉御覽故、馬揃は止申候。

予が實父喜多嶋忠右衛門久敷御奏者役相勤、御祭禮之節、馬場口にて例年馬揃之行列を書付に合せくり出し申候處、寛文之初、相役寺澤藤左衛門對談之刻、御祭禮馬揃之騎馬、年々減少にて、當年は漸く五百騎ならでは無之由申候へば、藤左衛門返答に、近年馬數増る儀は無之、一年々々と減り、氣の毒と申候段、予幼少にて承り候。寛文四辰之馬揃之衆書付所持之方有之に付、貸り見申候處、辰の年、尚又減り、三百騎餘り成り申候、定て御家中江戸へ參り留守、又は當病抔にて出不申衆も數多可有之候へ共、一兩年之内に百騎減り申候、只今は猶又減少可有之と存候。則、辰年書付も左に記置。

寛文四甲辰年九月十七日御祭禮馬揃之次第

「御老中」池田出羽・伊木長門・池田伊賀・池田信濃・土倉淡路・日置猪右衛門・池田主税・池田三郎左衛門・池田五郎兵衛・池田大學・日置左門・伊木玄蕃・伊木長九郎。

「組外、并御近習」正木市正。「組外」下方覺兵衛・「同」丹羽七之進・「同」大村定平。「組外」山崎大膳。「裏判」山田權左衛門。「大横目」森半左衛門。「御歩行頭」渡邊友之介・「同」小幡源八。「御勘定奉行」片山助左衛門。「御近習槍奉行」中野仁右衛門・「同」石黑彌藤兵衛。「御納戸」山川十郎左衛門。「御鷹方」小塚段兵衛。淺野孫介「御内所付右左衛門名代」。坂井長兵衛「御内所付七郎右衛門名代」。「小兒姓頭」尾關源次郎・菅小左衛門・大口惣右衛門・佐分利三十郎。「大小姓頭」安藤杢。「組頭」大野十兵衛・坂見半兵衛・中村孫四郎・岩室五郎左衛門・森本與惣兵衛・湯淺源左衛門・河口多左衛門・山田平兵衛・熊澤權八郎・石黑久兵衛・野間久右衛門・寺內

五郎右衛門・菅彌兵衛・堤八兵衛・加藤七大夫・立野八郎兵衛・「組頭」淵本甚五左衛門・伊木賴母・「組頭」山下又左衛門・名倉彥太郎「鄉左衛門名代」・瀧波左兵衛・岡村權衛・藤岡六左衛門・江見仁兵衛・武藤伊勢右衛門・松尾助八郎・服部與三右衛門・今田利兵衛・土肥彥四郎・福島善兵衛・瀧源右衛門・一森彥三郎・「組頭」薄田藤十郎・「弓組頭」古田齊・靑地源之丞・鈴木半四郎・古田佐次右衛門・「弓組頭」杉山五左衛門・「組頭」久保田市大夫・石川淸介・「御船奉行」中村主馬・「同」神園書・「御鐵砲頭」稻葉四郎右衛門・「同」上坂外記・「御鐵砲頭」柴田市左衛門・「御鐵砲頭」水野助之丞・「同」岸織部・「同」岩田權之介・「御鐵砲頭」伴安左衛門・「御鐵砲頭」荒尾內藏助・「同、御軍用共」上泉治部右衛門・「御旗奉行」安藤半左衛門・「御旗奉行」八木半兵衛・波多野彌九郎「同、傳左衛門名代」・「小作事奉行」田口五左衛門・「御貸米奉行」別所治左衛門・神小兵衛「圖書倅」・土肥飛驒・土肥助次郎「飛驒倅」・河合淸大夫・河合七左衛門「淸大夫倅」・矢部源右衛門・古田番右衛門・林與左衛門・森寺九左衛門・河田彥兵衛・進藤惣左衛門・梶川佐次兵衛・福岡德左衛門。鶴見七右衛門・「組頭」梶浦勘介・「番頭」瀧川縫殿・瀧川儀大夫「縫殿倅」・伊丹半右衛門・板並久大夫・船戶助九郎・大久保彥衛・生駒權內・桑原淸左衛門・瀧川七郎左衛門・內田九郎兵衛・「組頭」竹腰八郎兵衛・「番頭」池田美作・野村惣左衛門・須賀小八郎・梶浦兵左衛門・丸毛七兵衛・河口忠左衛門・野津猪太郎・生駒平大夫・留田又兵衛・落合彌左衛門・留田久兵衛・岸久太郎・田宮市郎兵衛・梶川安右衛門・中村十右衛門・田中源兵衛・「番頭」池田藤右衛門・高木左近右衛門・波多野五郎左衛門・船戶七大夫・瀨崎六兵衛・梶田淸右衛門・蟹江新之丞・加納小左衛門・大橋與右衛門・香取治部右衛門・正木三十郎・安井三郎右衛門・「組頭」松浦七郎兵衛・「番頭」宮城大藏・石田鶴右衛門・土方衛兵衛・薄田長兵衛・太田權兵衛・竹村嚴左衛門・服部半左衛門・荒井六兵衛・中村彥左衛門・笠井太郎兵衛・日置權之丞「久米之助倅」・「組頭」日置久米之介・「番頭」池田數馬・横井次郎左衛門・薄田四郎右衛門・岡田四郎左衛門・齋藤彌三郎・杉浦忠兵衛・水野甚右衛門・辻勘介・市原九郎兵衛・齋藤仁左衛門・日原五郎大夫・田中治兵衛「惣兵衛倅」・「組頭」田中惣兵衛・「番頭」若原監物・熊谷八太夫・長賀定右衛門・荒尾長兵衛・大杉久左衛門・加世左兵衛・中村又之丞・小崎吉左衛門・正田孫左衛門・香取儀右衛門・「組頭」丸毛治右衛門・土倉隼人組「當病に付不出」・「組頭」薄田兵右衛門・山內八兵衛・生駒半右衛門・小川杢之介・下澁平大夫・堀內六郎兵衛・薄田孫兵衛・

小泉四郎大夫・大橋三右衛門・赤尾淸左衛門・武藤作右衛門・神屋久次郎・武藤勘右衛門・小川彌六・竹内五郎左衛門・上山權兵衛。

伊庭半藏組・「組頭」堀彌次兵衛。伊庭源六「半藏伜」・高木甚右衛門・立野番大夫・阿部傳左衛門・吉田定右衛門・渡邊十郎右衛門・佐梯彌右衛門・長谷川次郎大夫・靑木忠大夫・藪井治右衛門・守田源左衛門・岡彦左衛門・伊庭平馬。

「番頭」眞田將監。村井傳右衛門。中牟田三次郎。牧野又兵衛・櫻木作之進。三宅九右衛門。加藤次郎左衛門・和田庄左衛門・牧野三四郎・波多野權七郎「源兵衛名代」。加藤與一左衛門・堀淸左衛門・田中惣左衛門・眞田三彌「將監伜」

「番頭」池田主稅組・「組頭」丹羽次郎右衛門・岩田源四郎。山本茂左衛門・小島儀左衛門。雀部六左衛門・伊藤佐五右衛門・藤岡八郎兵衛。

安井六郎左衛門。渡邊傳兵衛・長谷川彌平次。古田源介。

「番頭」小堀彦左衛門・國府兵左衛門・佐治十左衛門・河原權之丞・浦上五次右衛門。柴山關左衛門・中村源右衛門・鹽川吉大夫・圓山九右衛門。秋田五左衛門・伴五郎左衛門。野々村平六。

「番頭」湯淺民部。湯淺八左衛門「民部伜」・長屋茂兵衛・石田彌次右衛門・須加七郎左衛門・梶田彦八・宮脇夫左衛門・岡田五郎大夫・井上庄介・河合善大夫・大林淸右衛門・「組頭」湯淺亦右衛門。

「番頭」平賀宇右衛門・平賀松之介「宇右衛門伜」　佐分利彌右衛門。鳥井淸左衛門。千石忠左衛門・中野治兵衛・松田七兵衛・松田與三右衛門。糟屋茂右衛門。杢下市郎左衛門。佐々左平太「藤左衛門伜」。「組頭」佐分利彌一左衛門。

「番頭」芳賀内藏允・鹽川源五左衛門。香川又右衛門。河合助之丞・上島彦次郎。林安兵衛・岡平兵衛・岡治兵衛。

山脇源大夫組「當病にて不出」・「組頭」村上九左衛門・山脇三郎兵衛・山脇九之丞・今枝孫兵衛・門田市郎兵衛・橋本藤左衛門・後藤平大夫。

「番頭」尾關兵庫・佃喜兵衛・佐々文左衛門・梶田平介・渡邊理右衛門・古田源之丞・「組頭」村瀨平右衛門。

池田信濃組・「組頭」津田左源太。安藤善大夫・安藤與一左衛門・松平大九郎「庄左衛門名代」・八田彌三右衛門・河崎夫兵衛・

丹羽平之丞・鈴木加左衛門・和田平介・安田平右衛門。

右之外御普請奉行熊谷源兵衛・中村四郎左衛門、御奏者喜多嶋忠右衛門・水野作右衛門・寺澤藤左衛門、大目付（名不知。）御旅所騎馬繰出仕廻候て、銘々馬は牽せ罷立候。

騎馬數合　三百拾貳疋。

一、寛文六丙午年九月十七日。

此年より酉年迄四ヶ年、甲冑騎馬にて供奉被仰付、御旅所馬場へ通り、神輿御前にても、馬上にて供人召連行列にて罷通り入、上覽候に付、競馬は相止申候。則

甲冑供奉之面々・刺物等左に記す。

刺物白しなへ白餅三つ。御鐵砲貳十。岸織部。　刺物赤四半白き十の字。御弓貳十。稲川十郎右衛門。　刺物くにん形サキダンエ。御鑓五十。八木平兵衛。
刺物白なへに荒釼菱。組付鐵砲。「引廻」河合清太夫。　刺物金紺の段々四半。組付鐵砲。河合七左衛門。　刺物紺しなへに白き十の字。「引廻源左衛門名代」組付鐵砲、矢部權四郎。　刺物白切さき輪貫。「番頭」土肥飛驒。　刺物白切さき輪貫。「飛驒倅」土肥助次郎。　ゑつる一節朱輪貫。古田半右衛門。　同、淺黄七曜。林七兵衛。　同、金の釼菱。森寺九左衛門。　同、白角折敷内拍。河田吉兵衛。　同、白輪之内鱗形。渡邊金左衛門。　同、白輪之内矢筈貳つ。進藤惣左衛門。　同、白蛇目一方に三つ。村瀬金右衛門。　同、白龜之甲。城戸作右衛門。　同、三つたんこ。福岡徳右衛門。　刺物赤角取紙。「組頭」梶浦勘介、　刺物黄しなへに梅鉢三所。組付鐵砲。「引廻覺右衛門名代」菅小左衛門。　刺物黄四半白黒之石疊、組付鐵砲。「引廻」庄野市右衛門。　刺物淺黄輪貫。組付鐵砲、「引廻」長賀定右衛門。　小桃銀の唐人笠の上鳥毛。刺物白き茶袋。「番頭」若原監物。　刺物白きのふすま。大村定平。　ゑつる下節白柏の丸。「定平倅」大村又八郎。　同、いろはの三字。茨木安大夫。　同、白き山道。熊井八大夫。　同、九曜。荒尾長兵衛。　同、三の龜。大杉久左衛門。　同、鞠狭の内鱗形。加世八兵衛。　同、三つたんこ串指。高橋七大夫。　同、白き正の字。正田彌一左衛門。　同、下一節半分横に金菱。村田小右衛門。　「組頭」丸毛次右衛門。

一、寛文七丁未年九月十七日。按に、綱政公此年五月御歸國に付、九月に有か。

刺物二本ゑつる白切さき白たんご貳つ。御鐵砲貳十。陸田市左衛門。　刺物本返しなへ白き名の字。御鑓五十。「後」生駒半右衛門。　刺物黄の五の四半中に赤餅

御弓貳「前」深谷甚右衛門。同白き四半紺地扇子白朱餅。紺付鐵砲。「引廻」後藤文右衛門。同しなへ上白下花返白き所に左巴に黑く。紺付鐵砲。
「引廻」杁並久大夫。太郎左衛門儀、此年大阪拂罷越、出不申、引廻「同引廻」之内、足輕十人の行列は、縫殿先へ立申し。葉山太郎左衛門。小繞金の三つたんご。刺物母衣張紫金の餅。「番
頭」瀧川縫殿。同、母衣張赤に白き餅。「縫殿倅」瀧川磯大夫。ゑつる下一節赤輪違白筋一。舟戸助九郎。同、白藤の丸内に大の字。大久保彦兵衛。同、白輪
内卍白陸田杢之丞。同、白下り藤の丸上に金の加の字。加藤九左衛門。同、白餅の内黑ごとく。河田助左衛門。同、輪貫卍二つ金。森九兵衛。同、白餅生二つ。
駒權內。同、丸の内白かたはみ一つ。桑原清右衛門。同、白三つ星三所。金森安右衛門。同、下一節白餅の内生の字。生駒彌五右衛門。刺物黑しなへ金餅三つ。
「組頭」竹腰作內。刺物なひき地白黑梅鉢三。紺付鐵砲。「引廻」薄田四郎右衛門。刺物四半惣四すそ黑。紺付鐵砲。「引廻」杉原忠兵衛。小繞はら
もん頭笠赤く白赤に切先上に白。刺物地赤に白餅。池田數馬。ゑづる下一節白笹の丸。岡田四郎右衛門。同、四半惣白すそ黑。惠藤作大夫。同、白き木爪。船橋
七郎右衛門。同、白立波の内永樂の字。水野甚五兵衛。同、白杵。瀧太左衛門。同、白片輪車二つ。辻勘之介。同、白筋三つ下梅鉢一つ。横井次郎左衛門
同、白車の内に矢筈二つ。服部善大夫。同、丸の内唐松白く。吉田新左衛門。同、下り藤の丸。市原九郎兵衛。同、熨斗に三つ星白。齋藤仁左衛門。刺物四半角取紙上
白下「數馬倅」池田吉左衛門。（數馬組頭田中惣兵衛、此年在江戶に付、倅吉左衛門罷出。）
赤。

一、御領分受領之神織中、供奉は寬文七八年の比より初之由、裝束御貸被成、賄料も壹人三己宛被下候處、近年三己
づゝ被下候。近江は貞享四位階仕致供奉、肥後は無官之比より罷出、越後位階以後出勤。

一、寬文八戌申年九月十七日。
御祭禮如例年、太守御裝束にて御宮御參詣、（布衣御供三人。）伶人樂を奏し、御幣并御酒御頂戴事畢、御歸駕以後、御輿出御。

歩行上下 岡部半大夫。 歩横目上下 江見淸兵衛。
同 三神傳右衛門。「拔葵」足輕、十人。 吉田彌五助。 大横目。（間二十間）。御鐵砲、二十挺。

對鐽。同。 刺物。白き笠。 上坂外記。持鑓。（間十間）御弓、二十挺。對鐽。同。 刺物。紺の四半白き餅。 岡田權之助。 御長柄、五十。

對鐽。同。 刺物。黑しく名字名。 生駒半右衛門。 歩横目、猩々緋羽折紋黑緋 入江三右衛門。 沖新兵衛。 御榊。 歩行上下 寺崎文左衛門。 同 鈴木佐右衛門。 御鉾。 御鉾。

獅子・御馬・御鎧。歩行木藤佐左衛門。同山田甚左衛門。同古南傳七。御劒。狩衣神職、十七人。同。歩行上下向井重助。樂人装束同大守主膳。八木三木介。

武田出雲。大森隱岐。松原織部。金谷久太郎。御太刀。御太刀。御幣。神輿。杖付、十八人。同。杉山惣兵衛。鈴木彦大夫。宇治權三郎。長崎治大夫。長崎加左衛門。伏屋平大夫。石尾安左衛門。原田七左衛門。林孫兵衛。八田四兵衛。鈴木久左衛門。鈴木猪介。佐久間甚之丞。山田多兵衛。林半之丞。

今井夫左衛門。清水平大夫。佐治甚兵衛。吉田甚五郎。入江又八郎。（間三十間）歩横目、猩々緋紋黒緋渡邊太左衛門。同羽原半兵衛。御本しなへ後白き一つ巴弓、十挺。上同斷。小頭一本しなへ後白き一つ巴上同斷。鐵砲、十挺。小繞。赤き半角下へ淺黄のれん。

對鑓。對鑓。刺物。淺黄しなへ白き山道。安藤杢。持鑓。黒母衣出し金の如意半月山下文左衛門。白母衣出し銀短册名苗字名倉平藏。白母衣銀短尺名の字森本

輿惣兵衛。同岩室十助。同河口多左衛門。同熊澤權八。同山田平兵衛。同石黒久兵衛。同立野八郎兵衛。

黒母衣出金の丸半月淵本甚五左衛門。（間二十間）。歩横目、猩々緋羽織紋黒緋龜山又右衛門。同柴岡又兵衛。二本しなへ紋白からたいこ小頭一本しなへ紋白からたいこ鐵砲、十

挺。刺物白四半赤き卍野村惣右衛門。赤しなへからたいこ小頭一本しなへからたいこ鐵砲、十挺。刺物白赤段々しなへ須賀與八郎。小繞。猩々緋唐人笠下白き切さき

對鑓。對鑓。刺物。赤き四半。池田美作。持鑓。長刀。持鑓。持鑓。刺物赤き二節ゑづる池田勝吉。刺物三節ゑつる一節丸の内十の字白く梶田兵左衛門。同、下一節角

の内爪白く丸毛七兵衛。同、下一節馬蹄白く尾賀又四郎。同、下一節ことく白く富田久兵衛。同、下一節がんき金岸久太郎。下一節裏錢金梶川安右

衛門。刺物赤き一つ頭齋藤彌三郎。（間二十間）。歩頭横目、猩々緋羽織紋黒緋。松井吉右衛門。谷源介。二本しなへ白六文錢小頭一本しなへ六文錢鐵砲、十挺。

刺物黒しなへ上に白筋二つ加藤甚右衛門。二本しなへ白六文錢小頭一本しなへ六文錢鐵砲、十挺。刺物赤きのれん上に白、同斷角取紙一つ堀清右衛門。對鑓。對鑓。小繞。

白角取紙、上に三つ、横手に二つ。刺物。淺黄くわん形赤緋一つ。持鑓。長刀。眞田將監。持鑓。持鑓。刺物。白きさき上に金しﾑ。「將監倅」眞田三彌。刺物。五節ゑつる下

一節かしは一つ白く。牧野又兵衛。刺物。一節白緋之内唐人笠一つ赤く。三宅九左衛門。刺物。下松緋ひし白。加藤次郎左衛門。刺物。下角の内二つ

輪貫白く　和田勝左衛門。　刺物。下中白黒輪内三つ柏。　牧野長五郎。　刺物。下白立筋。　牧野三四郎。　刺物。下丸の内に朱の七曜。　櫻井孫四郎。

刺物下淺黃柏一つ。　牧野與十郎。　刺物しなへ白き道。　眞野喜平次。將監孫。　刺物淺黃しなへ上に赤魚用丸　「下組頭」丹羽惣兵衛。　持鑓。持鑓。

歩行上下　木全平次郎。　大横目。　歩行上下　山田善右衛門。
同　河瀬五郎左衛門。　同　中村太郎右衛門。　「杖突」足輕、十人。

一、大守、御輿に先達て御旅所へ御出、老中・番頭・物頭・惣士御輿に先達て御旅所に伺候す。

一、御輿、御旅所へ御着以後、御供を備、太守拜、禮樂を奏す。「大鼓」見熈藏人・「笛」東儀修理・武田出雲・松末織部・金谷久太郎・「笙」辻左衛門・大森主稅・「篳篥」久保將監・大森隱岐・三木之介、樂終て騎馬之面々行列のごとく御輿之前を北より南の河原へ乘下し備前立候、其以後御輿歸御、行列前のごとし。

此年之分、書付御郡會所御留之内に有之を取出候にて、東本下は違ひ候へ共書付置候。尤一差物等連名に不違候得共、御行列之書付有之に付調直し。

一、寬文九巳酉年九月十七日。　按に、綱政公八月十九日江戶御發駕、九月初御歸國被遊候に付、今年も九月御祭禮か。

刺物、二の折掛上黑絆一つ。　荒尾內藏助。　刺物、淺黃一節ゑつる上に朱角取紙、御弓二十。　青木善大夫。　刺物、金其繪之淺黃のれん白絆內淺黃上の字。　宮部御鐵砲二十。

源大夫。　刺物、淺黃しなへ。小繞、銀印於上小鎌。　「小姓頭」伊東賴母。　同、黑母衣出し金唐國。　岡村權兵衛。　同、白母衣出し銀短尺名の字。　名倉平藏。　同　松尾助

八郎。　同　武藤伊勢右衛門。　同　江見仁兵衛。　同　瀧七左衛門。　同、黑母衣出し金の半月。　山下文左衛門。　同　高木左衛門。

刺物、淺黃しなへ朱の亂星。「引廻」梶田淸右衛門。左近右衛門服中に付不出、代りも引廻不出候哉、御鐵砲は番頭之先へ立候哉不知。　刺物、素麵形上に淺黃角取紙。池田藤右衛紐付鐵砲。

門。　刺物、白「藤右衛門倅」三幣。　池田門八。　ゑつる下一節白絆內舟字。　舟戶七大夫。　同、白輪違。　瀨崎六兵衛。　同、白丸之內に蟹。　蟹江新之丞。　同、白龍之字

「久之丞名代」　玉虫孫九郎。　同、柏打違下三巴。　加納覺右衛門。　同、白かるた同釼菱。　馬場茂右衛門。　同、白き丸內金鳳凰。　波多野五郎左衛門。

同、白井筒。　大橋與右衛門。　同、一方に朱絆一方に白はね題同。「三郎右衛門名代」　安井又四郎。　同、白絆內瀧字。「源右衛門名代」　瀧万之介。　同、白絆內黑かたはみ白筋一。　久保田

彦兵衛。刺物、鳥毛半月中金。組付之鐵砲無之候。「組頭」下濃宇兵衛。小纏、金切さき輪貫二つ。刺物、赤切さき十文字輪違。「番頭」芳賀内藏允。ゑつる下一節黒篠二本白く。

川源五左衛門。同、四本之矢車。八本德左衛門。同、三つ龜甲。香川三四郎。同、紺白にさつき白き所椿扇。龜嶋左介。同、鍜菱出河宇白三。河合助之丞

同、もつかう。上島彦次郎。同、丸内三引上はく二寸筋一つ。佐久間兵介。同、短尺白二つ。長谷川七之介。同、菱橘。中村加兵衛。同、白緋に大大の字。

日市右衛門。同、半分黒半分白き所重菱。鹽川甚介。刺物、熊毛たんに二。「組頭」岡治兵衛。

一、御徒目付、其外平徒中、神輿の廻りの供奉は、猩々緋の羽織袖なし、二年目、股引・脚半・草鞋にて候由。是は二組の行列見廻之樣に承傳候。

一、權現樣御鐵砲・御弓之者、御鑓持共、小頭迄も、袖なしなめしの黒皮之羽折、後に金の横筋有之、淺黄木綿股引・脚半。組付鐵砲之者は、御練用之具足、張笠股引・脚半、刺物二本しなへ紺上に釘貫御紋、下頭々之定紋花色之弓、籠手、小頭は具足紺布練卷刺物、一本しなへ、紋所右同斷。杖突木綿弓籠手色は、面々心次第に仕候。供奉之面々・家來・若黨、下は木綿裝束銘々物數寄次第。大方主人紋所、大紋に付、股引・脚半・三尺手拭まで對に仕、數は二三百石までは若黨二三人、五六百石迄は四五人召連候。御番頭衆供之人數不承候。

一、寛文十庚戌年秋より御家中御物成三つ被下候に付、甲冑之供奉は相止、御小姓頭・大小姓衆十人計、騎馬にて熨斗目麻上下、常之供人にて、兩年供奉被仰付候。小姓組付之鐵砲は出不申候哉に存候。其時分は未引廻しも無御座候。

一、同年九月十七日。

「大横目」服部與三右衛門。「御鐵砲」津田左源太。「御弓」片山勘左衛門。「御鑓」高木甚左衛門。「大小姓頭」安藤杢。「大小姓組」森本與惣兵衛・河口多左衛門・熊澤權八郎・石墨孫兵衛・瀧川仁右衛門・戸川夫左衛門・山田半兵衛・稻川久三郎・寺西治右衛門。「組頭」大野十兵衛。「大横目」津田重次郎。

一、寛文十一辛亥年四月十七日。

「御鐵砲」山崎大膳。「御弓」南部次郎右衛門。「御鑓」岡崎新兵衛。「大小姓頭」安藤杢。「組頭」大野十兵衛・河口多左衛門。

熊澤權八郎。山田平兵衛・瀧川仁右衛門・石黒藤兵衛・寺西治右衛門・有松次郎衛・岡野左大夫。「大横目」水野作右衛門・近藤覺兵衛。

一、寛文十二壬子年九月十七日。此年綱政公御家督、又御馬廻り一組に供奉被仰付候へ共、御留メに見へ不申、粗承候分記之。

「御鐵砲」稻葉四郎右衛門。「御弓」中村久兵衛。「同」高木甚右衛門。「引廻」服部清右衛門。「御番頭」宮城大藏・日置孫右衛門・竹林小平太・竹林小左衛門。

「御番頭」芹川與右衛門。右は、銘々御奉公品書に出居申候定て引廻も兩人に可有之御座候。

土方勝兵衛・薄田長衛・太田又四郎・笠井太郎兵衛・眞野喜兵衛・荒井六兵衛・中郡長左衛門・蟹江三郎兵衛・上島彥介・下方忠左衛門。右十人之内、六七人出申候て可有御座候得共、慥に相知不申候。

一、延寶元癸丑年九月十七日。按に、綱政公初て御入國。

「大横目」山田彌太郎。「御鐵砲」古田齋。「御弓」森川九兵衛。「御鑓」石黒後藤兵衛。「引廻」佐々文右衛門・齋藤仁右衛門。

「番頭」草賀宇右衛門・那須忠次郎・松田七兵衛・仙石久右衛門。波多野八郎右衛門。

安田市左衛門。飯田傳右衛門。「藤左衛門名代」鳥井彌太之進。「組頭」山田市左衛門。「大横目」服部與惣右衛門。

一、延寶二甲寅年四月十七日。

「大横目」山田彌太郎。「御鐵砲」薄田藤十郎。「御弓」丸毛左近右衛門。「御鑓」小川門大夫。「引廻」岡部長左衛門・那須半之丞。「御番頭」中村主馬・安宅彌一郎・和田平介。「九郎右衛門名代」磯部喜兵衛・廣内權右衛門・安田孫七郎・鈴木新兵衛・菅沼小源太「組頭」淵本甚五左衛門。「大横目」服部與三右衛門。

一、延寶三乙卯年四月十七日。此年禁裏御造營御手傳に付、組々より拔人。按に、前年より御歸城に付、四月か。

「大横目」能勢數馬。「御鐵砲」荒尾内藏助。「御弓」牧野彌次右衛門。「御鑓」小川門大夫。「引廻」長賀宇右門。「引廻」熊谷傳兵衛。「引廻」古田番右衛門。「番頭」稻葉四郎右衛門。

河田杢右衛門・舟戸助九郎・土方勝兵衛・櫻木作之進・岡田佐太郎・小泉勘之丞・番兵左衛門。「組頭」林山又左衛門。

「大横目」近藤覺兵衛。

一、延寶四丙辰年四月十七日。

「大横目」近藤覺兵衛。「御鐵砲」深谷甚右衛門。「御弓」田中眞吉。「御鑓」小川門大夫。「引廻」梶田半介。「兵左衛門名代」梶浦平四郎。「番頭」池田左兵衛・富田猪兵衛・深賀七郎右衛門・大野満右衛門・渡邊理右衛門・淺野孫介・落合六郎大夫・古澤源之丞・田上孫四郎。「組頭」津田八左衛門。「大横目」水野作右衛門。

一、延寶五丁巳年九月十七日。此年外記組不足に付、外組より拔人。

「假横目」下濃宇兵衛。「御鐵砲」岡田權之介。「御弓」水野治兵衛。「御鑓」瀧七左衛門。「引廻」山田彌左衛門。「同」丸山百右衛門。「番頭」上坂外記・河合源五兵衛・河原權之丞・山内甚四郎・松浦次郎八・高木左近右衛門・須賀與八郎・中村十左衛門・岸久太郎。「組頭」林與左衛門。「大横目」長屋新左衛門。

一、延寶六戊午年四月十七日。

「大横目」下濃宇兵衛。「御鐵砲」山崎大膳。「御弓」南部次郎右衛門。「御鑓」小川門大夫。「引廻」山脇九之丞・波多野彌九郎。「番頭」山脇傳内・山脇茂兵衛・松本庄介・鈴木加左衛門・鐘江新之丞・梶田元八郎・後藤善右衛門・津川善右衛門。大森甚七郎、「組頭」浦上十右衛門。「大横目」近藤覺兵衛。

一、延寶七己未年九月十七日。

「大横目」長屋新左衛門。「御鐵砲」服部與三右衛門。「御弓」大橋平之丞。「御鑓」武田猪兵衛。「引廻」庄部六左衛門。「同」竹村小平太「番頭」池田七兵衛・八木惣兵衛・上村忠兵衛・平井六郎右衛門・堀甚兵衛・渡邊十郎右衛門・長谷川兵大夫・鹽川安大夫・淺野孫介。「組頭」齋藤加介。「大横目」山田彌太郎。

一、延寶八庚申年四月十七日。

「大横目」近藤覺兵衛。「御鐵砲」梶浦勘介。「御弓」奥山市兵衛。「御鑓」武田猪兵衛。「引廻」河原權之丞「同」番兵左衛門。「番頭」小堀主殿・梶浦平四郎・櫻木作之丞・丹羽惣左衛門・小泉與右衛門・高橋長大夫・岡井平左衛門・宮脇門兵衛。

村井六右衛門。「組頭」梶田清右衛門。「大横目」山田彌太郎。

一、天和元辛酉年九月十七日。此年より御馬役衆、其年於江戸御拜領の御馬を地道・早道迄乘、次に競馬五番づゝ、爾今至被仰付候。

「大横目」下濃宇兵衛。「御鐵砲」泉八右衛門。「御弓」河村平兵衛。「御鑓」田口兵左衛門。「引廻」薄田長兵衛。「同」梶川佐次兵衛。「同」県藤源内。「番頭」土肥飛驒。「番右衛門名代」古田源兵衛・河合源五兵衛。「七兵衛名代」林源三郎・野中市左衛門・青木久五郎・八田彌兵衛・玉虫孫九郎。「組頭」松浦次郎八。「大横目」長屋新左衛門。

一、天和二壬戌年四月十七日。

「大横目」長屋新左衛門。「御鐵砲」津田重次郎。「御弓」丹羽次郎左衛門。「御鑓」武田猪兵衛。「引廻」寺西治右衛門。「同」惠藤源内。「番頭」岸織部・岡田佐七郎。那須半兵衛・今井勘左衛門・柏尾六之丞・岡助右衛門・岩田十大夫・武藤源五兵衛・渡邊源四郎。「組頭」薄田兵右衛門。「大横目」下濃宇兵衛。

一、天和三癸亥年九月十七日。雨天に付御居祭。

「假横目」安藤清九郎。「御鐵砲」山田彌太郎。「御弓」近藤覺兵衛。「御鑓」齋藤加介。「引廻」波多野甚左衛門。「同」今枝孫兵衛。「番頭」伊木賴母・佐分利彌八郎・竹腰次郎兵衛・糟谷茂左衛門・宮脇門兵衛・一原九郎兵衛・安井彌三右衛門・行田六郎右衛門・片山加右衛門・村瀨團右衛門。「大横目」水野助三郎。

一、貞享元甲子年四月十七日。

「大横目」熊谷權八郎。「御鐵砲」玉虫武兵衛。「御弓」大野十兵衛。「御鑓」武田猪兵衛。「引廻」富田文兵衛。「同」松本庄大夫。「番頭」山崎大膳・柴山闊左衛門・河田助左衛門・中村源右衛門・加藤次郎左衛門・田上左大夫・水主加兵衛・水島龜右衛門。「組頭」佐分利甚五郎。「大横目」水野助三郎。

一、貞享二乙丑年九月十七日。此年より還御の刻、供奉之面々承來、不殘行列、馬場を通り入御覽、但馬上にては無之。

「假横目」稻川左内。「御鐵砲」中村治左衛門。「御弓」寺澤藤左衛門。「御鑓」齋藤加介。「引廻」安東平左衛門。「同」田中源兵衛。「番頭」伊木兵庫・佐分利彌八郎・片山新五左衛門・中村又之丞・小泉與右衛門・日置十左衛門。「大横目」水野助

三郎。

一、貞享三丙寅年四月十七日。雨天に付御居祭。

「大横目」水野助三郎。「御鐵砲」藤岡内介。「御弓」八田彌三右衛門。「御鎗」瀧川吉大夫。「引廻」河口留左衛門。「同」波多野八郎左衛門。「同」杉浦作左衛門。「番頭」瀧川縫殿・堀内半平・生駒市之助・神屋久次郎・武藤文内・内山三郎左衛門・石黒後藤兵衛・森嶋甚左衛門。「組頭」森川助左衛門。「大横目」下濃宇兵衛。

一、貞享四丁卯年九月十七日。

「假横目」作半兵衛。「御鐵砲」岡田源大夫。丸毛左近右衛門。「御鎗」木崎九右衛門。「引廻」河合善大夫。「同」松原助六郎。「番頭」丹羽半大夫・大原半之介・梶浦平四郎・櫻木作之進・富田庄兵衛・河口喜兵衛・村上藤左衛門・和田與右衛門・中村源四郎・結城新之丞「組頭」梶田清右衛門。「大横目」安藤清九郎。

一、元祿元戊辰年四月十七日。

「假横目」能勢庄右衛門。「御鐵砲」津田重次郎。「御弓」森川九兵衛。廣内權右衛門。「引廻」中村甚助。「同」松原助九郎。「番頭」伊庭與一右衛門。牧野與十郎・山内甚四郎・岡田勘兵衛・瀧川彌左衛門・水野治兵衛・村田彌兵衛・吉田新左衛門。「組頭」狩田七大夫。「大横目」水野助三郎。

一、元祿二己巳年九月十七日。此年より神輿附之御足輕十八人増二十八人に成る。

「假横目」近藤作之丞。「御鐵砲」中村治左衛門。「御弓」泉八右衛門。「御鎗」木嶋九右衛門。「引廻」田中源兵衛。「同」森三大夫。「同」雀部左内。「番頭」若原監物・竹腰次郎兵衛・片山新五左衛門・丸毛儀兵衛。「組頭」梶川彌次右衛門・高橋長大夫・高橋文九郎・櫻井大右衛門。「組頭」日置十左衛門。「大横目」渡邊助之丞。

一、元祿三庚午年四月十七日。雨天に付御居祭。

「假横目」能勢庄右衛門。「御鐵砲」津田八左衛門。「御弓」梶浦勘助。「御鎗」茨木左大夫。「引廻」河部傳左衛門。「同」佐々長兵衛。「同」今西半内。「番頭」草加宇右衛門・雀部六左衛門・大久保岡右衛門・中野治兵衛・香西五郎右衛門・佐分利

彌右衛門・安田市左衛門・高桑勘兵衛。「組頭」田中源兵衛。「大横目」渡邊助之丞。

一、元祿四辛未年九月十七日。（此年より町横目一人づゝ御團掛に罷出候、御馬御貸人有之、大形は馬は牽せ、歩行に候。）

「假横目」淺野瀨兵衛。「御鐵砲」下方覺兵衛。「御弓」池田杢。「御鑓」廣内權右衛門。「引廻」龜崎左介。「同」湯淺源左衛門。

「番頭」湯淺半右衛門・河田杢右衛門・堀甚兵衛・大口平左衛門・渡邊十郎右衛門・長屋忠兵衛・宮脇門兵衛・中嶋治大夫。「組頭」喜多嶋忠右衛門。「大横目」下濃宇兵衛。

一、元祿五壬申年四月十七日。

「假横目」馬場善左衛門。「御鐵砲」池田勘兵衛。「御弓」市川太兵衛。茨木安大夫。「引廻」土方衛兵衛。「同」先根傳五郎。

「番頭」池田吉左衛門・高木左近右衛門・船戸七大夫・丸毛元右衛門・野村小十郎・波多野五郎左衛門・松村武介・須賀小八郎・富田彌左衛門。「組頭土岐右近・組頭村瀨團右衛門代り」松本庄大夫。「大横目」庄野武左衛門。

一、元祿六癸酉年九月十七日。

「假横目」加藤源七郎。「御鐵砲」日置十左衛門。「御弓」山田彌太郎。「御鑓」馬場善左衛門。「引廻」松田七兵衛。「同」鹽川甚介。「番頭」上坂外記・荒尾猪左衛門・別所忠兵衛・馬場半平・上島彦太郎・堀内源三郎・稻川久之丞・波多野夫左衛門。「組頭」行田藤兵衛。「大横目」奥山庄太夫。

一、元祿七甲戌年四月十七日。

「假横目」作半兵衛。「御鐵砲」村瀨團右衛門。茨木安大夫。「御鑓」廣内權右衛門。「引廻」森三大夫。「同」河部傳左衛門。

水野三郎兵衛・竹腰次郎兵衛・奥山覺之丞・荒尾長兵衛・高橋長大夫・上村忠兵衛・櫻井夫右衛門・太田善之丞・西浦惣左衛門「組頭」仟安左衛門。（丸毛儀兵衛代り丹羽平大夫組頭。）「大横目」下濃宇兵衛。

一、元祿八乙亥年九月十七日。

「假横目」茨木左大夫。「御鐵砲」寺澤藤左衛門。「御弓」松尾助八郎。「御鑓」田中眞吾。「引廻」今井勘左衛門。「同」大原半介「番頭」津田左源太・岡次郎兵衛・那須半兵衛・柏尾六之丞・村瀨久大夫・岡助右衛門・木全彌次郎・水主加兵衛。

「組頭」薄田兵右衛門。「大横目」宮部清四郎。

一、元祿九丙子年四月十七日。

「假横目」加藤源七郎。「御鐵砲」佐分利甚五郎。「御弓」津田八左衛門。「御鑓」赤座十郎兵衛。「引廻」吉田定右衛門・野間三之丞。「同」中牟田三次郎。「番頭」稲葉四郎右衛門。「又左衛門名代」村山瀬兵衛・大橋與右衛門・安井助左衛門・吉澤源之丞・吉井藤内。「御鐵砲」大野十兵衛・岡田甚大夫。「組頭」竹村小平太。「大横目」藤岡勘右衛門。

一、元祿十丁丑年九月十七日。

「假横目」薄田兵右衛門。「御鐵砲」山田彌太郎。「御弓」泉八右衛門。「御鑓」木橋九右衛門。「引廻」湯淺源左衛門。「同」石黒藤兵衛。「番頭」伊木將監・雀部六左衛門・佐々市左衛門・久保田半之進・齋藤仁左衛門・平野十藏・堀勘兵衛・村田作三右衛門。「組頭」田中源兵衛。「大横目」宮部清四郎。

一、元祿十一年戊寅四月十七日。雨天に付御居祭。

「假横目」森川藤七郎、「御鐵砲」中村治右衛門。「御弓」市川太兵衛。「御鑓」竹村小平太。「引廻」波多野孫九郎。「同」野々村治兵衛。「番頭」山脇傳內・山脇茂兵衛・南部七之助・梶田彥八郎・村上喜三郎・瀧源次郎・三好夫兵衛・長谷川又八郎・西村六之助。「組頭」山田五郎左衛門。「大横目」宮部清四郎。

一、元祿十二己卯年九月十七日。

此年より町方練物初て世話燒大野十兵衛被仰付候故、當日御貸人二人渡り、寶永二酉の年迄七ヶ年相勤申し、去年迄御鐵砲二十・御弓二十・御鑓五十にて御座候へども、當年より御鐵砲・御弓三十宛、御鑓二十本減し三十本に可仕由、被仰渡候。

一、兒島郡林之山伏頭五流之内建德院（備前國の頭。）本山方山伏召連候て供奉被仰付候、御馬御貸人渡る、其後御合力米七十代被下。（建德院妻死去、服中に付報恩院罷出る。）御合力米不被下以、前年より毎年銀三枚づゝ被下來る。御馬御仲間二人・沓籠持一人とも御貸人若黨十人・斧持二人・長刀持一人・狹箱持二人・小者三人、合十八人中日用之直段に直して、享保七寅の四月之分二百九匁五分六厘。日用相場年々不同有之、惣山伏供奉相勤申候者凡十五人計、一人に付、前々は賄料銀三匁づゝ被下

候處に、近年御斷申上四夕づゝ被下、尤裝束幷笠袋共公儀より渡る。建德院供之押足輕は、山伏之押にては無之様にと存、番頭衆一組の押三人に候へ共、押五人にて可有様は無之候、是は中供奉之押と存候、則右之御足輕之次に御徒目付兩人罷出申候儀に候。

一、去年迄御先拂に出申候町横目一人・御足輕十人先へ立、練物先拂に騎馬にて罷出、警仕候内は下馬仕居申し、練物役押御足輕五人出申し、還御之刻、此年よりは西御門より内山下へ渡御、内下馬御橋之前にて供奉之面々幷に練物御橋より御覽。供奉之面々共儀馬上。）先年は板之馬場にて御休より東御門へ出御、練ヮ御橋前にて警仕候に付行儀足輕十人召連、御郡目付兩人（内、一人は樋奉行出來り申し、）其年之御城代番之小仕置衆一人・武具奉行中不殘召連、御對面所御門に並居、其外大横目一人・町奉行・寺社奉行、此處に出居申候。

ねりもの行列。

御足輕十人。（小頭一人）町横目一人。（騎馬供人・御足輕三人・小人三人・御貸し。）かさほこ。大母衣。小母衣。代神樂武者。順禮。踊。右引。

右一品々々之間に、町人五人づゝ絹裝束。麻上下にて供奉。押足輕五人。

一、此年於江戸、御徒松田嘉七郎を植野護王院へお出し、日光御祭禮之通太鼓・鉦之打様稽古仕候様に被仰付、道心者知玄と申者に習せて、御國へ被歸、中島町孫八郎・忠右衛門・八大夫三人之者へ傳へ、此以後東照宮御祭禮打せ申候。

「假横目」齋藤三之介。「御鐵砲」池田杢。「御弓」丹羽七郎左衛門。「御鎗」志水治右衛門。「引廻」須加小八郎。中村四兵衛。「番頭」池田左兵衛。鹽川段兵衛。香川五郎兵衛・竹村小右衛門。△辻勘介・武藤十右衛門「組頭」浦上十右衛門。「大横目」八木惣兵衛。△渡邊源四郎・笹岡平七郎・小川彌七郎。

一、元祿十三庚申年九月十七日。

此年四月御祭禮之筈に御座候處、眞證院様御逝去に付、九月へ御延被成候得共、又八月十九日信濃守様御死去被成、未御服中に付、當年御祭禮之義を、等覺院を以東叡山假者中へ御尋御座候處、御忌服中にて御祭は御執行可被成候、乍然御自身御出被

成候義、御役之御道具御無用之由申来候に付、其通に被仰付候。循今至、右之通に御座候。此年より、小母衣五人増、練物行列如前。

「假横目」庄野武左衞門。「御鐵砲」村瀨團右衞門。「御弓」日置十左衞門。「御鑓」富田彌左衞門。「引廻」荒尾七兵衞・尾關平九郎。「番頭」池田七郎兵衞・深谷甚右衞門・村上亦左衞門・岡田甚兵衞・板置久大夫・河合源右衞門・武藤平右衞門・廣内備左衞門・安井八左衞門。「組頭」今井勘左衞門。「大横目」森川藤七郎。

一、元祿十四辛巳年九月十七日。

此年は舞臺車を付、掛上にて小原町說羅ども狂言仕候由にて候へ共、御居祭故不出、其後は噂も無之候。此年大阪者三太郎と申十一・二の小坊主鑓斷などの藝を仕候由、翌年よりは是も出不申候。

「假横目」門田市郎兵衞。「御鐵砲」森本與惣兵衞。「御弓」森寺九左衞門。「御鑓」國府四郎兵衞。「引廻」梶川左次兵衞。

「引廻」梁田代右衞門。「番頭」伊庭平内・梶浦平四郎・梶田清右衞門・河口喜兵衞・加納小右衞門・森藤八郎・生駒彌左衞門・村井六右衞門・加藤平兵衞・幸井六郎右衞門。「大横目」藤岡勘右衞門。

一、元祿十五壬午年四月十七日。練物・行列如前。

「假横目」市浦治七郎。「御鐵砲」芳賀彌平治。「御弓」松尾助八郎。「御鑓」中牟田三次郎・淵本彌太之進・深谷甚右衞門。

「番頭」中村主馬・岡田勘兵衞・山脇茂兵衞・丹羽小平太・佐分利彌太衞門・吉井藤内・岡田甚太夫・野坂八介・村田作右衞門。「組頭」石田彌次右衞門。「大横目」宮部清四郎。

一、元祿十六癸未年九月十七日。練物・行列如前。

「假横目」岡田彌右衞門。「御鐵砲」小畸彥大夫。「御弓」荒尾猪兵衞。「御鑓」荒尾長兵衞。「引廻」瀧川彌右衞門・林武大夫。

「番頭」池田三郎右衞門・牧野又之進・鹽見半兵衞・河村平大夫・馬場八介・吉田新左衞門・菅田半左衞門・荻田久兵衞・田踏權之丞。「組頭」佐々長兵衞。「大横目」森川藤十郎。

一、寶永元甲申年四月十七日。練物・行列、如前。還御之道より大雨。

「假横目」門田重兵衛。「御鐵砲」作安左衛門。「御弓」渡邊助之丞。「御鑓」田中源之丞。「引廻」湯淺源左衛門。石黒藤兵衛。
「番頭」丹羽平大夫・古田甚之丞・佐々市右衛門・波多野夫右衛門・齋藤仁右衛門・安宅權兵衛・中山長大夫・高橋五郎兵衛・古田源介。「組頭」林武大夫。「大横目」南條八郎。

一、寶永二乙酉年九月十六日。（練物・行列前の如し。）

「大横目」森半左衛門。「御鐵砲」田中貞吉。「御弓」竹村小平太「御鑓」國府四兵衛。「引廻」瀧川彌左衛門・安田市左衛門。
「番頭」宮城大藏・南部半左衛門・橋本藤左衛門・梶田彥八郎・津川甚左衛門・後藤作之介。
三好夫兵衛・竹内次郎三郎・桑原半介。「組頭」大橋茂右衛門。（武田佐平太代り、丹羽太郎右衛門組頭。）「大横目」宮部清四郎。

一、寶永三丙戌年四月十七日。（練物・行列如前。）

「大横目」岩田十大夫。「御鐵砲」尾關彌五左衛門。「御弓」虫明又一郎。「御鑓」田中源兵衛。「引廻」奥山覺之丞。「同」稻川久之丞「番頭」丹羽七郎左衛門・竹腰次郎衛・高橋長太夫・小泉清左衛門・小嶋久右衛門・江見仁八郎・石川平次郎。（平次郎養母御養育勞、遷御之御供奉難勤付、伊東半左衛門相勤申候。）松尾助八郎。
内藤八兵衛。「組頭」光毛儀兵衛。「大横目」南條八郎。

一、寶永四丁亥年九月十七日。

此年より御僉儀にて、只今迄は練物・神輿之御先渡り所にて藝仕候内、神輿久敷御待、供奉之者共難儀仕候段被聞召、渡御之刻は、練物御先へ行、所々にての藝不仕、直に御旅所へ参込、於神輿前初て藝仕、直に伊勢宮御門にて相待、彼所より神輿之御跡に渡り可申候由被仰渡候。大手筋込合可申候間、歩行立の者は、伊勢宮前へ下り、一番丁通を御堀端へ出申様にと有之に付て、伊勢宮へ御門外の辻固め番を守田與五郎前へ退き申候。

「大横目」薄田兵右衛門。「御鐵砲」日置十右衛門。「御弓」池田杢。「御鑓」林武大夫。「引廻」佃右久右衛門・喜多嶋忠右衛門。「番頭」水野作右衛門・安藤權左衛門・杉山權兵衛・水野清次郎・古田十三郎・成瀬勘五郎・高野勘助・富田甚六郎（「久兵衛名代」）。香取六之丞。「組頭」上泉治部右衛門。「大横目」安藤孫九郎。

一、寶永五戊子年四月十七日。

此年より代神楽止み、代りに雪引二十人角前髪にて引、大阪踊仕候。武者・小母衣・順禮踊、三品共に五人づゝ罷り申候。相州川渡に付、御家中御物成被下候故と存候。

「大横目」南條八郎。「御鐵砲」山崎源五左衛門。「御弓」齋藤三郎介。「御鑓」湯淺亦右衛門。「引廻」村田彌兵衛・佐分利彌右衛門「番頭」服部圖書・岡助右衛門・杉山善左衛門・木全彌五郎・田上佐五右衛門・吉田甚左郎・矢部半兵衛・真藤源藏・村瀬久大夫。「組頭」松浦覺之丞「大横目」森半左衛門。

一、寶永六己丑年九月十七日。練物・行列如前。

「大横目」小川門大夫。「御鐵砲」森川助左衛門。「御弓」佐々長兵衛。「御鑓」荒尾長兵衛。「引廻」川口喜兵衛・大野十兵衛「番頭」土肥右近・松田長兵衛・小川門大夫。竹村彌二兵衛・山下文左衛門・馬場八郎。淵本久左郎。加納覺右衛・渡邊治兵衛。「組頭」深谷甚右衛門。「大横目」南條八郎。番頭上坂外記被仰付候處、俄に忌中に付、右近相勤申候。御鐵砲は、三十組は外記出申候。

一、寶永七庚寅年四月十七日。練物・行列如前。

「假横目」津川亦三郎。「御鐵砲」大橋茂右衛門。「御弓」松本庄大夫。「御鑓」瀧川彌右衛門。「引廻」瀬崎六兵衛。「同」安田市左衛門。「番頭」池田太助・鹽川段兵衛・河田杢右衛門・柏尾猪平・竹村小右衛門・鹽川吉大夫・伴半藏・吉田新兵衛・岡野元之丞。「組頭」香西五郎右衛門。「大横目」今井文左衛門。

一、正德元辛卯年九月十七日。

此年より順禮踊り止、代りに布袋車を唐人引、唐子踊小人孫次郎大黒町の者淨瑠璃・小歌・諷・翌年より不出。笠ほこ・大母衣・小母衣・武者・布袋車・雪引・石引。

歩行立之者共を、近年一番丁通り御堀端に罷出候得共、一番丁家々へはいり踊酒など被下、不作法に付、此年より直に大手通へ罷り、一番丁入口迄ならび居申由に付、守田與五郎膝の辻固め番を河原助四郎前へ寄候て、西へ出し不申候。

「假横目」寺澤藤左衛門。「御鐵砲」丸毛儀兵衛。「御弓」浦上十右衛門。「御鑓」田中源兵衛。「引廻」野村小十郎。「引廻」佐

分利彌右衛門。「番頭」神小左衛門。別所重兵衛。「番大夫名代」立野友之介・江見平兵衛・中村十右衛門・澤原掛兵衛・神左兵衛・野々村平右衛門。野尻源兵衛・山脇九之丞。「大横目」薄田兵左衛門。

一、正徳二壬辰年四月十七日。練物・行列如例。

「假横目」山脇九之丞。「御鐵砲」上嶋彦四郎。「御弓」今田茂大夫。「御鑓」湯淺亦右衛門・川口喜兵衛・岡田源八郎・上坂外記・庄野市右衛門・松田十兵衛・山下文左衛門・渡邊十郎右衛門・木戸彦次郎・下方定右衛門・岡七三郎。「孫六郎名代」森田丈介。「組頭」深谷甚右衛門。「大横目」富田彌左衛門。

一、正徳三癸巳年九月十七日。練物・行列如前。

「假横目」村山亦右衛門。「御鐵砲」小崎彦大夫。「御弓」茨木左大夫。「御鑓」田中源兵衛・村瀬久大夫・西浦惣右衛門・淵本久五右衛門。「番頭」若原監物・市川太兵衛・橋本藤九郎・「彦八郎名代」梶田利兵衛・後藤作之介。「夫兵衛名代」三好夫左衛門。飯田傳右衛門。「源兵衛名代」大野小兵衛。「組頭」武田左平次。「大横目」森半左衛門。

一、正徳四甲午年四月十七日。

此年練物乗懸馬一疋・つゞら・ふとん・段々敷・子供の馬子二人口を取、大人之馬子添ひ、道々馬子ぶしの小歌を諷申候。翌年は出不申候。御先代之御終にて不吉と存候、當年よりは大手の御門へ出御被成土橋に御休に御座候。辻固め所は、年々不同有之。

「假横目」森本惣兵衛。「御鐵砲」伴安左衛門。「御弓」宮部清四郎。「御鑓」梶田清右衛門。「引廻」佐分利玄左郎・小川門大夫。古田權大夫。「番頭」土肥右近・河合七左衛門・山中市左衛門・加藤平之丞・青木運八郎・和田與右衛門。神戸又三郎（薄田七兵衛俄に相煩、代りに又三郎義、渡御之御道より供奉相勤申。）安藤權左衛門（瀧川久三郎代り若原監物組頭。）「大横目」湯淺亦右衛門。

一、正徳五乙未年九月十七日。此年四月十七日、百回忌、御法事有之。練物・行列、如前。此年繼政公御家督初て御服中に被成御座候故無役、

「假横目」井上庄介。「御鐵砲」下方覺兵衛。「御弓」上泉治部右衛門。「御鑓」梶田清右衛門。「引廻」森寺九左衛門。「引廻」波多野兵左衛門。「番頭」澤一學・吉井新之丞・岡田源大夫。那須久太郎・宮脇一之進・大口茂大夫・渡邊多左衛門・寺

本治右衛門・佐々木小次郎。「與頭」瀧川久三郎（梶川彌次右衛門代り土肥右近與頭。）。荒尾七兵衛。

一、享保元丙申年四月十七日。練物・行列、如前。雨天に付、御居祭。前に有、番頭・物頭迄御宮に罷出、拜仕御幣頂戴仕候、此年より細頭大組迄、御宮へ罷出、右之通に御座候、未御初入無之、内々御座候。

「假横目」志水忠左衛門「御鐵砲」八木惣兵衛。「御弓」丹羽治左衛門「御鑓」津田源右衛門。「引廻」中村治右衛門・片岡次郎大夫。「番頭」瀧川[illegible]殿・堀内半平・大橋友之丞・神屋久次郎。「文内名代」武藤文之進・那須七右衛門・芹川與右衛門。森嶋文之丞・村田加平次。齋藤加右衛門。「大横目」大原源右衛門。

一、享保二丁酉年四月十七日。雨天に付、御居祭。按ずるに、繼政公未御初入無之に付、四月に有か。

「假横目」近藤七郎右衛門「御鐵砲」香西五郎右衛門。「御弓」森川助左衛門。「御鑓」山田彌太郎。「引廻」野村小十郎・佐分利彌右衛門。「番頭」中邨主馬。佐分利久四郎・別所忠兵衛・糟谷源左衛門・須賀庄八郎・伊藤夫右衛門・中村十左衛門・深原勘兵衛・古澤源之丞。「與頭」梶川彌次右衛門（岩井源四郎名代澤一學與頭。）。「假横目」泉八左衛門。

一、享保三戊戌年四月十七日。練物・行列如前。

「假横目」廣澤喜之介、「御鐵砲」荒尾七兵衛。「御弓」稲川佐七郎。「御鑓」瀧川仁右衛門。「引廻」牧野又兵衛・村井傳右衛門・番頭池田杢・梶浦藤之進・稲川六三郎・桑原彦右衛門・長屋忠兵衛・出石平介・中牟田三次郎・熊勢助四郎・田坂與七郎。「與頭」大高衛兵衛。「大横目」大原源右衛門。

一、享保四己亥年九月十七日。

繼政公御入國初ての御祭禮、朝之内曇、御見合、辰の下刻渡御に付、練物仕廻は内山下にて恭申候、一の宮にて乘候在方より罷出候競馬乘し百姓六人、御旅馬場にて御覽、一の宮之通、木綿茜の裝束、御馬は御廐より出る。則右之六人左に記す。

惣分赤六・下河知の會平・柿の木の彌作・拓原の善八・周道の又兵衛・佐伯の三大夫・用意人菅理の三右衛門。　右の六人へ、御米三俵づゝ被下。

繼政公は、元祿十丑の九月、一の宮御祭禮之後、於御後園御覽。

一、御祭禮行列、前々より少づゝ違有之候得共、近年大形極候に付、當亥の年行列寫す。左に記す。

「杖突」足輕、小頭十人。　「町横目」加々野源介。騎馬。　町人、五人。　かさぼこ。開手八人。太鼓打二人。　町人、五人。　大母衣、

母衣指一人、手代り六人。母衣台持四人、手代り二人。　くらかせ持、二人。　町人、五人。　小母衣、十五人。長刀持十五人、同手代り一人。小母衣替一人、庄几持十五人。　町人、

五人。　武者、十五人。庄几十五人、同手代一人。武者替一人、長刀持十五人。同手代り一人。　町人、五人。　下簡笛吹、三人。獅子裁判二人。唐子持道具裁判二人。

唐子獅子乘一人。唐子獅子乘一人。　唐子、十六人。地歌二人、衣裝きせ二人、同手代り一人。三味線使二人、同手代り二人、床几持三人、唐子持道具入の籠持一人。　引手下官五人。引手下官五人。布袋

車、二人代り共。　扣綱下官一人。扣綱下官一人。　車引、唐子持•道具持•籠持一人。　手傳之者、四人。　町人、五人。　雪引手、二十人。太鼓打二人。地歌二人。

手ほこの者、六人。内二人扣綱。　町人、五人。石引手二十人。石引手二十人。　きやり師、二人。　石。地歌六人、床几持一人。三味線使三人、同持手一人。　しや

ぎり。笛一人、小鼓二人、太鼓二人。太鼓二人、鐘二人、手代り二人。　手この者、十人。内四人扣綱。　押足輕、五人。　徒目付、河村藤次郎•下人一人。岩井善内•下人一人。　杖突足

輕、十人。小頭一人。　假横目、一人。騎馬。　御鐵砲、六十挺。小頭三人、相夫十人。御足輕、三十人。　御鐵砲頭、騎馬。　御弓、三十張。小頭三人、相夫四人御足輕三十人。

御弓頭、騎馬。　御鑓、三十筋。小頭三人、相夫三人。御長柄之者三十三人。　御鑓奉行、騎馬。　樂人。樂人。　笛 武田忠左衛門。笙 見垣權少輔。　笙 大森對馬。笛 見垣紋介。

杖突 足輕、十人。小頭一人。　杖突 足輕、十人。小頭一人。

神輿。御居台持十人。駕輿六十四人。

吉田市郎右衛門。野崎幸之助。堀口勘九郎。
大森十兵衛。丸山茂右衛門。神尾定右衛門。
大澤千次郎。坂本理右衛門。岡崎又吉。
谷田定介。西山彌藏。太田猪介。
馬場八次郎。前田藤藏。垣田助五郎。

芹裝束 山伏。手代り。　芹裝束 山伏。手代り。

笈裝束 山伏。笈裝束 山伏。　床几持 閼伽桶裝束 山伏。　螺吹裝束 山伏。螺吹裝束 山伏。　同同。同同。　同、組頭 同。同。　頭襟頭圓滿院。　若黨。若黨。　狹箱。狹箱。　長刀。

立傘。台笠。　手代り一人。　徒。同、同。口執。徒。同、同。口執。　騎馬 建德院。　若黨。若黨。　同。同。　馬柄酌持。　朱傘。沓持。　烏帽。烏帽。　白張。白張。　床几持。沓籠持。草履取。　下人。下人。

同。同。同。同。同。同。　狹箱。　押足輕、五人。　徒横目 山田猪之介。下人一人。徒横目 横山左五郎。下人一人。　鐵砲、十挺。小頭一人、相夫一人。同、足輕十人。　引廻、騎馬。

鐵砲、十挺。小頭一人、相夫一人。同、足輕十人。　引廻、騎馬。　番頭、騎馬二疋。　組持、八人。騎馬。　組頭、騎馬。　徒目付 竹井忠左衛門。同 野崎定右衛門。

下人一人。下人一人。　足輕、十人。小頭一人。　大横目、騎馬。　笛 今村和泉。笙 金谷七藏。　篳篥 佐々主馬。同 高原權三郎。　太鼓 高原宇兵衛。同 金谷見光。　鉦鼓 杉村若狹

神職岡越　岸本掃部。佐々木對馬。三宅兵部。岡左近。松林對馬。岡本宮内。兒島若狹。片岡右門。尾崎大膳。松岡掃部。近藤但馬。難波若狹。井上左京。長瀬筑後。横山掃部。門田重馬。

石村靭負。宮本右門。藤井兵庫。光岡周防。松本宮内。三宅右京。堀宮内。篠井粂。佐藤壹岐。難波筑後。石田掃部。藤井主馬。浦上周防。三宅宮内。藤井上總。井上宮内。中山右門。高原兵部。

都筑左門。馬場内藏允。今村權頭。高原主計。見坂近江守。御榊、八人。今井傳三郎。有賀權八郎。御鉾、八人。御鉾、八人。獅子、六人。

岸波吉右衛門。瀬崎拾右門。御馬、八人。太鼓、打手二人、持手四人。居台持二人。御弓一人。御弓一人。御鑓、六人。矢吹十内。尾澤靭介。御劍、一人。

御太刀　中島源八郎。下人一人、刀持一人白張。
御太刀　高島德三郎。下人一人、刀持一人白張。
御幣、神職。利光院、弟子一人。利光院、弟子一人。

惣人數高合　千三百六十九人。備中其外供奉之者共、足輕・小人類、練物役人、町方より出候者、小人迄。

御・行・列・惣・人・數・覺・

一、十八人。侍。
一、六人。步行目付。
一、二十一人。御步行。
一、貳人。中島源八郎。高島德三郎。
一、百四十人。御足輕。
一、三十三人。御長柄之者手代り。
一、二十七人。小頭・組夫共。
一、五十四人。神職・樂人・御幣持共。
一、三十九人。御練獅子・御馬・御鑓・御弓・御劍。
一、二十七人。御獅子・太鼓・鐘・御輿居台持共。
一、六十四人。駕輿丁。
一、二人。利光院弟子。
一、十六人。建德院之外山伏。
一、三百十八人。士十八人召連若黨下人迄。
一、四人。御太刀持下人。
一、四十五人。建德院若黨四人其外山伏下人。
一、六人。御徒目付下人。

右人數〆　八百六拾貳人。

町・方・練・物・行・列・之・內・

一、貳人。惣年寄。
一、三十五人。町人上下者。
一、二百七十七人。練物役人。

一、六十二人。肝煎之者町代其外用事に罷出候者共。　一、百三十一人。練物役人、其外罷出候町人共。

右人數〆五百七人。

一、御神馬一疋。　一、士中騎馬十九疋。　外に、建德院騎馬壹疋。

〆二十一疋。

「假横目」津田小源太。「御鐵砲」安東平左衛門。「御弓」丸毛儀兵衛。「御鑓」辛谷甚右衛門。「引廻し」龜島吉介。「同」川村平太兵衛。「番頭」池田吉左衛門・高木左近右衛門・玉野治太夫。「百右衛門名代」光山權三郎・河野彌平太・輕部圓次郎・岸孫三郎・八田久右衛門・「八郎兵衛名代」堤喜七郎。「組頭」立野番大夫。「大横目」今井文左衛門。

一、享保五庚子年四月十七日。亮德院樣御服中故無役。

「假横目」岡助右衛門。「御鐵砲」浦上十右衛門。「御弓」田中眞吉。「御鑓」中野九郎左衛門。「引廻し」舟戸新五左衛門。「同」小泉清右衛門。「番頭」山脇源大夫・田上佐五右衛門・村田源兵衛・伴五郎右衛門・岡田勘五郎・市浦善藏・木全兵左衛門・富田甚之丞・小森喜太郎。「組頭」森寺九衛門。「大横目」近藤作左衛門。

一、享保六辛丑年九月十七日。此年より町方願之品有之、大母衣・雪引不出、唐子之袴木綿さらさ染に成、朝鮮踊に替申候。

「大横目」近藤七郎右衛門。「御鐵砲」梶田清右衛門。「御弓」薄田兵衛門「御鑓」齋藤加右衛門・仙石久右衛門・鹽川段兵衛・池田七郎兵衛・竹腰又八郎・中村忠左衛門・高橋長太夫・丸山久之丞・水野治兵衛・小崎久左衛門・「平吉名代」石川平三郎・江見仁兵衛。「組頭」岩井源十郎。中村源左衛門代り中村主馬組頭。「大横目」大原源左衛門。

一、享保七壬寅年四月十七日。練物・行列如前。

「假横目」笹間次郎七郎。「御鐵砲」茨木左大夫。「御弓」山田彌太郎。「御鑓」加藤小十郎。「引廻し」大橋友之丞。「同」渡邊助左衛門。「番頭」池田三郎左衛門。「五郎左衛門名代」香西左源太。「甚左衛門名代」波多野夫兵衛・牧野丈四郎・渡邊與一兵衛・垣見幸之介。村瀨權兵衛・庄野市兵衛・太田武左衛門。「組頭」安部忠左衛門。「大横目」湯淺又右衛門。

一、享保八癸卯年九月十七日。

練物如前、還御之刻伊勢宮土手筋所々にて練物藝仕候故、神輿御差支被成候に付、當年より土手筋伊勢口御門迄之内にて藝不仕筈之由。

「假横目」瀨川彌右衛門。「御鐵砲」伴安左衛門。「御弓」服部與三右衛門・安藤與一左衛門。「引廻」舟戸新五左衛門。「同」小泉淸右衛門。「番頭」池田權內・山脇九之丞・田上佐五右衛門・市浦善藏・今西利兵衛・林七兵衛・水野甚五兵衛。「組頭」[illegible]寺九左衛門。「大横目」近藤七郎右衛門。

一、享保九甲辰年四月十七日。

練物行列如前、雨天に付午の刻迄御居祭。天和三御居祭御觀式にて御社參御座候、兼々は巳の上刻切に候得共、當年は榮光院樣久敷振にて御歸國故、午の上刻迄御見合之由。

「假横目」中村善右衛門。「御鐵砲」丹羽治大夫。「御弓」上泉治部右衛門。「御鎗」深谷甚左衛門。「引廻し」林安兵衛。「同」久保田門右衛門。「組頭」稻葉四郎左衛門・水野淸之介・村井七之介。「十三郎名代」古田千之介・成瀨勘五郎・柴山惣兵衛・保野市九郎・横山市右衛門・高野勘介。「組頭」荒尾紋左衛門。「大横目」今井文左衛門。

一、享保十己巳年九月十七日。

練物行列如前、當年は前日御社祭被遊、直に町通り御旅へ御出、御掃除御見分被遊、御舟にて御後園へ御入被成候に付、翌朝神輿例より早く御下り、還御の刻、内下馬之內にては練物藝不仕、御橋前にて初て藝仕る故、仕廻も早し。

「假横目」石丸平八郎。「御鐵砲」森川助左衛門。「御弓」下方覺兵衛。「御鎗」加藤小十郎。「引廻」川村平太兵衛。「同」鹽川吉大夫。「番頭」伊木賴母・高木左近右衛門。「吉兵衛名代」舟橋源之介・河野彌平太・國府兵左衛門。「岡次郎名代」輕部權之介・竹村小七郎・安藥孫四郎・岸孫三郎。「組頭」玉野治大夫。「大横目」舟戸久左衛門。

一、享保十一丙午年四月十七日。雨天に付御居祭。

「假横目」河瀨右平太。「御鐵砲」荒尾長兵衛。「御弓」稻川佐七郎。「御鎗」鈴木三郎兵衛。「引廻」竹村喜左衛門。「同」芳賀治郎兵衛・丹羽藏人・森川藤七郎・青地惣四郎・宮部源太夫。「甚五左衛門名代」吉田甚大夫。「十大夫名代」春田儀左衛門・光枝甚左

衛門・小川彌七郎。「三平名代」井上仁左衛門。「組頭」梶浦杢之丞。「大横目」志水忠右衛門。

一、享保十二丁未年九月十七日。

「假横目」今田茂大夫。「御鐵砲」安藤平右衛門。「御弓」岩井源四郎。「御鑓」竹脇伴内。「引廻」糟谷源左衛門。「同」古田番右衛門。「引廻」津川加左衛門。「番頭」若原監物・西浦清之丞・淵本甚五右衛門・大原源之丞・橋本藤九郎・梶田彥八郎・野間勝八郎・佃喜兵衛。「組頭」古田權大夫。「大横目」入江八郎大夫。

一、享保十三戊申年四月十七日。

「假横目」岡田五兵衛。「御鐵砲」池田勘兵衛。「御弓」荒尾内藏助。「御鑓」大村武左衛門。「引廻」淺野瀬兵衛。「同」高脇一之進。「番頭」服部圖書・馬場八介・岡田清大夫・生駒治右衛門・那須半兵衛・能勢助五郎・中島新左衛門・渡邊幸之介・村田善大夫。「組頭」梶川彌右衛門。「大横目」石黒後藤兵衛。

一、享保十四己酉年九月十七日。

「假横目」中村仁大夫。「御鐵砲」西村小四兵衛。「御弓」深谷甚右衛門。「御鑓」丹羽平次右衛門。「引廻」武藤平右衛門。「同」垣見七郎左衛門。「番頭」池田杢。「源介名代」今中十兵衛。「與一兵衛名代」服部小忠太。長谷川又八郎。牧野平四郎。服部治兵衛。行田六郎右衛門。垣見幸之助。庄野三郎兵衛。「組頭」安部忠左衛門。「大横目」舟戸久左衛門。

一、享保十五庚戌年四月十七日。此年水戸宰相様御卒去被遊、同月十五日岡山へ御飛脚到來、依て御居祭。

「假横目」河瀬右平太。「御鐵砲」田中眞吉。「御弓」堀彌次兵衛。「御鑓」竹村喜左衛門。「引廻」須賀小八郎。「同」長屋新左衛門。「同」佐々長兵衛。「番頭」土肥典膳・薄田右源太・鄉司茂左衛門・井上藤介・青木運八郎・鶴見七右衛門・和田與右衛門・狄田源助。「組頭」松田七兵衛。「大横目」舟戸久左衛門。

一、享保十六辛亥年九月十七日。

「假目付」岩田嘉内。「御鐵砲」大村武左衛門。「御弓」日置孫左衛門。「御鑓」河合清大夫。「引廻」辻勘介。「同」河合七左衛門。「番頭」草加五郎右衛門・森川助左衛門・江見平兵衛・富田勘内。「權大夫名代」中川權之進・山川十郎兵衛・松村ゝ・塚本平

之丞・鈴木定右衛門。「組頭」桑原彦右衛門。「大目付」山脇九之丞。

一、享保十七壬子年四月十七日。
「假目付」小原清右衛門。「御鐵砲」水野治大夫。「御弓」川村平太兵衛。「御鑓」竹村喜左衛門。「引廻」飯田傳右衛門。「同」一行田藤兵衛。「番頭」宮城舍人・安藤善大夫・加藤小十郎・田口與助・宇津木半九郎・蟹江幸右衛門・熊谷嘉左衛門・中山長大夫・高崎佐左衛門。「組頭」戸川太兵衛。「大横目」八田庄兵衛。

一、享保十八癸丑年九月十七日。
「假目付」水野助大夫。「御鐵砲」小川彌七郎。「御弓」吉田權大夫。「御鑓」十馬四郎右衛門。「引廻」梶浦丈右衛門。「同」郷司茂左衛門。「番頭」津田丹下・片山勘介・山内與八郎・蟹江万之丞・原彦八郎・玉井加左衛門・村上小四郎・岡多兵衛・吉見段治。「組頭」尾關源次郎。「大目付」石黒後藤兵衛。

一、享保十九甲寅年四月十七日。
「假目付」市浦善藏。「御鐵砲」市川太兵衛。「御弓」高桑九郎右衛門。「御鑓」竹脇作内。「引廻」宇津木半大夫。「同」岡田清大夫。「番頭」岸一學・糟谷源左衛門・鈴木覺之丞・野間勝八郎・淵本甚左衛門。「茂兵衛名代」三木勘五郎・西村久五兵衛・「八郎兵衛名代」野々村八大夫・佐治與八郎。「組頭」長屋新左衛門。「大目付」磯部九郎右衛門。

一、享保二十乙卯年九月十七日。雨天に付御居祭。
「假目付」小森九郎左衛門。「御鐵砲」丹羽次郎左衛門。「御弓」稲川佐七郎。「御鑓」舟戸新五左衛門。「引廻」高橋長大夫。「同」荒尾長兵衛。「番頭」上坂多仲・八木惣兵衛。「作右衛門名代」生駒丈之介・中野九郎右衛門・高木甚右衛門・岩田十介・稲川市左衛門・太田權兵衛・柴田次郎右衛門。「組頭」村瀬平右衛門。「大目付」磯邊九郎右衛門。

一、元文元丙辰年四月十七日。
「假横目」河原藤兵衛。「御鐵砲」山脇九之丞。「御弓」安藤平右衛門。「御鑓」佐分利甚五郎。「引廻」熊澤七郎。「同」波多野夫左衛門。「番頭」伊庭求馬・小島儀左衛門・湯淺新兵衛・舟橋彌惣右衛門・河野彌平太・龜島猪兵衛・岸孫三郎・小林

平次郎。「佐介名代」河原幸次郎。「組頭」湯野瀬兵衛。「大目付」生駒彌五右衛門。

一、元文二丁巳年九月十七日。

「假目付」神屋久次郎。「御鐵砲」荒尾内藏助。「御弓」石黒後藤兵衛。「御鑓」瓶戸新五左衛門。「引廻」吉崎甚兵衛・佐久間久次郎。「番頭」池田造酒。「治左衛門名代」中村喜内。「善大夫名代」河合權七郎。「久右衛門名代」伊木清左衛門・安田與七郎。「宗助名代」小原彌左衛門。正田孫左衛門・大橋茂左衛門・江見兵藏。「組頭」水野清兵衛。「大目付」八田庄兵衛。

一、元文三戊午年四月十七日。

「假目付」市浦善藏。「御鐵砲」松本庄左衛門。「御弓」瓶戸新五左衛門。「御鑓」村瀬平右衛門。「引廻」林七兵衛。「同」薄田彌左衛門。「番頭」伊木頼母・茨木權太郎・箕井平右衛門・近藤七介。「三平名代」井上藤八郎・吉田新次郎。「久兵衛名代」寺崎源七郎。「六右衛門名代」岸本新介・石黒善左衛門。「組頭」高木左近右衛門。「大目付」立野番大夫。

一、元文四壬未年九月十七日。此年、町方より庭訓賣物品々出る。則左に記置。

一、浦之間丸　帳・そろばん持共三人。　西大寺町。
一、大津練貫　おい。　下之町。
一、猪熊紺　竹にて荷。　東見町。
一、大宮紺キタ　おい。　久山町。
一、寶町伯樂　包をかたけ。　平野町。
一、嵯峨土器　籠に入荷。　下内田町。
一、高野剃刀　ひぢり。　梯屋町。
一、小野炭　荷ふ。　高橋町。
一、城殿扇　おい。　大黒町。
一、大舍人綾　おい。　橋本町。
一、六條染物　五色たんさくおい。　山崎町。
一、宇治布　賣手女二人。　榮町。
一、烏丸烏帽子　台に入、指合以上三人。　上内田町。
一、豐嶋莚　になふ。　廣瀬町。
一、奈良刀　持手共二人。　古京町。
一、大原薪　女かへり。　二日市町。
一、小柴黛　包さけ。　瀧本町。
一、仁和寺眉作　坊主。　難波町。

一、姉小路針　女かんばんおい。　常盤町。
一、醍醐烏頭布　あかごにて荷ふ。　濱田町。
一、西山心太　桶入荷ふ。　中出石町。
一、丹後精好　おい。　石關町。
一、尾張八丈　負。　東中嶋町。
一、常陸紬　おい。　瓦町。
一、上總靴　荷ふ。　櫻町。
一、佐渡脊　籠入荷ふ。　野殿町。
一、伊豫簾　荷ふ。　妹尾町。
一、同檀帋　おい。　下片上町。
一、備前刀　持手共二人。　兒嶋町。
一、甲斐駒　口取共三人。　紙屋町。
一、奥州金　車にて四人引以上五人。　上之町。
一、越後鹽引　つとかたけ。　大工町。
一、周防鯖　桶に入荷ふ。　山科町。
一、淀鯉　網に入、二人指合。　大雲寺町。
一、安藝檜　荷ふ。　桶屋町。
一、河内鍋　荷ふ。　萬町。
一、和泉酢　壺に入荷ふ。　富田町。

一、鞍馬木芽漬　つなと荷ふ。　高崎町。
一、東山蕪　荷ふ。　上出石町。
一、加賀絹　おい。　下出石町。
一、美濃上品　おい。　片瀬町。
一、信濃布　おい。　油町。
一、上野綿　荷ふ。　森下町。
一、武藏鐙　二人指合、以上三人。　西中嶋町。
一、伊勢切　付荷ふ。　磨屋町。
一、讃岐圓座　荷ふ。　小の田町。
一、播磨椙原　荷ふ。　上片上町。
一、出雲鍬　荷ふ。　末山町。
一、長門牛　二人引。　中之町。
一、備中鐵　そくひかたけ。　下市町。
一、隱岐鮑　海士荷ふ。　野田屋町。
一、近江鮒　笹に通しかたけ。　尾上町。
一、土佐材木　二人指合、以上三人。　船着町。
一、能登釜　二人釜。　丸龜町。
一、備後酒　せら〳〵、二人指合。　小橋町。
一、若狹椎　草籠に入荷ふ。　小畑町。

一、宰相栗　枝共かたけ。　紺屋町。

一、宇賀昆布　かいにてかたけ。　小原町。

一、松浦鰯　になふ。　藤野町。

一、夷鮭　荷ふ。　仁王町。

一、奥染　荷ふ。　岩田町。

一、筑紫米　船につみ引。　川崎町。

〆六十二色。一町より一品づゝ、所々之風俗凡人數五百人餘。此年町方見物之群集夥敷。

「假目付」原田權左衛門。「御鐵炮」森川助左衛門。「御弓」丸毛次右衛門。「御鑓」齋藤清次右衛門。「引廻」山內與八郎。「同」片山勘介。「番頭」水野主計・庄野三郎大夫・安田彥七郎。森川吟右衛門。八田與介・小川彌七郎。市原加右衛門・谷川治郎右衛門・德山兵藏。「組頭」水野治兵衛。「大目付」村上藤左衛門。

一、元文五庚申年四月十七日。練物・行列如前。

「假目付」蟹江幸右衛門。「御鐵砲」宮部源大夫。「御弓」河田杢右衛門。「御鑓」佐分利甚五郎。「引廻」菅田伊大夫。「同」馬場宇右衛門。「番頭」丹羽藏人・加世方右衛門・梶川彌次右衛門・松山平兵衛。柏尾六之丞。牧野彌次右衛門・玉井加左衛門。「安左衛門名代」田中半之介。「左介名代」河原幸次郎。「組頭」桑原彥右衛門。「大目付」生駒彌五右衛門。

一、寬保元辛酉年九月十七日。練物・行列如前。

「假目付」竹脇作內。「御鐵砲」瀧川仁右衛門。「御弓」村瀨平右衛門。「御鑓」安藤善大夫。「引廻」熊澤七郎。西村吉兵衛。「番頭」宮城合人。「喜右衛門名代」生駒權內・土方衛兵衛・國府四郎兵衛。「彌平太名代」河野猶一郎・龜島猪兵衛・岸三郎右衛門・淵本甚五右衛門・前田平之丞。「組頭」八木惣兵衛。「大目付」武藤平右衛門。

一、寬保二壬戌年四月十七日。練物・行列如前。

「假目付」澤原孫太郎。「御鐵砲」伴安左衛門。「御弓」小堀彥右衛門。「御鑓」荒尾長兵衛。「引廻」生駒惣右衛門。「同」田口與介。「番頭」中村主馬・寺澤藤左衛門。岩井善之丞・志水忠之丞・熊谷加左衛門。「彥右衛門名代」石川孫太郎・村井傳吉・齋藤源兵衛・野崎藤五郎。「組頭」森本與惣兵衛。「大目付」八木庄兵衛。

一、寛保三癸亥年九月十七日。此年より延訓賣物相止ム。
「假目付」武藤平右衛門。「御鐵砲」市川太兵衛。「御弓」稲川佐七郎。「御鑓」入江幸右衛門。「引廻」尾關彌左衛門。「同」荻田源内。「番頭」池田李。「源八郎名代」尾關平九郎・香西五大夫・伊藤佐右衛門・片山平兵衛。川口忠左衛門・河合源大夫・野田源左兵衛。生駒茂大夫。「組頭」安田彦七郎。「大目付」村上藤左衛門。（大目付遣御之節は、前後代り合。）
一、延享元甲子年四月十七日。
「假目付」神屋久次郎。「御鐵砲」山脇九之丞。「御弓」安藤平左衛門。「御鑓」齋藤清次右衛門。「引廻」笹岡忠八郎。「同」寺澤藤左衛門。「番頭」瀧川靜殿。河口多左衛門・小崎彦大夫・飯田源五郎。「七左衛門名代」那須惣七郎。「久内名代」羽原万介・三木勘左郎。渡邊兵左郎。山本儀右衛門「組頭」雀部次郎兵衛。「大目付」村上藤左衛門。（大目付遣御之節は、前後代り合。）
一、延享二乙丑年九月十七日。正保三丙戌九月十七日御祭禮初て於御旅所御執行有之、夫より當丑年迄百年に成。
「假目付」野田左衛門。「御鐵砲」杉浦文右衛門。「御弓」齋藤清次右衛門。「御鑓」垣見七郎左衛門。「引廻」吉崎甚兵衛。「同」生駒惣右衛門。「番頭」丹羽登。大村武左衛門・今枝藤八郎。岩田七兵衛・高木儀右衛門。「善兵衛名代」福島四郎左衛門・柴田次郎右衛門・廣田甚左衛門。稲川彌兵衛。「組頭」桑原彦右衛門。「大目付」薄田兵右衛門。
一、延享三丙寅年四月十七日。雨天に付御居祭。
「假目付」那須半兵衛「御鐵砲」八田庄兵衛。「御弓」大野小兵衛。「御鑓」水野治兵衛。「引廻」杉浦太兵衛・山川十郎右衛門「番頭」池田要人。安藤與一左衛門・舟戸新五左衛門・加藤甚右衛門・津川又三郎・佐分利彌右衛門・吉田權左衛門。瀧川太郎右衛門。河村傳内「組頭」藤岡勘右衛門。「大目付」吉田甚五左衛門。
一、延享四丁卯年九月十七日。
「假目付」丹羽惣兵衛。「御鐵砲」垣見七郎左衛門。「御弓」藤岡勘右衛門。「御鑓」安藤多左衛門。「引廻」小川彌七郎。「同」小崎彦大夫。「番頭」稲葉矢柄。「小源太名代」津田登之介・野村平六。村瀬久大夫・久保田左源次・石田鶴右衛門。「市右衛門名代」雀部養之介・南治左衛門。古澤清之介。「組頭」森川吟右衛門。「大目付」武藤平右衛門。

一、寛延元戊辰年四月十七日。此年渡御之節より御道雨天、還御之節降り强し。
「假目付」石橋平兵衛「御鐵砲」岱本庄大夫。「御弓」梶浦文右衛門。「御鑓」桑原彦右衛門。「引廻し」惠藤兵右衛門「同」牧野宇右衛門。「番頭」服部圖書・近藤七郎右衛門・岡田傳治。「藤四郎名代」青地盤吉・柴山久治。「藤内名代」吉井半彌。「助五郎名代」熊勢大次郎・小嶋鐵次郎・村田善大夫・生形半右衛門。「大目付」茨木左大夫。

一、寛延二己巳年九月十七日。（此年朝之内より雨天に候得共、渡御有之、還御の節迄降り續く、晝頃より降り强し。）
「假目付」山田市郎左衛門。「御鐵砲」丸毛治右衛門。「御弓」伴安左衛門。「御鑓」水野治兵衛。「引廻し」笹岡忠八郎。「同」林傳内。「番頭」瀧川兵庫・河口多左衛門。「半大夫名代」堀内六郎兵衛。「七右衛門名代」那須惣七郎・馬場十郎右衛門。「久内名代」羽原万介・山本儀右衛門・杉浦忠兵衛・淺野多吉。「組頭」雀部次郎兵衛。「大目付」土屋久次郎。

一、寛延三庚午年四月十七日。
「假目付」小川彌七郎。「御鐵砲」武田左平太。「御弓」雀部次郎兵衛。「御鑓」安藤多左衛門。「引廻し」大橋鄉左衛門。「同」竹村半十郎。「番頭」梢川左内・安藤善大夫・村瀬久大夫・久保田左源治・石田靏右衛門。「十左衛門名代」中村權右衛門。「市郎右衛門名代」雀部幾之介・南治左衛門・古澤清之介。「組頭」湯淺新兵衛。「大目付」武藤平右衛門。

一、寶暦元辛未年九月十七日。
「假目付」榎並十大夫。「御鐵砲」梶田清右衛門。「御弓」佐々直兵衛。「御鑓」生形半右衛門。「引廻し」國府四兵衛・安藤與一左衛門。「番頭」池田賴母・廣澤喜之介。「與兵衛名代」瀧波與惣左衛門・岡田源大夫・岡田四郎左衛門・波多野源兵衛・中村傳十郎。平野十藏。「九右衛門名代」井上平八郎。「組頭」安倍傳左衛門。「大目付」森寺九左衛門。

一、寶暦二壬申年四月十七日。
「假目付」河合兵大夫。「御鐵砲」安藤半左衛門。「御弓」桑原彦左衛門。「御鑓」石丸平兵衛。「引廻し」瀧川源大夫。林七兵衛「番頭」池田齊宮。「文左衛門名代」丸山文治・佐分利彌左衛門・竹村小平太・田中市左衛門。「加左衛門名代」津川甚左衛門・糟谷源左衛門・梶田半介・小崎宗右衛門。「組頭」山内與八郎。「大目付」小畠儀左衛門。

一、寶曆三癸酉年九月十七日。此年宗政公御代替初ての御祭禮故、御祝儀之氣味に候や、町方練物出る。則左之通。

一、寶船。七福神引。　一、浦島太郎。其外練物毎之通。

「假目付」安藤忠七郎。「御鐵砲」宿部次郎兵衛。「御弓」安田彥七郎。「御鑓」齋藤加右衛門。「引廻」富田彌左衛門。「同」田口與介。「御番頭」伊庭求馬・神小兵衛・高木左平太・「金五郎名代」水野鍋吉・丹羽久左衛門・春田十兵衛・笠井太郎兵衛・吉田新次郎・小嶋忠左衛門。「組頭」河口多左衛門。「大目付」生形半左衛門。

一、寶曆四甲戌年四月十七日。練物・行列如前。

「假目付」辻太郎大夫。「御鐵砲」丸毛次左衛門。「御弓」森川吟右衛門。「御鑓」杉山五左衛門。「引廻」竹田藤兵衛。「同」岡田淸大夫。「番頭」稻葉矢柄・荒尾猪兵衛・志水治右衛門・堀彌次兵衛・熊谷加左衛門。「吉左衛門名代」石川淸介・村井傳吉・野﨑藤五郎・湯淺辰左衛門。「組頭」小﨑彥大夫。「大目付」武藤半右衛門。

一、寶曆五乙亥年九月十七日。練物・行列如前。

「假目付」岡田右大夫。「御鐵砲」丹羽治大夫。「御弓」長谷九兵衛。「御鑓」笹谷小右衛門。「引廻」笹岡忠次郎。「同」丹羽八右衛門。「番頭」津田丹下・澤銀三郎・林武大夫・飯田源五郎。「七左衛門名代」那須惣七郎・馬場次郎四郎・渡邊源右衛門・山本儀右衛門「久右衛門名代」森嶋小文治。「組頭」吉﨑甚兵衛「大目付」矢木左大夫。

一、寶曆六丙子年四月十七日。練物・行列如前。

「假目付」秋田五左衛門。「御鐵砲」齋藤伊右衛門。「御弓」森本與惣兵衛。「御鑓」辻六郎大夫。「引廻」松田七兵衛・川口忠左衛門「番頭」池田志津摩・林德之丞。「長大夫名代」高橋長三郎。立野龍左衛門香・西五郎右衛門・荒尾長兵衛・伊丹半三郎・青木四郎左衛門・河合源大夫。「組頭」牧野宇右衛門。「伊庭求馬組頭」「大目付」武藤半右衛門。

一、寶曆七丁丑年九月十七日。此年、練物・寶船・浦島太郎相止、左之通初て出申候。

大母衣　母衣指一人。手代り八人。其外床机持・臺持。　春　春駒。樽酒甕尻。　夏　扇子賣・團子賣　西瓜賣。　秋　菊花車。　冬　雪段尻。

右之外練物毎之通。

「假目付」喜多嶋忠右衛門。「御鐵砲」松本庄大夫。「御弓」茨木左大夫。「御鑓」安藤與一右衛門。「引廻」國府四郎左衛門。「同」若田七郎兵衛。「番頭」上坂多仲・大野紋左衛門・橋本七藏・瀧波與兵衛・岡田九左衛門・岡田四郎左衛門。「久大夫名代」榎並半左衛門・波多野助七郎・平野十藏。「組頭」川村茂大夫（池田志津摩組頭）。「假目付」笹谷小右衛門。

一、寶暦八戊寅年四月十七日。練物如前。

「假目付」草谷八郎兵衛。「御鐵砲」梶田清右衛門。「御弓」吉崎甚兵衛。「御鑓」杉山五左衛門。「引廻」竹村半十郎。「同」册戸新五左衛門。「番頭」瀧川帶刀。「[illegible]右衛門名代」大橋八十郎・中村九兵衛・久保田左源次・石田鶴右衛門・古澤清之介・雀部市郎右衛門。「重左衛門名代」山川市兵衛・高田甚左衛門。「組頭」湯淺新兵衛。「大目付」森本與惣兵衛。

一、寶暦九己卯年九月十七日。（此年江戸より等覺院へ參候て、御旅所へ被出、御神事拜見也。練物四季の内、夏季之分替り、田植のけしき相成候、其外諸事毎之通也。）

「大目付」内田忠大夫。「御鐵砲」小畠儀左衛門。「御弓」大村武左衛門。「御鑓」市浦清七郎。「引廻」吉田權左衛門。「同」佐分利彌右衛門。「番頭」中村主馬・井上清大夫・宮部清四郎・水野助左衛門・片山勘左衛門・鹽川太郎左衛門・木全兵藏・櫻井門四郎・和田猪左衛門。「組頭」鹽川源大夫（「上坂多仲組頭」）。「大目付」小川彌十郎。（大目付還御之節前後代り合）

一、寶暦十庚辰年四月十七日。練物如前。

「大目付」森本與惣兵衛、「御鐵砲」薄田兵右衛門。「御弓」稻川藤次郎。「御鑓」笹谷小右衛門。「引廻」齋藤三郎介。「同」柴田次郎右衛門。「番頭」池田要人・佐分利半三郎・「平兵衛名代」松山定之進・岡田儀兵衛・松本佐左衛門・薄田久左衛門・佐藤彌三郎・杉浦作衛門・入江次郎大夫。「組頭」笹岡次郎左衛門。「大目付」森寺九左衛門。（大目付還御之節前後代り合）

此年大阪より鴻池喜右衛門・同善右衛門參合候に付、御旅所へ罷出候也。

一、寶暦十一辛巳年九月十七日。

「大目付」小川彌七郎。「御鐵砲」雀部次郎兵衛。「御弓」田中眞吉。「御鑓」廣澤喜之介。「引廻」林七兵衛。「同」川口忠左衛門。「番頭」池田外記。「文左衛門名代」丸山文治・大久保勘之介・石丸彌之治・加藤甚右衛門。「茂太夫名代」田中市之丞・生駒彌一左衛門・糟谷源左衛門・江見兵藏。「組頭」水野治兵衛。「大目付」武藤平右衛門。（兼て尾關彌五左衛門へ仰付置候處、不快に付、代り中村主馬組頭十六日朝被仰付）

一、寳暦十二年壬午四月十七日。
「假目付」西浦惣左衛門「御鐵砲」安田彦七郎。「御弓」門田右大夫。「御鑓」杉山左左衛門「引廻」野村藤右衛門。「同」生駒喜左衛門。「番頭」水野主計・芳賀次郎兵衛・瀧川錬十郎・河瀬源左衛門・「九郎左衛門名代」小森彦之進・岡田藤七郎・今西久之介・「加右衛門名代」市原金三郎・西村久左兵衛。「組頭」松田七兵衛・「大目付」森寺九左衛門。

一、寳暦十三癸未年九月十七日。
「假目付」稲尾六郎左衛門「御鐵砲」丹羽治大夫。「御弓」齋藤加右衛門。「御鑓」田田市右衛門。「引廻」森九兵衛。「同」竹村小太夫。「番頭」伊木内膳。「半三郎名代」伊丹武之進。「長三郎名代」高橋新五郎・林德之丞。「小兵衛名代」蟹江小三郎。齋木四郎左衛門。水主彌左衛門・「朴藏名代」村主爲右衛門・最上利左衛門。「組頭」梶浦助介・「假目付」津田小源太。

一、明和元甲申年九月十七日。此年宗政公御逝去にて御服中に付、無役。接、四月の筈なれ共、御逝去に付、九月御執行。
「假目付」竹村半十郎「御鐵砲」杉山五左衛門。「御弓」山田權左衛門。「御鑓」府戸久左衛門。「引廻」齋藤三郎介。「同」宗田次郎右衛門「番頭」池田造酒・丹羽八右衛門・「平兵衛名代」松山定之進。成瀬傳兵衛・山瀬權之介・松本佐左衛門・坂井八郎右衛門。佐藤彌三郎・江見清五郎。「組頭」小崎半兵衛・「大目付」岩田七郎兵衛。

一、明和二乙酉年九月十七日。此年四月、百五十回御忌。
「假目付」小泉清右衛門。「御鐵砲」笹岡次郎左衛門。「御弓」日置十左衛門。「御鑓」市浦清七郎。「引廻」芳賀次郎兵衛。「同」林德之丞「番頭」池田藤馬。「半大夫名代」宇津木藤左衛門・「庄内名代」今田文五郎。今枝孫兵衛・原彦八郎・長屋忠兵衛・太田權兵衛・鈴木岡兵衛・福島四郎左衛門。「組頭」森九兵衛。「大目付」津田彌次右衛門。

一、明和三年丙戌四月十七日。
「假目付」宗山半右衛門。「御鐵砲」松田七兵衛。「御弓」梶浦太郎兵衛。「御鑓」廣澤喜之介。「引廻」辻六郎大夫。「同」福嶋四郎右衛門。「番頭」池田要人・大野十左衛門・浦上十右衛門。「定右衛門名代」梶川甚大夫・瀧七左衛門・八田彌惣右衛門・「十兵衛名代」春田十大夫・「太郎左衛門名代」瀧川吉大夫・生駒彌一左衛門。「組頭」瀧川源太夫。「大目付」岩田七郎兵衛。

一、明和四丁亥年九月十七日。

「假目付」河田杢右衛門。「御鐵砲」安藤平左衛門。「御弓」梶浦勘介、「御鑓」伊東佐五右衛門。「引廻」佐分利久次郎。「同」村瀨久大夫・「引廻」鈴木一右衛門。「番頭」土肥直。「治兵衛名代」服部門三郎・村瀨平右衛門・武田左傳治・龜嶋權八郎・武藤勘右衛門・山中市左衛門・鶴見七右衛門。「組頭」大口平左衛門。「大目付」下濃宇兵衛。

一、明和五戊子年四月十七日。雨天、御居祭。

「假目付」木浦淸一郞。「御鐵砲」山田市右衛門。「御弓」市川太兵衛。「御鑓」小泉淸右衛門。「引廻」糟谷源左衛門。「同」岩田庄兵衛。「番頭」池田㳅・笹岡彥右衛門・小原甚之介・蟹江幸右衛門・山下文左衛門・富田彌左衛門・神屋久次郞・伴喜兵衛・「太兵衛名代」笠井平右衛門。「組頭」深谷甚右衛門（鈴木新兵衛、江戶留守に付、助。）。「大目付」秋田十左衛門。

一、明和六己丑年九月十七日。雨天、御居祭。

「假目付」野村藤右衛門。「御鐵砲」梶田淸右衛門・「御弓」岩田七郞兵衛・「御鑓」川口忠左衛門・「引廻」丹羽久左衛門・「同」石川鶴右衛門・「番頭」池田貢・瀧波與兵衛。「加左衛門名代」玉井文次郞・岩井源四郞・生駒治右衛門・香川亦左衛門・垣見喜左衛門・久留嶋市右衛門・田中安左衛門。「組頭」雀部次郞兵衛（庄野武左衛門、江戶留守にて助。）。「大目付」小崎半兵衛。

一、明和七庚寅年四月十七日。

「假目付」柴山半右衛門。「御鐵砲」齋藤加右衛門。「御弓」大村武左衛門。「御鑓」尾關彌五右衛門。「引廻」加藤甚右衛門。「同」柴田次郞右衛門。「番頭」服部穎母。「八右衛門名代」丹羽平次右衛門。鈴木半右衛門・「平兵衛名代」松山猪兵衛・岡田儀兵衛・成瀨傳兵衛。松木佐左衛門・薄田久左衛門。坂井八郞右衛門。「組頭」荒尾長兵衛。「大目付」秋田十左衛門。

一、明和八辛卯年九月十七日。御居祭。

「假目付」土谷川務右衛門。「御鐵砲」杉山五左衛門。「御弓」安藤平左衛門。「御鑓」小泉淸右衛門。「引廻」岩田庄兵衛。「同」武藤平右衛門。「番頭」池田㳅。水野金五郞。水原彌一郞・蟹江幸右衛門・山下文左衛門・田口五左衛門・伴喜兵衛笠井太郞兵衛。吉田新兵衛。「組頭」岩井源四郞。「大目付」村井傳右衛門。

一、安永元壬辰年四月十七日。
「假目付」小川九郎兵衛。「御鐵砲」中野仁右衛門。「御弓」深谷甚右衛門。「御鎗」廣內權右衛門。「引廻」津川甚左衛門。
「同」安田彥七郎。「番頭」池田造酒。「長兵衛名代」薄田與三右衛門。「清大夫名代」井上清之進・古田長之丞。佐分利彌太之進・伴
五郎左衛門。香取儀右衛門・前田千左衛門。今西彌左衛門。「組頭」野田五左衛門。「大目付」下濃宇兵衛。
一、安永二癸巳年九月十七日。
「假横目」佐々長兵衛。「御鐵砲」古田藤兵衛。「御弓」佐分利甚五郎。「御鎗」川口忠左衛門。「引廻」林德之丞。「同」笹岡彥
右衛門。「番頭」稻川左內。「半大夫名代」宇津木藤左衛門・今田文五郎・今枝孫兵衛・谷川對次郎。「甚左衛門名代」廣田四兵衛・太
田權兵衛。伏屋藤四郎・角南與右衛門。「組頭」武藤平右衛門。「大目付」秋田十左衛門。
一、安永三甲午年四月十七日。雨天、御居祭。
「假目付」小川九郎兵衛。「御鐵砲」梶浦太郎兵衛。「御弓」市川太兵衛。「御鎗」尾關彌五左衛門。「引廻」久保田門右衛門。
「同」谷川萬次郎。「番頭」丹羽廣人・大久保彥右衛門。「茂大夫名代」田中市之丞。「市左衛門名代」小森彥之進。「源八郎名代」岡田藤七郎・
矢部半兵衛・西村久五兵衛・大杉隼之丞・水野甚五兵衛「組頭」藤岡勘右衛門。「大目付」廣內權左衛門。
此年、町方にて練物品々出る筈にて、他國よりも來り見物夥しかりしに、御居祭に相止、翌年も不出。
一、安永四乙未年九月十七日。
「假目付」津田源右衛門。「御鐵砲」辻六郎大夫。「御弓」秋田十左衛門。「御鎗」本鄉澤右衛門。「引廻」齋木四郎左衛門。
「同」河合兵大夫。「番頭」下方平馬。「佐次衛門名代」梶川權左衛門・荒尾猪兵衛・生形半右衛門・上嶋淺右衛門。「杢之助名代」喜多嶋
岩吉・笹谷小一郎・津川亦六郎・雀部佐右衛門・「組頭」森九兵衛。「大目付」立野龍左衛門。
一、安永五丙申年四月十七日。繼政公御逝去、御服中に付、無役。
「假目付」平賀與惣右衛門。「御鐵砲」杉山五左衛門。「御弓」大口平左衛門。「御鎗」野間五左衛門。「引廻」今西丹右衛門。
「同」香川市左衛門・「番頭」上坂多仲・神吉之丞。「紋左衛門名代」大野小兵衛・岡田文左衛門・榎並半左衛門・岡田勘兵衛・那須

半兵衛・中村源左衛門・入江久左衛門・斎藤佐左衛門（森寺九右衛門服中に付、助）。「大目付」□□□。

一、安永六丁酉年九月十七日。

「假目付」千馬喜兵衛。「御鐵砲」庄野武左衛門。「御弓」水野兵吉。「御鎗」津田三郎右衛門。「引廻」堀内忠次郎。「同」田口與介。「同」岡兵左衛門（中村主馬被仰付候處、病氣に付、十五日被仰付。）・（番頭）土肥直・村瀬平右衛門・龜嶋權八郎・村瀬源太郎・「市左衛門名代」山中巴右衛門・服部半介・蜂谷猪左衛門・河原彌兵衛。「組頭」森川助左衛門。「假目付」澤平源左衛門。

一、安永七戊戌年四月十七日。

「假目付」竹村半十郎。「御鐵砲」稻川久右衛門。「御弓」澤藤左衛門。「御鎗」小泉清右衛門。「引廻」岡田文右衛門。「同」野間久右衛門。「番頭」中村主馬・石黒藤兵衛・原田權左衛門・仙石忠左衛門・丸山文次郎・田宮市兵衛・小崎吉衛門・江見孫三郎・瀧彌七郎。「組頭」山田市郎左衛門（芳賀次郎兵衛江戸留守にて助）。「大目付」辻六郎大夫。

一、安永八乙亥年九月十七日。

「假目付」小川彌七郎。「御鐵砲」大村武左衛門。「御弓」安東半左衛門。「御鎗」森九兵衛。「引廻」加藤甚左衛門。「同」浦上十右衛門。（番頭）伊木杢・薄田長三郎・「五郎衛門名代」香西門吉・「半三郎名代」伊丹武之進。「長三郎名代」高橋錬次郎・三上左大夫・「半兵衛名代」川勝斧之介・「九右衛門名代」木崎富治・「利左衛門名代」最上代右衛門。「組頭」林與左衛門。「大目付」下濃宇兵衛。

一、安永九庚子年四月十七日。

「假目付」平賀與惣右衛門。「御鐵砲」深谷甚右衛門。「御弓」古田藤兵衛。「御鎗」津田三郎右衛門。「引廻」蜷江幸右衛門・「引廻」梶川甚大夫・池田要人・「平次右衛門名代」牧野平右衛門。小島儀兵衛・瀧七左衛門・八田彌右衛門。「太郎左衛門名代」鹽川吉大夫・春田十大夫・福嶋善兵衛・三谷小兵衛。「組頭」笹岡彦右衛門。「大目付」廣内權左衛門。

此年、御鎗奉行兼て野間五左衛門へ被仰付置候處、服中に付、津田三郎右衛門被仰付供奉せし也。

一、天明元辛丑年九月十七日。

「假目付」丸毛左近右衛門。「御鐵砲」森川藤七郎。「御弓」下濃宇兵衛。「御鎗」竹村小平太。「引廻」片山宇兵衛。「引廻」森

木與惣兵衛。「番頭」瀧川舞殿。「新五左衛門名代」舟戸八太郎・中村甚之介・原與惣大夫・「勝右衛門名代」市橋兵左衛門・「權左衛門名代」中村清四郎・內藤數右衛門・「八右衛門名代」藪井弁介・楢村孫左衛門「組頭」佐々重左衛門。「大目付」山脇三郎兵衛。

一、天明二壬寅年四月十七日。

「假目付」富田彌左衛門。「御鐵砲」市川太兵衛。「御弓」秋田十左衛門。「御鑓」森九兵衛。「引廻」高木儀右衛門。「同」湯淺新兵衛。「番頭」水野主計・「彌九郎名代」波多野武吉。「引廻」横並八彌・船橋吉兵衛・河野彌平太・岡田源大夫・「七兵衛名代」林寅之丞・「七介名代」近藤鐵吉。「孫四郎名代」安藤亦兵衛。「組頭」河合兵大夫。「大目付」辻六郎大夫。

兼て、橋本門五郎被仰付候處、忌中になり、生駒茂左衛門被仰付候得共、不快に付御斷、高木儀右衛門相勤。

一、天明三癸卯年九月十七日。

「假目付」佐谷加大夫。「御鐵砲」桑原甚五郎。「御弓」長谷川務右衛門。「御鑓」山田市郎右衛門。「引廻」堀惣右衛門。「同」小畠儀左衛門。「番頭」池田貢。瀧澤金平・「嘉左衛門名代」玉井千次郎・小堀助兵衛・大村武右衛門・川村平太兵衛・齋藤加介・竹村半十郎・石田鶴右衛門。「組頭」芳賀次郎兵衛（佐分利久次郎江戸へ留守に付、助。）。「大目付」今井文右衛門。

一、天明四甲辰年四月十七日。

「假目付」早川淺右衛門。「御鐵砲」大口平右衛門。「御弓」日置十左衛門。「御鑓」馬場茂右衛門。「引廻」磯邊九郎右衛門。（頭）秋田久兵衛・池田波門・雀部輪之進・廣田市兵衛・「又兵衛名代」鈴木甚右衛門・太田權兵衛・中川權右衛門・長屋新右衛門水原忠之丞・伏屋藤四郎。「組頭」松本庄右衛門。「大目付」津田源右衛門。

一、天明五乙巳年九月十七日。

「假目付」瀧川定之丞。「御鐵砲」庄野武左衛門。「御弓」稲川久右衛門。「御鑓」伊藤與右衛門。「引廻」鍋島權八郎・「同」生駒茂左衛門。「番頭」池田靜・淺野瀬兵衛・水野權大夫・小谷孫六郎・伴喜兵衛・馬場久兵衛・笠井平右衛門・木全兵藏・古田新兵衛。「組頭」森川吟右衛門。「大目付」森川助左衛門。（引廻し一人不足に付、生駒茂右衛門助相濟。）

一、天明六丙午年四月十七日。

「假日付」岡兵右衛門。「御鐵砲」岸藤右衛門。「御弓」笹岡彥右衛門。「御鑓」河合兵大夫。「引廻」薄田長兵衛。「同」石黒藤兵衛。「番頭」池田勘解由・大内彌五兵衛・「五郎左衛門名代」香西善吉。立野香大夫・松田七兵衛・石丸小右衛門・柏尾槌次郎・「長三郎名代」高橋新右衛門・水主彈右衛門。「組頭」林與左衛門。「大目付」本鄉澤右衛門。

一、天明七丁未年九月十七日。

「假日付」千馬喜兵衛。「御鐵砲」下濃宇兵衛。「御弓」長谷川務右衛門。「御鑓」馬場茂右衛門。「引廻」水野權大夫。「同」河野彌平太。「番頭」丹羽藏人・市川瀧太郎・生形松三郎。「彌次兵衛名代」堀軍大夫・渡邊傳右衛門・三木茂兵衛・宮脇武市・「權右衛門名代」河合權次・南佐次郎・「組頭」佐分利久次郎（山田市右衛門江戸留守に付、助。）。「大目付」森川藤七郎。

一、天明八戊申年四月十七日。

「假日付」高桑右衛門。「御鐵砲」芳賀五郎介。「御弓」松本庄大夫。「御鑓」林德之丞。「引廻」久保田門右衛門。「同」竹村半十郎。「番頭」丹羽廣人・草谷久大夫・山下三右衛門・「萬次郎名代」谷川嘉源太・土方衛兵衛・「源八郎名代」岡田次郎左衛門・市原加左衛門・西村久五兵衛・大杉隼之丞。「組頭」牧野權六郎（浦上十右衛門江戸留守に付、助。）。「大目付」山田彌左衛門。

一、寛政元己酉年九月十七日。　雨天に付、御居祭。

「假日付」伊東與一右衛門。「御鐵砲」池田正吉。「御弓」本鄉澤右衛門。「御鑓」安藤善大夫。「引廻」瀧川仁右衛門。「同」水野七郎右衛門。「番頭」宮城舍人・「六大夫名代」野崎定右衛門・「次郎左衛門名代」岡田猪平次・井上藤介・石津久之丞・雀部市郎右衛門・江見清五郎・杉浦忠兵衛。入江清大夫・山田市右衛門（今田文五郎江戸留守に付、助。）。「大目付」森川助左衛門。

一、寛政二庚戌年四月十七日。

「假日付」野間久右衛門。「御鐵砲」辻六郎大夫。「御弓」森本與惣兵衛。「御鑓」津田三郎右衛門。「引廻」丸山文左衛門。「同」大内彌五兵衛。「番頭」池田造酒・「佐左衛門名代」齋藤清次右衛門・廣澤喜之介・荒尾清左衛門・佐分利彌右衛門・古田定八郎・伴五郎左衛門。大橋彥兵衛・「儀右衛門名代」香取治部左衛門。「組頭」加藤甚右衛門。「大目付」森川藤七郎。

引廻一人無之に付、大内彌五兵衛相勤。

一、寛政三辛亥年九月十七日。

「假目付」番重八郎。「御鐵砲」大久保彦右衛門。「御弓」佐分利久次郎。「御鑓」富田彌左衛門。「引廻」上島九郎兵衛。「同」鈴木新兵衛。「引廻」香川亦左衛門。「番頭」土肥直。「仲次郎名代」堀内釣次郎・「平右衛門名代」村瀬團右衛門・「助左衛門名代」武藤定太郎・村瀬久大夫。「平介名代」服部門三郎・「久右衛門名代」多賀文十郎・「七右衛門名代」鶴見勇治。「組頭」竹村半十郎。「大目付」山田彌左衛門。

一、寛政四壬子年四月十七日。

「假目付」村井文吉。「御鐵砲」林與左衛門。「御弓」河田杢右衛門。「御鑓」高木甚右衛門。「引廻」鈴木市兵衛。「同」秋田五左衛門。「番頭」稻川左内・「甚左衛門名代」津川嘉大夫。「杢之助名代」喜多嶋庄右衛門。「亦六郎名代」津川磯吉・梶川權左衛門・生駒才太郎・齋木忠右衛門。「五兵衛名代」長谷川彌兵衛・野口彌五兵衛。「組頭」立野番大夫。「大目付」安藤多左衛門。

一、寛政五癸丑年九月十七日。

「假目付」岡兵左衛門。「御鐵砲」水野三郎兵衛。「御弓」山田市左衛門。「御鑓」林徳之丞。「引廻」高木左近右衛門。「同」中村孫四郎。「番頭」伊木杢。「治右衛門名代」齋藤岩之丞・竹村半兵衛。水野權大夫・野澤半兵衛・小泉善平・熊谷善左衛門・「助七郎名代」波多野歸三郎・入江久左衛門。「組頭」浦上十右衛門。「大目付」寺澤藤左衛門。

一、寛政六甲寅年四月十七日。

「假目付」高木儀右衛門。「御鐵砲」小堀助兵衛。「御弓」丹羽治大夫。「御鑓」安藤善大夫。「引廻」岩田七郎兵衛。「同」武田左平太。「番頭」池田要人・森半左衛門・梶浦丈右衛門・中村八百次・尾關右近右衛門・國府四兵衛・福島善兵衛・吉田勝左衛門・岡本定七郎。「組頭」伊丹半左衛門。「大目付」山田彌左衛門。

一、寛政七乙卯年九月十七日。

「町目付」三木千八郎。「假目付」村山又左衛門。「御鐵砲」牧野權六郎・山田市郎左衛門。「御鎗」蒲田兵衛門。「引廻」生駒喜左衛門。「引廻」中村甚之助。「番頭」瀧川監物。「喜五左衛門名代」綿戸八太郎・野間忠作・片山宇兵衛・大橋兵次郎・中村久兵衛・「勝右衛門名代」市橋九左衛門・内藤甚右衛門・藪井八右衛門。「組頭」水野治兵衛。「大目付」高桑忠右衛門。

一、寛政八丙辰年四月十七日。
「假目付」桑原衛士之介。「御鐵砲」今田文五郎。「御弓」加藤甚右衛門。「御鑓」梶田清右衛門。「引廻」水野七郎右衛門。
「同」河口三右衛門。「番頭」山脇兵衛・大村武左衛門。丹羽八郎右衛門・岡田伊平治。石津文之丞・坂井八郎右衛門・杉浦忠兵衛・青地物介・佐治半左衛門。「組頭」大口平左衛門。「大目付」垣見喜左衛門。

一、寛政九丁巳年九月十七日。
「假目付」岡猪兵衛。「御鐵砲」浦上十右衛門。「御弓」梶田清右衛門。「御鑓」鈴木新兵衛。「引廻」石田鶴右衛門。「同」千賀物右衛門。「引廻」林七兵衛。「番頭」土肥右近・「仲次郎名代」堀内鈎次郎・村瀬久大夫・高崎佐左衛門・稲川彌兵衛。「半助名代」服部門三郎・梶川加右衛門・蜂谷猪兵衛。「組頭」竹村半十郎。「大目付」村井傳右衛門。

一、寛政十戊午年四月十七日。雨天に付、御居祭。
「假目付」橋本門五郎。「御鐵砲」薄田長兵衛。「御弓」山内權左衛門。「御鑓」梶川甚大夫。「引廻」井上藤介。「引廻」須賀小八郎。「番頭」岸一學・「源兵衛名代」河瀬廣次。「久左衛門名代」山下金之介・作喜兵衛・馬場三郎左衛門・木奎兵藏・笠井左兵衛・「新兵衛名代」古田龜太郎・「權之助名代」平野嘉平次。「組頭」香川亦左衛門。「大目付」河合兵大夫。

一、寛政十一己未年九月十七日。
「假目付」早川助右衛門。「御鐵砲」水野治兵衛。「御弓」小崎半兵衛。「御鑓」宇治久内。「引廻」秋田五左衛門。「同」片山宇兵衛。「番頭」宮城舍人・吉崎甚兵衛・梶川權左衛門・生駒才太郎・齋木忠右衛門・山田彌太之進・瀧治部左衛門・加藤長之介。「亦六郎名代」津川。「組頭」廣内銀之助。「大目付」小谷孫六郎。

一、寛政十二庚申年四月十七日。
「假目付」杉山五左衛門。「御鐵砲」田中眞吉。「御弓」香十八郎。「御鑓」下濃彌五左衛門。「引廻」須賀小八郎。「同」林源左衛門。「番頭」瀧川監物・河瀬廣次・庄野平次郎・馬場三郎右衛門・龜嶋猪兵衛・木奎兵藏・古田新兵衛・今井太郎兵衛・「權之助名代」平野嘉平次。「組頭」尾關右近右衛門。「大目付」高桑忠右衛門。

塚原蓍園寫
立花敬勝校

吉備温故秘錄卷之六十八（東照宮御祭開傳大概）終

吉備溫故秘錄

（御國目附御巡見）

吉備溫故秘錄　卷之六十九（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

御國目付御巡見

元和三年丁巳

台德廟御上洛あり、此時御家老中を京にめされ、欽命ありけるは、新太郎今年わづかに九歲なり、播磨は中國の要地なれば領主幼少にては叶ふべからず、依て因幡・伯耆兩國に轉ぜらるゝと也。烈公は御幼稚にて（御歲九つ）江戶におはしければ、御家臣城を請取、八月十四日御家中上下播州より鳥取に移る。國中の政務は長臣衆議を以て相定め、諸事を沙汰しけるが、猶も私偏なきためとして、關東より御目付兩人（姓名いまだ詳ならず）を下され、百日が間鳥取に逗留あり。

寬永九年壬申御國目付

今年三月廿九日烈公は因州鳥取へ歸城し玉ひしが、又五月將軍家よりめされ、同月廿三日鳥取を御發駕、道中急がせ江戶に着玉へば、やがて御城にめされ、將軍家みづから命ぜらるゝは、備前は先手の國なれば、宮內少輔死去し、其子勝五郎幼少なれば、國替申付候旨、種々忝上意にて、國次の御刀・良馬を賜ひ、御暇の命あり、同六月十日烈公定書を出し玉ふ。

御横目衆御越之時覺

一、知頭（チヅ）之振舞肝煎。伊庭甲斐。　一、用瀨同。岩田少兵衞・猛（マヽ）外記・香西五郎右衞門。

一、若櫻。山脇修理。　一、鳥取御宿馳走人。宮木玄蕃・若原監物・土倉隼人・齋藤織部。

一、兩國之中、竹木一切きらせ申間敷事。　一、侍屋敷家荒させ申間敷候。但重而注進次第鐵炮之者番に置、急度可申付事。

一、屋敷之中、奧已下見苦敷分早々可申付事。　一、大筋目之道橋、御横目衆御返前、彌々念入に作らせ可申事。

一、寺々・町中・在々・戶・障子奧已下かい取候事、法度に可仕候。

小川主水・舟戸帶刀兩人よりも相觸可申事。

寛永九年六月十日

かくて御横目永井監物・花房勘右衞門六月中旬江戸發足ありければ、播州より鳥取迄道筋案内として步行東條四郎左衞門出向、兩監使の案内して七月十日鳥取に着かれける。接待の諸事記したるものなければ、委しくしれず。

同年備前への監使（この項記事なし。編者識。）

正德五年乙未御國目付

保國公御家督以後、いまだ御幼少にて御歸國し玉はねば、將軍家より監使として曾我平次郎・中野作兵衞、三月廿七日岡山へ來られ、內山下に住居なり。今年、東照宮百回御忌御法會、十一日より十七日迄七ケ日の內、千部讀經これあり、監使御二人とも十七日に御參詣ありし、利光院におゐて御兩人へ菓子出、同伴の者迄もそれ〴〵に菓子を出す。此法會惣奉行伊木將監勤しなり。

明和二年乙酉御國目付

今、少將公いまだ御歸國し玉はねば、將軍家より監使として中坊左近御使番御假目付、祿四千石。・渡邊久藏御小姓組、祿千石。備前へ差越さるべき旨、四月十九日仰出され、早々來らるべき處、今年御堀浚の命蒙らせ玉ふに付、右御普請相濟候後差越さるべき旨、五月□□マヽ又仰出さる。かくて岡山にては池田志津摩・服部賴母が家宅を兩使の旅館に定められ、日置玄蕃添屋敷勝手方となる、其外諸役人を命ぜらる。諸事用請込、武藤平右衞門・森半左衞門判形。用達之、梶田淸右衞門・梶浦勘介物頭。河村傳內・辻六郎大夫鐵炮引廻。此四人は日々屋敷へ詰る。通ひ御次助大組十二人づゝ是は斷にて日々の詰これなく、用向有節、並外方へ參らるゝ節先方へ往勤る也。武藝番大組九人づゝにて、代る〴〵取次かりに御使番役此外に中奥已下の役人數十人。此度の用物請込中村主馬也。

まづ國中に觸らるゝ趣、左に記す。

一、御目付衆御尋に付、御家中鐵炮數御書付出申候間、銘々並組支配共所持之鐵炮・玉目を分け、書付差出可申事。

一、此度御目付中坊左近殿・渡邊久藏殿御出に付、左之通。

左近殿。御嫡子金藏殿。御次男鐵次郎殿。久藏殿御嫡子伊十郎殿。御次男大吉殿。

右之通、御名に同名之者は、御目付衆御逗留中、末々迄不殘、變名仕可申候。

十月

一、此度從江戸御目付衆御出に付、御家中末々迄、兼而被仰付置候御法式、彌々相守、諸事愼、尤不禮不仕樣、主人より堅可申付事。

一、御目付衆御他出之節、行懸り候はゞ、道を替可然通候、急に出合道難替候はゞ、禮儀正敷御時宜可仕候、尤御通之節、御先拂有之事。但、火事之節は、火之樣次第、東は國淸寺、西は養林寺へ御退場に候、其旨可相心得候。

一、火之元之儀、別而銘々晝夜無間斷可申付候。付、火廻りの者、其外誰によらず、無心元樣子にも有之候はゞ心を付、縱間違候而も不興不仕候樣可有之候。

一、御目付衆御屋敷前、末々者共通り候節、猶以愼、高雜談不仕樣可申付事。

一、御目付衆御家來と萬一申事がま敷義仕候はゞ、理非之無御詮議、此方之者急度可被仰付事。

一、御目付衆御逗留之中は、御内曲輪へ末々迄用事有之者は格別、北御門より入東御門へ出、又は西御門より入南御門へ出候、往來之者は、男女共通し申間敷候事。

一、御家中末々陪臣に至る迄、兩御目付衆並御家中へ手寄有之とも、私に參候儀、可爲無用候、不參候而不叶用事候はゞ、其筋相斷差圖に任せ可參事。

十月

一、御目付衆御屋敷前通り候節、御屋敷境より下馬可仕候。

一、御目付衆御逗留中、橫と唱可申候。

十月

此度之次第書 左に記す。

一、宇根へ御迎使者・御使役兩人、御口上は、

公方樣・若君樣益御機嫌能被成御座恐悅奉存候、其元樣長途無御滯御無異、此節領分近く御止宿被成珍重存候、御迎旁以使者

申入候。

御用人へ演說之覺。

此度備前へ御越被遊候に付、此所迄使者申付罷出候、御用等も御座候はゞ承候樣に、先達而江戸より申越候。

一、船坂峠。（岡山迄御跡に付參る。）

御郡代・御郡方組頭・御郡奉行一人・御郡目付一人。

一、同所御腰掛茶屋。（小頭一人此處より御注進。）

飛脚・御足輕・御先拂三人、此處より森下迄。構所に大庄屋一人・名主一人、御供同所へ人足出置候事。（但、江戸より被召連候人足、御國境より御返に付、右人足代り出置候也。）

一、三石村へ御越之節。

同所東之出口へ御郡目付一人・大組代官一人、梶内清右衛門・梶浦勘介罷出、江戸より附參候御物頭披露、兩人御挨拶申上、御立宿へ御入。御熨斗・御煙草・御茶・檢（檜カ）重・御菓子・御餅菓子・御煎香・御吸物・名酒・薄茶出る。（御家來へも夫々に被下物有之。）御馬二疋・御中間小頭二人、御乘物二挺（町雇陸尺十六人、陸尺引廻一人）。御召替被成候樣に清右衛門・勘介より御家老へ申入。

一、右近殿立宿へ罷出る御役人大組。

御給仕三人、御膳奉行・御郡奉行（諸用受込）、御郡目付御徒二人（賄方見屆・賄方共）、奥坊主（茶方）、在方下役人二人（諸道具迄奉行）、小頭格一人（御料理方）、御椀方出入役一人、料理方一人、御郡方定夫、大庄屋、名主外に立通の子在夫。久藏殿御立宿へ罷出る人數右同斷。

扨兩所樣御着之由見合ば、清右衛門・勘介より御用人迄、岡山より使者差出候段、先達而內證申入置、長途御無事、此節は領分へ御着可爲成こと珍重に存候、爲御迎使者差出候、御用候はゞ可被仰聞候。

右御使者濟、粕漬鯽一桶・手樽一つゞゝ、清右衛門・勘介より用人迄披露相賴、御目錄相添渡。

一、すどをり御腰掛茶屋人。小頭一 八木山へ士鐵炮、御代官一人。伊里・中村御腰掛茶屋人。小頭一

一、片上宿外れ、

武藤平右衞門・森半左衞門（内一人兩人元〆役也）・河村傳内・辻六郎大夫・御郡奉行・御郡目付片上在番一人・左近殿・久藏殿・

御宿亭主兩人罷出る。御宿へ御着に付御取次役式台へ出迎、案內御着座、御のし・煙草・茶・御料理（二汁五菜）・御吸物・御肴・

御菓子・茶等出る。（御家來へも、夫々膳被下候）。

一、右同所左近殿御宿へ可罷出役人は、

御鐵炮引廻一人（御取次、並家來へ馳走肝煎）、大組五人、御給仕・御膳奉行・御郡奉行・御目付、其外立宿へ出る人數同斷。尤も

久藏殿宿にも同様なり。夜廻り大組御代官二人、番所三ケ所、御足輕二人づゝ半右衞門・平右衞門。鯛一折づゝ兩使へ御進物。

御使者御口上。

此節領分御止宿可被成珍重に存候、依之御肴一折以使者進之候。

一、翌朝御料理一汁三菜、其外前夕之通也。香々登村往還端腰掛茶屋人。小頭一 同所町並へ士鐵炮代官一人。吉井渡場へ大組御代官一人。御揚り場同斷。

御船八艘奉行、小頭兩人、一日市村御郡同目付一人づゝ。楢原・沼村兩所御腰掛茶屋小頭一人づゝ。（藤井宿外れへ罷出る者、片上宿之通。同所御晝休、諸事片上御着之通）。 追分・原尾嶋

兩所御腰掛茶屋小頭一人づゝ。（江戸より附參る御物頭は、森下へ御先へ參居申、出迎梶田淸右衞門・梶浦勘介御跡より御供）。

一、森下口町外れ御迎に罷出る面々。

池田和泉殿・池田主稅殿・日置玄蕃・土倉市正・池田大膳・池田志津摩・池田要人・丹羽藏人・中村主馬・池田外記・大御目付一人

湯淺新兵衞江戸より附參候御物頭・淸右衞門・勘介御先へ駈拔御挨拶可申事事可行儀〆り町目付兩人、町惣年寄一人。

一、森下口より南御門迄、御先拂町同心一人づゝ、同所より御屋敷迄、御步行二人づゝ、兩門固め、小仕置組・鐵炮引廻一人・御鐵炮足輕・小頭共、 水野主計屋敷

角迄出迎御案內仕候面々、武藤平右衞門・森半左衞門・梶田淸右衞門・梶浦勘介・河村傳内・辻六郎大夫。

一、左近殿御屋敷御門前へ御迎に罷出梶田淸右衞門、披露仕面々 小畠儀左衞門・古田八郎左衞門・大目付一人・安藤多左衞門・御留守居一人（但西丸詰）・草谷八郎兵衞・西丸御步行頭六人・

市浦清七郎・小泉清右衛門・醫者四人、御式臺御取次中野仁右衛門加り御使役一人、下座敷へ出迎、御書院へ御案內、御式臺詰大組九人、但三人づゝ代り合、御歩行人二

同帳付　一人、御給仕大組六人。

一、久藏殿御屋敷門前へ御迎罷出、勘介、披露仕候面々小川彌七郎・稻川藤八郎・大御目付一人・郷司七右衛門・佐々重郎左衛門・安藤與左衛門・西丸御歩行頭一人・廣澤喜兵衛・伊藤作右衛門・醫者三人。御式臺取次吉田源之丞加り御使役一人。

其外人數、左近殿之通り。

一、森下へ被出候御年寄中、其外右に書付候面々、兩御屋敷へ御歡罷出帳付。

一、御兩所御着御居間・御寢間・其外御見分、御行水濟、但、清右衛門・勘介案內。御居間にて御料理出、二汁五菜、塗木具、諸事片上宿之通、御家來迄。

一、左近殿御座敷餝

御書院。三幅對、朱大卓、唐金獅子香爐。　**御居間**。一幅横物、青磁花入・薄板。

一、久藏殿御座敷餝

御書院。三幅對、青貝大卓、唐金獅子香爐、青磁花入・花臺。

一、御門內、御徒目付御先歩行固め、御給仕之大組廣間に並居、內一人御式臺入口御椽側へ罷出、御刀持・御膳奉行、御臺所口〆切、御着之節、廣間上十五疊敷に罷出、御掃除方所々見廻り、御着之節、御膳奉行同樣可罷出、御道具方、是又同斷。

一、左近殿表御門番所梶田清右衛門預り足輕三人づゝ、廊下番所梶田清右衛門・梶浦勘助預り足輕三人づゝ、御賄口番所二ヶ所、判形手より詰る、中屋敷門番所御先手頭り四人づゝ。

久藏殿御門番梶浦勘介預り足輕三人づゝ。

一、御番所御家來末々、門外へ用事等にて罷出候はゞ、爲案內清右衛門・勘介預り足輕之內一人附添可申事。

一、御着御當日江戸へ御飛脚差立候事、御兩所へ御使者・御使役御口上。

道中御無事城下御到着、珍重に存候、依之爲御祝儀、目六之通進之候。

一、御太刀。 一、黄金馬代。

一、同日、御分家續方より御進物使者之事。

一、翌日、御年寄中始、中老・御番頭・同格御近習・物頭・外樣物頭・寄合・御近習頭分・御屋敷へ御歡可罷出事。

一、御兩所より御年寄中へ御使者被下候はゞ卽刻御屋敷へ被罷越、梶田・梶浦へ御禮被申演候。中老同斷。御番頭へ歩行使御狀被下候御禮として、御式臺下罷出、御帳に付可申事。

かくて兩使者十月十八日江戸出立あり。さて道中付添參謹は、公儀使長谷川九兵衛、御使役大久保彦右衛門・佐々長兵衛、御醫師三人なり。かくて道中滯りなく、十一月六日岡山へ到着あり、諸事接待、右に記すがごとく、同八日兩使より三通の書付を出さる。

覺

一、我等共発許へ到着以後、御領分相替儀無御座候哉、若往來之衆も有之候はゞ、幾日罷通候段、可被申聞候事。

一、惣而近國相替儀被及聞候はゞ、早速可被申上候事。 一、御城下は不及申、御領内火事並喧嘩等有之候者、可被申聞候事。

十一月八日　渡邊久藏

中坊左近

松平内藏頭殿 家老中

覺

一、御宮、並、御位牌所へ參詣候節、道筋盛砂、並、手桶・八留等之儀、堅可爲無用候。以上。

十一月八日　中坊左近

渡邊久藏

覺

一、御城見分之儀、當月二十七日・來月二日・三日、右三日之内、其許御勝手次第可致見分事。

一、御領分巡見之儀、其許御勝手次第可罷出事。

右之外、六月十五日相渡候書付之通御心得可有之候。已上。

十一月八日　渡邊久藏

中坊左近

松平内藏頭殿 家老中

同二十七日、雨•使登城あり、此時之次第左に記す。

一、御城御見分之節、御料理進候様に、先達而江戸より申越置候間、左様御承知可被下旨、梶田清右衛門•梶浦勘介を以て申述、御承知之旨被仰聞候はゞ、爲御請、御年寄中兩御屋敷へ被參候事。

一、御登城當日爲御迎、池田主殿御兩所へ參候事。但、先達而登城有之、御城より御迎に被參候事。御先乘梶田清右衛門。御跡乘梶浦勘介。御先拂御先歩行二人づゝ。押御歩行•目付一人づゝ。

一、外下馬御門御近習一人、御足輕四人、小頭一人。内下馬御門御物頭一人、御通之節、白砂へ下候。御鐵炮十挺、御歩行二人、御足輕十人、小頭三人。錢御門御旗奉行、御通之節、白砂へ下候。御鐵炮五挺、御足輕五人、小頭一人。御同所内外御〆り大御目付、御通之節、白砂へ下候。御式臺御鷹頭、御出•御歸共、白砂へ下候。御徒番所御目付二人、御歩行八人。鑓之間士鐵炮二人。梅之間御番頭•與組、御組十人。同所御床御鐵炮二十挺、御弓二十張。笏之間•同御椽側御取次三人、御使役三人。竹之間御小姓組、御弓組八人。

一、塀重門外栗石へ御取次不殘罷出兩人御先立、同所へ小仕置•御郡代•御近習•物頭•同頭分、北を上にして東向に並居る。塀重門外薄椽之上へ、御年寄中、中老御迎に出で、横之間入口、御杉戸之上にて御小姓兩人罷出、御刀持•御取次兩人は、御先立にて御書院上之間へ御案内、右之方へ兩所御着座被成候樣に清右衛門•勘介申上る。御朱印御差置被成候臺、御床に有之趣、判形より申上る。長のし出御小姓役也。御裄立際迄引候時、御取持之者の内より差圖にて中座致し、御熨斗引之御年寄中中老御挨拶に出御書院御次の間、左の敷居の内まで出席、繪圖の場所へ退座。右相濟、招雲閣へ判形御案内先立仕、御刀持出る、庇之間通りより御椽中之間通り招雲閣御着座、御多葉粉盆•御茶•火鉢出し、中務少輔樣御出御挨拶、早々御入、御料理出候旨御年寄中出座被申演、早々御勝手へ引、御たばこ盆引入。

一、御料理但、三汁七菜。塗木具。御本膳出候比より、御次の末座へ御取持之者共、繪圖の通り代る代る相詰出座見合、御取持申候。御本膳出、二•三御膳•向詰共出。御年寄中内二人、御木皿足打にのせ持出、引之畢而、中務少輔樣御出御挨拶、早々御入。御年寄中中老一切、小仕置一切に出御挨拶。御飯汁共一通り替り畢而、八寸之塗御盃持出し、御向詰と引替、御銚子出し、一献之上御肴、二献濟み、三之御膳引き、御吸物出し、二三之御膳•御木皿共引き、御盃臺•御膳取之御引、土器出し三献、御挾肴、御年寄中引く

一、御隱居様より被進候御杉重二組、御小姓持出し、御着座之向、繪圖之場所へ置き、御小姓次之間へ入る。早速、清右衛門・勘介罷出、左之通申演。

宗山より御菓子頂、使者致進覽候。

右御返答、御直にて可有之、其節御使者罷出西丸御歩行頭役之。繪圖の場所にて御返答承る。御小姓杉重を引畢而長谷川九兵衛罷出、家老共へ御盃可被下哉と相伺、御勝手より御土器・御肴共に三方にのす。御銘々の前に差置き池田主殿罷出左近様御土器御取上、扨三方に被指置を御銚子役主殿前に置、御肴等被下、本座へ歸、土器取御勝手へ入る。九兵衛共土器を持出、三方にのせ返盃す。土器被取上候時、主殿御時宜申上御勝手へ入る。日置玄蕃罷出で、久藏様御盃を戴く。諸事右同斷。其次土倉市正・池田右膳・池田志摩と段々被下濟み、九兵衛罷出で御盃濟候由申す。主殿・玄蕃罷出で、御兩使被召上其土器を兩人へ被下、兩人御勝手へ引、御土器・三方・御肴・御銚子共引入れ、御煙草盆を出し、御手焙等も出す。附、後段、蕎麥切出し御吸物、御膳と引替へ御吸物出し、段々始の御膳と引替、御銚子・御肴等出し、御湯次・御水次を持出る。御茶請を出し、御本膳と引替、御濃茶を出し、御茶椀等を引き、其の次に御皿菓子、御薄茶を出し、畢て中務少輔様御挨拶に御出で、槇之間へ先達而御出、御送り之爲也。其の次へ、御年寄中罷出、清右衛門・勘介より御供揃候由申す、兩所御立、判形一人御先立此外御送迎の時同様。御側醫兩人、御杉物落段之間御近習頭分の末に坐す。御兩所御家老兩人庇之間。小姓は杉之間。歩行は御歩行番所。其の以下は御醫者部屋・鑓之間。等にて御料理被下候。御屋敷に殘り居申候備中並末々迄、御城にて被下候同事御料理被下候。右双方言譯人河村傳内・辻六郎大夫、御取次二人・御使役兩人、夫々相勤候。

一、兩使爲御禮、同下馬御門より引歸御出之節、御取次御式台前白洲へ罷出、御口上承候事。若御書院へ御返被成候はゞ、御年寄中御出會之積り。

一、御城御見分相濟候爲御禮、御年寄中中老・小仕置、御屋敷へ參上、右注進江戸へ御飛脚差上候事。

御領內巡見あるべき旨に付、段々用意ありて、十二月三日岡山發足、金山休、野々口宿。四日金川より舟にて赤坂郡へ渡られ、佐伯休、同所より舟にて下り、和氣村宿。五日舟にて下り、天王原より上陸、福岡村休、牛窓宿。六日風

烈しく逗留。七日海船にて出津、下津井着船、同所宿。八日天城休、備中三田宿。九日一ノ宮村休、同晩歸宅。

右巡見ありし次第書左に記す。

先年之御國目付衆、御巡見之次第、書付を以て、御用意之事。

一、御廻見に御附添に遣候役人、武藤平右衛門・森半左衛門（内一人）・梶田清右衛門・梶浦助介・御近習醫一人・本道一人・針醫一人・外科一人。服部頼母御郡々不殘御供諸〆り申付。御泊・御休、御先へ參り、見分並御迎、安藤與左衛門。金山・一ノ宮御案内、水野三郎兵衛、同人半窓へ先達而御船廻し置き、此處より下津井迄海上御供。

一、御廻見に御出被成候即日、江戸へ御飛脚御注進之事。前方に、御兩所御用人へ、此度御廻見御出被成候儀、兩御目付樣より江戸御老中樣へ御注進も被成候はゞ、使者歩行等にても差出可申哉と尋ね、尤右飛脚之義は、可申演事。

一、御廻見御出立之節、御見立御年寄中小仕置・大御目付一人。但、先手は御斷にて不出。

一、御道筋は兩御屋敷より北御門・土橋迄、御先拂御歩行二人づゝ、同所より町同心二人づゝ、伊勢宮町外れ迄、北御門固め小仕置組鐵炮引廻一人、此門外より町內御先乘梶田清右衛門、伊勢宮町外に湯淺新兵衛、廣瀨町口土手下より御先拂名主二人・下役二人・御徒目付一人づゝ・樁所之大庄屋一人づゝ、御駕の跡より御供、御郡中之義、御尋有之候節、御答可申候。

一、御道筋所々百姓家取繕掃除申付、假雪隱輕く申付、御家來中給申湯水差置候事、御泊り御休等之所々へ、御郡方・組頭・御郡奉行・同目付、其外御郡方御役人罷出、火廻等諸事、正德年中御目付衆御廻見之通り。

一、御泊・御休、內外番所・立番火廻り、御郡代預り御足輕二十人、郡方浮足輕等。

一、金山寺寺社奉行罷越居申御案內。同所御休所、左近殿壽量院、久藏殿龍珠院也。野々口村御泊にて、御兩所へ御使者・御使役、檜重一折・名酒一箱づゝ。御口上。

領分御廻見之由承候、所々御不自由可有御座と察存候間、御見廻以使者申入候に付、目錄之通令進入候。

一、津高郡金川村大川御渡り場へ御船手より大渡船二艘、水主相添、御兩所渡之爲廻す。御家來並此方御役人は、高瀨船十艘寄置、（但、先手は日置準人より、右同村にて足輕並火廻り、其外役人兩人、茶屋前に〆りとして罷出居申候事。）赤坂郡東輕部村貴御休、（但、先手は池田主殿より、足輕差出し、用人一人罷出、御休へ使者差出候事。）磐梨郡佐伯村市場より川筋高瀨

船にて御下り、（但、先手は同村へ土倉左膳被參、兩使御下乘にて御挨拶有之。）船數は、御乘船高瀨一艘づゝ、（但、木綿日覆御幕白紺の二段、仕切幕紺木綿。）掌隱船艓一艘づゝ、御供船□（欠字）艘（內、木の屋形、澁紙苫、竹屋形、草苫、屋形なし、）。漕船高瀨一艘づゝ、屋形なし。御先拂同一艘づゝ、（日覆其外御乘船之通り。）田原村井手御乘船は梶田・梶浦より先達而相斷、井關內より御陸揚、井手下にて御乘船可有之事。和氣郡和氣村御泊、同郡大內村井手は、水の樣子にて兩八より御揚陸の事可申、（但、先手は御揚りなし）。邑久郡八日市村にて御揚陸、同郡福岡村晝御休、牛窓村御泊、同所御茶屋御見分之事伺可申事。（先年御茶屋にて蕎麥切・御吸物・御酒・御肴等差出す用意之所、先達而より諸事御馳走御斷に付、御たばこ計り差出す。右用意の品は、旅宿にて夜分指出候。追而同所御泊へ伊木將監より使者差出す）。同所へ御船奉行罷越居申。海上船行列略之。兒嶋郡下津井御着船、兩御旅宿へ御使者・御使役、粕漬鮑一桶づゝ。御口上。

打續、領分御廻見可被成と存候、爲御見廻以使者日六之通、今進入候。

一、（但、先手は御泊りへ池田刑部より使にて被差出候事）。同郡天城村晝御休、（但、先手は和泉殿家より用人兩人罷出、火廻り役人・同足輕被差出候事）。備中窪屋郡三田村御泊。津高郡一宮御晝休、左近殿は大守藤左衞門宅。久藏殿は神力寺御社參被成候はゞ、寺社奉行御案內可申事。新町惣門內へ町奉行罷出可申、同所より御先拂町同心二人づゝ、西御門土橋より御先拂御步行二人づゝ、御歸着御迎に出る面々、御年寄中小仕置武藤平右衞門・森半左衞門（內一人）、大目付江戶より付添之御物頭（但、先手は御斷にて不罷出候事）。御歸着當日、御使者・御使役。御口上。

領分在中御見廻相添、御堅固岡山へ御歸可被成こと珍重存候、依之以使者申入候。

一、十二月十七日、御山御參詣ありて、利光院へ立寄にて、同廿日御山御靈屋へ參詣ありて、台宗寺へ立寄候事。

一、同廿二日四ツ過時、學校へ參らる。松舍へ先づ着座、それより手水にて中室聖位へ拜これあり、講堂椽側より東の舍・食堂・西の舍廻覽ありて、人々講堂へ着座。講釋和田鐵之丞、天綱領講。小生習禮等ありて右濟、松舍へ歸られ着座、弓舟戶久左衞門弟子・吉田源之丞弟子等出て六本づゝ射、右終て饗膳出、それより太刀津田三郎右衞門弟子・槍羽原甚郎右衞門弟子馬嘗八內・市森彥市弟子夫々見られ候て七ツ半比歸らる。

一、明和三年丙戌正月十七日・廿日、御山參詣、二月兩度參詣ありしかども不詳。

一、三月廿日御山參詣、歸路京橋より下へ船着町・油町・大工町・仁王町・常盤町・堀端、同所御門より、南御門通歸られ候。

一、同月廿六日岡山曹源禪寺へ參らる。

兩使關東へ歸らるべきよし執政よりの奉書、四月朔日岡山に達しければ、來る九日岡山發足あるべきに依て、道中付參る人數、御留守居長谷川九兵衞・御使役佐々長兵衞・平賀與惣右衞門・御醫者三好春庵・中尾玄鈎・進辨司等命ぜらる。

同四日、兩使登城御饗あり。保國公にも御登場（城カ）御對顏ありて、早々御歸被遊。峰次郎樣にも御登城御出會也。兩使御下城直に御老中・御中老宅へ廻勤あり。

同五日、御山へ參詣。歸路國清寺へ詣らる。

同九日、發駕あり。見立に出る面々、去年來臨之時迎に出ると同じ、其外道中接待、去年に同じ。今夕片上止宿。翌十日爰を出立られし。尤、池田大膳は、舟坂迄見送として出られ、爰にて何も暇乞して歸りける。兩使は、道中滯りなく、同月二十七日歸着なり。

寛永十年癸酉巡見使　今年關東より諸國へ巡見使を出さる。

備前・備中へは、川勝丹波守・三上半兵衞の兩使なり。

寛文七年丁未巡見使　今年關東より諸州へ巡見使あるべきよし、閏二月十八日執政より申觸られぬ。

備前へは、稻葉清左衞門・德永頼母・市橋三四郎の三使なり。これによつて執政令法の旨を書寫して三使のもとより備前に達す。其令にいはく、

覺

一、今度諸國巡見雖被仰付、國繪圖・城繪圖、無用之事。

一、人・馬・家數改、無用之事。

一、御朱印之外、人馬は御定之賃錢取之、人馬無滯可出事。

一、何分を見分仕候とも、使者・飛脚・音信物、一切可爲無用。但、案内者入候處は、其斷可有之候事。

一、掃除等可爲無用。但、有來道橋、往行不自由之所は格別之事。　一、泊々宿所作事等可爲無用。並茶屋新規作り申間敷事。

一、國廻之面々泊りに着、米・大豆已下、所之相場に賣候、其外賣物、常々其處之直段に賣可申事。

右之條々、國主・領主・御代官方へ先達而可被相觸者也。

寛文七年閏二月十八日　内膳正・但馬守・太和守。

稻葉清左衛門殿　美濃守・豐後守・雅樂頭。

徳永頼母殿

高橋三四郎殿

右三使（備中の他領巡見ありし、）八月六日備中國之内備前領に入り、此夜西河知村に止宿。それより國中巡見あり。津高郡野々口村にて、貳斗麥之事被尋に付、右答に、畑壹反に麥貳升出置候、十年以前より始り今年迄、四度出し候、凶年之爲百姓共頼母志に仕候に付集め麥と申候、下方にて調兼候に付、奉行之威をかり申候、則此所に建置候は、此麥藏にて候と申候。赤坂郡惣分村にても、又尋あり。右之通申候。百姓共に御尋被成候はゞ、樣々可申上候、出し申計にて借り不申も有之、かり候ても或は壹割半或は一割、又利なしに貸あたへ候も有之、兎角救を專と仕候と申候。此段處々にて尋有之候由。（御郡會所留にあり。）同十一日、何れの村にての事にや、庄屋又は案内の百姓にむかひ何宗門と尋ねらる。佛者は佛者、神道は神道と答ける。かさねての問に、其神道の宗旨請は如何にとあれば、其生所神の祠官請に立ち、郡々に神職頭あり、其上に惣神職頭とて三人ありて岡山に居住せり、其元は京都吉田家にて候と答ふ。又歌(マヽ)宮の事の問に答へしが、先は諸國の神とは違へり、坊主は殘なく還俗と聞、尤、寺領は悉沒收せらるゝかと尋られしに、大かた附屬し、少々は沒收の寺も候と答ふ。かさねて、升合せといふは、いかなる升ぞと尋ありしに、むかしより有來の納升にて壹石を、京盤にてはかれば四升八合の出目あり、先年納升に京盤を用ふべしと仰付られし時に、作の出目を升合と下々にて御きかせに、升合をめに直し候へば、め上りたる樣に聞へしかども、畢竟百姓の出

す所、給人の納る所、共に昔の如くにて、過不及はなしとぞ答ける。同夜出家一人、三使の前に出て、當國の神主といふもの、一向不正の者なり、其上、吉利支丹の訴人をも成敗せられし事の候と申ければ、市橋三四郎殿家來宮川六之丞をもつて、左様の事もありしにやと、庄屋に尋あれば、庄屋承り、其様の事不覺候、先年大村權大夫と申者の若黨を吉利支丹宗なりと、姓名不知目安に入ありし、右穿鑿申付候に、其實虚分明ならず、件の若黨は權大夫に預置、其まゝ召仕ふべしと大守より申付候、其の後右の若黨不法の事ありて、大守に不申權大夫手討にし候へば、權大夫並に同身神子田助兵衛、談合人永田三郎左衛門等、皆改易申付られ候、若此の事にてや候はんと申ければ、六之丞必定其事にてあるべし、さて／＼にくき出家也とぞ申ける。同十二日、岡山に止宿ありて、同十三日片山驛に止宿にて、三使、庄屋を呼、當國政事のあらましを申せとあれば、先年仕置改められて過役の分は殘らずゆるされ、今にては、夫口米の外役はなく、百姓草臥し時は、下禮にて救米出候、水損・日損にて、飢饉の時は、扶持米をあたへられ、田地もなき鰥寡孤獨の類、或は病者には、常に其の恩澤ありて、産業をつとめて、それにても猶續きがたきは、過役ゆるされし恩詔の萬一に酬んために、村より飢寒を救ひ候、然るにいまだ行届かぬ類は、上に申て救米を請ければ、國中に住者、身上につまり他國に走ることとは、庄屋肝煎の無念に成ける故、飢寒の者まづ領分はなし、尤善事油斷なく吟味し、善事を書上諫箱に、何者にても入置けれ（るカ）、仕置月々年々に能成候、他國と考合れば、忝き事に候、神道に成も、押付、國主より申付られしにてはなく、國主年久敷好まれければ、自然に郷中より五・十人好む者出來候ひぬ、今にては領分の者、大かた神儒に歸し、其の者は善惡を辨ぬとも、國主好まれ、國政日々に能成候へば、定て惡敷事にては、よもあらじと申て、大かた神儒に成候、扨末々までも、少し禮儀の道辨へよとて、物語など仕べきほどの者、郷中へ入置れし、右おのづから善にうつり、惡を改る風俗の仕置にて、九十歳已上の者には、金銀等をあたへられける、右に百姓皆長命を願ひ、老を能養ふ様に成行候、大體は是等の事に候とぞ答へける

（同十四日、同所を立て、三使は播州に入られける。）同廿六日、浦邊巡見使として向井八郎兵衛殿・高林又兵衛殿、通船にて此夜下津井に止宿。夫より備前の浦々巡見ありて九月朔日（和氣郡片上にて兩使庄屋を呼出し、政事等尋ありしは、大かた、右にいふごとき事なれば、こゝに略す。）中にも小盜はなきかとの尋

なれば、必定なきとは得とぞ申まじ、惡逆無道の者もあるべし、村の中より惡人・盜賊何とぞ出ぬやうにと、ひたすら常に心配仕候と申せば、兩使聞て正直の言葉かな、餘國にて盜のこと尋しに、壹人もなしと申たるとぞ笑はれ、扨、商人にしめ賣する者ありや否やとあれば、庄屋答に、國中は申に不及、他國にてもある時は聞付次第家老並に奉行所へ申達し、外の訴とは事違ひ、諸人の爲又は忠節なれば、竊に訴ふべしと、つねに其の令ありし由をぞ申ける。船頭東原杢左衞門に、此度浦邊巡見使來らるるに付、西國にて馳走之樣子見分仕、委細に度々注進申候へ、と船奉行中村主馬申渡、小串小早にて安藝國廣島城下へ行き、馳走之樣子、船奉行植木權大夫方にて日々聞合、繼飛脚、御船にて、度々岡山へ注進をし、兩使同國宮島へ着を見屆、其の儘下津井へ罷戻り相待、同所へ兩使着、夫より備前海上案內して、國境赤穗被上嶋まで送、九月五日仕廻とあり。

天和元年辛酉巡見使

去延寶八年庚申五月八日、將軍家綱公御他界にて、今年五月、綱吉公征夷大將軍內大臣正二位右近衞大將に任ぜられ給ひければ、諸國巡見使を出さる。

當國へは、高木右衞門・服部久右衞門・佐橋甚兵衞の三人。他領巡見あって、九月三日備中淺口郡口林村に至られければ、御使として、津田重次郎・服部與三右衞門彼地に出、夫より跡に附添ひ、同夕同郡西阿知村止宿にて、こゝにて委しき御口上を申演ける。同四日雨天にて當所に逗留あり。同五日他領巡見ありて、其夜は木下肥後守の在所足守に止宿し。同六日、備前津高郡へ三使至らるゝにより、池田主水勝尾村へ出張す。同所晝休、此夜同郡野々口村に三使止宿なれば、爰へも又主水も參りぬ。同七日赤坂郡西輕部村晝休、同夕は和氣郡矢田村止宿。同八日磐梨郡吉原村晝休、同夜上道郡沼村止宿なり。爰への御使澤權太夫。同九日岡山止宿なれば、迎として能勢庄右衞門四ツ金迄出張し、森下口へは家老之面々出張なり。やがて三使岡山に到着あれば、御使として、岸織部旅宿にまいる。曹源公も御對面のため旅宿まで御出也。池田主水・日置左門兩人も、御贈物の目錄もたせて宿にまいる。兼て三使より好之御書出を主水・左門持參。佐橋甚兵衞の宿中之町柳屋所にて三使一座之所へ右御書附差出さる。此時津田重次郎・服部與三右衞門も、主水・左門一所に三使の前へ出、口上に委細は申演る。同日夜又御使として大杉平之丞もまいれり。あくれば十日の朝、上使送別の御使は宮城大藏也。三使京橋下より乘船にて、兒島郡天城村へ渡海。此夜同村に高木忠右衞門、藤戸村に服部久右衞門・佐橋甚兵衞止宿なり。此處は池田主水采地なれば、同人又爰に出張せり。有松源五左衞門も御使としてこゝに參る。同十一日には用吉村晝休、同夜日比村止宿。翌十二日天氣晴れ同所より三使乘船、八幡丸に高木忠右衞門・案

内津田重次郎、日光丸に服部久右衛門・案内服部與三右衛門、住吉丸に佐橋甚兵衛案・内川村平太兵衛なり。去し十月岡山より天城渡海の時は乗替船にて、此舟にはあらず。其時此本船は日比村へ廻し、今日はじめて此本船に乗られしと云ふ。此夜直島に一宿なり。こゝへ御訪使牧野彌二右衛門三使は直嶋へ揚られ、彼島巡見あり、此方役人津田を初不残船に宿せり。同十三日彼地御用仕廻はれ三使又きのふのごとく乗船にて、邑久郡牛窓村へ渡海、同所止宿。こゝへの御使草賀宇右衛門。同十四日同郡磯上村晝休、同夜は和氣郡片上驛止宿。同十五日三石驛止宿也し。こゝへの御使伊木勘解由。同十六日、三石を發せられ、播州へ三使入らる。御國境まで津田重次郎・服部與左右衛門を初め、郡手の役人共見送り相済。此夜三使姫路止宿なれば、同所へお使として中村主馬参り勤む。

寶永七年庚寅巡見使

將軍家御代替によつて、關東より巡見使諸國に到られける。

されば備前におゐては、郡方藤岡勘右衛門・小堀彦左衛門、町方松浦覺之丞、船手梶浦丈右衛門と、其役を定められ、諸事先規の如く支度あり。さて八月十五日、黒川與兵衛。岩瀬吉左衛門・森川六左衛門の三使、備中他領より岡山領分西阿知泊り。同十九日岡山泊り。同廿三日三石泊り。翌日播州へ移らる。

松平久馬助殿の在所、播州粟鹿領二十四村の百姓、此度の巡見へ訴狀出して騷動するよし、江戸にて久馬助殿より、備前家老池田主殿・池田刑部・池田隼人まで書狀を以て申越されければ、今井文左衛門を以て、粟鹿の家老に事の樣子を尋ねける。今井面談し、早速岡山に歸りて曹源公の御前に出來事の子細を申上げると云。一說に、今井の粟鹿に行しは、六月十九日の事と云。按に、此說是ならん。播州北の方は備前より先に巡見あるべし。備前の巡見終りて後、播州粟鹿へ到られば、今井歸りて曹源公へ申上べき理なし。曹源公は、八月九日岡山御發駕あれば、六月の事とすべし。今此說にしたがふ。

享保二年丁酉巡見使

去年四月卅日、將軍家繼公御他界、吉宗公の御代になりければ、今年諸國へ御巡見あり。

備前へは、松平與左衛門・落合源右衛門・遠藤源五郎の三使なり。七月十四日備中西阿知村泊り。

朱書　付箋に而　十八日岡山、墨書　同廿三日三石　朱線

延享三年巡見使

去乙丑、將軍家御代替、吉宗公西御丸へ御入替にて、大御所樣と奉唱。家重公御城へ御移り。勅使御下向。十一月朔日、將軍宣下御規式ありければ、今年に至り諸國御巡見有之。

御國へは御使番小幡又十郎、御小姓與杉橋民部・伊奈兵庫の三使なり。右三人衆は美作・因幡・伯耆・石見・出雲・隱岐・長門・周防・安藝・備後・備中・備前、已上十二ケ國御巡見之由、他領より、七月四日備中國岡山領に至られ、西原村泊り。五日は他料（庭瀬・足守）に泊り。六日津高郡勝尾村晝休、野々口村泊り。七日赤坂郡輕部村晝休、佐伯市場村泊り。八日上道郡藤井驛晝休、岡山御本陣三軒へ泊られ、翌九日京橋下より乘船兒島郡天城村に揚り、其夜同所に泊り、十日日比村晝休、同所より乘船、他領直嶋へ至られ、同所泊り。十一日乘船にて邑久郡牛窓村に着船。同所晝休、須惠村泊り。十二日和氣郡片上驛晝休、三石驛泊りにて、翌十三日播磨路へ歸らる。

寶暦十一年辛巳巡檢使

去年四月朔日、將軍家重公御隱居、家治公に御讓り、御本丸・御西丸御入替御代替り。よつて今年諸國へ御巡見これあり。

備前へは御使番阿部内記、御書院番杉原七十郎・弓氣多源七の三使なり。七月廿三日他領より、備中西原村へ來られ、同夜、同所泊り。廿四日芦守泊りにて、翌廿五日津高郡勝尾口より入られ、勝尾村晝休、野々口村泊り。廿六日赤坂郡輕部村晝休、磐梨郡佐伯村泊り。廿七日上道郡藤井驛晝休、岡山泊り。廿八日京橋下手より乘船にて、兒島郡へ渡られ、天城村泊り。廿九日日比村まで陸地にて同所晝休、それより船にて直嶋へ渡海、同所泊り。八月朔日、直嶋より邑久郡牛窓港着岸、同所泊り。二日須惠村晝休、和氣郡片上驛泊り。三日三石驛泊り。四日同所を立ち、船坂通り播州へ移られし。

右御巡見前御觸あり・・・・・・・・左に記す。

此度御巡見衆、御城下御一宿被成候、左之通可被相心得候。

一、御巡見衆御一宿、西大寺町・榮町・下之町にて候、御宿近邊之士屋敷は不及申、御家中火之元、隨分念入、不寢番可被申付候、御巡見衆御着之時分より御立迄、諸事物靜に仕、火之廻り有之、若出火之節は、兼而如御定、隣家之面々早々駈着、踏消候樣に可有之事。

一、御巡見衆岡山町へ御着之節、御道筋は、召仕之男女猥に使に差出申間敷候、無據儀にて遣し、若御通之節通り懸り候はゞ縱遠方にても、門内か家の内へはいり、見懸りに居不申樣可申付事。

一、御巡見衆御城下御泊之刻、御旅宿前は往來不相成候、火事之節火消之面々たり共、可成程は致用捨、尤近火は可爲格別事

一、若御旅宿近火にて御巡見衆御退被成候時、火消並受取所、其外出勤之面々、途中にて御行逢候はゞ下馬可有之候、勿論對

御巡見衆無禮ヶ間敷儀無之、御家來迄申事等無之様、銘々家来末々迄、念入可被申付候事。

一、御巡見衆御泊之日、吉凶之參會共無用、並打蝶有之間敷事。附紙に、「御隠便中之儀に候得ば、此段不及相觸儀勿論之事に候へ共、任前格本文之通りに候。」

一、御巡見衆、御家來之内へ筋目有之、對面仕度面々も有之候はゞ、其趣可被得差圖事。

一、御家中並町方葬禮之儀、御巡見衆御泊近邊は不及申、遠所たり共、葬禮之鐘之音聞候程之間之寺、又は京橋を越川向へ遣し候儀、御逗留之内は、差控可申事。

七月

此度諸國御巡見御通行に付、御領内隨分嚴重に万端御〆り向相慎、訖相守候様可有之候、右之趣御含も有之に付、被仰出候

豐後殿被仰渡趣

七月廿一日

一、備中笠岡村御泊へ御使者矢部源右衛門。

一、同所へ、御領内中附廻り大庄屋左之者共、延繪圖持參、御三方御用人に逢罷歸、地頭上村より御供仕、但、地頭上村へ罷出候御附醫之面々、名元先達而御持被成候間、御附廻り大庄屋へ一通づゝ相渡、御上方用人へ差出候事。阿部内記殿御附廻り天城村四郎右衛門・神崎村與一右衛門、杉原七郎殿附廻り岡谷ノ勘十郎・外七番ノ善六郎、弓氣多源七郎殿附廻り雄町村武平治・江與味村彥七郎。

一、同所御泊へ西原村三軒之御宿主を大庄屋召連、御宿繪圖、並、御高村之寫、高・物成之書付共致持參、御三方用人に逢罷歸。此以後の御泊り所へ御宿主・前夜之御泊へ罷越候事、御宿主同代介假亭主幸三郎・五十郎・紋左衛門。

一、御巡見地頭上村へ御移。前々日、郡代生形半右衛門・假郡代石丸平兵衛、並御附廻之面々水江村へ罷越一宿。翌廿二日占見村一宿。廿三日地頭上村へ御移之當日、早晩一統に同村へ罷越。

一、矢部様御領分淺口郡口林村十五丁。鴨方村御晝休三丁、同所へ左右帳を六人之大庄屋共持參可仕事。

一、岡山之道法九里。地頭上村五丁、同所橋詰へ麻上下生形半右衛門・同石丸平兵衛・十徳中村友逵・同大賀玄仰・同木畑貞因・麻上下多賀文右衛門・同藤井喜右衛門・同赤堀長四郎・同中村與兵衛・羽織立付高原武右衛門・同太田與一郎・同小松原喜平次。右三人は河原下惣供前へ罷出る。

御巡見衆御三人へ御附廻り不意御使御手當御先歩行松原勘六・同甚左衛門。右同斷。惣供之跡に可居申供駕籠六挺。右何も橋より下の方河原に並居る。生形半右衛門預り二十人・小頭二人、石丸平兵衛預り二十人・小頭二人。此分は橋より上の方河原に並居る。

右之通罷出申候處、御郡代へ御挨拶有之時、御口上之趣、左之通、御銘々へ申達す。

私共儀、郡方用事申付置候者にて御座候、領内御廻り被成候内、御跡に附參、御用等被仰候樣に申上旨、伊豫守申附候。

一、御國中にて御障有之、御逗留有之候はゞ、其趣次第、小仕置共之内へ遣候事。

一、右地頭上村へ御移被成候趣、御城下へ注進差立可申、尤小仕置中當。

一、地頭下村十五丁、古見村九丁、矢部樣御領分、古見新田十二丁、上竹村三十町、此間に御水茶屋上竹村之内竹坂矢部樣御領分、七嶋村此間、他領なり、一里三十八町、此間之分れ道より御巡見御三人共玉島通り御越なり、附廻り御役人・御郡代初、平生之道を直に西原村へ罷越す。

一、西原川渡場、士鐵炮持羽織難波吉右衛門・岡代介假亭主幸三郎・名主五十郎・同紋右衛門鴨方より三里三十三丁、岡山へ五里九丁、他領庭瀬へ三里三丁、西原九丁、御泊。

一、右同所へ御着の節麻上下河合源大夫・同多賀文右衛門・同石原宇左衛門。

一、御宿主三人共、御着・御立之節共、上下丸腰にて可罷出候。此以後御泊々々も同斷、尤次の御泊へ御禮に可罷出。

一、岡山へ注進候事。

一、西原村へ御船手より梶取參、御人數・御荷物積り、御附廻り大庄屋承候事。

一、御好之書付、西原村御泊にて御請取被成候哉否御尋可申事。

一、御領分初而の御泊に付、麻上下着、生形・石丸・御醫者三人同道、御宿々へ伺御機嫌參上仕、兼而被仰付候樣口

上書仕、御三人之御宿へ一通づゝ持参仕罷歸。尤河合源大夫・御郡奉行・御郡目付も晩伺御機嫌御宿へ罷越。御郡代兩人口上書、左の如し。

先刻領内境へ罷出居申候處、御懇意之段忝奉存候、何御機嫌各様迄參上仕候間、御序之時分宜被仰上可被下候、先刻御直にも申上候通、私共儀、此度領内御廻りの節、御跡に附、諸事御用等承候樣被申付候、御用之儀可被仰付候、是へ同道仕候は、本道外科中村友達・大賀玄柳・木畑貞円、自然御用も御座候節は承候樣伊豫守申付候、各樣御見知置候樣にと存、同道仕候、領内御廻之内、御跡に附參申候間、御家來衆末々に至迄、晝夜によらず、無御遠慮可被仰付旨、用人へ挨拶仕候事。

一、明日、松島より他領之分御附送り不仕、直に御跡に殘り、明後日勝尾村へ罷出候儀、先達用人迄致挨拶置。

一、同所火廻り、並、御立以後御跡〆り共火事羽織踏込渡邊源七郎。

一、同所御立之節、村東外へ羽織袴生形・同石丸。同河合・御醫者・同多賀文右衛門・石原宇左衛門・中村與兵衛。

一、西河知村十一丁、窪屋郡、水江村五丁。同所御渡場才判士鐵炮羽織袴難波吉右衛門。八王子村九丁、川入村八丁、子位庄村廿丁、平田村六丁、別府村七丁、御水茶屋もすかはな・中田村八丁、三田村八丁、都宇郡松島村此間他領入組庭瀬迄凡一里。此處へ羽織袴藤井喜右衛門・御附送りの面々、同所より勝尾村へ直に罷越、他領庭瀬村御晝休足守迄二里半。同足守御泊岡山迄四里五丁。

一、二里野々口村御宿主、右同所へ御宿繪圖持罷越。

一、足守二里、岡山へ四里五丁。津高郡勝尾村御晝休、御宿主彌平治・文太郎・文次郎。

一、御境杭從是東備前國、御郡代一人・御醫者三人・多賀文右衛門・田代元右衛門・河瀨吉大夫・中村與兵衛何も麻上下。

右何も御境杭の脇畠之内に罷出、供之者は二十間計り跡に並居る。

一、同所へ御使者、麻上下池田隼人・同御郡代出合。右坂之内中程へ罷出、惣供は二十間計り跡に並居る。御巡見御三方追々御着之節、半右衛門出向、是へ罷出申候家老隼人と申者にて御座候、伊豫守方より使者差出申由、御銘々へ御取合申達す。何も駕籠より御出、其時御口上に申達。　一、岡山へ注進之事。

一、旅中裝束は、御立之節、御附送りの面々羽織袴田代元右衛門・同河瀨吉大夫、御水茶屋日應寺村之内拾二本木、日應寺村一里八丁

御水茶屋萩野村之内ちから石、菅野村七丁、辛香村二十一丁、御水茶屋中山村之内峠之瀧、中山村十五丁、野々口村六丁、足守たり五里九丁、岡山へ三里、勝尾村より三里九丁。

御泊り御宿主、半左衛門宅、假亭主建部新町利左衛門・彌兵衛・七左衛門。

一、同所御着之節、上下麻服部與次兵衛。同堀彌左衛門・同水口茂助、同所火廻り、並、御立跡〆り共、那須惣十郎。

一、御三方共御着之上、御見廻・御使者勝尾村より直に出勤、上下池田隼人・御郡代同道口上。

無御別條御着之様子伺候様に申付置候由、御取次へ可申置候、様子に依御逢之事も可有之候。

一、岡山に注進之事。

一、御三方御宿々へ伺御機嫌罷出も、此段、御泊所にて右同断也。生形半右衛門・石丸平兵衛・御醫者三人・御郡奉行・御郡目付。

一、翌日御立、村外へ御附送之面々、輕部與次兵衛・堀彌左衛門・水口義介、小山村十二丁、河内村十八丁、御水茶屋同村之内岡山へ四里六丁、金川村七丁。

一、同所河原へ上下麻日置玄蕃・郡代出合口上、玄蕃知行所に付御用も可有御座哉と罷出申段、郡代申達す。御三方共下乘、御挨拶。

一、同所御石場、田代元右衛門、同所御渡場才判士鐵炮、土方六左衛門。鯨船二艘、上荷船二艘外に馬船。赤坂郡矢原村卅五丁六間、此處へ上下万代閏右衛門・同大橋彦兵衛、御水茶屋矢原村之内八ッ塚、新庄村四丁、寺部村七丁二十間、矢知村十九丁五十間、小原村六丁十間、御水茶屋同村之内峠、出屋村十四丁十三間、茶屋同村之内有來家、多賀村十七丁一間、岡山へ四里三十一丁、野々口村より四里二丁四十間、西輕部村御晝休三丁、御宿主治郎大夫・長十郎・助九郎。御着・御立共村外へ上下中山長左衛門・河瀬吉大夫。御立には御附送り面々も東輕部村九丁十間、今井村二十三丁五十間、北佐古田村三丁三間、此處へ上下加藤傳兵衛、磐梨郡砂田村六丁四十八間、河原幸次郎、水茶屋同村之内たわの下、東谷村六丁五十八間、田中村二丁五十八間、田尻村五丁四十八間、土生村六丁十四間、宇屋村十一丁一間、矢田部村四丁三十間。岡山へ七里、野々口より一里十三丁、西輕部より二里十丁五十間。御泊宿御宿主善右衛門・三郎兵衛・與惣治。

一、御着之節、河合源大夫・藤井喜右衛門・石原宇右衛門、同所へ上下土倉市正・御郡代出合、當寺土倉市正知行所に付御用も可有御座哉と旁々罷出居申候段、郡代より申達す。御下乗御挨拶。但、御三方御旅宿へも、市正御見廻、此も郡代同道。火廻り並御跡〆り共、阿部藤左衛門。

一、岡山へ注進之事。　一、御三方御旅宿へ御郡代並與頭・御醫者・御郡奉行・御郡目付、御機嫌伺に罷出候。

一、町方惣年寄・町方御宿主三人を召連同所へ罷越候事。

一、翌日御立、同所川端へ上下土倉市政・御郡代一人・河合源大夫・御醫者三人・多賀文右衛門・藤井喜右衛門・石原宇左衛門・旅中装束大橋彦兵衛。　一、同所より御郡代一人藤井、御使者取合之爲、先達而出足。

一、和氣郡矢田村八丁、矢田川御渡場へ河原幸次郎、鯨船二艘、外に馬船。同所御渡場才判鐵炮士宮崎杢兵衛、龍ケ鼻村十丁、河本村十丁、天瀬村二十丁、御水茶屋同村之内非手之上、莓原村十四丁、御水茶屋同村之内屋などの下、和氣村三十間、同所御渡場才判鐵炮士鶴飼忠八郎。

一、磐梨郡元忍村中山長左衛門、原村十四丁三十間、本村四丁、吉原村九丁、河田原村六丁、釣井村八丁、徳富村十七丁、海保木村二丁、茶屋同村之内保木、御小休同所有來家。小支度用意之事。岡山へ注進之事。

一、多田原村一丁、大井村二丁、鍛冶屋村八丁、宗堂村六丁、森末村八丁、御水茶屋同村之内切通し、寺地村八丁二十間、光明谷村五丁、下村・沖村九丁、万代團右衛門、上道郡砂場村八丁、堀彌左衛門、上下能勢少大夫、茶ケ部村十丁、沼村十丁、中尾村四丁、鐵村三丁。岡山へ二里、市場村より六里十二丁二十間。藤井村御晝休七丁、御宿主八郎兵衛・長十郎・八郎右衛門、同所御着之節、田代元右衛門・加藤傳兵衛、村外への御迎使者上下船戸久左衛門。御郡代出合、御三方共御下乗にて御い上申達、御返答有之。

一、同所より御郡代一人見合、森下口へ御年寄中御取合之爲、先達而罷越。

一、同所御立之節、御附送りの面々、田代元右衛門・加藤傳兵衛。宿村七丁、宍井村十三丁、長原村十二丁、勅旨村十丁、高屋村十三丁、茶屋二本松有來、原尾島村三丁、國富村二十一丁、

一、森下口へ御年寄中不殘御中老和泉殿不快出勤無之候はゞ、其旨可申達事。市正、在所より未罷歸段、御郡代より申達す。馬退候所野間二丁計り北の手。御年寄中より二三間を置小仕置不殘。又二三間を置大目付一人、町奉行矢部源右衛門。右何も御郡代一人罷出立合、御取次披露、御三方共、下乘夫々御挨拶有之森下口北細道之所に、町惣年寄共罷出る。

一、町口より、御先拂御一人へ一人づゝ、御徒目付麻裃・羽織、御先奉行江見半內・岸善左衛門・出羽六五郎同斷、右壹丁餘も御先へ同心之者二人づゝ、其先へ御先步行、其次へ御徒目付。

一、京橋に、御郡境之札建候事。

一、森下口より下之町迄之內、所々堅め、御先步行六人配り差置、小頭・足輕、横町又は御見通しの場所差置。

岡山御泊岡山より天城迄陸四里半、舟七里。御乘場へ下ノ町より凡五丁餘、榮町より凡三丁餘、西大寺町より凡そ一丁半餘。御宿主榮町鳥御屋 文兵衛、西大寺町丸尾屋 新兵衛

下ノ町內倉や八左衛門病氣に付、假亭主野村屋庄右衛門但、內倉屋庄右衛門と唱へさせ候事。

一、岡山御旅宿へ御着之上、先づ左の兩人伺御機嫌罷出る。生形半右衛門・石丸平兵衛。

一、御宿々へ御到着御見廻使者、宮城舍人御郡代同道。

一、御宿々へ兵部樣御使者丹澤藤右衛門、中務少輔樣御使者和田勘大夫。

一、御宿々へ伺御安否、御年寄中不殘、御中老、御郡代同道。

一、同斷。小仕置不殘、御郡代同道。

一、殿樣御自身三軒之宿々へ御勤被遊、御對顏此時郡代、御先に安部氏へ罷越す。御用老壹人、大小姓頭一人、生形半右衛門・石丸平兵衛。右御用老御側御用人は、次の間迄罷出御挨拶仕、但、此段御郡代より先達而先方用人に御斷申置。但、御三方共、右同斷。

一、御三方御宿へ船中假御郡代上下河合兵大夫、御船に附參候に付、御案內參上、御船奉行上下小堀彥左衛門御機嫌伺ひ、町奉行へ森川藤七郎御機嫌伺ひ。右三人共御郡代同道。

一、翌朝之御乘船之御時刻爲伺、御船奉行御宿々へ罷出、御用人へ申談候事。小堀彥左衛門。

一、町會所へ相談申而々麻上下御用老・御中老小仕置小堀彥左衛門・生形半右衛門。判形相詰夜中町奉行・大目付・寺社奉

行河合兵大夫　御留役矢部德右衞門・西浦惣左衞門。御取次河合源大夫。御祐筆屋敷奉行吉川甚大夫。町横目、夜中相詰。内海又兵衞・村上助十郎・西村半吉。御船子鹽田與惣左衞門、同人下役兩人。外に御徒目付三人内一人づゝ、晝は麻上下、夜は御袴り。御本陣三ヶ所、折々見廻る。　御先徒土井仁左衞門・菱川半兵衞・片山右源次・難波忠兵衞半夜代り。　同吉田清之丞・大森磯治不意御用御使共。小仕置物書一人・判形物書一人、大目付物書に高原又八郎・西野八郎、下勘定石原彦介・林又市、通ひ役三人、通子七人、坊主一人、御召船荷物才判御船手小頭三人。但、森不口へ不罷出面々は、町會所へ九ツ時迄揃。御廻りの御醫者三人御供より直に町會所へ相談、同所に泊り、翌朝乘船、並御郡方留帳役人御好之番付持參、御郡代に附廻り改。右同所相詰。

一、町内火廻り佐分利久次郎・舟戸新五左衞門・齋藤三郎介・佐分利半三郎。右二人づゝ組合代り〳〵相勤。但、銘々足輕十人づゝ、小頭一人、外に御貸人。

一、夜廻り忍三人づゝ、御泊別而、晩七ッ時より九ツ時迄。武岡勘十郎・萩野久七郎・早川與右衞門。同夜九ツ時より、明ケ六ツ時まで。中原辰十郎・岸田小右衞門・吉岡半内。當日朝六ツ時より、九ツ時迄。藤村段右衞門・早川杢左衞門・早川數右衞門。同晝九ツ時より、暮六ツ時まで。瀨野利右衞門・荻野武左衞門・今中喜郎。同夜六ツ時より、夜九ツ時まで。藤村半七郎・岸田金次郎・武岡勘十郎。同夜九ツ時より、明ケ六ツ時まで。萩野久七郎・早川與右衞門・中原辰十郎。明ケ六ツ時より、御立迄。岸田小右衞門・吉岡半内・藤村段右衞門。

一、御宿家近火之節、御手配左之通。

阿部内記殿へ。火消土肥典膳御足輕・町役添、御先乘丸尾治右衞門・御足輕添菅市之丞・御馬一疋。　杉原七十郎殿へ。火消水野主計御足輕・町役添、御先乘雀部次郎兵衞・御足輕添一森彦十郎・御馬一疋。

弓氣多源七郎殿へ。火消上坂多仲御足輕・町役添、御先乘梶田清右衞門・御足輕添三田與右衞門・御馬一疋。

一、近火の節は、御退場。

阿部殿東は小橋町澤屋丈右衞門、西は大雲寺。　杉原殿東は西中島和田屋八右衞門、西は慶福寺。　弓氣多殿東は小橋町茶屋惠介、西は蔭凉寺。

右御退被成候節、先達而御退場へ罷越、夫々手配致し可取計者、湯淺新兵衞・町横目壹人、町年寄三人、御旅宿御荷物除候才判吉川藤七郎。

一、早鐘撞候はゞ遠近の無差別、御宿々へ御用老一人、小仕置一人罷越、御安否承候事。

一、先達而御尋之書付並臨時御好之書付共、御城下御泊にて御郡代より差出候事。但、御好之書付數多有之候はゞ御祐筆相調べ次の御宿へ附送り、大庄屋共より差出され候事。延享年中左候也。

一、若御障有之、御城下御逗留に候はゞ、御年寄中小仕置御旅宿へ罷越、御安否伺候事。

一、翌朝御立前、御使者丹羽藏人。御郡代一人同道。

一、翌朝御機嫌伺參上、森川藤七郎。

一、伺御機嫌參上、直に乘船相待居申、御通船之次第に御跡に附參る。生形半右衛門・石丸平兵衛・河合兵大夫。

一、伺御機嫌參上、直に乘船相待居申、御船中御先乘、小堀彥左衛門。

一、下之町より京橋迄之内、所々固め、御先徒五人配り差置、小頭・御足輕、横町又は御見通之場所見合指置。

一、御船用意次第、町奉行より町横目を以て御用人迄御案内仕、御出立之事。

一、御立之節御乘船場迄、御先拂一人に御徒目付一人、御先徒一人づゝ出る。右之外前日之通り、衣類も同斷。

一、御旅宿御立爲御見立、京橋下へ罷出る面々、麻上下 御年寄中・御中老小仕置。

一、大御目付森川藤七郎・矢部源右衛門・笹岡忠八郎・河合源大夫。町横目手御船古宮新右衛門。右之通、段々に罷出居申。御先方取次披露、御三方共御下乘御挨拶。外に、町年寄共御宿主三人、右厚木下に罷出居申。

一、中務少輔樣より爲御見立御使者、御高札場之所へ罷出る。

一、火廻り引廻し橋本町東北角へ罷出る。佐分利久次郎・舟戸新五左衛門・齋藤三郎介。佐分利半三郎。

一、京橋下三ケ所御召場にて段々川御座候御乘船、川口下にて小早に御召替。

一、御郡代並假御郡代共、銘々の乘船小早にて、御一人御跡へ壹人づゝ附廻る。但、京橋下より川口迄は御鷹野船の事。

一、小堀彥左衛門、川口迄御鷹野船。川口よりは小早にて御先乘。

一、御醫者三人小早にて御附廻り。

一、多賀文右衛門、先達御船にて天城村へ罷越。

一、當方役人三人並作事方二人、下役人壹人、何も一所に乘組、小早にて渡海。

一、御召船へ御茶・辨當入申候に付、坊主三人御船々へ壹人づゝ乘申事。内記殿御船へ御坊主傳齋。七十郎殿御船へ同久竹。源七郎殿御船へ同善古。

一、御召小早の御銘々へ、御提重一組づゝ・餅菓子二品・肴品々・名酒一種づゝ。御船中へ菓子入候事、先達而大庄屋共より内意可申置事。

一、御供御家來中へ、右同斷。但、重箱詰・常之酒。

右者御郡方にて仕立、川口にて中山勘右衛門・中野所左衛門持參。御召之御船頭へ渡之、御家來への重箱は御供船中乘へ渡之

一、此方様御役人在出之面々船中にて賄役人大庄屋今村助三郎・同上中野村傳左衛門。　一、平井大手筋、万代團右衛門。

一、川口麻上下伊木豊後、御船奉行出合、御三人共段々川御座候て御下り、福島新田端より滞木迄之内三ヶ所に御乘替之小早繋居申、御三人共御乘移、追付御出船前、御船々へ御用老船押寄、當所迄罷出、御用も御座候はゞ、被仰付候様に、伊豫守申置候由申達候。

一、阿部内記殿御船にて一番大鼓打、出船之用意、二番大鼓にて碇を取、三番大鼓にて御出船。但、外御兩人之御船同斷。

一、御召船三艘へ御貝吹乘候事。内記殿御船へ御貝吹中村惣左衛門、七十郎殿御船へ同濱崎勇七、源七郎殿御船へ同安田市郎兵衛。

一、御附送り大庄屋も御船々へ乘組、嶋々御尋之節、御答可申上事。

一、福島大手筋へ、河原幸次郎。

天城村・藤戸村御泊十九丁、御宿主、四郎右衛門、假亭主粒江村三右衛門。藤戸寺假亭主柳田村作左衛門、源介假亭主吹上村五郎右衛門。

一、御着船御揚場へ多賀久右衛門・加藤傳兵衛・石原宇左衛門・中村與兵衛。

一、當御泊より矢部源右衛門御附送り相勤。並、中山道庵・田中意徳、岡山より御船にて御附送り。

一、伺御機嫌郡代・初醫者・郡奉行・郡目付共、御宿々へ罷越。　一、岡山へ注進候事。

一、御揚場へ罷出、御着之上、御宿々へ伺御機嫌小堀彦左衛門。同所より直に日比村へ罷越可居事。　一、御宿々へ御使者村上藤左衛門御郡代同道。

一、和泉殿同所御立之節、御附送り面々並加藤傳兵衛・石原宇左衛門。

一、火廻り並御立以後御跡〆り共、渡邊源十郎。

一、浮洲之岩へ、先年御巡見御寄候事。

植松村十三丁、彦崎村十六丁、御水茶屋同村之内山端、川張村八丁、片岡村八丁、宗津村十丁、迫川村二十二丁、御水茶屋同村之内宇、藤木村十三丁、用吉村十二丁、御水茶屋御村之内、御小休同村御高札場脇、迫間村十三丁、長尾村三十一丁、御水茶屋日比村之内峠、日比村岡山へ陸十里・舟路八里、天城より四里二十丁。直

（島迄船路一里半。）御晝休、御宿主幾左衛門（假亭主、胸上村、）久六郎。堀伊勢（假停主、八濱村）勘介。市左衛門（假亭主、八濱村）傳左衛門。

一、御着之節、中山長左衛門・河瀨吉大夫・小堀彥左衛門、御宿々へ罷越、御出船之御案内、御用人迄可奉申上事。

一、御立之節、御船端へ可罷出面々、御附添り面々、中山長左衛門・河瀨吉大夫。

一、御船奉行御先乘、御郡代・假御郡代共、銘々乘船にて御跡より附乘。

一、海上島々等之義御尋之節、御附添り大庄屋より可申上事。（他領直嶋御泊、岡山へ注進之事。）

一、同所御立之節、御船へ御提重一組づゝ、御家來へ重箱詰。（諸事川口に同じ。）

一、日比より直嶋の間にて、延享年中御巡見衆三人共、貝御所望に付、御召船三艘にて貝起申候由。

一、（直嶋より六里半、岡山へ七里。）邑久郡牛窓村（一里四丁、）御泊御宿主、助三郎・初左衛門・是介。御船付場、河合源大夫・輕部與次兵衛・堀彌左衛門・（上下）尾關九郎兵衛・能勢少大夫。　一、御宿へ御使者（上下）津田丹下。（御郡代同道。）　一、岡山へ御注進之事。

一、右同所に御着早々御郡代並船中假御郡代・御船奉行、御宿々へ參上、伺御機嫌並御着船之御欽申上、御醫者も同斷。（但、御郡代より御取次迄申達。小堀彥左衛門儀、最早御用も無御座候はゞ、舟共仕廻可申哉、並、船中郡代も御用無御座候はゞ、仕廻可申哉。之儀御用人迄御尋被下候樣申達、其上にて相仕廻可申事。）

一、火廻り並御立已後御跡〆り共、那須惣七郎。　一、御立之節、御附送、河合・尾關。

一、伊木豐後家來、士二人、足輕十人差出置、御郡代共へ相達、出火等之節差圖可致事。（但、御巡見翌朝御立已後仕廻候事。）

奥浦村（八丁、）小津村（二十四丁、）御水茶屋（同村之内てんば作、）井田村（七丁、）土作村（二十丁、）御水茶屋（同村之内荒尾圓山のはな。牛窓村より二里二十七丁、岡山へ五里半。）西須惠村御晝休（十一丁、）御宿主、丹介・喜太郎・助三郎。　一、御着之節、藤井喜右衛門・赤堀長四郎。

一、御立之節、御附送之面々、藤井・赤堀。

東須惠村（十四丁、）飯井村（二十丁、）磯上村（十七町、）御水茶屋（同村之内大塚。）和氣郡福田村（十九丁、）御水茶屋（同村之内しほ金坂ノ下、）万代團右衛門・大橋彥兵衛。大内村（十三丁、）御水茶屋（大池堤。）茶屋（大池端有來家。）伊部村（十五丁。）延享年中御巡見御三方共、伊部村五郎右衛門所へ御入。引物細工御覽之事。

一、牛窓より五里、岡山へ六里八丁。同西片上村五丁、御泊五丁、御宿主、五郎右衛門・勘十郎・猪平次。

一、同所御着之節、田代元右衛門・石原宇左衛門・上下杉山與大夫。　一、岡山へ注進之事。

一、火廻り並御立以後御跡〆り共、阿部藤左衛門。

一、翌日御立之節、御附送り之面々、田代元右衛門・石原宇左衛門・杉山與大夫。東片上村三十一丁、伊里中村三丁、木谷村三十一丁、御水茶屋同村之内、八木山村二十四丁、御水茶屋同村之内地藏のたわ。岡山へ九里、三石村西片上村より二里二十四丁、舟坂御國境迄廿六町廿間、御泊御宿主、彌三郎・幸吉・五三郎。　一、岡山へ注進候事。

一、三石村へ御着之上、御宿々へ御使者上下池田主殿。御郡代同道。　一、火廻り並御立已後御跡〆り共、渡邊源七郎。

一、同村外へ罷出上下河合源大夫。同中山長左衛門・同河瀬吉大夫・同大橋彦兵衛。舩坂茶屋同所有來家。　一、右同所御立之節、御見立村外へ上下池田主殿。

一、舟坂御國境へ上下御郡代兩人・同矢部源右衛門・十德御醫者三人・上下輕部與次兵衛・同堀彌左衛門・同加藤傳兵衛。

一、舟坂より岡山へ注進之事。　一、江戸へ飛脚差立候間、御用等も御座候はゞ可被仰付哉之段、御附廻り大庄屋より申達。

一、江戸へ御注進飛脚出足。備中御領分へ御入之節、七日着。岡山御止宿之節、日數定格。播州へ御移之節、七日着右公儀御屆。但、大坂・京・伏見共、此儀小仕置より三ヶ所御留主居へ相濟候節の御飛脚に申遣、御泊村一通遣す。尤大坂へは御領分へ御入之節之飛脚にも申遣す。

一、御巡見衆御歸府之上御進物、紗綾十卷・干鯛一折・樽代千疋。但、御用人へ被下物も格通。

一、播州御泊御宿へ、御使者河田杢右衛門。

一、御巡見衆御歸府之比考合、江戸へ御飛脚御差立、御郡代より先方用人迄書通有之事。

一、備中國境・備前國境・津高郡勝毛村より直嶋迄、同所より備前國和氣郡三石村之内播磨國之境迄、御道筋之道法凡四十七里三丁二十間。備中國淺口郡地頭上村より同國都宇郡松嶋村迄、御道筋之道法、他領入組共、延而凡六里。都合凡五十三里三丁。

二千俵
阿部内記殿　用人高見原左司馬・公用掛茂木了右衛門・同古河丈右衛門・大目付勝手掛角田羽右衛門。取次田川宗治・近習目付勝手廻富塚波門・同河合十藏・中小姓松本彌惣次・同千葉幸右衛門・同角田金之丞・徒目付小人支配青嶋茂七・同岡田武助。
七百石
杉原七十郎殿　用人近藤喜藤次・田嶋左仲・目付内田忠四郎・取次武井庄八・中小姓桑原彥五郎。
千二百十二石餘
弓氣多源七郎殿　用人田嶋宇兵衛・伊藤五兵衛・取次兼目付伊藤小右衛門・取次中村官治・近習五島要介・同萩原舍人・書役松田八右衛門・中小姓小林新兵衛。

寬政元年已酉巡見使

此度御巡見石尾七兵衛殿・花房仙五郎殿・小濱平大夫殿御越、來月三日備中御領分へ御移、同七日岡山御止宿被成候、依之別紙之趣相觸候樣に、御用老被仰候。御近習御仲間へ御傳、御組支配有之御方は、夫々相觸候樣可被成候。以上。

閏六月廿九日

此度御國表御巡見御通行に付、御領內隨分嚴敷重に万端御〆り向相愼、訖相守候樣可有之候。右之趣、御令も有之に付、被仰出候仲間へ相傳、組支配へも可被申聞候。右御用老被仰渡。

此度御巡見衆、御城下御一宿被成候に付、左之通可被相心得候。

一、御巡見衆御一宿、西大寺町・榮町・下之町にて候。御宿近邊之士屋敷は不及申、御家中火之元隨分念入、不寢番可被申付候有之事。

御巡見衆、御着之時分より御立迄、諸事相靜に仕、火御り有之、若出火之節は、兼而爲御定隣家之面々、早々駈着踏消候樣可

一、御巡見衆岡山町御着之節、御通筋へ召仕之男女、猥に使等に差出間敷候。無據義にて遣し、御通之節若行懸り候はゞ、縱遠方にても、門內歟家の內へ遣入、見へ懸りに不居申樣可被申付事。

一、御巡見衆御城下御通之刻、御旅宿前は往來不相成候。火事之節、火消之面々たり共可成程は致用捨、尤近火は可爲格別事。

一、若御旅宿近火にて、御巡見衆御退被成候時、火消並請取所其外出勤之面々、途中にて御行逢候はゞ、下馬可有之候、勿論對御巡見無禮ヶ間敷義無之、御家來と申事等無之樣に、銘々家來末々迄念入可被申付事。

一、御巡見衆御泊之日、吉凶之參會共無用、並、打囃子有之間敷事。

一、御巡見衆之御家來の內へ、筋目有之對面仕度面々も有之候はゞ、其趣可被得差圖候事。

一、御家中、並、町方葬禮之儀、御巡見衆御泊近邊は不及申、遠所たり共、葬禮之鉦之音聞候程之間之寺、又は京橋を越川向へ遣候義、御逗留之內は、差控可申事。

閏六月廿九日

右之外段々在所へ法令出る。（記すにいとまなくて略す。）同七月十日、三使備中國此方御領內へ入。追々例のごとく、巡見ありて、同七日岡山へ着。此時家老中小仕置・大目付・町奉行等桊下口に出迎ひぬ。扨三使の旅宿は、石尾七兵衛は榮町、田原屋與右衛門（火事之節退場、東は五明院屋源十郎向家、西は大雲寺。）小濱平大夫は下之町野村屋庄右衛門（火事退場、東は小橋町美作屋宇大夫、西は蔭涼寺前。）花房仙左郎は西大寺町丸尾屋重郎右衛門（火事退場、東は西中嶋町和田平次郎、西は正福寺なり。）とす。定めける三使旅宿に着あれば、まづ郡代小川九郎左衛普請奉行辻六郎大夫兩人、同所に伺候す。其後池田部を以て、三使へ御使あり。やがて今少將公も三人旅宿へ參らせ玉ひ、御對顔ありし。岡山火廻りは小畠儀右衛門・安田彥十郎・水原勝之介・鈴木市兵衛の四人なり。翌八日巡見使岡山を發し、京橋口より乘船。（諸事例のごとく、）今日の御使は山脇兵衛（小仕置）たり。かくて兒嶋郡、並直嶋巡見あつて、同十一日朝辰の刻同所出船にて、邑久郡牛窓へ渡らんとせられし海上、犬嶋沖の事なりしが、巳の刻比俄に雷雨、殊に風烈しく、すでに船くつがへらんとす。かゝりければ、牛窓より浦船ども數を盡して漕出つゝ、からうじて午の上刻牛窓に着岸ありて、石尾は奈良屋助三郎、花房は中崎屋初右衛門、小濱は奈良屋是助が方に入りて、皆々安堵の思ひをなして居らるゝ所、此夜亥之刻のはじめより、石尾七兵衛急病にて差込出、危篤に及びければ、付廻りの醫師布施透伯（本道・）笠原用牛（針治・）田淵立德等、術を盡しぬれども其しるしなし。此旨追々岡山に注進しければ番頭丹羽

藏人御見廻使としてこゝに來る。同十二日の夜、淡河興春岡山より出張あり。かねては今日出立の積りなれども、殘る兩使もまづ滯留ありしが、いよ／＼大切に及び、同十三日、梶浦杢之丞御使として岡山より來れり。小仕置水野主計も諸〆りのため出張す。されども終に快復なく、十四日の早曉寅之刻、死去のよし披露にて、同日の晩七ツ半比出棺にて、同所眞光院の寺内に葬る。同郡虫明村興禪寺引導にて火葬とし、骨をば石尾の家來江戸に持歸り、拔大庄屋を頼み、右火葬場の跡へ石碑をたてしなり。同十五日花房・小濱の兩使、牛窓を出立あつて、此夜片上に止宿。同十六日三石を越、播州へ赴かれたり。

右石尾病死之節 諸役人并巡見使馳走方役人・・・・・・・・・左に記す。

一、船奉行、安藤與左衛門。海上附送り、十一日の夜岡山へ歸る。

一、郡代、小川九郎兵衛。附送り出立迄滯留、葬之節は旅宿前にて見送り。

一、附送り醫者、布施秀伯・笠原川牛・田淵立德。葬之節、旅宿前見送り。

一、海上附送りに、郡奉行松村八郎右衛門。葬之節は旅宿前にて見送り。

一、附送り見積行、能能少大夫。葬之節右同斷。

一、火廻り、寺内平兵衛は、長井助役として出張。晝夜火廻り。出立迄。

一、加奉行、的場久次郎は九日より出張。十二日岡山へ歸る。

一、小仕置、水野主計は、石尾急病に付、諸〆りとして十三日出張。葬之節先に寺へ詣。十五日兩使出立之節、中浦にて見立、同日岡山へ歸る。

一、淡河興春は石尾病氣に付、十二日之夜出張。葬之節相從ひ同十五日兩使出立前、牛窓より歸る。

一、稲村孫之丞は、須惠村へ出張候處、石尾病氣に付、十四日牛窓へ出張。葬之時相從ひ寺へ參る。同十五日兩使出立前須惠村へ歸る。

一、竹内又右衛門も同斷。但、葬之節旅宿に於て見送る。

一、御使者、丹羽藏人。勤相濟早速歸る。

一、假郡代、辻六郎大夫。出立迄滯留。葬之節は從ひ寺に參る。

一、附送り郡奉行、渡邊利右衛門。葬之節は從ひ寺へ參る。

一、牛窓出張之郡目付、中村丹介。葬之節は先に寺へ參る。

一、附送り、太田與一郎。葬之節旅宿前にて見送り、其後寺へ詣る。

一、火廻り、長井爲右衛門。葬之節寺堅め。

一、加子引廻役、矢杉茂平太は船奉行同斷、岡山へ歸る。

一、御使役梶浦杢之丞は十三日に御使勤而早速岡山へ歸る。

一、牛窓在番河崎右衛門七は諸事請込。記すにいとまなし。

此度石尾急病にて江戸へ注進の事、（急飛脚の數、記すにいとまなし。）惣て巡見使備中にて備前領に入られし注進、幷に播州へ赴かれしとの江戸への注進は、七日切の飛脚、岡山止宿の注進は十日着の飛脚也。さて兩使大坂へ着かれし時は、同所の留守居役佐藤兵左衛門御使を勤む。同所京・伏見への御奉行所へも、其所の留守居役を以て、巡見使滯なく濟ける由御屆あり。かくて兩使は江戸歸着之上、御使を以て、紗綾十卷・干鯛一折・樽代千疋づゝを贈らせらる。兩使の用人へも物たまふこと、例の如く差あり。（此度巡見使の連人の姓名は、石尾の家來佐々木丈右衛門・中村宇平次・村田貢、給人目付といふ。龜山願右衛門。花房家來は、平野作次右衛門・土井瀧藏。小濱の家來は、中塚半作・柴田半次と言ふ。此外近習・徒士・足輕等は、しるすにいとまなし。）

小野權之丞　寫
川上廣樹㊞　校

吉備温故秘錄　卷之六十九（御國目付御巡見）終

吉備溫故秘錄

（來客）

吉備温故秘錄 卷之七十（原本、無卷數）

大澤惟貞輯錄

來客

寛永十三年丙子 朝鮮人來聘　去し寛永九年壬申正月二十四日、臺德廟秀忠公薨去、大猷廟家光公征夷大將軍に任せられ給ふ。これに依て今年に至り朝鮮人來る。信使白麓任絖、副使東溟金世濂、從事官靑丘黃㦿なり。今年十一月日缺 備前海上通船、牛窓へ着岸揚陸止宿せり。歸帆は翌十四年一月中旬なり。

接待の事、役人等の記錄を見ざれば、委しくしらず。諸士の譜中、見あたりの分左に記す。

馳走、土肥左吉。七五三通、小川門大夫。中官馳走、丹羽次郎右衞門。渡米源、岡田源大夫。

寛永二十年癸未 朝鮮聘使 信使尹順之趙絅申竹棠。　此度朝鮮人來朝に付、國々馳走膳部の定等、執政阿部豐後守・松平伊豆守より觸られける。

一、信使三人・上々官二人、七五三々寸膳。　一、上官五十七人、五々三。

一、中官百四十人、五々三。　一、下官二百七十八人、平膳。　以上。

一、古長老伊僧三人・侍十人・中間小者二十人・供、同斷。

委細の事は、京都諸司代板倉周防守、或は宗對馬守・大阪町奉行衆より申來りしといふ。

かくて段々用意ありて、日限等は宗對馬守のもとへ尋られしに、聘使より先へ朝鮮より貢獻の釣鐘、三月十三日備前海上通行せしによりて、下津井より室津迄城矢丸といふ船にて送る。小性船頭東京平左衞門勤む。　聘使五月晦日牛窓に着岸。其夜は同所に止宿、翌二月朔日出帆せり。此時の役人委しらず。　土肥左吉は五々三御馳走、土方衞兵衞は三使の通井鳥渡を勤む。舟戸帶刀何役かしらねど勤むとあり。歸帆は九月十三日といふ、此時接待初に同じ。

明暦元年乙未 朝鮮人來朝　去りし慶安四年辛卯四月二十日、大猷廟家光公御他界、家綱公征夷大將軍に任じ給ふに

依て、今年に至り朝鮮の聘使來り、備前國を通行あるに依て、七月朔日惣奉行は池田伊賀に命ぜられ、諸手馳走人の役を命ぜらる。

一、信使、伊木玄蕃。
一、上々官幷對馬守家老、土肥飛彈。
一、讀祝官・判事官・上官・次官、米田大膳。
一、中官、芳賀內藏允。
一、格軍、小堀彥左衞門・吉田源兵衞。
一、通詞、津田左源太・岡本多兵衞。同下々、藤岡六左衞門。
一、長老衆上下共、神圖書・島井淸左衞門。
一、船着かんき番所、岡田權之介・熊谷源太兵衞。
一、寺肝煎・道筋番所、下濃彌五左衞門。
一、牛窓普請、井、人足使々申候事。町屋通り掃除、莚敷せ、夜に入提灯とぼさせ候事。熊谷源太兵衞・中村四郎左衞門。
一、提灯とぼし奉行、德吉猪兵衞・三木市郞兵衞。
一、上下迎送人、牛窓にて格軍の給仕可申付、森半左衞門・梶田淸右衞門。
一、小屋作事方、田口五左衞門。
一、宿割・水船・松明・水溜桶・鍋・鷄三百羽・鷄卵六百・馬草・鹽、郡々にて相調、石川彥左衞門手前へ可相渡、西村源五郞・尾關與次右衞門。
一、米・大豆・炭・薪、請取渡、梶田喜左衞門。
一、船への進物奉行、松浦七兵衞・永田三郞左衞門・(横目)內藤數右衞門。
一、振廻諸道具收諸手渡人、山中市左衞門・山本六郞兵衞。
一、御家中よりの道具請取渡、中野仁右衞門。
一、肴・八百屋物・菓子請取渡、石黑後藤兵衞・河原藤四郞。
一、鹽・酒・味噌・醬油・酢、諸事渡、石川彥左衞門・岡島彌兵衞
一、茶道具・茶丼蠟燭・燭臺、村上了村・宗也。
一、白米渡、馬場次郞兵衞。
一、金銀箔・同龜足・作り花・杉原桃燈・きせる・まんていろ、羽原六大夫。
一、桶道具渡、(步行)三木孫右衞門・小森平右衞門。
一、疊・繩・澁紙・莚・草履・挑燈、鵜飼權右衞門。
一、篝油渡、(油屋)小左衞門。
一、下津井御馳走、幷遣物可指出人、稻葉志摩・荒尾內藏助。
一、同所水船・松明・薪肝煎、石川善右衞門。
一、牛窓御茶屋にて對馬守殿馳走、日置若狹。

同月五日船奉行中村立馬、朝鮮人迎として備後國鞆津に參る。八月二十五日朝鮮人牛窓に着岸上陸。翌二十六日萱出帆せり。兼て諸侯方より乘馬四疋、外にひかへ馬二疋、都合六疋づゝ指出さるべき旨、關東よりの御指圖な

れば、鈴田武兵衛・加藤三郎左衛門、馬をひかせ伊豆國三島驛まで參りし。九月十二日朝鮮人江戸着。十月二日朝鮮人江戸お城に登り候時、諸侯方衣冠に帶劔し御登城なり。同十八日名倉郷左衛門・一森彦三郎、馬をひかせて三島驛に參り、朝鮮人にしたがひ三州吉田迄歸れり。十二月二十八日朝鮮人にしたがひ三州吉田迄歸れり。十二月二十八日朝鮮人は備前海上に至りしかども、此度は牛窓には着せず、下津井に泊して二十四日同所を出帆せり。中村主馬は歸帆迎として、去十一月二十八日より播州室津に出張し、朝鮮人にしたがひ備後鞆津迄送り、夫より岡山へ歸かといふ。信使趙珩・兪瑒・南龍翼・學士李明彬。

天和二年壬戌 朝鮮人來聘　去りし延寶八年庚申五月八日、嚴有廟家綱公御他界。天和元年辛酉五月、綱吉公將軍宣下ありければ、今年朝鮮より來使あるべしとて、諸國共用意ありけるが、七月二十日官船并宗對馬守、下津井六口島へ懸る。此處へ丹羽治郎右衛門出張せしが、宗の船へ行き、翌朝出船まで相詰め諸事用を辨す。下津井在番大口平左衛門は病中に付、悴名代勤めにて出張せり。二十一日朝六口島出帆風波なく牛窓へ着岸し上陸せり。宗對馬守の家老用人は上陸せざる筈の處、着岸少し前牛窓へ揚るべき旨申越せしに付、俄に馳走所出來、中小性共に仰付られて、やう〳〵手合ける。さて其夜は爰に泊り、翌二十二日朝風波なく牛窓出帆。播州室津へぞ趣きける。

歸帆の時も、接待初に同じく、役人出張しけるが、十月八日備前海上通船しけれ共、今夜は牛窓に船よせず、直に沖を通る故御用意の菓子を土肥飛彈が小早船にぞ積みて、河合源五兵衛官船へ持參通詞へ渡す。來朝の時、上々官表愼齋・學士成翠虛・判事安蒼浪と富田元眞・小原善助と筆語、詩文賜答あり。

此度御用勤めし翟の連名なし、家譜にて見あたりとる分左に記す。

上々官七五三、并、上判事。醫師・學士、五々三御馳走、土肥飛彈・河合源五兵衛。上官御馳走、中村主馬・岡部長左衛門。中官、稻葉四郎右衛門・平野與兵衛。宗津島守□□（マヽ）宗津島守家來馳走、岡本多兵衛。火の番、船左七大夫・堀内源三郎。諸手賄方入用渡し、大西源大夫。筆禮、富田元眞・小原善介。諸手惣受込、服部與三右衛門・津田重次郎。海上附錄、丹羽次郎兵衛。

正德元年辛卯 朝鮮聘使通行　文照廟世をしろしめされ、諸事改革ありしかば、朝鮮聘使の式等、前縦（じゅう）にしたがひて共

設あり、諸國へ其趣を觸られし。

覺

一、朝鮮信使海路經過の時、津々湊々船がかりの場、并、迎送の船、水夫薪水等、往來の煩なきやうに沙汰の事。附、番船・援船等其用意爲べき事。

一、信使の船がゝりし所に、米穀・魚菜等、事かげざるやうに支度し、凡飮食の料其味そこねたる物等、用べからざる事。

一、信使の船がゝりの所に、失火・地震・暴風・高潮等、非常の變事、兼て其備を設け、時に臨でしどけなき擧動爲べからざる事。附、旅泊の津湊はいふに及ばず、御領・私領人民の居所、諸寺・諸在等、火の用心猶又油斷爲間敷事。

一、信使旅泊の所に、對馬守家來・諸大名御送の船に、人夛集る上は、各互に相戒め愼しみ下部等に至る迄、喧嘩爭論はいふに及ばず、聊も不禮の儀有べからざる事。

一、異國の人、風俗不案内によりて、無禮の儀ありとも、あながちに咎るにたらず、雖然捨置難き事に至ては、對馬守役人に達して、其沙汰に任すべき事。

一、津湊におゐて、信使の從者、私に賣買の事を相かたらふとも、一切に取合べからず。たとひ後日に及びて、事あらはれゝといふとも、物の多少、價の高下によらず、嚴科に處せらるべき事。

一、信使往來の間、見物の場所におゐて、男女・僧尼等雜り居べからす、簾・幕・屛風の類を以て其座を隔つべし、或は飮食の物を取ちらし、或は醉狂・高聲・無行儀成躰爲べからず、旅行の人とゞまり見、旅泊の舟集り見るとも、其道をひらき、見物の場を妨べからざる事。附近絹・緞子の幕、金銀の屛風等を以、見物の場を餝る事は、禁制に及間敷事。

有の條々、海陸御馳走人、御賄方はいふに及ばず、御料・私領・津々浦の町屋・在家・寺社等、各其支配のうえ、急度可被相觸候。

以上。

卯四月

かくて朝鮮の信使對州に着けるは、七月二十二日大風多して、副使の供船并に對州にて附置し番船二艘破損せり。去ながら朝鮮人に異條なし。此旨備前に聞えければ、八月二日水野治兵衛御使として彼地に行向ひ、人の損しなきを賀し、

且爾後出船の期等を尋られし。同八日對馬守の船に乗り、御口上をのべ、同九日こゝを發し、一（マヽ）、彼の勝本へ着けるが、風あらく同十六日まで滯留し、同日晩出船。同二十四日岡山に歸る。同九月信使牛窓通行ありて上陸せり。然るに曹源公當春より御脚痛ありければ、御起居御心にまかせられず、牛窓へも得出給はざるより、池田主殿を以て宗對馬守へ申入られしといふ。

曹源公より聘使に御書あり、左に記す。

日本備前國主從四位左少將源綱政遣使者欽言

朝鮮國正使趙公牙檣下

頃來殘蒸逸淩烟波、使船無恙今臻于此、珍重至祝、寔堪忻焉、因奉不腆土物、敬伸拜賀微意。笑納惟幸。

辛卯七月□（マヽ）日　使者口狀

かくて歸帆は、十二月二十七日牛窓へ着岸、同夜上陸、こゝに宿し、あくる二十八日出船しければ、同日日置隼人、此度御馳走がゝりし者共に、御用仕廻次第岡山へ歸り候樣にと申渡、追々岡山へ歸る。

朝鮮の聘使下津井より曹源公へ返簡あり、左の如し。

奉謝
備前國主　閣下
謹封

備前國前後存勞役至餽餉絡繹不仕感戢謹將一絕仰申謝悰。　滄波萬里未歸身流序居然又一春。　地主多情勤問訊香醪綺饌遍舟人。　昨遇立春故云。

辛卯歲除前一日

朝鮮國通信正使通政大夫吏曹參議知製敎趙泰億題于下津舟中。

翌年正月十九日、朝鮮人御用相勤候者共、殘らず御後園におゐて御目見申上、御能拜見、御料理を賜はりし。

享保四年己亥 朝鮮人來聘　去し元年丙申四月三十日、有章廟家繼公御他界ありければ、有德廟吉宗公御世をしろしめされしに依て、今年朝鮮國より聘使來朝せり。これに依て備前においても接待の用意ありて、其役人を定められしが、九月朔日牛窓へ着船、揚陸して客舍に止宿して、翌二日朝出帆せり。此時筆談の者は山田藤四郎定經字は孟贊號剛齊、白稱樂々子。松井七右衛門良直字は□□號汚柴。和田彌兵衛正尹字は子温號省齋。此三人なり。朝鮮人學士、姓は申、名は維翰字は周伯、號靑泉、官は秘書。著作郎書記三人、姓は張、名應斗字は弼文、號菊溪居士、行年五十。從事官記室を以て來る、一人姓は成、名は夢良字は女弼、號長嘯軒。副使記室を以て來る。書記筆耕牧堂は病あつて唱和なし。主客唱和酉中刻より寅刻に至れり。

歸帆は同十一月十七日牛窓に着船せり。信使は諸に去りて客舍に就ず、船にて泊す。副使黃公は獨り揚陸して賓館に就き、少頃して船に乘れり。

寬延元年戊辰 朝鮮聘使通行　去し延享二年乙丑十一月朔日、將軍有德廟御隱居、惇信廟將軍宣下也。これに依て今年朝鮮人來聘せり。四月十五日切下割備後國鞆津豫州宇和島伊達大膳大夫村隆出張にて馳走。出船せし處風波惡しく、同日夜兒島郡日比村に泊船、翌十六日朝同所を出船、同日未上刻、牛窓へ着船揚陸せし處、十七日風波惡しく、同夜も滯留。十八日巳上刻出帆、播州室津へ同日未中刻に着船、翌十九日卯下刻同所出帆。同二十日大坂入津、五月朔日同所出達、同二十一日江戶着。六月十三日江戶出立、同二十八日大坂へ着く。七月七日大坂出船。同九日牛窓へ着。少の間滯船追付出帆。兒島郡沼村の出崎日比兩所にて潮待、十日下津井表通船事濟たり。此時惣奉行、老中池田勘解由。

此度江戶において、左の通仰を蒙り給ふ。其書付。

朝鮮人江戶逗留中、東本願寺邊・淺草・下谷筋出火の節、火防、松平安藝守。御名（マヽ）、松平出羽守。右人數柳原邊迄若出、公儀御役人差圖相待可申。

來聘の朝鮮人官職・姓名左のごとし。

正使、通政大夫更（吏カ）、曹參議、知製敎、洪啓禧・字純甫・癸未生・號澹窩・木（本カ）南陽、四十六歲。　副使、通訓大夫行、弘文館典翰、知製敎、兼、經筵侍讀官、春秋館、編修館、南泰耆・字洛叟・己卯生・號竹裏・本宜寧、五十歲。　從事官、通訓大夫行、弘文館校理、知製敎、兼、經筵侍讀官、春秋館、記注官、曹命采・字疇卿・庚辰生・號菊谷、本昌寧。　上々官（三員）僉知、朴尙淳。僉知、玄德淵。僉知

洪聖鉉。 上判事(三員)僉知、鄭道行。訓導、李昌導。主簿、金弘。 製述官(一員)典籍、朴敬行。 書記(三員)奉事、李鳳煥。奉事、柳逅。進士、李命啓。 次判事(二員)判官、朴宗大。主簿、黄大中。 押物判事(四員)判官、黄垢成。僉正、崔鶴齢。主簿、崔仁。判官、崔嵩齋。 良醫(一員)幼學、趙宗壽。 寫字官(二員)同知、金大壽。後軍、元文龜。 醫員(二員)主簿、趙德祐。(按に二員とあれ共一人缺ぐ、蓁州・蕭州の舶中におゐて、中官一人病死とあり、もし此醫員なるか。) 書員(一員)主簿、李聖麟。 正使軍官(七員) 副使軍官(七員) 從事官軍官(三員) 別破陣(二人) 馬上戈(二人)(印文詞二十八歳、李世蕃四十四歳。) 理馬(一人) 典樂(二人) 伴倘(三人) 騎船將(三人)

自上々官至上官、五十二員。

都訓導(二人) 卜船將(三人) 禮單直(三人) 廳直(三人) 小通事(十人) 小童(十三人) 三使臣奴子(六人) 一行奴子(四十六人) 吸唱(六人) 使令(十八人) 吹井(マヽ)(十八人) 刀尺(六人) 炮午(六人) 毒懸奉持(二人) 形名旗持(二人) 節鉞奉持(四人) 旗午(八人)

中官一百六十三員、下官二百六十二名、(内騎卜船沙工二十四名)都合四百七十七員。

次官二人、中官二十五人、下官五十六人。合八十三人大阪の殘。

宗對馬家隷役付

大通詞、荒川平八。 正使附、金子儀平次・阿比留俊三郎。 副使附、津和島徳右衛門・徳山傳五郎。 從事附、中村五三郎・渡島源右衛門。 上判附、杉原久右衛門・東田儀左衛門。 御馬・御鷹、住家伊左衛門・佐諫利吉。 出馬方、大東孫七・粟谷佐兵衛・脇田量介・小田與兵衛。 人馬方、粟谷仁兵衛・山崎平右衛門・岡田善右衛門・梅野四郎衛。 下行方、堀半右衛門・小島茂右衛門・速田傳右衛門・荒川藤右衛門・服部傳右衛門。 買物役・買物兼帶、川口源右衛門・庄司小左衛門・注家壽右衛門・橋邊四郎右衛門。 普通詞、高田彌右衛門・松本善左衛門・飯東庄太郎・岡野小五郎・中尾與四郎・阿比留安左衛門・田中安左衛門・高原傳八・梟格兵衛・中村利七・小野四郎兵衛・小島兵介・住家伊兵衛・白井源七・小田要介・打宅後介。 大阪殘り、阿比留元吉。

寶曆十四年甲辰 朝鮮人來聘 六月十三日明和と改元。 過し十年四月朔、將軍家重公御隱居、家治公へ御讓りに依、今年に至り朝鮮聘使備前通掂あるによつて、前年より御觸あり。左に記す。

定

一、公儀被仰出、先年の通、朝鮮人馳走所へ役人の外、猥に入交申間敷事。

一、朝鮮人は不及云、對馬守殿家來に對し、不禮・不作法有之間敷事。

一、朝鮮人と堅賣買仕間敷候。勿論何樣の事頼申候も、直に埒明不申、對馬守殿役人不申通儀は、取合申間敷事。

一、朝鮮人宿に輕き品にても、朝鮮人と取遣仕間敷事。

一、筆談・詩文贈答は、眞文役は申通、筆談詩文贈答可仕事。

一、他所者と喧嘩口論仕においては、此方の者可申付、傍輩共在合候はゞ、双方致堪忍無樣に裁判可仕候、無左候て、却て本人よりも詞を通し方人仕においては、可爲曲事、幷、傍輩中如何樣の儀有之共、互に致堪忍、難捨置儀者、以後可致沙汰事。

一、火用心の儀、彌以念入可申付候、若出火の節、近所の者早速馳付消可申候、其外は猥に罷出間敷事。

一、賭・勝負・鳴物・大酒等有之間敷候、其外猥成儀無之樣愼可申事。

一、官人猥に見物に罷越間敷候、所狹にて宿に差支候間、別者取不申、一類共相對にて居申分は不苦事。

右の趣堅々相守、末々至迄堅可申付者也。

朝鮮人來朝・歸帆共、牛窓・下津井役人入込所狹候間、一類共たり共、岡山より見廻し爲計に罷越候儀、尤飛脚等遣候儀も、可爲無用候。

江戸公儀よりも御觸あり、左に記す。

大目付え

朝鮮人え詩作・贈答、幷、筆談等に罷出候者一通りし、對話の趣意御認候儀、且古來より一儀兩說の疑敷所などを讀、或風雅を以贈答仕候樣成事は不苦候得共、一分の學力の自負の爲、異國をなじり、彼國の事を學み候とて、我國をあざけりし樣成筆談等、第一國體を不辨筋違候樣相見るに付、林大學頭方にては、天和已來弟子共指出候節、詩作贈答計にて、筆談等は決て仕間敷段、堅申付來候。依之此度出席の者共、右に準じ、詩作の唱和は格別、國體を心得違候樣成無用之雜事・筆談不仕樣可相心得候、尤筆談、幷、詩作唱和之度に、役人其席に立合、不洩樣取集、林大學頭方へ不殘差出候答に候、且又、筆談の儀相願候者の外

四月六日夜、對州公の譯者鈴木傳藏、朝鮮の崔天祟といふ者を本願寺の舍中に刺殺し、行方しれずなりけれども、方々に尋られて、傳藏を捕へ來り、死罪に行れしなり。此事に付て三十餘日大坂に滯留せり。

給仕等に罷出、又は相願雖罷出者共は、筆談出席の志など相頼候て、詩文贈答仕來者も有之様相聞候、此儀は猶以如何成事に候間、相願候人數の外は、詩作贈答堅仕間敷事候。

右之通可被相觸候。

正月

かくて、前年より此方御役人を定められ、諸手用意あつて、諸役人正月初より諸方へ出張せしが、今月十二日備前の海上へ來船、同夜兒島郡日比村泊舟、三使は旅館へ上る。翌十三日朝こゝを發し、同晝牛窓へ着船、旅館へ上り止宿す。明る十四日朝六つ半比乘船、同晩室津へ着船しけるが風波はげしく、數々滯船せるに大坂へ入津。同二十六日同所を發し、二月十六日江戸着。三月十日江戸を發し、四月五日大坂へ歸着。こゝに、通詞朝鮮人を殺せしより、數日滯留。五月八日發船、同十五日牛窓着船、三使は船に泊、上々官已下少々館舍揚り休息し、翌十六日朝出帆、同晩七つ比水島通船滯りなく相濟、同十七日牛窓・下津井出張の役人共殘らず岡山に歸る。朝鮮人は、六月十五日對州へ着船の由。歸帆の時、揚陸なき故筆談はなし。

通信正使、趙曮。　副使、李仁培。　從事官、金相□。翊カ

前年より其役々を定めらる。左の如し。

御馳走役人、伊木豐後。歸帆の節は豐後、四月二十六日江戸へ行に依て、池田隼人勤む。土肥典膳歸帆の節は典膳四月二十六日發足に依て、中村主馬兼ぬ。小仕置中村主馬、船奉行小堀彦右衛門、郡代森本與物兵衛、舸形武藤平右衛門、大目付小川彌七郎、火廻り番頭稻葉矢柄引廻兩人、竹腰作内濱奉行、下津井出張。　梶田清右衛門物頭。御茶屋堅め　齋藤加右衛門、同斷大村武左衛門、同斷付添り　茨木左大夫、舟上り揚堅め　笹岡次郎右衛門・杉山五左衛門・入江久左衛門・能一忠兵衛。前年七月中旬より下津井へ出張し、飛船小早一艘づゝ請取、赤穗への申送りの御用御使者等相勤、歸帆の節は牛窓へ出張、輛の申送り御用を勤。　筆談　市浦清七郎。和田鐵之丞・近藤六之丞。井上仲・龜山九藏。

寛永九年壬申　細川越中守殿、肥後國拜領の時、熊本城下へ上使として板倉内膳正殿・仙石大和守殿外に、算用方、小林十郎左衛門殿なり。十一月肥後へ下向。備前海上通行に付、烈公にも牛窓へ御出ありて、兩使へ御對面、種々御馳走あり。此

時土肥佐吉・丹羽兵部接待の役たり。此度上使往來の船は、備前より出さるべきとの事にて、去りし十月二十七日船大小三十艘大阪へ遣はさる。船頭寺見三右衛門、船中馳走賄等迄、諸事惣引受たり。大阪より豐前の小倉まで送り行き、上使はそれより陸地を經て熊本へ行かる。彼地御用相濟迄、船は小倉に留り待居ける。十二月上使御用相濟て、また小倉より乘船にて翌正月三日大阪へ着船たり。内膳正殿より金一両、大和守殿より小袖一つを三右衛門に賜たり。同月三日に三右衛門は岡山に歸着せり。

寛永十四年丁丑五月　豐後府内への上使御目付、牧野傳藏殿・林丹波殿共下向、同二月長崎奉行柳原飛驒守殿・馬場三郎左衛門殿下向す。牛窓にて大綱引御馳走也。私に曰く、兩度とも、烈公には御參府年なれば、御出なし、定て御名代共ありしなん。

寛永十五年戊寅　上使三浦志摩守殿九州肥前島原より登り給ふに付、二月二十一日烈公御船にて牛窓へ御出、三浦に御對顏にて、同二十六日岡山へ御歸城。去年冬より肥前島原一揆起り、九州の諸侯は皆領國へ歸らる、されども一揆いよ〳〵強大に及びなば、中國の大名も出陣あるべきとの事にて、二月朔、烈公にも御暇出、同二日江戸御發駕、大阪より御船にて同十九日岡山に御歸城たり。

同年・・　島原一揆こと〴〵く平均に付、松平伊豆守殿・戸田左門殿、關東へ歸陣之時、備前海上通船ありければ、四月十七日、烈公孔雀丸といふ船にて牛窓に出迎ひ、島原一揆平均を賀し及び、同十九日岡山に歸り給ふ。其年下向、今年とる時にも船中へ御馳走船大坂より小倉迄從ひ行しと也。

同年・・　山崎甲斐守殿下向の節、五月六日より牛窓へ御出、御對面御饗しありて、同十一日岡山へ歸り給ふ。

同月・・　高力攝津守殿八郗に付、海上通行御對面のため、二十三日牛窓津へ御出あり、御馳走として大綱を引せらる。同二十五日岡山に御歸城。

同八月・・　牧野織部殿備中より岡山へ來られ御對面。十五日岡山出船大阪へ登らるゝにより、御馳走として同日於高島前、大綱を引せられし。

寛永十六年己卯　太田備中守殿九州往來共、松平隱岐守殿通船の時、牛窓へ備後殿御出、御對面。

寛永十七年庚辰　加々瓜民部殿・野々山新兵衛殿、九州へ下向の時に、六月十日岡山御出船にて牛窓へ御

出、加々瓜・野々山に御對面ありて、同十四日御歸城。

同・七月・　加々瓜・野々山兩使九州より江戸へ歸らるゝにより、迎として備前より喜徳丸といふ船を豐前小倉迄遣し、兩使を大坂に送らる。烈公には木下肥後守殿と同船し給ひ、兩使を待迎へ給ひ、同十三日兩使牛窓へ着岸、それより播州室迄御出なり。こゝにて兩使より申移されしは、海上遠く見へる所に番所を搆へ、かの大船若參候はゞ見付申樣にとの御事也。さて烈公は同十五日岡山に歸り給ふ。木下肥後守こゝに來臨を記せ共、定て木下氏はこれより先、度々來臨ならん。されども、記したる物なければ忝くしれず。御同船にてかく御出あれば、支度初てとは見へず、近々可考。　兩使も牛窓より室迄は、御同船ありしといふ。

同・九月・　青山大藏殿、讃岐より江戸へ歸らるに依て、九月四日より牛窓へ御出御對面、八日岡山御歸城。

同・十一月・　井上筑後守殿、長崎より江戸へ歸らるゝに依て、十三日より烈公は伊勢丸といふ船にて牛窓へ御出、御對顏。同十六日岡山へ歸らせ給ふ。

同・年・正月・　木下淡路守殿・戸川土佐守殿來臨なりしが、同月二十八日、烈公、眞田將監宅へ御入あり。木下・戸川の兩人と御相伴たり。

正保二年乙酉　烈公御參府前二月二十日御發駕。　伊木長門方へ二月十一日御門出して御入有りし。此時木下淡路守殿・戸川土佐守殿にも接伴たり。此時兩人へ烈公仰聞られしは、御兩殿別て申通候へば、御役介に罷成、六千人一人づゝは召抱人遣すべくと仰ければ、淡路は忝存候、追付遣べき由也、戸川は先度出羽迄申上候、牢人私の役介に成申者にては無之候由。烈公左候て召抱申まじく由仰られければ、戸川申さるゝは、一人とかぎり申上事、只今申がたく候、他所へ申されける者候はゞ、十人成共御無心申事も候はゞと存候に付、一人と申事申がたく候由。烈公の仰には江戸にても貴殿にかぎらず申談候方多く候、其仁達へも皆一人づゝと申理置候に、貴殿はいくたり成共をき可申とは中々不分申候由。御答ありし也。

正保三年丙戌七月日缺　木下淡路守殿・戸川土佐守殿來臨ありし。此時御兩人共申上られしは、日置若狹

事、何卒御免じ被下候樣佗言を被申ければ、御ゆるしありたり。三人老中より兩人宛へ、此中四五人しかり申され閉門いたし候、次年に御佗言被下候樣賴に付、御兩人此者共の事をも、是非御免し被遣可被下由にて、御免しありしといふ。日置若狹家來御堀の鴨を鐵砲にて擊し時の始末、御氣に入らず、御目通をさし留られしなり。四五人閉門。姓名詳ならず。

同・十月・九日・　より、鶴丸にて戶川土佐守殿御同船にて、鹿久居島へ御渡り、十日・十一日・十二日狩し給ひ、それより直に下津井天城迄御廻り、十四日岡山歸らせ給ふ。

慶安元年戊子　井上筑後守殿、長崎より江戶へ歸らるゝに付て、十月七日より烈公にも牛窓へ御出船、御對顏。御馳走として大網を引せらる。

承應元年壬辰八月　內藤數右衛門其外十四人姓名しれず。大筒川東業師の塔あり。門田山十町の場摶つ。烈公には利光院にて御覽あり。此時にも木下淡路守殿・戶川土佐守殿、見物として來臨。

明曆元年乙未二月十八日　半田山に狩し給ふ。この時木下淡路守殿・戶川土佐守殿御狩見物に來臨あり。

同・月・二十五日・　中川山城守殿海上通行ありければ、烈公牛窓へ御出、御對顏あり。

明曆二年丙申五月　木下淡路守殿・石川土佐守殿御招き、池田出羽・伊木長門・橫井養元接伴たり。是は曹源公御遺書御覽とぞ聞へし。

明曆三年丁酉正月十八日　半田山に狩し給ふ。木下淡路守殿、見物として來臨なり。

同・六月・　中川山城守殿御下向、海上通行あれば、二十七日御船にて牛窓へ御出、同二十八日、同所の茶亭にて御對面、度々饗し給ふ。同家臣へも酒肴を賜ふ。

同・七月・八日・　木下兵部殿岡山へ初て來臨ありければ、饗ありし上に、馬一疋を引かる。今年は、烈公御參府年なれども、當正月江戶大火御屋敷も類燒せしかば、快實より奉書にて、參勤延引有べしとの事にてありければ、岡山に其儘居給ふ故、來客もありし也。九月八日岡山御出船也。

萬治三年庚子八月十九日　備後守恒元君宍粟より岡山へ御來臨、御逗留あり。何方に逗留し給ふぞ。御歸りの時、栗毛馬に鞍置て遣られし。

寬文六年丙午　中川山城守久清殿は、家を子息佐渡守殿にゆづり、其身は入道して入山と改め、領地豐後の岡に閑居あるべしとて、七月十四日牛窓を通船あれば、烈公同所へ御出迎ひ、御對面ありて饗せられし。此時當所の民着行有之者數多御褒美あり。御歸路十四日片上に至らせ給ひ、御逗留にて近邊の民着行の者を褒美被下し。

寬文九年己酉二月三日　半田山に狩し給ふ、木下淡路守殿。戶川土佐守殿。山崎甲斐守殿、見物として來臨。

延寶三年乙卯　豐前守政元君宍粟より、十月十七日先老の御墓參として、和氣郡和意谷に詣でられ、それより和氣の渡りを越へ、磐梨郡。赤坂郡を經て、牟佐より川端にて岡山へ來臨。西丸へ參り及び烈公に御對顏あり。曹源公とも御出ありて御物語ありし。其夜より豐州君は會所にありし也、西中島にあり御止宿なり。同十八日御城に參り給ひ、御饗應種々あり。烈公信州君にも御出なり。宍粟の老臣淵本彌兵衛にも御盃を賜ける。彌兵衛には御勝手にて御料理を賜はり、歸りには御時服をも賜はりしなり。扨、豐州君會所へ御歸りありしかば、やがて曹源公、同所へ御出ありし。御歸城の後、豐州君、ふたゝび御城に參り、御禮をぞのべ給ふ。同十九日には京橋下にて大網を引かれ、それより御鷹野にありて、福島村にて御もてなしをしたまふ。烈公。曹源公。信州君ともに逍遙し給ふ。御歸路、曹源公は旅館に御立寄、暫く御物語ありて歸らせ給ふ。やがて御禮として、御登城ありし。是此倍の謝儀をのべ給ひしなり。烈公より奥山市之勝を御使として、品々の御賜物ども參らせられし。同二十日、豐州君岡山御立なり、送前として旅館へ池田七郎兵衛を遣はさる。宍甘村までは武藤伊右衛門從ひ行く。同二十一日、宍粟へ歸り給ふ。同日梶田彥八御使として宍粟へ往く。宍粟より御禮使岡山へ來る。

貞享元年甲子三月中旬　關東よりの上使小田切喜兵衛。戶田又兵衛殿兩人、長崎表へ下向に依て、備前牛窓通船なれば、船奉行梶浦勘介大漂まで出迎ふ。伊木兵庫。土肥飛彈は牛窓に出張す。飛彈は五十挺立の手船、兵庫は折あしく船修覆にて、同姓

勘解由船を飾より外に、十九挺立小早船四艘なり。牛窓の茶亭には御もてなしの用意ありしに、二十一日雨使通船上陸なく、直に沖を下向なり。同年七月十八日歸帆の時は、伊木・土肥兩人は下津井に出張し、守護して牛窓に至り、此湊に夜泊ありければ、陸には篝火を設く。雨使より强て辭退あれば、篝は早速消しける。翌十九日同所出船、あしろ崎まで見送り、御賜物共を渡しける。山内權左衛門十七日に水船用意し、水島まで出迎ひ、今日赤穗境まで送り、往來兩度共、漕船四十艘は沖元右衛門裁判して出張せり。

同年八月十六日　中川佐渡殿岡山通行の時、會所に立寄られ、丹波君御出御對面ありて、縷々御物渡し給ふ。御通ひは丹州君の兒小性勤めし。

貞享二年乙丑三月二十二日　松平出羽守殿江戸參府の節、和氣郡和氣驛通行あるによつて、大橋茂兵衛和氣村に出張して、御使を勤め御遣物等あり。凡諸侯方國中通行計りの事は記されども、此度の通行道常にちがふゆへに記す。

元祿十五年壬午五月二十一日　中川內幡守殿歸國の席（序カ）に、御後園に御立寄ありしかば、淺野瀨兵衛諸事を司る。案內として丹羽久左衛門途中に出向ふ、日置猪右衛門其外小仕置等は東門迄出迎ふ。

寶永三年丙戌三月十八日　木下肥後守殿江戸參勤のついで、御後園に立寄られし。

其時、讀まれし歌、

須磨の浦關まだ遠き道の邊に、心をとむる花の下かげ

曹源公御返し歌、

過かての心とゞむときくからに、せめてかひある花の關守

明和六年己丑　相良壹岐守長泰君御家督後、初て歸邑御暇の命ありて、五月四日江戸御立、同二十八日御船にて牛窓へ御着、同所御茶屋へ暫く御揚り、爰にて御もてなしあり。御馳走役人伊木豐後、其外舟奉行・郡方役人出張せり。御使者淺野瀨兵衛勤む。保國公よりの御使者吉田八郎左衛門勤む。

明和八年庚寅　相良君御參府のついで三月六日に沖新田一番に御船を寄せられ、御上陸ありて、同所の民

板屋源五郎といふ者の宅にて、保國公に初て御對顔あり。種々の御饗し共ありし。

天明三年癸卯　松平薩州侯、御歸國のつゐで、至極の內密にて御後園庭內通抜けありし。されども、桀唱様側へ暫く腰をかけさせられ、こゝにて御對顔の上、御酒肴・御吸物・御茶菓子等出る。八半比、鼓櫓門より入らせられ、歸路は東門なり。

寛政□欠字年　相良君御歸邑のついで、壽國公の御墓へ參詣あり度旨、將軍家に願ひ給ひ、御ゆるしありて、九日御上陸あるべき處、風雨にて其事なく、五月十八日、上道郡沖新田村九番に御着岸ありて、同二十日、御上陸あり。此所へ船奉行安藤與一左衛門・郡代小川九郎兵衛出張せり。かくてひとまず西大寺村神坂辰右衛門が宅にて休み給ふ。こゝへは郡奉行木崎九右衛門・郡目付竹內又右衛門大小性頭瀧川彌右衛門・醫師柴岡宗伯・同宜丞等詰けるかくて精進の料理を出す。これより岡山曹源禪寺に至らせらる。道すじ右の者共相從ふ。寺へは寺社奉行河合兵大夫出張し扱、御參詣終り西大寺村へかへらせ給へば、此度は急類を以て御もてなしあり。當君公此時は未脩君公也より粕漬鯛一桶・酒一器をまいらせられ別に瀧川彌右衛門に仰て、伊部燒の花瓶をも贈らせ給ふ。右出張せし輩の內、大小性頭・郡代・醫師等よりは、さゝげ物品々あり、其夜直に乘船し給ひぬ。

明暦三丁酉年五月上旬　藤澤の遊行僧より使僧を以て、廻國に付傳馬などを御用意下され候へと書狀添て岡山に申越す、早速心得給ふよし答給ひ、御返書はなく、同月十八日遊行作州より船にて備前に至り、西大寺に宿す。村代官等出迎て馳走す。同十九日岡山に着船し、直に正覺寺に來る。兼て此寺を宿坊と定らる。やがて、大野十兵衛を御使とし、當地へ着るゝ由承候ひぬ、宿坊狹く萬事不自由察る旨を述ぶ。同二十日、池田出羽・伊木長門・池田伊賀、正覺寺へ參り對面す。同二十一日淵本久五右衛門を御使者にて、御菓子兩種を贈らる。此度逗留の間、諸士并下々迄も正覺寺に行ことを制禁あり。百姓は其宗旨の外見物に參る事無用のよし、郡奉行より相觸る。城府六十町は三つに分、二十町づゝ一日に參るべきよし、仰あり。尤此二十町をも又三つに分ち、三度に參るべきとの事也。諸事用等を辨ずべきため、寺社奉行稻川十郎左衛門、兩町奉行大原采左衛門・柏尾猪兵衛折々參る。門堅めは瀧川丹波・伊庭主膳、外に鐵砲頭六人交替してつとむ。足輕六人も警固す。同二十九日、稻川十郎

左衛門を以て御菓子を贈られ、且來月朔日饗應あるべき旨を仰せ遣さる。是來月三日に發足あるゆへ也。六月朔日、宿坊に而饗應あり。上人は向詰まで不具也、老僧は不具を用ひず、其外は三膳とも塗り膳。此時田中源兵衛を以て、老僧まで御挨拶あり。同二日朝使僧登城して一束一巻をまいらす。此僧に逢給ひ、直に御言答あり。同日宮田源大夫を御使にて、白かね二十枚。御菓子三種を賜り給ふ。是朔日出給によつてなり。同三日朝出船す。逗留の内式目大願寺といふ僧、正覺寺に物語のやうに、他國にて領主方丁寧の接待なりしが、此國ばかり上人を城にも呼迎られず、そこ／＼の僧同樣にあしらい給ふこそ、氣の毒なる事也などゝ申す、正覺寺聞て我にも出家なるが、惣て御門の作法は、人の接待、厚薄にかまひあるまじき事なり、此國にて、若法事を執行せられ難き扱ひあらば、腹立候も尤也。法事に少しも障りなく申付られしかば、不馳走の待などゝあるは、心得がたし。惣て接待の厚薄は小事にて、沙門の本業にてはなく候やと答へければ、殊の外に躍立腹して、國主も將軍家御朱印賜りし上にて廻りければ、いかで國主としてしたがはれぬ事はあるまじ、これに優待あらば、關東に申訴ふるゝてこそ候へと申す。其後寺社奉行稻川十郎左衛門にも此よしを大願寺申ければ、稻川答に、内々に、家老ども所存も、國主を御動の來陽ならば、いかばかり馳走もし、主人御對面も申さるべし、畢竟法事のために御來臨なれば、此法用のみ御つとめ有やうに取はからひ候はんには、其他の事はいかでかまひ申べき、殊に城などへ招き候はんは、却て諸事の妨にも成ぬべし、いはれざる事申出し、法事の妨になりなんこそ、氣どくとも申べきに、其元の申さるゝは、皆外聞に拘られ候にやと存候へば、一圖に心得がたき旨を申ければ、大願寺ふたゝび答ふる言葉なく閉口す。是、安藝・筑前・豐前などにて、殊に善美を盡し饗應ありければ、看脊のいたす所より、右のごとく申たるよし。他國にては國主宿坊にまいられ、城へもまねき、家老も堂々宿坊に參る由、作州にて森内記殿病にふし居られし由、書紙劃て宿坊へ贈られしほどの事也とぞ。

延寶元年二月七日　藤澤の遊行僧より眞光院といふ使僧を以て、來る十日岡山へ參るべし、右に付傳馬七十五疋・人夫六十五人御用意有べしとて申越す。使僧は正蓮寺に止宿し、同十日播州赤穗より片上驛に至り、同十一日晝上道郡古都村に休み、宿坊正覺寺に着す。正覺寺番所は池田藤右衛門。眞田將監兩組引廻、御馬廻りと巡番して二人づゝ詰め、門外番所足輕六人、堂中番は片山勘左衛門、足輕見廻り横目大平權左衛門也。片山勘左衛門石田鶴右衛門・齋木四郎左衛門、度々見廻り、同日の晩山下文左衛門を御使として、菓子を贈らせ給ふ。同十三日、伊木勘解由・池田大學・土倉淡路・池田隼人、正覺寺に行、遊行僧に對面。同十六日備中宮内へ參り、夜に及て歸る。同十七日池田主水見廻對面。同二十三日作州へ趣く、金川晝休諸事片上のごとし。

元祿六年十月十六日　藤澤遊行上人岡山に着く。宿坊正覺寺。下宿報恩寺・超勝寺・淨蓮院也。正覺寺の内、士番所は門の左脇に設く。毎日三度法事の時、鐵砲引廻兩人出張す。下番所足輕五人接待場幷札配り所等を構ふ。門外南の方に番所足輕三人出張す。外に小頭交代して詰居ける。立番として足輕二十人、小頭二人、寺内を警固す。上人當着の時菓子三種を賜らせ給ふ。御使番半左衛門、逗留中大横目・歩行目付・見廻り、町奉行・寺社奉行は毎日出席。家老用人は逗留中二度見廻門堅勤めし、引廻の組頭も度々見分せり。同十一月朔日、什物を御覧あるに依て、此日修領軒と云僧幷に貞吟・廓大と云兩僧登城し、饗膳賜ひ、又御使を以て白がね等をも賜りし。同四日上坂外記を御使として、白銀・蕎麥粉・推茸・藤戸海苔等を贈られし。同五日發陽し作州津山にゆく。

寶永三年　藤澤の遊行僧十一月□(欠字)日、岡山正覺寺に來れり。

享保元年丙申　藤澤の遊行僧四月□(欠字)日正覺寺に來り、五月□(欠字)日まで逗留せり。諸事先例のごとし。

享保十八年癸丑　遊行僧來る。

遊行上人延享四年九月二十二日　常念佛寺に來り、十一月十二日まで逗留せり。諸事接待例の如し。

安永三年甲午　遊行僧來るに付、其用意ありし。九月二十九日先便の僧、十月三日上人岡山へ着、宿坊常念佛寺に止宿なり。相從ふ僧四十六人、中間十四人、都合六十人。下宿坊四ヶ所、大福寺・大樂院・圓當院・玉岸院也。同十七日、東照宮へ上人參詣あり。同二十七日發陽なり。

寛政七年乙卯　藤澤遊行僧來る　十月二十六日一統へ觸られしは、

一、遊行上人來月二日、御城下へ到着に付、從森下町御山道常念寺へ御落着の筈に候。右通行の時分、家來等迄、若通り懸りの者待合、行合不申候樣可有之候。尤通り筋へ出居申候はゞ、猥に無之樣可有之候。

一、右逗留中、火の元の儀、彌以念入可申候。以上。

十月二十六日

同二十七日先僧東雲院着く、宿坊大藥院なり。十一月二日遊行僧着く、宿坊常念佛寺なり。相從ふ僧三十八人、中間十六人なり。件僧の内修領軒

は宿坊大福寺、東陽院の宿坊は玉岸院、貞德院の宿坊は圓常寺なり。遊行僧は遊行上人五十四也、他阿上人尊祐といふて、行年六十四歳なり。同月十八日發陽にて濟けり。寺社奉行河合兵大夫町奉行にて兼ぬ。同日付藤田泰右衛門・三木文八郎、常念寺賄は平川勘之丞、見廻佐藤貞之進。二人共先歩行し

送異國船

貞享四年八月二十二日、異國船一艘紀州熊野浦に漂着す。其船中に僧二人のり居けり。此旨江戸に注進ありければ、長崎へ送るべしと台命あり。よつて紀州より、海上通行の諸侯方へ通達ありしかば。大坂の留守居上島彦次郎より備前に達す。尤饗應は一切無用、只漕船は用意あるべしとの事也。同九月四日、船奉行神圖書、船十六艘引具し牛窓に出張す。右九平七郎も同所に出づ。吉田五左衛門は日比村に出張す。同八日兵庫に遣し置たる飛船歸り、異國船七日兵庫に着たる由注進す。かゝる所に同九日大風にて五十丁立船一艘、四十丁立船二艘牛窓にて破損す。此旨同十日圖書より注進し、其代りとして同十一日、三艘牛窓に廻す。兵庫にても九日の大風に、異國船つゝがなく、紀州船殘らず破損す。替り船紀州より來る内は、浦船別に三十艘用意あるべしとの事にて、其用意して待所に、同二十二日晝時分、異國船を姫路より送り來り、牛窓にて受取。姫路の船へ此より歸る。同日鹽田原まで漕ぎ、二十三日の晩下津井に至り。同二十四日同所出船、備後鞆白石まで送る。こゝにて水野美作守船奉行に渡す。紀州殿御家來九鬼四郎兵衛・山下七郎右衛門・鈴村市左衛門・大鐵新右衛門四人に會釋して、少しの内船がゝりし居ける所、山下より此度の船數書付候へと申越ければ、其數をしるして贈り、此度備前船岡山に歸る。同二十五日神圖書登城し、右の首尾御直に言上し、扨御船損じ恐入たるよし申ければ、天變の事、人力の及ばざる所なり、死人なきは大なる手柄なりとて、笑は世給ふ。

元祿元年戊辰 木食僧來る

江戸東叡山の麓に、木食上人といふ者あり。日本六十餘州へ法華經一部宛奉納し度由、かねて願ひける。折ふし將軍家御厄年なれば、其御祈禱のため、日光御門主より此旨を將軍家に御願ありければ、やがて御ゆるしあつて、江戸御評定所において、戸田山城守殿より台命を傳えられ、上野役僧圓覺院・戒光院より添書あつて諸國を廻る。先づ松平淡路守殿の領地より始んとて大阪に至り、船にて淡路に渡り、それより四國・九州・中國に至り。　正月十三日當國一品宮に來り、大森筑後が方にて休息し、其後社參し法花經奉納し、こゝに止宿し、同十四日、一宮を發足し、岡山へ來り、中島會所に止宿し、同十七日發足し、播州書寫山に趣く。惣て此度の役人は河合源大夫・三神三大夫・澤藤閑等會所に詰める。寺

社奉行は一宮まで出張しける。右の經藏（六角の堂）を一宮に建られ、同年七月二十三日納められし。

異國人備前通行

寶永六年、異國人肥前長崎より江戸へ通行あるによつて、諸國より道路警固のため、前驅・後乘、其外役人等指出すべしとの御下知によつて、諸國其支度ある所、十月九日、備中矢田村境へ送り來り、同所にて備前役人請取ける。此異人は吉利支丹也と云。（ゆくの島に漂流しけるを、御せんさくあつて、江戸にめされけるが、彌邪蘇宗門に相違なければ、其まゝ江戸にとゞめたる。去ながら罪なき者なれば、死刑に處せらるべき樣なし、然るに獄吏共わづか三十日餘に至り、こと〴〵く邪宗を信じければ、このまゝ捨置れなんには大害を生ずべしとあつて、獄吏共皆誅戮せられ、其後異國人に飯食をあたへられざりしによつて、獄中に餓死せりなどと巷說なり。）長崎より附添の輩には、佐久間安藝守・駒木根肥後守（兩人とも宗門方。）幷に下役青地次郎左衛門・大地角右衛門・通事三人等、都合上下五十八人とて聞へし。かくて先拂として村名主二人、其次凡一町餘にして前驅瀧權平、其次足輕二人。扨異人の乘物（乘物は諸張にし兩脇・前三所に窓を開き其上へ、細引の綱をかけたりといふ。）後乘長谷川務右衛門なり。同日申の中刻、矢田村に至り伊東播磨守の役人に渡す。あくる十日寅上刻中島渡り場より西郡まで、瀧・長谷川警固せり（此間他領あり。）又備前津高郡西辛川村より兩人警固して岩田町口に至る。こゝより先拂町同心二人、前驅は鈴木又兵衛、後乘は加々野傳助也。足輕二人は猶初のごとし。晝休所は榮町惠美須屋と定られ、同町南北に番所を建つ。（宿の前、幷、人馬繼場所、皆番所あつて足輕警固せり。）かくて巳の時過、異人惠美須屋に至り、乘物は直に舁込。附添の番人八人にて一間を圍ひ、外人の出入を禁ず、異人菓を喰ひける其品は、ひすこうと（麥粉の類と云）一つ、燒芋一つ、生姜漬少し、柿三つ、燒栗八つ。右五品の內、四品は小皿に盛り盆に載す、柿は盆上に置く。町奉行上島彥兵衛は町會所へ出張し、次郎左衛門角右衛門まで使を以て、用場まで出ける由を申ければ、兩人對面すべしよし返答あれば、早速異人の宿に出て面談し、やがて異人又こゝを發しければ、又加々野・鈴木守護して森下口に至る。こゝより野崎六大夫・西村六之介、幷村名主等守護して酉の刻片上の驛に着。異人止宿は美作屋源左衛門也。同所東西の出口幷に宿の前後都合四ケ所に番所をかまへ、足輕共不寢番せり。戌の下刻異人食を喫せり。（岡山の晝休、片上の止宿なるに、異人を駕より出さず、駕中にて食を喰せけるといふ。）其品は、白米四合（但湯たて飯、大茶碗に盛る）。汁・干鯛（長崎より齎來れり）。なすび輪切・大根（同斷）。ひともし・小麥團子。右の品を胡麻油を以て煮、その上へ飯のとり湯を入、醬を加へ大茶碗に盛る。小鯛一尾。（あちやら漬にして）大根・ひともし。右三品も胡麻油にて煮、大皿に盛り出す。氷砂糖・御所柿一つ・梨一つ・燒麩。小皿に盛り、猪口に酢を入、銀匕を添て出す。

飯は夜ばかりにて、昼朝ともくらはず、尤過分には生魚を食せずといふ。

あくる十一日、片上を發し、三石の國境に至る時、青垣・大塲兩人會釋ありて、赤穂よりの役人鈴木忠右衛門・都築安右衛門兩人に渡して、野崎・西村は岡山に歸る。

象宿于岡山

享保十四年巳酉、交趾國より象を貢獻せしが、四月十三日備前に至り、此夜町會所に止宿し、あくる十四日こゝを發し東に趣きける。

此象の出どろくべきことを思ひはかりて、十三日の辰の刻より、十四日の辰の刻まで、撞鐘をやめられし。岡山を通りし時は其たけ一間半餘ありて、背上に人乗りて、鳶口にて食物を引かけ鼻にあつる、鼻にて卷き、そのまゝ食しける。

其後江戸にて段々成長して、たけ十間、首尾のわたり二十間に及び、喰物に可疲(マヽ)しければ、王子村にて土を穿ち、其中に入て終に餓死に及びしと、長谷川常宇物語なり。

郭景純象の贊をこゝにのせて、其形狀を辨せり。

象之爲獸、形體特詭、身倍二數牛一、目不レ踰レ稀、鼻爲二口役一、望レ頭若レ尾、馴良承レ教、聽レ言則跪、素牙玉潔、載籍所レ美、服レ重致レ遠、行如二丘徙一。

奉幣使

延享元年甲子、豊前國宇佐八幡宮豊前國香稚宮へ奉幣あり。これは、去りとし享保二十三年、櫻町帝御即位ありて、諸事古例に復し給ふに依て、此度両宮へ官使を遣はさる。御使は正四位下行左近衛中將兼周防權介藤原朝臣雅重井(飛鳥)なり。吉田家より案内附人として老臣鈴鹿石見守を添らるゝ旨、先達の關東より令下りて、當國にも接待のため、役人大勢を出され、往來道筋の幕を張りて隠し、墓をば莚を以て包みかくし、國中社方の者どもは所々へ出張して、道案内等をいたせり。十月三日に岡山通(イ二十一此方よりし)行あり。かくて両宮の奉幣事畢よりて歸路□(欠字)日備中倉敷止宿あり。同所酒折宮社務岡越後守迎にして禰宜等召連行れしが、飛鳥井殿の命に、備前岡山酒折宮は、御國主御尊敬にて、社頭花麗の由、一條家の御噂に聞及まゝ、明日參詣いたし度由なりとありければ、岡は承り、此旨を禰宜岡□(欠字)に委細申含め、岡山へ歸し、寺社奉行へ此段を達しければ、早速町奉行手・小作事手相觸り、上の町・石關町道筋掃

除等夫々申付。（小作事手より酒折宮の諸事用意、社僧三軒とも、定の如く幕張にて隱し置、岡が居宅晝休みなれば、夜中に自分用意に壁の上塗、疊の表替などしけり。）さて翌日晝、飛鳥井殿酒折宮へ參詣ありて、夫より岡が家へ行き休足あり。岡が方より晝飯の膳を飛鳥井殿・鈴鹿石見守其外附々に出す。（雜人には赤飯に煮染を添へて下出石町福島屋市郎右衛門が所を下宿として出す、）岡越後は昨夜より備中に逗留、今日先案内にて歸りし、岡が宅にて、飛鳥井殿直に越後守を呼出し、當日の禮等をのべられ、殿々懇の挨拶あり。

奉幣使をこそ給ひし時の御製、

今よりは代々に絶しなきえざるを繼てぞ立る今日の御幣

此歸路片上の驛にて飛鳥井殿、當所の物產紫經藻（しらも）を讀まれし歌あり、左に記す。

打寄する浪のしらもをあまの子がかりてほすいふ（てか）片上の里

此時香稚宮への宣命を爰に寫す、左の如し。

天皇我詔旨掛畏岐

香稚廟乃廣前爾恐美恐美毛申給止者久申久去享保二十年恭以薄德氏天津日嗣乎受傳倍氏與利以降天下太平氏爾志萬民豐樂留奈事者偏爾厚岐御憐廣岐御助可有者奈禮久久絶多留使乎令差進牟止所念行牟氏奈故是以吉日良辰擇定氏正四位下行左近權中將權周防權介藤原朝清雅重乎差使氏禮代乃御幣平令捧持氏奉出給布此狀乎平久安久聞食氏天皇朝廷乎寶位無動久常磐堅磐爾夜守日守護幸給止陪恐美義恐美義申給者久申辭別氏申久今年甲子爾當禮利其愼至重志深仰神威岐益垂靈瑞禮給牟者事乎速聞召氏玉體安穩爾萬國清寧爾護惠給止陪恐美恐美毛申止者久申。

延享元之天九月二十五日

右香稚宮の神主所藏せり。（私に曰、藤波家の御役也。）此宣命包紙に、

宣命　大中臣清金

文和元年甲子 奉幣使通行　豐前國宇佐八幡宮へ奉幣使、來る二十日當町御通りへ成候、家來末々に至迄、右の節御道筋往來仕間敷候、尤火の元等念入、御通の節、用捨の所別紙の通候間、末々迄堅申付候樣可被致候。右の趣可相觸旨、御用老被仰候由池田造酒より申來候間、左樣御心得、御順達御見納より御返し可被成候。

三月十六日

奉幣使御通行の節、御領内用捨の品々、左の通。

一、御道筋拜見に罷出候事、土間にて致平伏、拜見の義は不苦。併、僧左惣て法體人御道筋へ出候事は不相成候。但、隱居體・十德着の者は不苦。

一、佛閣鐘撞の事不相成、御道筋寺に門立置可申事。

一、御道筋に有之墓・卒都婆、相見不申樣包置可申事。

一、御道筋前夜より當日御通り濟迄、穢敷もの一切通し申間敷、并、後道筋死人の家有之候はゞ戶を閉置可申事。

一、御城下町々横道〆りの爲町役人可指出事。

三月

吉備温故秘錄　卷之七十（來客）終

吉備温故秘録

（習學武技）

吉備溫故秘錄　卷之七十一（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

習學武伎

花畠

御移封以前よりありて遊息の所なりしが、烈公には聖學御尊信にて、此處にて文武の兩藝を學習せしめたく思召れしに、正保の比、熊澤助右衛門歸參せし後、助右衛門より陽明學を御すゝめ奉りければ、江州の大儒中江與右衛門藤樹先生を召れけれ共、與右衛門は御斷申上、來り仕へざりしにより、與右衛門子太右衛門伯、年はづかに九歲なるを召れ、慶安三年庚寅來り仕ふ。此時與右衛門門人加世八兵衛・中川權大夫・中村又之丞等、太右衛門に從ひ備前へ來りて、此花畑に居住せしめ、諸人に學習せしめられしといふ。其比諸生教諭のため、花園會約と題せる壁書をぞかけられぬ。其文左に載す。

花園會約

一、古人の善をなす日を不足とするものは何事ぞや、良知の人心にある其職に居て其職に任ぜざるは、皆不快故也。此に我輩弓馬の家に生れて、武士の名を得るなければ、武士の德に昧く、武士の業をつとめざるは、自良知に耻る所也。それ士は民を育む守護なれば、守護の德なくては不レ可レ叶、其德の心にあるを仁義と云、天下の事業にあらはるゝを文武といふ。故に明にして慈愛あるは文德也、明にして勇强なるは武德也、良知明なれば、此德素より我に備れり、是故に、今諸子の會約致二良知一を以宗とす。まことに得がたき此生を得、難レ聞聖教を聞、難レ遇同志數輩あつまれり、三難の時いかで默止べきや、三難の福を得に當つて、徒に悠々として、飽暖に安じ、此生を空せば、天威明也、其罪豈一生のみならんや、可恐可戒の甚しきもの也。夫文武に德あり、藝ある德は猶苗の生意のごとく、藝は猶耕耘のごとし、文武を以て耕耘の事として、心の生理を生長養育し教學相長し、偕に聖廟を結ばむ事、何の幸か如レ之哉。

毎日清早に盥漱し、衣服を整て、聖經・賢傳を熟讀すべし、文才拙きものは、或は孝經・四書の經文を讀、或は先覺著述の假名

書をよみ、騎養•栽培•印證の三益を求て、心を册子上に放しする事なかれ。

一、食後には射を學ぶべし、時過て後、鎗•太刀等を習ふべし。馬•鐵砲は人により、時によりて難ㇾ習ものなれば、勢に任せて可也、武藝は治平の具、戈の止の儀なれば、相和し相輔けて、敢て爭心殺氣を挾むことなかれ。

一、書數は文武の藝術におゐて其便すくなからず、時を以て是を習ふべし。

一、禮樂は六藝の尤重き物也、禮は心の敬を顯し、樂は心の和をのべたり。禮樂を學んと欲する人は、先此心を存養すべし、たとへ禮樂を學ぶ事不ㇾ能人も、若敬和の德あらば、事毎に無體の禮を行ひ、日々に無聲の樂を鼓せむ、故に君子は、禮樂其身をはなれず。

一、禮用•軍用缺べからず。困窮を恤み、下民を救ふ事、分限に應じて可ㇾ有ㇾ之、家居•飮食•衣服•器物•妻子の私用におゐては、儉約を專とすべし、若こゝにおゐて儉約ならずんば、或は禮用を欠、或は軍用を癈する人か、或は慈悲の利濟のこゝろなき人なるべし、世俗其耻にあらざるを耻て、耻心亡能顧省して迷を辨ふべし。

朋友の交り、自他敬讓有て和睦し、溫恭自虛にして、益を得るを本とす、威儀恣にして、言語卑く、爭心浮氣を以て交ば、下流の凡俗也、他人の是非世間のあだことは、敢て口に置事なく、恭敬の誠を盡すべし、色欲の雜談堅く禁ㇾ之、況娼をや、凡は必心に出て見はれ、言は心の聲なれば、其耻を知べし。

一、朋友之交り、一體の心を存し、其困窮を相救、其業を相助て、物我の私意に蔽れ、便利にひかるゝ事なかれ、若、物我の意念發する時は、一體の良知を昧し、同胞の親愛を亡す魔障也と、ふかく提撕警覺すべし。

一、朋友の交り、過を規し、善を勸を以眞實の親とす、あやまちを見て規す事なく、善を知て不ㇾ勸は、同志相切礎するの本旨にあらず、徒に其非を咎め、其是を爭ふも、同志切礎するの始願にあらず、これを觀に、和を以てし、これを勸るに時を以てし、みだりに、論辯をなさゞれ、議論稍不ㇾ叶事あらば、心を虛にして自反せよ。夫良知の愛敬は萬物を以一體とす、我手足を破るゝ時は、是を治る事必平愈に至らざれば不ㇾ止、人の心病を療するも、忠告して善導くの意案をめぐらすべし、過を聞人も良藥口に苦きを不ㇾ厭して、病に利ある事を樂むべし、過を規、人に向ふて蓋藏して外に愼むは、たとへば病者の醫師にあふて、其病症をかくすがごとし、心事光明にして、内外なく、自心に耻て、念上に掊去すべし。

以上

右之文、熊澤了介の作なりとて、則此時掲られし額、今猶池田山城守君の所藏なり。これよりさき慶安元年戊子十一月廿五日、御花畠にて、太田又七・門田茂右衛門御目見得仰せ付られし事、家譜に見ゆ。

如レ此文武兩藝此所にてありしが、何年やめられしといふしれざれ共、按ずるに、寛文四年甲辰五月十二日、中江太右衛門病死(享年二十二)せり、子なく嗣絶ゆ、故に皆學すべきものもなし、其上、遠方不便利なれば、さいわい、松平五郎八殿舊邸明居ければ、此處をやめられ、内山下に假學館を建られし也。何も書したるものなければ未レ詳、後人の考を待。

假學館

寛文六年假學館立て度思召れしに依りて、其地を極られ、十月七日泉八左衛門・津田重次郎兩人に仰て、松平五郎八政種の舊舍の所(今小作事)を修繕して、假學館とし玉ふ。修繕の下吏は、尾關理左衛門・奥村傳左衛門なり、見屆徒横目藤井與次兵衛。

同十一月廿八日、國士の子弟入學す、其姓名。

尾關源次郎子兵吉・水野茂左衛門子定之進・都志源右衛門伜大夫・日置猪右衛門子三内・田中九兵衛子龜之介・西村源五郎子孫四郎・安藤德兵衛子彌平次・藤岡内助子左太郎・薄田藤十郎子小一郎・中村又兵衛子次郎太郎・安藤杢次男太郎吉・加藤甚右衛門子牛之介。熊澤權八郎子八郎・土倉登之助□□□(マヽ)・大野十兵衛子八十郎・小幡源八郎子平藏・津田八左衛門子左兵衛。

掟

一、小學之諸事、泉八右衛門・津田重次郎可レ任二差圖一事。　一、入學之者、禮義正ふして、文武の兩藝可レ習事。

一、家中宗子、八歳より廿歳之間、入學望次第たるべし。但、廿歳已上之者、并、庶子・庶人たりとも、品により可レ令二入學一事。

一、學者着座之次第可レ隨二年之長幼一事。　一、學房にて對談一切停止事。　一、無斷して小學へ出入停止之事。

一、門内へ草り取一人之外不レ可レ連、自然老中出入之時は、小性壹人可二召連一事。

寛文六年十一月廿八日

かくて儒臣三宅可三、孝經の卷頭を讀、小子同音に讀終りて其禮畢ぬ。扨、酒肴を賜り、各陪宴す。

同十二月三日令あり。

一、讀書仕廻候て後も、大小之用事之外、指圖無レ之已前に座を立、不レ可レ亂レ列事。

同六日又令あり。

一、法式に洩れ、或は不作法候はゞ、日數を以、其品々に應じ入學留可レ申事。

同十二日、富田玄眞始て大學を講ず。

同十八日令に、

不行義之覺

一、朝學所へ參、其儘不レ着レ座事。　一、大小用之外、指圖無レ之座を立事。　一、講釋の内、物むだことをいふ事。

一、はた〳〵とはしりの樣にあるく事。　一、惣じて物語する事。　一、ざれごとする事。

一、大小用に參りせり合之事。　一、戸障子あらけなくあくる事。　一、甕にても奉行へ不レ達して仕事。

一、ざれことといふ事。

右之作法有次第、不行儀帳に付て、五つ重り候へば、一日之不參に成候。

七年丁未正月五日、讀書始あり、三宅可三孝經を講ず、諸生同音孝經を讀む。

藩中乃士を選み、武藝の師をも置ける。

教禮容于諸生、久保平兵衛。　教射、田路助之進・久保田門左衛門。　教槍及太刀、日置家臣坂口八郎左衛門・同、門人吉田兵右衛門・同浪士、坂口市兵衛（坂口甥）。　教槍、落合彌左衛門。　教馳馬、浪士三間甚介。　監小子之坐席、岩田七郎兵衛・八兵衛子加世助五郎・清左衛門子大野小兵衛・半左衛門子生駒定六・安兵衛子武藤甚介・友吉弟淡河七内。

翌年增員して、三十人になり、二番に分る。

正月廿三日、安藝廣嶋の浪儒氏家源内來りて論語を講ず、同廿八日、浪士大西立賢京師より來りて孟子を講ず。

此外、今年諸國より入學之者は、京師の横新平・三間勘助、紀州の小川拙齋備醫次男孫介、播州新宮の山中又助こ同八年戊申正月十二日、來學の者は、江戸より浪士手塚源之丞、京師より浪士水谷忠介、江州より瞽者澤立甫、淺野內幡守の儒臣倭文新六郎三宅道乙門人也。の京極丹後守の浪士河崎權左衞門等也。此年、闇松陰はじめて講書せり。十月三日、中江彌三郎を江州より召して、學校へ參。

學則

一、堂に在時は、威儀を正して、或は讀書或は端座、或は何ぞ業あるべし。業なる時は、各坊にあるべし、徒に在校すべからず。

一、堂に交會之時、縱貳人・三人たりとも、齒列を侵すべからず。凡列亂るゝ事は、年少之人自狹之目高ぶるなるべし、朝廷には爵尊し、賤は貴になぞらふる事を得ず、學には齒を尊び、孝弟を尊ぶを本とす。

一、校內の人の善惡を見聞して、竊に批判一切あるべからず、其人に對して、見聞の趣を相規すべし、若勢ひ規しがたくして、可レ規の相議は、かげ言といふべからず、只人を善にし、我も亦善ならん事を希べし。

一、過を規されて、其心恃ることは、是無下に善を不好の心なり、學者といふべからず。又、人を規しこと、其人の不受をとがむるは、是も亦同じ罪人なるべし。

一、人を規す事は、己が益を求めんがためなり。心を一にし、慮を專にして相規し勸むべし。又、其事の趣得心せずとてむなしく諸べからず、只其善惡の實を議論して、虛き心を以て相勸むべし。

寬文八年申六月廿二日

學校

寬文八年、烈公の教化國內に及び、諸士の學業盛にして、入學の諸生漸く衆く、假學校にては狹く、讀書習藝成がたく、幸に西中山下の上にありし御祈禱寺圓乘院癈轉の跡に學校造營あるべき旨、十二月廿四日、池田伊賀・日置猪右衞門を以て、泉八左衞門・津田重次郎に命せらる。尤圓乘院跡ばかりにては、地狹ければ、十七人の侍屋敷をも壞れ、其替地伊勢宮といふ所にて、今まで小堀彥左衞門・湯淺民部・安藤

老•青木善大夫四人預りの足輕屋敷をそれ〲に割て、家遷料の銀子を添て賜る旨、是又兩家老より番頭に仰渡さる。十七人の侍は岩根源左衛門•行田治兵衛•野同久左衛門•磯部九郎右衛門•佐久間兵助•岡田五兵衛•長屋新左衛門•有松次郎兵衛•岡野左大夫•平野與兵衛•淺海彦大夫•高野傳七郎•門田茂左衛門•鵜飼權右衛門•中村喜右衛門•大島伯斎•實田了介也。

同月く日欠。御野郡南方村にて、貳町の地を學校の園地に給ふ、これを御茶園といふ。

寛文九年己酉正月十八日、學校經營始めなり。惣奉行は泉八右衛門仲愛•津田重次郎永忠なり。作事奉行は鈴木所左衛門•杉山四郎右衛門、下奉行小山七左衛門、岡方兵衛•田川又次郎、竹木奉行笹谷彌一郎、町買吉田亦六郎なり。四方に虎落を付、二ヶ所に門を開き、足輕をして守らせ、竹木出入を改む。藥園の作事奉行は、太田又七郎•小林孫七郎兩人也、此度の普請無勘定にて諸〆り懈怠なかるべしと、兩老より申渡されしといふ。

同七月十日、學校領として、高貳千石を附らる。

同月普請大概落成しければ、泉•津田の兩士より、諸頭に觸けるは、

學校出來以後、御組中之次男惣次第出校仕候樣にと、御意に御座候、御觸之方は、拙者共へ可レ被ニ仰下一候、以上。

寛文九年七月十六日

津田重次郎

泉八右衛門

學校落成之分

學校周圍地、東•西。南六十間半、北四十間。(南北、百五十間。)

講堂、九間•十一間。　中堂、三間•六間。　食堂、六間•十一間。　東舍五區共に三間•五間。　西舍五區共に三間•六間。　校門。

七月廿五日、始て上校の式を行はる。至聖文宣王之書軸を中室に掛らる。江州小川の學士中江帷命の營書する所なり。巳ノ刻、藩山了介了介此時は播州明石に在しを烈公まねき玉ひ、此役を命ぜらる。中室の扉を開き、香案前に詣り、跪て上香俯伏す。老中及番頭•物頭以下諸生に至るまで、皆講堂に座しけるが、興て再拜。此再拜訖て、同聲に孝經を讀む。了介聖位の胙を中室の中座に置て闔戸す。老中•番頭•物頭、手づから此胙を取て本座に復す、諸生以下には泉八右衛門•津田重次郎胙をはさみて授レ之、各本座に還て後、三宅可三孝經を講じ畢て、各列次に退く。

此日參校の人數左に記す、

伊木長門。池田伊賀。土倉淡路。日置猪左衛門。池田主稅。池田三島左衛門。伊木勘解由。土倉四郎兵衛。日置左門。宮城大藏。小堀彥左衛門。湯淺民部。神圖書。下方權平。丹羽七郎。山崎大膳。伊木賴母。尾関源次郎。吉田齋。山内權左衛門。鈴木夫兵衛。森半右衛門。青木善大夫。土坂外記。岡田權之介。菅岡内助。田口平太兵衛。西村源左郎。都志源左衛門。加世八兵衛。石田鶴右衛門。菅彌七郎。喜多島忠左衛門。薄田藤一郎。俣野善内。落合彌左衛門。落合傳介。中村又之丞。岩井源四郎。三間勘助。田路助之進。吉田源介。大野淸左衛門。國府四兵衛。吉岡久六郎。藤岡傳左衛門。武藤安兵衛。野口傳左衛門。久保平兵衛。瀨野彌一兵衛。今中七右衛門。此外に小子八十五人座、奉行廿八、惣凡百六十人。

同八月十四日、伊木長門家來伊木權之介を使として、髭籠内に饅頭を入る。二ツを賜る。是諸生の勸學を慰するがためなり。同廿八日、池田主稅家臣宮市兵衛を以て同物を賜る。

同九月廿日、曹源公御熨斗目、御長上下、はじめて御中宗にて、御上香御再拜あり。

同十月有欠倭文新六孟子を講ず、翌年退去。廣澤喜之介も同書を講ず。此月三宅可三學房に至り十一月歸參。

同閏十一月二日、學校校門の大字の二額を外門校門に掲げらる。筆者は佐々木志津摩なり。

同九日、蕃山了介始て諸士數十輩を學舍に會して、道義を談說せり。これより每月數會。主稅。隼人。勘解由、番頭數輩なり。

同廿日、學校修造、悉成る。薄田藤十郎、戶田流太刀師古田源介、太刀の師となる。

同廿五日、曹源公より、學校役人。師範幷に諸生へ鷹を賜ひ、食堂にて頂戴す。其獻立、
汁鷹。牛房。大根。椎茸、膾なまこ。大根おろし、飯、煮物とうふ、燒物小鯛、香物、酒三獻、吸物玉子。のり、菓子蜜柑。

同廿六日、きのふのごとく鷹賜ふ。兩日合て貳百五十人也。

同廿八日、曹源公備後守殿を伴ひ玉ひ、御參校あり、備後守殿中宗にて聖位を拜せられ、廣澤喜之介書講す。

寬文十年庚戌正月五日、講初、蕃山了介中宗に詣り上香俯伏、廣澤喜之介講孝經。講事の式、去年七月廿五日始て上校の式と同じ。

同五月十四日辰中刻、烈公御長袴に小刀を佩玉ふ箱にて御參校、去年御參府の御留守落成し、當月七日御歸城ありて、今日初て御參校。盥洗し玉ひて中室に至らせ跪上香再拜し玉ひ、東の下段に御着座、時に日置猪左衛門披露し、入學の小子諸構成學校被仰付、學問仕事難有奉存候旨をのぶ、諸生は講堂にて一同に御禮をぞ申ける。それより菊・蘭・梅・橘・梧の文舍を御廻り、食堂の北の椽側を過させ、武舍の杉・檜・椰・竹を御覽ありて松舍に至らせ、御着座あり、師道役座奉行等久々勤勞のよし、池田主稅披露にて謁見す。直に馬場を廻り玉ひて、巳ノ刻過御歸城なり。

同廿四日、備後守殿家士星野平藏其壹疋をせ來りて學房に止宿し、御術を三間勘助に習ひ、九月三日宍粟に歸る。

同六月七日、暑氣に依て土用中參校止らる。以後毎年例として寛政に至る。同月九日、小子水練稽古藥園にて始め、奉行兩人これを監す。此日瓜を賜ふ。同月十五日、三宅可三京師より來り、直講。九月七日歸參。同廿六日、蒂山了介播州明石に往く。同七月廿四日、蒂山三太郎も明石に往く。同八月十三日、京師の伶人東儀修理・久保將監・中村右衛門等、學校におゐて備前の神職どもに音樂を教ゆ。

いつの事にや、水戸の奥山立庵督校の時、舜水の作にて、中華諸侯五廟の圖水戸の秘藏たる由を物語せしけるを、泉八右衛門それは寫置たきと語しけるが、江戸にて曹源公後圖を借玉ひ、やがて寫させられて、九月廿二日學校に來る、此旨水戸侯聞玉ひて、備前學校の圖を見玉はんことをのぞみ玉へば、此よし烈公に申せしに、寫遣すべしと仰ありて、やがて其寫を水戸に參らす、又、水戸よりは中華學校の圖の寫、十二月十日備前に來る。

十一月二日、泉八右衛門に、校内蒂山三太郎跡宅を賜ひこゝに移る。同三日、中江彌三郎、校内泉八右衛門跡宅を賜り移る。同月、石黑藤兵衛馳馬の師となる。

同十二月、直講・侍講師・諸生監、各に時服及び白銀を賜ふこと等あり。此月、日欠ニ簾を學校に賜ひ、諸師・諸生以下二百八十一人拜見す。

一、寛文十一亥年正月二日巳刻、太守卿本丸より、直に學校へ被レ爲レ成、御手水被レ遊、中室にて御燒香、俯伏再拜被レ遊、孝經を御讀初、終て中室東の下段へ御着座。日置左門中室南の障子明る、老中を始、講堂の面々不レ殘拜、何も座して富田玄眞孝經を讀出し、諸生一同に讀む、五等の孝にて讀終る。則、玄眞孝經の口少書釋仕る、訖て日置左門、神前に備ある三方取出し中室に置、太守

御手水被レ遊、中室に在る胙御手づから御頂戴、御歸駕の刻、何も胙頂戴可レ仕旨御意にて老中・番頭・近習、中室にてのし頂戴、過て津田重次郎・中江彌三郎中室にて神前之熨斗を箸にてはさみ、諸生を初め講堂の面々不レ殘頂ニ戴之一、太守中室へ被レ爲レ入、樂を奏す。御讀初ると止め、又胙之内樂を奏す。 樂人、并校内の役人、在の子共へは、中室の東西の下段兩方にて、山脇佐左衛門・石津彌六のしをはさみ頂ニ戴之一。

一、同二月廿九日、太守學校へ御成。如レ毎中室に暫く御着座。其より文舍・武舍不レ殘御打廻り、御馬見所にて、御馬、并、學校御馬御覽、御歸之刻、講堂に奉行中・師役中不レ殘並居可レ申旨御内意にて、講堂へ御出御意被レ成れば、何も、毎日骨折申候、留守中隨分精を出し相勵み可レ申旨、御直に御意なり、御退出の跡にて、他田大學・日置猪右衛門講堂へ罷出、諸生へ被ニ申聞一は去年中學校へ相詰候者共之大寄帳、去冬御内見に入候、如レ此學校御建立之處、無ニ懈怠一相詰候者共、又は講習之刻精出し罷出仕習可レ申と存る者共は尤之儀に思召候、又去る頃、善事集書を御披被レ遊候、子供之義に候得共、輕き事共と乍レ申善事に付申段まことに被ニ思召一候、彌何も精を出し相勤可レ申旨、今日御跡にて可ニ申聞一由御意に候、左樣に可ニ相心得一旨被ニ申渡一。

一、先年被ニ仰出一學校御掟共、如レ左可ニ書改一旨被ニ仰出一。私に曰く、こゝに先年被ニ仰出一學校御掟書とあるは、寛文六年假學校の掟書を、この學校へ其儘用ひられしを、今年左の如くに改め玉ひしなるべし。

掟・

一、學校之諸事、泉八右衛門・津田重次郎可レ任ニ指圖一事。　一、入學之者、禮義を正うして、文武の兩藝可レ習事。

一、家中宗子八歳より入學望次第たるべし、十一歳のものは、必入學可レ仕事。并庶子・庶人たりとも、品により可レ令ニ入學一、并十六歳より講習可レ仕事。

一、學者着座之次第、歳之可レ有ニ長幼一事。　一、斷なくして學校へ出入停止之事。

一、於ニ講堂一、公用・學用之外は、誰によらず、可レ爲ニ無言默禮一。付、學房にて對談一切停止之事。

一、門内へ草履取壹人之外不レ可レ連レ之、老中出入之時、小性一人可ニ召連一事。

寛文十一年三月

法式

一、出校候ては、直に面々之座に着、可レ有二端座一候、無聲讀書は不レ苦事。
一、毎年三度行儀能衆相改、善事帳に付可レ申事。
一、行儀作法等其外善事有レ之候へば、善事帳に付置申候。
一、褒割相濟候後、心儘に褒會より御歸候事、御無用之事。
一、一ケ月之内無二懈怠一出校被レ致、半日退出も無レ之は、善事帳に付可レ申候、但、一ケ月之内書歸二度迄は善事帳に付可レ申候、又、懈怠無レ之共、不行儀に被二相詰一候はゞ、善事帳に付申間敷候、樣子により不行儀帳に付申義も可レ有レ之候。
一、書歸之事講釋以前、褒割相濟候後、諸禮仕舞御歸可レ有候、然共氣色など惡敷、無レ據仔細有レ之候はゞ、帳番衆へ其仔細御申届候上にて御歸可レ有事。
一、褒割之節、列座に無レ之方は、中り候褒割を外し可レ申事。
一、讀書之座割相濟候已後、出校之衆は、帳番衆へ御斷にて御越可レ有候。
一、於二校内一衣類等かり着、其外何にても御借用御無用に候、若不レ叶仔細有レ之候はゞ、肝煎衆へ御斷可レ有レ之事。
一、近き親類、其外幼少之方、宿々にて同學衆御寄合、又は道づれ遊山等、御無用之事。
一、何之書にても、御讀仕廻候はゞ、さらへの後、獨讀を承、其後他之書へうつし可レ申事。
一、讀書點付候ても不レ苦事、但、自分にかな御付候て御よみ御無用之事。
一、獨讀之節雖レ遂二吟味一候間、學校にて讀書無レ之所は、口五字奥五字御書附候て御出、讀書所にて御居合ひ、肝煎衆の師匠成其壹人之印判無レ之候得ば、獨讀可レ承候。但、隙明御出校候日、即刻御取可レ有候事。
一、學校にて讀書不レ被レ成所をも、獨讀可レ被レ成候、御望次第に候、左候はゞ善事帳に付可レ申事。

不行儀之覺

一、出校して直に座に不レ着事。
一、用事無レ之に座を立徘徊之事。
一、足音高くばた／＼と走り歩く事。
一、ざれことする事。
一、ざれ言を云事。
一、さゝやき物語有レ之事。
一、戸障子あらけなるたてあけ之事。
一、行時或はせり合或は行當る事。
一、僞を云事。
一、言葉いや／＼しき事。

右不行儀之品有レ之候得ば、帳に付置、五つに成候て出校一日留可レ申候。右ケ條之外不行儀は、一度斷、二度目より帳に付可申候。

出校衆衣類之事

一、裕綿入共に上着は木綿御着可レ有事。　一、道服木綿か布か之外可レ爲ニ御無用ニ事。

一、冬中春まで木綿袴一下り之外可レ爲ニ御無用ニ、但、去年之古袴共に二下りは不レ苦、其外馬乘袴一下り不レ苦事。

一、洗惟子之外可レ爲ニ御無用ニ事。　一、夏中高宮袴一下り外可レ爲ニ御無用ニ、其外冬之袴同前之事。

獨讀之覺

一、讀樣達者にて、忘字なきは善事貳つ。　一、讀樣達者にて、一字之忘は善事一。　一、讀樣大方にて、忘なきは善事一。

一、さらへなしには増善一。　一、宿にて讀書之所を獨よみ候には増善一。　一、忘字四つ迄は善惡なし。

一、忘字五つは過一つに相成申候。　一、獨よみ不レ被レ成には過三十。

今年醫師數人に命じて、交替にして上校すべきとあり、これ參校の者の病用に備ふるなり。

寛文十二年壬子正月、津田道和學校へ來居。同月十二日、講學始あり。此日、鴈を諸生・諸師に賜ひ拜食。今日より十四日迄三ヶ日に、凡三百十一人拜食し六月十一日、烈公御致仕。十月廿八日、學監津田重次郎を免ずる。

延寶元年癸丑正月晦日、加世八兵衞・中江彌三郎學監となり、泉八右衞門總監となる。二月、朝倉庄太郎學房へ來る。後姓名を改て小原善介といふ。同九月廿五日、曹源公某國におゐて、勸進的を御覽あり、左の如し。

一、射手五十五人。內、三十五人弓組歩行弓・其外諸士嫡子・御目見濟の者、廿人は士の末子兄弟・御目見せざる者。

一、弓組與頭、喜多嶋忠左衞門・丹羽七郎左衞門。　一、射手後見、鈴田半四郎・田路助之進・久保田半之進・吉田定右衞門・門田茂左衞門。　一、矢代振、大鷹喜三郎・島田一郎大夫(此度の役にて上下を賜ふ)。　一、矢取、御草履取四人。　一、銚子加へ、久山長助・若林作之丞。

巳の刻にはじまり、未の刻に終る。金的射あけ竹田太郎大夫歩行弓組御前におゐて酒を賜ふ。初獻の時褒美として時服壹つ廣蓋に載す、長屋新左衞門持出る時、池田大學御庭に下り、金の的射上に付御褒美時服拜領難レ有奉レ存旨披露す。二獻の時組頭兩人、後見五人、的矢一手づゝ、各持出贈る。三獻の時、惣射手より、弦二筋臺に居へ贈る。今日、惣射手に赤飯・酒等を射小屋におゐて賜る。同廿六日の晩、藥園にて惣射手其外役人殘らず、二汁・五菜の料理を賜ふ、御禮として、池

田大學・日置猪右衛門宅に參る。十一月廿四日、烈公御參校、小原善介初て講經。

延寶二年甲寅、講堂に揭られし定書を改めらる。

定

一、學校の諸事可レ任二奉行之指圖一事。　一、入學之者、禮義を正ふして、文武の兩藝可レ習之事。

一、家中宗子八歲より十九歲迄、入學可二次第一たるべし。庶子・庶人たり共、品により可レ令二入學一事。

一、學者着座之次第可レ隨二長幼一事。　一、門內へ草履取壹人之外無用、老中出入之時は小性壹人可二召連一事。

延寶二年正月朔日

正月五日讀初、泉八右衛門聖所に詣、上香俯伏、衆皆再拜、市浦清七郎擊二柏子一、諸生同聲孝經を讀む、小原善介講孝經。二月廿四日、窪田道和仕進奉謁。

三年乙卯九月、御國用不足に依て此時禁裡御造營。專ら節儉を制せらるゝにより、來年より學校領地二千斛之內、地高五百石の物成を以て、學校の入用にあてらるゝよし命ぜらる。

四年丙辰正月十四日、弓馬の師範を學校に置こと止らる。二月、中江彌三郎依レ願學職を免さる。岩田七郎兵衛學職たり。

六年戊午三月、中江彌三郎致仕して校第を出づ。

七年己未十一月十四日、泉八右衛門・加世八兵衛・岩田十大夫、君命を蒙り、校內諸員を師て、半田山の御狩に從ふ役夫九十八人屬す。十七日、鹿壹頭を學校へ賜ふ。

天和元年辛酉、

二年壬戌二月十六日、中室文宣王の掛軸を徹して、至聖先師の牌位を安置せらる。曹源公みづから題し玉ふ所なり。此日始て釋菜乃を修めらる。公も御狩衣にて詣玉ふ。五月廿二日、烈公薨じ玉ふ。

貞享元年甲子二月潤日、上了釋菜あり。曹源公、及、信州君御上校、御狩衣を着し玉ふ。泉八右衛門布衣・岩田十太夫・加世八兵

衞長袴。同月十六日、中村又之丞學職となり、岩田十大夫同役。今月十日、加世八兵衞病死跡役也。七月、校内の武備を定めらる。小性格椙山宇助、青馬并借人四人、徒格三人、ヶ島借受鐵砲持各壹人、矢諸生ヶ借夫各壹人、矢諸生七人、ヶ島鐵砲持各壹人、則武彌七郎鐵砲持壹人。

二年乙丑、齋村・岡田・益田三人に射を習はせらるゝよつて、弓料を給せらる。

三年丙寅正月十四日、岩田十太夫・市浦清七郎とおなじく、廟監となり、且學職をも兼ぬ。二月二日釋菜、池田佐兵衞攝行。泉八右衞門病氣に依てなり。閏三月十二日、松井七右衞門學監となる。四月廿五日、山田藤四郎仕進。

四年丁卯、中村又之丞。松井七右衞門學校、市浦清七郎・岩田十大夫御留守となり相勤。若病氣又は故障有之節は、兩方より相助候樣にと老中被申渡。

元祿元年戊辰三月十六日、中村又之丞・松井七右衞門學職御免。御儉約に依てなり。四月三日、市浦清七郎・岩田十大夫、學監之輔を兼ぬ。小原善介亦これにかわる。同月、稱德亭・範馳亭、及、學房浴室を壞たる。御儉約によつてなり、但、南の端の客舍一所は、殘されし、此客舍は、今學監屋敷の後ろ東にて、萬波が宅なり。

二年己巳。

三年庚午、佐々木平子清之介六歲にて、大學の三綱領を講す。

四年辛未二月廿六日、井上宜令來り、養育給資せらる。

五年壬申正月廿三日、三宅誠庵講經。四月十日、坂口勘左衞門被召出、槍の師となる。

六年癸酉十月、岩田十大夫郡奉行となり、松井七右衞門學校を兼ぬ。

七年甲戌、山田藤四郎、閑谷學校讀書・習字の師となる。三月三日、小原善介學監となる。市浦清七郎御城へ勤仕に付てなり。

十年丁丑十一月六日、淵本彌惣左衞門、宍粟祠堂監となり、翌十一月より學校の事をも兼勤む。

十二年己卯十月廿五日より、備後國福山領檢地帳を學校にて書記せり。侍士數十人出る、其外步行等も出て、食堂にて書く。

十三年庚辰二月十六日、泉八右衞門老中に及び、學監を免され、市浦清七郎學監となる。六月九日、檢地帳を福山へ遣す。檢地之事八月七日、釋菜あり、攝主池田佐兵衞、執事市浦清七郎・松井七右衞門・淵本彌惣左衞門・小原善介也。

にて、二月釋菜なく、依て當り行はる。是より前、釋菜の擧立棗八右衛門毎年勤めける、同人病衰の時は、池田佐兵衛勤むる事兩度、此度八右衛門は、退役に付、佐兵衛勤む、已後、御同姓の臣擧主になる事、定例となる。十月檢地帳書畢、役人退校。

寛永六年己丑正月十七日、留方を槐舍に移され、今までの桃舍を學校勘定所とす。同三月、杉舍を學房として成就しければ、同月廿八日、來學の者こゝに移る。四月廿四日より、伶人樂の稽古梅舍にて始る。上に京師の伶人來り、學校にて備前の神樂に、樂を教へし事を記し、又、今年稽古初とあれば、京師の伶人、學校客舍に逗留し、其時こゝにて教へしのみにて、平生は外にて稽古せし事と見ゆ。樂習所は鷹匠町にありし百姓立の庭の内にありしといふ。八月廿八日、桃舍梧舍・橘舍・杉舍・槐舍を毀つべきよし命ありて、池田刑部より市浦清七郎・八田惣左衛門へ申渡す。是によつて、九月三日柳舍を繕ひ、學房とすべきため、諸生を當分松舍に移すべきよし、市浦・八田より申出ける。然るに、まづ、柳舍を繕ひは見合べきとの御指圖ありしが、同十四日に至り、五舍とも毀つに及ばず、其儘さし置、先規のごとくたるべしと、日置隼人より、清七郎・彌惣左衛門に仰を傳ぬ。同十月泮池橋破損しければ、新田の尻海屋仁兵衛といふ者請込、同月三日より取かゝり、同十三日成就。

正德二年癸巳二月朔日、會計會計は食堂の北に在り、今輔仁軒といふ、いつ改りしや。の西にあたりて、四疊半の小座敷成る。是釋菜の御名代の休足すべきために作られし也。同十一日、令ありて樂人着用の熨斗目、此度新製ありて、爾後は着用の度毎に、學校より樂人に渡すべきに定る。烈公の御時に、樂人へ熨斗目賜はりしが年經て破裂しければ、此度閑谷領を以て、新に製し渡されし也。

延享二年乙未八月廿日、保國公御入之節、芳烈公御影像を御模寫之御掛物御持參にて、中室において、市浦善藏へ御渡し被レ成、學校に納め置べきと命ぜらる。

同三年丙寅二月より、右御影像を中室西の間に安置し、釋菜の禮畢はり、配享始る。體酒薬、禮節とも中室に同ふして告辭なし。

同年釋菜より、毎年之御名代布衣着被二仰付一。

寛延元年戊辰二月、御名代又長上下に成る。學校の東なる勘略長屋一宇を學校に添へらる。是初め學校の内なりしが、元祿年壞れし地故、此度御返しといふ。此長屋渡りし代地に、表御門の外、中山下本側の地を表方へ出す此處を學校附小性組井上權藏に賜はりし。泮池橋、今まで板なれども、大破に及びければ、此度大島石を以て、柱をはじめ殘らず石となる。惣欄の橋も同じ。肥前唐津城主、土井大炊頭

観校に來らる。

寶暦九年巳卯十月廿五日、京都の伶人豐伊賀守上校、料理を賜ひ、箏・琴・琵琶等を彈ぜらる。是より學校内長屋に止宿せり。同廿七日、合奏あり。獨吹はをせ甘州也。十一月十三日、合樂あり、蘇合一疊、獨吹青海波・波返等也。同十五日、學校發足歸京せり、此時方金五ッを賜ふ。

同十一年辛巳十二月廿一日、壽國公の命にて、學校領昔年御減少の内、五百石を今年より御返し御附被ㇾ成候旨、河合六太夫・市浦淸七郎へ御用老より申渡さる。

同十二年壬午、馳馬觀の所を松舍の西に建られ、食堂の北に、厩をも建らる。

同年正月廿八日、北の方明地の内にて、八畝二十四歩入らるゝ旨、河合・市浦へ被二仰渡一。

一、學校扁額

學校校門、佐々木志津磨。講堂、熊澤猪太夫。輔仁、窪田道和。東西舍・食堂・飮室・中室、明呂子敬を摩寫。校厨・桃舍文庫、大夫軒小原善介。備陽國史、欒子松井七右衞門。

學校之式

一、正月五日讀書始。

一、仲春上丁有二釋菜之儀一。主君來臨、有ㇾ故則使下二同姓之臣一攝上ㇾ之。

一、毎月朔旦、會二校中書生於食堂一、講二白鹿洞學規一、輪講不ㇾ他之書下皆同。

一、三・八之日、講堂輪講四書集註、使下二十五以上諸生一聽上ㇾ之。又、學二武伎・樂官學樂一。自ㇾ巳至ㇾ未。

一、二・七・四・九、自ㇾ辰至ㇾ午。會二八歳以上之小生於食堂一、學二文字一、輪次往二東西舍一受ㇾ業。二・七講堂、講二小學一、使下二小生一聽上ㇾ之。

一、一・六、自ㇾ辰至二巳之中一、同上。

一、四・九之晩會二諸生於食堂一、輪二講五經一、及、使下二學生一講中習小學四書上。

一、一・六之晩、講二習近思錄・通書・啓蒙・學庸、或問大學衍義及宋朝諸儒之經說一。

其餘暇日、經傳・史鑑・諸書、會讀討論、同志之會集無二定限一。

東舍　菊、習二禮容一。梅・蘭、授二句讀一。橘・梧、敎二徒士以下之子弟一。桃、爲二校中諸士之治事一之所一。

西舍　松、君莅學之所居。竹・柳、學二武技一。槐、修二國史一。杉、學生會業敎習之所。

讀初之式　正月五日、朝五つ半揃出校、綿服・麻上下、四つ時、何も講堂着座。

開レ戶捲レ簾褰レ帳。上香俯伏。再拜。降レ帳垂レ簾闔レ戶。讀二孝經一、五等之孝まで。授二胙諸生一。

右畢て食堂に歸り、小豆雜煮・番物・鯛の吸物・酒を出校の者殘らずへ給ふ。それより積稽古の面々は、竹舍にて遣ひ初あり。

閑谷學校

寬文五年乙巳、津田重次郎に仰て、御先瑩を御改葬なるべき地をゑらまれ、重次郎こゝに來り土地を見置て、同六年丙午烈公御自身巡見し玉ひし時、木谷村の山奥に至り玉ひしに、此所は如何候べからんと、重次郎申上しかば、烈公聞し召れ、此境は往々學校取立べければ、其旨を心得居るべしとありし。

同八年戊申、木谷村奥山を切はらひ、まづ手習所に假學校を建らる。此時、重次郎に仰ありける趣は、學校は素より大願の事なれば、今迄の如く、其外になりては無益の事なり、最初より我等趣意を、汝よく知たる事なれば、後世迄も廢せざる樣にすべし、岡山の用向當時なし、在宅し然るべしと思はゞ、其心次第たるべしとぞ仰ける。此年、同郡友延村の新田古地にして、此處と替地にして、こゝを閑谷新田と號し、御朱印高の外になる。翌年、友延新田を、古法の井田に地を割られ、井田村と名付らる。

同十二年壬子、飲室・學房等、成就。

延寶元年癸丑、故講堂土木成る。今年八月十一日、木谷村を殘なく學校へ附らる。

同二年甲寅、故聖堂成る。

同三年乙卯、諸郡の手所を廢すべし、手習所は取崩し閑谷學校へ移し、家なき者に賜るべしと、九月九日命ありて追て閑谷へ移す。手習所にありし書籍も閑谷へ納められし。

同五年丁巳、文庫幷御殿、成る。過し元年、建られし講堂茅葺なりしを、今年黑瓦に改めらる。

貞享元年甲子、新聖堂建つ。今までありし聖堂を取拂ひ、新に善美を盡して建られ、大成殿と名付らる。

同三年丙寅、芳烈祠堂建つ。聖堂の東に建られしによりて、東御堂ともいふ。南御堂の瓦は、閑谷にて伊部の陶師来り燒出せしといふ。

元祿十四年辛巳、今迄の講堂麁なりとて再び土木を起され同年冬上棟あり。又學校の四圍に石壁を築かせられし。　同年聖像を禱らる

同十五年壬午、御納所御普請成。これも去年よりとり掛れり。　椿山ともいふ。烈公の御髭・髮・爪・齒を納められ、其上に馬鬣の如く小高く土を盛り、四圍に椿を多く植られしなり。

寶永元年甲申、烈公の御像を禱らる。

同四年丁亥、兩尊像、各御堂へ御安置。

同六年已丑八月十九日、和意谷・閑谷之事、郡方請込被ニ仰付一。御墓祭・釋菜等之節は、市浦淸七郎罷越相勤、入用は和意谷。閑谷附の物成を以、郡方より作廻可レ仕。御隱居様、御道具・書物之類は、岡山學校へ取寄、講堂・芳烈祠堂は其儘置、此外食堂・用場・客舍・米倉吉藏、ケ様之類取崩可レ申。豐島喜左衛門・淺野忠左衛門は、郡方にて相應之事に使可レ申、兩所番人等は郡方より宜敷可ニ申付一との御事。かくて九月五日市浦淸七郎より御郡方へ引渡す。然るに十一月晦日、また先規のごとく、兩所共淸七郎支配すべき旨、仰ありて寛政の今に至れり。

享保三年八月十一日　**釋・菜・之・儀**

前期一日、齋戒洗掃陳設。厥明夙興、獻官以下盛服聚ニ於東廊下一。袍幞深衣衫巾稱ニ時宜一。掌儀升啓櫝進饌菜。掌儀率ニ執事一者二人、盥悅以レ帮奉ニ饌菜一以罩ニ掩之一、升レ堂盛ニ菜於籩一、盛於豆一、奏レ篚啓レ櫝然レ燭、掌儀奉ニ饌菜一置ニ聖位前卓上一、菜左饌右。凡堂上將有レ執跪、則俛伏而後執以興置レ之、則置試ニ俛伏一而後興、其升降、祭主由ニ東階一、餘皆由ニ西階一。質明獻官以下、序ニ立於東廊下一上。西面北上。掌儀點閱。掌儀升レ堂、點閱陳設而降。衆皆就ニ堂下位一。獻官在レ前、掌儀・執事者次レ之、諸生又次レ之、皆北面上。　參神再拜。贊者離レ位少進云々。

以下至末、今之儀節、大同小異。

陳器

聖位龕前設レ卓、置ニ酒托於ニ卓中一、近北設ニ茅沙於龕下一、地上或以ニ盤承レ之。堂中設ニ香案一、置ニ燭臺二一、香爐・香盒各一於ニ其上一。堂上東南隅設ニ酒架一置ニ酒注一一、南嘴酒盞一、別以ニ平托一承レ之、蒙以レ巾。堂上西南隅設ニ饌架一、置ニ籩豆一、

籩左豆右、祝版一、於二饌架一籩豆南。布拜席二、其一在二聖位前一、其一在二香案前一。設盥帨架二、於二東階之東南向一、祭之盥在レ西、執事之盥在レ東。懸二燈籠一五、其二在二堂上東西一、坎二於正堂壬地一。

寛保二年八月廿三日　釋・菜・儀・

前期一日、齋戒洒掃設二陳器一。厥明夙興、獻官以下盛服、聚二於東廊下一、西面北上。　掌儀升褰レ簾啓レ櫝進二饌菓一。衆皆就二堂下位一。掌儀贊揖。參神再拜。贊者離レ位少進再拜訖、立二於主人之右一、西向贊曰再拜、衆皆俛伏、拜興拜興平身。　獻官盥帨升、焚香再拜。獻官詣二盥架一南北向立、執レ盥者以レ水授、帨盥訖、升レ堂詣二香案前一、贊司尊亦盥帨、從升遺二戸內一、獻官三上香、俛伏興少退再拜。　洗レ爵酌レ酒獻レ酒。獻官降、詣二盥架一如レ前、贊以レ盤奉レ爵從降、獻官授レ爵洗レ之、執盥者以レ水洗訖、以レ巾拭レ之、以レ爵授、獻官司尊執レ注、注酒獻官、以レ爵授レ贊乃詣二聖位前一、贊從レ之、皆跪、獻官奉レ爵三、祭二酒於茅上一興奠二於籩豆間臺上一俛伏少退跪、上下衆皆跪。祝讀祝、獻官再拜復位。祝盥帨升レ堂、執二祝版一跪二獻官之左一、東向讀レ之訖、置二於豆之西一東面、退跪二戸內一、獻官興再拜訖、降堂贊祝司尊從降皆復位。　衆皆再拜、辭レ神相揖而退。掌儀率レ衆升レ堂、焚レ祝徹二酒饌一、閉レ櫝下レ簾、扱祭器清二掃內外一、扃二鎖門戶一。　禮畢。

維

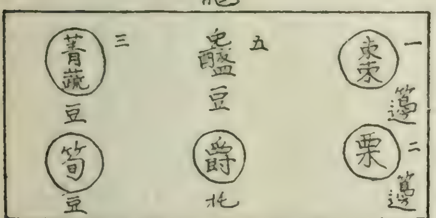
大日本寛保二年歲次壬戌八月丁亥朔、越二十三日己酉、備前州和氣郡閑谷學監市浦直方、敢昭告二于至聖先師孔子一。維師德配二天地一、道冠二古今一、刪二述六經一、垂二憲萬世一。茲惟仲秋恭修二釋菜之禮一、尙饗。

獻官、善藏。通贊、平藏。掌儀、彌左衞門。祝、才次郎。司尊、才次郎。贊、忠次郎。司盥、瀨介。執事、瀨介。執事、源大夫。同、武兵衞。司廚、半左衞門。

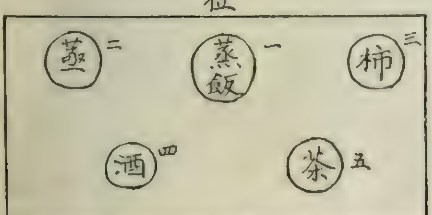
八月廿三日　芳・烈・祠・儀・

捲レ簾褰レ帳、才次郎・忠次郎。啓櫝、善藏。　設卓、才次郎・忠次郎。　獻菓、平藏・彌左衞門・安次郎。　參神再拜。上レ香俯伏再拜、善藏。　獻酒、善藏。

龕



神位



銚子、才次郎。捧盞、彌左衛門。獻茶、平藏。點茶、小源太。辭神再拜。徹卓、才次郎・忠次郎。閉櫝、善藏。降レ帳垂レ簾鎖レ室、才次郎・忠次郎。禮畢。

一、禮畢て、直に講堂へ往、堂中東授ニ神酒ー者一人坐す、北之方東上南面御役人、南之方東上拜見之者、何も神酒を頂戴、畢て神酒注と餘の土器を引、其跡へ書格を出して、大學・論語・中庸之内を講ず。

一、右畢て食堂御料理頂戴。

閑谷讀初

一、朝六ツ半比、木綿麻上下着、大成殿へ上り、手水遣、何も席に着。拜見も同斷。二人西階より上り、捲レ簾揚レ帳、神主の櫝を啓。但、聖像の唐戸は不レ開。席に皈、督學東階より上り、焚香俯伏、下りて席に歸、何も一同に再拜。又、右の二人上りて、降レ帳垂レ簾各退。芳烈祠へ上り、手水遣、席に着、直に一同に再拜して退く。捲簾なし。焚香俯伏なし。

右畢て、講堂の席に付、北の方南面諸役人、南の方北面拜ニ見之ー者、東之方西面講席、南の方末席に擊柝・發聲着座、相濟候節、閑谷役向詰に熨斗を載せ出、切熨斗を挾む、銘々着座の前にて受、夫より擊柝、孝經講出、着座之面々不レ殘同聲に五等之孝を讀む、終て講師孝經を講ず、退堂。夫より食堂にて、各飯臺着、御鏡雜煮・吸物・引續き御料理出る。

閑谷扁額

學校校門、佐々木志津摩書。大成殿・芳烈祠、佐々木萬次郎書。講堂中の掟書、神西傳右衛門書。學規、小原善介書。

習字所

寬文八年、郡々に手習所を立て、百姓の年少之者手習、幷算用、又學文すべき旨命ありて、追々土木を起しける。此時、岡山にも町手習所榮町今の町會所を建らる。あくる九年七月十日、命ありて兒嶋郡手習所入用之薪は、小生とも在所より銘々持はこぶべしとぞ仰渡されける。此薪のこと、兒嶋郡ばかりにや、但し諸郡同樣にや未レ詳。尤師役として、其郡の醫師の子弟、或は浪人、又は岡山歩行者筆行てつとめけるにや、手記所の內、閑谷は寬文十年に至り、學校を建らる。延寶二年十二月五日命あつて自今以後、手習所一郡に一所づゝたるべき旨仰ありて、郡合十二ケ所に定められしが此年烈公すでに致仕し玉へども、此仰は、

烈公の命じ玉ふといふよし。同三年、烈公・曹源公仰合され、爾來手習所は癈すべしとの事にて、九月九日命下りけるに、手習所を取崩し、其家をば閑谷學校へ移し、家なき者に賜り、又、手習所の書籍等も殘らず閑谷學校におさめらる。

習字所在し村々左のごとし。

津高郡、野々口村・紙工村・今岡村。御野郡、上中野村。赤坂郡、西中村・仁堀中村。磐梨郡、宗堂村・梅村。和氣郡、伊部村・香木村・和氣村・閑谷新田。邑久郡、福岡村・牛窓村・鹿忍村・尾張村。上道郡、久保村。兒嶋郡、北浦村。備中窪屋郡、韓部村。同淺口郡、西大嶋村。

右習字所出來之後、津田重次郎より、渡邊助左衛門への書翰の留、郡會所に有、爰に寫。

覺

一、在々手習所之教先手習算用、此二色に仕度存候事。

一、文字讀は望申もの計に教候樣に仕度存候事。

一、右之手習・算用之師匠は、前庄屋を仕、年罷寄只今障にて居申ものゝ、又は庄屋・年寄之弟歟子か、無レ左とも、子共を引廻可レ申と思召候ものに、常さして手づから家業を不レ勤ものを御見立、半年かわり歟、一年がわり、手習所へ詰させ候樣に仕度存候事。文字讀之師匠は、學校へ罷出申、在々之子共之内を望申所へは、かわり〳〵銘々之郡にて、手習所に遣し可レ申候尤其手習所之近所に、四書小學の文字讀覺候もの有レ之候へば幸之事に存候。

一、手習所へ出候子共は、肝煎庄屋之子共、幷、村々庄屋年寄、又は平百姓にても、手前□□(マヽ)下人も召仕、世倅一人手習所へ通せ候分は、陸さして事かぎ不レ申ものゝ子供を、月十五日手習所へ詰せ申度候、右之者共は、年長じ候得ば、皆公用を勤るもの共にて御座候、左候得共、物書・算用不レ仕候ては不レ叶儀に御座候間、此旨被ニ仰聞一望不レ申候共、手習所へ御出し可レ給存候、尤年寄百姓之内、小身にて子共手習所に出し、勝手迷惑仕候ものは無用に仕度候、小百姓之内にても、手習所出し度と望候ものは、望次第に仕度存候事。

一、講釋之儀は、民の障を考、肝煎庄屋、幷、村々庄屋・年寄、又は身をも持候百姓、手習所へ寄せ一年に一度か二度、講釋望候ものは望次第に仕度存候事。

一、講釋仕候ものは、此方より在々へ廻し可レ申事。年に從ニ公儀一御米被レ下候分にては、すへつゞき申まじく候、民の風習を

御急なく、年久敷、手習所の數つゞき不レ申候ては、益御座有まじくと存候、左候へば民之心に、手習所之教好候樣に何とぞじれんに被レ成かけ、五七年も過候はゞ、御奉行衆之御心得にて、何とぞ民さして迷惑不レ仕、手習所一ケ所之入用は子共を出し候親々造作仕、公儀之御かまひ無レ之樣に、只今より御目論被レ成候樣に仕度存候、此度被レ遣候御米は、民共すゝみ心出來申内計被レ下候樣に仕度存候事。

一、私存寄之趣は、右之通に御座候得ども、遠方之儀、其上民情不案内にも御座候、又は所々により、もやうかわり可レ申候得共、しひてケ樣に被ニ仰付ニ可レ然共不レ被レ存候間、右之趣御同心之御奉行中は、右之通可レ被ニ仰付ニ候思召寄る有レ之、御衆中は入用米御請取被レ成、今明年は、先御心儘に被レ成ニ御覧ニ可レ被レ成候、其上にて樣子承、又御相談可レ申候、然共後々は從公儀御米不レ被レ下、民共すゝみ、自分として何とぞ手習所つゞけ申候樣にとの義は、御主意に御持被レ成、縱去年まで御やとひ被レ成候物讀當分又御やとひ被レ成候共、後々從ニ公儀ニ御かまひ無レ之時節かた付候義、今より御了簡專一に存候。

三月廿三日　津田重次郎

渡邊助左衛門樣

渡邊は和氣郡の郡奉行也。(渡邊が家譜を見るに、明曆三年正月廿七日、和氣郡御郡奉行被ニ仰付ニ、寬文十二年迄十六年相勤同十月役義御替被レ成、邑久郡并和氣郡・磐梨郡御代官引上被ニ仰付ニとあり在宅と見ゆ)。和氣郡へ土着せし也、定て郡吏の筆頭故、一名にて申遣すと見たり。又、此津田が覺書年號なけれども、寬永十二年なるべきか、又は手習所造られし翌年かの内ならん、十二年といふは、此年十月渡邊役替とあるに依ていふなり、されども何の所見もなし、後人たゞせ。

備中西大島村の手習所に掲げしものか、寬永(マヽ)年中の月日、ある會約ありて、今鴨方西山故齋が書齋にあり。又は、口林村田中九左衛門といふ者、伊勢講と稱して、毎月朔日近邑の者を會して、四書・小學を講じて、是がために條約を設と、墓誌に見ゆ、若、伊勢講の會約か、其文爰に寫す。

會約

一、父母に事るに孝を以し、心を和げ、敬レ之順なるべし。

一、兄弟の際睦じく、兄としては弟を愛し、弟としては兄を敬ひ、物我之私不レ可レ有レ之。

一、凡、年長ぜる人をば父兄の如く敬ふべし。

一、朋友の交、たがひに誹り、譲り、信なるを以て本とすべし。浮氣の輩に與して、無禮不義の働不レ可レ有レ之。

一、凡、人の子弟たるの職分力を盡して勤て、少も隋るべからず、書を講習する事、其暇を以てなすべし。

一、男色女色の邪行は、人の心を傷ひ、身を不義に陷るもの、是より甚しきはなし 況、少き時戒ること色にありといへり、確しく禁止すべきものなり。今此邊土幸に時に遭て、我輩聖賢の書をよみ、講習する事、人生の大慶也、然るに、此等の邪行改ること不レ能して、蔽ひ隱し、聖賢の書に向ひなん事、嗚呼天命を不レ畏、聖言を侮る罪如何とかせんや。故、自今此會に列る者、此等の邪行に於て盡く除去、行儀を正すべし、若一も背犯することあらば、速に會を可レ退者也。

齋藤宏　寫

佐藤健太郎
澤渡廣孝（印）　校

吉備溫故秘錄　卷之七十一（學習武伎）終

昭和六年九月廿五日印刷
昭和六年九月三十日發行

非賣品

吉備群書集成

不許
複製

吉備群書集成刊行會

編纂兼發行者　森田敬太郎
東京府荏原郡目黒町上目黒三五〇番地

印刷者　鈴木清三
東京市神田區表猿楽町一番地

印刷所　昭文社
東京市麹町區三番町六八番地

發行所
東京府荏原郡目黒町上目黒三百五十番地
吉備群書集成刊行會
振替口座東京五五八二七

吉備群書集成刊行會

總裁　男爵　阪谷芳郎

會長　法學博士　平沼淑郎

會計監督　矢野恒太

同上　山成喬六

理事　森田敬太郎

編纂顧問　文學博士　沼田頼輔

同上　文學博士　齋藤清太郎